收容書目

日本經濟叢書

卷三

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷三目次

解題

不亡鈔

本書は學問、禮樂、孝養、育子、農工商、水土、稅法の事等より、奉行幷執權、武士平常幷戰場の事等、種々の事項に涉りて、敎訓的の意見を記述したるものなり、著者の經濟上の意見として、見るべきもの多からずと雖、本書は從來板本に之れなきのみならず、寫本として流傳するものも亦稀なるを以て、此に收採することゝせり、著者室鳩巢の傳は、第二卷兼山祕策の下にあり

題名は著者の自序にある如く、老子が「死して亡びざるものは命也」と云へるに因み、「我れ死して存するものは此の鈔ならん」と云ふ意に出るものなりと云ふ

獻可錄

本書は室鳩巣が幕府の諮問に答へたる、政事上の意見書なり、南涯村山濟なる人の跋文に依れば、本書十八編は、同人が幕府に縁故ある者より之を得て、自訂正を加へ、新たに獻可錄と題名して、之を同志に傳へたるものなりと云ふ、又篇中の五常名義は、前既に上梓して、世に行はるゝも、教の先とする所、政の本く所を知らしめんが爲めに、敢て謾りに之を闕がずと、記しあるを見れば、本書は勿論南涯が、自ら編輯したるものにあらず、初めより既に一の成書となりて、(題名は或は之れなかりしも)此の儘幕府の文庫若くは當路者の家に祕し置かれしものなるべし、總じて鳩巣の著書なるものは、白石、徂徠等の著書と同じく、頗る繁蕪にして、眞僞疑はしきもの多し、本書の如きも、亦種々の題名の下に、種々の類似本あり、例へば鳩巣上言錄(寫本三册)政要祕談(同上四卷)駿臺祕書(同上一卷)鳩巣先生祕錄(同上二册)鳩巣稟申(同上)

東窓閣祕錄(同上三册)等の何れも大同小異にして、各々多少文辭に出入あり、條目に前後ありと雖も、要する所本書の節畧又は異名に過ぎずして、其の内容は概ね本書の外に出でざるが如し、是れ蓋し本書を寫傳せる者が、各々自ら勝手に、之を改作し、或は條文を易置し、或は書名までも變更して、之を收藏し居たるに因るならん

本書は鳩巣の政治經濟意見の最も纒りたるものなり、之を兼山祕策に比すれば、彼は浩瀚なるだけ、雜駁を免かれざるも、此れは全篇の體裁稍々備はれりと雖も、本書は元來前記の如く、幕府の諮問に答へたるものにして、制度、法制及官吏の選任に關する事等は詳かなれども、物價、金錢及社交問題等に關する著者の意見は勿論兼山祕策によらざる可らず

本書は從來世上に板本なし、此に採用せる原本は、著者が藏する所の寫本六册本に基き、二三の異本を對照校正したるものなり

識割錄

本書は靖獻遺言の著者として、有名なる淺見絅齋の講演筆記なり、絅齋名は安正、京師の鴻儒なり、初め醫を業とし、高島順良と稱す、後ち更めて淺見氏を稱す、人と爲り剛直にして、士節を重じ、好んで天下の豪傑と交る、偶〻山崎闇齋を見るに及んで、大に其の學德に心服し、翻然業を廢して其門に遊び、刻苦研鑽、遂に崎門三傑の一人となり、專ら三綱五常の學に志し、其の帶劍には赤心報國の四字を鐫し、慷慨激烈、終生誓て足を關東の地に容れざりしと云ふ、本書講演の主旨は、勿論絅齋の學說の特色を發揮したるものにして、直接に吾人の所謂經濟問題に觸るゝの點は、楮幣遣ひの事、富賭博の弊、及井田の事等にして、其の條項誠に寥々たりと雖、亦以て著者の經濟說の一斑を窺ふに足るものあらん、絅齋は承應元年近江高島に生れ、正德元年京師に歿す、著はす所本書、及靖獻遺言の外に、物說一卷、精一集說一卷、

明德說一卷、論性諸說一卷、三綱八目知止能得一卷、聖學講義一卷、忠士筆記一卷、辨大學非孔子遺書辨一卷、小學講義六卷、其他數十種あり

本書の底本は編者收藏の寫本にして、多少の脫字誤字等を免かれざるも、傳本頗ぶる稀れにして、他に對比校訂すべき異本なかりしは遺憾とする所なり

政談

著者荻生徂徠は、江戸の碩儒なり、通稱は惣右衞門、字は茂卿、徂徠又蘐園と號し、自ら稱して物部大連の後裔なりと云ふ、初め帷を都下に下して、洛閩の學を講じ、蘐園隨筆を著はして、伊藤仁齋派の古學を詆誹したるも、後ち大に覺る所ありて、自ら一派の復古學を主張し、頗ぶる激烈に宋儒の意見を排擊せり、徂徠の說を約すれば「孔子の道は先王の作る所なり、治國安民の要、即ち經濟の術は、仁に在り、仁を行ふは禮樂を興すに在り、之を外にして所謂先王の道なるものなし、善惡を人の心に求めて、專ら性理を談ずるが

如きは、子孟以下宋儒の妄誕にして、孔子の遺意にあらずと云ふに歸す、其の說の當否は且らく措き、此等の學說が、當時迂遠迂濶なる腐儒の陋見を啓き、享保以後の學者をして、多少國家有用の實學に向はしめたるの功績は、決して沒すべからざるものあり、我が經濟學が徂徠に負ふ所少からざるは、實に此點に在りて存することにして、其の勢力が遠く佐藤信淵一派の學說にまで及びたるは、頗ぶる著明の事實なりとす、徂徠は寛文六年生れ、享保十三年歿す、南郭集第四編に「物夫子著述書目記一篇」あり、其の畧に曰く、「喬嘗與二護社之盟一久矣、且臨二夫子易一レ簀時一、親受二著述傳貽之囑一、乃與二一二三子一患二其督亂如一レ此、相與以二其平日所一レ與聞一、重討二論之一、定錄二其書目一、以防二姦僞一云々」、「辨道一卷、辨名一卷、論語徵十卷、大學解一卷、中庸解一卷、文集三十一卷、度量考二卷、絕句解三卷、答問書三卷、孫子國字解十三卷(右十部既刊)絕句解拾遺(夫子歿後門人刊行)譯文筌蹄六卷(夫子初年授二門人一而令二筆受一者、雖二既刊行一焉、晚年頗有二毀廢之志一云々、後篇未刊者、亦舉以レ火レ之、今世姦猾之徒、

私刊後篇、或更題目行之者、往々有之云々）蘐園隨筆五卷（夫子中歲之作、至于晚歲、亦毀廢不用）文罫一卷（初年所作、前已焚毀）吳子國字解五卷、讀荀子四卷、讀韓非子三卷、讀呂子四卷、古文矩一卷、明二直隸十二省考定圖一帖（右六部中歲作、未成者、或起端而不竟者、必當竢刪定然後視人者也）唐後詩十集七卷（半已刊行）四家雋六卷（評未全備）明律國字解三十七卷（晚年作、唯爲律語多難讀、而作解以藏于家而已、云々、若依此爲律易解、人輒用之、則害於其政、當秘而不視爾、乃與盟者八人、特得睹耳、餘雖同社、不許輒視）樂制篇一卷、樂律考一卷、鈐錄二十卷附三卷、（右三部亦頗秘、不許刊行）琉球聘使記一卷、幽蘭譜抄一卷、琴學大意抄一卷、文變一卷、韻槩一卷、滿文考一卷、葬禮略一卷、詩題苑三卷、南留別志五卷、廣象棊譜一卷（右十部一時戲作、亦小而辨物爾、不必當弘行者）以上凡三十六部、百九十一卷、不見以上日中者、皆非眞也、惟後進君子有取裁焉、世固多姦僞、或有盜藏而私寫者、至深秘焉、益爲韞匵而藏諸、以待高價、然魚魯失眞、一同棄物、有

學識者、自知其不可用」服部南郭の記する所は斯くの如しと雖も、諸家著述目錄は、前記の外、尚三十餘部の著書を列擧したり、而して南郭の記する所に據れば、此の三十餘部は、皆眞の著述にあらず、或は著者が他見を憚りて私に秘し置きたるものを取出して寫取り、誤謬も正さずして、世上へ傳へたるものもあるべく(一)、又姦黠射利の徒が、徂徠の大名に托して、故に僞作したるものもあるべく(二)、又既に刊行し、又は寫傳せる著作の中を、拔萃摘錄して、一部の成書の如く、裝ひたるものもあるべく(三)、又全く他人の著書を誤り傳へて、徂徠の著作となせるものもあるべし(四)、之を要するに徂徠の著作は、其人の高名なりしだけに、贋造僞作、頗ぶる多しと雖も、南郭が「不見以上目中者皆非眞也」と云ふの言に依り書目中に見えざるものは、皆僞作なりと信ずるは、其の當を得たるものにあらず、現に本書「政談」の如きは、南郭の書目中に見えざるも、是は勿論徂徠の著作に相違なかるべきは、何人も疑はざる所なるべし、史の傳ふる所に依れば、享保年間幕府屢々徂徠を召して、

政事上の意見を諮問したることあり、徂徠乃ち此の「政談」を内密に奉りて、時事を論じ、暗に新井白石の意見に反對したるものなれば、之を自己の著述として、人に示さゞりしは、本書の末文に「此物語ハ弟子ニモ書セ候ハズ、自身老眼惡筆ニ認メ侍ル也、奉入上覽後ハ、火中有度事也」とあるに徴して明ならずや、「文會雜記」の著者、湯淺常山の說に依れば「本書の草稿は徂徠直に之を焚き棄てゝ、春臺にも見せざりし由」、云ひ傳ふる程の祕書なれば、南郭は、よし之れあることを知れりとするも、その書目に加へざりしは、寧ろ當然の事ならん、故に本書は徂徠の原書に對照すれば、或は多少の誤謬は之れあるべきも、南郭の書目に見えざるの故を以て、僞作とすること能はざるは言を待たず、本書の底本は、編者收藏の寫本と、拙修齋叢書本(大本活字板)とを對校したるものなれども、拙修齋本不良なるを以て、主として寫本を取れり

(參考)本書は德川時代に於ける政治經濟書中、比較的最も完備したるものゝ一にして、殊にその社會問題に關する部分、即ち浮浪遊民の弊を論じ、江戸市

中の膨脹を痛斥して、諸國への人返へしを說き、又諸士の村落生活を勸告するが如きは、今日の社會經濟學者が口にする所と、殆んど全く符節を合するもの丶如し、武士を本位とし、商人を厄介視するが如き、當時共通の偏見を免かれざるも、兎に角眞面目に一讀するの價値あるものなり

太平策

本書は眞に徂徠の手に成りしものなるや否明確ならず、或は云ふ、隋の王通の「太平十二策」に倣ひて作りたるものなりと、其全篇の文勢語氣に就て察すれば、固より著者の口吻に出づるに似たりと雖も、內容は槪ね政談より拔萃燒直したるが如き痕跡ありて、甚だ疑はしき點あるを免かれず、然れども本書は昔より徂徠の著作として、一般に認知せらるゝ所にして、德川時代の學者は諸書に之を引用し居るが故に、此には疑のまゝ之を收錄せり、本書の底本は編者の收藏せる普通の寫本に依れるものなれども、編者は別に一ツの異

本を藏せり、此の異本は乾坤二卷にして、坤の卷は十中八九まで政談の一部分を丸抜にしたるものにて、文章字句全く異なりたる所なし、故に此には底本として他の普通寫本を採擇したりと雖も、此の普通寫本も、亦總て一樣ならず、或は上下二卷本あり、或は上中下三卷本あり、多少字句の差異なきにあらざるも、その內容は總て大同小異なり、著者の傳は政談の下を見るべし

度量衡考

本書は、元來度考、量考、及衡考の三書より成るものにして、度量二考は、荻生徂徠之を著はし、衡考は其弟荻生北溪の著す所なり、北溪、兄の二考を幕府に進呈するに當り、更らに自ら衡考を作りて、之に附錄したるを、官命じて之を合刻せしめたるもの、即ち本書の底本なり、內容は支那の諸書に徵して、周漢以來元明に至る度量衡を考證して、詳かに此の三器を說明せるものなり、然れども徂徠の度量考に付き、文會雜誌に記する所を見れば曰く、「徂

徠ハ算用ノ出來ヌ人ナリ、度量考ヲ著ハストキニハ、紙ノ切端シニ數字ヲ書キ付ケテ、算用セラレタリ、又本書ハ春臺ニ見セ其ノ誤ヲ正サシメタルモノナリ云々」若し斯くの如しとすれば、本書は果して信賴するに足るべきや否、甚だ心許なき事共なり

荻生北溪、名は玄覽、字は叔達、通稱は惣七郎、徂徠の弟にして、平生自ら物觀と稱す、幕府に仕へ儒官となり、博學を以て聞え、寶曆四年八十二にて歿せり、著す所は夫の有名なる七經孟子考文補遺三十二卷の外に、建州始末記一卷、九族內外詳辨二卷、他姓養子議一卷、淸朝探事二卷、淸朝三藩邸報錄四卷、滿漢官員品級考二卷、臺灣亂傳聞記一卷、滿洲八旗色目考一卷、淸客問答一卷、大義覺迷錄譯解六卷、玄覽子二卷、北溪雜著十二卷、北溪文集二十四卷あり

大正三年八月　　瀧本誠一

不亡鈔

室鳩巣著

不亡鈔序

此題號老子に本づく、老子は代々長成の名を得たり、然れども關を出るの後、終に其人を見ず、唯書典を存するのみ、凡人の先滅するものは言葉なり、久して不レ滅ものは書なり、老子曰く、死して不レ亡ものは命ながしと、我死して存するもの此鈔ならん、故に不亡を以て此鈔の名とす

室氏直清識

不亡鈔總目録

卷之一

卷之二

不亡鈔卷之一目次

不亡鈔巻之一

鳩巣　室直清著

學問之事

一　道は天地の道也、人の道に在事實に魚水に有が如し、魚は水より生じて水に長成し水に飲食す、人は道より生じて道に長成して道に飲食す、魚外を不レ願時は水に始りて水に終り、人外を不レ願時は道に始て道に終る、人の慾を追て道を離るゝ事、只魚の餌を逐て水を離るゝが如し、故に人無慾なる時は一生道を離るゝ事なく、道に出生し道に長成し道に老衰す、只人間のみ然るに非ず、禽獸も亦然り、雁の胡に生て南方を願ひ、鹿の山に生て田野を願ふ、皆慾を逐て其道を離るゝ者也、若無慾ならば道に出生し、道に長成し、道に老衰すべし、獨艸木は無慾也、故に長成し道に老衰して自災をとらず、天下の道に不正と云事なし、漸く長成するに及て、慾を追て道を離るゝ、無慾を追ざる時は一生道を離るゝ事なし、是則赤子の心を不レ失して赤子の生を遂る者也、按に、赤子は道に出生するの初、純一無慾の時也、是を不レ失を大人として、是に歸するを得道とす、故に今人無慾なる時は則道に合ふ、影闇の如く香味の如し、但道に合ふ事は自然に道を辨ずる事、學問の力也、道に合ふ事は魚の水

にある如く、道を辨ざる事は魚の水を知ざるが如く、魚は水に住て水を知ず、人は風に住て風を見ず、是道に合て道を不レ辨の譬也、道に合ふて道を不レ辨は、只盲人の鄕道にあるが如し、常に道を過ぎて道を不レ知、明智の人は道を求ずして能道を辨ふ、明目の人の途を不レ求して途眼裏にあるが如し、故に明目の人は能往還し、明智の人はよく進退す、其心聊も不レ疑して所々皆安樂也、途を求る事は目を明にするにあり、道を求る事は智を明にするにあり、人もと目明也、心もと智明也、おほふ事なければ不明と云事なし、故に無慾は學問の本也、學問は道を得るの本也、道を得るは聖人の本也、故に學問は無慾を爲レ本、得道を要とし聖賢の千章萬句畢竟は此に止て、別に傳法有に非ず、學者想を盡すべき所也

一　學問といふは不レ能所を學び、不レ知所を問の義なり、故に師をもとむる事を要とす、但しその人眞實なくば、孔孟を師とするとも又なんの益かあらんや、是を以て孔孟みな末代に師なからん事を不レ患、只學者なからん事を患ふ、誠に學問は眞實を以可レ求、或人問て云如何や是眞實、對て云、今我堯舜を學び、孔子を學び、顏曾を學ぶは眞實にあらず、天子にして庶人を學び、庶人にして天子を學び、幼にして長を學ばゞ眞實にあらず、今心慾におほはれ氣に奪はれ、世人に係らば眞實にあらず、只天下古今に不レ係して、心を以て學び心を問ふべし、心を以學び心をもつて問はば、粧鏡を開て立が如し、心にあらずして問ば、粧鏡を掩て立が如し、粧鏡不レ開ときは不レ見、人心不レ見時は不レ曉、故に學問

は眞實を以可ㇾ求、若目眞實なる時は滿街皆師たるに足れり、只人を師とするのみにあらず、天地萬物師たるに足れり、神道の傳に云、神道に書籍なし、天地を以書籍とす、易に云、易は聖人の作意にあらず、則天地の易なり、是皆天地萬物同源一統の義なり、天地萬物同源一統なる時は皆爲ㇾ師に足れり、故に程子は青草を見て生意を悟り、晦翁は山水を見て仁を曉り、象山は馬の嘶を聞て性をさとる、然る時は師是天下に滿といへども、眞實なきゆへに學ぶこと不ㇾ能ものなり、眞實といふは我心なり、之を求るに方なし、只世間の利慾を捨て早く赤子の心に立歸るなり、赤子は則眞實の人なり

一　抑學の由來する處を考るに、伏羲の河圖より起て文武周公に傳り、孔子に及び孟子に達し、程子を歴て朱子晩年の工夫に至る、古傳を考るに、伏羲氏の天下に王たる時、龍馬河より出背に奇文あり、伏羲圖して後世に傳ふ、所謂河圖也、文は則天地陰陽の數也と、案ずるに、天地も道より生じ、萬物も道より生じ、一物を生ずる事實に天地を生ずるが如し、故に天地に萬物の數有、龍馬獨然るに非ず、只其の文の掲焉なるのみ、聖人是を取つて後世に傳ふる事は、天地も本道より生じ、萬物も本意より生る故に、道に長成し道に老衰して、道の外に進退すべからざる義をなす、道と云は陰陽也、陰陽は相離るゝ事なし、其の道源を語る時は、外陰にして內陽也、其道流を語時は、外陽にして內陰也、陰陽の離れざる事を見よ、故に陰陽は天下に充て萬物を不ㇾ殘、今天地に考れば、天は陽にして地の爲に生じ、地は陰にして天の爲に生ず、今海陸に考れば、陸は陽にして海の爲に生じ、海は陰にして陸

の爲に生ず、艸木に考れば、根は陰にして枝葉の爲に生じ、枝葉は陽にして根の爲に生ず、今支體に考れば、手足は陽にして體の爲に生じ、體は陰にして手足の爲に生ず、今人倫に考ふれば、君は陰にして臣の爲に生ず、臣は陽にして君の爲に生ず、實に天下の萬物内外なき事能はず、内外は陰陽也、實に天下の萬物四方なき事不ㇾ能、八方なき事能ず、四方も陰陽也、八方も陰陽也、陰陽は道也、故に天下の萬物道に不ㇾ生と云事なし、道に成長せずと云事なし、聖人は是を知て是を能す、愚人は是を不ㇾ知して是に從ふ、故に聖人は龍馬の數をしる、只其の心知音に逢ふが如し、圖を圖して以て後世に傳へ、是に則て易を作るは、孔子の堯舜を祖述し、文武を憲章するが如し、皆後世の疑を定て億兆の信を生ぜん爲也、代替り時移て道學衰ふ、只周の文王獨河圖を傳へてよく易道を辨ふ、殷紂王が爲に羑里に苦む、文王危きを見て易に辭を繫ぎ道を後世に傳へんとす、既にして免れて周に歸り、武王周公に道を傳ふ、武王に至て殷滅す、善其道を天下に行ふ、武王崩じて周公執政す、成王成長して周公讒を蒙る、周公位を辭して山陰に赴き、危難に及ぶ事三年也、終に道の不ㇾ傳事を患ひて易を筆作す、周政衰へて孔子出、弘く往聖の道を學て最易を貴む、顏淵初道を傳ふ、孔子に先達て卒す、孔子患て詩書を刪り、禮樂の端を開き、三聖に繼て易を明にし、道を後世に傳へんとす、晩年曾子一貫の道を傳ふ、年少して道未ㇾ長、孔子不ㇾ安、麟を感じて春秋を作る、孔子卒して道曾子に在、三省の功を積戰兢の實を攻て、終に聖人の心法を繼人を誘るに忠恕を以てし、子思を得て道を傳ふ、子思の時、

孔子門弟の學天下に遍しといへども、悉く其道を失して功利を貴び、子思ひとり天命性道を辨て、學の聖人に至るべきことを知る、終に中庸を作して孔子の道を傳ふ、子思卒して後孟子出、中庸を見て道を曉り、歷代の書を破學して赤子の心に立歸り、大人の道を安じ浩然の氣を養ひ得たり、孟子の後久しく道不ㇾ明、宋に至て張邵の學天下に英たりと雖猶大道をしらず、河南の程伯子出るに至て終に孟子の心法を繼、故に張邵の學後來却て程子を爲ㇾ宗、大道に趣き向ふ、是に於て天下の學孔孟を貴て諸子の不ㇾ可ㇾ用事を知る、然共程伯子卒するに及て道を傳る者不ㇾ多、たゞ弟程叔子の學諸儒に冠たり、易の不㆓知易㆒事を憂ひて終に傳を作る、年を經て新安に朱子出、二程に便り孔孟に本づき、歷代の書を學て往聖の道を明にせんとす、終に大學、論語、孟子、中庸を以て四書とし、毛詩、尚書、周易、禮記、春秋を以て五經とし普く事理を講談す、只重ずる所四書と毛詩と周易とにあり、故に其註解を作て聖學を後世に傳ふ、晩年頻に德に進む、自其註解を顧て猶本經不ㇾ合事を患ふ、忽筆を取て是を改む、大學より始て論語關雎の章に至る、不幸にして卒す、本朝に傳ること仁德天皇の御宇に始り、南家江家其名を蒙と雖、皆漢儒の說に迷ひ、唐賢の學に落入、詞章記誦の外心に得る處なし、近代東福寺の桂庵是を學て頻に其說を疑ふ、既にして朱子の四書を見る快然として心に合ふ事あり、終に大明に入て儒を傳へて歸る、先薩州に至る島津貴久元より學に志あり、禮を卑し幣を厚して桂庵を招き、師弟の義を以て交る、桂庵謂て曰く、我大明に入時只儒を傳へん事を思ふ、儒を傳へて後、朝に歸て儒

を弘めん事を思ふ、然れ共今朝に歸て儒を弘むべからず、貴久獨り儒を傳ふべし、我是を去て又何國にか行んやと、終に薩州に止る、戰國の間政教分離す、故に其學帝都に聞る事遲し、妙壽院藤斂夫多年儒書を學て古注の本經に不レ合事を知る、後新注の大全等を見て朱子の學に本付て、忽明の儒法に趣て九州に至る、不幸にして病を發し帝都に歸り、益々諸子の傳記を見て既に儒學の大意を悟る處也、按ずるに、本朝道を聞て只百有餘年、中國道を學ぶ事五十餘年、儒學を以て外典とし、孔子を以小賢とする事久し、桂菴妙壽院の類なを舊染の汚を不レ去、勤勞の間に憂死し終る、故に其學世に傳る事を不レ得皆一代にして滅却す、所詮道は天地萬物の倚て生長する處終に陰陽不二相離一者也、河圖にあらはれ周易に述作する、是を學ぶを學問とし、是を知を得道とす、若能河圖を辨へば伏義に倚ずして易を作り、文王周公に不レ倚して辭を繫ぐ、孔子に不レ倚して大傳を作るべし、只河圖を不レ得故に文王周公の辭を學び、文王周公辭を不レ得故に孔子の大傳を學び、孔子の大傳を不レ得故に程朱の傳義を學び、程朱の傳義を不レ得故に諸子百家の書を學び、流に隨て源を忘れ、終に流連の迷を蒙る、聖賢人をして流の迷を蒙らしめんとに非ず、只愚人が爲なり、早く流に從て歸路を忘るゝの迷ひを知、常に其道源を立去事なかれ、諸聖賢の筆作悉く其源をしらしめんが爲なり、其源をしらしむる事は其源に歸らしめんが爲なり、諸儒百家の書は程朱の傳義をしらしめんがため也、程朱の傳義は孔子の大傳をしらしめんが爲なり、孔子の大傳は文王周公の辭をしらしめんが爲也、文王周公の辭は伏義の易をしらしめんがため

なり、伏羲の易は河圖の理をしらしめんがため也、河圖は又其源をしらしめんが爲也、故に其源をしるときは河圖も學に不レ足、天地を法とにする足らず、陰陽も辨ずるにたらず、只學者其源を可レ知、源は道なり、道は陰陽也、陰陽は一仁心也、一仁心は赤子の心なり、赤子の心は大人の心なり、故に大人は不怒の感、不言の信、無爲の事あり、後世謹て謬ことなかれ

一　孔門の弟子令名ある人多しと雖、粗行道の人を考るに、顏子有子曾點曾參閔子冉耕冉雍子貢子賤南宮适漆雕開の類也、孔子の是に許す所、顏子には賢、子賤には君子、閔子には孝、冉耕には斯人、冉雍には南面、曾點には風詠、南宮适漆雕開には其道を好む者を免す、曾子有子子貢に免す所なきは、論語の書此三人の口より出るが故なるべし、曾子の一唯、有若が辭章、子貢が達材、粗得道の人に非ずば不レ可レ得、但傳記に及ぶ人は顏子曾子の二賢也、今顏曾の學を料るに、顏子は大道の在レ後を見て克レ己復レ禮より至り、曾子は道は一貫なる事を傳へて三省より至る、顏子曰、仰彌高、鑽彌堅、前在忽焉在レ後」と是則顏子得道の詞也、仰は蒼天を仰が如く、鑽は金石を鑽が如し、道は本我に備る、若他に求る時は蒼天の外に在が如し、金石の内に在が如し、仰て望む時は彌高き事を見、鑽て求る時は彌堅き事を見る、前に有る時は事に顯るゝを云、後に在る時は心に讃るを云、道は本心にあり、事に求る時は智惠を生じて道を損ふ、先には前に立て後に在事を悟る、易に其省に艮ると云が如し、顏子久敷聖人に學て只此省の一字を自得す、後來仁を問て克己復禮を傳ふ、孔子非禮勿レ云、非禮勿レ視、非禮勿レ聽、非禮

勿レ動」と言ふを聞て、忽其語を事とせん事を思ふ、夫視聽言動皆禮に不レ背事を決するには聖人を決するに非ずや、聖人を決するは聖人の源を知が故也、聖人の源は省の一字にあり、省に艮るは內を直する事、禮を行ふは外を方にするの事也、內を直し外を方にするは、聖人を學ぶの道也、曾子一貫傳心の後衆に示して云、我日々に三度我身を省、人の爲に謀て不レ忠乎、朋友と交て不レ信乎、傳へて不レ習やと、是則曾子孝養省察の詞也、人とは天下を總て云、父子兄弟より萬人に至る迄、朋友とは同學の人を云、忠とは心を盡すの義、信とは公を顯すの義也、傳とは昔孔子の傳る所、習とは今日習ふ所也、夫天地は萬物の爲に勞して、爲に萬物を勞せず、聖人は天地の心を知て爲レ心、萬人の爲に勞して爲に萬人を不レ苦、仁愛廣大にして初より人我の差別なし、人の爲に謀る忠、朋友に交るの信皆是より出て、孔子の傳る所曾子の習ふ所皆是に止る、彼戰々兢々深き淵に臨て薄氷を踏の地位、學て時に習ふの事也、誠に一貫傳心の人に非ずば及事不レ能、然其顏子に比すれば其學卑し、顏子は傳を不レ待して道體を悟り、孔子の詞を聞て疑事なし、誠に時雨の化する如くなる者也、曾子は自道體を不レ曉、孔子の詞を聞て疑なき事能はず、後來內に省て忠信を求、一貫傳心に學習すと雖、視聽言動皆禮に合こと難く、死に至るまで自許ことなし、是又魯鈍にして大道を傳るの本なり

一　夫天道は春夏秋冬を行て終に春夏秋冬に不二凝滯一、聖人は元亨利貞を行て、終に元亨利貞に不二凝滯一、環の無レ端がごとくにして一息の間斷を不レ生、凡物一偏に凝滯すれば一偏に間斷あり、凝滯と間

斷と相表裏す、故に天道は間斷なくして天下に凝滯なし、しかれども人物其形を受るに至ては不二間斷一事希なり、風の寂寥を不レ得、水の暑溫を不レ得がごとくなるものなり、但人は天地の形體を傳る故に、然ごとく判然として不レ可レ移ものにて有ず、凡天地の內を考るに、心を以て見る時は皆中正、眼をもつて見る時は多く不二中正一、心を以て見る時は理なり、眼を以て見る物は氣なり、理は源のごとく、氣は流のごとく、天地の氣は彼理より流出して大川不二凝滯一が如く、不二凝滯一ものは時の中正なり、故に天地にあつて是に不二凝滯一ときは中正人に受、是に凝滯する時は不二中正一、實に風の寂寥を不レ得、水の暑溫を不レ得がごとくなるものあり、故に天地聖人を生ることすくなく、愚蒙を生ること多し、しかれども天地萬物同源一流、賢愚なく、善惡なく、若能我本源を發明せば、氣に不二凝滯一して天地の間斷なく、凝滯なきに可レ歸、學者今日實に天地と我と不二二物一ことを可二見得一、天地と我と不二二物一は變氣何の處にか凝滯し、人慾何の處にか凝滯せん、孟軻より以下諸儒皆變氣の論を立、自身凝滯して見る時は天下悉變氣なり、自身間斷なくして見れば天下終に變氣を不レ生、嗚呼大道は水の流て不レ滯がごとく、故に孔子川上に在して曰、逝者は如レ斯夫晝夜を不レ捨一と

一　天下の惡事皆凝滯より初て、右に云が如く物既に凝滯する時は必間斷有り、凝滯は天地の常に春なるがごとく、間斷は天地の終に不レ秋が如く、天地若常に春にして終不レ秋は、萬物を生る事不レ能、人若常に仁にして終に義ならずんば、萬事を成事あたわず、しかれども天地は道より生じて、道に成

長し道に老健す、道は陰陽なり、陰陽は環の無端がごとし、是を以て終に凝滯する事なく、又間斷する事なし、人も道より生じて、道に長成し道に老健す、只自然に不從して人爲を接る時は、初て凝滯し、初て間斷す、凝滯を以て私慾とし、間斷をもつて放心とす、或人問て云、私慾は何の立言ぞや、對て云、私慾は公道に對して言を立、天地と我不二一物を公道とし、天地と我と離て二物なるを私慾とす、或人問云、放心とは何の立言ぞや、對て云、放心は孟子より起る、其言に言、學問の道他なし、只其放心を收のみ、又云、人雞犬を放ことある時は是を求る事をしる、心を放こと有る時は求る事をしらずと、此詞になづむ時は、其心雞犬の如く外に行ふに似たり、孟子の心は世人の至重を輕んじて至輕を重んずるをさとす、心は離る事なし、人たゞ是をはなつ、たとへば其背を不見がごとし、背かくるゝにあらず、眼相背く故に是を不見、孟子より以下私慾を辨る人少し、放心を知る人稀なり、私慾を惡て却て凝滯し、放心を患て却て間斷す、其善を好み惡をにくみ、理を貴み愚を賤して牙をかみ臂を張は學問に凝滯するものなり、儒流を愛し老佛を惜み、中國を尊んで夷狄をいやしむるは儒道に凝滯するものなり、凝滯するときは間斷あり、其莊敬に凝滯する時は和樂に間斷す、力行に凝滯する時は遊宴に間斷す、是みな間斷を患て却て間斷するものなり、我道源は兼て善を不好、かねて惡を不好、かねて聖を不貴、兼て愚を不卑、兼て莊敬を不欲、兼て遊宴をいとわず、善來る時は是を好み、惡來る時は是を惡み、聖來る時は是を尊み、愚來る時は是をいやしみ、怠慢來たる時は莊敬を

生じ、婬樂來る時は遊宴をいとふ、怠慢を知つて莊敬を生ずるものは道源の感なり、怠慢を知て莊敬をなすものは道流の事なり、道流に住するを凝滯とし、道源を不ㇾ離を間斷なしとす、故に眞實の學は本來に歸て智惠を用る所なし、大學には是を明德を明にすといふ、中庸には是を道を脩すといふ、論語には是を德により仁によるといふ、孟子には是を赤子の心を不ㇾ失といへり、只萬事に不二凝滯一して道源に離るゝ事なかれ、當時人みな道源を見んとす、道源は我本心なり、我本心をもつて我本心を見んとするは、眼を以て眼を見んとするが如し、眼をば不ㇾ可ㇾ見、たゞ萬物を見るのみ、我本心を不ㇾ可ㇾ見、たゞ萬事をみるのみ、故に眼を以て能萬物を見ば明目の人なり、心を以て能萬事をみるは明智の人なり、迷人は心を以て萬物を見る事不ㇾ能、却て心を見ん事を求む、盲人の萬物をみる事不ㇾ能して眼をみる事を求るがごとし、是放心を收るの道にあらず、却て放心を生るの道なり、右に云如く放心は背を不ㇾ見に似たり、眼相背は見る事あたわず、たゞものに凝滯して私慾を生ることなかれ

學書之事

一　四書の起所を考に、論語は有子曾子子貢三人の門下に出たり、此三人孔子に學ぶ時、見聞するところ能心腑に銘ずるを以て、後日門人と道學を論ずるの問數其詞に感發す、門人聞て又心腑に銘じ、三子沒し終にたがいに聞る所を集めて後世に傳ふる書なるが、中庸のことは朱子の心を集て右に其趣

をあらはす、孟子は古人孟子の自記とす、朱子も初は門人の作とし、後には孟子自記とす、但し孟子自記には別に向上の一語有べし、朱子初說可なり、後には孟子自記と言ことと三思し行がごとし、最初には古人の詞に從て孟子自記とす、漸にして門人作なる事をしる、後孟子沒して學不レ傳といふ說に係て、又却て孟子の自記とす、孔子再是可なりと宣ふことと中れり、大學は古人曾子の門人に出とす、しかれども孔子曾子子思孟子の間三綱八目の詞なし、若孔子の詞にして曾子是を述、門人是を記さば、論語中庸孟子の間におゐて多考る所有べし、彼三所におゐて考る所なき時は、孔子の詞にして曾子是を述、是を記といふ事難し、今書中を見るに、詞すくなくして理盡せり、聖智にあらずば成事あたはず、若孟子老後道の不レ傳事を患て筆作するの書なるか、語勢多く孟子と合、又詩書を引古人の詞を取ること孟子の意味にひとし、其後諸經秦火を蒙り、漢儒に逢ふて錯を生じ異說を請、程朱に至て多く是をあらたむといへども、舊本に不レ備事有べし、ふかく聖人の出所に不レ通は悉に益を得ること不レ可レ有、孟子既に書なきにはしかずといへり、殊に宋朝より以後は人才を論ずるに僞多し、是文勢に係るか、又愛敬に奪（一本集）はるゝ故に、其書九牛に可レ汗といへども、後世を發明するもの不レ幾、所詮道は我根源なり、若不レ曉は我平生に可レ歸、我平生にて我根源を持す、聖人の敎萬事に渡るといへども、實はみな我根源をしめす、彼是を放つときは六合に彌り、是を養時は退て密に隱るゝものなり、故に學は一章を以て可レ成、多聞をもつて不レ可レ成、若不幸にして多聞に及とも、一言の間において其事實

を可レ求、孟子の言語は句々是事實といへり、萬事實は理なり、理は我根源なり、孟子は口を開ば則仁義を解といふに符合す、仁義も又我根源なり、知りぬ孟子の一書たゞ我根源を解ことを、孟子獨りしるにあらず、孔子の言語も句々是自然なり、自然は水の流るゝ如し、日の照がごとく、人爲をからずして自然のものなり、仲尼は一箇の仁の字を解といふに符合す、自然は仁の用、仁は自然の體、みな我根源也、故に知りぬ論語も又我根源を解ことを、大學は明德より出て、中庸は性道よりおこる、皆根源に不レ倚といふ事なし、只一章一言の間におゐて其事實を可レ求、しゐて多聞を好ことなかれ

一　五經の内易は右に委く其由來をしるす、數聖人の筆作を經て秦火を免れたれば更に可レ疑にあらず、其書たる事八卦より起て、六十四卦三百八十四爻に至るまで、文々句々みな自然にして仁の一字を開發す、まことに善の善なるものなり、詩は學の爲めに作る、本朝の神樂のごとく、又催馬樂のごとく、周の代誰人作る事を知ず、初に三千首を選ぶ、後に孔子删て三百十一首を取る、其書たること天地萬物同源一流にして、天地萬物可レ爲レ師ことをあらはし、人をして多聞をわすれしむ、智恵を失しめ其性情を動す、故に學者其善を喜ぶことも性情を以し、其不善を惡ことも性情を以し、言語知識を以好惡することなし、夫性情をもつて喜はまことに喜也、性情を以て惡は誠に惡なり、是を以て詩歌の世教に功ある事比類なし、是詞は人の耳に近く、義は神明にかない、章句は可レ謠、音律は可レ和が爲なり、孔子は詩に興と云、貫之は教戒の端と云、和漢皆是より可レ始とす、故に朱子五經を見て

尤周易毛詩の二經を貴む、禮記は雜書なり、孔子の時周の禮法すでに亂れぬ、孔子患給ひけれども如何とも不ㇾ可ㇾ爲、如何とも不ㇾ可ㇾ爲事は孔子天子にあらざる故なり、禮を制し樂を作ること天子のことなり、孔子逝き子思卒して後、孔門代々哲人ありといへども道學不ㇾ傳が故に、父祖のこゝろざしに背く、終に今の禮記を作る、周禮を以て爲ㇾ本、近代諸君子の詞を取る、其書たるをかへりみるに、金玉と瓦石と接り居るが如し、金玉を用て瓦石を用ることなかれ、書經は二帝三王より始て、王佐良弼の德行を記す、可ㇾ用もの甚だし、又血の杵を流す不ㇾ少、此事蔡沈が舊說ありといへども、孟軻の比類なきにしかず、凡戰場に兵を備ること羊の群と成べからず、又敵を野に誅する事居所に肉をつむるがごとく成べからず、牧野に百萬の衆を殺も豈杵を流す事あらんや、況や紂が兵矛を逆にして猶矛を逆せざらんものを討んには、討人多く討るゝ人少して、血の杵を流す事不ㇾ可ㇾ有、春秋は孔子の作なり、孔子魯に歸て邑に樂むとき、魯公山中に狩して奇獸を得たり、名を知る人なし、孔子博覽なるに贈て名を問はんとす、孔子則麟なることを知て拜して深く歎息し給ふ、其後魯の史記を取て筆頭に善惡をあらわし、言下に賞罰を行ふ、只今の春秋賞否決し難きもの多く、程朱皆此義ありといへども、擧て正く不ㇾ言事は謙退辭讓の心なり、所詮五經可ㇾ學の書なり、但し書經禮記春秋は善の善なるものにあらず、誠に不ㇾ可㆓信用㆒ものなり、毛詩は仁を養ひ義を進るの書なり、易は仁をしらしめ義に從しむる書なり、學者尤思を可ㇾ盡、或問て云、毛詩何の所か仁を養ひ、何の處か義をすゝむる、對て云、

其善なるもの仁を養ひ、其不善なるもの義を進る、又問て云、易いづれの所か仁をしらしめ、何の處か義に從しむる、對て云、其用を引て體に至らしむるは仁を知しむる也、其體を引て用に至らしむるは義に從しむる也、故に人の仁を養ひ人の義を勸るは毛詩より能きはなし、人に仁をしらしめ人を義に從しむるは易より善はなし、仁義は則根源也、我根源を養ひわれ根源を知しめ、或は我根源を勸め、或は我根源に從しむ、學者に於て豈補有事をいはんや、然其後學先聖の志を失つて、詩を知覺の間に求め、易を事爲の間に好まば流連の迷に陷り、終に根源を不㆑知して一生愚人たる事を不㆑可㆑免、當時四書五經を學ぶ輩多く此理を知らず、文々句々の間におゐて其事實を不㆓自得㆒、道を求る事暗夜に探るが如し、故に其書を講じて其理に當らず、其道をまなんで其心をしらず、流を汲んで源をわすれ、傳を信じて經を失ふ、實に迷ふて不㆑遠といへども、昨日は是にして今日非なる事を不㆑覺、悲かな

一 莊老の書は先儒皆異端とす、其言經典に係らずして孔孟の說と異なるが爲也、但老子は當時の大儒にして帝王の史官なり、其學大を極めて無學に至る、先聖の書有ことを忘れて只時の弊あることをみる、其言經典に不㆑係といへども、心はみな經典に通ず、其書玄を以て本とす、道を以て爲㆑體、自然をもつて爲㆑要、智惠を戒しめ人爲を退け、暗に孔孟の密に合ふ、終に異端の說有る事をみず、たゞ老子諫不㆑行、衰世を避て關を出る時、後學の爲にあらはす故か、其語意世を憤りたる氣有て、圭角の人をさすあり、莊子は子夏が門人に學ぶ、孔子の曾孫弟なり、儒にあらずして何物ぞや、當時曾子

子思歿して、孔子諸門弟の下流かの大源をしらず、いたづらに聖賢を貴で身に反求することをなし、其中子夏は聖人を信ずる人なり、莊子が見聞するところ可レ知、是に莊子卓越の才を以て俗學の下に屈する事を不レ得、大言を發して天下の陋儒をさとす、たとへばねむる人を呼さますには常の調子を不レ可レ用が如し、其堯舜をあざむき伯夷を譏り、孔子を侮事是なり、又多般の偶言有ことは易に多般の象あるが如し、象は人の覺り安からん事を欲し、偶言もまた人のさとり安からん事を欲す、其大鵬を偶するは人みな堯舜なるべきの義なり、其鷽鳩を偶するは自棄自暴の人終に不レ可レ學の義なり、其河伯水神を偶するは小成に不レ可レ安の義なり、しかれども莊子は卓越の才あり、老子の却て無學なるに不レ及、故に其語意白刃のごとく秋風のごとし、其迷を斷其夢をさますことは有に似たりといへども、愛敬の機おとろへ、辭遜の色すくなし、故に老莊の書をば可レ學、老莊の德をば不レ可レ學、老子は大賢にして忿怒の病あり、莊子は賢才にして我慢の病あり、世を遯て不レ知とも不レ悔とも誠に聖人の事なり、老莊はみな學者に成るに安ずる事を患ふ、もし今老莊の學に安んぜば、老莊の門人にはあらずして、却て老莊の罪人なるべし

禮樂之事

一　夫禮樂は天地の事なり、天の萬物をおほひ、日月星辰是に係て國土を照し、春夏秋冬舊に從ひ、

風雨霜雪時にあふものは、天の禮樂なり、地の萬物をいたゞき、山岳も不㆑動、河海を不㆑溢、貨財を生じて萬物の口腹をやしなふものは、地の禮樂なり、其春を得て英さ、夏を得て茂生し、秋を得て實り、冬を得て藏るゝは、草木の禮樂なり、其雲霧を開き日月を生じ、塵埃を拂ふて淸明を生ずるは、風の禮樂なり、其船を浮べ魚鱉をやしない、汚穢を洗て皓潔を生るは、水の禮樂なり、其君臣には義を以し、父子には親を以し、夫婦には別を以し、兄弟には序を以てするは、人の禮樂なり、禮樂は何物より生るゝぞや、禮樂は人の禮樂道の用也、天下の禮樂は道に生ぜずといふことなし、道に長成せずといふ事なく、故に天下の萬物禮樂を以て交らずといふ事なし、道の物に感じて愛敬を生ずるは、禮の本なり、愛敬を行ふて心に和樂するは、樂の外なり、誠に天地は禮樂を以て成る、上古には人只道を體にす、故に交る時は必禮樂を生ず、其恭敬揖遜をもつて勞を助け難をすくふは禮なり、只版に書して世に不㆑訓のみ、其志を行ふて和氣色にあらはれ詞に動は樂なり、たゞ鐘鼓を以て不㆑和のみ、世下て後に人道をはなるゝ故に、交るときは貪慾生ず、聖人是を愁て禮樂を作る、禮は五倫の交なり、恭敬揖遜を爲㆑本、人の勞を助け人の難をすくふ、人々相患て安全を求るの事なり、樂は善辭を歌、鐘鼓を以て和す、和氣容色を爲㆑本、人の情を和らげ人の思ひを動し、人々の道に安じてたがひに樂をもとむるの事なり、故に聖代の民は禮樂を不㆑學といふ事なし、禮樂をもつて不㆑交といふ事なし、禮樂をもつて迎、禮樂を以接り、禮樂をもつてさり、天下の禮樂を以治といふ事是なり、末代道おとろ

へて禮樂すたるゝ後禮樂の不ㇾ傳ことを患ふ、しかれども先聖の書はみな禮樂の書なり、是を學んて求るは先聖の禮樂不ㇾ可ㇾ殘、豈禮樂不ㇾ傳といはんや、たゞ禮樂を以て人を訓するは不ㇾ可ㇾ成、禮樂を天下に訓るの道也、一家一邦にて不ㇾ可ㇾ訓、事は天下同軌、書は天下同文、事天子に非ざれば不ㇾ可ㇾ成、故に言、禮を制し樂を作るは天子の事なり、又云、其位ありといへども其德なければ禮樂を不ㇾ作、其德ありといへども其位なければ禮樂を不ㇾ作といふ、文武周公より以下聖人終に其位を不ㇾ得、故に禮樂の頽廢を起して天下の人に訓こと不ㇾ能、近代老師宿老といへども禮樂の由來をしらず、古禮によつて非道の禮を行ひ、古樂に係て非道の樂を愛す、たゞ聖人禮樂を作るの心を知て、禮樂の我に固有することを辨へば、天地萬物をもつて法則とせば、事は當時の禮樂に從ふとも、理は三代の禮樂に可ㇾ隨、三代の理をば可ㇾ慕、三代の事をば不ㇾ可ㇾ慕

一　聖人の禮樂は人の規矩なり、規は物の圓をなし、矩は物の方をなす、物ゆがみありといへども、規矩を弄ぶ時は方圓なるが如し、人邪にありといへども、禮樂をもてあそぶ時は端正なり、君は天の萬物を懷中にして不ㇾ捨が如し、臣は地の萬物を載て不ㇾ辭がごとし、父は根の本に潜て枝葉を養ふがごとく、子は枝葉の榮枯を根に任するがごとく、夫婦兄弟朋友皆水魚のへだてなきがごとくなるものは、聖人の禮なり、故に人を入て其ゆがみを直くする事、物を規矩に入て其ゆがみを直くするがごとし、樂は辭を以て本とす、八音を以て和するに種々の義あり、當時鼓笛を以て謠を和するが如し、但能は

耳目の樂みを本として亂世の風ある故に、其事僞多く、言語も鼓笛も勢ひつよくして騒しき故に、弄ぶ人も騒しくなるなり、聖人の樂は眞實を爲レ本、辭も鐘鼓も靜なるゆへに、弄ぶ人も靜になるなり、騒しく成と靜に成るとのかわりめはあれども、謠と逸との調子は別なり、樂に古調新調の二ッあり、古調とは古き詞を謠なり、たとへば當時御能初に四海なみ謠ふがごとく、時に相應の古き詞を謠ふなり、信長桶狹へ出陣の時士卒と酒宴して、人間五十年を舞給ふたぐひ古調の樂に似たり、按ずるに、古の聖人古調の中にて可レ感可レ歌可レ和ものをあつめて各音曲をなし、鐘鼓に合せ樂に作て天下の人におしへて、是を時に弄ばしむるを、古調といふなり、新調の樂は本朝の歌を謠ふに似たり、即時に其調をあげて音曲をなし、鐘鼓に合せてやがて其座に奏して樂するを、新調の樂といふなり、是其辭を稱美し、其德を衆に知らしむる義なり、又舜の韶、武王の大武などの類あり、是は帝王天下を訓の詞なり、按ずるに、樂の實は詞、樂の用は音曲、樂の名は鐘鼓なり、道を人に示すこと詞にも述がたく筆にもあらわし難く、其述がたくあらわし難き事は人の心物慾に掩はれて、我道通じ難きを以てなり、道は心にあり、故に心に通ず、同氣相求同性相成り、心を以て心に傳るの道なり、樂は物慾をはらい、本心を開ん爲なり、本心をひらきて其道を示す、是をもつて其道本心に徹してわすれがたきものあり、是樂の本なり、故に道を示す事は樂より能はなく、道を訓る事は禮より善はなし、天下は禮樂をもつて治といふ事是なり、故に聖人の世には、上壹人より下萬民に至るまて、禮樂の外にあることあたわず、

座臥のごとく飲食のごとし、聖人往て道上に衰る時は、禮樂を弄ぶこと能はず、驕奢を先とし安逸を宗とし、古代の禮樂自然に頽廢して、或は遊興をすゝめ、或は酒宴を催し、人の心を騷動して却て大道をくらます、當時の音樂は能なり、是を平の宗盛なりといふ事をみれば、宗盛にはあらずして高安なり、熊野の御參といふをみれば、熊野にはあらずして金春なり、是僞を訓るにあらずや、今日の宗盛則まことの宗盛、今日の熊野まことの熊野、五十年の歡樂もたゞ一炊の夢と觀ずれば、勿論無益の事に非ずといへども、一番の間曾て道を說くの詞なく、道を示すの心なし、故に謠も逸も騷して人を善所に招こと不レ能、民を騷忙の地に導、又舞平家の類音曲おほけれども、其本意遊興にあつて、大道の爲にあらず、故に善惡混雜し、事長くして人心を感ぜしむるにたらず、舞の扇拍子、平家の琵琶その音曲を助るのみにて、人の聰明を開くに足らず、たゞ和歌を講ずるの一事、人の寂寥を生じ人の幽明を開く、其樂頽廢して世に不レ行といへども、後世の禮樂をおこさんことは、必和歌の道にあるべし

一　禮を制し樂を作るは天子の事なり、故に孔子は終に禮樂を不レ作、是當時の禮樂をもつて爲レ善にはあらず、其周に適て禮を老子に學び、杞に適て夏の禮を學び、宋に適て殷の禮を學ぶ、是みな時の禮心に不レ合が爲なり、其言を以考へば我夏の禮をいはんとすれども杞徴とするにたらず、我殷の禮を言はんとすれ共宋徴とするにたらず、文獻不レ足が故なり、足なば則我是を徴とせんと、又云、我周

の禮を學ぶ幽厲是を破る、我魯を去て何くにか行んと、如レ此の數章を考るに、孔子少年の時魯に學ぶ、其禮心に不レ合、周に行て老子に學ぶ、又心に不レ合、終に夏の禮を學び、殷の禮を學ぶ、其心に合ふ所あらば是を取て後に傳んが爲なり、しかれども夏殷周三代の禮惡王の爲に頽廢して、全體を學て賞すべからず、魯獨周公の遺風を存す、故に孔子三代の禮を學んて歸て魯の不レ可レ去ことを歎ず、是魯を善とするにあらず、只夏殷周にまされるのみ、樂はなを存する事もあり、多少差あるのみ、其韶武を歎美し、衞より魯に歸て樂を正し、雅頌をして其所を得せしむるがごとき、大廢に及ばゞ不レ可レ得、按ずるに、孔子衞より魯にかへつて道學の終に不レ傳事を患ふ、仍て諸樂師に謀て樂の不レ正を正す、詩を删て三百十一篇をとること若此時に有るか、是右にいふ古調の樂なり、孔子一世の後魯彌亂る、孔子と樂を正す所の諸子樂の不レ行ことを患ひて、みな四方にのがれ去る、禮樂の廢れたることを可レ知、其後前漢文帝、後漢光武、唐太宗道を好志ありといへども、禮樂を以て治ることをしらず、三代の遺法彌頽廢す、明太宗程朱の學を受るに至つて、孔子の志に本づき二帝三王の治道を貴み、二帝三王の禮樂を慕ふ、但し二帝三王の禮樂孔子の前後すでに頽廢して、可レ見もの不レ幾ことを不レ知、二千載の後におゐて猶其禮樂に倚、其位ありといへども其徳なくして禮樂を作することなし、其徳あらば此時あらたに禮樂を可レ作、今案ずるに、三代の禮は孔子の不レ採處なり、是堯舜禹湯文武の聖、孔子の聖にしかざるにはあらず、其後王惡逆にして堯舜禹湯文武の禮も亂れり、孔子の見る處不正法

なるが爲なり、若太宗孔子の德を得、孔子太宗の德を得ば、三代の禮樂に不ㇾ係、必當時の人に倚て當時の禮樂を可ㇾ作、當時の人則當時の禮樂の本なり、しかれ共孔子其位を不ㇾ得、太宗其德を不ㇾ得が故に、たゞ三代の禮樂に與して後世の迷を不ㇾ解、本朝上古の禮樂不ㇾ可ㇾ知といへども、其太平をおもへば二帝三王に不ㇾ可ㇾ耻、中古神道とともにおとろへて佛者の爲に頽廢す、今その存るものを聞に、或は驕奢、或は怠慢、或は巧言、或は令色、人を道德に導ものすくなし、所詮禮樂は和漢ともにすたれて、古法の存するもの不ㇾ幾ときは、尤信用するにたらず、信用に不ㇾ足時は、何によつてか禮樂を稱せん、其位を不ㇾ得時は、只當時の禮樂に可ㇾ從、身當時に有て禮樂古に倚らん事、誠に孔子の罪人なり、當時の儒者此等の心有て常に漢朝の禮を喜ぶ、大なる誤なり、泰伯東呉に在して髮を蒙り身に文するをみよ、只一頭の赤子の其左右に有がごとし、或問て云、泰伯東呉に在して髮を蒙り身に文することは、周の王季に對して位に不ㇾ即ことをしめすものなり、髮を蒙り身に文するを以て善とするにはあらずと、孔子周の禮に從ふこともつて爲ㇾ善にあらず、只當時如ㇾ斯すべきのみ、聖人は難澁なく又凝滯なし、居所みな安樂なり、泰伯髮を被り身にあやすると、眞實にして詐謀にあらず、王季に對して位に不ㇾ即ことを示も、眞實にして詐謀あらず、泰伯暫不祥の事をなして其志を遂せんと欲するにはあらず、故に曰、天子にあらざれば禮樂を不ㇾ作と、平人は只當時の禮樂にしたがふべし

一　當時の禮樂といへども君子を成に不ㇾ害、君臣の義、父子の親、兄弟の序、夫婦の別、朋友の信の

ごとき、日月の照すところ、風雨のいたる處、不ㇾ存といふ事なく、君臣の義、父子の親、兄弟の序、夫婦の別、朋友の信は禮樂の源なり、禮は五倫の交なり、樂は五倫の和なり、五倫は人々固有のもの、禮樂は人々固有の事なり、はじめて不ㇾ可ㇾ學、初て不ㇾ可ㇾ訓、求る時はたゞ自身の背にあり、是則聖人禮樂を不ㇾ作時の禮樂なり、故に上智は禮樂を不ㇾ待して、禮樂其身に行る、誠に春花秋實の如し、當時にあつて古の禮樂を學び、夷狄に有て本朝の禮樂を學び、本朝に有て夷狄の禮をまなび、或は漢朝の禮樂を學び、或は天竺の禮樂を學ぶこと、其人禮樂の源をしらずして道德の外に禮樂をもとめ、五倫の外に禮樂を求が故なり、嗚呼、道の不ㇾ明こと久し、不ㇾ明故に不ㇾ行、不ㇾ行が故に廢れぬ、道不ㇾ明の者は不ㇾ知なり、道不ㇾ行ものは不ㇾ仁なり、智仁は我にある故に、我より出るものは智仁の用なり、人に學で我を忘るゝものは不智なり、不仁なる故に聖人は禮樂を以て不ㇾ興、たゞ禮樂聖人を待て起る、風の虎に從ふが如し、雲の龍に從ふごとし、故に禮樂をもつて起るものは凡人なり、學者今凡人を師とせんか、又賢人を師とせんか、或問て云、古人おほく禮樂を學ぶ事如何、對して云、禮樂は誠に可ㇾ學、禮を制し樂を作は天子の事なり、故に禮樂は可ㇾ學、禮を不ㇾ知は人と交る事を不ㇾ得、樂を不ㇾ知は人と和する事を不ㇾ得、只當時にあつて當時の禮樂を捨て、古法を弄ぶ事不可なり、又問ふて云、孔子三代の禮樂を學ぶこと如何、對て云、孔子三代の禮樂を學ぶことは、三代の禮樂をもつて當時に行はんとにはあらず、當時禮樂不ㇾ正が故に、若心に合ふ所あらば取つて後世に凡人に示さ

んが爲なり、孔子をして位を得しめば、三代の禮樂に不ㇾ倚して可ㇾ有ニ發明一といへども、位を不ㇾ得が故に三代の禮樂に倚んとす、禮を制して樂を作るは天子の事なるをもつてなり、故に君子は德により仁により藝にあそぶ、藝は禮樂の類、君子は我道德より出て禮樂にあそぶ、能遊の字を可ㇾ求(一本味)、山水にあそび艸木に遊び、風景にあそぶがごとし、是によつて我道を成にあらず、是に依て我德を磨くにあらず、只當時の禮樂にあそびて是をもつて苦痛を不ㇾ生、孔子當時の禮樂を學て是に從ふがごとく、周は二代をみれば郁々乎として文哉、我は周に從はんと宣ふ處なり、周の禮豈孔子の聖德を成んや、頽廢して可ㇾ見もの不ㇾ幾といへども、夏殷二代の頽廢に比すれば、猶稱して後世に可ㇾ傳ものあり、朱注に、周は二代を見る事を、周の初夏殷二代の禮を見て損益して至善をとるとす、我は周に從はんを周禮に與すとす、此注解孔子の始終に不ㇾ合、孔子の始終を考れば、周の禮曾て孔子の心に不ㇾ合、右に委しく是をあらはす、重ねて論ずるに不ㇾ及、又周にしたがはんと宣ふて周に與するには似たれども、其語意實に與するに非ず、孔子は周代の人也、周禮に從はんこと勿論なり、周の禮に從はんとは、周の禮をもつて後世に及さんとなり、初周の禮心に合はずして夏殷二代の禮を學給へども、其頽廢周よりもまされるものあり、故に後時周の禮の猶可ㇾ稱ことをのたまふ、此辭我周の禮をまなぶ、幽厲是を破り、我魯を去て何くにか行んや、後禮を傳へ樂を正すの前に出るか、所詮當國にあつて他邦の禮を行ひ、當時にあつて古代の禮を弄ぶこと皆儒學の迷にして、孔孟二聖のまよひなるべし

師範之事

一 師範は道の主なり、師の道に主たる事君の國家に主たるがごとし、君國家に主たらん事を求めず、萬民其德を貴て是を爲レ主、師の師たらんことを求るは、君の君たらん事を求るがごとし、君々たらん事を求むる時は、民是を不レ爲レ君、師の師たらん事を求る時は、人是を師とせず、人不レ爲レ師ことを患て、師たらん事を不レ求にはあらず、只舜の堯の子に辭するごとく、禹の舜の子に辭するごとし、古人も禮は來つて學ぶ事を聞く、往て訓る事を不レ聞といへり、是我往て師範となるにあらず、彼來て師範とするの義なり、此語を惡く講ずれば、我慢を生じて仁愛を滅すなり、孔子の自二束脩一以上を行ふ時は、我等未二嘗誨一と宣ふ、心は表裏精粗なり、是君子仁愛薄きにあらず、不レ學時は誨こと不レ能、不レ學に誨るは不レ迷に途を說がごとし、然れども孺子の井に入るを見るがごとくにして止こと不レ能ものあり、君々たらん事を不レ求といへども、萬民を見て患るがごとし、故に上古には君師唯一人に決す、伏羲、神農、黃帝、堯舜、禹湯、文武の上に在がごとし、孔子より以下聖賢君たる事を不レ得、たゞ下位に居て師道を存す、君たる時は禮樂をもつて人を治め、師たる時は心法を以て人におしゆ、禮樂を治ることはやすく、心法をもつて誨る事難し、君は位高くして易ことをなし、師は位卑して難きことを成す、誠に師道の行がたき事をみる、故に人に君たる事は猶易く、人に師たる事は猶かたし、

或問て云、師何ぞ禮樂をもつて誨へざるや、答云、禮を制し樂を作るは天子の事なり、故に師は禮樂を以て誨る事を不ㇾ得也、又問て云、禮樂本天下に有り、なんぞ禮樂を以て不ㇾ誨乎、對て云、禮樂は内を直し外を方にするの道なり、衰世の禮樂豈得ㇾ直ㇾ内方ㇾ外、内を直し外を方にするの道に非ずば、豈得下以二禮樂一誨上人乎、若内を直し外を方にするの禮樂を弄ぶは、豈可ㇾ謂二之衰世一乎、若不二衰世一は彼有德の人豈只師たるのみならんや、必天下にあらわれて其政教を助ることあらん、是をもつておもふに、師は禮樂を弄ぶ事不ㇾ能、たゞ心法を以て人を可ㇾ曉、心法は内を直するの道なり、内を直する時は外を方にすること易し、外を方にする時は内を直すること漸む、師道は外を方にする事不ㇾ能、故に内を直する事難し、程子禮樂の頽廢を論じて云、古の材を成すことはやすし、今の材をなす事は難しと、是師道は禮樂を誨ること不ㇾ能ばなり、然時は則師は誨ること難く、弟子は學ぶこと不ㇾ安、誠におもひを盡すべきの所也、或問て云、師弟思ひを盡すの道いかゞ、對て云、師は仁愛より起る、人の不仁を患ひ、人の不義を悲み、孺子井に入るを見るがごとく成るは師のおもひなり、弟子は義より起る、我不仁を恥、われ不義を惡み、道を望こと夏畦に雨をのぞむが如く成るは、弟子のおもひなり、師弟みな我おもひを解て少も間斷なきは、思ひを盡にあらずや、是則誨て不ㇾ倦、學て不ㇾ厭の地位、師も道を傳へ、弟子も道を請るの本なり、若弟子の不敏に倦、仁愛おとろへ教育すたれば、是師範の道にあらず、若師の制戒をいとい、半途にしてやみ他を盡して守らずば、是弟子の道にあらず、

所詮師範は大道の主なり、大道は天地萬物の主なり、故に聖人は一少廬にあつて天地萬物の主たる事を不レ免、學者は天地萬物に主たることの道を學ぶ、帝位に天子の在すが如し、故に故人も名付て君子といふ、是比等の詞にあらず、亦借して云にもあらず、的然として不レ可レ辭ものあればなり

一　師は父のごとく弟子は子の如し、禮義を以て先とせず、仁愛を以て本とすべし、孔子の顔淵に慟するがごとく、季路にすしびしほ捨るがごとき皆仁愛の道なり、其外論語書中諸弟子に對する氣象を見るに、實に天地の萬物を不レ辭がごとく、其南子に婬亂を不レ捨、愈鄕の共に云難を不レ撰、たゞ共進に與して共退に不レ與、是大道の主にして天下に師範たるの道なり、若此時南子が婬亂をすて愈鄕の共に云難を撰ばゝ、是私慾の人にして大道の主にはあらず、大道は天地の道なり、天地はなにものをか捨何ものをか取る、孟子に中や不中を捨、才や不才を捨ば、賢不肖の相さること寸を以不レ可レ爲といへり、此寸の字に心二ッ有、朱子の心は才にして、不才を養ざるは是誠の才にあらず、若如レ此なる時は、彼の才と不才と相去こと甚近くして、寸をもつて不レ可レ爲也、但案ずるに、文勢如レ此見難し、若才有人不才を不レ養ば、不才いよ／＼不才にして、才と不才と方寸の差別を成こと不レ能と云か、賢と不肖と本方寸の差別なり、是をもつて人皆堯舜なるべしの說あり、本より賢と不肖と相さる事遼遠にして不レ可レ及は、人みな堯舜成べしの說もなく、仁を求る時は仁愛に有の跡も不レ可レ有、是を以て思ふに、賢不肖の差別方寸を以てたとふべし、其言行にあらはるゝ時は、誠に薰蕕水火の相

反するがごとく、是則毫厘の差千里の謬なり、所詮寸をもつてすべからず、一句はいづれにみても不レ苦、たゞ中や不中を不レ養、才や不才を養ふの詞を可レ爲レ要なり、大道は善惡ともに不レ取、善惡ともに不レ捨、是善を不レ愛にあらず、惡を不レ憎にあらず、愛して不レ取、惡て不レ捨、少時も憎愛に止ることなし、君子の憎愛は影移りて鏡の不レ動がごとし、愚人の憎愛は水動て影を失ふがごとし、故にいふ好して其惡を知、惡て其美をしるもの、天下にすくなしと

一　宋朝より以下世に師たる人、多くは等を踰ることを惡む、是仁者に頓悟有を惡てなり、但忽然としてみれば天下に品を踰るの人なし、若實に等を踰ざらば是一を聞て十を知るの才なり、故に聖人は只學者の等を不レ踰ことを患ふ、半途にしてやみ地を盡して守るものに不レ與、蓋聖人は生地安行なり、道を飮食座臥とす、初より道の行ひがたき事を不レ知、不義を行ふによつてはじめて道の行難き事をしる、然ども聖愚相さること只寸中にあり、故に人みな堯舜なるべしとし、仁を求る時は仁こゝにありとす、是を以て聖人は人を下學に不レ屆只上達に導く、下學といふは掃灑應對、上達といふは天理流行、下學則上達、上達則下學なり、下學に屆する時は天理初て不ニ流行一、故に下學して上達す、我を知るものは天かと宣ふ、子貢が下學に屆するをさとす詞なり、悲哉近代の儒下學を以て當務の急とし、上達をもつて後日の事とす、大に孔子の志と異なり、是を以て天下の學者等を踰ることをおそれ、下學に屈曲し畢てたゞ愚人を弄ぶことわり成かな、我只今の心聖人と不レ別ことを不レ知、聖人を不レ可

レ及の人として、自棄を譏りて自棄の病ひを不レ免、豈得レ使ニレ人向ニ大道ニ乎、所詮等を踰るの説信用し難し、聖人則此心なり、我始ていふにあらず

一　一藝に師たる人も皆大道をもつて本とすべし、天下のこと大道にあらずば不レ成、大道を以て爲レ大、一藝をもつて爲レ小ことなかれ、禮樂は内を直し外を外にして、天下の人を此道に倚しむるのことなり、文章は古を知り遠をさとり、天下の人をして此道に通ぜしむるの事也、工商は天下の貨を作り天下の用を調へて、天下の人をして此道に遊しむるの事なり、弓箭劍戟は天下の善をすゝめて、下の惡を懲して天下の人をして此道の便あらしむるのことなり、其外の諸藝も天下の爲ならずといふ事なし、故に上世には達人を選て師を天下におく、私にて下に師たることあたはず、是を以て天下皆學ぶ、天子自不レ誨といへども、億兆の師範たる事を不レ免、中古より以來天下より民に師をあたへる事あたはず、民私に相師とす、是を以て諸藝の天下を助ることを不レ得、大道を出て人我を先とす、諸藝人を直することあたはず、諸藝却て人をそこなふなり、可レ患の甚敷ものか、師たりといへども其藝の本意を明にし、人を正路に導き、天下の人の安樂を可レ求、一藝を以て道なりとし人を邪路に導は、其門下皆正道をしらずして惡道を事とし、天下の人の危難生ずべし、千里の堤も蟻穴より崩るゝといふが如くなり、小知を以て先言を不レ憚、いよ〳〵人を世道に誘は、天の責を蒙て子孫斷絶すること有べし

朋友幷故人之事

一　友に二あり、學問を以て交るを朋友といふ、舊好をもつて交るを故人といふ、故人の出所竹馬放遊の忘れ難きものあり、一言芳恩の謝しがたきものあり、其外父兄の友君師の好、心に捨がたきもの有て相接るの道なり、朋友の出所は學問の道なり、學問をもつて交るは師弟の道なりといへども、道互に不ㇾ熟、相益ことを求る時は朋友なり、故に朋友は信實を以て交り、其惡を不ㇾ隱我惡を不ㇾ貽、義を相すゝめ善を相せめ、諫諭して詞を盡べし、若僅も人我の差別あらば德を相益の道にあらず、論語書中諸弟子の交りをみるに、義をすゝめ善を助るの機をあらはす、實に人我を不ㇾ存もの、顏曾二子の外季路曾哲の數人あり、季路が車馬輕裘を朋友と共にして破れて愁ふことなからんを願ふも、曾哲が沂に浴し舞雩に風して詠じて歸らん事を願ふも、皆人我を不ㇾ存心なり、人の師弟朋友あるは人我なからんが爲なり、若師弟朋友に對して人我を存せんには、師弟朋友何の益かあらんや、熊掌を不ㇾ食よりも猶愚なり、熊掌を空する時はたゞ口腹を不ㇾ養のみ、師友を空する時は本心を不ㇾ養、口腹を養ふものは禽獸なり、禽獸は本心を養すべきを不ㇾ知、唯口腹を可ㇾ貴事を知る、故に熊掌を愚なりとせず、師友を空するものを愚なりとす、其禽獸の知と同じきを以てなり

一　朋友は善を攻るの官也、善を攻る時は不ㇾ數ことを不ㇾ得、論語に朋友に數すれば疏ぜらるといふ

はなんの心ぞや、朋友にはまことに可㆑數、若人我の迷ありて我長にほこり人の短をあらはし、恭敬揖遜の禮なく、勸て數する事を喜時は、其色はげしく其詞おほくして、見る人にくみ聞人いとふて、終に其人を疏ずるに至る、朋友は善を攻るの官なりといへども、人の惡を擧ること何ぞ其善を擧るに同からんや、仁愛の誠より發て、恭敬揖遜の中より出て、蘭馨の不㆑可㆑掩が如くなり、此地位は本より人我の差別を不㆑知、我長にほこらず、人の短を不㆑侮、恍然として見るの所なきなり、若如㆑此の地位にあらば、譬數諫するとも人數諫ことを不㆑可㆑覺、但子游が心決定し難く、當時天下朋友の名あつて朋友の實なし、數諫する時は疎遠を生ずる事あり、却て疎ぜられば道の陵夷なり、故に子游患て云、君に事て數すれば辱られ、朋友に數すれば疎ぜらると、是忠を不忠とし賢を不肖とする衰世の風情、子游深く歎息するの詞か、義みな一理有て一偏に決定し難く、所詮兩義ともに可なり、只友を誘ふて若不㆑調（イ善不㆑納）時は當止の註解如何、又言者煩、聽者厭ひ、親を求て却て疎らるの說至く不㆑可㆓信用㆒、萬事如㆑斯見得する時は、人我を生じて智惠に走り多才に奪はれ、本心仁愛の實を滅し、利慾に陷大惡道に趣べし、聖人の道は赤子の心なり、赤子何の利害をかしらん、只に愛あるのみ、富貴死生みな天にあり、我魯公に不㆑遇も命なり、智惠をもつて利害をはかり、人爲を以て當然を求めば、一生に一度も得ることあるべからず

一　故人と交る事朋友に交るにおなじ、故に通用して云こと多し、孔子が朋友死して倚る所なく、我

にかりもがりせんと宣ふは故人を以て朋友とす、光武の勝の故人嚴子陵との給ふは、朋友をもつて故人とす、曾子の朋友に交て不信乎の朋友、子游が朋友に數すれば疎ぜらるの朋友は、同學の人をさす、實の朋友なり、曾子の故舊案子の原壤は孔子の故人なり、故人は舊好の人をさす、實の故人なり、所詮朋友と故人との差別は、學問を以て交と舊好を以交となり、故に親愛は同して、故人には善を攻ることなし、是本を二ッにするにあらず、只其遇所異なり、水に向てはあらひ火に向ては燒がごとし、故人の遇所たゞ舊好を以てして學問を以てせず、善には可導、善をば不可攻、韓然して所々に善を攻るは、道に凝滯するものなり、道に凝滯する時は却て道をはなる、是俗に云他の非を病む人也、道人は浩然として凝所なし、人來て道を求る時は道を示す、彼往て示す事を不聞ものなり、天下久して實學なく、是を以て朋友の道滅ぶ、天下近代仁愛の人なし、是を以て故人の道絕、人々功利を貴み驕奢を好で、君臣父子の外道の存する所なし、若父子の親君臣の義を及さば、天下一家の如くにして朋友故人の道も可行なり

不亡鈔卷之一 終

不亡鈔巻之二目次

不亡鈔巻之二

孝養之事

一　幼少の時父母に不㆑親人なく漸成長するに隨て親愛薄く成れり、是たゞ貪慾生じて己を愛する事深くして、父母を愛すること衰成べし、是を以て父母己が慾に障怒をくわへ悲を與るとき、其子彼高恩をわすれ親愛を失ひ、怨敵のおもひを生じ、禽獸の如くにして天下の眉をひそめしむ、可㆑憂の甚しきなり、若其可㆑憂ことをしらば、長生老健に及ぶとも父母の懷抱を不㆑忘、赤子の心を失ふことな

かれ、是大舜五十にしてしたふ心なり、したふとは赤子父母の懷抱をしたふ心なり、惡人は是を見て愚なりとし、聖人は是を見て賢なりとす、然れども大舜は能天下を治めて安ぜしむ、愚なりとせんや、誠に此心孝をなすのみにあらず、天下萬事の大本なり、人只人我深く貪慾多き故に、應レ事接レ物の間大本を失て事爲の末に係り、戚々として其こゝろ常に得難し、學問の人は先赤子の心を問赤子の道を學び、父母に向て得、君に向て得、妻子に向て得、至る所に得、過る所に得て暫時も放るゝことなかれ、論語には是を學んで時に習レ之といふ、大學には是を物に格といふ、中庸には是を極を究といへり、然れども父母は是仁愛の初、孝は百行の魁なり、是に不レ得して彼に得るものはあらじ、此故に忠臣は孝子の門より出るともいへり、然ば則人の子たるものかりにも知惠を生ることなかれ、たゞ默然として赤子の心に歸り、凝然として父母の懷抱をしたふべし、是孝養の大本なり、若不レ然して學問になづみ、種々知惠を生じ、事爲の末に係る人は親愛薄して、父母正しき時は孝に、父母不レ正時は不孝なり、要名をはぢ刑罰をおそれ、不孝の行なき人も心中に不孝あるべし、如レ斯の類は師を求友を取といへども、心非をかざり諫をこばみ、道德におもむく事かたし、はやく知惠を捨我慢をなげうち、即時に赤子の心を持來れ、父母と我と無差別にして、其孝養不レ可二勝計一

一　父の物たる菓の木有がごとし、今菓を植て見るに、一枝一葉外より不レ來、是を以て松の實を植れば松生じ、柏實を植れば柏生じて、百年の千年をふれども、一枝一葉外より不レ來、人の五體肉身、

爪の先毛の末に至るまで、我より不ㇾ生して人より來るものを不ㇾ見、我は則父の菓なり、是を以て父と木とひとしく、我と菓と類ひせり、親愛の長恩義の源なり、母の物たる菓の地あるが如し、菓穿雲の勢ひを銜むといへども、地に不ㇾ倚して成長する事を不ㇾ得、すでに地に倚て生長する時は、一枝一葉養を不ㇾ受といふ事なし、人の五體肉身、爪先毛末にいたるまで、母の養ひを不ㇾ得して生長するものを不ㇾ見、母は菓の地也、養育の長、恩義の初也、況や懷胎の苦、生產のあやうき、たとへを取るに物なし、此故に人の子たるもの父母に對して、かりにも其身を有することを不ㇾ得、かりにも其身を不ㇾ有ときは、慾をもつて父母に逆ふ事不ㇾ可ㇾ有、千萬の慾皆其身を有するより起て種々の怨を生ず、其身を不ㇾ有ときは、怒をうけ惡を蒙り、骨をひしがれ命をうしなはるといへども、一念の怨を生ずること有べからず、若又父母に對して其身を有することを得んや、其身を有するをもつて人類とすることを得んや

一 嫡子に生れて庶にゆづることあり、利慾を本とし惡によつて怒を發す、大なる誤なり、此身を有するが故に慾存し、この身を有するが故に惡存す、此身は父母より生じぬ、父母に對して有する事を得んや、既にこの身を不ㇾ有ときは、慾もなく惡もなし、其上繼嗣は祖廟を守て祭祀を掌り、所領を傳へて一家を養ふの官なり、不正の人を立難し、實に父母の私とすべからず、たとへ其材庶にまさるといへども、其父母是を不ㇾ信ば我不幸なり、且又嫡をねがひ庶を嫌ふはみな慾なり、如ㇾ斯見得する時

は、父母に私なし己に憾なし、何を以てか父母に怨んや、快然として其志を助、其ねがひを遂しむべきなり

一　孝養は誠を本とす、身を碎き力を盡すべし、但孝をねがふ時は父母心を不ㇾ安ことあり、只孝を不ㇾ願して安樂ならしめん事を願ふべし、是誠の孝なり、古人は小體を養ふものを小人とし、大體を養ふものを大孝とせん、父母をして酒食にあかしめ、衣を淸くし座を寛く、願を遂て欲を放にし、小體を養ふものは小孝なり、志を和らげ道を喜しめ、仁を育、慈を施し、引て芝蘭の室に入れ、誘て丘隅の地にいたり、常に安樂ならしめ大體を養ふ事は、大孝なり、小體を不ㇾ養には不ㇾ可ㇾ有、たゞ大體を以て大なりとす

一　孝子父母に罪を得ることあり、是れみな、小體を養ふこと大體を養ふにしかず、欲をふさぎ邪を閉づる故歟、たゞ子たる人是れを得とすることなかれ、大舜聖人の德を以て父母の志を不ㇾ知といへども、太古にして書典不ㇾ詳、父母の凶惡今はかりがたし、聖人を以てみだりに許すことなかれ、大概は其子道に志ありといへども未ㇾ達、邪慾相交り我慢ふかくして、父母を諫むること迫切なる故に、父母從はずして此の難來ると可ㇾ知、凡人邪慾なく我慢なく、自他の差別なくして虛空の萬物を不ㇾ辭がごとくなれば、向ふもの皆和す、況や父母の親愛破れなんや、眼前の至理を聞き上古の人に與する事なかれ

一家之事

一　人に三族あり、父族、母族、妻族なり、父族を一家といひ、母の族を外戚と云、妻の族を縁者と云、父族を重とし、外戚を是に次ぐ故に一家を擧て三族を兼、一家の内兄弟を尤大なりとす、其父祖に列て生れたるを諸父とし、我より上に列て生れたるを諸兄とし、我より下に列て生れたるを昆弟とし、我より先に生れたるを長とし、我より後に生れたるを幼とす、諸父と諸兄と長とはみな兄に類す、昆弟と幼とはみな弟に類す、則父母親愛の心を及し、兄弟和樂の心を施すべし、强て上下尊卑の辨なく、專兄弟長幼の序あり、一家多しといへども更に兄弟の外に不ㇾ出、能兄弟の道を盡して是を及すときは、三族九族和樂すべし、是を以三族には父族を本とす、一家には兄弟を本とす、兄弟の本は父母なり、父母親愛の心を可ㇾ及、凡天下の人父なき時は兄を以て父とし、子なき時は弟を以て子とす、誠に兄弟は父子に繼るものなり、たとへば双手の如く、又兩翼のごとし、相救ざらんや、たゞ其身を有するが故に種々の慾を生じて、彼親愛の心をうしない、我道源にはなれて怨讎のおもひをきしはさみ、理非に任し善惡に係り、雞犬の相拒がごとくにして父母の患ひをわすれ、許多の禍をかへりみず、終に汚名をもつて先祖の尸に蒙しむ、可ㇾ患の甚しきなり、もし是を患て其身を必有することなかれ、其身を有する時は、寡慾にして知恵なし、知恵なければ赤子の心生ず、赤子の心なければ親愛不ㇾ減、

親愛不滅時は兄弟むつまじ、兄弟むつまじき時は一家みなむつまじ、或人問て云、知惠なくして赤子の愛あらば、愛に差等なくして、父母兄弟一家の分別なからん、彼墨子が博愛にひとしからずや、對て云、墨子は兄弟一家をして誘て父母に等しからしめんとす、知惠をいやしみ親愛を貴み、物に對して差等なからん事を欲す、其志は能して言に不見、是を以て其弟子皆師の志に背て、父母をして誘て兄弟一家に等しからしむ、大なる誤なり、故に所々親愛薄して雞犬の行交れり、孟子ふかく罪する所なり、一切の物に對して無知無差別にして、誘て父母に等しからしめば何事かあらんや、況や兄弟一家はみな父母の枝葉なり、何ぞ自差別すべけんや、たゞ恨らくは差別生ぜん事を、自差別するは大なる私なり、天道のごとく無知無差別にして父母兄弟一家に對して見よ、天然の差別あり、是において強て差別なからんとするも又私なり、只本性に於て可從、是を以本性を見ざれば公私分ちがたく、無差別にして差別ある事なし、本性は不見といへども、父母親愛の心より若本性をてらさんことをおもはゞ、父母親愛の心を知て一切の物をして誘て其所に至らしめよ、差別あらん事を欲する事なかれ、是則孔子の一貫、曾子の忠恕、大學の格物、中庸の極を致なり、如此なる時は、其上下四方皆無怨して不善といふ事なし

一　兄弟國を譲る事あり、其父弟を愛し國を弟に譲る時、兄をさし置て其位に登り祭祀を掌に不忍、兄に辭する事最なり、其父兄を廢するに義なく、弟を立るに故なければなり、其兄父の命に背きおし

て位に登り祭祀を掌に不ㇾ忍、弟になすこと又最也、故に兄弟とも國を辭して祖廟を危す、我朝には難波皇子宇治親王、異國には伯夷叔齊の類也、兄は父の命の不ㇾ可ㇾ背事をおもひ、弟は天倫の廢すべからざる事をおもふ、默ことを不ㇾ得して宇治親王は泉下に赴き、伯夷叔齊はともに國を避て身を危くせり、義淸くして百世の懦夫を感ぜしむ、名高して萬代の利慾を失しむ、然れ共獨り泰伯の天下後世をして其國を讓る事を知らしめず、父と弟をして心を苦めず祖廟をして危からしめず、孔子をして至德を稱するがごときは、又向上の一俗學者心を可ㇾ盡の所なり、人の弟たるもの如ㇾ此なる時は、父をして義を行しめ、兄をして家を繼しめ、祖廟をして安全ならしめ、天地の功なきごとくにして一生浩然たるべし、此地位何に倚てか可ㇾ得、只種々の智惠を失ひ父母親愛の心を生じ、一毫も其身を不ㇾ有時は可ㇾ得なり

一 其家の棟梁あり、是を嫡家と云、又家督とも惣領とも云なり、但し嫡家は流に付ての名、家督は家に付ての名、惣領は所領に付ての名なり、嫡家は長子の流、家督は一家に長として祭祀を掌るの名なり、惣領は庶子の所領を惣て稅斂を司る名也、嫡家にして家督惣領なり、一家の人皆此人の掟を可ㇾ守、必自立の志を決する事なかれ、たとへば嫡子は頭のごとくにして、庶は手足のごとく成べし、嫡は相省ることを司り、庶は相すくふ事を司る、たとへば千代萬代を經るも、此人をして大祖の敬を受しめ祖考の愛を蒙るべし、是先祖の家繼其鬼神を宿らしむる故なり、又嫡家たらば其人庶の諸父昆

弟をして皆兄弟のごとくすべし、常にかへりみて其患をたすけ、其悲をすくふべし、如斯なる時は其家永久にして、先祖をして樂しめ、祭祀をして安泰ならしむ、不ㇾ然ば相ともに家を滅し、先祖を慨しめ、祭祀を斷絕す、深くおもひはかるべきことなり

一 家門の內に惡人出來ること、一ッには其父兄の罪、二ッには家督惣領の罪、三ッには一家の人の罪なり、身不ㇾ脩態を不ㇾ直、仁義の風をして一家を不ㇾ直は家嫡惣領の罪なり、義を不ㇾ信難を不ㇾ鬪、子弟をして道に長成せしめずば父兄の罪なり、仁を以て不ㇾ導忠を以て不ㇾ告、放遊をして長成しむるは一家の罪なり、家督父兄一家をして此罪なからしめば、家門の內に惡人出來ること有べからず、ただ家督父兄皆愚にして人々罪深き故に、家門の內に惡人出來るなり、此時罪の己にあることを不ㇾ覺、たゞ罪責の外より來らんことをおそれ、惡人の家門にあることを愧、世の譏を輕じて俄に其惡をあらはし、知惠を以て種々の口才を吐き、其人を義絕し身を消する事人倫にあらず、是を獮猴の才といふなり、獮猴は知有がごとくにして至て愚なり、其耳を折ときに人の聞んことを恐れて、手を擧て其耳をふさぐ、人能聞て己獨不ㇾ聞、非義を行ふて皎潔を求む、人を淸とせずして己獨淸とす、人の爲に皎潔を求て却て人の爲に笑はる、獮猴の才にあらずや、凡指に疔疽を生る時劍を取て指を絕ものを不ㇾ見、醫師を迎へて是を治せしめ、不ㇾ能時は心府をもたへて、一家は父の肉身、外戚は母の肉身、緣者は妻の肉身なり、誠に其手足のごとし、是を捨て其交りを絕る事不仁の至なり、惡人あらば往昔の

過を悔んで、强て諫め强て導べし、不レ用時は後日を得て諫よ、猶不レ用時は行をもつて諫よ、然後不レ用ば親愛に歸してなだめよ、但しなだめがたきものあり、君父に對シ逆心あらばなだめがたし

閨門之事

一　妻を娶こと可レ愼、良木名花を植る人だにも地を選ぶ事切なり、況繼嗣は先祖の業を傳へ祭祀を司るものなり、然に其母を可レ選、人の母は菓の地有がごとし、地不レ宜時は菓生長して名木ならず、母不賢なる時は子成長して良才ならず、良才ならざる時は先祖の業を破り、祭祀の誠をうしなひ、先祖を悲しめ、鬼神をいからしむ、可レ患の甚なり、是を以妻を娶るは美貌を不レ貴、華族を不レ尋、たゞ其先祖の志を選び、一家の風を考へ、肝要は婦人の德行を以可レ娶、繼嗣を不レ思、先祖を不レ憂、暫時の慾に奪はれ、一代の利に迷ひ、逆惡の家に娶り、愚昧の婦をかしづく事なかれ

一　閨門の間親愛を本とす、無慾を爲レ宗、寛柔を爲レ先、教化を爲レ事、常に文武の書を講じ、深く婬逸の樂を禁じ、松柏の貞を貴み、金石の信を行ひ、何事によらず騷しく無禮なる事をいとひ、閑に正しき事を好み、朝夕たゞ繼嗣の誠實ならん事を求め、才能あらん事を謀べきなり、若不レ然して利慾を惡み歡樂を好むときは、親愛と無慾と滅ぶ、慾を發し執着を事とする時は、寛柔と教化とほろぶ、文武の書を不レ講は古賢の戒を不レ畏、婬逸の樂にふけてあそべば世人の嘲を受、松柏の貞を不レ貴

ば嫉妬萠し、金石の信を不レ行ば譎作出で、騒妄を以すれば仁心亡て、無禮を以てすれば凶惡來る、安靜を以すれば人心定、正道を以てすれば邪僻並起る、然して夫婦相ともに其道を失ひ、或は不仁或は不義にして、閨門の閒不レ安、繼嗣不レ莢、兄弟不レ和、終に家を破り神を恥しむるに至る、其誤誰にありや、其父母無道にして其教戒不レ正が故なり、其元は又眼前の利慾にふけり萬代の家運を忘れ、正婦を不レ娶が故なり

一　夫婦中あしき事皆夫の誤なり、第一其婦惡逆にして夫の心に不レ合事、夫無道にして先祖を不レ思子孫を不レ悲、邪を惡み正を好む心なく、一旦の利慾をもつて不正の家に娶るが故なり、第二その婦利慾を好み夫に對して忠貞ならざること、夫貪戾にして親愛うすく、種々の逆意を生じ、婦をみること腹心のごとくならざるが故なり、第三其の婦常に悲愁をいだき、夫に對して怨を生ずること、夫驕奢を放にし堪忍の心なく、深く科を攻、强て過をあらはし、愚に不レ居、寛に不レ住、狹少急遽なるが故なり、第四其婦常に怨をふくみ夫を以寇讐となす事、夫惡逆にして婦を不レ愛、多情にして妾を誇らしめ、終に其親愛に立歸ることなく、忿々怨を生じ、事々惡を重ね、婦を見ること土芥をみるごとく成が故なり、第五其婦愚にして理非を不レ辨、夫婦の道を不レ知、華美を愛して禮儀をみだり、作妄を勤て信實を失ふこと、夫歡樂を好み宴筵を常にし、或は酒を愛して禮義みだりがわしく、婦をして或は其惡を去らしめ、其明をひらかしむる事不レ能が故なり、第六其婦奢て夫を輕しめ、忽に夫婦の

禮を失ふこと、夫心不レ正身不レ脩、色を愛して禮義を不レ愛、其言行みだりにして閨門の間可レ象の誠なく、可レ憾の義なきが故なり、其外一切の惡事皆我より出る處にして、愚にして是を不レ曉、又道源の親愛に立歸ることを不レ知、念々怨を生じて事々に怒をかさね、終に夫婦の間に舊惡を積こと大山のごとくにして、慈愛盡、恩義絕、子孫をして仁愛の中に生じ、禮儀の中に長ずることを不レ得、凡子孫の邪慾皆閨門の間より起る、善くをそれ愼べし、若人利慾を狹くして先祖をおもふことふかく、子孫を悲こと厚く、心正しく身脩らば、必正婦を得る事あるべし、たとへば惡逆の婦を娶とも慾に不レ奪、怒に不レ昧、念々親愛に立歸り、事々舊惡を不レ思時は、彼親愛の誠に感じ、夫婦の間皎潔にして塵勞の隔なく、化して正婦と可レ成、萬一惡心不レ滅といふとも、夫如レ是なるときは恩義斷絕することなく、其故は婦の心本夫の心に背んことを不レ欲、たゞ夫親愛の心に不二立歸一、科を重ね怒を積ときは、其婦初て怒を生じ、相ともに怒て大山の迷をいたし、夫非を咎め怒を生ずといへども、念々親愛に立歸り舊惡を不レ思時は、其婦何に倚てか素意をうしなひ夫に背くことを勤んや、故に夫自正しき時は化して正婦と成ことを可レ得

一　君子の化は閨門より始といへり、まことに婦を不レ和して人を和すること不レ可レ有、婦は至て親しきものなり、親を不レ化和して疎きを化すること不レ可レ有、若親しきは化し難して疎は化し安しとならば、内外差別あるに似たり、若親しきは恩に馴て化し難といはゞ、親愛に僻して身を不レ脩に似

たり、若禮法教かたく政刑施し難といふとも、彼徳を以導ものにあらず、其外無量陳述ありといふとも皆正道の旨に不可合、正道は内外なく又知術なし、たゞ無爲にして善人を化す、故に親しきより疎にいたる、近より遠に及ぶ、彼品にみて流るゝ水の勢なり、是を以て君子の化は閨門より初といへり、然るを心不正身不脩、内外の差別あるが故に、閨門不和といへども政刑を以て人を威して其家人を化したりとおもへり、嗚呼、是君子の化ならん歟、若政刑の人を殺ことを不憚が故に、暫く其貌をかくせるなる歟

一　大人小人ともに内外の分なきこと不能、宰を以て外を治め、婦を以て内を治べし、男は宰に係り女は婦に係る、主人其間に浩然たり、良宰を得るものは外安く、賢婦を得るものは内安し、宰其人にあらざる時は内苦しむ、是を以て婦は宰と顛を同し共に腹心の任なり、但閨を以て論ずる時宰婦よりも重く、家を以て論ずる時は婦宰よりも重く、其繼嗣を司るが爲也、近代良宰を求る人を見るも正婦を求る人を見ず、其惑ること甚し、古の人は不然、文王は大姫を娶り、武王は邑姜を娶る、是を以教化内に行れて、侍女安く婦德全し、終に文王は武王周公を得、武王は成王を得たり、ともに父祖の志を繼、その道を押し行て天下後世に及す、本朝も又然り、是を以其繼體文王に英て、其知庸人に異なり、若不幸にして正妃を得ざる時は、賢女を以て宮中の事を掌らしめたまへり、尤正婦を不得ば賢女を以是を可傅、其後天下房中輕く重き所は色のみ、武將威有に至て又正婦を撰ぶ事あり、但

武を專らにして文を不レ棄、是を以て武勇の家に生て文武の宗に不レ長、是又法とするにたらず

育子之事

一 子を求るは繼嗣を立んが爲なり、繼嗣の受る所宗と祭祀となり、一家を治鬼神を安ずること至誠の人にあらずば不レ可レ得、愚蒙の不レ急所にして聖賢の深く愼む所なり、至誠の子を得る事其父の大道に本づき其母の正路にはじまる、然して閨門のならはす所、平常の教る所、みな仁愛をたすけ、禮儀をそだつべし、信實をひらき作妄を閉、口に古人の語をとなへしめ、耳に先賢のことを聞しめ、非禮の事に寄らず、愼勤篤厚の人に可レ親、長生し急ぎ材智を求め、世間の雜事に交らしむることあらば、大道は只赤子の志にあり、長成をいそぐ時は赤子の志を失ふ、大智はたゞ幽暗の機に存す、材智を求る時は幽暗の機をそこなふ、然して後世間を貫て雜事に交ときは、志外物に奪はれ、慾繁く願多、專ら容貌辭氣を勤て、終に道の内に有ことをしらず、或は酒宴遊興を好て不退の樂あることをしらず、騷妄の地に奔走して生得の道に反る事あたはず、總じて少年の大人を學ぶもあしく、少年は少年、大人は大人なること天性なり、只人爲を交ることなかれ、若人爲を交へざるときは、少年には少年の機、壯年には壯年の機、長年には長年の機、老年には老年の機あつて終に赤子の志を失はず、大道は則其内になる、彼少年にして壯長の機ある人、長成の後には多く材能なし、是少年の時天道を背き人爲を

用ひ、赤子の志を失ふがゆへなり

一　士たる人子に教べき次第、七八才よりは、手習文字の學、亂舞方、給仕、配膳の類を可ㇾ訓、九才十才よりは、萬事の受取渡し、披露の次第、劍を撃矛を揮ふことを訓べし、十一才十二才よりは書禮を學び、作法を伺ひ、弓をひき、馬を馳することに本づき、小具足相撲の類を可ㇾ訓、十三四才よりは、頭上の故實を學び、和漢の書を講じ、軍術を伺ひ、歌をよみ詩も作り、文を書事を習はしめ、十五才よりは、其家業を専らにして、餘力をもつて有道の人に學び、淺より深きにいたり、粗より精に至つて、性情に本づき大道に趣事を可ㇾ習、農工商の人も大方是の旨を守つて用捨可ㇾ有歟、少年より藝を訓の本意は、第一其放遊と驕奢とを禁ぜんが爲なり、故に子幼を発るゝ時は、外に居しめて左右に諸藝ををしへ、諸藝の内に可ㇾ長成、不ㇾ然ば驕奢に走て藝能もなし、世間を見るに知明も仁愛も武勇も、みな閑なる所より出て、驕所より不ㇾ出、能驕奢を禁じて常に安樂を可ㇾ求、但し強て安樂を求藝能ををしゆる時は氣勞れ心怠ることあり、藝に遊しむるといふこと肝要なり、強て勤るにあらずして其藝を愛するの義也、手習と文字の學とは、心閑まりて善といへども、學者時によりてむづかしくおもふことあり、左樣の時は又劍戟を揮ひ弓馬を習し、亂舞方を學んで、藝をあいするやうに取立べきなり

一　當時幼を保つ人種々の制禁あり、是は奢害に打まかせてのことなり、但漢と和と土地ひとしから

ず、四賢と今と時代不レ同、書萬里に傳り、物東西に分る、漢家の禮不レ行、唐土の法用ひ難し、只病によつて食を制すべし、無病ならば强て食を制すべからず、病ある時はやく藥を用ることなかれ、疱瘡と疹と風症と食傷と皆まぎれやすし、又は小兒によりて四時に心熱することあり、是を俗に知恵ほとりといふ、渾氣に感じて胎毒の發するなり、故に是には昔より藥を不レ用、疱瘡と疹とにも大方は藥を不レ用、風症と食傷とには、よく病源を正し藥をも可レ用、總じて病おこるともに周章して、藥を用ること大なる誤なり、昔はしらず今の代には疾く病源を知る明醫なし、漸にして知ること多し、病源を見て後に藥を可レ用、病ありとて産屋より藥を用ひ、或は藥を與へて其眞氣を撓め、精神を弱くし、病を不レ知して人を滅ことおほし、草木不レ茂といふことなく、人長成せずといふ事なし、强て養生する時は却て其成長を妨ぐ、又寒暑溫涼の時の制に不レ係、平等にあたゝまることを勤め、深く寒暑をいとひ、風雪炎天をおそれ、蓋をはり笠をもふけ、手足汚るゝをいとひて塵芥を避け、足にて地を走ることを戒しめ、少しのけがをしたるにも立さわぎ、聲を出し、放遊を止んとては難を告て恐しめ、悲愁を慰んとては詐りたはむれて喜しめ、迷ごとをいふては其媚嫉を生じ、悪ことをいふては其詐謀をひらき、或は錦繡をかざり珠玉をちりばめ、山海の珍味を盡して其奢を長じ、饑寒に堪へ困勞をしのぎ、筋骨を碎き手足を健にし、苛苦を席とし、霜蓬を枕とし、總じて險難を嘗め憂を味ふることを得ざらしむ、誠に其氣を弱し其體を柔にするのみにあらず、大事に堪へ患難をすくふの志を奪ふ、

嗚呼迷ること甚し、誰か子の爲めに心志を盡さんや、造次にも疾なからん事をおもひ、顚沛にも慝なきことをおもひ、寐ても寤ても其榮へをおもふ、然して其子を待する所を見れば、放逸なる時は病を生じ、無道なる時は慝も見、怠慢なる時は榮を失ふ、達にして榮ありといへども、一世二世の外不レ出、子の生ずる所は孫なり、孫の生る處は曾孫なり、曾孫の生るゝ所は玄孫なり、玄孫より萬世に至るまで、榮あることを不レ欲にはあらず、只愚にして榮へを求る事を不レ知、たとへ又無病にして榮ありとも、無道にして慝あらば豈是を誠の榮といはんや、故に子の爲に謀るものは、無病慝なくして榮ある事を不レ求とも、只放逸を禁じ、無道を退、怠慢を可レ閉、是榮をもとむるの道なり、又自心を正し身を脩し、子孫に善の入ること水のしむがごとく、幼より少小より、壯々より長に至るまで禮儀をして鳥の羽あるがごとく、獸の足あるが如くならしむるは、放逸を禁じ無道をしりぞけ、怠慢を退ける骨髓なり、故に父母正しくして後に其子正し、父母不レ正ときは、千萬の庭訓みな無用の口才となるべきなり

一　自身不レ正して子を正さんとすること大なる誤なり、子若廉直にして邪をいやしみ正を貴み、父母の庭訓にしたがはゞ是幸甚のみ、子若凶惡にして父母の愚蒙を侮り、其庭訓に不レ從、赫然として無レ慝ときは父子の間怨を生じ、互に其罪をわすれ相譏て恩あい破るゝことあり、是を以て達人もひたすら習の德を貴みて善を攻ることを不レ貴、孔子も鯉魚に攻ること詩と禮とにあり、況や自身不正

にして子に正道を攻る事逆なり、實に正道を好まゞ何ぞ不正の事を成んや、不正をさけて正道にしたがふこと不レ難、一日にしても可レ得、自身不正の事をなして子に正道を攻るは、實に正しからざるを惡にあらず、實に不正を不レ惡は、實に正道を好むにあらず、然して子に善を攻るは子を愛するにもあらず、只麁末にして無智無慙なるが故に、自身の不正にはゞからず、一事の長にほこり言語を放にすると見へたり、是大なる誤なり、若ひたし習ふことを不レ得ば有道を以師とすべし、師なき時は必友を取べし、師友は善を攻るの官なり、父母は養育するの官なり、父母善を攻るは官を乖るなり、明世には群臣官を不レ乖、父母と師友と宰相とを爲レ師と何の差別かある、皆人を治るの官なり、只父子は相攻ることなしの故實を可レ守

一　嫡子は家を繼祭祀を掌る官なり、庶子は家を守り祭祀を助るの官なり、父母正しくて無レ私時は、嫡子庶子正して自禮儀備る、父母不レ正してなまじいに嫡子の嫡子ならんことを願ひ、豫其禮儀を正しくせんとする時は、嫡子驕り庶子怨て、嫡庶不レ親、或は其家嫡不遜にして諸父をみること家人のごとく、不レ事レ問、不レ用レ諫、六親九族疎みはて其家必滅却するものなり、又父母不レ正して天倫のみだり難ことを不レ思、私愛を放にして嫡子を侮、庶子を重んずる時は、嫡子怨み庶子驕て、禍を成こと甚だ近し、只願くは其父母嫡庶の禮義を正しくせんとおもふ知恵もなく、嫡を惡み庶を愛するの私もなく、癡然として愛し、渾然として訓へ、慈遜を本とす禮儀を先とする時は、嫡庶親愛ふかく、嫡子

は自嫡子にして、庶子は自庶子なり、是天理の大道白糸の不レ染がごとし、作意して嫡庶をわかち、其位天地に高下する類ひは、たゞ手足の不二相助一が如し、手の萬物を取こと足の行に不レ倚也、足不レ行ときは手の取所甚狹少なり、また嫡子を庶子とし、庶子を嫡子とするは、手にて行き足にて取るが如し、若手足相助ときは豈自由を得ることあらんや、ケ様にいふも皆知惠なり、知惠をもつて止るが故に此知惠を生ずるのみ、只種々の知惠を滅却して見よ、父母は自父母にして、子は自子なり、嫡子は自嫡子にして、庶子は自庶子也、如レ斯にして終に父母兄弟不レ正ものを見ず

一　女子のこと別にをしへ有べからず、只男子は父母同じく養育すといへども父を以て法とす、女子は父母同敷養育すといへども母を以て爲レ法、是を以幼少より苧うみはたおり、衣裳を調ことを急にし、閑寂に安じ困勞に堪へることを可レ勤、長成して嫁を求る時、富貴の家を求ることなかれ、只有道の家をのぞみ、忠義の人を尋ね、我に求る人に可レ從、もしいさゝかも富貴にめづる心あらば、是我女をして凶惡に陷しめて、身にひつするの苦痛を受べききざしなりとおもへ、既に家に趣の後は己が子とせずして夫の父母の子とし、其生涯を夫にまかすべし、若不幸にして夫に不レ遇とも、もとの父母を倚する事なかれ、但夫の父母なすことあり敢て一往辭退すべし、再三に及ばゞ命に隨ふべし、夫他の婦を娶らざれば、三年その女を不レ嫁して、たゞ夫のおもひ反さん事を可レ望、三年を經て使不レ來ば初て其家を可レ求、是婦の禮なり

忠義之事

一　主君武士を養ふことは、農工商を警固し、惡人をおさへ、不能を進めんが爲なり、有司をおく事は、農工商を治て其道を竭しめ、萬民の患を救が爲なり、新らしく人々に不レ約といへども、主君の本意是にある故に、人の臣たるものは皆其國の庶民を警固し、善を勸め不能をあはれみ、不義に陷るをすくひ、患難に及をたすけ、凶來る時は身命を捨て、主君の利をもとめ、心力を盡して社稷の安全をはかるべきなり、是を以一日片時も其身を不レ有、私の歡樂を不レ爲、主君に身を委ね、國家に命を投ずべきなり、是人の臣たるもの事新しく主君に不レ約といへども、元より國家の警固として、邪を治め凶をすくふの官なればなり、今人に一小事を約して其事不レ成は、皆不信の人として群をはなれ交を可レ絕、祿を受て平生身命を保ち妻子を育し、急に望て約を變ぜん事、天地の不レ容所、鬼神の不レ免處、人倫の不レ與所なり、天地鬼神人倫に背て何れの處にか安全をすべき、然れども愚にして眼前の利を利とし、或は主君の己を養ふ故と、己が主君に養はるゝ故とを不レ知、或は不義にして怨を長じ、不仁にして怒を發し、邪路に走て君恩を忘れ、忽に誓約を變じ、國家を不レ守、傾廢を不レ助、不忠不義の事蹟を殘す、可レ患の甚なり、所詮人臣の道名利をはなれ赤子の心にたち歸りてみよ、君恩山岳よりも高く、大海よりも深して、彼契約片時も忘れがたくして、其事業須臾も忽にし難く、親愛

は父母に繼ぎ、尊敬は天地に獨立す、何に依てか身命ををしみ、何の處にか不忠を生ぜん、若身命を投ずるに堪ざらんものは、はやく祿を辭して臣たらん事を可ㇾ反、祿を受邑を受け人に臣たる事を約して、身命を不ㇾ委はあるべからず

一 人臣本不忠あるにあらず、慾心長ずる時は不忠初て生ず、凡人臣に六の邪慾あり、故に又六の不忠あり、第一威名を好、利祿を求、人の上に立んことを願ふときは、知惠を以て主君をたぶらかし、功を舉忠をあらはし、義の達せざることを憂ひ、賞の不ㇾ及事を患ふ、第二に威名をたのしみ、利祿を重んじ、人の上にある事を喜ぶときは、君の心に逆はんことを恐れ、惡を見て不ㇾ諫、怠を見て不ㇾ勤、己に倚るものを舉、己に諂ふものを愛す、第三安樂を求め、放遊を好み、強て逸興をもてあそぶときは、彼契約を忘れ、我事業を次にし、奉公に倦、勤仕につかれ、朝に有ことを不ㇾ好、第四武勇忠より不ㇾ發、剛毅信より不ㇾ出、たゞ人に勝んことを求ときは、世塵を蒙俗風を貴み、仁愛絕え忠義滅び、彼契約に背き、人を侮し國を危す、第五不義にして身命ををしみ、柔弱にして筋力を不ㇾ竭、狹少にして大事に不ㇾ堪ときは、命を受て守る事を不ㇾ得、官に有て勤むることを不ㇾ得、善政を助て其化を弘ること不ㇾ能、第六には多慾にして寶を好み、金銀を蓄へ、或は宮室をかざる、或は珍膳を求め、或は奇物を弄び、惣して慾を放にする時は、武備を忘れて忠義を不ㇾ事、兵を不ㇾ持して過分の公領を費す、如ㇾ斯の類みな人臣の不忠なり、若慾心を不ㇾ禁ときは終には主君の高恩を忘れ、彼契約を失ひ、

剰へ種々の怨を生じ、逆心悪意の不義も企て、人を救ふの官に在て人を悩すのみにあらず、君を助るの職に居て却て君をあやうくすべし、又不レ誤や、彼契約といふは君臣を使ふの本意、臣君に仕るの本意なり、君は臣に人を救ふことを頼み、臣は君に人を救はんことを約す、人を救ふこと道を行て是を導き、凶を治て是を安んずるにあり、若道を行はんとならば、須臾も不レ可レ放、若凶を治んとならば、片時も身を不レ可レ有、主君も此一大事を頼が故に、祿を與へ邑を授て妻子を養育せしむ、臣もまた一大事を投ずる故に、祿を受邑を受て妻子を顧るといへども、其高恩を報じても猶餘り有べし、されば時頼百首の狂歌にも

幾度も主の命に替るべし
　二こゝろこそ己が慚なれ

先忠をおもひ忘れて猶忠を
　心に懸ばあしからじものを

此兩首の詠名利を不レ離といへども、君恩報し難しの理は明なり、惣じて世間を見て悪を捨善を取べし、砂中に玉を拾ふといふは是れなり、しかれば則一度拜して後は、盡未來異心を生ずることなり、身命を忠貞に投て恩の高き事を仰ぎ、忠の不レ及を可レ慙、是勤ておもふにあらず、忠貞は人臣の役なり、獸の足有がごとく鳥の翅あるがごとし、獸走て功とせず、鳥飛んで譽とせず、人臣忠をなして功

とせんや、忠をなして功とせざるときは、自然に恩の高ことを仰ぎ、忠の不レ及ことを不レ慙なり、是に微功を擧て抽賞を望み不レ得時は怨を生じ、或は我不忠を不レ顧臣たる事を反し、或は君の不義を不レ許、其國を去て他の家に行き身を立ん事をおもふ、其迷へること甚し、其源は右に記す、數ケ條の惡事より起る、可レ愼の處なり

一　近代世に渡り奉公人といふものあり、打きくは惡しけれども、能正してみれば昔もなきにはあらず、其人才能有故に、國主城主見及び聞及び、禮を卑し幣を厚して招き寄らるゝ時、辭し難して其志に從ふといへども、主君其才能を不レ用ときは、退て元の幽居を樂ことあり、是其人始より仕へん事を不レ求といへども、强て幣招あるが故に、其命辭しがたきことをおもひ、又は國家を正し萬人を安ぜんことをおもひ、出て物すといへ共、主君我才を不レ用によつて本意を失ふ、官を潰し祿を費ことを恐て、元の幽居に立歸るなり、是にまた他國より幣招懇にすること有、其心さきのごとくにして出て、物して志を不レ得ときは、二人三人の主君に仕ることも可レ有、是を渡り奉公人といふべきなり、若吾利をさしはさみ立身を求め、主人を不レ愛、恩惠を不レ思、みだりに其家を立退き他門をかせぐ心あらば、逆心同意の惡人なり、大きに慙愼べしと、此に魚を賣る人あらんに、初十錢にうりて後高く買ふ人あらん時は、戻して廿錢にうらん事を得べからず、彼立身を求めて他門をかせぐ類は、初主君に身を不レ委人と可レ知、若主君に身を不レ委ときは、利慾にふけり不禮を怒て、逆心を企ること可レ成、

嗚呼可レ愼乎、又戰國の間武者修行といふことありき、此の本意は才能すぐれ武道に志ふかき人、君父の可レ仕事なく、妻子の可レ養なきによつて、我生國に心を不レ止、他國の大將の國法軍法をも伺ひ、又は諸國の武士平生の穿鑿、戰場の武術をも見聞して、我武道を可レ磨ために國々をめぐる、是を俗に武者修行といふ、修行は學問の一名なり、故に此人其家中の勇士と立合、先を懸後を爭ひ、大將の下知老兵の武術に學習し、能當千の才をあらはす、是を以明將英才賞翫して、不レ求とも招幣厚し、然間其國其備に有の內、其君其將に身命を委ね、他國を領したる時は辭し去るに咎なし、其德なくして是を學ぶものあり、其國其家に五年十年ありても、其君其將の弓箭の本意を不レ知、其家中の武士に勝るゝ事もなく、其君其將に深くをしまるゝ事もなくして、諸國を流浪し、後に我は武者修行したりといふは、大なる誤なり、ケ樣の人の本意、大略惡事をして其父母の國をのがれ出で可レ爲やうもなく、武者修行を學び他國へ行、其君の扶助を受ても身命を不レ委、さして能働もなければ其君賞翫せざる故にあり、乖て他國に徙り、後に桐越屏越にたゝき合たるをも一番鑓の樣に云なし、拾ひ首かひ首をも鑓の下のやうにもてなし、國をめぐり我武道をば不レ磨して食求る人有べし、惣じて其家中に養れて身命を不レ委ものは、穿愈の盜よりもはるかにおとれり、嗚呼可レ愼なり

諫言之事

一　人の惡事は天道にたがい人望に背き、身を盡し家を亡ふの源なり、愚人は心まよふて是を不ㇾ知、賢者は知明なる故に是を戰場白刃の下にみるが如し、白刃の下には猶免るゝことありとも、惡事の積る所終に滅亡うたがひなし、故に其君惡事あるとき命を塵芥に輕し、敵の鋒を欺の心を以て其君の怒りを犯して諫こと尤なり、主君不ㇾ用時相ともに怒を生じ、忠をひるがへす事大なる誤なり、今戰場に望て主君を白刃の下に救はんとせんに、不幸にしてすくふ事を不ㇾ得ば、走て生を全せんか、又趣て死を共にせんか、臣として君を諫る事甚奢れり、然ども主君仁心不ㇾ滅に依て、怒をおさへて其罪を宥む、誰か君を諫るとき命を床下に投ぜざらんや、然るに生を全して退は是君の高恩身の幸なり、何の故にか怒りを生ぜんや、然ときは主君不ㇾ用といふとも、退心を止め忠貞に立歸り、難に趣て死を共にすべし、學問になづみ世俗におほはれ、知惠をもつて義理をはかり、性情の正路を失ふて逆心の罪を蒙ることなかれ

一　惡事をなす事俄に成にあらず、其心に生じてその政に有ㇾ害、正に導き邪をふさぐ事肝要なり、然ども群臣は成事不ㇾ能、士卒は及事不ㇾ能、獨大臣其事を掌る故に、孟子も大人は君の心の非を格といへり、この言や、大臣は事を不ㇾ諫にはあらず、事は則群臣も皆可ㇾ諫、心の非を格こと大人の獨掌る所なり、心の非を格すこと自身の正を以て本とす、然して後正義を導き邪をふさぎ、義を伸べ善を告、又道を詳し武道を講じ、歡樂を諫め怠慢を驚し、賢を進め色を退、篤實を擧て便佞を遠ざけ、芝

蘭の室に入れ、丘隅の地に導き、九日あたゝめて一日の寒を患ひ、道にあらざれば不レ言、善にあらざれば不レ語、若事ある時は身命を抛て諫、不レ用ときは死を以てあらそふ、夏の龍逢殷の比干是なり、桀紂兵をかる時は、欣然として是を受て不レ怨、箕子其後にあつて頻に諫む、豈死を恐るゝものあらんや、紂怒て獄に下すといへども我不幸の罪を不レ患、たゞ紂が惡逆に國を失ん事を患ふ、是學問になづみ義を外にするものにあらず、たゞ一箇の忠貞と存じて他の分別なし、故に孔子仁を許せり、後世名利をさしはさみ、義を外にもとめて身をかへりみ、懃をいとひ、死を不レ致、諫を不レ竭、指を折て數へ三度に及んで其君を辭し、道を盡せりとおもへるは、只偶人に堯の服を着て舞臺に弄て、是堯なりといはんに不レ異、近代博學の士といへども、偶人を不レ弄ものすくなし

一　臣下の内師賓の位あり、右に云が如く、其人才能あるが故に國守城主聞及び、禮を卑し幣を厚し招請辭し難に依て、本奉公の望なけれども、是非なく出て仕る事あり、如レ此の人を招くには知行を出さん、扶持を與るなどとは云ず、是非當國に御移り有て、少時なりとも御異見賴存るなど云ものなり、されば其人は謙て來れども、主君は客人會釋にするものなり、故に是を賓といふ、夫より又德高く道弘く、可レ敎可レ學時は主君なりとも行き、又遠國なれば一家の大身なりとも遣して、是非御弟子に罷成たしと云て招請する故に、實に其人主君の師範と成て來る、是を師といふなり、此二人は主君に約する處常の臣下に異なるを以、諫不レ行ときは其君を辭して故鄉へ歸るなり、孔孟の二聖是に中

れり、又彼二人君と志合ふときは、後には臣下となりて事を掌る、若子孫に傳ふ時は、諫不ㇾ用といへども其國を辭する事得がたし、殷の伊尹漢の孔明是に當れり、但是大概の事なり、人臣の去來は胸中の仁者に向て可ㇾ諫、龍蓬比干箕子が根本、活然として我後にあり

致仕幷隱遁之事

一　致仕といふは久しく身命を君子に委ねて、思ひのまゝに我道を盡して能其事を守り、老衰を告て職を辭し仕るを致す事の義なり、身命を不ㇾ委、我道を不ㇾ竭、能其事を不ㇾ守、或は老衰に不ㇾ及して安樂を求め、勤仕に倦多事に勞し、或は外見を憚り皎潔を好み、習俗に係はり世塵を蒙り、終に心を不ㇾ竭、又力を不ㇾ用して職を辭し、閑寂を求る類ひは仕を致する人にあらず、最不忠不義の人なり、隱遁といふは、身命を君に委ね、能其事を守り、心も用ひ力を勵し、道を盡さんことを欲し、其君無道にして不ㇾ從とき、諫を致して身を退くといへども、山林にあるをもつて不ㇾ樂、終に其君を不ㇾ忘して二君に仕へん事を求ず、身を隱し塵埃を遁るゝの義なり、身命を君に不ㇾ委、心を不ㇾ用、力を不ㇾ勵、無道を見て諫も不ㇾ致、己を愛して君を不ㇾ愛、古人の語になづみ先賢の志を失ひ、艱をおそれ難をいとひ、祿を辭して皎潔をもとめ、或は山林に有て君を不ㇾ思、老體の心なくして偕に他邦を望むは、身を隱し世を遁たるにあらず、故に致仕は大功の後に得、隱遁は忠貞の中より起る、更に身を

有し清を求るの知惠には不レ出、後世似るをもつて誤ることなかれ

一　隱遁の人出て事ること可レ有、是武王紂を討の心なり、夏の禹、殷の契、周の后稷、皆黃帝の苗孫にして堯舜の世に封ぜらる、然ども夏の禹德貴き故に、殷と周は其天下ともに百年を經て、殷に成湯出、德至て貴し、周天下と共に往て朝す、是聖人を貴み天命に從ふ處なり、又數百年を經て周に文王武王出、德大いに貴く、此時殷の紂惡逆無道にして、天下にむさぼりを盡し驕奢を放にし、無罪を炮烙の刑に行ひ、忠あるをすしびしほにし、賢臣の胸をさき、聖人を獄にくるしめ、萬人を憂患せしむ、諸侯を困究せしめ、國家を分離して天下を動亂し、有罪無罪を不レ言、人を殺すこと究なし、是を以諸侯に背もの多し、紂文王に大將の印を授て是を伐て治しむ、文王崩して武王立、繼て征伐を掌る、天下彌不レ治、武王北征して諸侯を孟津に會す、諸侯大夫士庶萬人ことごとく相議して告る、王惡逆にして天下を苦、諸侯の背くこと罪なし、今罪あるをもつて無レ罪を伐、義兵と云べからず、はやく師を反し殷を伐て、諸侯をすくい天下を治給ふべしと、此におゐて武王辭する事を不レ得、殷を伐て天命を受、是天道の廣大にして四海の人物を懷に入て、無私信偏仇なきがごとし、此時天下の人の命武王壹人に係れり、其仰ごと天の如く、其望む事日月のごとし、是に於て明を隱し化を語は是私信のみ、今爰に隱遁の士あらん、天下の人命是に係て、天のごとくに仰ぎ、日月のごとくに望み、或は國主城主其道を尊み其敎を求め、禮を卑し幣を厚し、仁政を可レ發天地の化育を可レ助時は、其招請を不

レ辭ことあり、是一毫も人欲の私なく、天下を患ること深くして、能時に從ひ變に居の才なり、聖人にあらずば不レ可レ及

一 其才不レ及其力不レ足、官をけがし職をみだり、君命を慙しめ、政教を害す、老耄をしらず衰朽を不レ計、祿位をあまない世間を好み、忠義によせて公程に交るは、彼致仕の名をぬすみ、隱道の行を學ぶにもおとれり、只忠に出て忠に入べきは人臣なり、忠は心を盡すの義なり、心を盡す時は力を盡、力をつくすときは功を盡す、功を盡す時は臣たるの道を盡す、臣たる道を盡して後其職を勤たりとす、忠に不レ出ときは忠に不レ入、忠に不レ始時は忠に不レ終、理なるかな、馬は固より馬より生じて、其の形跡に至るまで皆馬なり、牛は牛より生じて、其角形にいたるまで皆牛なり、いまだ其頭牛にして其後馬なるものを見ず、世人をたぶらかして牛馬を疑しめんために、牛の角を切り馬の髮を付尾にあやし、蹄を隱し、くつわを取て是馬なりといふとも、其全體馬に不レ同を以て世人の明をくらますこと不レ可レ得、たゞ人臣は忠にうまれ、忠を頭にし忠を後にし忠を蹄にすべし、全體萬事不忠といふことなし

不亡鈔卷之二 終

不亡鈔卷之三目次

不亡鈔卷之三

主君之事

一　もと人に貴賤なし、唯人望に依て貴を生ず、その子細は、人天地の内に生じて五體同知覺不レ異、皆天地に取り、皆天地に行、皆天地に居し、皆天地に食す、誰をか貴とし誰をか賤とせん、是に人あ

り、其德天地のごとく、其明日月の如くに、仁群生をおほひ、智萬物を照し、當るものは化し、從ふものは樂み、是に求れば利あり、是に訴ふれば益有、是を以人の望は甘露のごとく、人の仰こと天の如くなり、人望によつて貴きを生ずるにあらずや、貴あれば賤あり、貴賤君臣なり、君臣の生ずるも如ㇾ此、故に君の物たる天の萬物を入るゝが如く、地の萬物を載るがごとく、日月の萬物を照すがごとく、風雨萬物を濕すがごとく、上下內外の別なく、無私無慾にして人我の隔なく、萬人の爲に患ひ、萬人の爲に勞して、己が爲に萬人を不ㇾ勞、是をもつて、上古の聖王は農人と共に耕し、夫人は工女と共に織り、衣食を以人を勞せず、宮造すれども松の柱を不ㇾ削、萱の軒を不ㇾ揃、庭上の茅茨を不ㇾ剪、只人の爲に勞して、人を勞せん事を恐る、是奇特にあらず、本人に貴賤なしといへども、人人己を利せん爲にその德になつき、其明を貴み臣となり君と仰て、是を以て君は人を勞するの官にあらず、人の爲に勞するの官なり、是天の道なり、天は萬物の爲に勞して、終に萬物を不ㇾ勞、故に人に勞して人を不ㇾ勞、乃王は天の事なり、人に勞して人を不ㇾ勞、侯は天の吏なり、天子と天吏と其道天地に逢を以て、國を保こと無窮にして億兆の人を利す、若後世人に不ㇾ勞して人を勞する時は、天道に背きまた人望に背て、天下國家を保ことあたはず、或は前代の餘薰をもつて一世を保といへども、餘薰消に至て國家分離し、もとの獨夫たることを不ㇾ得、身を滅し廟を覆す、其故は國家の分離するを見て其位を貪り、力を以て是を合せんとする時は、他の人望を得る人默止することを不ㇾ得して、天

に代て征伐を行ふ、愚蒙の民獨り立ことを不レ得、自饑寒を免ことを得ず、是を以愚蒙を助け饑寒をすくふ人に便る故に、この征伐來るなり、征伐來る時はもとの獨夫たることを不レ得、必ず身を滅し廟を覆す、故に其徳なくして其位にある事なかれ、若其位にあらんことを欲とも不レ可レ許、不レ許ときは天不レ與人不レ許、天不レ與ば誰によつてか其位を保ん、獨夫にして天地萬人に敵せん事不レ可レ得、若其位に有らん事をおもはゞ其徳を修すべし、其徳は則右に修する人に勞して人を不レ勞の天道なり

一 君たる人尊を挾て民を輕じ、人に勞して爲レ功、人を擧て爲レ恩こと大なる僻事なり、主君もと不レ貴、民位に依て貴なり、君尊を挾て民をあなどるは、只人に利劍を得て、則其人に向て劍をとりひしいで、汝我に敵する事不レ能といふに等し、其不義罪しても餘りあり、民と我ともと獨夫なり、民來て我に勞を求む、我勞せん事を約す、是を以て民拜して我を君とす、我君となつて民の爲に勞するは、約を行ふなり、勞して爲レ功は、工匠爲レ人に器物を制してあたひを得て後に猶功と成がごとし、工匠是を功とせんか、又器物を買人是を工匠の功とせんか、人を擧ること我勞を助、民の患をすくはんが爲なり、是を以我と民と其人の恩を受、さらに我壹人に恩を不レ施、財と食とは民の爲に勞するを以て民間より是を請、我與るにあらず、君人を擧て恩とせんこと、馬を隣の人とともに得て、あたいと食とを隣の人に請、隣人の稻と己が稻とを負ふせて轡を取つて恩とせんにひとし、人もと如レ是愚なるにあらずして、利慾におほはれ、風俗にまよひ、我君たるの根源と民の臣たる根源とを不レ知、故

に我常に人の爲に勞して、我爲に人を勞すべからずの義を不ㇾ辨、或は人を畢ること私曲より起て、萬民の爲に畢ざるに依て、種々無量の惡事出來れり、能我君たる根源と民の臣たる根源とを知て、人に勞し人を勞すべからずの義を明にせば、天道にしたがひ人望にそむいて、身を滅し家を失ふこと有べからず、若又後世の主君我は生ながらの國主なれば、民に得たる富貴にあらずとおもひ、人に不ㇾ勞して人を勞し、尊を挾て人をあなどらん事更に理なし、高祖已に歿すといへども、其國は高祖の國なり、若高祖の志不ㇾ立、高祖の道不ㇾ行ときは、高祖の位傾き、高祖の廟覆へり、高祖の祭りもすたる、高祖の志繼ことを不ㇾ得、高祖の道行ことを不ㇾ得ば、早く高祖の讓りを辭して、高祖の位を受る事なかれ、其位を繼て其道を捨る事有べからず、たとへ其道を捨んと欲とも人是を許べからず、若怠慢の心おこらば、早く諸の知惠を捨て赤子の心に立歸り、道源深愛の誠を生ずべし、是則高祖天命を受人望を受たる根源にして、萬人を捨るに不ㇾ忍の心なり

一　征伐を以て國家を取ことあり、黄帝のごとく、殷の成湯のごとく、周の武王のごとく、我國神武天皇のごとく、是求たるに非ず、皆民の爲に應ず、封ぜられて國家をとること有、殷の契、周の后稷、魯の周公、齊の大公の如し、是求たるにあらず、其君民の求るに應ず、是を以てみれば、國家は天の授るにもあらず、又君の與ふるにもあらず、まして我取るにも非ず、只民のひゐてあたへたるなり、天といひ君といひ、皆民を愛すること深き故に、民のよくに從つて其求る人に與ふ、天と君との與へ

たるにはあらずして、民の與たへたるなりといふは是なり、天下といひ國家と云、征伐して得たるも、封ぜられて得たるも、皆一様に我が有にはあらず、悉く其民の有なり、若誤て征伐にほこり、封を挾みて其國を我有とし、民に不ㇾ勞して却て民を勞せば、怨人望にたがひ、天に背き君に背き位を失ひ、身を滅さんこと必一生の内に有べし、本より利慾をさしはさみ、征伐を先とし、數戰て國家を得、利潤を心とし便佞爲ㇾ道、數陷て城邑を得、惡に初て惡に終るの徒は論に足らず

農工商之事

一 農人は天地生植の財を主どる、田畠を開て八穀を布、桑麻を植、山に入て、薪をとり、野に趣ては萱をかり、總て山野河海の食物を取つて、天下の衣食に勞す、工人は天地器用の材を掌る、金鐵大木の類に接り、其材を用農具を出し、兵仗を作り、衣服を織り、室宅をいとなみ、總じて萬の器を作り天下の用に勞す、商人は天地の偏倚をたすけ、有を省て無を補ふ、餘り有を取て不足に與へ、總じて天下の財を遍して、天下に其化育を蒙しむ、農人は天下の饑んことをおそれ、天下の凍んことを悲しみ、天地の財を私せず、自身の勞苦を不ㇾ患、深く耕し能たねおろして、細代より小苗、小苗より耘に至るまで朝夕善みのらん事をはかり、片時も手足を安ぜず、寒暑風雨を不ㇾ悲、水をひき水をさけ、斂(チサム)に至ては一粒を疎とせず、我口腹を不ㇾ飽て出して天下の口腹に備へて、いとまの日には薪をこり

纏をない、天下に出して天下の人の食を煮て食せんことを欲し、天下の用を達せんことを欲すべし、工人は天下に器用の不㆑足事を患へ、天地の寶の草昧に有て、人の用に不㆑立事をかなしみ、萬物の材を用萬器を作り、其衣服を作る時は、天下の寒暑に不㆑堪ことをおそれ、其甲冑を作る時は、天下の矢石に不㆑堪事を恐れ、其農器を作る時は、天下の耕作に不㆑堪ことをおそれ、其鍋釜を作る時は天下の食事に不㆑堪ことをおそれ、其室宅を作る時は、其人の風霜に不㆑堪事を恐れて、皆久して不㆑破ことを勤む、尤筋力を竭して勞倦を勵まし、朝より夕より夜陰にいたるまで、徒に手足を置ことなかれ、商人は天下の偏倚を恐れ、天下に財の不㆑遍ことを悲む、海濱に鹽魚を取、田地に桑麻を取、山岳を高とせず、河海を深とせず、險岨をしのぎ波濤を渡り、天涯を遠とせず、羇旅を患とせず、天下の財用を通じて下の有餘をはぶき、天下の不足を補ひ天下の用を調ふ、農工商の人何の故にか如㆑斯なる、是天地の心を心とし、天地の道を爲㆑道、天地の化を爲㆑業、人々相見ること一家のごとく、人に勞することを好み、人を勞する事を悲み、天地の道を助け、天地の化をほどこし、我辛勤を顧ざるものなり、是を以農工商の人ともに相患へ、ともに相勞し、ともに相やしなはれて、其成功に居る人なし、只利慾有て天理を害ふ時は、人々相患へず、人に勞して人を勞せざる故に、農人は天下の爲に耕し、工人は天下の爲に造らず、商人は天下の爲に不㆑商、天下の財をぬすみ、天下の財を奪、天地の道を塞、天地の化をやぶる、是において人々相そこなはれて、ともに天地の化を不㆑受、ともに天地の寶

を不レ望、不レ望時は不レ足、不レ足時は求む、もとむる時は奪ふ、故に盗賊發して國不レ安、民獨立することを不レ得して救を有道の人に求む、有道の人其求に應じて民の爲に謀る時は、只本に歸らん事を勤む、農工商の人ともに相患へともに相たすけ、人に勞して人を不レ勞時は、盗賊おこることなく國終に亂ることなし

一 農工商の人ともに患へともに相たすけ、人に勞して人を不レ勞ことは、天心を心とす、天地の道を道とす、天地の化を業とするにあり、民もと如レ此、迷て今不レ然、民の惑を解て化を爲レ本、教を爲レ宗、育を爲レ先、化といふは主君に先立の義、教といふは主君民を導の義、育といふは主君民を養育するの義なり、天心を爲レ心、天道を爲レ道、天地の化を業として、天下を見ること子のごとくにして、一毫半點の私なき時は、民の惑を解こと春日の氷を解がごとし、民の慾を破ること秋風の雲を拂ふがごとくにして、上下四方瞭然たるは主君の化なり、天心を開き、天道を顯し、人倫を明にし、禮義を詳にし、或は我慢の險岨なることを苦み、或は慾心の波濤なることを知しめ、仁の安宅に招き、義の正路に導き、民をして邪を苦め、正しきを閉しむるは君臣のをしへなり、幼を育し老を養、壯長をいさめ、賢良を愛し、水土を制し、荒蕪を開き、耕作をすゝめ、桑業を勵し、百工を勞して器用を多くし、驛路を平にして商賈を安じ、衣食を遍し居所を平にするは主君の育なり、畢竟民をして相患へ相助るの本意にかへらしむること肝要なり

一　惡人の民を帥るは是に異なり、先我君たるの故をしらず、民の臣たる本を辨ぜず、我富貴にほこり、民の貧賤をあなどり、利を專らにし、慾を放にし、農工商と相ともに患へ相助べき事をしらず、農工商相助たる時は、盜賊起て國家の亂るゝ事をしらず、農工商のよく心を去て本に歸るべき道をしらず、其農人を治ることは、農を不ㇾ勸、安逸を不ㇾ制、不ㇾ化、不ㇾ敎、不ㇾ育、宮室を磨き、奇麗を求めて農耕を妨げ、狩すれども遊興を爲ㇾ本、水土を治れども利潤を心とし、然して後酒食を泥砂のごとくにし、薪芝を塵芥のごとくにす、是を以て天下の食貴く、天下の芝薪乏し、其工人を治ることは工を不ㇾ勸、安逸を不ㇾ制、不ㇾ化、不ㇾ敎、不ㇾ育、花美を愛して形質を不ㇾ貴、奇好を求て永久を不ㇾ計、故に器物を成こと遲して破るゝこと早し、然して後衣服をみること糟糠のごとく、器物を用る事鑢敵のごとし、是を以天下の衣服不ㇾ足、天下の器物すくなし、其商人を治るは商を不ㇾ勸、安逸を不ㇾ制、不ㇾ化不ㇾ敎不ㇾ育、是を愛することと薄く、是を利することとすくなく、市廛に稅し、關門に勞し、驛路に苦め、是を以天下の財用不ㇾ通、通ずといへども乏しくして天下を澤さず、故に天下の人本心を失ふて、共に相うれへともに相助ることを不ㇾ爲、皆人に不ㇾ勞して人を勞せん事をはかり、朝夕利潤を求て人を誑かし人を危す、是盜賊なり、天下皆盜賊ならば、天下の亂れん事瞬内の間に有べし、天下亂るゝ時は、天下の人相謀て苦しみ相擊て死す、其形勢雞犬の相食るごとし、人々是を以て快ん乎、若不ㇾ快ば人々相患へ相助ることを可ㇾ勤、況や其君においてをや、己を利する心おこらば、是天下の

怨敵なりと知て、深く恐れにくみて殺戮すべし

水土考之事

一 天地は萬代を以爲二一期一、故に天の風雨地の險岨皆萬代に益あり、是を以或は一世に有レ損、是を以明君は能水土を治て風雨の難を逃る、君は五十年を以て一期とし、萬代を不レ思にはあらず、又一世を患ふ、故に萬代に益あつて一世に損なからん事を謀る、是天地と並立て天地の化育を助るもの也、唐のいにしへ北方より洪水來る、帝堯の時鯀水土を掌る、知淺くして水深し、徒に其民を勞して洪水不レ治、此時帝堯舜を得たり、鯀の任を止めて禹に命ず、終に天下を巡ること三度、萬代に損なき事を考へ、當時に益ある事をはかり、大山を穿て龍門の瀧を得たり、北方の洪水是に漲り落て、天下皆滔溺の患なく、萬代終に耕作を能す、故に天心を爲レ心、天道を爲レ道、また天地の化育をたすけ萬代をやしなひ當世をも可レ救、當世を救ふことは安し、萬代に益あることかたし、故に堯舜聖人の時を以て是に苦しめること久しく、鯀禹卓越の才を以て治ること不レ速、三度天下をめぐつて漸く其功をあらはす、但一毫も人慾有ときは、天地の心を不レ察、天地の道を不レ知、萬代の損益を不レ謀して、誤て天地の化育を破ることあり、凡國を保人は、必英才を求めて水土を掌らしめ、當世をすくひ萬代を可レ益、利慾を決して當代に私することなかれ

一　水土を治る人禹を以て法とすべし、孟子も禹は水の性に從ふものなりといへり、水は夫苗を養ひ人の口腹を潤し、高を避て卑に下り、天雨ふる時は多、天旱する時は少し、水の性に從ふて民を潤すときは、萬代ともに潤ひ、水の性に逆ふて民を潤さんとする時は、當時に有レ益といへども萬代是に苦む、是に益有といへども後に有レ損、故に水土を掌る人は、山澤にいり幽谷に趣て、水を計り源を伺ひ、田野に出邑里を廻て、水陸の高下をつもり、大河を望海濱を極て、水の下流を考へ旱雨に試み、自國與二他國一利をともにし、士農工商と益を同して初て國の力を用、是天地本仁愛の理より生じて、民の爲に不仁の事を不レ成、當時に損有りといへども必萬代に益あり、一國一人の爲に損有りといへども天下萬人の爲に益あり、凡の人知惠を以てみだりに天地を裁斷せば、十に九後悔可レ有、人力を揮ひ財用を費し、後に國家に益なきことは大なる惡行なり、常に國中を廻り明に四方を知て、水土を胸中に治め、旱雨を掌握に補べし、誠に其心を盡さば不レ可レ不レ補、若終に不レ可レ補の地をば田を變じて畠となし、畠を變じて邑ともなすべし、强て是を補はんとする時は水の性に逆はず、水性は卑に下る、湛へて高に至しむるは水性に逆ふなり、水性は苗を養て天下の口腹を潤し、人の口腹を不レ潤は水の性に逆なり、數水性に逆ふときは、水神いかつて却て人を逆ふ、或問て言、古より農家に井關あり水性に逆ふがごとし、水性にあらずや如何、對て、水の性は苗を養て人の口腹を潤す、井關は農の爲なり、豈水性に逆ならんや、又問て云、然ば湛へて此にあらしむるも又農の爲なり、水性に逆ふといひがた

し如何、對て云、不レ然、水性は人家の別なく天下の農を潤す、一人の農を潤して天下の農を害ふは水性にあらず、井關は下流をたすけなす、更に一夫の爲にあらず、水性を遂しむるなり、所詮天下の爲にするは水性に從なり、一國一人の爲にするは水性に逆ふなり、たゞ水性に從ふて逆ふ事なかれ

一 必水性に從ふ時は旱損不レ補所あり、不レ補所をばあらためて畑とすべし、又水損の所は水高きに有てしかも下流すくなく、或は水上大山の內より流出し、雲深く雨强きに逆ふて、俄に洪水漲り來るなり、若し如レ此の地にあらば禹の行を可レ學、但し外に用水なくばしんしやく有べし、懷を弘うし流を安くし、水をうかゞめて堤をかたくすべし、又山遠くして風損の地あり、邑を多して竹を植、道を弘くして左右に松杉をうへ、田畦に柳をさし、畑界には桑を植べし、惣じて田畑を廣くせんことを不レ思、たゞかこいの繁からん事をおもふべし、如レ此の地田畠弘ときは、農人種を蒔ことおほくして、耕こと深からず耘ること不レ懇、もし作毛風に損する時は、農人大きに勞るゝものなり、又田畠野に接して土灰のごとくならば、驛を置牛馬を多くし、工人に便りあらしめて器用を出し、商人に便りあらしめて往來を繁にし、市廛に力をそへ安平に心を盡し、數年不レ怠ば變じて糞土となるべし、其外毎村にまぐさ薪の地を可レ有、若其村にまぐさ薪の地なくば、近邊の山野の地を可レ省、若野はありて山なくば薪を可レ植、山野ともになき時は、力を添て遠方より運しむべし、山野の便不レ宜ば力をそへて邑を移せ、邑を移さば高山に便れ、高みなくば薄地に移れ、上田上畑に築ことなかれ、惣じて一村

力不レ足ときは、近郷の力をかるべし、近郷の力不レ足時は、遠近の力をかるべし、遠近の力不レ足ときは、一國の力をかるべし、一國の力をからば、水損旱損風損の地もかならず其難をのがれ、山野遠して樵耕にくるしむ、邑も必其便りを求得ん歟、只天下を以天下を助け、天下を以て天下を養ふべし、たとへば三人の旅客雨に逢ん時、壹人はみの笠二ッ宛持て蓑笠を重ねて着、二人はみのかさ壹ッも持ずして行んには、みの笠壹ッ宛二人に着せば、三人ともに粗免るべし、又二人の狩人壹人は弓を持、壹人は箭をもちてともに弓箭不レ全ときは、箭を持たる人箭を弓に付てせこにおはせ、獸を得て自他ともに利と成べし、みのかさ二ッ重ね着る事、大雨の爲又は損じたる時の爲なれども、一人慾を放にして忽二人を怒らすこと不便なり、箭あつて弓なく、弓あつて箭なきはみなその身不レ足なり、然ども二人の力を一にする時は、其事成て皆志を遂ることあり、天下の有餘を以て天下の不足を補ひ、天下の力をとつて天下の患ひをすくふ時は、其道ならずといふ事なく、天下の風旱水損の患すくなく、又地力不足の悲まれなり、末代人我の相甚しく、みのかさ餘りあれども人のぬるゝ事を不レ患、弓箭不レ患レ不足ことも相助ることを不レ爲、人々慾に奪はれ蒙に陥ることを成ず、悲かな

一　古には農桑に學あり、武士に弓馬の學あるがごとし、農人農桑の家に生るゝといへども、農桑を不レ學時は、武士の弓馬の家に生れて弓馬を不レ學が如し、故に明王は農桑に師をおき、神農は自是に臨む、帝堯は后稷に命ず、惜かな其學の不レ傳こと、但天心を心とす、天道を道とす、天下の民に信

實あらば其學再び發るべし、たとへ其學ありといふとも、天心を心とせず、天道を道とせず、天下の民に忠信なくば、天下に行ふこと得べからず、案ずるに、農人は天下の衣食に勞す、衣は寒を防が爲、食は饑を養んが爲なり、寒と饑とは人の患の急なるものなり、故に農桑の業は至て切なるものなり、今人にあつて或は饑へ或はこゞへば、不仁の人たりといふとも食を分衣をおほふべし、眼前にあらずといへども、農桑に怠る時は天下の人饑寒を不ㇾ免、故に農人は晝夜天下の衣食に勞し、朝夕農桑の事を勤むべし、是を以て農桑の學を作らば、孝弟忠信を以て本とし、困勞を忍び饑寒に堪るを道とすべし、然して後邑として師あらずといふことなく、人として學あらずといふことなからしめよ、若其道に堪ざる者をば、出して工人の學につけよ、工人師あること農人の如くならしめよ、工人の道をしへて不ㇾ堪時は、出して商人の學に付よ、商人師あること工人の如ならしめよ、商人の道をしへて不ㇾ堪時は、反して農人の從者となるなり、然して有司農工商に往て其勤勞を賞し、其怠慢を罰し、其能商るものを賞し、其怠慢を罰し、其匠工を勤め、其貪りたるものを貶し、善を取惡を捨て、天下皆不義を知つて自務ること切なるべし、天下皆不義を恥て自務ること切ならば、天下悉く助て衣食財用餘り有べし、衣食財用餘り有時は八境不ㇾ饑不ㇾ凍、八境不ㇾ饑不ㇾ凍して天下の亂るゝ事不ㇾ可ㇾ有

一　中間以下の從者は皆民間より可ㇾ出、每年臘月に諸地頭諸奉行と、諸國の長者と相談し、來年の從者を可㆓選出㆒、大體は三十以前の子弟を爲ㇾ善、勇健を本とす、俊秀を爲ㇾ先、農工商に不ㇾ堪して民間

に歸へるものを出すことなかれ、年レ去十人の內に一人二人は器用の人も可レ有、又奴婢の類は乃至八九人の內に三四人も可レ有、其材を選て其求に可レ應、若子弟ばかりにて事不レ足ば本農人を可レ出、其農桑のごときは一村の人力を竭して可レ補、若其邑民たる事を不レ好して、他所の人を雇ひて出す時は、村を撰で求に可レ應、惣じて從者の食と祿とは各主人より出して、民間に役することなかれ、從者の祿は其品に可レ合、其材によつて不レ可二高下一、但し其材其品にあふ時は、祿不レ求して其材に可レ合、若主人と從者と志相合て長く其志を助ば、祿は主人の志に可レ任、不レ然ば每年二月二日三日を以て從者を改めかゆべし、故に天下の祿其品に合、天下のしな其材に合ふ時は、天下安泰にして天下の亂ること不レ可レ有

一　民間七十以後十五以前、老體の人、長病の人、五體不具の人、無爲無事の人をば國主より是を可レ養、但し父母並幼子二人をば、其子其父自力を以て可レ養、幼子二人に餘らば、外をば國主より可二扶持一、親戚あらば身を彼に寄しめよ、親戚なくば家を國主に求しめよ、食に不レ勞して居に勞せしめよ、必安座して食せしむる事なかれ、相應の業を以可レ勞、もし又父母幼子有て、其子其父貧乏ならば、一村に命じて五年其農を救しめよ、父母養子なくして貧乏ならば、一村に命じて三年其農を救しめよ、農を救ふとは耕し耘るのみにあらず、能其水土を治め、能地力を補ひ、苗代より小苗、小苗より斂るに至るまで、一村をして其力の不レ足所を補なはしめよ、惣じて常に民間を願て人を捨ず、水土

を不レ害、耕作を不レ放時は天下に貧乏なく、又饑寒なくして盜賊の起る事不レ可レ有

一　聖人の仁愛禽獸に及ぶ、但し人を愛するにしかず、故に禽獸人を害ふ時は、愛する事を不レ得、春秋に獸をかり、三冬に鳥をかるなり、又禽獸を狩魚鼈を取つて我口腹を養ふものあり、我口腹を養ふといへども、國家の爲に忠ある事厚し、山に狩人なければ猛獸樵路をふさぎ、海に漁父なければ毒魚海路にわざはいす、其上獸と魚とを愛して人の口腹を絕に忍ず、天下の漁獵を禁斷することなし、佛氏の殺生を禁斷するは、主君の道にはあらず、佛者儒者と根本二ッにして其道異なり、是を以て佛氏は佛氏にして、儒者は儒者なり、其根本を明にして相議る事なかれ

稅法之事

一　貢は民の爲也、誤て君の助とすることなかれ、其故は本來君たらんことを求めたるにあらず、民君たらんことを求めて、君民を助ん爲に萬乘の位に昇る、唯民を利せんことを謀て、己を利せんことを不レ謀、是を以て己を利することなし、其功を治るに三ッの心持あり、第一農人は天地生植の財を掌りて、天下の衣食に勞するものなり、自飽までに食ひ暖に着べからず、是を以て天下の爲に貢を治む、第二常人の情豐年には凶年を不レ思、秋實には春耕を不レ思、五穀を放にし綿布を私する時は、天下の凶年をすくふこと不レ克、是を以て天下の爲に貢を治む、第三勇士を養ふて弓箭兵仗を不レ帶ば、

天下の猛惡ををさめて天下を安んずること不レ能、官人をおきてをしへ、化育を助ずんば、天下の愚蒙を救て天下を善すること不レ能、是を以天下の爲に善ををさむ、故に聖人民間に税する事不レ舒吏に自己の爲に衣食金銀を貪るに非ず

一　税法は土地の廣狹を等くし善惡を明にし、農を勤め歛を試るにあり、故に聖人は井田の法を用ひ、春は耕を助け、秋は歛るを計る、井田は水土を修するの法、又廣狹を等くするの道、春耕を助るは農を勸るの道、秋歛を計るは歛を試るの道なり、本朝には井田の法なし、たゞ善惡を明にし反別を等くす、春耕を助るに種借の法有、秋歛を試るについほうの事あり、是皆民をすくふの道也、所詮税法の本意は、人々の五穀をはかりて人々に衣食を與へ、殘れるを税歛し、大方毎村に藏を作り、鰥寡孤獨をすくひ、萬民の衣食用を補ひ、諸官諸士はぶきあまれるをば、天下の凶事に可レ備、五穀は本天下の寶なり、農人獨り放にすべからず、金鐵は天下の寶なり、工人獨不レ可レ爲レ放、兵仗は天下の寶なり、勇士ひとり不レ可レ放、農人もし五穀を放にし、工人金鐵を放にし、勇士兵仗を放にし、如レ此ならば五穀不レ遍して天下いひうへ、農具不レ遍して耕すことを休め、兵仗不レ周して天下亂に可レ苦、故に天下相救て不レ饑、農人自作を以て自饑せずとすることなかれ、故に明君は天下の爲に税歛して、天下の爲に五穀を貴む、是公列の法を善とする所なり、是を以明君の倉庫は天下の倉庫なり、其積栗は天下の積栗なり、故に天下喜て税歛す、若一人も其實を私するものあれば、天下是を譏るもの急にして、

貪れるが爲なり

一 暗主の稅法は是に不ㇾ同、たゞ自己の爲に稅斂して、天下萬民の爲に斂せず、是力を以民の衣食を奪ふなり、故に民是をしむ、その美食に飽き旨酒に醉は民の爲にあらず、珍器を弄び奇物を好は民の爲にあらず、錦繡を着珠玉をかざるは民の爲にあらず、便佞を愛し好色を求は民の爲にあらず、宮室をとき經營を事とするは民の爲にあらず、狩獵を樂み游觀を好は民の爲にあらず、諸官を教へ化育を不ㇾ補は民の爲にあらず、諸士をおいて己を警衞するは盜賊なり、盜賊にして長く天の命を保ことを得んや、爰を以て天下に背て其位を失ふ、故に明君は天下の爲に官をおき、天下の爲に師をやしなひ、天下の爲に稅斂す、たとへば駒三疋飼ふ人有て每日其まぐさを求んに、一疋の駒に三疋のまぐさを負せて歸りて、三分にして三疋の駒に飼ふ、今日一疋の駒二疋の駒に勞して、二疋の駒よりも多不ㇾ食怨あるが如し、然れども三疋の駒かはる〴〵趣故に、相ともに三日に一日二疋の爲に勞して、三日に二日の駒を勞す、若己が負所のまぐさなりとして相ともに二疋の駒に與へずば、一日飽て二日饑、農工商の世に有こと是に同じ、故に明君は民に相すくふの道をしへて稅斂を舒にせず、今稅斂を舒するも、稅斂を急にするも、皆己が爲にして民の爲にあらず、是を以て民その澤を不ㇾ蒙、孟子の五十步にして止るも、百步にして止るも、皆是走るなりといへるは是なり、故に明君は稅斂を舒にせず、稅斂を舒にする時は、五穀農家に費て天下の食乏し、天下の食乏しければ、終に農家の食乏し、たゞ

一疋の駒に三疋のまぐさを負ふて歸りて後、其勞を愛して三疋のまぐさを其駒に飼ふて二疋の駒を饑する如し、三疋の駒かはる〴〵如是成時は、相ともに飽こと希にして饑ることおほし、然れば則民の勞をいたはるは、まことにいたはるにあらず、民を富しむるは民を食に飽しむる也、民を飽しむるは誠に飽しむるにあらず、たゞ民に相救ふの道をしへて、勞をすゝめ富をはぶき、飽ことを禁じて天下と相ともにやすく、天下と相ともに飽て、長く亂世の苦を免んことを計るべし、名譽を求め知惠を故にし、まことの仁愛を失ふて、みだりに税斂を舒することなかれ

一　税斂の法あまたあり、田畑に取を年貢といふ、邑に取を地子といふ、家に取を棟別といふ、財用に取を運上といふ、驛馬に取を馬の口といふ、船に取を船役といふなり、農人の邑には地子を取て棟別を取べからず、其子弟家ありといへども、父兄既に邑に地子を出せばなり、工商の邑には地子を不取して棟別を取べし、不毛の地にして貨財あればなり、但し事に寄るべき義なり、驛路に駒の口を取り、海村に船役を取り、惣じて民に運上をとることを僅少を善とす、天下の物は天下の有にして、君一人の有にはあらず、其取て天下に出すは天下を養ふなり、愛することは重かるべし、税する事は可輕、又河にやなを打て運上の重きが爲に、往還の船をわづらはし、道に關を立て關役の多きが爲に、商賈の人を費す類ひ、一樣に國家の患ひなり、諸物皆此運上を經る故に、其直高くして萬人の費を蒙る、年貢の外は諸税免許可ㇾ有ことなれども、右にいふが如く萬民皆君と諸官諸士を可ㇾ養道なり、其

上萬民富に過る時は、或は安逸を生じ、或は貨財をつひやし、却て天下のわざはひと成る、是を以萬民に不レ稅ことを不レ得、若多稅する時は又萬民大いに苦、近代運上を取て商人に禽獸を狩らしむることあり、聖人は民の爲に狩す、禽獸を愛せざるにはあらず、故に禽獸の山林に迯去らんことを欲す、商人は己が爲に狩す、民を愛するにあらず、故に禽獸の遁去らん事をおそる、其五穀に損有て國に益なきこと可レ知、是を以明君は天下の爲に稅して、下の爲に稅せず、故に其稅するも稅せざるも、悉く恩澤に浴して天下相救ふの道を貴むなり

制禁之事

一 制禁は慾心を本とす、先我慾心を制し諸官諸士のよく心を禁じ、農工商の慾心を可レ止、其外萬事の制禁、已に始て萬人に蒙しむる時は、萬人背ことなく、我は君なりと思ひて慾心をも不レ制惡心をも不レ禁、民の慾心惡事をのみ制禁する時は民用ること少なし、大學に君子有ニ大道一、必以ニ忠信一得レ之、以ニ驕泰一失レ之」といへり、大道は人家の差別なく、天地の大化のごとく、人に勞して人を不レ勞の道なり、君子人家を不レ保、尊長を不レ有、民と同居して心を盡し實に愛する時は、求めずとも得レ之、君子人我を有し、尊長を有し、民と同居せざる時は、求れども失レ之、我は君なりとおもふ驕泰の一念大なる天下の惡事なり、故に聖代には制禁君より出、安樂民より來る、亂世には安樂君よりいて制

禁民より來る、人我を不レ有、尊長を不レ有、慾心驕泰を制し、勞倦怠慢を禁じ、心より身身より民に及ぶは、制禁君より出るにあらずや、官人は官中に勞倦する事を制禁し、相ともに助け助る時は、天下治て萬民安樂なり、萬民安樂なる時は、則其君安樂なり、安樂民より來るにあらずや、尊長にほこり、富貴をさしはさみ、慾心驕泰不レ制、勞倦怠慢を不レ禁、美色を求珍器を弄べば、安樂君より出るにあらずや、官人は官事に勞倦し、勇士は武事に勞倦し、農工商は農工商に勞倦し、皆忠貞を忘れて安逸を求る時は、盜賊巷に滿、制禁板に滿、制禁民より出るにあらずや、如レ此なる時は制禁皆民を損ひ、天下是に苦しむ、故に朝に變じ夕に替り、古法廢れ新法起り、萬民波濤を渡る船に有がごとし、たとへば人眞氣勞する時、陰虛し火動き、種々の病症起るが如し、若陰を補はんとすれば火彌動き、火を寫さんとすれば陰彌虛し、此症を治せんとすれば此症起り、擬然としてさらに治すること不レ能に似たり、是無レ他制禁君より不レ出が故に、萬民皆心に制禁なくして、實に制禁を守ること不レ能なり、心は源のごとく、形は流れのごとく、心制禁を不レ守して形制禁を守ること不レ可レ有、若民をして制禁を守らしめんとならば、君先制禁を可レ守、制禁を守る時は君子の大道肺肝より天下に流出して、萬民制禁有ことを可レ悅、不レ然して只に制禁を置時は彼陰虛火動の治しがたきごとく、民の惡は病症の起がごとく、制禁は藥種の相變が如くにして、病人は終に死すがごとし、國家終に可二敗亡一

一　近代民の爲に制禁有もの希なり、詞は民の爲にして、心は皆己が爲にす、若誠に民の爲にせば自

制禁にあたるべし、天下を制禁の内にをゐて、君ひとり制禁の外に有こと心得がたし、若天下制禁の内に居て益あらば、君もまた制禁の内に居て益可レ有、君制禁の内に居て損あらば、天下も又制禁の内に居て損可レ有、天下を制禁の内に置て、君ひとり制禁の外に有ば、制禁皆己が爲にして民の爲にあらざること明なり、制禁は上一人より下萬民に至るべし、但其官たがふ故にいさゝかの差別は有べし、是を大同小異といふ、大同は心にあり、小異は事にあり、心は天下大に同じく、事は天下に異なり、譬へば舜の農工商を經て天子に至るがごとし、心に加損なしといへども、事には聊差別あらん歟、君は舜の上に有時を爲レ法、民は舜の下に有時を可レ爲レ法、是上一人より下萬民に至るなり、制禁の内に群居して上下四方無レ怨の道也、只尊長を有し、富貴を有し、民と其事業格別なる故に、制禁の内にをる事を不レ得、神農民に耕作をしへ、禹稷自稼する時は、古の聖王民と其事業不ニ各別一こと明なり、又舜は黄帝の後時の帝王堯の親戚なりといへども、歴山に耕し河東に陶りし、海濱に米をひさぐ、此事に付て色々異說ありといへども、畢竟神農、黄帝、堯、舜、禹、稷皆尊長を不レ有、富貴を不レ有、民と其事業不ニ各別一ことを可レ思、若其事業各別ならば、神農天子の位に居て耕作を學べからず、黄帝天子の位に居て、其子孫をして農工商を成べからず、堯天子の位に居て、其親戚をして農工商を不レ可レ成、禹稷大國を保て自稼する事有べからず、民と其事業各別ならざる事明なり、故に聖代には天下の道同く、天下の禮同く、天下の文同く、天下の車同く、天下の制禁同く、樂は萬人に達し、悲

は天子に達す、誠に君の道は天の道なり

一　制禁は教に本づく、教は化に本づく、故に化を離て教なく、教化を離れて制禁なし、皆明君の一仁心より流出して天下の不ㇾ助といふことなし、其孝悌をしへて不孝を制するは、天下の仁を導天下の老を養んが爲なり、其忠貞を教へて不貞を制するは、天下の後嗣を立て天下の才を養んが爲なり、其仁惠を教て其不惠を制するは、天下の君長を正くして天下の民を安ぜんが爲なり、其勤勞を教へ其安逸を制するは、天下の財用を生じて天下の饑寒を救んが爲なり、其謙退を教へ其驕泰を制するは、天下に富貴を遍して天下の貧賤を賑んが爲なり、其山林に時の制有は、天下の生財を養ふて天下薪多からしめん爲なり、その田獵に時刻有は、天下五穀を養て天下の食を多からしめんが爲なり、如ㇾ是の類は天下を富し天下を相救ふの道なり、故に天子といへども此制の上に不ㇾ樂、獨夫といへども此制下に不ㇾ苦、上下相應じ、内外相應じ、天下渾然として一家のごとく、貧賤は富貴を助け、富貴は貧賤を賑はし、天下の有天下の寳なる時は、天下無慾にして能制禁を守る、若不ㇾ守ものあらば天下悉く是を識る、故に明君は誅を不ㇾ用して制禁甚かたし、天下と相ともに制禁すればなり

一　制禁は大概用捨有べし、たとへば人十里を可ㇾ行といへども、三里殘して七里に究る時、若力不ㇾ足ものは七里にして止り、若力有ㇾ餘ものは過て十里に可ㇾ及、力の强弱によつて、至る所に遠近ありといへども、人をして行しむる事は一なり、又人粟十斗を可ㇾ荷といへども、三斗を殘して七斗に究

る時は、若力不レ足ものは七斗をになひ、若力有レ餘のものは過て十斗をも可レ荷、力の强弱に依て荷ふ所輕重ありといへども、人をして荷しむる事は一なり、故に制禁は人力の不レ足を計て用捨可レ有、任重く途遠き時は必制禁不レ立、制禁不レ立時は制禁人を損、人を損する時は誠に人を助るの法にあらず、制禁下る時は不レ背にも是に及び、賢者は有レ餘、有レ餘ものは賞す、賞する時は賢不肖分れて民に善をすゝむ、是則能を擧て不能を勸るなり、凡養育、敎化、制禁、賞罰は明君の一仁心より流出して、たゞ手を反覆し足を進退するが如し、曾て化の分別を交るに非ず

賞罰幷養士之事

一 農工商の内に下愚不肖の人有て、敎化に不レ係、養育を不レ與、慾を放にして人をそこなふもの出來る、是また主君の誤なり、敎化不レ至、養育不レ及、賞罰不レ明が爲に此難起る、敎化をすゝめ、養育を懇にすべし、然れども敎化養育の至を待て今日人の害に忍ことゝ不レ可レ得、是を以て主君に賞罰あり、賞罰は車の兩輪のごとく、又鳥の兩翼のごとく、春秋のごとく、晝夜のごとし、車は行んことを欲、鳥はとばんことを欲し、春秋は年を成し、晝夜は月を成し、賞罰は人を善に導きて天下を安んずる事を成す、賞は人の喜ぶ所、罰は人の患る所なりといへども、賞罰二ッながら不レ用時は、其志達し難く、車の兩輪、鳥の兩翼、春秋晝夜に有がごとし、更にこの心二ッにして相互に用るに非ず、事は二

ッにして心は一ッなり、二ッとは賞罰なり、一ッとは仁心なり、故に聖人大仁心を以て農工商を救ん爲に、劍戟を作り、弓箭を調へ、勇鋭を撰て是に授け、武を備へて車の一輪になぞらへ、鳥の片翼に比ひす、更に人を殺んとにはあらず、只人を救んとなり、是勇士朝に養はれて天下に四民を生ずるの根源なり

一　士は是農工商を警固し、正を立邪を退るの官なり、兼て國家の凶に備り、身命を主君に委るを道とす、其こと既に右にみへたり、凡人の愛する所身命にしくはなし、然れども忍を重て約を貴み、身命を凶に備へ、若難ある時は父母を忘れ妻子を捨て、死を塵芥に輕んじ、强勇を犯し、白刄を欺き、平常國家の患ひを荷ひ、朝夕萬民の災を拂ふ、其任重く其志厚し、其勞多其功貴し、是を以て聖人の士を待する事不﹅疎、其重んずる事は九鼎のごとく、貴きことは連城の玉のごとく、用る事は手足の如く、愛する事は腹心のごとく、敎化を本とす、養育を宗とす、萬民の不義に備へ、萬民の危難に備ふ、故に武官は人を殺ことを掌にあらず、たゞ人を救ふことを掌る、神武は人を不﹅殺、寶劍は人を斬、健にして天地を貫き、鋭にして邪僻を斷ず、大山の幽を穿ち、鐵石の固我を碎き、凡そ他人の凶惡を罰して、身命を不﹅罰は神武寶劍の德なり、神武を心とす、寶劍を提るものは美士なり、神武の德を以て寶劍を與へるものは明君なり、是れを以て境内に邪道なく、幕下に罪人なく、民間安樂にして國家永久なり、然れども主君この德なくして罪人出來んとき、學問になづみ聖人を禮法の末に求め

て、みだりに罪を免すことあらば、兵仗の威を失ふて、却て人を殺こと限り有るべからず、たゞ君子は萬人の爲に罰し、萬人の爲に賞して、賞罰ともに身にあづかることなかれ、其故は聖人の殺を去ること、殺を患て强て去にあらず、可ㇾ殺の人なきが故に自ら殺を去也、可ㇾ殺の人あらば何ぞみだりに是を許さんや、後世其德なくして只に其事蹟を學びて、求て殺を去らば是知惠の私のみ、我今國家を主持すといへども、實は我國家にはあらず、則萬人の國家なり、罪人は是我罪人にあらず、則國家の罪人也、我一人の患を以て許すべきにあらず、抽賞のごときも又我抽賞にあらず、則ち萬人の抽賞なり、我一人の惡を以て可ㇾ妨にあらず、故に賞罰ともに身に預ることなかれとはいふなり、如ㇾ此なる時は天下皆その賞を喜び、天下皆其罰を不ㇾ患、喜を勸ること厚く、惡をすつることふかし、上下明白にして盜賊不ㇾ萌、鬪爭不ㇾ起、國家また安全なり

一　國家の爲に罰し、國家の爲に賞するといふは、勇士人の不義を救ひ、人の患難を防ぎ、總じて人を愛するものを賞し、賞祿を不ㇾ欲して身命を委るものを賞し、忠貞を心とし武藝を業とするものを賞し、能禮樂にしたがひ能命令を守るものを賞す、人を不義に導ぎ、人を患難に苦るものを不ㇾ賞、身命を不ㇾ委して恩祿を貪るものを不ㇾ賞、忠貞を不ㇾ思、武藝を不ㇾ學、四肢を安じ、口腹をやしなひ、禮樂を貶り命令を欺ものを不ㇾ賞、農人天下の饑を思ひ、能耕し能耘るものを賞し、薪をこり萱をかり、桑麻に勞して能勤るものを賞し、野菜をつみ糟糠を貯へ、口腹をいやしくして志を貴するものを

賞す、天下の儀を不レ思して四肢の安逸をもとめ、風雨寒暑をいとひ、耕作に怠るものを不レ賞、桑麻に不レ勞、薪柴に不レ苦、野菜を不レ摘、糟糠を不レ食、志賤しくして口腹を貴者を不レ賞、工人は天下の不器を患ひ、心志を盡し筋力を勵す者を賞し、利を不レ計、功を不レ思、形質を貴み永久を求るものを賞し、天下の器ならざるを不レ患、心志を不レ盡、筋力を不レ勵、しきりに勞倦するものを賞せず、利を貪り功を求め、形質に不レ勞、永久に不レ信、人を誑かす者を不レ賞、商人は天下の不用を患ひ、我利潤を不レ求、遠にいたし險をしのぎ、天下の貨を通ずるものを賞し、他國に逍遥せず、自國に勞倦せず、時を不レ失、節を不レ空往還速に進退かろきものを賞す、天下の用に不レ備、我利潤を專らにして天下の貨を私するものを不レ賞、遠きを恐れ、險阻を患ひ、游興をもとめ、時節を失ひ、進退滯ものを不レ賞、總じて我利潤を不レ求して天下の利潤を謀り、我患を不レ患して天下の患を患ひ、人の爲に勞して人を勞せざるものを賞す、是天下の爲に賞するなり、我利潤を專らにして天下の利潤を妨げ、我うれいを患ひて天下の患を患へず、人の爲に不レ勞ものを罰す、是天下の爲に罰するなり、賞罰天下の爲にする時は、天下の患を救ふて天下の樂を起し、天下の善を勸天下の惡をこらす、若誤て己が爲に賞し、己が爲に罰する時は、天下の善を不レ勸、天下の惡をこらさず、天下の患をすくはず、天下の樂を不レ起、終に民禁を犯し法を濫り、刑罰止事なきにいたる、此時にあたりて罰するも不義、不レ罰も不義なり、聖人かたく教、化育を以て爲レ本、賞罰を以爲レ補、邑として無レ不レ師、人として

不レ學といふことなく、善人をば不レ賞ことなく、惡人をば不レ罰ことなく、賞は下賤幽暗の地に至り、罰は遠國波濤の境におよび、年々時々不レ怠ときは殘に勝へ殺を去て、諫鼓刑鞭廢ること有べし、殺を患へて刑を去にはあらず

諸官人之事

一　夫諸官は主君の輔なり、實に鳥の羽翼有がごとく、虎の牙有がごとく、鷹の爪有がごとし、是を以て良臣を爪牙羽翼といふ、官人才不レ足忠不レ及ときは、主君を輔ること不レ及、只虎の牙鷹の爪不レ鋭がごとく、鳥の羽翼伸ざるがごとくにして、民を救ひ災を拂ふこと不レ可レ得、故に聖人官人を撰ぶこと切なり、大官を中官に得、中官を小官に得、小官を士農工商に得、官其才にあたり、賞其功に中る、是を以朝に倖位なく、野に遺賢なくして、下民悉く仁政を蒙る、其元は主君天心を心とす、天道を爲レ道、無私無慾にして天下をみる事子のごとく成る故に、上下親疎を不レ辨、只仁愛忠貞を舉ぐ、我教化を施さしめ、我養育を補しめ、我賞罰を補しめ、仁に始て仁に終を以てなり、我を不レ貴して志を貴ときは士を農工商に覓、位を不レ貴して道を貴ときは、小官を士農工商に覓、忠義を撰び信實を取時は、中官を小官にうる、材を用ひ能を使ふときは、大官を中官にうる、一官として國家に役せずといふことなし、一人として國家の爲に不レ取といふ事なく、暗主は是を不レ知して己が爲に官をまう

け、己が爲に人を擧、然して後民間に衣食をとる、己一人位をぬすみて民間を費すのみにあらず、人を師ゐて位をぬすみ、民間をつひやす、是何事ぞや、民間を治る故に民間に衣食を取る、相患相助るの義なり、民間を不治して民間に衣食を取ること更に斷なし、故に是を盜といふなり、盜をば天地不容、人間不親、是を以て暗主は不久して滅ぶ、滅ぶ時は愛する所の身と、愛する所の人と相ともに滅びて、態を蒙り患をいだく、是を實に愛すると云はんや、唯愚にして君臣の難ことをしらず、臣道の不安事を不辨、其役を不守して其貢をあまなひ、自その凶を生ず、まことに盜賊に同じ、盜賊は下賤の人なり、其位萬人の其上に驕て、其心萬人の下に屈めり、位と心と相從ざること如此、豈永久ならんや、故に天子の德有て天下を保つ、國主の德有て國を保つ、官人の德有て祿を保つ、德を人爵とし、位を天爵とす、人爵を治て天爵いたるといふ是の謂なり、されば明王は天心を爲心、天道を爲道、人爵に依て天爵を受しむ、是を天地の化育を助ともいふ、天地と其德を合ともいへり、然して後天子より下百官に至るまで、悉其德其位に合て、其政邪になく、民間安樂にして盜賊おこらず、兵亂不萠、天下終に危ふきことなく、嗚呼君たる人是を許れ

一　古には官を富貴にして人を不富貴、士卒奴婢財用にいたるまで皆官に備る、其人官にある時は從ふ、官を辭する時は不從、止りて又仕する人に從ふ、官を辭する人は士に歸つて祿を保つ、農工商より擧るといへども、先士に從て後官に擧る故に、官を辭する時は士に歸て祿を食ふ、是を以て一度

官を受る人祿あらずといふことなく、祿は世々の祿なり、若公事に大功あるときは祿を加へて子孫に及す、本より富貴は有道の不レ求處なり、是を以て人を不二富貴一、官は民間を治る處なり、民を治ること獨夫にして不レ可レ成、是を以て官を富貴にす、百官はいふにたらず、天子といへども身を不二富貴一、是を以て木の丸殿に在して自耕したまふことあり、故に父貧なりといへども子賢なる時は、朝廷に進て萬人を救ふ、是官に富貴あるを以てなり、子愚なりといへども父賢なる時は、宗廟を守て百代の神を祭る、是功に賞祿あるを以てなり、但士といひ祿といひ、官と云賞と云、君の與たるにもあらず、只其人賢にして民間に功有が故に民の好てあたへたるなり、民に與る富貴は天も制することあたはず、君も妨る事能はず、故に久しく變ずることなし

一 前代より一國半國を取來る大身あり、是を諸侯といふ、但し諸侯は唐の詞なり、本朝は天孫國にましまして四海皆臣たり、近代治亂變化して將軍威ありといへども、朝家猶君たる故に、諸侯といふべき人なくして終に諸侯の詞なし、若准して用ば廢るゝ國を興し絕たる世を繼べし、廢るゝ國といふは、其國主愚にして人君の道廢るゝ故に、其民仁義の風廢るゝを云、如此なる時は賢人を舉てその君を監せしめ、善人を舉て諸官に置、力を添命を重て人君の道を久し、仁義の風をかへすを廢るゝ國を興すと云べし、絕たる代とは、其國守猛惡にして人君の道絕る故に其民虐政に苦しみ、兵亂起て國守の正統絕んとするを云、如此の時は前主を退て其子弟を立、賢良を舉て諸官に置、虐政を改て仁

政を施し、民間の患ひを救ひ、國主の正統を保こと絶たる世を繼と云ふべし、是其國は先祖民に得たる世々の祿なり、是を以天子といへども容易に改ること不ㇾ可ㇾ得が故なり、是則民の與る所は天も制することあたはず、君も妨ること不ㇾ能と云なり

一　暗主の諸官人を不ㇾ得根源は、君臣の道を不ㇾ知して己が爲に官を設る故に、己が爲に人を擧る也、民の爲に人を擧る時は、仁愛を爲ㇾ本、己が爲に擧る時は忠貞を爲ㇾ本、よく仁愛なる時は忠貞なり、忠貞なる時は仁愛なり、只人君慾心を以て忠貞を求る故に誠の忠貞をしらず、便佞を以爲ㇾ忠、固我を以て爲ㇾ貞、血氣を以て爲ㇾ勇、堪忍を以て爲ㇾ剛、口才を以爲ㇾ智、謀慮を以て爲ㇾ明、諂諛を喜詐謀に陥り、不忠を擧不仁を用、是を以百官一善人なし、是他にあらず、忠貞は無我無慾の謂なり、己が爲に人を擧るは人我大慾なり、人我にして無我の人不ㇾ可ㇾ求、大慾にして無慾の人不ㇾ可ㇾ求、然してなまじいに忠貞の人を求む、豈得二其志一乎、只種々の知惠を抛下して赤子の心に立歸りて見ば、人我なく差別なくして、人を愛すること江河の不ㇾ竭がごとく、百官皆民の爲に求むべし、民の爲に求る時は民とともに撰ぶ、所謂天下の耳を以聞、天下の目を以てみるものなり、然して後士農工商に小官を得、小官に中官を得、中官に大官を得る時は人僞ることかたし、後世農に農を得、工商に工商を得、下士に下士を得、中士に中士を得るがごときは、善人に逢ふ事可ㇾ難、また士農工商に中官を得、小官に大官を得る時は詐謀を禁ずることかたかるべし

一　其人の材を不レ撰して或は當時の愛に奪はれ、或は先祖の忠貞に依て官職を授ること大なる誤なり、當時の愛は彼と我とに有て民間には不レ與、何を以てか民の材を奪ふて是に與んや、況や官職におゐておや、先祖の忠は既に民其人に報ずる歟、重て子孫を賞し難し、若追て報はゞ只賞祿財寶のたぐひ可レ當、愚蒙の人を官におゐて民を苦めんこと不レ可レ然、所詮官は民の爲に設て民に益あらんことを謀るべし、民の益と民の利とを求めば不善人を用ること不レ可レ有、不善人を不レ用して善人を用る時は、國の亂るゝこと不レ可レ有、國不レ亂して安樂なる時は、民の利是より大なる事なし、善人を用ると民の利を求ると、相助て環のはしなきが如し、然ども其根源を正す時は、民を愛するに始り善を用るに終るなり

奉行并執權之事

一　奉行と云は君命を奉て民間に行の義なり、故に普請奉行、作事奉行、石奉行、薪奉行など云、弓箭の詞には武者奉行、旗奉行、鎗奉行など云、皆君命を奉て衆に行の義也、但一事を掌る故に皆其名を擔へたり、唯奉行と云は政道を掌る人なり、此官皆明君の下にあり、其故は德百官にこえ位百官におほひ、天心を心として天道を道とす、天下の喜所を喜び、天下の惡む所を惡、民に益ある人をすゝめ、民に益有ことを掌らしめ、出入たゞ民に益有ることを謀る、是を以て其下百官皆其心を心とす、

其道を道とし、其教化を勸め、其養育を輔け、一様に仁道を奉て民間に仁政を行ふ、是を奉行といふべし、執權といふは國家の權を我手に執の義なり、權ははかりのおもりなり、物の輕重を知ること只權に有、人君天下の善惡を分ち天下の輕重を知り、善を進め惡を退け、善なる時は輕きを次にし重きを先にし、惡なるときは重を罰して輕に及し、善惡不可掩、輕重不可欺、皎然として賞罰是に係るは國家の權なり、此權臣下の手に落ることは、暗主幼君權を提る力なくして臣下に政道を任する故なり、是を以て上輕く下重くして不亂といへども危きこと有り、若伊尹周公の德にあらずば終を保こと有べからず、伊尹の大甲に監し周公の成王に監せる、天心を爲心天道を爲道、常に身を帝座におき化を天下に蒙らしめ、四海を掌握にすといへども、聊も驕らず暫も不樂、幼主を奉ること親切にして、日夜に其成長を望み、旦暮に其才德を求む、故に大甲成王皆庸人にあらず、能先王の道を繼て、畢竟是先王德明に道至れるをもつて、人を取こと端正にして諸官みなその道を盡し、天下悉其仁雨にうるほひ、伊尹周公の任をたすけ、大甲成王の立を悅び、國家終に亂るゝことなし、按ずるに、伊尹周公は能先王の道を奉行す、故に能幼主に執權して終を保こと如此、明君の時の奉行則幼主の執權なるべし、後世は上愚にして天心を心とせず、天道を道とせず、天下好惡を不與、天下損益を不同、官を置事民の爲にせず、人を取こと世の爲にせず、是を以て諸官人無道にして民の爲に勞せず、君の爲に不苦、名利深き故に、外には忠貞をかざるといへども、内に忠貞の心なく、官職をけが

し君命を慙しめ、仁政を不二奉行一、如レ此の人幼主暗君に有ときは、上を輕じ衆を侮り、人我深く親疎別れて、國家の權を取といへども、民の善惡を疑ひ、輕重に迷ひ賞罰に暗み、惡を積み邪を重ね、人望に背き天道に違ひ、國を亂し家をかたむけ、君を危し身を滅し、是皆君の誤なり、君正しき時は臣正、臣正しければこの難來らず、是を以て明王の代は限りなく、賢人の國は榮へあり、本朝の古天孫位に即給ふ故に、四海安泰にして聖化無窮なり、唐にも伏羲の世一萬年、神農の代一千年、黃帝の代二千年なり、夏殷周の三代相變るといへども皆黃帝の苗孫なり、故に黃帝代二千年とはいふなり、漢より後明王不レ發、是を以て良臣不レ事、二千年の內に世の相變ること二十度に及んで、國の靜なること五十年に不レ滿、是皆人王德を失ひ、諸官をして我道を不二奉行一、後世には權を取て其君に忠あることなからしめ、君臣の道すたれ、上下の亂亡る故に、終に天下永久ならず、本朝また是に似たる事あり、上古は暫不レ考、武將賴朝・尊氏・信長・秀吉の類天心を不レ爲レ心、天道を不レ爲レ道、自身をあいして萬民を不レ愛、官を設ること自身の爲にし、人を取事萬民の爲にせず、是を以て存するには我道を不二奉行一、歿後には幼君に不二執權一、終に家を亡し國を失へり、故に執權を得ることは奉行を得るにあり、奉行を得る事は主君の道にあり、主君の道は天の道なり

一　主君の奉行を得るに二の道あり、一には尊敬の道、二には敎化の道なり、尊敬の道といふは、遠近となく貴賤となく、普く天下に有る道を求、仁義を尊み才智を敬ひ、君位に不レ誇を云べし、敎化の

道といふは幼を養ひ少を導き、壯長にをしへ捨し、其才をまし其智をすゝめ、其道徳仁義を長じて、遠を可レ致重を可レ任、常にしたしみといふべし、遠きに求めて是を得るは幸ひなり、若求て不レ得時は恐て類を徒にせんか、抑又不仁を舉て其官を盜ましめんか、不レ如後世の人を養ひ敎て其才を是に求めんには、故に聖代には必萬民を小學にならはし、俊秀を大學にをしゆ、近代天下此法をしらず、賢臣良才を求ること七年の病に三年の艾を求るに同じ、此たとへや孟子のあらたに云にあらじ、文勢古人の言と見へたり、七年の病は天下の醫治し難き所なり、三年のもぐさは天下の人の蓄へがたきものなり、天下の治し難き病を以て天下の蓄へがたき艾を求む、ともに不レ得こと必せり、七年の病を天下の舊病に譬へ、三年の艾を賢才に譬ふ、實に今日よりして艾を蓄へば、十年にて其病治すべし、若是を不レ得して死するも、其艾子孫の寶となりて天下の人大に利益を得べし、實にけふより賢を求めば、數年にして天下の舊病可レ治、若是を不レ待して死すとも、其賢子孫の助となりて天下大に利益を可レ得、たとへ子孫愚にして是を不レ用とも、天下の人は大に利益あるべし

一　王は天道を奉行す、官人は王道を奉行す、士卒は又官人の道を奉行す、たとへば心の體を使ふがごとく、體の双手を使ふがごとく、双方の指を使ふがごとし、天の道士卒に達する時は天下能天の道を蒙る、心の思十指に達する時は器用能心の思に從ふ、若双手心の思に不レ從時は、器用心の思に不レ從、若諸官士卒天の道に不レ從ときは、天下天の道を不レ蒙、人今中風を病る時は双手十指心に不レ從、

器用相背て其體終に死す、是心と體と相忘るゝが故也、天と王と相忘るゝ時は諸官諸士天の道に不レ從、天下相背く其王忽に可レ滅、故に君先づ天道を奉行して、諸官諸士をして我道を天下に可二奉行一、自身天道を不二奉行一して臣士に奉行せしめん事不レ可レ叶、自身天道を不二奉行一ときは、臣士みな我邪道を奉行して上下四方悉く天道に背き、終に國亡び身殺せらるべし、天地萬物は天道を以て立、天道に背時は天地もくつがへり、山岳もかたぶき、大海もかわき、江漢もふさがるべし、況や人望に背る獨夫として天道を妨ん事不レ可レ叶、天道の惡き人を征する事は、只風の葉を吹がごとく霜の葉を枯すが如し、一度は不レ至と言事不レ可レ有

不亡鈔卷之三 終

不亡鈔卷之四目次

一　追腹之事

不亡鈔卷之四

武士平常之事

一　凡武士は國家の警衛也、萬人の不義を悲び萬人の災難をかなしみ、身を忘れ命を奉ずべし、若自己の利名をさしはさみ危難を不ㇾ患、身を有し命をしみ、君恩を不ㇾ思は誠の侍にあらず、近代は皆國家の警衛成ことをわすれ、名聞利欲をさしはさみ、人をすくい人を信ずる心なし、是武官に有て武道を不ㇾ知ものなり、所詮武士は國家の警衛兵仗弓箭の家、暴を禁じ亂を救ふの官なり、夫暴亂は無道より起る、自ら仁義を行て人を安宅におき、人を正路に導なば、可ㇾ禁の暴なく可ㇾ救の亂なく、弓箭人を不ㇾ射、兵仗人を不ㇾ撃、弓箭の勢蒼天のごとくにおほひ、兵仗の威日月のごとくかゞやき、萬人安泰にして國家の永久限不ㇾ可ㇾ有、是則かの神武にして不ㇾ殺ものなり、自ら利名を貪り安樂を求め、仁義を不ㇾ修家業を不ㇾ務、辱を上一人に歸せしめて、暴亂を不ㇾ患ことは武士の大なる誤なり、傳

へ開帝舜は歴山に耕して歴山の民を化し、雷澤に釣して雷澤の民を化し、河東に陶して河東の民を化すといへり、盛德の士は心のかよふ處、眼の及ぶ處、聲の至る處不レ化といふことなし、盛德の士他の人にあらず、只自身無欲なれば盛德の士なり、世人は衆を愛することをしらず、名利の欲ふかき故に、人に對して種々疑迷を生じ、或はおそれ或は怒る、人を化する事を不レ得、聖經賢傳の旨をうがい、自己の分別を主として一生道による事なく、若心上に歸して明にその疑迷を知り、不レ恐不レ怒本源無事なる時は是たゞ盛德の士なり、萬般の妙皆心より發生す、全心の外に奇特有べからず、白河院御在世の時夜〳〵邪氣におかされ給ふことあり、是惡魔の所爲なるべしとて、時の將軍源義家朝臣を以て禁裏の警衞にめしおかる、かの朝臣弓箭を帶し殿上に候せられたりけるが、御惱の刻限に及び三度鳴弦して、前陸奥守鎮守府將軍源朝臣義家と名乘、惡魔を退て御惱をすくひ奉る、是弓箭の名譽にあらず、たゞ其神武の德惡魔の心に入る故に、忽に降伏して障礙を留る成るべし、其後近衞院六條院の御時又禁中に妖怪出來て、叡慮を惱し奉ることあり、兩度ながら源賴政を以て禁中を警固せらる、賴政矢を放つて化鳥を射取妖怪をしづむ、このこと何れも平家ものがたりに見へたり、甲州武田晴信の前にてある檢校此處をかたりければ、晴信しきりに落淚す、人皆達せずして是をあやしむ、晴信後人に語られけるは義家の時武道盛、故に矢を不レ放して惡魔退く、賴政の時武道おとろふ矢を不レ放して退る事あたはず、人義家の武道をしらず、賴政の武藝の不能を知らず、是以て落淚禁じ難と云々、

案ずるに武道をしらず武藝を不レ能、只智略を以て敵を欺き、奇謀を以て勝を求む、武道の陵夷、武藝の頽廢當時にせまりしを見て、晴信此感慨を生ず、誠に一時の奇特なり、可レ愛武藝の本源を不レ訪武道の本法を不レ務、ともに智略を事として共に奇謀を弄ぶ、戰鬪に終り亂世に死する事を武道の本源とす、武道の本源は只無慾なり、名を不レ求利を不レ貪、身を不レ愛命を不レ惜、威を不レ喜功を不レ思、たゞ無慾にして祿を使ふ、それ士の祿は何の爲かといはん、民を警固するの爲にあらずや、民を警固すること暴を禁じ亂を救にあり、暴を禁じ亂をすくふこと武道と武藝とにあり、弓箭兵仗の術を不レ習、鞍上軍中の事をしらず、一人當千の勇を不レ務、あたゝかに着飽までに食ひ、帳中に酒を愛し、座上に宴を催し、徒に日を暮し曉レ夜こと武士の大なる誤なり、武士は只一人當千の勇をたしなみ、弓箭を不レ忘、兵仗を不レ捨、晝夜に是を弄び、常に甲冑をおもひ、朝夕に馬を試み、武道を樂み武藝に遊ぶべし、武道を不レ知は萬般の武藝妙を得る事難かるべし、若武藝に付て武道を得、其藝妙ありといへども是必國家の重寶に非ず、却て國家の災と成こと有べし、故に士は武道を第一にし、武藝を第二とす、武道を樂み武藝にあそぶは、誠に豪傑の士なり

一　孟子の養氣の章を案ずるに、北宮黝は必勝を以て心を不レ動、孔子は大道を以て不レ動レ心、其心を不レ動ことは同して、心を不レ動の道各別なり、北宮黝は刺客の流なり、劍術の妙を得たる故に、心先敵を擒にして其劍戟をわする故に敵劍戟を飛すといへども、はだへたゆまず、目まじろかず、劍術を

もつて心を不ㇾ動、是武藝より武道を得たる人なり、孟施舍は力戰の人なり、其心思らく凡敵をおそるゝは兵を恐るゝ爲なり、兵を恐るゝは死を恐るゝが爲なりと、故に常に死を不ㇾ恐ことを務て、身を忘れ命を投じ、不利におもむくこと利に趣が如く、必死を以て心を不ㇾ動、是戰闘より武道を得たる人なり、告子は好學の士なり、其心に思らく學は是心を養ふの法也、外を勤て內苦しむるは學にあらずと、故に功利を不ㇾ求禮容を不ㇾ粧、人の誹謗によらずして專ら心をかへりみ、獨立を勤て心を不ㇾ動、是學問より武道を得たる人なり、孔子は學を能するの士なり、思ふこともなく勤ることもなく、たゞ平生になつて一双の赤子を生ず、故に勇なく怯なく、强なく弱なく、功利を不ㇾ知、誹謗を不ㇾ辭、義に趣くこと水のひきゝに下るが如く、大道を以心を不ㇾ動、是無慾より武道を得たる人なり、故に非二無慾一ば、誠の武道にあらず、誠の武道にあらざれば內外四方不ㇾ强、內外四方不ㇾ强ば誠の武士にあらず、北宮黝・孟施舍が如き、或は武藝より得、或は戰闘より得て、武道本源に至るといへども、是戰場に可ㇾ用して平生に不ㇾ可ㇾ用、故に必國家の重寶にあらずと、所詮大道武道本一道なり、武に用れば武道、大に用れば大道、譬へば手を反覆するがごとく、是を進退するが如し、是に兵を與れば一人當千の勇を顯し、是に衆を與へば萬國安寧の功を立、是に億兆を治しむれば億兆やすく、是に百官を掌しむれば百官つとむ、是則古の聰明睿智神武にして不ㇾ殺ものなり

一　士の君にあること地の天有が如し、故に其字を制する事土にたぐひす、凡文字の制は一字より始

り大様にかたどれり、士の字一大字を下にするは地の象なり、一小字を上にするは萬物の象なり、上の一小字を貫いて下の大字に至るは、萬物を載て養育するの象なり、士の字一大字を上にするは君の象也、一小字を下にするは士の象也、上の一大字を貫て下の一小字に至るは、君命を戴て輔佐するの象なり、士と土と只大小のさかい有のみ、天命を受て萬物を養育することは一なり、故に明君は士を賞する事厚く、賢士は天を助ること切也、位は百官の下に有といへども、德は萬乘の上に對すべし、曾子曰、晋楚の富は不レ可レ及、彼は以二其富一、我以二我仁一、彼以二其爵一、我以二我義一、吾何慊乎、」是則位は百官の下に有といへども、德は萬乘の上に對するの儀なり、慊の字よみがたきに依て、今の學者此章をみて慢心を生ずることあり、所詮慊の字をば一章の大意を以て可レ辨、晋楚の富平人よりみれば及びがたしといへども、皆不仁にして是を保、不義にして是を求、外富貴にして內貧賤なり、仁なる時は不レ願、義なる時は不レ下是誠の富貴也、何をかうらやみ何をかはゞからんや、畢竟仁義に違て富貴に不レ屈の心なり、誤て我慢を生ぜば曾夫子の罪人なるべし、嗚呼士道の衰たること久し、名利を宗とし結構を先とす、大本を不レ知、武道を不レ辨、王化を不レ輔、惡人を不レ患、國家の警衛を他の業とし、萬人の暴亂を君の咎とし、朝夕の奉公を不レ勤、戰場の忠勤を不レ思、人を邪路に導き、人を患難に苦しむ、上は此人の盜賊なることを不レ知、下は此人の逆臣なる事をしらず、士道重山の外にかくれ、仁義荆棘の下にうもれたり、いま落涙のために筆をとゞむ

一　武士の重寶は第一に能兵、第二に良馬、第三に兵仗、第四に弓箭、第五に甲冑なり、此外の財產器物全武士の寶にあらず、兵に五ッの能あり、第一に武道、第二に武藝、第三に壯力、第四に健行、第五に早業也、馬に五ッの能あり、第一に肝相、第二に乘相、第三に强儀なり、第四に力量、第五に逸足なり、且人馬ともに五能すぐるゝ事有べからず、五能の內一ッもすぐれば賞翫すべし、たゞ人には武道、馬には肝を許すことなかれ、古人も萬能一心にかへがたしといへり、故に士を取るには忠義を本とす、剛勇を宗とす、馬を取るには肝を本とす、强儀を宗とす、其外は備らば幸ひたるべし、不レ備は可レ許、兵仗は强を爲レ本利を先とし、長短人に從ひ、輕重人にかなふべし、弓はふときを不レ好してつよきを可レ好、矢は羽を賤くのを可レ貴、甲冑はかたきを宗とし輕をよしとす、久く着て不レ勞事を可レ務、惣じて武具は實を貴て粧を不レ貴、是勇士の象なり、實を貴くせずして粧を貴ぶは、皆女人の象也、近代の兵具を制するは、大抵女人の器を制するがごとし、故に其行粧女人に似て勇士の儀を失へり、兵具は猶難ずるに足らず、人馬の選も是に近し、力の爲にあらずして長高き人をこのみ、武の爲にあらずしていかめしき貌を喜び、道の爲にあらずして美しき姿をねがへり、馬は頭の高を貴み、尾のはねたるを求、前どりの高きをすき、ともの廣きを愛す、頭高ければ足もとみへず、尾はねすぐれば尻がいつまらず、前どり高ければくつつゞかず、とも廣すぐれば細道に不レ行、故に古人は皆是を嫌へり、如レ是のこと生れ付ならばよし、如何せん近代の士ふかく是を求る故に、馬の天性を

曲て人爲を用ゆ、まことに無道至極なり、我はぢて此紙上に不レ載、此迷ひいづれの所より出るといふに、もと馬の五能より出たり、肝相、乘相、强儀、力量、逸足は萬人ともに貴む所なり、萬人ともに貴ぶ故に、五能を以萬人にしめさんことを思ふ、五能はよく勢ひにあらはる、是を以萬人馬に勢をもとむ、夫勢は五能の發見なり、五能有時は自然に勢あり、彼治澄は地なり、五能なくして勢ひを求は人爲なり、故に頭を重くし尾を高くし、前どりを高くしともをひくゝして人目に勢あらんことを求、是馬の勢にはあらず、皆馬のりきみなり、りきみは勞れて遠を不レ行、所詮五能備ること有がたかるべし、只肝を本とす、强儀を爲レ宗、其外の能をば可レ許、むかしの逸物といふは皆上肝の馬なり、近代は乘手馬に足ざる故に、上肝の馬にのる事あたはず、若上肝の馬の可レ用事を知らば、常に馬に手馴て地引口合を可レ乘、齊心に不レ曉所あらば、師をもとめて可レ學なり

一　馬を養ふことゝ人を養ふに異ならず、心を養ふて體を不レ養時は馬不レ久、體を養ふて心を不レ養ば馬不レ從、邪路を禁じて正路に導ことは心を養ふなり、邪路を禁ずることは邪氣を退くにあり、正路に導くは正人を動すにあり、邪氣をせめ正心を生ぜば、五七日に一度可レ乘、腰強く乘る事なかれ、冬は暖氣を求め、夏は涼風を求、夜中はよくふさしめ、早朝に小庭に出しはだせにて庭乘をし、水をけさせいさませ馬屋に可レ入、無レ故して口を切轡を當ることを嫌ふ、又蹄をいたはることゝいふは、あしき馬屋に立、或はかたはにて乘すゝめ、くつをはかせずして石をふませ、爪をあしく打ちらをつよ

くすき、總じてすそに心を不レ繫ときは、蹄勞れて肝要の時に痛出るなり、常にふかくすそを勞すべし、背を勞すといふは鞍下を踈略にし、乘を過して汗をかゝする時は、背をいたみ息をすることあり、馬のがんじやうに慢してしばく遠路をすることなかれ、馬の肝を愛してしばく山にかけ坂に下す事なかれ、遠路に行山坂に過、轉倒の地足入の所をよほらば履おりて引すへし、孫子も寧人を勞するとも、謹て馬を勞することなかれと云へり、能飼と云ははみ物を踈略にし或は損し、寒たる物を飼へば馬病を生ることあり、少ければ力不レ足、多ければ肉有餘す、力不足なれば遠をいたさず、肉有餘すれば馳する事不レ輕、故に馬には十分の肉を嫌ふ、朝夕はみものに心を盡し、不レ多、不レ少、有餘、不足の間を可レ計、能用る時は馬は必不レ可レ有レ勞、必不レ可レ休、必不レ可レ惜、必不レ可レ愛、必不レ可レ飽、必不レ可レ饑、馬により時によるべき事なり、故に可レ勞して勞れ、可レ休して休め、可レ惜して惜み、可レ愛して愛するはよく馬を用るなり、大路に久しく立、日中に遠く乘事馬の大勞也、能斟酌有べし、夫厩は馬の閻門、外繫は馬の高樓、すそは馬の浴室也、厩は南を受北をふさぎ、足立を能し水道を念頃にすべし、とつなぎは南を受西をふさぎ、日を障涼をまねくべし、若良馬を得てよくやしなはゞ、其人一代に是を乘とも不レ可レ勞、蒲殿の虎月毛、梶原が磨墨、熊谷がこんた栗毛、皆長命にして不レ勞ときく、凡馬は武士の羽翼なり不レ可レ不レ盡レ心

一 人と闘爭を起すこと大なる誤なり、人を救ふの官にあつて人を惱す事不レ可レ有、況や自身の怒を

以て人の命を絶、身を滅して主恩に不ㇾ捧、國恩に不ㇾ報ことは無道至極なり、所詮勇士の義常に萬人を撫育し、忠を專らにして慾を生ずることなかれ、たとへ惡逆の人有て不禮を加ふといへども、其愚蒙を愛して無禮を咎ることなかれ、若其愚蒙を不ㇾ愛して無禮を咎の心あらば、自身に不禮を加るの無ㇾ意ことを知べし、愚蒙を不ㇾ愛は不仁なり、無禮を咎るも不仁なり、不仁は本心を失へるの稱なり、故に孔子も人として不仁なるは禮を如何、人として不仁ならば樂を如何と說たまへり、禮は人と行ふの道、樂は人と樂しむの道なり、本心を失へるの客人に對して何をか行ひ何をか樂まん、不ㇾ誠は物なし、不仁にして成の事は皆肆慾妄行のみ、夢中の萬事廟庭の傷靈なり、嗚呼夫可ㇾ不ㇾ患乎

一　古き人語られけるは、關白秀次公は元來臆病にして、長久手の敗軍を始め度々おくれを取、敵近き處にて一度もよきことなかりき、是をふかく心に懸武勇を以て人に示さん事を願ひ、剛毅を以て衆をおどさん事を思ひ、常に物あらき風情を好み、かりにもやわらか成體を嫌は、佛神を不ㇾ恐、殺生を不ㇾ悲、ためし物をして血をねぶり、身にも不ㇾ應重き鎧を着し、手に不ㇾ合長刀を愛し、徒黨を集め惡人を尋し、朝夕武勇の勤のみなりしが、伏見にてとりこにせられ玉ふ時は、其たしなみ一ッも不㆓出合㆒大に取亂し給へりとなん、理なるかな武道は心に有て貌にあらず、貌に不ㇾ求して心に可ㇾ求、若心に不ㇾ求して貌に求めば、是たゞ關白秀次のみ、たとへ萬劫をふるとも不ㇾ可ㇾ得、漢家の張良、我朝の賴朝皆貌優美にして不ㇾ猛といへとも、武藏坊辨慶の貌世にはあらぬやうにもてはやせども、じ

んじやうに長も能ほどにて、貌能風情したる美僧と聞り、所詮武道は心にあり、外に求る人は内におくれ有としるべし、飽相を好み輕骨を求め、いかめしき風情をなし、あらゝか成る詞を遣ひ、よそに武勇をなす人十人に七八人は、右に云關白秀次の徒なるか、前代は不見、大猷院殿より當御所まで、如斯の人大法を犯し、斬罪に處せらるゝ事二三度ならずといへども、終に最期のよき人なし、所詮外貌におゐては剛柔美惡ともに求ることなかれ、剛を求る人は目をいからかし臂をはり、足ふみをつよくし上をあらくし、兵仗甲冑よりはじめて衣類器物に至るまで、物つよきかたちを好む、是をおとましき事に思ふ人は、面をうるわしくし聲をやわらかにして、兵仗甲冑に至るまて美しき貌を好む、是をうとましき事におもふ人は、又强き形ちを好む、皆志外に有て内に不有、右にいふごとく、女人の器物を制する心なり、男子は只實を貴て粧を不貴、器物は皆自身の用に求て、我名利の爲に求ることなかれ、武道は國家の爲に求めて、人の耳目に求ることなかれ、武士たらん人國家の難を不苟して、自心の慾を苟ふは馬の主人を不苟して食物をになふが如し、人豈是を不惡や

武士戰場之事

一　夫武士は兵仗の家なり、兵仗は殺を掌る、武士は治を掌る、兵仗は毒藥のごとく、武士は醫者のごとし、兵仗を以人を殺ものは美士にあらず、毒藥を以て人を殺ものは明醫にあらず、唯邪を殺して

正を活すべし、但明醫は一人に對す、故に病を殺して人を殺さず、士は國家に對す、ゆへに一殺多生の刑罰あり、まことに刑罰は武道にあらず、止事を得ずして是を用ゆ、古人の云棒に突手なく太刀に切手なしと、尤末代の金言なるもの歟、凡武道は無慾を本とす、突ことなかれ、切ことなかれ、たとへば利劍を拔て突て懸るが如し、是に中る時は破られ、不レ中ときは不レ破、所詮まことの武士は平常則戰場、戰場則平常、手を反覆するがごとく、足を進退するに似たり、一生自身の名利を不レ苟、萬事國家の安全をはかる、是を以て戰場に接るといへども專ら主君の勝利を求、ふかく傍輩の危難をいたはり、趣くにはすゝみ、反るにはおくれ、人我別なく、軍中の利を悦び、萬人の不利を患へ、朝夕一陣の爲に不レ懈、衆利に不レ進時は先登に趣て是を鬪し、衆不利に進ときは先途を遮て是を制し、先ずるをねたまず、後たるをすてず、人の軍忠を擧、人の後をかくし、敗軍の士卒を不レ擊、村里の民間を不レ煩、田畠耕作を不二押領一、城邑の財寶を不二亂妨一、老人をすくい、兒女を育し、厚主君の俸祿にむくい、能軍將の法令を守り、身命を抛て忠義を可レ抽なり、若名利を貪り忠義を次にし、人我の相ふかくして傍輩の危難を不レ患して、一軍の勝利を不レ思、主君の俸祿を重んぜず、軍將の法令を不レ守、或は人の戰忠を隱し、人の恥辱をあらはさば、進には先立退にはおくれ、たとへ一日に七度の鎗を合すとも誠の武士にあらず、況や身を不レ委命を不レ捨、進におくれ退に先立、すゝむをねたみ後るゝを捨、突れたるをうち、逃るを擒にし、民間にわざはひし、財寶をむさぼるは是誠の盜人也、必武士の

門下を免す事なかれ

一 戰場の忠義先登にしくはなし、其故は城といひ陣と云ひ備と云ふ、勇士矛を取、輕卒矢をさしはさみ、しころを傾け、待かけたるをみて、我衆疑迷を生ずるの時、一人死を定め敵を欺き、先立て衆をはげますは尤拔群の忠義にして、則其勝は其人の勝なり、忠と云ひ義といひ勇と云ひ才と云ふ、まことに無双の戰功一人當千の士、大將にあらずして大將の德あり、次にはふみとまる働なり、我敗軍に乘じて敵の多勢追懸、矛を飛せ劍をふるひ、我は鳥のごとく屈し、彼は鷹のごとく進む時、一人死を定め衆をあざむき、ふみ留て衆を救ふ事又拔群の忠義にして、則其衆其人にかゝれり、忠と云義と云才と云、誠に無双の軍勞一人當千の士、有司にあらずして有司の德あり、戰士は只此二ッを心にかくべし、是を求ること道にあり、是を勤ること常にあり、道は武道なり、常は平常なり、武道は衆を救ふの道なり、平常は飮食坐臥の常なり、身命をわすれて衆をすくひ、白刄の下に常を得ば、神心耳目明白にして、地を知節を知、一人當千の軍忠可ㇾ成、かの名聞を求利祿を貪り、大將の制法を不ㇾ守、傍輩の危難を不ㇾ憂、合戰の勝利を不ㇾ思、みだりに先登にすゝみ、或は味方の大軍を後に引付其競に乘て趣き、或は敵の勞倦を得不意の便を伺ひ、或は敗軍の色を見かけ行やすき場にて先を懸、ともに一人當千の勇とすること大なる誤なり、勿論右數子不二勇鋭一にはあらず、只その武勇狹少にして其戰功忠義に不ㇾ出、尤當千の勇とすべからず、所詮武士は人をすくふの官なり、戰鬪はまた人をすくふ

の事なり、敵となく味方となく心の及ぶ所皆可ㇾ救、故に進には先立、退には自おくれ、所々に身を捨て、所々に人を救ふべし、此外に武士の故實有べからず

一　化粧軍といふことあり、人の衣裳たきものすべてかりにまうくる粧ひを化粧と云なり、是を以ておもふに勝利の實體にはあらで、旌旗貝鼓をよくさだめ、一陣二陣を能備へ、掛引を自由にし、さても能き作法かなと見へて、終に鋒の强を示さゞるはけしやう軍なり、又けしやう武へんといふことあり、戰場にて敵味方に向ひ言葉の遣ひやう、敵陣に望ての馬立やう引やう、指げにもと見へて、終に武勇の實を示さゞるはけしやう武邊なり、たとへば退敵を追ふときに、御主人かゝりは敵の鋭卒に逢ん爲なり、必鋭卒は後を守つて御主にあり、追かゝる敵を打て我衆を救はん爲なり、味方是を討時は、其敵軍を擒にして味方危き事なし、是を以て勇士は必御主人かゝる、若後代の人身を捨衆をも救の心なく、强きを人の耳目に求めて、御主人かゝるといへども物きはにて衆に不ㇾ進、其鋭卒を不ㇾ討、彼勇士と功を同じくせんとするはけしやう武邊也、又退時に御主におくれて我衆を警固し、其君に命を奉じ追敵に首を授て、榮耀をすて妻子をわするゝも、戰場の大忠義なり、若後代の人强を人の耳目に求め、敵の追ひとまるを見て御主におくれ、廣言をはき名字をあらはし、或は故なくして後へ乗戻し、無利して高に乗あげ、四方に迫りて馬の足をつからかし、敵味方に剛毅を示すは化粧武邊なり、譬ば見にくき貌に白粉を付て衆の心をまどはすがごとく、商人の美をかざるがごとく、盜賊の信をかざる

がごとし、誠の武士は忠義の外におもふ事なく、明暗なく内外なく、眞金のごと白圭の如し、眞金は切ればいよ／＼かたく、白圭は磨けばいよ／＼清し、ことわりなるかな眞金は本眞金なり、白圭は本白圭なり、一物も外より不レ求、一事も外より不レ成、無心の境地無爲の光明也、彼化粧をこのむ武勇は專ら外貌に係り世人の迷惑をうく、後世よく愼勤して世人の迷惑を受る事なかれ

一　夫敵の首を持來て大將の實檢に備ること昔より戰士のならひなり、但本大將の心に任すべし、昔明將有て戰に臨とき衆に示して云、けふ敵を討ことなかれと、是むかふ敵を助よといふにあらず、たゞ逃る敵を追ふて討ことなかれと也、向ふ敵は我討にはあらず、彼來つて討るゝ也、逃る敵は彼來つて討るゝにあらず、我追ふて是を討なり、討と討たるゝと誠に差別あり、是を以て敵を討ことなかれと云ふ、能明將の心を得るものは美士なり、能く士の才を使ふものは明將なり、然れども逃るを不レ追ときは戰利なし、止て我を遮る敵又不レ可レ不レ討、是を我討にあらず、彼止て討るゝなり、若大將今日敵を可レ討とならば、敵の進退を不レ撰して討ことも可レ有、大概は軍將敵を討てとも又敵を討なとも、別して法を出すこと不レ可レ有、法なき時は士卒心に任すべし、士卒心に可レ任時は、向ふ敵を討て逃る敵を助ることに成べし、凡戰場におゐて可レ討の敵七人あり、第一進て來る敵可レ討、第二後れて遮る敵可レ討、第三團扇采配を持ちたる敵は可レ討、第四旌旗を守る敵可レ討、第五貝鼓守る敵可レ討、第六能敵と見しらば可レ討、第七甲冑すぐれて花美ならば可レ討、是大將のもとむる所なり、士卒は大

時の心を以て可ㇾ爲ㇾ心、又戰場に於て不ㇾ可ㇾ討の敵七人あり、第一走て不ㇾ止敵不ㇾ可ㇾ討、第二つかれて不ㇾ進敵不ㇾ可ㇾ討、第三先途を失て困る敵不ㇾ可ㇾ討、第四水におぼれたる敵不ㇾ可ㇾ討、第五深田に入て不ㇾ動敵をば不ㇾ可ㇾ討、第六手負を助て退敵を不ㇾ可ㇾ討、第七雜人をば不ㇾ可ㇾ討、是大將の强て求る處にあらず、況や手負死人の首を取り、人の取たる首を奪ひ、人の捨たる首を拾ひ、人の討たる首をもらい、大將の實檢に備ふこと、大慾より起て大將の明を晴まし、大將の法をやぶり、味方の敗軍を招く者なり、本大將の首實檢は、諸卒の軍忠を見諸卒の軍勞を謝するの儀なり、又諸卒の首實檢に進ふは、軍忠の與證をあらはし大將の禮謝に報ずるの儀なり、故に實檢の禮は將も士も謹勤を以爲ㇾ本、怠慢を以てむかい、詐謀をもつて對することなかれ

一　總じて人に目を付ることあしく、人も行ば我も行んとおもひ、人かへさば我もかへさんと思ひて、人に目を付人に目をくばるは、皆智惠分別にして誠の武道にはあらず、只身命を捨忠義を守り、幾度も衆を勵して先登に可ㇾ進、人に目附るものは衆をたのむ、人をはげますものは衆にたのまる、衆をたのむものは危し、衆にたのまるゝものは定り、衆を賴むものはおくれ、衆にたのまるゝものは先立、衆をたのむものは苦しみ、衆にたのまるゝものは安し、衆を賴むものは恥しめられ、衆にたのまるゝものは逆ふ、まことの武士は其心天地をつらぬき、其氣三軍をおほひ一生人に係ることなく、萬事他に從ふ事なく、能獨行能獨來、是たゞ無慾にして固我の費なく、人惑を不ㇾ受が故に、周身自由にして

處々安樂なるものなり、若まことの武道を勤んとおもはゞ、かりにも人に目を付ることなかれ、忠義を守り制法に從ひよく我道を盡すべし、夫制法は勝利を得るの術なり、士卒として制法を不レ守は、主君の勝利を妨るものなり、故に制法を守らざるは反逆にひとし、人に習て制法を亂るは反逆を助るが如し、反逆をば助ることなかれ、逆心を長ずることなかれ、たゞ忠義を守て制法に從ひ、敵をはかり味方をいさめ、晝は味をわすれ、夜はねむりをさまし、當番を勤て非番にも怠ることなかれ、けふは人の番ぞなどと怠ること、忠義薄く人我ふかき故也、毎日毎夜の事なればいかで左樣には可レ勤など思ふも、みな忠義のうすき處より起る、是を以て君の危難を不レ患、我身命を不レ厲、萬代不易の大道にをらずして、或は主賓或は善惡旦夕にかわり、一生常住なる事不レ能が故に、愼勤おとろへ怠慢來るなり、忠義を守り身命を委ねば、前に患難なく、後に懈怠なく、一生常住なることを可レ得、所詮武士は大道を以て本とす、忠義を以て爲レ心、人を救ふを以て可レ爲レ業、甲州馬場信房は二十餘度の武功を勤といへども、六十歲にあまり三州長篠の戰死に至るまで一所も疵を不レ蒙ながらへし、人是を問へば、信房別に覺悟なし、我はいつも働に臨て敵よりも先味方に心附、大かた其場の我はたらきを計ると答ふ、是らを聞ば人に目を付るやうなれども、實は心を本としたる働なり、戰に臨で敵味方をも不ニ見分一無體に先を懸るは、生死に沈淪し戰鬪に屈澤したるものなり、生死をはなれ戰鬪を以て、敵の剛に不レ恐味方の柔に不レ效、兩陣に獨立する時は敵味方の機よくあらはれて、我可レ爲の軍術翕然

として其間にあり、たゞ敵をみる事は人皆しれり、味方を見ること人皆不ㇾ知、敵を見て味方を不ㇾ見は俗に云前不ㇾ見將某なり、信房が味方を見るは我朋並を見るがごとし、味方を見て必是に同ぜんとにもあらず、（生死は常にはなれぬ（マヽ）戰鬪をばかねて出ぬ身やする、）日明かにして人を見ること、堂上に有て堂下の人の曲直を見るがごとし、是を以て可ㇾ懸所を懸、可ㇾ怺所をこらへ、將に報ずるに義を以し、衆に報ずるに仁を以し、不ㇾ求して名譽をあらはすものなり

一　戰場にて大將の下問あらば心底不ㇾ殘可ㇾ言上ㇾ、自他の名聞に係り强をむさぼることなかれ、たとへば三州長篠の時、勝賴の前にて馬場信房が合戰を制止するは、名聞をはなれたる評論なり、天下の人皆進を爲ㇾ强、退を弱とす、進をやめて退を好は天下に弱を示すなり、名聞をはなれたるにあらずや、長坂長閑が合戰を進るは、名聞に係り强をむさぼる評論なり、名聞は慾なり、强を貪るも又慾なり、慾ある時は本心滅ぶ、本心滅ぶ時は理非不ㇾ決、利害不ㇾ分、是を以て合戰の勝負にまよひ、終に軍を破り國を滅すに至る、名聞に不ㇾ係は無慾なり、强を不ㇾ貪もまた無慾なり、無慾なる時は本心あらはる、本心あらはるゝ時は利非決し利害分る、是を以て能合戰の勝負を知る、主君にかぎらず傍輩疑問のたぐひにも此疑問を以て對すべきこと、老功の人若輩の者とりあふ時こゝ無慾を可ㇾ用也、先其人の勇力をはかり、敵合のもやうをはかり、我すゝむ事も可ㇾ有、またかれをすゝむる事も可ㇾ有、所詮戰場にてはひかへ異見を云作法なり、尋常の評定には只無慾をもつて可ㇾ報、慾あらば其論必高卑

に過て、評定の主の災を可㆑生、人の爲にはかる時、反て我名利を求ること內外相違、誠に穿窬の盜人なり

一　大將の物見を遣すことは、敵を知地を知遠近を知らんが爲なり、敵の爲に行ば能敵をはかり、地の爲に行ば能地を伺ひ、遠近の爲に行ば能遠近をつもり、自餘は目の及ぶ所心の至る所皆斥候すべし、早く不㆑備して不㆑叶時は早く歸り、おそく歸りても不㆑苦時は少し見計ふべし、但自身に働を心にかけ、したゝるく物見をして早く不㆑歸ことは大なる誤なり、凡せり合は鉾將の勝負、合戰は大將の勝負なり、敵合戰を持たる時は旗本へはやく歸りて、大將の下知を助て諸手の安全を可㆑計、さればせり合の時は先手に有て鉾將の下知を助け、一手の安全をはかり、若危きことあらば隣將に行て兵を增し、手に合ても不㆑苦物見は、詮とする所敵の合戰の始末を見分、味方の勝利を勘辨し、大將に心を付るにあり、建武元年十一月、長濱六郞左衞門尉光經三州矢矧川にて、義貞の方より物見に出、東國の大勢血氣甚しく足長に矢矧川まで來り、前後の備不㆑定、南北廿餘町に打かこみ、川端に馬のかけ場を不㆑殘うきやかに進かゝる體を見て、元帥なき故に諸將不㆓一致㆒、先をあらそひ戰をいそぐと知、此方の川端に馬のかけ場を殘し、導て可㆑討敵なりと定ること、敵の合戰の始終を見分、味方の勝利を勘辨するものなり、又天文十六年冬十月、山本勘助信州海野の平にて、武田晴信の方より物見に出、敵將上杉輝虎村上義淸の傾覆を救ひ、義を挾て兵を舉、信州へ深く働らき、險阻を出森林をはなれ、

別手をあまた一手にくみ、多勢を小勢のごとく備へ、外うすく内厚きを見て、敵の備へ合戰を持たるを知り、すみやかに中のにごりとさとり、味方能旗本を警固し、おとやをかたくとむべき事をおもふたぐひ、敵の合戰の始終を見分、味方勝利を勘辨するものなり、如レ此の時ははやく歸て大將と謀るべし、凡敵を知んとおもはゞ、敵の本を知敵の備を見、敵の心をはかり敵の行ひを伺ふべし、但し大將は先敵の本を知る、本を知れば心をしる、心を知れば行を知、行を知れば備を知、軍使は行て其備を見る、是軍使の大將に賴る所なり、然れども敵の本を不レ知時は大將の心に不レ合、故に本を知て備を見、心を計り行て伺ふべし、備と行と本に合時は、大將其詞を不レ疑、故に大將と斥候と志合ふ時は、前後疑なく戰必利あり、たとへば符節を合するが如し、大將斥候と志不レ合時は、前後疑有て兵を用る事不レ急、兵を用ること不レ急時は戰必利を失ふ、故に物見は能理を可レ辨、理不レ辨時は大將疑ふ、理は内なり、事は外なり、内外相違するは理を辨じ失ひたるなり、右に云長濱山本が矢矧海野の物見、内外正しく相應せり、慶長五年九月十五日、濃州青野原の戰に、本多三彌先を見切て御旗先へ歸り、今少し先へと勸奉りけれども、理の辨ぜざる見やうなれば、大御所承引ましまさず、三彌面目を失ふなり、又天正十二年四月九日、尾州長久手戰に鋒陣先敗北して敵急に是を追ふ、內藤四郎左衞門尉正成急ぎ御旗本へ歸り、高聲に敵兵大敗軍なり早々御進發有て、勇健なる小性どもに敵を討せて御見物あれと申ほどに、大御所一圓御承引ましまさず、かやうの言葉の内より正成御傍にいたり、首魁敗北

して敵急に追レ之、只扇を開てむかふが如し、是なる山陰を押まわし横さまにかゝり給ば敵陣大敗軍と申時、則大御所御疑をとき、左右をすゝめて敵を擒にし大勝利を得玉ふ、如レ此の類誠に眼前の鏡なり、大將はあとに御座して先の事は御存あるまいと一筋におもふは落度なり、謀を帷幄の內にめぐらし、勝ことを千里の外に決すること大將の物なり、天下を普く不レ知しては弓箭を取事危し、大將の物見を遣はさるゝは、先のもやう我思ふ處に合ふかあわぬかをも聞、他の物見の心に合ふか合はぬかをもためし、內に種々の智略あること意得べきことなり、然るにあと先のふまへもなく、打見たる分にて歸り、大將の疑ひを不レ解して却て大將の疑ひを生じ、合戰を遲々にさせ勝利のさわりとなること不忠の至りにあらずや、或は大將鹿狩に出給ひ、人數を立使番を召して此人數いかほどかある見て參れと仰出さるゝ、かしこまりて罷立、うち廻り暫く積りて歸參し、萬人餘りと申上る、大將は心中にてとく積り給ひたれば、甚だ怒り給ひ、此人數は四萬に可レ及と仰出さるゝ時、誠に三萬ほど可レ有二御座一と申上て立、大將終に其人を用不レ給、是皆ふまへ所なく、口にて見たる所計りなれば殊外相違して、物見弱して口てん〳〵するなり、大將により時によりて能見たりとおぼし召とも、一あて當給ふこと有べし、左樣の時に口てん〳〵するは皆物見たしかならぬ故なり、たしかならねば大將不レ用、されば戰利なく、戰利なければ國郡危し、臣として君の國郡危きこと大なる不忠にあらずや、夫人は天地のごとし、萬物我に備はる、山林は其後にちかく、河海は其前に從ひ、萬國も耳に入り、千萬里

も眼に落、隱謀も心に感ず、耳にて聞、眼にて見、心にて計り、我に考へ、人にはかり、平常前後左右に取らば、天下に殘すこと有べからず、我に備たる耳心眼とをさしおき、他の人惑を受聾瞽のごとくにふさがり、童蒙のごとくくらみ、或は日を貫く心をいやしむ時は、萬事只高山のはかりがたきがごとく、大海の究がたきがごとくにして、晴夜にむかふ機を生ずべし、是ます／＼壁を切、ます／＼高をあふぎ、後を忘れて前に躋るゝの地位なり、手を下して水中の月を探り、口を開て西江の水に對するの徒、先賢の學に異なるもの歟

一　物見に不ㇾ限、惣ての兵數の大をかたり敵の强を告ること甚法度となり、治承のむかし齋藤別當實盛東國の强大をかたり平將の心を弱し、傍輩の機をさへぎること、老後の僻事末代の恥辱なり、兵は死生之地存亡のみち、そことに危難の砌なりと言は、一を以きほひおくれ可ㇾ有、建武に義貞箱根退去の時、尊氏八十萬を以て三島をはやさへぎりたると聞て、諸人色を失ふといへども、篠塚伊賀守栗生左衛門尉くらかさに立あがり味方を見廻して、あはれ兵どもや敵八十萬騎に味方五百餘騎、能ほどの相手なりいで／＼懸り破り共道ひらきて通し參らせんと云を聞ば、獨言のやうなる事なれども、時にとつて味方大利あり、此栗生篠塚は無双の勇士にして、戰場に臨度毎に雄勇をふるひ高名を極む、かの齋藤別當實盛數十年の間名譽ありといへども、皆けしやう武へんにて誠の武士にあらず、篠原の戰死勇なりといへども、もゑうを好んで武道を不ㇾ好意地あり、白髮を染にしきのよろひひたゝれを

さる事は、大將にまぎれて能敵に逢んと思ふ心も有べし、又伊藤俣野が心をひくことは敵の計策を伺ふ心もあるべし、如レ此の事はもやうをすき征にあらず、只其一生の言行を見るに、實薄く粧りおほくしてもやうを好風骨あり、誠の武士は武道にも不レ屈、世間にも不レ係、只本來剛毅にして忠義我より動き才智內より出て、萬事只當意即妙の人、如レ此なる時は其心生死に不レ住、戰鬪に不レ屈、その機自然に衆をおほひ、其詞自然に衆をはげまし、軍中に益有こと不レ可レ勝計一、故に勇士の有備へは必危きと聞、人を救さしめ無用の多言を出して、將を弱し衆をかたむけ、敗軍のもとゐをひらくこと大逆無道の士なり、只常に義を談じ道を講じ、傍輩を勵してともに忠勤を抽べきなり、一人の高名を求る事なかれ

葬喪祭之事

一　夫貌は神の枝葉、神は貌の本源なり、生死は春花秋實のごとく、或は陰陽晝夜のごとし、人の死するや誠に死するにあらず、只其性を遂るなり、幼より少、少より壯、壯より長、長より老、老より死に至るまで終に消息有ことなし、迷ふ時は是を死とす、曉る時は是を其性を遂るとす、是を以て達人は死に事ること生に事るがごとく、是勤て成にあらず、只平生を不レ變ものなり、死に事ること葬禮に始る、凡父祖を葬るに、其子孫不レ勤して可レ思事五ッ有り、第一に其貌と長く別れんことをおも

ふべし、第二に其神安樂ならん事をおもふべし、第三に其貌の永久ならん事を思ふべし、第四に其地の難なからん事をおもふべし、第五にその祭禮絕ざらん事を思ふべし、此五ッの思は子孫の孝心よりおこる、更に勤て思ふにあらず、禮法は世間に隨ひ內に此五ッを可㆑思、第一其貌と長く別れん事をおもふ時は工匠に命じて其像を作、畫工に寄て丹青をつくし、とく棺するにしのびず、速に葬るに不㆑堪、たゞ世に從て出㆑之、其後に伴ひ山野に至てます／＼思へ、すて歸りさらん事を悲み、墳墓に涕泣すること不㆑求して可㆑成、第二其神の安樂ならん事を思ふ時は、謹て其平生を不㆑變、みだりに其肢體を不㆑動、安靜を貴み神明を敬ひ、棺するに至て先其像を坐せしめ、香を拈して其靈を安じ、其禁忌をさけ、その賤惡を退け、其善業を繼て其惡事を補ふこと不㆑求して可㆑成、第三其貌の永久ならん事をおもふ時は、棺槨を厚し葬事を調べて、土地の爲に肌のたやすく不㆑朽ことをつとめ、深くをさめ高くきづいて、他人の爲に墳墓のたやすく不㆑開事をはかり、或は木を栽て泉下を守護し、或は石を刻て名字を殘すこと不㆑求して可㆑成、第四其地の無難を思ふ時は、田邑大川の邊をさけ、騷動繁昌の邑を除き、高山深林に求め、幽陰閑寂の所により、或は譜代相傳の地に本づき、万代不易の境に築こと不㆑學して可㆑成、第五其祭禮の不㆑絕ことを思ふ時は、行程の遠近をはかり、道路の難易をはかり、子孫家來をして行安からしめ、或は便宜の地により、或は佳景の境に從ふこと不㆑慮して可㆑成、是皆世の不㆑禁所なり、所詮萬般の禮儀自然に可㆑行、五のおもひは又孝養より起る、孝養は又赤子の心よ

り起る、故に萬卷の書を抛て只一頭に赤子を可レ生、誠に言忠信有て行篤敬ならば、蠻貊の邦といふとも行はるべし、言不二忠信一行不二篤敬一ば、州里と言へども不レ可レ行、忠信は赤子の言、篤敬は赤子の行、皆內に倚て外に不レ求もの、故に聖人は禮儀を以ておこるにあらず、禮聖人を待ておこる、禮儀は貌を齊るの法なり、禮儀を以て聖人を求ることは、株を守てうさぎを求るがごとく、船を刻て劍を求るがごとし、學問はたゞ万卷の書を堂下に抛下して、一頭の赤子を堂上に可レ求なり

一 當時天下の葬祭、釋氏に不レ倚と言ことなし、釋氏もと葬祭の官にあらず、只滅罪の官なり、滅罪は有道の人に屬す、有道の人は釋氏に不レ可レ限、然れども本朝神道おとろへて、人生死を疑ひ平常を誤り、獨立ことを不レ得して、此佛教をうく、是より先百濟國に通じて儒道を傳ふといへども、漢儒の說なるが故に人の疑迷を解ことあたはず、釋氏に逢ふて始て心法を開て、生死のきづなを切て佛界に望ことあり、故に釋氏を以て有道の人とし、萬民ともに菩提の師とす、初本朝葬祭の禮を不レ變、たゞ心印を受るのみ、其道やうやくおとろふるに至て、心印を授ること不レ能、又心印を受る事あたはず、授るも請るも皆禮法に止て、終に本朝葬祭の禮を破り、滅罪の道を失て葬祭の禮を掌る、故に王侯も卒すれば桑門の室に入、將相も死すれば釋氏の門に仕ふ、生ては王侯、死しては出家、生れては人牧、死しては僕從、その位を易へ其貌を變じて、求る所は何ものぞや、若佛法なりといはゞ、佛法は貌にあらず、たゞ貌を傳へることをしれり、近代は諸山の佛法皆滅却して、人を善所に引導する

こと不ㇾ能、在家の恩澤に浴して自己の口腹をやしなひ、葬祭を掌て墳墓を守ることをなす、誠に有道の人にあらず、只墳墓の警衛なり、然れども大道は禮儀にあらず、禮儀は世間に可ㇾ從、世間に有て世間に背は却て人爲なり、「一心不ㇾ生萬法無ㇾ咎」といへり、世間にあつては世間に從ふこと道なり、近代儒流をくむ人、葬祭に宋朝の法を學ぶ、泰伯は東呉に有て髪を被り、身にあやするも墨也、蓋泰伯は道の貌に有ことを不ㇾ知、今の世の人は道の心にあることを不ㇾ知、誠に聖道は形體なし、泰伯を事爲の末に學ばど、又是葬祭に宋朝の法を用るものなり、只一頭の赤子を以て東呉におき、葬祭に於てみよ、其言行宛然として眼裏に可ㇾ有、今世間を見るに、道の我にあることを忘れて、禮を外に求る人多し、彼泰伯に異なるもの歟

一　死は人の大變、葬祭は孝の終りなり、故に仁者はふかく是を患ふ、患る時は心を盡す、心を盡す時は事を盡す、其要神をたもつと貌を保とにあり、神を保ことは子孫にあり、貌を保ことは土地にあり、子孫誠心なる時はよく神をたもつ、土地堅固なる時は能貌を保つ、但し子孫の誠心能神を保ち、又能貌を保ことをなし、誠心の外に葬祭の禮不ㇾ可ㇾ有、近代愚にして生死の道を不ㇾ知、老と云死といひ、其生を遂るの事にして、實は初なく終なく道を不ㇾ知、ねむる時は則死するごとし、神をたもち貌を保ことを不ㇾ動、或は騷動し、或は怠慢し、みだりに其座を移し、みだりに其貌を動すこと大なる誤なり、人死する時子孫其神を保こと、深淵に臨て薄氷をふむごとし、只平生を不ㇾ變、悲涙をおほひ、

歎聲を忍び、愼で其神を驚す事なかれ、神定て後閑所に行て、ひそかに可二歎哭一、棺を持來る時、先其像と碑とを安置し香を點じ、神定て後貌をうつし、沐浴して棺をとざすべし、山林に行て葬て歸り、像と碑とを祠堂に移すまで、安靜を專らにして其神聖をおどろかすことなかれ、是君子いふかく愼む處、小人の誤てゆるがせにする地なり

一　父母の喪服上古は三年、中古は周年、近代は百日、今は五十日なり、喪は官職の喪の稱也、服は衣服なり、いにしへ大故ある時は、官職を持して籠居す、故に其衣冠をあらためて薄墨の單衣を着す、こゝを以て歿後にをるを喪服と云なり、ことわり哉死は人の大變、葬祭は孝の終り、子孫たるもの思ひをいたし力を竭すべきの時なり、故に人死するときは、子孫事を抛て只其神を安ぜんことを計る、一人も其位をさり、百官も其職を辭し、萬民も其業を捨て、愼で其神を保つことは幼を保がごとし、幼を保人他事を從ることを不レ得、人皆幼を保つことを知て、神を保つ事を不レ知、是子孫を重んじて父祖をかろんずるにはあらず、只幼の保んずべき事を知て、神の保べき事を知らざるが故なり、人幼なる時は神柔弱なり、是を保ずる事不二容易一、人死する時神老衰す、是を保ずる事不二容易一、是を以て皆思ひを盡す、若其人其位を不レ去、百官其職を不レ辭、萬民其業を不レ捨、公程に接はり多事に勞せば、神を保こと不レ可レ得、實に喪服は人爲にあらず、天道の自然に起て不レ可二默止一の事なり、然れ其末代人多慾にして功利を貴み、或は驕奢、或は怠慢、業多く事繁くして、玉をして盤を走らしむる

がごとく、上より中、中より下に至るまで暫時も休することなし、故に三年の喪服を除て周年の喪服とし、周年の喪服を除て三月の喪服とし、三月の喪服を除て五十日の喪服とす、但多慾にして世間に奔走せば、今三年の喪服ありとも其神を保こと得べからず、又無慾にして志父母に有とも、三年の喪服なくば其保んずる事不レ可レ盡、然れども禮を制し樂を作るは天子の事なり、凡夫の獨能するにあらず、無慾を以て心に其事を可レ補道體を不レ知、禮義を不レ辨、只に上古をほめて當時を譏り、其父母に益なき時は己が爲にするの學にあらず

一 昔宰我問二孔子一、三年の喪あり期も已に久乎、君子不レ爲レ禮禮必壞、三年不レ爲レ樂樂必崩、舊穀既沒、新穀既登、鑽レ燧改レ火、期可レ止矣、子曰、食二夫稻一、衣二夫錦一、汝安乎、宰我曰、安、子曰、汝安則爲レ之、夫君子居レ喪食レ甘不レ甘、聞レ樂不レ樂、居所不レ安、故不レ爲也、今汝安則爲レ之、宰我出、子曰、予之不仁也、子生三年、然後免二於父母之懷一、夫三年之喪、天下之通喪也」と宣ふ、今按ずるに宰我思らく、神を保こと喪に不レ可レ竟、周年には萬物みなあらたまる、喪をば萬物とともにあらためて、神をば一生とともに保べしと、此作爲なるを以て三年の喪を無故として久とし、禮樂の傾廢を患とし、周年の喪を有故とす、是末代多才の格薄情を本とし、知惠を重んじ功利を貴むの地位也、三年の喪を久しとするは、親愛薄き故なり、三年の喪を無故とするは、知惠を重んずる故なり、禮樂の傾廢を患るは功利を貴む故なり、孔子の對する心は親愛を本として、知惠を出し功利を放れ、無慾天然の大道

なり、妙乎至乎、其言渾然として天の不レ可レ測がごとく、功利を以て人の功利を滅し、知惠を以人の知惠を滅し、終に人をして功利を不レ出知惠を不レ離、かしこに寡慾にして、こゝに多慾ならしむる類ひにはあらず、宰我出るに至つて、其本をあらはして云、人生れて三年有て父母の懐をまぬかる、是を以て天下の子父母の爲に三年の喪を勤べしと、其功を保と神を保との安き事をあらはし、他の門人の疑ひを解て萬代の法則をなす、今此章を考る時は三年の喪は不レ可レ除、錦をば被べからず、稻をば食ふべからず、旨をば不レ可レ嗜、樂をば不レ可レ弄、勤ては不レ可レ成、利しては不レ可レ行、只親愛に本づくべきことをみつ、神を保ことを不レ謂ものは、天下の普く知所なればなり、所詮喪は神を保の道、又患を行ふの道なり、三年に竟ることは功をたつにかたどり、又は懐抱の恩を報ずるの義なり、誠に三年の喪は不レ可レ除こと掲焉なりといへども、當時存するものわづかに五十日なり、後世豈可レ不レ盡レ心乎

一 大故ある時服をあらたむる事は、官職を持するに本づき、但し猶其理あるべし、古へには官人は官人の服有り、士は士の服あり、農工商は農工商の服あり、服は官職に備はる、是を以て往々不備といへども、其源を考れば實に消息なし、然れば則父祖行て年ありといへども、子孫昔日の孝を變ずることなかれ、父祖を以死せりとして昔日の孝を變ず、怠慢を生ずる事尤いはれなし、祭祀は只孝養の道なり、孝養は又誠實の道なり、誠實は又赤子の道なり、道は其行所なり、赤子の行く所誠實也、誠

實の行所祭祀なり、祭祀に三の本あり、神を保なり、貌を保なり、像を保なり、神をば心に倚てたもつ、貌をば地に倚て保、像をば祠堂に倚て保つ、故に祭祀は喪服より出、我能喪服を勤時は神能祭祀を受、たとへば喪服は種をまくがごとく、祭祀は實ををさむるがごとし、喪に不レ勤して祭祀に勤は、種を不レ植して實を求がごとし、誠に喪は可レ勤の道なり、喪に勤て祭に不レ勤は、種をまきて不レ耘がごとし、誠に祭は可レ勤の道なり、神を保貌を保事は、委く先に演說しぬ、故にこゝには像を保ことを筆端せば、像を作るを存るを以て爲レ善、若不幸にして死後に及はゞ、畫工を招き早其貌を寫し、漸にして像を可レ刻、繪像にても木像にても、不レ棺の前に其座に出し、香を拈して禮拜し、平常事る所を以て事て、喪服おわるまで愼で其座を動すことなかれ、但木像成就せば繪像の傍におゐて拈香し、神定て後に繪像をば可レ納、香は邪氣を掃て正氣を由るものなり、喪未レ終時祠堂に香をたき碑をさきだてゝ可レ行、碑を嫡子の分とし、像を庶子の分とせよ、庶子なくば家僕に役せしめよ、祠堂にいりて先碑をおき次に像を座せしめよ、次に香爐をうつして嫡子庶子皆拈香禮拜せよ、若心中に怠慢あらば、此時神靈外に行て今日の祭禮を不レ可レ享、子孫たる人豈得レ忽乎

一　喪終時は人職につく、職につく時は神と常に接することを不レ得、祠官をおいて祠堂を掌とらしめ、閑暇ある時自身も事へ、懈怠なく可二禮拜一、是心に神を保祠堂に像を保の義なり、祠堂の禮は只生に事るがごとくすべし、毎朝に內室の扉を開き一飯一茶をすゝめ、時食珍味のごときは必まづ是を

備へよ、祠官なき時は妻妾を以祠官とすべし、今や本朝の葬祭佛家に便るを以、祠堂に諸佛を安置し、先祖を以佛弟子とし、先祖を配して祭るが如く思へば、或は膳をすゝめ、或は膳を祭る　毎朝に祭る人もあり、忌日に祭る人もあり、凡神に事ること厚を以爲㆑本、古法を見てその厚を用ひ、其薄きを可㆑補なり、儒家に屈たくし、先祖より用來る佛法をけづり、奠置たる佛像を取捨、短才小智にして我意に任すること越度なり、是を一念三千の罪とも云、又は寸善尺魔とも云なり、只無念にして世間に從ひ、父母に親愛を可㆑懸、本より持佛堂もなくして、我庭に造立することあらば、それは心にもまかすべし、禮を制し樂を作るは天子の事なりといへども、當時は葬祭の憲法なくして、如㆑此のこと人々の心に可㆑任折からなり、祠堂の廣狹は其祿に可㆑應、勤て華美を求ることなかれ、祠堂は室のごとく、祭祀は養のごとし、祠堂は祭祀より出、祭祀は養より出、故に祠堂をば祭祀に合しめ、祭禮をば養に可㆑合、養は孝の道なり、養に二ッ有り、心を養ふと體を養ふなり、孝子の道必心を盡し養なふこと不㆑能、必體を養ふこと不㆑能、彼義をせめ仁をすゝむるは、心をやしなふて心體を養ふこと不㆑能の道なり、彼難を避勞に替るは、體をやしなふて必心を養ふこと不㆑能道なり、故に事に臨てたゞ重を取、重をとるは、人爲にあらず天道の流行なり、此道や我一心に主として輕重に向ては掟となり、長短に臨ては度となり、君に對しては忠となり、父に對しては孝となり、其陽にあらはるゝを見れば、水中の月のごとく、樹上の風のごとし、見ること有てとる事なく、聞こと有て見ることなし、

故に道は形體なく法則なし、祭祀のごときも其世に應じ其位に應じ、其父に倚其母に從はゞ、只人々に法則あつて天下に一統の法則不ㇾ可ㇾ有、たゞ孝を以て本とし、養を以て可ㇾ祭、其心と其體とを兼養て不ㇾ得ㇾ默止ㇾ時は、其重物を取り、死に事るは生に事るがごとくせよ、學問になづみ事爲に係らば、鬼神に交ること不ㇾ可ㇾ得

一　當時天下に用る祭禮は、忌日、月忌、年忌、春秋の彼岸七月の靈祭等なり、兼好が云る年の暮の靈祭、東夷は今の世にも取り行へば、是をかへ年忌をば除いて、年內の祭十六度なり、此內十二ヶ度は十二月の忌日なれば、其人獨を祭て他に不ㇾ可ㇾ及、春秋の彼岸、七月の靈祭、年暮の靈祭には祠堂に有所の神を祭し萬代に可ㇾ及、年忌の祭は忌日なれども大禮なれば、其先祖其子孫に可ㇾ及、譬へば大饗のごとく、又椀飯のごとし、上古には墓を祭ことなし、當時は墓を祭る事を爲ㇾ要、天下今葬禮をみだり喪服を失ふ故に、神を保ことを不ㇾ知、其貌とともに其神を山野に捨望鄉の鬼となし、仁心不ㇾ滅を以て是を慕ふて屢其墳墓を祭る、能其神を心に保ち、其像を祠堂に保時は、屢神を墳墓に祭るに不ㇾ及、貌の貴きこと神の貴きにしかず、故に神を祭て貌をば頓ず、その靑苔をはらひ、其緣樹をやしなひ、其土石を保ち欄干をさむる類、貌をかへりみるの事なり、但神を不ㇾ保像を不ㇾ保、墓にさへ不ㇾ祭人は論ずるに不ㇾ足

一　上古には祭らんとする時は先ものいみす、或は三日或は一日なり、當時は略して或は一日或は一

宵なり、齋は不㆑齋を齋の義なり、故に先沐浴して齋服を着、夜房中をさけ清淨のふすまに臥し、不淨の事を不㆑爲、不淨の事を不㆑言、不淨の事を不㆑語、不淨のものを不㆑食、能不齋の氣を調ふなり、當時三日七日の齋を不㆑得は、唯三年の喪を不㆑得がごとし、但齋は不齋を齋るの道なり、不仁より不齋なるはなく、仁より齋なるはなし、今沐浴して七日齋戒すとも、不仁の人は神に交ること不㆑能、仁人は常に齋戒あるがごとし、誠に一日の齋戒七日の齋戒を可㆑補、然れども仁人は自仁人成ることを不㆑可㆑知、是を以て七日の齋戒不㆑可㆑爲㆑多、又能神に通ること有べし、是を以て一日の齋戒を不㆑可㆑爲、唯天下に從ふて齋戒し、偶然として赤子のごとくなるものは仁人乎

一　葬喪祭は皆神を保の道なり、神を保ことは賢者の道なり、若不賢にして是を掌らば、神を保こと不㆑可㆑得、神は幼君のごとく、葬喪祭は政道のごとく、是を掌る人は執柄のごとし、不賢にして神を保こと、只不賢にして幼主を不㆑可㆑保がごとし、故に家督不賢才の時は、一家の賢才を選て可㆑助、若一家の內に其人なくば、他家の賢才を用ひて可㆑救、たとへ家督賢才ありとも、一家の賢才をあげて其左右に從しめ、家僕の忠貞を擧て其事を可㆑助、葬る時殘て神を保こと先賢才の大職分なり、其外喪服の內祭祀の間主人俄に他出の時、替て神を保ち神に接る類ひ皆賢才の役なり、就㆑中家督幼少の時は、一門の賢才替て其主となり、葬喪祭を可㆑勤、又其主人幼少なるにもあらず、不賢なるにもあらずして別に有、故に自ら祭ざること多し。喪服の觸穢ある時は自不㆑祭、家遠く有時は自不㆑祭、公役

せめ來る時は自不ㇾ祭、不快有時は自不ㇾ祭、父母所勞有時は自不ㇾ祭、兄弟妻子疫病有時は自不ㇾ祭、齋戒不ㇾ至時は自不ㇾ祭、如ㇾ此時は他の賢才に任じて可ㇾ祭、故に孔子曰、我不ㇾ能ㇾ祭如ㇾ不ㇾ祭」との給ふなり

一　永久の喪服、三年の喪服、恆例の祭祀、天下久く行事不ㇾ得、其行ことを不ㇾ得ものは上に禮法なきが故なり、但し今上に禮法ありといへども天下悉不ㇾ可ㇾ得、農人は五十日を不ㇾ待して田うち、工人は五十日を不ㇾ待して器つくり、商人は五十日を不ㇾ待して賣り、功利を專らにすれども食猶たらず、何の財有てか葬禮ををさめ祭祀を可ㇾ勤や、然れば則古は聖王人に勞して人を不ㇾ勞道あり、故に天下皆人に勞して人を不ㇾ勞の道を勤む、是を以て天下悉天下と共に富て、ひとり貧ことを不ㇾ得、三年の喪服、永久の葬禮、恆例の祭禮、天下敎化育の內に勤て終に是に苦む者なし、漸其道おとろふることに及んで、賢哲の民に禮法多く、農人に有時は鄉人をして其田畠を納めしめ、工商にある時は邑人をして其事業を納めしめ、人々をして其葬喪祭をつとめしむ、故に人々能其貌を保ち、人々能其像を保、三年の喪服をなし恆禮の祭祀を勤む、是いにしへの聖王賢哲其父母を愛して自其禮を行ひ、其愛を天下にひろむるものなり、末代には其愛上におとろへ、其禮下にすたる、傳へきく黃帝堯舜の時其愛有て其禮行るといへども、紂王に至ては其愛おとろへ其禮すたる、文王武王周公の時其愛有て其禮行るといへども、幽王より其愛おとろへ其禮すたる、其人上にある時は其愛有てその禮天下に行る、古今

遠近の差別有て、其愛其禮また不レ可レ爲にあらず、孔聖若位を得ば其愛其禮可レ行といへども、孔聖貧賤にして卒し、其愛其禮天下に不レ與、本朝戰國の間其愛其禮みな滅却して、其愛其禮又不レ可レ爲がごとし、是古今の差別にあらず、聖人の上に不レ與が故なり

追腹之事

一 主人の死に從ふ事俑より始るといへり、俑は偶人なり、葬禮の時其棺に從しめて存日の扈從有がごとくす、後代其虛妄を惡で、忠臣自刎して偶人にかはる、其侍臣の高恩あるもの是を殺す、末代に至ては強て殺し死に從しむ、故に孔子初て俑を作るものは無レ後と宣ふ、其戒ある事ふかし、按ずるに、俑を作るものは巧言令色のごとく、自刎して死に從ふものは巧言令色を實にするが如し、殺して死に從しむるは我爲に强て巧言令色を勸しむるがごとし、是皆智惠分別の間よりいて本心の道にはあらず、巧言令色は名聞なり、巧言令色を實にするも名聞なり、本心は巧言令色をしらず、人巧言令色するに至ては、巧言令色を實にすることをしらず、只本より眞實にして無二他分別一、況や我爲に人に巧言令色をすゝめて其本心を失はしめんや、殺して死に從しむるは、巧言令色の爲に人の命をうしなふものなり、故に孟子道路に餓餒をみてしめて不レ發よりも猶甚しきものとす、近代本朝高恩あるもの、其不可なることを知るといへども、死に不レ從事を不レ得、主君其不可なることを知るといへども救事

を不ㇾ得、人を殺して死に從しめん事不ㇾ違、當時愁歎の甚しきものなり、所詮人君巧言令色の私慾より出ることを知り、臣下も又巧言令色の私慾より出る事を知て自他世間に係ることなく、只天理の公道に係らば、天下に難易なく又好惡なからん、聖人の道は天下に難易なく又好惡なくして可ㇾ得、智慮分別のまよひをもつては不ㇾ可ㇾ得

不亡鈔卷之四 大尾

獻可錄

室鳩巢著

獻可錄總目

卷之上

卷之中

獻可錄卷之上

鳩巢　室直清著

五常

仁

天に元亨利貞とて、四季にめぐりて四の德あり、天に具はりたる道理をいふ、其道理人に具はれば、仁義禮智となる、其内仁は、天に在ては春にあたりて元となづく、陽氣の發生する道理なり、發生とは、萬物をめぐみて生じ出すをいふ、其道理を人に受て仁とする故に、溫和慈愛とて春の氣の溫和なるごとくにして、其人をいたみ憐む心あり、人として不仁なれば、其心情なく哀をしらず、さながら木石にひとし、然れば仁は心の潤にして、人をめぐみ物を傷はず、常に道理に感じて必忍あへざる心有を、仁といふべし

義

天に在ては秋にあたりて利となづく、陰氣の肅殺する道理なり、肅殺とは、草木の葉を落し實を結て、萬物をからし堅むる事なり、其道理を人にうけて義とするゆへに、裁制斷割して衣服などを裁はぐるやうに、道理を宜しくきり計る心有、たとへば刀にはがねの有如く、義は心のきれにて一毛も受まじきものはうけず、一言もいふまじき事はいはず、生べき時はいき、死すべき時は死し、すべてものを決斷して少しも其筋をちがへざるを、義といふべし

禮

天に在ては夏にあたりて亨となづく、陽氣の長養する道理なり、長養とは、萬物を長じそだてゝあざやかに盛なる事なり、其道理を人にうけて禮とする故に、恭敬辭讓とてうやまひつゝしみ、物を辭退し讓る心有、其著れたる所にていはゞ、衣冠正しく威儀亂さず、上を尊び下を慢らず、人を先として己を後にし、其外身に行所何事によらず、其ほどにあたりて少しも自由がましくさしこへたる振廻なく、又は疎略にして緩怠なる事なきを、禮といふべし

智

天に在ては冬にあたりて貞となづく、陽氣の閉藏する道理なり、閉藏とは、草木も根にかへり蟲けらも穴にこもり、すべて萬物をとぢをさむる事なり、其道理を人にうけて智とする故に、是非を分別する心有、人ごとに是非のあらましはしるといへ共、其心淺く騷がしく氣にたかぶり、其見付る所定る事ならざれば、冬の氣の地下に深く潜まりて春のきざしを待如く、常に靜なる内に根入て物を簡辨する心あれば、物にむかふ時におのづから是非を惑はざるを、智といふべし

信

天に在ては春時にあたりて定たる名目なし、土旺は世俗にいふ土用の事なり、されば四季ともに土用ある如く、仁義禮智の外に信の道理とてあるにはあらず、只禮義禮智、すべて眞實なる道理といふ事をしめして信となづく、たとへば水のひやゝかに火のあつきに僞なき如く、君につかへ父母につかふ

るより、其外身に行ひ人に交るに至る迄、其心眞實にして内に私を挾まず、外に飾をことゝせず、ひとへに道理の一筋を守りて始終變ぜざるを、信といふべし

右五常名義、所二奉レ旨選進一也、夫五常人心所レ具之性、天下之大本也、方其在レ中、雖二一源湛一、然不二波及一、其感レ物則脈理井然不レ紊、但擧世皆習而不レ察、行而不レ著、雖二武人俗吏一、開レ口輙說二仁義禮智一、而至レ於二名義之粗一、猶且概乎無レ聞焉、宜二其逆施倒行、而莫二之覺一也、今以二國字一疏二其義一、述爲二數語一、而揭二示之一、其或有レ察二於レ此矣乎、若幼學之徒、又以レ此代二習字之帖一、晨夕諳誦、手𢇞耳熟、庶幾開二發良心一、以助二養正之功一、又古人小學之意也

享保癸卯冬十二月既望　　臣室直清謹跋

五倫

父子有レ親

天下にあらゆる人の品を五に分て、五倫といひ、上に各其敎を附て、五敎とも云也、其内父母の子を生ずるは、天地の萬物を生ずる道理より出て、父子の倫を定る也、其敎をたてゝ父には慈といひ、子には孝といふ、尤父をいへば母も其内に在と知べし、然るに父母たるもの、子を愛すとならば必敎戒すべし、若目前の愛に溺れて子を不義に陷らしむるは、是禽犢の愛とて鳥獸の子を愛するにて、誠の愛にあらず、又子たる者も、衣食の養朝夕の勤はいふに不レ及、すべて身を愼事父母の志に背ざるや

うにすべし、然らざれば誠の孝にあらず、但其簡要をいふに、父子は同氣一體のものなれば、互に毛頭も隔なく、兎角に天性の親みを失ざるを本意とすべし、然る故に聖人父子の間においては、親みの一字を不易之法と定給ふ、所謂父子に親ありといふ一句は、永く父子の掟たるべし

君臣有ㇾ義

君臣上下の道は、天の上に位し地の下に位する道理より起れり、人に上下の分なければ、人道も立ざる故に、君臣の倫を定る也、扨其教を立て、君には仁といひ、臣には忠といふ、君の仁といふは、もとより人をあはれむ事なれども、一通りの慈悲のみと心得べからず、唯私なくして普く下を利益するをいふなり、又臣下の忠と云ふも、日夜勤勞するをのみ云に非ず、たゞ眞實を以て君に仕へて、都て奉公に表裏なきをいふ也、但其心簡要を云に、君臣は互に義を本意とすべし、義は道理の曲尺をいふなり、君も此曲尺を以臣を使べし、上の威勢にまかせて此曲尺を敗るべからず、臣も此曲尺を以て君につかふまつるべし、己が追從によつて此曲尺を枉べからず、然る故に聖人君臣の間においては、義の一字を不易の法と定め給ふ、所謂君臣に義ありといふ一句は、永く君臣の掟たるべし

夫婦有ㇾ別

天に陰陽あれば、人亦夫婦あり、陰陽和合して萬物を生育す、夫婦和合して子孫を生育す、天人一理と知べし、然るに陰陽は偶隨とて、陽は先達て陰を偶ひ、陰はおくれて陽にしたがふ、是又自然の理

なり、其理に依て夫婦の倫を定るなり、されば夫は剛正とて、強く正しき德を以て常に婦を偶ひ、假にも容色に迷ふ心有べからず、婦は貞靜とて、一筋に靜なる德を以常に夫に隨ひ、聊寵愛にほこる事有べからず、但其簡要をいはゞ、夫婦は和らぎ睦しき內に、男女の差別あるを本意とすべし、男は外を治、女は內を治め、男は內ざまの遊びを好まず、女は男向の事をいろはず、たゞ內外の差別みだりならざるをよしとす、然る故に聖人夫婦の間に於て、別の一字を不易の法と定給ふ、所謂夫婦に有ㇾ別といふ一句、永く夫婦の掟たるべし

長幼有ㇾ序

父母ありて子を生ずれば、先に生ずるを長とし、後に生ずるを幼とす、兄弟といふも同事成べし、もとより兄弟は、同じく父母の遺體を分て大切なる者なり、是によりて長幼の倫を立置て、兄は弟を愛し、弟は兄を敬ふを道とす、殊に父母死して後は、父母の形見とも見るべきは兄弟なり、常に影形の放ざる如く思ひかはして、互に疎略にすべからず、但其簡要をいはゞ、兄弟は天倫とて始て生たるより、天の定たる次第なれば、假にも此次第はみだるべからず、たとへば寵愛の子たりといへども、同腹の兄を差置て家督を傳べからず、又何程才智有弟にても、兄に先だつ事有べからず、此次第正しからずしては、一家の禍ともなるべし、然る故に聖人長幼の間において、序の一字を不易の法と定給ふ、所謂長幼に序ありと云一句は、永く長幼の掟たるべし

朋友有レ信

天下の人は同じく天地の氣を受て生ずれば、相友として交るべき道理なり、是によりて朋友の倫を立置て、仁をたすけ善を責るを朋友の道とす、己が行に私なき事なり、仁を輔るとは、己が修行に怠れば、朋友の相輔るによつて仁に進むをいふ、善を責とは、物を催促する如く互に善を勤勵ますをいふ、正しく直なる人、又は物しれる人に交るを益友とし、柔弱にして僞る人、又は輕薄なる人に交るを損友とす然れば益友を求め惡友を遠ざけ、幾度も禮儀正しく慇懃にして相交るべし、但其簡要をいはゞ、朋友は親疎ともに、物をいひかはし事を賴あふものなれば、第一真心にして相欺ざるを本意とすべし、然る故に聖人朋友の間においては、信の一字を不易の法と定給ふ、所謂朋友に有レ信と云一句は、永く朋友の掟たるべし

嚮者、恭承二明旨一、以二國字一疏二五常名義一、繼有二後命一、又令下疏二五倫名義一、如レ前撰進上、夫五倫、人生取レ行之道、天下之大經也、天生二烝民一、必有二五常之性一、則有二五倫之道一、聖人之敎亦修レ此而已、自下舜命二司徒一敷上五敎一、而後聖王迭起、建レ學立レ師以明レ之、降及二三季之後一、治敎日弛レ於レ上、人倫不レ明レ於レ下、風俗衰頽、職此之由、今斯解也、以考二於古一、則合二符聖賢之訓一、以施二於今一、則將二美齊盱之變一、觀者尚無下以二老耄之言一忽セ上之哉

享保癸卯冬十一月既望　臣　室直淸謹跋

上　呈

乍レ恐申上候、天下泰平久しく候に付、御先代より段々風俗華靡至極に罷成候ゆへ、只今に至候ては、上の御勝手より末々士民迄、一統困窮に及候事此等之儀と奉レ存候、ケ樣に候ては御静謐も如何と奉レ存候處、當上樣御出被レ遊、聲色の御好無レ之、御自身より倹素被レ遊、内外共に御榮耀すきと無レ之候、其段は古今に比類も無レ之御儀奉レ存候、ケ樣にさへ御座候はゞ、今十年も過候はゞ、天下段々豐饒に罷成、士民も安堵可レ仕候事無レ疑奉レ存候、其に付大切至極と申候は、御身御養生の一ッにて御座候、此處不慥に候ては、何事も皆空しく罷成儀に御座候、文昭院樣御時、乍レ恐此儀を無二御心許一奉レ存候得共、其の時分は私式一言申上候事不二罷成一候故、賤しき世話に申習候樣の下の力持とやらん申類に御座候、新井筑後守には度々寸志を申聞候得共、左樣の儀は上樣もよく御合點被レ遊候儀と申候て指置申候、其後無レ程薨御被レ遊候事勿論天命とは乍レ申、萬一御養生の筋も御違被レ遊候哉と奉レ存候得ば、爾今殘念至極に奉レ存候、凡養生の儀は、古今色々申置候得共、畢竟食色の二ッ養生の第一に御座候、飲食の養生惡く候得ば脾胃虚損し、色欲の養生惡敷候得ば腎水虚損仕候、其故長命に無レ之、多くは夭死仕候、此儀は誰も存たる儀に御座候へ共、年若成時分は血氣强く御座候故、たとひ食を過し又は房事を過し候ても、少も其害見へ不レ申候に付、多くは不養生に罷成申候、御當代の御儀

前々申上候通、聲色の御好すきと無レ之候故、其方の御養生は申上候もおろか成儀に奉レ存候、乍レ去未御年も御盛に被レ成二御座一、其上御雜席の間の儀は、外人見聞の及申處に無レ之候間、御自身被レ附二御心一彌御愼被レ遊候やうにと奉レ存候、扨次には御飲食の儀に御座候、是以御聰明の御儀に御座候間、中々御過し可レ被レ遊とは不レ奉レ存候、其上ながらあらき食を不レ被二召上一候樣に仕度候、但御酒をば常に御好み被レ遊候樣に承及申候、酒は至て濕熱の物に御座候、たとひ御過し不レ被レ遊候ても、常に不レ絶御脾胃に酒氣有レ之候ては胃熱を生じ、御病氣の根とも可レ被二罷成一かと奉レ存候、毎日つゞけて被二召上一候はゞ、又一日二日も不レ被二召上一時も有レ之樣に仕度奉レ存候、千萬乍レ恐御養生に被レ加二御心一、御長命に被レ成二御座一候御事、御先祖樣への御孝行不レ可レ過レ之、又は天下の大幸無二此上一御儀に奉レ存候、御勝手方御入用の儀、只今迄不吟味にて、過分の費ども多く有レ之候に付、此度御吟味被二仰付一、無用の金銀費不レ申、御入用減じ候樣に被レ遊候事、乍レ恐御尤至極に奉レ存候、元より事の手づかへ、人の難儀に及候にも御構不レ被レ遊、たゞ御入用減じ候樣に可レ被レ遊との思召にては無レ之候、其故奉行をも被二仰付一、諸役人の手前能々承合、僉議をも被レ遂候て、御減少可レ被レ成筋をば、御簡略可レ被レ成との儀に御座候、此思召を奉行役人共、能々合點仕可二申談一儀に御座候、若一概に御損得の僉議ばかり申募候て、諸役人手前より申出候儀をば、申立させぬ樣に仕候ては、思召には叶申間敷儀に奉レ存候、其上御爲にかゝはり候儀は、御前にさへ寸志を申上候儀に御座候、まして老中等に對しては、

御用の儀は再三詞をかへし候て、存寄をば可レ申筈の儀に御座候、然る處威勢のかさを以過言の返答などに及候事は、有まじく儀と奉レ存候、其時の樣子により其分に難レ仕と奉レ存候はゞ、不慮の儀も出來可レ仕候、其處を兼て用心仕候故、諸役人いづれも差扣側目閉口申體相聞へ申候、ヶ樣にては下情も通じ不レ申、甚不レ可レ然儀に奉レ存候、向後は御簡略の儀、又は其外の儀も大小によらず、老中諸役人互に幾度も料簡承合せ候て、其上にて相定候樣にと、乍レ恐上意をも被レ加候はゞ可レ然奉レ存候、此分にて募候はゞ、御爲不レ宜儀も出來可レ仕哉と奉レ存候に付、推參千萬ながら申上候、以上

二月　　　　　　室新助

御先祖樣へ御事被レ遊候品々

御先祖樣へ御追孝被レ遊候儀、只今迄被レ遊來候外にも、相加可レ然の品候はゞ可ニ申上一の旨被レ仰候に付、左の通御伺申候

一　御先代より御法事、并御忌日御參詣の時分、御自身御燒香被レ遊候迄にて追付還御被レ遊候、此通にては事體輕候樣奉レ存候、年忌と申儀は、勿論儒家にては無レ之事に御座候、佛家にも本說は無レ之事と承り申候、然共御先代より被レ遊來候儀に候得ば、其分に奉レ存候、兎角春秋夏冬四時の祭り、并に正御忌日には、急度御祭奠の御作法有レ之樣に仕度奉レ存候、唐にては四時の祭には、天子必御廟へ

御幸被レ成、音樂を奏し御膳を備へ申候、其間に初獻、亞獻、終獻とて三獻の禮有レ之候、三獻之禮畢て神主歸座の後御膳を撤し、其後還幸被レ成候事に御座候、只今も四時并に御正忌日は、此法に準じ御祭禮有レ之樣に仕度候

一 祭禮には必酒肉共に用申法に候得共、日本近代すきと佛者の法にまかせ候故、素食に仕酒をも用不レ申候、元來祭禮は先祖存生の時分、急度饗應致し馳走仕迄にて御座候、然ば酒肉無レ之候ては不レ叶儀に御座候、乍レ去只今上野增上寺にて御法事等被二執行一候得ば、魚肉は決して御用難レ被レ成候、酒は日本にて神前へも備申事に候間、三獻の禮は有レ之候ても苦しかるまじく樣に奉レ存候

一 只今より御祭奠被レ行候はゞ、御精進の御料理にても御膳御丁寧被二仰付一、御配膳の間音樂を奏させ候て、三獻の禮被レ行候樣に仕度奉レ存候

一 唐にては三獻の禮共に、天子御自身被レ獻と見え申候、若し其趣に準申候はゞ、御獻酒の時御給仕の者御左より進み、御位牌の前に御盃を引申候以後御立被レ遊、今一人御銚子を持御右より進申時、御銚子を御取被レ遊、右引申御盃に御酒御つぎ被レ遊、銚子をば右の者に御返し、御拜禮被レ遊候はゞ宜敷可レ有レ之と奉レ存候、但此作法はいかやうとも思召次第奉レ存候、兎角三獻共に御自身被レ獻候て、一獻〳〵に御拜禮被レ遊筈に御座候、唐にては一獻〳〵膳部も改申候得共、只今被二執行一候はゞ、一獻〳〵の間御吸物の樣なるものにて、改候ても苦かるまじく奉レ存候

一　三獻の後獻茶の禮有レ之候、是も御自身被レ獻筈に奉レ存候、御給仕の者持參仕候時、御位牌の前にて御取被レ遊、すぐに被レ献可レ然奉レ存候

一　御膳を撤し申す前に飲福の禮有レ之候、先祖へ備申酒を、位牌の前にて戴申事にて御座候、御當代も年始に紅葉山御宮へ備へ申御酒を、於二神前一御頂戴被レ遊候樣に承申候、其通に被レ遊可レ然奉レ存候

一　御自身に御配膳の儀は、天子諸侯ともに相見へ不レ申候、然れども禮は從レ厚と申候て、少も厚に過申程は不レ苦、其上御先祖樣への儀に御座候得ば、御自身に御居被レ成候ても可レ然御儀に奉レ存候、然ば御給仕の者御右より御膳持參仕候時、御位牌の前にて御取被レ遊、直に御居被レ遊可レ然奉レ存候、尤御持參被レ遊候には及申間敷儀に奉レ存候

是迄三獻の事先ヶ樣には申上候得共、上野、增上寺にて御法事等の節は、酒も只今急には御用難レ被レ遊儀にも奉レ存候、左候はゞ、末に申上候御膳と御茶と二ッを、御自身に被レ獻候外は有レ之間敷と奉レ存候、但紅葉山にては格別の事に御座候

右に申上候段々、時祭の禮にて御座候、忌祭禮も同事に御座候、忌祭には音樂並飲福の禮は除レ之申候、其子細は忌祭は哀悼の意有レ之故に御座候

一　此後時祭忌祭共に被レ行候はゞ、時祭をば紅葉山にて被レ遊可レ然奉レ存候、唐にて時祭をば大廟と申候て、元祖の廟中にて一所に神主を列ね祭り候故、天子御幸被レ成事被レ成申候、只今上野、增上寺

に分れ有レ之、且又上野の內にても御廟所々に有レ之候得ば、同日に一々御成被レ成候事は成不レ申候、紅葉山にて被ニ執行一候得ば、御同所に御代々の御位牌被レ成ニ御座一候故、御成被レ遊候て、御先祖樣へ何れも御馳走被レ遊候事罷成申候、忌祭は何れも御忌日違候故是は只今迄の通上野、增上寺へ御成被レ遊、御配膳獻酒等の禮御執行被レ遊可レ然奉レ存候

一　每月朔日、十五日、廿八日さては冬至、節句には、御宮初御廟〳〵へ御名代を以御上香可レ被レ遊儀奉レ存候、其時は御名代の者を御前へ被レ爲レ召、御香を御戴被レ遊、御直に被レ渡レ之可レ然奉レ存候、唐にて左樣の節は、天子も香を額にあてゝ使者に被レ渡の由相見へ申候、御戴被レ成候儀に御座候

一　齋戒の儀は、別冊覺書に委細申上候通に御座候

一　吉凶共に大事をば御廟へ被レ告レ之候事、又は新物を被レ薦候事、是又別冊に申上候通に御座候

但ヶ樣の節も御使を御前へ被レ爲レ召、御香御直に被レ渡レ之事前同事に御座候

右私存寄申候儀、乍レ恐御意に付申上候、以上

覺書

壬寅十二月廿六日は、東照宮御誕生之甲子月日に付、御祝可レ被レ遊哉、其尋に付申上候

漢土にて先祖の誕生日を祝申儀相見不レ申候、日本にても承及不レ申儀に御座候、但當時天子の御誕生日を祝申儀は、隋唐以來明朝に至迄、貴賤共に祝來候故、天子も其通に御座候

一　唐太宗貞觀二十年、冬十二月帝生日、罷ニ宴樂一、上謂、長孫無ニ忌日一、今日吾生日、世俗皆爲レ樂、在レ朕翻成ニ傷感一、今君臨ニ天下一、富有ニ四海一、而承ニ歡膝下一、永不レ可レ得、此子路所ニ以有ニ負米之恨一也、詩曰、哀々父母、生ニ我劬勞一之日、更爲ニ宴樂一乎、

太宗は十二月御誕生に候得共日は知不レ申候、太宗被レ仰候は世俗に己が誕生日を祝申儀に候得共、其かみ我誕生日に別て父母に劬勞を懸申日にて御座候、父母死去以後に其を存出候ては傷愁可レ仕事にて候、然處に却て祝可レ申儀にては無レ之由にて祝を御止被レ成候、子路親を養候時は自身に米を負候程の貧賤に御座候、後に親死去仕候て富貴に罷成候得共、昔の負米には劣り申候とて恨申儀に御座候

一　唐玄宗開元十七年、以ニ帝生日一爲ニ千秋節一、宴ニ百官於ニ華蕚樓下一、二十四年八月生日、群臣皆獻ニ寶鏡一、張九齡乃述ニ前世興廢之源一、爲ニ書五卷一謂ニ之千秋金鑑錄一、上レ之

玄宗は八月五日に御誕生日にて候、是に依て八月五日を祝ひて千秋は節也と名付られ候、秋は五行の內金氣に當り、八月は月の明なる時節に候故、其意を以て群臣より鏡を獻上仕候、張九齡ばかり千秋金鑑錄と言書を著し、古今治亂の理を述候て、鏡の代に是を献上仕候、代宗、德宗の時分に至候ては、諸國より御生日を祝する大分の献上有レ之、國家の費奢侈の沙汰罷成申候

右の外にも相見へ候へ共、何も同事に御座候、太宗のやめられ候へども、世俗流例に罷成候故、其後も君臣共に祝申儀と相見申候、今以一統にヶ様にて御座候、然共太宗被レ仰候通、程伊川も生日當

レ倍ニ悲痛一若具慶者可也」と被レ申候、自分の生日には父母の事を存出し、一倍悲痛可レ仕事にて御座候、祝可レ申儀にては無レ之候、若兩親存生にて候はゞ、苦かるまじきと申され候、具慶と申候は、父母共に存生の儀にて御座候

一　右之通貴賤共に自分の生れ日をば祝候得共、先祖の生日をばたとひ元祖にても、祝申儀沙汰曾て無レ之候、其故は世俗の祝と申候は、何も壽命を祝申儀に御座候、然れば先祖は最早死去の事にて候故、祝し可レ申樣無レ之候、若又儒者の法にて申候はゞ、自分の生日には父母を存出し、悲痛可レ仕儀にて候得共、祝可レ申樣無レ之候、然れば先祖の志も、存生の時分共通にて御座候、其志を段々承り候時は、子孫に至り候ても、先祖の生日を祝不レ申筈にても可レ有レ之儀と奉レ存候、此段古今の論は相見不レ申候へども、愚意にはケ樣に奉レ存候

一　右之通に御座候得共、權現樣御生日の儀は、毎年は御沙汰に不レ及候得共、當年當月の儀は甲子月日めぐり合申儀に御座候、是は六十年に一度の儀に御座候處に、其分にて被ニ差置一候事は難レ被レ遊儀に御座候、御祝と申候は、古來世俗壽命の祝にて無レ之候、唯御創業の功を御崇敬被レ遊、御當家御長久の御祝にて御座候、此祝の意味は明の太祖被ニ定置一候節、行事例と申す書の內にて考當り申儀有レ之候、則左に申上候通に御座候

一　明の太宗の時分、太祖の誕生日をば天壽聖節と申、太子の誕生日をば千秋節と申候、其時分群臣

より上表いたし候て奉レ祝候、其文言の格は

某布政司某官臣某等荷ニ

國厚恩一、叨享ニ祿位一、皆頼ニ

天生ニ我

君一、保レ民致レ治、今茲

聖節、

聖壽徧增、臣某等下情、無レ任ニ欣躍感戴之至一、

右是も勿論群臣より、天子の御壽命を祝申事にて御座候得共、此祝の意尤至極奉レ存候、右祝申本意、某等ヶ樣に御恩をうけ永く祿位を保候事は、天より我君を生ぜられ創業成候故、天下泰平に罷成、國民も安堵仕故にて候、是御恩を感戴仕候餘に、御生日を祝奉杯の儀に御座候、唯今權現樣を生ぜられ御創業被レ遊、ヶ樣に百年餘り太平相續候故、其御遺德によりて上にも御位を御保被レ遊、下も安穩に罷在候、是皆權現樣の御厚恩にて御座候、然ば上御一人より下萬民に至迄、御誕生日には彌御當家御長久を可レ奉レ祝儀奉レ存候、殊に當年の儀は格別の儀に御座候得ば、尤御祝可レ被レ遊事に奉レ存候、當御代に至候て、御誕生の甲子に御當り被レ成候事、誠以目出度御儀奉レ存候

十二月十九日　　室新助

子孫たる者先祖へ事申候定法之覺

一　祠堂

天子諸侯は廟と申候、大夫以下皆祠堂にて御座候、居宅の內に別に作り置申候、天子は六代を御祭被レ成候、諸侯以下は高祖以下四代を祭申候

一　神主

位牌の儀にて御座候、祠堂を四かこひに仕り、四代の神主を一代づつ櫝中に入候て藏置申候、櫝は只今世俗に用申候厨子の樣なるものに御座候

一　時祭

春夏秋冬四時の祭にて御座候、時祭は仲月を用申候、春は二月、夏は五月、秋は八月、冬は十一月にて御座候、日は古はとび申候得共、近代は二至二分を用申候、二至は十一月冬至、五月夏至、二分は二月春分、八月秋分にて御座候、勿論酒肉にて祭り申候

一　忌祭

正忌日の祭にて御座候、是以酒肉にて祭申候

一　齋戒

古は祭祀の前七日齋戒仕候得共後世は時祭は前三日、忌祭は前一日齋戒仕候、齋戒の内は必酒を禁じ、五辛を不レ食女色を近付不レ申音曲を承不レ申候、尤沐浴して改二衣服寢處一省レ事心を靜にして罷在候

一　上　香

勿論盥洗して上香仕候、盥洗はうがひ手水を仕候儀を申候、上香は則燒香の事にて御座候

一　酹　酒

是は酒を地にそゝぎ申事に御座候、上香の次に必酒をそゝぎ候て、此二ッにて先祖の氣を申降候、總じて祭祀は陰陽の氣を迎申候故、香を燒て陽氣を動し、酒をそゝぎて陰氣を動し申候、酒は五穀の精粹にて氣盛に候故、是にて陰氣を迎へ申候、茅沙盤と申候て、茅を沙に植候て盤に盛申候、其上へ酒をそゝぎ申候、香爐と茅沙盤は常に位牌の前に差置申候

一　進　饌

是は食膳を進め申儀に御座候、自身と配膳仕候

一　三　獻

是は酒を進め申儀に御座候、祭祀は必三獻にて御座候、勿論自身獻申候、一獻ごとに拜禮有レ之候

一　獻　茶

是は三獻の後に獻申候

一　飲福

是は祭祀の終に先祖へ備申酒を、神主の前にて戴申儀にて御座候

一　正至朔望

元日、冬至、每月朔日、十五日には必菓子並酒茶を献申候、此節も上香酹酒拜禮仕候

一　忌日

正忌日は祭り濟候て以後も、不ㇾ得ㇾ已の外は他出不ㇾ仕、終日愼て罷在候

一　薦新

是は初物をすゝめ申儀に御座候、先祖へすゝめ不ㇾ申內は、自分に不ㇾ被ㇾ下候

一　有事則告

吉凶ともに常に替り申事有ㇾ之候へば、必先祖へ告申候、勿論上香酹酒拜禮仕候

一　生子見廟

誕生の後一月過候て、抱持して廟に至り、先祖へ謁見せしめ、拜禮右の通御座候、以上

三　月　　室　新　助

諸大名參覲交替之儀に付申上候覺書　附京、大坂、駿河御城在番交替の事

一　諸大名參覲の儀、虞夏の制は歲朝と有レ之候間、三代以前每年參覲仕候と相見申候、周に至候て比年に一度小聘、三歲に一度大聘、五歲に一度朝すと有レ之候、比年は每年の事にて御座候、每年一度大夫を使として獻上、天子の御機嫌を伺候を小聘と申候、三年に一度卿を使として、右の趣に仕候を大聘と申候、其上にて五年に一度諸侯自身に朝覲仕候故、五年に一朝と有レ之候、夫に四方の諸侯一方づつ、年を逐て來朝仕と見申候、其上天子へ御目見仕候て、燕享相濟候へば、追付御暇被レ下歸國仕候、王都に逗留仕事は無レ之候、漢に至り候て諸侯至て少く候故、何も每歲年始に朝覲仕、元旦の禮を相勤申候、（漢初は十月を年始に仕候、其後武帝以來は唯今の通、寅の正月を年始に仕候）然れ共逗留の間不レ過二二十日一と有レ之候、梁孝王天子の御連枝にて、半年被レ致二逗留一候をめづらしき樣に申候、晋に至候て四方の諸侯を、每年かはる〴〵朝覲いたさせ、三年一度づつ當り申候樣に仕事も有レ之候、唐に至候て諸侯郡守等、每歲元日冬至二度に參覲仕候、是以天子へ御目見相濟以後、各其領地へ罷歸申候

一　日本にても王代の時分、諸國の國司折節參內仕迄にて、京都へ每年交替仕儀は承及不レ申候、鎌倉の時分、和田、畠山、三浦、佐々木など舊功譜代の家は、何れも大方鎌倉に罷在、折節領地へ罷越候と相見申候得共、其外遠國外樣の大名は何れも在國仕候、每歲鎌倉へ參覲仕候事は無レ之候、京都公方の時も細川畠山の類は常々在京仕候、其外の大名も京都へ參覲は相勤申候得共、是以隔年に交替仕候儀は無二御座一候

一　江戸中四方より大勢人馬無レ限入こみ罷在候故、諸物拂底に罷成申候、古人も申如く「炊レ玉爨レ桂」と有レ之て、米は玉の價いたし、薪は桂の價いたし候故、一統に困窮にも及申候、然れば畢竟衰微の本に罷成申候、其上ヶ樣に大勢入込候ては、別て風俗も次第に惡敷罷成申候、是に依て諸大名參覲の格只今迄の通にては、日本國の大名常に半分づつ在江戸仕候、諸大名も大分の費用かゝり、反て江戸困窮に罷成申候間、周世の格に準候て、何とぞ參覲の格改り候樣仕度ものに候由先年老人共爲二申聞一候故、尤成儀に存候て罷在候得共、其改樣までは存寄も無レ之候處に、先日被二仰出一候通四番に仕、半年づつ在江戸、一ヶ年半在國に相定候得共、在江戸の大名半は減申候、是は乍レ憚御尤なる御つもりと奉レ存候、左樣に罷成候はゞ、江戸中格別人少物靜に罷成、風俗もしまり候て、火災も稀に可二罷成一と奉レ存候

一　右之通に兼ては料簡仕罷在候得共、此度此儀被二仰出一候に付、乍レ憚天下の御爲にはまり候て、再三思案仕見申候處、此格は御改被レ遊がたき事に奉レ存候、古來軍法に形勢と申儀有レ之候、孫子十三篇の內、軍形兵勢の二篇を簡要に仕事に御座候、軍法に不レ限天下を治申も、總てなりにはめ申と、いきほひにのせ申との二ッにて御座候、堂々の陣正々の旗なとと申候て、軍の形相を急度嚴重にいたし候て、かさにて敵の屈伏いたし候は軍形にて御座候、下坂の車、順風の舟の如く勢を付候て、其勢にて士卒自由に罷成候は兵勢にて御座候、京都公方の中比より諸大名氣隨に罷成、京都へ參覲不レ仕、

銘々の領地に引込罷在候故、公方の威勢段々弱く罷成候、慶長以後御當家の御威勢、別て盛に罷成候故、天下の大名先を爭候て、江戸へ參覲相勤申候、此時若末の御考も御座候はゞ、參覲の格今少御定被レ成樣も可レ有レ之候處、御威勢盛りなるに化せられ、諸大名隔年に江戸へ參覲仕、一年づつ在府候樣に大格を御定被レ遊候、諸大名何れも其格にはまり候て、今以少も無レ滯交替正しく相勤申候、其上妻子等江戸へ罷在候故、何も江戸安住の心に罷成、參覲をいさゝか難儀にも不レ奉レ存候、是以併御威光の驗、安危の本天下の形勢にて御座候、然る處に只今參覲の格に改り候はゞ、天下の形相俄に輕く罷成候、諸大名も在江戸を當分の樣に意得候て、在國の處を重く可レ存候、左候はゞ諸國より江戸を奉レ仰候いきほひも段々ぬけ候て、行く〳〵天下の弱みにも可二罷成一候、然ば是も外の事と違候て、天下の御爲大切の儀に奉レ存候、但御先格に可レ被レ從候、少も御いろひ不レ被レ遊候儀に奉レ存候得共、其由又時節も可レ有レ之儀に奉レ存候、私式ヶ樣の儀申上候は、近頃過分の儀に奉レ存候得共、幾度も料簡申上候樣先日御直にも上意に御座候故、先申上見申候

一　諸大名參覲の格を改度ど申儀も江戸を人少に仕度との儀に御座候、自レ古泰平年久く罷成候へば次第に人多く罷成候、唯人少に又は事少に罷成候樣に仕候事簡要と奉レ存候、諸大名大身小身共に參覲の節國元より召連れ候人數、只今よりは三分一も減候樣被二仰付一可レ然奉レ存候、勿論道中並江戸廻召連候人數も格別減候樣に仕度候、諸大名も參覲の節人少に召連候事自身の勝手にも宜敷儀に御座候

一　漢以來□□考申候處に、勿論繁昌の事にて御座候得共、群臣の住宅不レ殘城下に有レ之にては無レ之、帝城を取廻し或は二三里、或は四五里（何れも日本の道のりにて申上候）山野隔り候て方々に分散いたし住居仕候、群臣住居仕候得ば、妻子童僕等不レ及レ申、其外商賣なども其に付てすぎはい有レ之候故、都へ諸國より集り申者共、五里七里の外へはぶき申道理に御座候、只今江戸の繁昌、日本にては古今に無レ之事に御座候、然る處御城下に一同入込罷在候故、是程廣大なる武藏野に候得共、尺寸の地も殘り不レ申人家に罷成候、其に遊民惡黨共其間に紛れ居申候故、中々仕置も難レ仕□□科人絶不レ申候、是に依て奉レ存候は、寄合組小普請其外無益の者共は、江戸廻り五里三里、外八王子、葛西、戸塚、板橋邊に百人貳百人程宛住居仕候樣に罷成候はゞ、末々商人の類も其に付て集り可レ申候間、御城下自然と人少に罷成可レ申候、第一諸士勝手の爲にも宜敷、江戸の風俗も改、又は火事の沙汰も靜り可レ申と奉レ存候

京、大坂、駿河在番之儀に付相考申上候書付

一　御先代より段々新知御加增等大分被二仰付一、其上御代々出申金銀も無二際限一儀に候故、只今府庫虛耗、御入用不足仕儀に御座候、漢文帝隋文帝の時は、上に驕奢無レ之候故、追年天下豐饒に罷成候事、前後に無二比類一候由申傳候、御當代御節儉右二帝にも御負不レ被レ遊儀に候間、後には御財用も足可レ申候、但大破の跡へ御出合被レ遊候て、殊の外御難儀に奉レ存候、此上ながら彌無益の費無レ之樣、

諸役人心を付候樣仕度奉レ存候、其に付京、大坂、駿河在番の面々、先規より毎歳交替被ニ仰付一候、在番の內は他國に相詰候故、一倍の御加增御座候、是等も大分の御費と奉レ存候、向後は在番の者共相極、何も彼の地へ引越候て御番相勤候樣仕度ものに奉レ存候、幸小普請組の者共大分罷在候、是等を番人に被ニ仰付一候はゞ可レ然奉レ存候、其內病氣又は老人にて、御番勤がたき者共有レ之候はゞ、其子を代番仕らせ候樣被ニ仰付一候はゞ、何れも安堵仕忝儀にも可レ被レ存候

一　右三ヶ所在番の者共引越申時分、一統引料可レ被レ下候得共、年々一倍の御加增に合せ候ては纔の儀に御座候、勿論只今迄の通番頭組頭なども被レ定、其人柄勤方善惡共に常に吟味仕、江戶へ言上仕候樣に被ニ仰付一、人物宜者をば江戶へ被ニ召返一候て役替等被ニ仰付一、又番人の內不屆者候はゞ御改役等被ニ仰付一、其外相果申候歟、又は病氣にて缺人有レ之候はゞ、追々江戶より代りを被ニ仰付一候樣に被レ遊候はゞ、諸番人も江戶同事に心得候て御奉公相勵可レ申候、此外別て存付申候儀無レ之候、以上

六月五日　　室　新　助

獻可錄卷之上終

獻可錄卷之中

封建郡縣之事 并秦漢以後諸侯封建之事御尋に付、相考候趣申上候

一 諸侯封建の儀、夏の禹王の時玉帛を執て、塗山と申所へ朝會仕候諸侯萬國有レ之候、然處に殷湯王の時に至候て三千餘國に罷成候、大國段々小國を取て一ツに仕候故に御座候 周の武王の時に至りて千八百國に罷成候由申傳候へ共、員數の儀は不レ慥儀御座候、兎角周の前代より相殘候諸侯も有レ之候上に、又一家には周公康叔をはじめ、大切の臣には太公召公を始め何れも大國に封じ、すべて諸侯を公侯伯子男の五等に定置、三年に一度參勤仕候て、其子孫代々相續仕候、其後は異姓に諸侯と成候家は相見不レ申候得共、天子の御子成長次第に、段々國に封ぜられ候、去ども平王以後に至候ては、王威衰候て天下の地天子のまゝに不二罷成一候故、王子を封ぜらるゝ地無レ之候に付、王子皆畿内の地を少し宛賜候て居被レ申候、然處に周の季に罷成、右の諸侯大方大國に被レ滅候て、秦、楚、燕、齊、韓、魏、趙の七國計に罷成候、其故周滅候以後は天下七ッに分れ申候處、秦の始皇終に六國を滅候て天下を一統仕候、其後はもはや諸侯を立不レ申、天下を三十六郡に仕り、都より郡守只今郡代の類縣令只今代官の類を置て治め申候、是より封建の法絶候て天下の地不レ殘公料に罷成候、是を古來郡縣の治と申候、郡代を以て治め申儀にて御座候

一 諸侯王

秦漢以後天下郡縣に罷成候得共、皇子をば代々封建して諸侯に被レ致候、此時天子は皇帝と稱し申候故、皇子へは王號を許され候、是を諸侯王と申候、漢の始に韓信英布など齊王淮南王と稱し、異姓にも王號有レ之候得共、無レ程謀叛にて滅び申候に付、其後は王子又は天子の御兄弟に限り申儀に罷成、歴代皆其通に御座候、尤子孫相續仕候て、天子へ朝覲の禮を相勤申候、去共諸侯王と申計にて領地段段少分に罷成候、後漢の明帝の皇子などは唯一縣の地に封ぜられ候へば、明德皇后（明帝の后）餘り少分成儀と御申候得ば、我子は先帝の子と同事にはならざると被レ仰候事、後漢書に見へ申候、其上前漢の景帝以後は、諸侯王いづれも其國の土地人民等天子の支配に被レ成、王はたゞ租入を領し申迄に御座候、（租入は其地より收申候米穀の事にて御座候）それも天子より其國に官僚軍兵等を被レ置候間、王の藏入は三分にして食レ一、又は五分にして食レ一などと申法有レ之、三分一五分一にて御座候、其內遙封とて領地は脇に有レ之も御座候、畢竟四方大切の地に國を建候て、其首領に親王を居置、天下を鎮め申爲めに仕候事と見へ申候、其體大略只今京、大坂、駿河御城代などの樣に御座候、然處唐に至候て中比より以後は、虛封と申候て鄂王潁王などと國名計にて領地は無レ之候、それ故京に邸宅を構へられ、家來衣服の費までを天子より被二仰付一候、是を皇子不出閤と申候て、唐の王子は領國へ參らるゝと申儀無レ之、一生宮殿の內にてくらされ候、去とも唐までは虛封ながらも、其封號爵位をば代々相續仕候處に、宋朝に至候ては、太祖の子德昭、德芳などと申候を諸侯に不レ被レ封候て、防禦使と申官を被レ授候、防禦使相當は從五位下にて

卑職にて御座候、其以後諸侯に被ㇾ封候ても、一代切にて相續と申儀無ㇾ之候、其子は嫡庶共に父存生の內、別に被二召出一役儀を相勤申候、舊功有ㇾ之候へば新規に諸侯に封ぜらるゝも有ㇾ之候、又一生諸侯に不ㇾ被ㇾ封も有ㇾ之候、それをば宗室と申候て、同列よりは少し品よき迄にて御座候、明朝には皇子は代々諸侯王に被ㇾ封、何れも領地有ㇾ之子孫相續仕候、去共土地人民等は布政司（明朝は十三布政司と申候て、天下に十三ヶ所政所を置申候、日本鎌倉の時分、筑紫中國の探題の樣なるものに御座候）より支配仕候、大略漢の通りにて御座候

一　列侯

秦漢以後群臣の內功勞ある者をば、平陽侯、汝陰侯などと郡縣の地を以封じ申候、其內恩澤侯と申候て、功勞は無ㇾ之候へども天子の御外戚に因て封ぜられ候も有ㇾ之候得共、都て是が諸侯王の下へ付申候て列侯と申候、常に在京いたし、折節御暇被ㇾ下領地へ罷越申候、其內高官を兼ね候文武の重職に任じ申も有ㇾ之候、但し前漢景帝以後土地人民は公儀の支配にて、唯其租稅ばかりを所務仕候、去共子孫に至迄領地相續仕候處、唐以後は虛封にて名計に御座候、譬ば狄人傑を梁公と申、張說を燕公と申候得共領地は無ㇾ之、御府より錢穀絹帛等をとり申迄に御座候、且又封號爵位も功勞有ㇾ之候へば、新規に別の封爵を受候儀は格別に御座候、宋、元、明朝何れも共通に御座候

一　關內侯

是秦漢の時分に有ㇾ之候儀に御座候、秦漢は何れも長安に都を建申候、長安は函谷關の內にて御座候、

依レ之其時分爵位ばかりは諸侯に成候得共領地は無レ之、唯廩米を取候て其儘長安に罷在候を關内侯と申候、唐宋以後の諸侯は右に申上候通、何れも領地無レ之候得ども、關内侯同事に御座候

一　藩鎭

唐朝中頃より藩鎭と申儀有レ之候、其起りは唐の始諸方に要害の地に常に軍兵を聚、武士を差置て其方角を警固仕候、然處に安祿山史思明が亂より天下分崩離折仕候付、天子の下知も諸國迄達し不レ申候、其故右諸方に被ニ指置ー候武士徒黨一味いたし候て、大將を取立其所の守護を殺し、其邊の地を押領仕、或二三州、或七八州十餘州を領し申者も有レ之候、勿論參覲も不レ仕居ながら天子の官爵を請申候、天子も聊樂に御いろひ被レ成候て難レ成候故、すぐに其所の節度使に被ニ仰付ー、子孫代々相續して其地を領し申候、殊外勢盛にして强大なるものに御座候、周の時の諸侯の如く王室の藩屏となり候て、一方を鎭め申意にて藩鎭と稱し申候得共、是故に唐滅び申候、是等は諸侯に似申者にて候得共、各別の儀に御座候、右の趣意を以相考へ候處、周の時諸侯多くは大國にて御座候、其子細は、夏殷の代より大國を領し來候諸侯數多有レ之候て、武王紂を征伐の時に味方に參り候故、武王の天下に罷成候ても、其まゝ不レ被ニ建置ー候ては不ニ罷成ー候、既に同姓並譜代の家をも、それに釣合申候樣に不ニ罷成ー候ては長久の謀にあらず候に付、兄弟王子並譜代舊功の臣を同じく大國に封ぜられ、異姓の諸侯のてあてに罷成候、是に因て天下は過半諸侯の領地に罷成候故、周の時は天子の領地は畿內の邊ばかりに

て御座候、其の故王子何れも畿内にて封を請申し候、秦に至り候て諸侯を不㆑殘滅申候故、漢より以後は天下尺地も不㆑殘悉く天子のものに罷成候、其の上前代より傳へ候大國無㆑之、新しく一縣二縣の地を以封ぜられ候故、兩漢の時分（兩漢は前漢後漢なり）皇子功臣等段々無㆑限封ぜられ候得共、天子の領地は常に餘計有㆑之候、其の上天下の事兼て積り候てはまいらぬものと奉㆑存候、譬は天下に日々生れ候人ばかりを以て積り候へば、後には衣食も有まじき樣に被㆑存候得共、又生れ申す程は死申人有㆑之候故、いつも同し事に御座候、史記漢書等の表を考候處に、或は無㆑嗣或は有罪に付て、段々滅申候國も不㆑絶有㆑之候故、畢竟は入合候儀と相見申候、然れ共後世は周の時とは違候て、天下の軍用繁多に罷成候故、諸侯の領地彌少分に罷成、其の上土地人民共に天子の仕置に候得共、諸侯の國も代官治めと申す者に御座候、若周時の如く大國の諸侯有㆑之候はゞ、ヶ樣に天下を自由に被㆑成候事も成り申す間敷候間、周の時封建の如く國主をたてゝ治め候は、天子の御爲には惡敷候と申論有㆑之候得共、諸侯は天下の藩屏と申候て、四方の垣の如く王室の守護にて御座候、因㆑茲周室は三十七代九百年の祚をたもち申候、秦漢以後は天下の地不㆑殘天子のまゝにて、一旦は王威盛なる樣に御座候得共、此方に鎭石に成り申す大家無㆑之候ゆへ、後には方々一揆蜂起仕候て亂に及申候、其ゆへ相續三百年に至候は無㆑之、中々周室の長久には及不㆑申候、日本にても昔の國司代々其地を領し、周の諸侯に似申ものに御座候、其故王代は諸國靜謐に候處に、武家に罷成候て諸國に守護地頭など出來、代官の治めに罷成候故、動もすれ

ば騷動出來申候、鎌倉、足利纔二百歲相續仕候得共、其內一日も太平なる儀無二御座一候、權現樣御創業の節、御明智を以て此處を御考被ㇾ遊、諸國に諸侯を御建、御家門方へも大國を被ㇾ遣候事周室と同事にて御座候、諸侯何れも御當家と同じく代々相續仕候事、無ㇾ限御仁德と申、且は御長久の御謀にて御座候以上、

四月　　　　　室　新助

周時世祿幷周以後群臣穀祿之樣子御尋に付相考候趣且又料簡の通申上候

一　周時仕候者世祿と申候儀、先爵位官職之二ッを以て僉議不ㇾ仕候ては相濟不ㇾ申儀に奉ㇾ存候、爵位は卿（上卿下卿の二等有ㇾ之候）大夫（上大夫中大夫下大夫の三等有ㇾ之候）士、（上士中士下士三等有ㇾ之候）如ㇾ此上下の爵位を立候て、其爵位により候て秩祿を定申候、（秩は次第の意にて御座候）其內大夫以上は定りたる采地（領地の事にて御座候）有ㇾ之候、上士以下はたゞ士田を賜と有ㇾ之候得ば、公田（公料の事にて御座候）の內を以て何方にて成共其高何ほどゝ田地を賜り候、勿論爵位の高下に依て、采地並秩祿の高下有ㇾ之事に御座候、是は群臣の常祿にて、世祿と申は此祿の事にて御座候、さて上卿より士迄官職の次第を定申候、其に付右秩祿の外に田祿の品數多御座候、一ッには士田、（一名は圭田とも申候、後世職田の類にて御座候）是は六卿（冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空何れも執政の官にて御座候）以下士に至候迄、其料によりて官職を被ㇾ命候に付、官職の高下又は其職務の繁簡によりて俸祿を被ㇾ下候、只今の役料と申者此類なるべく奉ㇾ存候、二ッには

賞田、是は其職をよく勤申に付その功勞を賞し被ㇾ下候、只今の加增知と申類にて御座候、三ッには宅田、是は致仕の人に被ㇾ下候、只今の隱居料と申類にて御座候、四ッには官田、是は庶人の內或は材藝により、或は仔細有ㇾ之新座に被二召出一、百官の列にては無ㇾ之候へども官職を勤申者に被ㇾ下候、五ッには稍食、是は諸職人の類役所に居申者に被ㇾ下候、每月被ㇾ下候故月俸と申候、只今の扶持方にて御座候、此外にも色々有ㇾ之候へ共、殘りは不ㇾ及二申上一候

一　右の趣にて御座候得ば、秩祿は爵位に付申祿、士田、賞田は官職に付申祿にて御座候、然れば世祿と申候は右爵位に付申祿にて御座候、士田、賞田等をも世々に仕ると申儀にては無ㇾ之候、左候へば大夫死して其嫡子其まゝ大夫に候へば、大夫の祿を世に仕候、然共父の爵位を代々繼申事は、其家により可ㇾ申儀に御座候、然れば父大夫にても其子は上士の列に成候家も多可ㇾ有ㇾ之候、其時は二代目は上士の祿を取申等に御座候、又其身一代の內にても上士たる人立身して大夫に成候得ば、大夫の祿を世に仕候、若又爵位を貶されて上士に成候得ば、上士の祿を世に仕候、兎角爵位次第たるべく候、勿論賞田等は官職に付申者に御座候故、其官職を勤不ㇾ申候へば公儀へ上り申候、去共父祖の賢德又は功勞人に勝れ候故、其を感賞あるに依て格外に被二仰付一候事は非二此限一候

一　禮記王制の趣を考候處に、天子賢德の人を御取立被ㇾ成候時は、其德により諸侯までにも被ㇾ成候得共、爵位を無にする事は無ㇾ之候、若功勞あれば譜代と同じく相續被二仰付一儀も有ㇾ之候由に御座候、

是は其人の材徳を御賞美に付御取立被ㇾ成儀候得共、子孫迄には及不ㇾ申筈に御座候、其子孫は何とか御あてがひ可ㇾ有ㇾ之候得共、其段は見へ不ㇾ申候

一　秦漢より以後は周の爵祿の制すきと敗れ申候、たゞ六尙書（吏部書、戸部書、禮部書、兵部書、刑部書、工部書周の六卿と名は替り申候へ共、職は同事に御座候）以下末々の官迄、其官職に依て俸祿を賜り候、其內勳功の臣は領知有ㇾ之、代々相續仕者も有ㇾ之候得共、其外諸官は公料の內にて一代切に被㆓下置㆒候、尤一代の內にても其官祿被㆓召上㆒候歟、又は辭退仕候得ば、是又無祿に罷成候、唐宋に至候ては勳功の臣といへども同じく一代に罷成候、其身は何公何侯などゝ稱し候得共、子孫に至候ては無官・無祿に罷成候、但其子別に奉公仕候て官職に任じ候へば、其官職に付申祿を取申候、是にて各別にて御座候、且又日比功勞有ㇾ之候て、たとひ其官を辭候ても、其祿を其まゝ賜候は此限りにあらず候、韓退之楊少尹を送り申候序に、楊巨源と申者致仕いたし候へ共、少尹の官に付申祿を其まゝ賜り候事を、其人の規模に申置候間、先は珍敷事に相見へ申候、然ば秦漢以後は群臣世祿と申事は絕申候、唐は大國にて日本十五六程も可ㇾ有ㇾ之候と申儀に御座候、其土地に合候ては人民並金銀少く御座候故、田宅など殊の外下直に御座候、因ㇾ茲大夫たる者官祿を離れ候得ば、餘祿を以田宅を求めて、それにて渡世仕候儀に御座候、去共生付潔白なる者は、左樣の儲をも不ㇾ仕候故、無祿に罷成候ては、殊外難儀に及候と聞へ申候、依ㇾ之周時世祿の法を、別て聖人の仁政を申儀に御座候、御當家の儀權現樣以來、御家人皆世祿に被㆓仰付㆒候事、誠に古聖人の御意に

も御叶被レ遊候て、御仁政一統に難レ有御事に御座候、然共御創業の時分に候故、其時分の執政の者、周のときの爵祿の考も無レ之、且又世の儒者などを初め古今を引候て、唯結構なる儀と奉レ稱候計に御座候、勿論結構なる事には候得共、其內斟酌無レ之候ては永く難ニ執行一事に御座候、其子細は、昔より年號の文字には、好字とて目出度文字を用申儀に御座候、好字は限有レ之、年代は限なく候間、後々には好字盡可レ申候、古人の論有レ之候、是程多き文字さへ左樣に申置候、況や穀祿は土地より生じ申物にて、土地は限りある物に候得ば、何の斟酌も無レ之、唯祿を世々に仕候て、後々には祿盡申道理に御座候、勿論其間に身上滅申者も有レ之候間、畢竟入合も仕申にても可レ有レ之候得共、人君は天下の賢才を新に御取立の儀も有レ之、又は有功の臣には御恩賞も行はれ候、其上天下の御遣用等捨置れ難き儀も數多有レ之候處に、不才不德の人父祖の蔭にて大分の祿をついやし、其故御軍用御恩賞等却て御不自由成事は有間敷儀と奉レ存候、しかれども御先代より爵祿の御定法も無レ之、御家人代々領し來候故、只今家祿を被レ致候儀は不ニ罷成一儀に御座候、因レ茲周時爵祿の法に本づき候て、料簡仕見申候處に、國主城主等の儀は周時の諸侯に准じ可レ申候間、是は相續勿論の儀に奉レ存候、但城主などの內大臣の職を被ニ仰付一、官祿不足にて加官增知有レ之候はゞ、其職を相勤申候內意にて、其職を去候ては官はいか樣とも、其增知はあがり可レ申儀奉レ存候、周時鄭の武公周の卿士（周時諸侯の內より、王室の政を掌とる人を卿士と申候）に成申候、後漢の時東平公王驃騎將軍に拜せられ申候、是等は諸侯にて文武の官を兼申候得共、京官の祿

は其職を勤め申內意と拜見申候、扨其外諸大夫並布衣の面々、萬石以下を限り知行高によりて位階を定め可ㇾ然奉ㇾ存候、譬ば何千石以上は第一、何千石以下は第二と申樣に、五六段ばかりも階級を定候て、其役儀の高下を定め、第一の相當は何の頭何の役、第二の相當は何の頭何の役と定め可ㇾ然奉ㇾ存候、是は周時爵位に因て相當の官職を定め申迄にて御座候、又周の仕田の格に因て、其役に隨て役料可ㇾ有ㇾ之候、其人若し德有ㇾ之、其祿の相當より一等二等越候て昇進仕候者も可ㇾ有ㇾ之候、其時は役儀より知行輕く候はゞ、役料の外に加增知可ㇾ有ㇾ之候、是又其勤方拔群の者には、周の賞田の格にて是又加增地可ㇾ有ㇾ之候、さて其人相果申候歟、又は役儀辭退の時は、役料は不ㇾ及ㇾ申加增地共に公儀に上候、一統に父祖相傳の祿に罷成可ㇾ然奉ㇾ存候、是則周の時秩祿を世々に仕までにて御座候、但其人の功勞によりて、格別の御恩を以加增知其まゝ被ㇾ下候者も可ㇾ有ㇾ之候、又罪科に付本知を被ㇾ減候者も可ㇾ有ㇾ之候、是等は此限りにあらず候

一　新規に御奉公仕候者は、右王制に出申候通一代切にて祿を世々に仕ざる筈に御座候、但功勞有ㇾ之候得ば、相續を許させられ候由拜見申候、是は格別に奉ㇾ存候、其外技藝等によりて當分公用相勤申候者は、周禮の官田稍食の格にて、是又其身ばかりの切米にても、扶持にても被㆓下置㆒可ㇾ然奉ㇾ存候、其に付常憲院樣以來新座に被㆓召出㆒候者共、只今數多有ㇾ之候、此內に小身成者は實子無ㇾ之候得ば、跡を御立不ㇾ被ㇾ成候樣相聞申候、是又如何可ㇾ有㆓御座㆒候哉、只今被㆓召出㆒候者は一代切に被㆓仰付㆒

候得共、此者共は御前代より被二召出一候故、一等御用捨にて實子には相續被二仰付一と申にて、道理詰申儀には奉レ存候得共、御前代より御譜代の御家人、並に被二召出一其身も其意得にて安堵仕罷在候處に、只今御代に罷成、不二存寄一此もの共ばかり養子は不レ被二仰付一と有レ之候故、殊の外行當難儀に奉レ存體に御座候、一兩年以來此者共の内に、相果申候はゞ實子無レ之跡絶申者既に相見申候、其者妻子の難儀は勿論に御座候、只今此並に御奉公仕罷在候者も、實子無レ之者は安堵不レ仕候、尤其身は覺悟仕罷在候得共、妻子などは覺悟無レ之候故、只今より打寄悲み申由承り申候、唐にも泰平久しく候得ば、冗官とて無用の者どもも澤山に出來候て、食祿を費し申候故、沙二汰冗官一と申事毎々有レ之候て、左樣の者をば吟味申付扶持を放申候、然ども是は役所〱には其役を勤申體にて、むざと食祿を費し申者共の事に御座候、右之面々は、御前代に世祿の臣と同格に被二召出一候得ば、冗官とは品違可レ申と奉レ存候、此者共に被二下置一候祿を都合仕候ても、其費は纔の儀に御座候、其故にて妻子眷族等迄も難儀に及申候得ば、大勢の歎に罷成申候、御當家は御代々御慈悲なる儀は御同事に候得共、御代は別て下の難儀に御心を被レ付候事は諸人奉レ存儀に御座候、然處に上を怨奉り候者出來候樣に罷成候ては、御爲にも不レ可レ然儀に奉レ存候、古人も君子は過レ於レ厚と申候間、仁厚の方へは少過候ても不レ苦由に御座候、世話にも慈悲は上より下ると申儀も有レ之候間、此段は今少御僉議も被二仰付一候樣仕度儀に奉レ存候、私儀も右同格の者に御座候得ば、別て難二申上一儀に奉レ存候得共、左樣の儀にも拘り可

レ申儀にても無レ之候、愚蒙の心に御爲と奉レ存候に付、乍レ恐所存の趣申上候、以上

四月　　　　室　新助

周時世祿之儀申上候別册之附錄

最前世祿の儀に付、孟子周禮等の趣を以料簡の通申上候、此度重て上意に付、右相考候本書の文書拔にて指上申候

一 世祿

孟子曰、昔者文王之治レ岐也、耕者九一、仕者世レ祿、注云、世祿者、先王之世、仕者之子孫皆敎レ之、敎レ之而成レ材、則官レ之、如不レ足レ用、亦使下之不上レ失二其祿一、蓋其先世嘗有下功中德於上民、故報レ之如レ此、忠厚之至也

右此等の趣にて相考候處に世祿と申儀只一往にて難レ申儀に奉レ存候、三代の時分は風俗宜き上、日比學校の敎有レ之群臣の子弟一統に幼少より學文仕候て、父祖の官職を勤得不レ申者無レ之候故大方は父祖の官を其儘相續仕候、既に官を相續仕候上は祿も相續仕筈に御座候、其内至極不才にて其官を相續仕候器量無レ之候得ば官は不被命候得共、祿をば其儘被二下置一候、其父祖の功勞を思召故にて御座候、然共是は十人に一人、數代に一度の儀にて御座候、尤世祿にて不レ世レ官とは

有レ之候得共、多は官を世に仕にて御座候、後世に至候ては、日比學校の教等無レ之候故父祖は材德にて官を被レ授候得ども、其子は不才にて相續仕事不二罷成一候、是により百官共に其人闕候得ば、外より材德有者を以て段々補申候、其に一度官祿被レ下候者は、必其祿を世々に仕候はゞ、軍用等に宛可レ申田祿次第に拂底に可二罷成一候、其故周の末に成候ては諸國共に世祿の法絕申と相見申候、孟子滕文公に王道を說被レ申候時に、「夫世レ祿滕固行レ之矣」と被レ申候、此時自餘の國に被レ行不レ申候故にて御座候、然ば周時世祿と申者、常に學校の教有レ之候て、百官共に十に八九は父祖の官を其まゝ被二仰付一候時分の事に御座候

一　爵祿（先爵、位を定候て、其爵位に付て祿を定め申事に御座候、右の世祿は此祿の事たるべく奉レ存候）

孟子曰、天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同一位、凡五等

右公侯伯子男は何れも諸侯にて御座候、天子を第一に仕候て、子男迄凡て爵位五等にて御座候

君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等

右は諸侯の國にて其君を第一に仕候て、下士迄すべて六等にて御座候

天子之制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡四等

右天子より子男の國迄、祿の大小四等にて御座候

天子之卿、受レ地視レ侯、大夫受レ地視レ伯、元士受レ地視二子男一、大國地方百里、君十二卿祿一、卿祿四二

大夫一、大夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一

右の地方百里は公侯の國にて御座候、其君より以下下士迄の祿の高下如レ此に御座候

徐氏曰、大國君田三萬二千畝、一畝と申は百步にて御座候、百步は百坪にて候、三萬二千畝にて候へば、其田地三百二十萬坪にて候歟、勿論山林川澤等は其外に御座候 卿田三千二百畝、大夫田八百畝、上士田四百畝、中士田二百畝、下士田百畝、次國地方七十里、君十卿祿、卿祿三二大夫一、大夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一

右の地方七十里は、伯爵の國にて御座候

徐氏曰、次國君田二萬四千畝、卿田二千四百畝、大夫以下同前 小國地方五十里、君十二卿祿一、卿祿二二大夫一、大夫倍二上士一、上士倍二中士一、中士倍二下士一

右之地方五十里は、子男の國にて御座候

徐氏曰、小國君田一萬六千畝、卿田一千六百畝、大夫以下同前

右何れも諸侯の國にて、天子の儀にては無レ之候得共、前に天子之卿受レ地視レ侯、大夫受レ地視レ伯、元士受レ地視二子男一の由有レ之候得共、天子の卿は其祿公侯の君と同事に候君十二卿祿一と中格も見候得ば、天子の御藏入の田地は公侯十倍の積りに御座候へば、三千二百萬坪にて御座候

王制曰、天子之縣內、方百里之國九、七十里之國二十有一、五十里之國六十有三、凡九十三國、名山大澤不二以班一、其餘以祿レ士、以爲二間田一、注曰、大國九者、三公之田三、爲レ有二致仕者一、副

㆑之爲㆑六也、其餘三、待㆓封王之子弟㆒、次國二十一者、卿之田六、亦爲㆑有㆓致仕者㆒、副㆑之爲㆓十二㆒、又三、爲㆓三孤之田㆒、其餘六、亦待㆓封王之子弟㆒、小國六十三者、大夫之田二十七、亦爲㆑有㆓致仕者㆒、副㆑之爲㆓五十四㆒、其餘九、亦以待㆓封王之子弟三孤之田不㆑副者、以㆓其無㆑職佐㆑公論㆒㆑道耳

右は天子の畿內千里四方之內、公卿大夫へ被㆑下候田地の割大略如㆑此に候、此通に御座候得ば、公卿大夫迄を封し、且又追て王之子弟可㆑被㆑封の地を除、其餘は上士以下の祿に被㆑下候、又は閒田とて常に明置候て、國家の御用ならひに群臣への御恩賜等に宛行申と相見申候

諸侯之有㆑功者、取㆓於閒田㆒以祿㆑之、其有㆓削㆑地者㆒、歸㆓之閒田㆒

諸侯の有功者に御加增被㆑成候時は、閒田の內を以被㆑下候、若又諸侯の內罪科有㆑之候歟、又は何とか子細有㆑之、領地を被㆑削候得ば、其地天子へ上り、閒田に成申候

天子之縣內諸侯祿也、注云、選㆑賢置㆓之於位㆒、其國之祿、如㆓諸侯㆒不㆑得㆑世、有㆑功者乃封㆑之、使㆓之世㆒也

右賢德の人を御取立被㆑成、御領の內を以諸侯の祿に準ぜられ被㆑下候時は、田祿ばかり被㆑下候て、山林川澤等は不㆑被㆑下候故、祿也と申候、ヶ樣の類は一代切にて、世祿の數には入不㆑申、諸侯に御取立被㆑成候さへ一代切にて候へば、夫より以下新地の分は、猶以一代切の筈に御座

候、都て新知は父祖の功勞は無レ之候得共、其人の材徳により可レ被レ下候得ば、子孫へ傳り可レ申樣は無レ之候、其共に何卒その人異なる功も有レ之、御優恩を以世祿被ニ仰付一候は格別の由に御座候

一　仕田　賞田　官田　宅田

周禮地官司徒、載師、以ニ宅田士田賈田一任ニ近郊之地一、以ニ官田牛田賞田牧田一任ニ遠郊之地一、以ニ公邑之田一任ニ甸地一、以ニ家邑之田一任ニ稍地一、以ニ小都之田一任ニ縣地一、以ニ大都之田一任ニ畺地一、注云、宅田、致仕者之家所レ受田也、士讀爲レ仕、仕者亦受レ田、所謂圭田也、孟子曰、自レ卿以下必有ニ圭田一、圭田五十畝、賈田在ニ市賈人一、其家所レ受田也、官田、庶人在レ官者、其家所レ受田也、牛田牧田、畜牧者之家所レ受田也、賞田、賞賜之田也、公邑謂ニ六遂餘地一、天子使ニ大夫治レ之、家邑、大夫之采地、小都、卿之采地、大都、公之采地、王子第所レ食邑也

右は王畿千里の地割にて御座候、王城より五十里の内を近郊と云、宅田・仕田・賈田は此内にあり、百里の内を遠郊と云、官田・牛田・賞田・牧田は此内にあり、公邑の田とは、六鄕六遂とて、王都の外廻り百里の內を六鄕に分け、二百里の內を六遂に分つ、六鄕も合て七萬五千家也、六遂も合て七萬五千家也、六遂に分つ餘地を公領とする故に公邑と云、家邑は大夫の私領、王都は九卿の私領、大都は三公の私領並王子弟の領地也、王都の外二百里を甸と云、三百里を稍と

云、四百里を縣と云、五百里を畺と云、公領私領共に二百里より五百里迄の内にあり

周禮夏官司勳、掌二六卿賞地之灋一、以レ等二其功一、注云、賞地賞田也、以二功大小一爲レ差、同與レ法

孟子曰、卿以下必有二圭田一、圭田五十畝、注云、此祿常制之外、又有二圭田一、所三以厚二君子一也、

右圭田は仕田と同じ事の由前に注に見へ申候、則只今の役料の類と相見申候、此注に圭田は世祿常制の外と有レ之候、然ば前に仕田と一例に擧申候賞田等、何も世祿にては無レ之候、世祿は官位相當にて定置候、常制の祿の儀たる事是にても相知申候

一　稍食

周禮天官、宮正幾其出入、均其稍食、注云、稍食祿廩、稍則稍與レ之月俸是也

右稍食は米祿を毎月段々渡し申候故、月俸共申候、則只今の扶持方米の事にて候、是は宮中役人の員數を吟味仕候て、稍令一本作祿食を渡申儀に御座候

中庸、餼稟稱レ事、所三以勸二百工一也、注云、餼稍食也、稍事如二周禮稟人一、職曰下考二其弓弩一以上上二下其食一、是也

是は百工に渡申候扶持米、其上手下手を考候て相應に渡し申儀に御座候、稟人は弓矢を掌り申官にて候、弓を削り申工へ弓の出來を考へ候て、扶持米を加減仕候由に候

太宰以八、則治二都鄙一、其四曰、祿位以馭二其士一、註云、祿若二今月俸一也、士有二賢行學業一、則詔レ之

以二爵位祿賞一

夏官司士、以レ德詔レ爵、以レ功詔レ祿、以レ能二詔事一、以レ久奠レ食、註云、德謂二賢者一、食、稍食也、賢者既爵乃祿レ之、能者事成乃食レ之、王制曰、司馬辨論官材、論二進士之賢者一、以告レ於レ王而定二其論一、論定然後官レ之、任官然後爵レ之、位定然後祿レ之

右兩條の趣に御座候得ば國々より選擧の人をば僉議の上に、賢能なるものには爵位を命じ又祿をも被レ下候、其祿は月俸にて御座候、勿論世祿は皆士田を受候故、月俸にては無レ之候、其外新規に被二召出一候者は、何れも月俸と相見申候

一 周室官祿の法を相考候處、召公・畢公・尹吉甫等の子孫代々公卿にて御座候、其外大夫大臣の官等まて代々其官を相續仕候て、只今周禮に相見申候六卿の屬官、大方其通りたるべきと奉レ存候、是は其官に付候故、故實法令等有レ之、外より新座に其官に任候ては難儀に候故、代々不二相替一勤申等に奉レ存候、日本王代公家に似申儀に御座候、既に其官を世々に仕候得ば、其祿をも代々に仕候事可レ爲二左樣一の儀に御座候、其外年々被二召出一候人材は、或は元士にも成、或は大夫とも成可レ申候へども、大方は右稍食を以祿を被レ下、其人一代にて止み可レ申候、其職を定たる百官の員へは入不レ申候間、時にあたり事に臨て其職を命じ、其材の長ずる方に用申にて可レ有レ之候、然ば世祿の官とは可レ爲二格別一に奉レ存候

官一作臣

中庸、父爲ニ大夫一、子爲レ士、葬以ニ大夫一、祭以レ士、父爲レ士、子爲ニ大夫一、葬以レ士、祭以ニ大夫一、孟子、魯平公曰、孟子之後喪踰ニ前喪一、曰何哉、君所謂踰者、前以レ士、後以ニ大夫一、前以ニ三鼎一、後以ニ五鼎一與、曰否、謂ニ棺槨衣衾之美一、曰、非ニ所謂踰一也、貧富不レ同也、

右貧富不同と有レ之候は、祿の多少を以申候、是等を以考候ても、父子官位次第に祿の多少有レ之候、たとへ父大夫と成候ても其子士に候へば、士の祿になり、又父士にても其子大夫になり候へば、大夫の祿を受申候、兎角官爵次第にて、父の祿を必相續仕にては無ニ御座一候、以上

十月　　室新助

田祿出納常平之儀

常平とは何にても出申方有レ之候得共、又入申方も有レ之、常に行廻にて持合候儀を申候、漢の常平倉などは其意にて名付申候

周以來代々田祿の制を相考候處に、周時は封建の諸侯は不レ及レ申、其外百官共に仕者世祿と申儀に御座候、秦漢以後天下郡縣に成候ても、帝王の子弟をば大國に封じて諸侯王と稱し、丞相以下大臣をば郡縣に封じて列侯と稱し、右諸侯列侯は代々其地を領する事周のごとし、其外群臣は其官職を不レ勤時は、祿も上へ被ニ召上一候、其子孫は外に被ニ召出一候者格別にて候、無官に候得ば何れも無祿に成申候歷代の法如レ此御座候

御當代御家人何れも父祖より傳來の祿は勿論、其の外御加增新地等迄其儘相續被二仰付一、其の上實子無レ之候ても、一類または他人にても奉レ願候得ば、家督相續相違無レ之候、ヶ樣の儀は古今に無レ之、先づは結構成儀にて御座候、乍レ然ヶ樣に御座候ては、上の御收納段々減少可レ仕候、御藏入の高は不レ奉レ存候得共、いかほど大分有レ之候ても、地は限りあるものにて御座候、御先代より御家人段々增し申上に、此の後も只今までの通御加增新知等迄相續仕候ては、下へ出申計にて上へ歸り申す筋無レ之候間、後々は御加增新知等に可レ被二宛行一之地も有レ之間敷候、其の上御城は軍儲の外指當候て御城郭を初め、所々御修復または諸國河々堤堰、其の外不レ被レ得レ已候御入用ども大分の儀に御座候、是れ等をかず〳〵御辨じ被レ遊候までにて、外に御餘計無レ之候ては、若し又御城廻り不慮の火災、または國々御領地風損水損等も難レ計候、萬一左樣の儀相重り候はゞ、何を以て御償可レ被レ遊候哉、或は大勢の御家人御扶持被二召放一候歟、または諸大名より天下の米祿被二召上一候歟、ヶ樣の儀にて御取續被レ遊候外は有レ之間敷候、是以て當分の儀にて永久の御政には不二罷成一候、其上第一御本意にて無レ之儀と奉レ存候、然らば只今より其御考不レ被レ遊候ては不レ叶儀に奉レ存候、諸大名の家にも相應に左樣の考へ有レ之候故、家來へ被二下置一候知行或は一代切にて、其子は別に切米扶持方等にて呼出し申も有レ之候、或は半知に減じ申すも有レ之候、天下の御政は勿論諸大名の家には不レ可レ准儀に候得共、御勝手御取續き不レ被レ成候時は、御家人も諸大名家中の樣にも不レ被レ遊候ては不レ成儀に奉レ存候、然れど

も御家人の儀は、御代々世祿に被二仰付置一候處に、御當代に罷成り是を御改の儀は難レ被レ遊儀に御座候、其上上の思召下の常祿を御貪被レ遊にてはもとより無レ之候、唯此の通に段々田祿出申計りにては、向後御加增新知等も思召の通には難レ被レ下候、左候得ば賞罰の御仕置も難レ被レ遊候、其上行末は畢竟下にも難儀かゝり候やう可二罷成一處を兼て被レ爲二思召付一、何とぞ末々迄も上下共に安穩に候樣にとの思召故にて候、此の思召を恐れながら奉レ察候故、ひそかに奉レ存候は、最前より申上候通、御家人世祿の儀は只今の通に被二遊置一、向後被二下置一候御加增新知等、何れも其の身一代切りに御定被レ遊可レ然奉レ存候、左候はゞ先づ御加增新知役料等に被二宛行一候田祿合せて高何程と被二定置一、其の內を以可レ被レ下候、但其高の儀は御定納を以、常年の御國用、不時の御費用、并御家人切米等に引候て其餘にて右御加增新知役料等の相當を積り相極め申度候、役料は相知申事に御座候、新知御加增も大略相當りを考候て、相究候はゞ可レ然奉レ存候扨向後新知御加增は其の者一代を限、役料は其役相勤申內を限り候樣に御定被レ遊候はゞ、下へ出申す祿も有レ之、又上へ歸申祿も有レ之候て常平に罷成可レ申候、尤右の高より內へ入れ申儀は有レ之候得共、いつとても外へ出不レ申樣に仕度候、其外御加增新知等何とぞ思召も有レ之、永代に被二仰付一者も可レ有レ之候、又は多くは無レ之儀に候得共、大身に御取立被レ遊候者も可レ有レ之候、此の類は右の限にはあらず候、然共是等も御目當可レ有レ之候儀に奉レ存候、只今御家人の內跡目斷絕仕候ものも每々有レ之候、又は大身成る者の內にも、不慮に斷絕仕候者も可レ有レ之候、若臨時に御取立被レ遊候者をば、是を以て御考合被レ遊被二仰付一候はゞ、是れ又常平に可二罷成一奉レ存候、諸大名の家にては、新知加增等申付候時分、必墨付或は印の物を以申付候、御家は諸大名へ被レ下

候御朱印の外は承り不レ申、向後一代切に被二仰付一候、新知加增等は其通に御座候、別格に永代被レ下候には、其證據の爲老中の署付成共、其印有レ之度ものに奉レ存候　周の世祿と申し候も官爵に付申候祿ばかりにて、其の外加增迄相續仕と申儀は不レ及レ承候、然れ共右の通に御定被レ遊候て、周時世祿の法に相叶可レ申候樣奉レ存候、扨又養子家督の儀は、先づは同姓限可レ申儀に奉レ存候、周時も實子無レ之時は、同家の內を以て相續爲レ仕候由儀禮に相見申し候、高祖父より父迄四代、同姓の續を同宗と申候、三從兄弟までの儀に御座候、聖人の法は同姓の筋目を重じ候故、從兄弟を懇に申べし、死去致し候得ば、互に服忌の法も有レ之候　秦漢以後歷代其通りに御座候、同家の外他人は不レ及レ申、母方姑方の親類を始め、異姓を以て相續仕候儀はすきと無レ之儀に御座候、唐の季五代の時夷狄亂入仕候故、夷狄の風にて義子養子などと申儀はやり候て、他人の子を我子にいたし家を相續させ申候、唐の莊宗周の世宗、何れも他姓の養子にて帝位を繼申候、是等は古今の變にて有間敷事の由、古來申傳へ候得ば格別の儀に御座候　然るに唯今御家人實子無レ之ものは、母方娘方の親類は勿論にて、他人の子まで養子に願ひ申し候、向後は養子の法を御定被レ遊可レ然奉レ存候、其法は儀禮の制によりて、父方は三從兄弟迄の內同姓の筋目正しき者を養子に願可レ申候、其の外母方妻方娘方の親類、又は娘の子姉妹の子、都て養子に願ひ申事不二罷成一候樣に仕度奉レ存候、但當代の風俗同姓の好常々薄く、三從兄弟などは他人同事に罷成り、しかと由緖も不二存罷在一體に御座候、只今も從兄弟迄は服忌も有レ之候間、同姓養子の願ひ父方從兄弟迄に相定め候ても、時宜に相叶可レ申哉と奉レ存候、左候はゞ弟並兄弟の子父方從兄弟迄を可レ被二仰付一候歟、但聖人の法には相叶間敷候得共、同姓の僉議は差置き、其の者の親しきに付候て相定候はゞ、弟並兄弟の子娘の子姉妹の子此內を以願候樣に成共、兎角その限りを相定め候て可レ然奉レ存候、但養子に成可レ申者、若町人役者等に候はゞ願申事不二罷成一候樣に申渡可レ然奉レ存候　ケ樣に相定

申上候へば、養子願の節頭たる人慥に其の由緒を吟味仕り、相違の事無レ之候樣堅被ニ仰付一候樣勿論に御座候、其れに付き候て向後御家人の分、男女共に出生仕り候はゞ、其節面々支配の頭へ致ニ案內一、頭の手前に一々記置候樣に仕可レ然奉レ存候、以後に至り候て頭の手前に相分り不レ申男女は、其由緒を申立候共御取上不レ被レ成候樣相定度奉レ存候、左候はゞ男女由緒の虛實、並に年齡等迄も紛れ申儀有レ之間敷候

右御加增新知幷養子の儀此通りに相改候はゞ、御家人へ向後被ニ下置一候田祿、定數の內にて出納運轉仕可レ申候間、永久不足の儀有レ之間敷奉レ存候、以上

十月

室　新　助

御國用之儀に付、養子の儀最前も申上候處に、先日又愚見の趣彌御尋被レ遊候付重て申上候

一　古來量レ入以爲レ出は、上下共に財用の通法にて御座候、然る處近年上にも御勝手惡敷、末々迄困窮仕候事、乍ニ推參ニ御先代執權の者淺智ゆゑと奉レ存候、大學にも一生レ財有ニ大道一、生レ之者衆、食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恒足矣レにて天下豐饒に罷成候定格にて御座候、一生レ之者衆、食レ之者寡レと有レ之候は、天下に財祿を出來し候人はおほく、其祿を食し申人は寡の樣にとの儀に御座候處、

御先代より大勢の新參を被二召出一、且又御加增等を大分被二下置一候、財祿の出申地は限りあるものにて、權現樣、台德院樣御時分より相當の御家人に御座候處、年々增申候ゆへ、上の御藏入次第に少罷成申候、是一ツ、二爲レ之者疾、用レ之者舒一と有レ之候は、上の御費用を被レ減候て、末々へのび候樣にとの儀に御座候處、御先代御恩賜並御内所の華麗ゟ初、萬端結構至極にて候故、無用の費一々申上候に不レ及候、是一ツ、ヶ樣に候ては、畢竟上にもひしと御手づかい被レ遊候等に御座候、其上金銀吹替等被二仰付一候得共、左樣の儀にては當分御用の手を合申迄の事にて、末永く御續に罷成儀にて無レ之候、是により向後新地御加增一代切に被レ遊、且又跡目被二仰付一候も、同姓の從弟迄と申樣に限りを被二定置一候て、そろ〳〵御國用にたり申樣可二罷成一と奉レ存候、委細は先達て申上候通に御座候、然共此儀只今御勝手不足被レ遊に付、其爲計申上候にては無レ之候、最前申上候通、加增等迄其儘被レ下候と申儀は、周の世祿の法にも不二相見一儀に御座候、其上新知御加增代々領し候樣被二仰付一候ては、縱ひ當分御勝手餘計有レ之候ても、畢竟續不レ申儀に奉レ存候、又養子の儀も元來他人の子を養候て家を繼せ申儀は、聖人の法に無レ之儀に御座候、家を相續仕候儀は、先祖の祭絶候儀を難儀に存候て同姓の子に仕候、同姓にて候得ば、たとひ其續は遠く候ても、先祖より見申時は血脈一ツなる故にて御座候、縱令は接木を仕候にも、同じ種類なればつき申道理に御座候、然處に他人の子にて相續仕候は、桃に栗を接申迄にて御座候、木の血脈通じ不レ申候故つき不レ申候、夫を無理につけ申樣なるものに御座候、

何の益も無レ之事に奉レ存候、既に實子無レ之、同姓にも養申もの無レ之候得ば、是天命と申ものに御座候、夫を人作にて無理に相續致させ申儀は有間敷事に奉レ存候、其故古來聖賢の法に他人を養申儀はすきと無レ之候、同姓に無レ之候得ば、其儘家をたやし申事に御座候、然ば上より被二仰付一候も道理次第に被レ遊筈に御座候、御當代に罷成候て、新座の御家人ども養子は被二仰付一間敷と何れも存罷在候、其故兄弟從弟甥抔を養子に奉レ願度と奉レ存候者も、先を危み候て見合罷在、安堵不レ仕體に御座候、然處從兄弟迄は可レ被二仰付一と有レ之候はゞ、何も安堵可レ仕候、さて又養子に可レ仕者無レ之、跡目斷絶仕候者をば、其妻子飢寒に及不レ申程御扶持被二下置一候樣に被二仰出一候はゞ、何れも忝事に可レ奉レ存候と奉レ存候

一　右養子の御作法は、勿論御譜代新座一統に被二仰出一可レ然奉レ存候、去共御譜代は新座とは差別有レ之儀に候間、常憲院樣以來被二召出一候者ばかり先可レ被二仰出一候哉、其段は上の思召次第に奉レ存候、たとひ御譜代の者は各別被二仰出一候共、是以養子は慥成由緒有レ之者に限候て、他人の子を以養子に仕候儀は堅御停止被レ遊可レ然奉レ存候、また御譜代新座共に一統に從兄弟迄と申樣に被二仰出一候共、

一　萬石以上の者は家も重く跡目斷絶仕候ては、家來も大勢難儀仕事にも御座候間、是は一等結構被二仰付一候て、其從兄弟の外にても同姓の内筋目さへ慥に候はゞ、願次第に可レ被二仰付一儀に奉レ存候、

一　萬石以上御直參、又は家來の内に同姓の者無レ之と申儀は、大方無レ之候間、斷絶仕事は有レ之間敷と

奉レ存候、それ共に同姓の內に無レ之候はゞ、是以斷絶仕筈に奉レ存候、ヶ樣の品共一概には難ニ申上一、其段は御僉議被レ遊被ニ仰出一候樣奉レ存候、右御加增跡目養子の格早々御定不レ被レ遊候ては、難レ成品に奉レ存候、此間色々料簡仕候處、私所存右の外は無ニ御座一候、以上

正月十七日　　室　新　助

有馬兵庫頭樣

加納遠江守樣

士民困窮の儀
に付申上候

覺書

外に武藤庄十郎紙面有レ之

（闕）

御家人困窮御救の儀、武藤庄十郎と僉議仕候處、庄十郎存寄の趣書付越申候間、則差上申候

一　御家人面々常祿を被ニ下置一候上にて、不勝手に罷成候を上より必御救可レ被レ遊儀にても無レ之候得共、此者共不覺悟ばかりにても無レ之、或は親以來の借金有レ之、或は難レ遁厄介有レ之、或は度々の火災にあひ候て、如レ此の類にて段々困窮仕候事に御座候、是を一往御救不レ被レ遊候ては、善を御勸め惡を御懲し被レ遊候御仕置も難レ成可レ有レ之奉レ存候、其上貳百俵百俵申者共之內には、妻子飢寒に及申程の者も數多有レ之候、然れば此度施藥院など被ニ仰付一候て、末々の者さへ御憐愍被レ遊候處に御家人の內ヶ樣の者有レ之候ては、御本意にも相違仕候儀と奉レ存候

一　庄十郎申上候通拜借被二仰付一候はゞ、千石より內に限り可レ然奉レ存候、千石以上の者縱不勝手に御座候ても、身上に餘計有レ之候故、いか樣にも取續申儀に候、然れば八九百石より以下其當祿並借金高に應じ候て拜借被二仰付一、其內過分に借金有レ之取續難レ成者をば在鄕被二仰付一、其祿をば頭の方へ預り置、妻子一僕ぐらゐにて暮させ申程其祿の內を以あてがひ、其餘分を以年々に其借金を償ひ、すきと相濟申以後其祿を被二返下一候て、被二召返一候樣にも仕可レ然奉レ存候

一　銀錢の儀、中にても近來天下の費用夥敷罷成、世界にあらゆる金銀にて不足仕候ゆへ、錢を作り候て金銀と同じく通用いたさせ申候、是は良法にて無レ之候得共、姑く用ひ申儀は苦かるまじく奉レ存候、右拜借被二仰付一候以後、其頭より儉約を相守、華奢を禁じ候樣に急度申渡候はゞ、何れも勝手取直し可レ申と奉レ存候、但不時に他國御用、其外火災又は不慮の不幸、或は女子の婚嫁等にて差當り難儀仕候事可レ有レ之候間、左樣の爲に其組切に每歲少宛出金致させ置、急用に備へ申儀古の社倉と同意にて、古來は良法と仕儀にて御座候、庄十郎より委細に申上候通り、一々尤なる儀と奉レ存候

一　御家人の內遊樂を好み聲色に耽り候て、其故身上を持崩し申者も多く有レ之候得共、左樣に無レ之者も近年大方は不勝手に罷成候、其儀考候處に、第一には風俗年々に華麗に罷成候故に御座候、さて其花靡の風は大方二三千石以上大身の者より起り申候、夫れを小身の者共見習呼習にて段々移り申候故、何事も分在より結構に罷成申候、縱へば一事にて申上候に、嚴有院樣御代私共若輩の節、其時分

火消役の者を見候に、大方革羽織にてしかも度々火に逢候故、新敷は少なく相見へ申候、然處に唯今火消役の面々、羅紗にて色を加へ物數寄を加へ候て、十五廿程づゝ至極結構に拵置、火事の度毎に着替にて罷出候、是にて其餘の儀も相知候、凡衣食住並器物等の物數寄を專に仕、又は伽羅珊瑚珠等を翫申事、常憲院樣御時分より盛に罷成今に止み不レ申候、尤御當代華靡を御嫌被レ遊候事をば何れも乍レ存、我身の上には少も心付不レ申候、向後は儉素に罷成候樣に大身頭立たる者共へ被二仰渡一候歟、さなくば老中意得を以成共連々申渡、華靡を止め候樣仕度儀に奉レ存候、第二は、近年諸物次第に高直に候故不勝手に罷成候、諸物高直に候へば、先は江戶段々人多に罷成、其上近年米價貴く罷成候故にて御座候、向後江戶の諸大名減じ候て、豐年打續米價彌下直に罷成候はゞ、物價も賤可二罷成一と奉レ存候、去共只今まで相考候處、米價は年により高下有レ之候得共、物價は段々上り申計りにて下り申儀は難く御座候、凡諸物の內絹布材木炭薪酒油是等は別て急用の物にて、大分の利潤有レ之候、其に付京大坂等の富商その金元を仕候故、其下に付候問屋共天下の諸物を自由に廻し、互に申合候て時の相場を定申候、向後たとひ米價段々下直に罷成候共、物價は自由に下り申間敷と奉レ存候、米價下直にて物價さかり不レ申候ては、彌諸士の難儀に可二罷成一候、此段は兼て料簡仕見申候得共愚意に難レ及奉レ存候、但絹布等を初め其出申本を御吟味有レ之、其上運送等の入用をかけ公儀より時々相場を被二相定一下にて自由に其價をあげさげ不レ仕候樣には罷成間敷儀に候哉、兎角御僉議可レ有レ之儀に奉レ存候、

以上

二月　　室　新助

獻可錄卷之中終

獻可錄卷之下

百官等の法制を定め申候事、教道より先たるべく哉の旨御尋に付、古人の論並料簡の趣申上候

一　天下を治候に上下貴賤の差別無レ之候ては、三綱五常の道も難レ立候故、百官以下の法を建候て、天下の政を引擧候を綱紀と申候、綱をさばくには先綱をあげ、絲をさばくには先紀をわけ申候、此意にて綱紀と名付申候

司馬光曰、天子職莫レ大レ於レ禮、何謂レ禮、綱紀是也、夫以ニ四海之廣、兆民之衆一受ニ制ナ於一人一、雖レ有ニ

絶倫之力、高世之智一、莫下不二奔走而服役一者上、豈非下以レ禮爲二之綱紀一哉、故天子統二三公一、三公率二諸侯一、諸侯制二卿大夫一、卿大夫治二士庶人一、貴以臨レ賤、賤以承レ貴、而君臣之分、猶下天地之不上レ可レ易、然後上下相保、而國家治安、然禮非レ名不レ著、非レ器不レ形、名以命レ之、器以別レ之、然後上下粲然有レ倫、名器既亡、則禮安得二獨存一哉、

右司馬光の意は上御一人より下の人歸服仕、いか程材智力量有レ之候ても私意を出し申事不レ罷成一候は、御威光計にても無レ之、天下の制法定め候て上より急度御守り被レ成候故、自然に相違仕候儀不二罷成一故にて御座候、若定法無レ之候て出來合罷成候ては、何事も立可レ申やう無レ之候、夫に付名著と申事有レ之候、名は禮式に付名目を定め申儀に御座候、たとへば老中、若年寄、御側、御留守居、大番頭、大目付又は何奉行、何役などゝ申類にて御座候、先是を定不レ申候ては、役儀を授可レ申樣も下知を下し可レ申やうも無レ之候、服は第一衣服にて其外乘輿、乘馬、道具都て身に付申物は其類にて御座候、衣服たとへば直垂、大紋、布衣にて、官服は勿論其外紗、綾、縮緬、絹、紬等まで、貴賤によりその品定め申やう成儀にて御座候、斯樣の事定り不レ申候ては、貴賤の差別はつきりと立不レ申候、其上右司馬光の論に名器の事を綱紀の簡要と被二申置一候

朱熹曰、人君爲レ治、本在下乎正二心術一以立中綱紀上、所謂綱者、猶下網之有上レ綱也、所謂紀者、猶下絲之有上レ紀也、綱無レ綱則不レ能二以自張一、絲無レ紀則不レ能二以自理一、故一家則有二一家之綱紀一、一國則有二一國之

綱紀一、天下則有ニ天下之綱紀一、若乃卿總ニ於縣一、縣總ニ於州一、州總ニ於路一、（宋朝は天下を二十四路に分ち諸州を總ぶ）路總ニ於臺省一、（御史臺尙書省皆禁中に有レ之、政事を出す所の名なり）臺省總ニ於宰相一、此則天下之綱紀也

一　周禮は周時百官を設け、それ〳〵に職を分ち天下を治る書にて御座候、其法先六卿を立候て諸官を總申候、六卿は天地春夏秋冬の六に象申候、第一冢宰は天官、第二司徒は地官、第三宗伯は春官、第四司馬は夏官、第五司寇は秋官、第六司空は冬官、是を六卿と申候、其下に百官を配分申候、唐土は代々周の六卿を手本に仕候て官職を建申候、但漢以後は名を替て六尙書と申候、第一吏部尙書、（周の冢宰に當）第二戶部尙書、（周の司徒に當）第三禮部尙書、（周の宗伯に當）第四兵部尙書、（周の司馬に當）第五刑部尙書、（周の司寇に當）第六工部尙書、（周の司空に當）其內に吏部は六卿の頭にて、群臣の人柄勤方を吟味仕候て天子へ申上、群臣を進退仕候役にて御座候、次に戶部は天下の國郡農民都て地方に付申事を掌り申候、吏部に次て重き役にて御座候、その外禮部は朝廷禮儀の事を掌り、兵部は軍用弓馬の事を掌り、刑部は刑罰の事を掌り、工部は造營の事を掌り申候、其餘の群臣は其類を以附屬仕候、ヶ樣に無レ之候ては、天下を治め候事難レ成と相見、唐は代々如レ斯に御座候

朱熹曰、周禮、周公建ニ太平之本一、如ニ棊盤一相似、（枰布定後、棊子有ニ施處一）

蔡沈曰、六卿分レ職、各率ニ其屬官一、以倡ニ九州之牧一、自レ內達ニ之於外一、政治明、教化洽、兆民之衆莫レ不ニ阜厚而化成一也

右朱熹蔡沈の論何も周禮六卿以下百官を定置、大率の土臺教化の首端に仕候、就レ中朱熹碁盤の譬的中仕候事に奉レ存候、その意百官を定候は、たとへば碁盤の面に目をもり申様なる者に御座候、先目をもり候て其後碁石を下し申所有レ之候、いまだ目をもり不レ申碁盤には、石を下し可レ申様無レ之候、天下を治るもその通に御座候、先百官等を定不レ申候ては、政を施し可レ申やう無レ之候

一 右の段々の趣被二仰出一候筋に相叶、勿論至極仕たる儀に御座候、但宋の程顥の論に必有二關雎麟趾之意一、然後可レ行二周官之法一と申儀有レ之候、關雎麟趾詩經の篇名にて御座候、此詩周の文王の德內より外に及候て、上下皆忠孝に成申事に御座候、たとひ周禮の法立候ても人心忠厚に無レ之候はゞ、格式ばかりにて實義を取失ひ申にて可レ有レ之候、其故顥が樣に申候格式ばかりにて實義を取失候と申は、譬ば前々より御番人勤方御吟味有レ之候て、十年皆勤の者に御褒美被レ下候、然る處に平生遊樂を好み人柄不レ宜候へども、息災成故に御番闕し不レ申ものも有レ之、又生付弱く候て不參仕候へ共、常に御奉公大切に仕候者も有レ之候、其上不實成者は御番さへ引不レ申候へば、御褒美に預り申と存候ゆへ、御番所にても大方は部屋に罷在、その外不行儀に相見申候、實體成者は病氣にて折節御番は引候得共、御番へ出申節は御番所を急度相守申候、然れども十年皆勤と申格に罷成候ては、彼不實成者も御褒美を得、實體成者も御褒美にはづれ申候、又御代に至り候て諸氏弓馬をはげみ申候、是は尤成事に御座候得共多くは賭的を好み申候、其も不レ苦候得共、古の賭的とは違候て、實は大分の博奕にて

御座候、ヶ樣の類一通り承候處は、十年皆勤又は射を稽古仕候と申候得ば、名目は宜敷聞へ候得共、都て士の風儀を取失候て、當世の風俗萬端如ㇾ斯御座候、その故格式計にては難ㇾ參可ㇾ有ㇾ之と奉ㇾ存候、たとへば軍陣に手配そなへ金鼓相詞等を先定申儀第一に仕、此品定り不ㇾ申候ては下知可ㇾ仕やうも無ㇾ之候、然ども士卒怯弱にて働不ㇾ申候ては、たとひ手配備定候ても懸引自由に罷成まじく候、其故程顥又其君に申上候にも、「治二天下一以正二風俗一、得二人才一爲ㇾ本」と申候、是また簡要の儀に奉ㇾ存候上の御英明によりて此所も御心付被ㇾ遊、此たび六諭衍義なども風俗のために板行被二仰付一、且また人才をも隨分御僉議被ㇾ遊候樣に相聞申候、此上は老中初諸番頭諸役人へ思召をとくと合點仕候やうに被二仰渡一、支配の者共へも常々無二油斷一戒禁仕候はゞ、士の風儀もだん／＼改り可ㇾ申と奉ㇾ存候、以上

四月　　室　新助

覺

先祖の官位を以其家の格に仕、自分の昇進を願申儀異國に其例も有ㇾ之候哉と御尋に付申上候

一　異國三代以後漢魏に至まで、諸侯群臣共に或は一代の元功（大なる功臣）歟、或は當時の元老（大なる年たか）にて候得共、等輩を越候て昇進仕候、其節同格の人先祖の官位を申立候て、同時に昇進を願申候事曾て不二承及一儀に御座候、譬ば周時周公、召公、畢公、毛公、芮伯、彤伯、衛侯此七人六卿の官に任じ、執政

の職にて御座候、然處周公召公の子孫は大方執政と成候へども、其外芮伯等の子孫も先祖の格に依て同時に昇進仕と申儀は見へ不ㇾ申候、後漢のとき光武帝の二十八將何れも列侯に封せられて同格に候得共、その內鄧禹一人別て一代の元功に候故太傅に罷成候、其外の人同じく昇進候事は無ㇾ之候、宋のとき大師趙普太傅王旦何れも執政に御座候、その後文彥博累朝の大勳を以て大師に成り申候へども、右の趙普王旦の子孫が先祖の爵位を以同じく昇進仕候事は無ㇾ之候、然上は自分に願申儀は勿論見不ㇾ申候

一 漢以來唐に至候て任子又は門蔭と申事有ㇾ之候、任子はその父兄の舊功に依て、その子弟を一人にても二人にても申出し、相應の官を願申事に御座候、門蔭と申候は、先祖又は一門のうちに舊功のもの有ㇾ之候て、その蔭にて官に成申事に御座候、是を蔭補と申候、たとへば晉の王導謝安、北魏の崔浩盧玄皆名家にて御座候、其子孫に至り候ても代々互に門地（系圖ある家を申候）を以て自負（自慢の事）仕り、又上たる人も其門地に因て官を授、全材德の僉議には及不ㇾ申候、是古今弊政の一にて御座候、此事北魏に別てはやり、魏王（北魏孝文帝の事に御座候）選調（人をえらみ官を授る事に御座候）專取二門品一（門地高下の品）或遺二才能一、李冲曰、傅說（殷の高宗の賢臣）呂望（太公望の事周の文王の賢臣）豈可下以二門地一得上ㇾ之、是は孝文帝群臣に官を命ぜられ候に、專ら家の高下を以て官に高下をば定候て、才能等の吟味には不ㇾ及候故、李冲と申臣下申候は、昔殷の傅說は傅巖と申所の日傭にて候、太公望は渭水の漁父にて候、是等何の門地可ㇾ有ㇾ之哉、若門地を以人をもとめ上候はゞ、ケ樣の賢臣

は得られ申まじくと申儀に御座候、司馬溫公も此事を惡敷儀に被レ申候、その論に選擧之法、先二門地一而後二賢才一、此魏晉之深弊、雖二孝文之賢一、而不レ能レ免二此弊一也、故天明辨二是非一、而不レ惑二於世俗一者鮮矣

古來官爵は、其身の辛勞材德によりて授け申儀候處、先祖の官位を以自分昇進の格に仕候儀は、あるまじき事に御座候

一　右門蔭の法は、日本に家の系圖を以官を授け申に似申儀に候得共、是以て自分に申立候て願申儀は無レ之儀に御座候、若有レ之候得ば不禮の事に申傳候

魏主於二光極堂一、（政事を出し候堂にて御座候）宣二下品令一、（品令は、是程の家は是程の格、是程の昇進など〻、其品を定申候法令にて御座候）光祿勳于烈子登引レ例求二遷官一、烈曰、聖明之朝、理應二謙讓一、而登引レ例求レ進、是臣素無二敎訓一、乞行二黜落一、魏主乃見レ登謂曰、以二卿父有二謙遜之美一、進二卿校尉一」と北史に見へ申候、光祿勳は高官也、其官の于烈と申者の子に登と申者、外の例を引て自身に昇進を願申候、其父于烈是を承候て、たとひ上より昇進被二仰付一候とも、辭退も可レ仕候ところに、却て自身に例を引て昇進を求め候事、日比私敎訓不レ仕ゆへにて御座候間、急度罪科に被二仰付一候へと願ひ申候、魏主父の謙退の志を感じ被レ申候て、その子を校尉と申官に被レ致候事にて御座候

一　宋朝に磨勘と申儀有レ之候、是は其人の年勞を每歲吟味仕置、三年に一度、五年に一度昇進いたさ

せ申事に御座候、是により自身に年勞を書立候て差上申儀に有㆑之候、尤奉公の筋にも候得ば、我家の格を申立候とは少違申儀に候得共、是も似申事に御座候、此儀は宋朝には流例に罷成、不㆑苦事のやうに相見申候、然れども自分に立身を願申事、是以て士の風儀を失ひ申事に御座候ゆへ、その時分に少志有㆑之人は、此方より磨勘を申出候儀は不㆑仕候

宋仁宗嘉祐二年、詔㆓文武官舊㆒、皆陳乞㆓磨勘㆒、有㆑傷㆓廉節㆒、截自今歲滿令㆔審官院補任敍爵等を掌所にて御座候擧㆓行之㆒」凡士の廉節無㆑之候ては、君の御用にも立不㆑申儀に御座候、廉節は廉恥とて、常に恥を知て守りを失ひ不㆑申儀に御座候、然ところに我と年勞を自陳候て官位を乞候事、第一士の廉節を傷申事に御座候、其故仁宗のとき此詔有㆑之候、向後自分に奉公の勞を陳候事を致させ不㆑申、官位を掌り申人の方より僉議可㆑仕との儀に御座候、「張拭胡銓久不㆑理㆓年勞㆒、上嘉㆓其廉靜㆒、詔㆑拭特遷㆓兩官㆒、銓磨㆓勘四官㆒」張拭は張南軒、胡銓は胡澹菴、何れも宋の賢者にて御座候、兩人共に自身年勞の事貪着不㆑仕て捨置候、それを「不㆑理㆓年勞㆒」と申候、此段孝宗の聽に達し候て、その廉靜成儀を御褒美の上、兩人共に官を進められ候由に御座候

右考申趣に御座候得ば、日本公家武家ともに、先祖の官位によりて子孫の先途に仕候事、異國門蔭の類にて御座候得共、是以元來聞へ不㆑申儀に御座候、勿論自分に其儀を申立候て、昇進を願候事有間敷儀に奉㆑存候、以上

七月六日

歴代選擧抄

室　新助

歴代選擧の事、御尋に付周漢より宋朝迄有増相考、其内簡要の儀をは抄出いたし、且又段々解釋を加へ指上申候

一　凡天下を治め候には、人材を得候事第一の儀に御座候、然ども選擧の法無レ之候ては、人材を得可レ申樣無レ之候、その故唐虞三代以來、何の代にても選擧の法無レ之と申儀は無二御座一候、但唐虞の時分は、上代にて風俗淳素、君臣の交も一家の親の如く、誰によらず所存を申上候、もとより賢愚ともに矯飾の氣味無レ之、心に相違不レ仕候故、その言に因て其人の材徳を察し、また事を裁斷致させ候て、其功によつて實否を試み申候、此二ツを以材の高下を考、それ〳〵に官職を定申候、舜典曰、敷奏以レ言、明試收レ功、と有レ之候は此儀にて御座候、三代以後周に至て、選擧の法委く罷成候得共、畢竟ものをいはせて聞候と、事をさせて見候と、此二ツより外無レ之儀に御座候、然れば右舜典の語、先は選擧の簡要たるべき儀と奉レ存候

一　三代何れも選擧の法有レ之候得共、周以前は相知不レ申候、周に至候ては、その法始て周禮に相見申候、凡周の代には六卿を建置候て、天下を治め申候、（六卿は冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空）其内選擧は大司徒の職にて御座候、大司徒の下に卿大夫と中官有レ之、人材を擧申候、卿大夫と申候は、周時畿内王都に近き地

を六組に分ち、軍役をあて申候、是を六卿と申候、六卿ともに其頭を付候て、其人民を治申候、是を卿大夫と申候、周禮に大司徒以㆑卿、三物敎㆓萬民㆒、(三物は下の六德六行六藝の三事なり)一曰、六德、知・仁・聖・義・忠・和(知は事理に明かなり、仁は私欲なし、聖は心さとし、義は決斷あり、忠は信實なり、和は温和なり)二曰、六行、孝・友・睦・婣・任・恤(孝は父母に孝あり、友は兄弟に厚し、睦は一族にむつまじ、婣は外戚にしたし、任は朋友に賴もし、恤は貧窮をめぐむ)三曰、六藝、禮・樂・射・御・書・數(禮は禮儀なり、樂は音樂なり、射は弓をいる、御は馬を廻す、書は文字の法、數は算術の法なり)其時分都鄙ともに學校有㆑之、且又是等の敎にて人材を敎育仕候故、賢能の人も多く出來申候、其上にて選擧の法を建候て人材を擧申候、日比敎育の法無㆑之候ては、人材を生可㆑申樣無㆑之候、然れば敎育は選擧の本にて御座候後世敎育の法無㆑之候故、人材は日々に衰滅仕候

周禮、卿大夫三年則大比、考㆓其德行道藝㆒、而擧㆓興賢者能者㆒、卿老(卿老は常職の外に宿老なる人を云ふ)及卿大夫、師㆓其吏㆒以禮禮㆓賓之㆒、厥明、卿大夫群吏、獻㆓賢能之書於㆒王、王再拜受㆑之、登㆓于天府㆒、(天府は宗廟に有㆑之、寶藏なり、)內史貳㆑之、(內史は、御側の右筆なり、貳㆑之は、別に一通寫置なり)是は大司徒より卿大夫に命じて、德行道藝を以て人を敎させ候故、大夫又は其下の州長、黨正、族師、閭胥抔と申官人へ申渡し、其組々へ手を分敎申候、扨州長以下各其組の材德ある人を年々吟味仕置て、三年目に卿大夫まで申達候、卿大夫其を一ッに合候て吟味仕候を、三年大比と申候、其上にて彌賢能なる人をば、卿大夫並に州長など諸ともに急度格を改め候て、賓客の禮を以て馳走いたし酒を進め申候、是を賓興と申候、其翌日その姓名を書付候て天子へ獻じ申候得ば、天子再拜して御請取被㆑成、御先祖の寶藏へこめ置れ候を、御側の右筆それを寫置候て、追て補任のとき

申上候、その間は右擧られ候士とも在所に罷在候得共、直に司徒の支配に罷成、常に都に往來仕候、賓興と申儀尤なる儀に奉レ存候、此とき選置候迄にて、未だ官祿も無レ之候得共、はや上のあしらひ改り面目を施し候故、諸人是を見候ては、自然に勵み申筈に御座候、其上材德有人は天下の賓にて候故、天子も是を重ぜられ、其姓名の書付を御拜受被レ成、御先祖の寶藏へ收られ候、是皆人材を大切の事に思召され候故に御座候

州長各掌二其州之敎治、政令之法一、正月之吉（いづれの月にても朔日を吉といふ）各屬二其州之民一、而讀レ法以考二其德行道藝一而勸レ之、以糾二其過惡一而戒レ之、以二歲時祀祭一、州社則屬二其民一、讀レ法亦如レ之

黨正各掌二其黨之政令敎治一、及二四時之孟月（春は正月、夏は四月、秋は七月、冬は十月、是を四孟月といふ）吉日一、則屬レ民而讀二邦法一以糾二戒之一

族師各掌二其族之戒令政事一、月吉（毎月朔日）則屬レ民而讀二邦法一、書二其孝悌睦婣有學者一、（孝悌は能父兄に事るを云、睦婣は一族外親迄睦をいふ、是等の人をば其姓名を注置を、書すといふ）

閭胥各掌二其閭之徵令一、凡春秋之祭祀、役政喪紀之數聚、衆庶既比、則讀レ法書二其敬敏任恤者一、（春秋の祭は社の祭なり、役政は公役の事なり、喪紀は公儀の喪也、公役にはいつまで勤るとの日數あり、公儀の喪には、いつまで遠慮といふ日數あり、夫を數といふ也、ケ様のいひ合には必衆庶を會す、その衆庶あつまるを比といふ、敬敏はつゝしみ有て、しかも事にさときをいふ、任恤は甲斐〴〵しく賴もしく人々惠み有をいふ、是等の人を見出して其名を記し置くをいふ）　右州長以下は皆卿大夫の下にある官にて御座候、一卿の人も大勢に候得ば、卿大夫ばかりにては吟味難レ仕候ゆへ、ケ様に小頭を付候て人材を吟味仕候、其吟味の法

を考候處に、右の通り州長は正月朔日、黨正は四孟月の朔日、族師は毎月朔日讀法の會有レ之一組の人を呼集め候て公儀の法度の書を讀聞せ、其日は終日打寄酒をすゝめ申候、卿飲酒と申候、其外卿射の禮とて、射會にて一組の人を集申儀も有レ之候、又は祭禮其外公用の儀に付候て、必參會仕僉議いたし申候、是にてこそ人々の言行も能相知申候筈に御座候、常々其組へしたしみなく疎遠に候ては、古人の明智といふとも人材の目利は難レ仕候、況只今諸頭諸役人の目を以唯禮式一通の出會にて、その人の器量人柄相知可レ申とは不レ奉レ存候

一　禮記王制曰、命レ卿論ニ秀士一、升ニ之司徒一、曰選士、司徒論ニ選士之秀者一、而升ニ之學一、曰俊士、升レ於ニ司徒一者、不レ征レ於レ卿、升レ於レ學者、不レ征レ於ニ司徒一、曰造士

是は六卿の大夫各その組の秀士を司徒へおくり、司徒またその内に秀たる者を選て大學校へ造り申候、卿大夫支配のうちは卿大夫より役を申付、司徒の支配に罷成候ては、卿大夫の役は勤不レ申候得共、司徒役又役を申付、ケ様に役を當候て勤させ申儀、才を試可レ申爲にて御座候、學校に付候以後は司徒の役も勤不レ申、唯一筋に學問仕候て、彌材德を長申外は無レ之候、是をば造士と申候

大學正論ニ造士之秀者一、以告ニ于王一、而升ニ諸司馬一、曰進士、大學正は學校を主る官なり、司馬は官爵を主る官也、司馬の手に渡り候ては、造士を改て進士と申候司馬辨ニ論官材一、論ニ進士之賢者一、以告レ于レ王、然後官レ之、任レ官而後爵レ之、位定而祿レ之

是は司徒より學校へ造り候士を大學正請取、日夜學問いたさせ候て、材德成熟仕候以後に、其人の所

長を僉議いたし候、其材相應に官を定候を辨論官材と申候、其以後僉議の趣を王へ告候て、官祿を授申儀に御座候、右周のとき元來國々に學校有レ之、風俗宜候上に人君も人材を重ぜられ候故、諸頭役人等も常に心を盡し候て人材を選申候故、賢能の人數多出來申候、その上にて公卿歷々の子弟同事に學校に入候て、當時の禮儀作法まで練熟仕候、以後夫々官職を授け申候、其故周時は百官皆手揃にて各其器にあたらぬは無レ之候、漢以來歷代に至候ては、其萬一にも及可レ申儀とは相見へ不レ申候

一　漢高祖十一年、詔曰、賢士大夫有ニ肯從レ我游者一、吾能尊ニ顯之一、布ニ告天下一、使ニ明知ニ朕意一、御史下ニ郡守一、其有ニ意稱ニ明德者一、必身勸爲ニ之駕一、遣ニ諸相國府一署ニ行義年一

此時高祖創業の初めにて、選擧の法未レ具候得共、天下に詔して賢人を求られ、御史より郡守へ觸下し候て、國郡のうちに上の明德に叶ひ候程の人あらば、郡守其家に至り候て、道中車駕の事まで取持候て相國の府まで送り、相國の府にて僉議いたし、其人の行狀並年齡を府中の役人連署にて申上候得との儀に御座候、（此時の相國は蕭何なり、府は相國の役所をいふ、諸役人の集る所なり）

一　漢以後人材を選擧仕候には、上より御尋候人品の題目を定られ候て、其題目に叶候者を擧させ申候、是を科目と申候、科目にて擧候故に、科擧とも申候、譬ば賢良方正、（賢德あって正しき人）直言極諫、（眞直に諫言する人）孝廉、（孝行にして廉潔なる人）賢良文學、（賢德ありて學問に精熟なる人）茂材異等、（材智すぐれて並に異なる人）其外代々時に當りて色々細なる名目とも有レ之候得共、いづれも替り不レ申候は是等にて御座候

漢文帝二年、詔曰、二三執政、（二三人執政の大臣を云）擧ニ賢良方正能直言極諫者一、以正ニ朕之不逮一

又十五年、詔ニ諸侯王公卿郡守一、擧ニ賢良一、上親策レ之、對者百餘人、（策は簡策とて、古は紙無レ之故、竹ふだに物を記し申候、凡選擧の人は上より天下の政務にかゝり候難問の事を、簡策に記し候て出され候を、策と名付申候、上親策のことは、天子御自身に御尋なさるゝを申候、是を制策とも制擧とも申候、其對を申上候を、對策と申候、此時對するもの百餘人有中に、賈誼鼂錯と申ものゝ對、御意に應じ候て官を登せらるゝ事、漢書兩人の傳に見へ申候）

武帝建元元年、詔ニ丞相御史一、（丞相は今の老中、御史は今の大目付）擧ニ賢良文學之士一、又元光元年、令ニ郡國擧ニ孝廉各一人一、

武帝のときも自身に策問せられ候て、董仲舒公孫弘などゝ申者對策仕候、何れも其に付昇進いたし候、就レ中董仲舒には武帝三度まで推返し策問せられ候、其對いづれも古今に傑出仕たる儀と申傳候、委細漢書に相見申候

昭帝六年、詔ニ有司一、問ニ郡國所レ擧賢良文學民所ニ疾苦一

凡何れの官によらず、時に當て其事を主り候人を有司と申候、此時に有司は丞相車千秋御史桑弘羊と申者にて、何れも歷々にて御座候、天子の名代として、其時分擧られ候賢良文學の士に、下の難儀する事共を尋ねられ候、其對は尤なる儀に御座候、是また漢書に見へ申候、此外前後漢ともに代々天子毎度丞相公卿を初め、在京の役人その外郡守等遠方の役人迄、承りおよびたる人材を擧候樣に御意下り申候、其上古より「進レ賢受ニ上賞一、蔽ニ賢蒙ニ顯戮一」と申儀有レ之候故、漢の時分は賢才を毎度擧候人をば御賞美有レ之、又上より被ニ仰出一候ても、賢材を擧不レ申人をば其職を御取上被レ成候、其故其時

分の諸役人、常に材徳有人を承り出して申上候、たとひ既に仕へ候て罷在候ものにても、材徳ありて上の御見出無レ之者なれば、誰が支配と申儀も無レ之、兼て承り次第に申上候、天子或は政務の事を策を以御尋被レ成、或は御前へ被二召出一直にも御尋被レ成、或は有司を以御尋被レ成候、扨其對を御僉議被レ成候上にて、御取上にたらざる者をば其儘御返し被レ成候、其内に宜相見申者をば當座に官位被二仰付一、又は當分三署郎に御入置候て、ひたと御用被二仰付一其材を御試被レ成候、（三署郎の事は末に相見申候）年たけ候者をば、金馬門公車門に常に伺候いたさせ、折節御尋の事など有レ之、料簡を御聞被レ成候、（金馬門公車門ともに禁中に有レ之長屋作りの門なり）其儀を金馬對詔公車徵起などゝ申候、其後闕官有レ之候得ば、段々相應の官に補任被レ成候、漢制刺史守相（州には刺史あり、郡には守あり、何れにも一州一郡を治る官長なり、國には相あり、相は家老の事なり、漢の時分、諸侯王の家老は天子より仰付られ、一國の仕置は家老次第にて、諸侯王は構申事不レ成候）調二僚屬及部民之賢者一、（調は吟味してしらぶるを云、僚屬は下役の官なり、部民は支配の民なり、凡未レ仕して下にある者をば、都て民と云也）擧爲二秀材廉吏一、而貢二於王廷一、（秀材は秀たる材ある人なり、廉吏は廉潔にして役人になるべき人なり、役人を凡て吏と云、秀材廉吏の二ツには、上より御尋なさるゝ名目なり）多拜爲レ郎、居二三署一無二常員一、或至二千人一、屬二光祿勳一（郎は禁中に宿衞して、無役にて勤仕する者の通名なり、大方年若なる人の初役にて御座候、宿衞する舍を署と云、三ケ所ある故に三署と云、光祿勳三署郎を主とる間なり）光祿勳復於二三署中一、詮二第郎吏一、出爲二他官一、以補二缺員一、（詮第とは、材の高下を僉議して次第するを云）

是は郡國の守護其手下の賢者を擧て京都へ差越候得ば、多くは當分郎にして被二差置一候、多少は聚次第に候故、員數は定り不レ申候、多きときは千人にも至り申候、光祿勳是を司り、其材能を僉議して、何役にても役人の缺たる時は此内より出して補ひ申候、右兩漢選擧の法大略如レ斯御座候、周時のご

とく徳行道藝を以人材を教育仕候法無㆑之候、唯一通り科目を以選擧仕迄に御座候、然ども諸人の評論を察し其人平生の行を第一に仕候、其上にて時務を尋て其申處をきゝ、或は職事をあてゝ其勤を見申候、是また舜典に有㆑之候「敷奏以㆑言、明試以㆑功」の意にて御座候、其故両漢内外の諸官に賢能の人多く相聞へ申候、尤周には及不㆑申候得共、魏晉以後の法とは大に勝り申候儀に奉㆑存候

魏文帝時立㆓九品官之法㆒

晉興依㆓魏九品之制㆒、內官則有㆓吏部司徒左長史㆒、外官則有㆓大中正㆒郡國有㆓小中正㆒、皆掌㆓選擧㆒

魏晉以後賢良方正秀材等の科目にて、人材を擧申儀は漢と替る儀は無㆑之候、但其人品の高下を九段に分け申候、在京の役人をば吏部司徒左長史、此三官是を僉議いたし、遠方の役人をば大中正小中正と申官を置候て是を僉議致し候、凡賢聖より以下材に所長あれば、又所短有、一概に高下の品を定め申儀は難㆑仕、その上九段に分ち候儀は、明智といふとも難㆑仕事に御座候、其故後には唯門地（家筋の次第なり）を以高下を分ち申外は無㆑之候、依㆑之その時分下品に無㆓高門㆒、（高門は歴々の家柄）上品に無㆓寒子㆒、（寒子は卑賤の士なり）と世に申習ひ候、此以後家筋を以高官に登り候故、材能の士多くは下に沈淪いたし候、其後隋唐に至て始て罷み申由に御座候

一　凡選擧の法は科擧と銓選との二ッにて御座候、科擧は科目を以未㆑仕の人を取上申事に御座候、銓選は功勞を以既に仕の人を役替させ申事に御座候、漢以後隋までは偏へに考試仕候處に、唐に至て

始て兩途に分申候、科擧は禮部尙書是を掌り、銓選は吏部尙書是を掌り申候、宋明にもその通りに御座候、依レ之此末科擧銓選とを分て記し申候

科擧

一　唐制科擧之法有レ三下の生徒卿貢制擧との三也由ニ學館一者曰ニ生徒一、由ニ州縣一者曰ニ卿貢一、皆升レ于ニ有司一而進ニ退之一、其天子自詔曰、制擧所ニ以待ニ非常之才一焉 學舘とは國子監と大學校との二學也、舘は弘文舘と崇文舘の二ツなり、是等の所常に學生を集置の場所なり、其學生の内より選出さるゝを生徒と云、又州郡にて材能ある人を其所に於て既に試て、後都へ登るを卿貢といふ、有司は選擧を主る官を指て云、右の生徒と卿貢との人をば、有司まで差上て、是を吟味す、此二ツの外に非常の才をば、有司の吟味に不レ及、天子御自身に試らるゝを制擧と云、是は格別の事なり

一　唐時科擧の目色に相見候へども、毎歲常試に仕候科目は、明經進士の二科にて御座候、明經科は先經義を相尋ね候て、其後時務をも尋申候、經義は、經書の内大義にかゝり候事なり、時務は、當時政務の肝要にかゝり候事なり 是は經義をおもに尋申候、進士科は先時務を相尋候て、其後經義をも尋申候、是は時務を重に仕候、其内經義は口上に相尋、時務は策に記候て相尋申候、其故時務策と申候、然ども對は何れも即時に文章を調申候、擧司選擧を司り候人を擧司と申候 その對を考候て、義理的中文辭明なるを收取申候、其收取申内にて又優劣高下有レ之候故、明經には甲乙丙丁の四科を立、進士には甲乙の二科を立申候、是を科第と申候、譬ひ優劣は有レ之候ても、その科第に入申候を都て及第と申候、科第にはづれ候て除かれ候を落第と申候、何れも放し還し申候、扨及第の士をば其姓名を記し候て、上聞に達し且又吏部尙書へ申送り候、吏部又其上を吟味いたし候以後、天子の御旨を承り候て相應の官職を授申候、是を旨授と申候

一　其所謂制擧者、有司常選之外、常選は前の明經進士等なり天子又自詔、擧二四方徳行才能文學之士一、其名目如二賢良方正直言極諫一、是は漢時より制擧の科目也軍謀弘遠、堪任將率、軍謀に明にして大將の器量ある人詳二明政術一、可三以理二人之類、時政に詳にして人を治る材ある人皆隨二人主一時所レ欲、而試レ之曰、或在二殿庭一、天子親臨觀レ之、文策高者、特授以二美官一、其次與二出身一、

是は明經進士の外に、天子不時に思召有レ之、賢良等の科を以人才を御求の時は、直に策問なされ候、その對の勝れたる者は美官を授られ、その次は出身を被レ下候、出身は其人の姓名、並被二召出一候て群臣の列に被二仰付一と申儀を、吏部へ申遣候證文にて御座候、吏部是を證に致候て、後日に官職申付候と相見へ申候

一　宋明に至ても科擧の法何も唐に從申候、勿論其代により少づゝ其式相違も有レ之候へども、大方似申儀に御座候、元より明經進士等も科目を設候て、或は有司考試いたし、或は天子詔試被レ成候事も、唐の格と同事に御座候

一　三代人を選擧仕候は、徳行を第一に仕候、勿論道藝有者も擧候得共、其時分の藝は六藝の外は無二御座一候、六藝は皆有司の事にて、徳行に添申者に御座候、漢の時分迄は三代の遺風有レ之候て、賢良孝廉などの科目を以實行ある人を擧申候、魏晉以後選擧の法段々惡敷、只名目計に罷成候、隋唐より宋明に至候ては、其人の徳行をゑらみ候沙汰は無レ之、唯進士明經の二科を以擧申候、此二科ともに

日比文章を得不レ申候ては、及第仕候事不二罷成一候故、平生文章を心がけ申候、學問經史をよく覺候て、及第の間に合候樣に仕候計に御座候、學司（學事を司る人）元より德行の僉議にて無レ之候得ば、只文章辨論の上にて善惡を選び申迄に御座候、其上隋唐以來は詩賦の科有レ之候て、進士明經に差加へ詩賦をも試み申候、其故詩文の材ある人のみ世に用られ、名をもあらはし候樣に罷成候、宋明に至り候ても其通に御座候、勿論其内に人柄正しく、材德ある人も大分出申候へども、又は及第の人に不行儀なるも多く有レ之候、然ば唐以來及第と申事、先は人材を得申候筋にて御座候へども、還て是に依て虛文日日に長じ候、其實行は月々にほろび申候、大に取失たる儀に罷成候

銓選

一　唐制、凡文官之選、吏部主レ之、每歲以二十月一、會二於省一、（省は尚書省とて、吏部尚書等禁中にて、公事を勤る所なり）凡擇レ之法有レ四、一曰、身、體貌豐偉、二曰、言、言辭辯正、三曰、書、楷法遒美、四曰、判、文理優長、四事可レ取則先レ德、德均以レ才、才均以レ勞、五品以上不レ試、上二其名中書門下一、（中書省門下省尚書省是を三省と云、禁中にあり、皆職事をとり行所也、其中書門下は、別して大切の地なり）六品以下而試二其書判一、已試而詮二其身言一、然後以聞、主者受レ旨而奉行焉、謂二之奏受一、其視品及流外、官皆判二補之一、凡官受レ成皆廷謝

是は唐の時身言書判の四ッを以在官の士を選申候、身は人柄を見る事也、身體豐偉とは、立居ふるまひゆつたりとして粗忽になきをよしとす、言は口上を聞事也、言辭辯正とは、ものいひわけ明にして正

しきをよしとす、書は手跡を見る事也、楷法遒美とは、公儀向の書物に行草は用ぬ故、眞字の見事なるをよしとす、楷は楷字にて眞字の事也、判は裁判を見るを云、何れも訴訟對決の案文を出して當座に捌せ見る事なり、文理優長とは、その決斷の詞、文言、道理共に、きゝ事なるをよしとす、此四ッながら格にあへば、其上にて人柄を見合せ候て、德と才と年勞とを以其高下を次第仕候、但五品以上の官は吏部にて試不レ申、其姓名を中書門下の兩省迄上達仕候、是は右兩省にて吟味の上、天子より直に官を被二仰付一候、六品以下をば吏部より申上候て轉任致させ候、其外九品並と無品の官とをば上聞に不レ及、下にて判斷して其人相應の官に補し申候、何れも以後一統に參內仕候て御禮申上候、それを延謝と申候

唐以來、百官の位階、上の上、上の中、上の下と一階三段に候故、上中下合せて九品に相定候□□視品と申し候は、品になぞらふといふ意にて、九品に准じ申し候、其外無品の官をばすべて流外と申候

一　宋仁宗時、議者（政事を評議するもの）以二身言書判一爲二無益一、乃罷レ之

身言書判の內、判は人の材識を見候ために、可レ有レ益事のやうに古人も申傳候得共、後は其詞の巧を專に仕候故、判斷の材を見候ためには不二罷成一候、其に付宋朝に至て僉議有レ之、差止申候と相見へ申候

一　唐玄宗開元年中に、裴光廷と申者吏者尚書に罷成候て上へ奏聞致候、向後在官の士一統に、年勞の次第を追て進め候筈に轉任の格を定め申候、是によりて材能無レ之者も、其職を無事にさへ勤候へば、年勞を以昇進いたし、たとひ材能有レ之候ても、年勞ハ次第を越申儀不レ罷成レ候、是を循資格と申候、循資とは、物の下地になり候を資と申候、其人の舊功を下地にして、それ次第昇進いたし候故、資に循と申意にて、循資格と名付申候　凡人を用候は材徳次第の儀に御座候、齊桓公は管仲を囚虜より擧られ、秦穆公は百里奚を窮巷百里奚は、民間に羊を畜て居申候より擧られ候、勿論此時分年勞をすきと不レ用にては無レ之候得共、是を以擧人の法に仕と申儀は不レ承候、晉文公即位のはじめ、群臣に官職を命ぜられ候にも、尤舊族を昭にして功勞を賞せられ候へども、又善能を擧て賢良を明にせられ候由左傳に見へ申候、その故胥臣、先軫、欒枝、郤縠が徒、いづれも舊勳を以大官を授られ候と存候へば、又冀缺が賢を聞れ候ては民間より即時に擧て下軍大夫と申官にいたされ候、漢のときに至り候ても此風いまだ殘り申候、蕭何、曹參、陳平、周勃が徒、いづれも舊功を以て大臣に任ぜられ、且又轉任の次第も郡主より二千石に至り、漢のとき二千石と申官有レ之候、州郡を治申官にて、刺史郡守の上に立申候、祿を以官名にいたし申候　二千石より九卿に至り、九卿より御史大夫に至り、御史大夫より丞相に至り候、ケ樣に階級は有ながら、其間に材能あるものは少も貴賤に拘らず、不次次第を經ぬを不次といふにして選用せられ候、賈誼は初より大夫に至り、公孫弘は徒歩貧賤にして常に歩はだしにて行く事をいふより宰相に至り候、是にてこそ人材を自由に用候て、人ごとに勤勵いたし候筈に御座候、然る處資格を擧人の法に仕候ては、庸碌成人も英特なる人も留滯いたし候、たゞ默々として常

に越度なきやうに其職を勤候計に御座候、此格もと後魏の崔亮と申者始て選擧の法に仕候得共、その後沙汰やみ申候處に、唐の裴光廷選擧を主り候時より、是を定格に仕候、依レ之宋明に至り候まで代代共通りに御座候、就レ中日本公家武家共に資格を以轉任仕候外は無レ之候、是は第一官長たるもの人を目利仕候事難レ成候故、唯資格に任せ候得ば大なる相違も無レ之候、たとひ相違仕候ても濫擧の譏をのがれ、一分の申分とも罷成候、縱ば庸醫の人の病を療するに假申候、古の名醫の如く人の病根を慥に見へ不レ申候に付、大瀉の劑にて手際に邪氣を去候事難レ成候故、當分和らかなる藥を用候て指置候、是にては急にあしき事も有レ之間敷候へ共、畢竟本復の筋は見へ不レ申候、是と申も病の日利不レ成のみにもあらず、古人の如く療治に心を盡し不レ申故に御座候、されば官長たる者、其職にはまり候て晝夜心を盡し候はゞ、人の賢否も相應に見へ可レ申儀に奉レ存候

一　宋時銓選之法、文臣は五年、武臣は□□勤申候へば、年勞を以轉任仕候、是則唐以來の資格に御座候、然ども此外に薦擧と申儀有レ之候て、毎度公卿又は刺史牧守（刺史牧守何れも州郡のつかさにて、民を治る官なり）等の長官に命じて、所部所知（所部は組下の人也、所知は日比知たる人也）の內德材ある者を薦擧させ、其器量次第に進用せられ候、是は常格の外に御座候

一　太祖時、凡被レ擧二擢官於誥命一（日本の口宣の類）署二其擧主姓名一、他日不レ如二擧狀一、則連二坐之一

漢唐以來凡長官たる人、毎歳賢材を一人にても二人にても上へすゝめ候事、定たる役の樣に罷成候、

其を保擧と申候、保はものを請合をいふ、保擧とは、その人柄を受合候て、擧申儀に御座候 上よりは擧申人を補任せられ候時分も、口宣に誰が保擧と申事を載られ候て、後日に其人請合のごとくに無レ之候へば、其擧主をも其人と同じく連坐せられ候、是を擧主連坐といひ□□□過たる様に候へども、左様に候故、長官たる人、其支配の賢否を常常見知る様に心懸候て油斷不レ仕候

蘇軾曰、今且有下人牧二牛羊一者上、而不レ知二其肥瘠一、是可三復以爲レ牧□□□屬レ之不レ知、則此固可二以罷免一、而無二足レ惜者一、罷免は官を取上る事

是は人々牛羊を預りて牧ものあらんに、其預りたる牛羊の肥たるをも瘠たるをもしらずしては、牧人といふべからず、其如く人の頭として、其下に附屬したる者の賢なるをも不賢なるをもしらずしては、人の頭とはいふべからず、さやうの人をも其官を取上候べし、少しも殘念になき事なりといふ意なり

明朝詮選之法、諸司州縣之官諸司は在京の諸役所なり、州縣は遠方の役人なり 等は、年勞又は遠近によりて轉任し、進士及第の人は科第の高下によりて叙授いたし候へ共、其勤勞人に越候歟、又は材德世にあらはれ候もの、常格に拘らず階級をこえて遷用せられ候、この一事は唐宋のおよぶ所に非候由申傳候

一 明太祖謂二吏部一曰、資格、爲二常法一設耳、若有二賢材一、豈拘二常格一、今後庶官有下才能居二下位一者上、當不□□□□□□□□□□□

李煥文自二西安知府一、西安と云所の治務を掌る 費震自二寶鈔提擧一、金銀の出納を掌る 俱擢爲二戶部侍郎一

是は太祖吏部に命ぜられ候は、常徳の人はさして取擧べき材もなき故に、年勞を用ひ候事尤にて候、もし賢材を用るには常格に拘るべきにあらず、今より後庶官の内材能ありて下位に居るものあらば、不次に（次第をこゆるをいふ）是を用べしとの儀にて、李煥又費震等をいやしき官より、直に高官に擧られ候由に御座候、右魏晋より唐宋を歴て明朝に至迄、選擧の法大略此通御座候

一 軍法兵書に精しく、又は武藝にくはしき者を別に選擧仕候、是を武擧と申候、唐の高宗の時より起候て、代々兵部尚書是を主り申候

唐武擧、起ニ於武后之時一、（武后は高宗の后則天皇后の事なり、高宗の時より政をとり行ひ、高宗崩御以後、唐の天下を危く致候）其制有ニ馬射（馬上の射）歩射一、（歩立の射）又有ニ馬槍、（馬上の槍）翹關負重之選一、（翹關負重、何も力業の事なり）唐武選ニ兵部一、主取下其軀幹雄偉、驍勇材藝、及可レ爲ニ統師一者上

是は武人も内より生付丈夫に、勇力ありて武藝に達し、士卒の頭とも可レ成者を選申儀に御座候

宋仁宗天聖八年、親試ニ武擧十二人一、□□□而後試レ之、

是は天子御直に其人の弓馬を御覽被レ成候て、其後軍法兵略等を試らるゝ儀に御座候

慶曆六年、馮維師奏、武擧以レ策爲ニ去留一、弓馬爲ニ高下一

是は武擧も前申上候明經進士科のごとく、軍書軍法等の難問を簡策に記して、其對的中するをば留て及第させ、其外相違の對をば除き去て數に入不レ申候、其及第の内にて、又弓馬の優劣を以て高下を定など申儀に御座候

明太祖令二有司一曰、應二武擧一者、先試二韜略一、次騎射、俱求二實効一、毋二虛文一、韜略は七書の六韜などの類、すべて軍法兵略を云ふ是は明の太祖の時、武選を主り候ものに命ぜらる軍學と弓馬とを吟味致し可レ申候、此者どもに實に用に立候を專一に致し候て、仕形一通りに仕間敷との儀に御座候

右武擧の法有增如レ此御座候、三代の時は文武一道にて、文を用べき時は文を用ひ、武を用べき時は武を用ひ候故、射御も六藝の内にて、是を別に武藝とたて申儀は無レ之候、漢の時分始て騎射の士を選候て、天子外へ御幸ノ時、路次警衛の爲被二召遣一候、是を羽林郎と申候、然ども兩漢の時分までも人の吟味までにて、武擧と申儀は無レ之候、其後又道日々に衰候に付、天下に叛逆強盜多く出來申候故、專武力を不レ用候て難レ制罷成候、其上夷狄を防可レ申ため旁騎射勇力の士を常に抱置申候、是によりて百官も文官武官と二ツに罷成候、且又選擧の法も唐以來武擧と申事出來申候、是は第一勇力武藝の士を擧候故、人材を得申候爲には難レ成候へども、唐宋の間勇士名將も、數多武擧の内より出申候、以上

追加

異朝代々選擧の事御尋被レ遊候儀、當時御仕置の御考にも可レ被レ遊との儀に御座候、其に付私料簡の趣をも申上候樣にと被二仰出一候故、追加仕候て指上申候

一　人材選擧の本は諸奉行諸頭諸役人にて御座候、此者ども不明にして人をしらず、不直にして依怙

有レ之、又は役儀の心懸うすく候ては其下の善惡相知可レ申樣も無レ之候、よく可レ存者には、老中次に若年寄にて御座候、大猷院樣御時、伊豆守豐後守を初、其外老中の風儀承及候處、少しも己が威につのらず、己が智にて諸役人と心易いたし申候、毎朝登城前諸役人公用にて罷越候へば、相伴にて朝飯など被レ下、世間の取沙汰などをも承申候、御城にて諸役人と出合申時分も、只もの丶申よき樣に仕かけ申候、只今の風とは格別成儀に御座候、其故諸役人も少しもひかへ申事無レ之、御用の儀に付候ては何事も無二遠慮一おしかへ候て申入候、是によりて諸役人の器量をも常々慥に存候て罷在候、其上にて僉議仕役受等申上候故、其時分は諸役人手揃ひ候て、少しも不相應なるは無レ之由に御座候、只今老中若年寄共も定て其心得可レ有レ之候へども、乍レ憚老中を御前へ被レ爲レ召候節は、御政道の儀に付思召をも御直に被二仰聞一、且又心得にも可二罷成一儀は、折ふし上意を被レ加候樣に仕度奉レ存候、左樣にて候はゞ御一言は重く候間、各格別に心懸候て相勉可レ申と奉レ存候

先年酒井讃岐守隱居候後、保科□□□□□仕候儀を老中共爲二申聞一候、其趣豐島刑部事御城にて喧嘩仕出、御爲には不忠の者とも可レ申候へども、刑部こと御當家には一かど奉公有レ之者と存候、其子細は先年諸役人勤かたよろしからず候、其故御仕置も滯申候、此儀を老中何も僉議仕所に、刑部申は、諸役人不レ宜事は其等に存候、只今役替等被二仰付一候時分、各僉議を承候所に、日比各へ出入候て存知候人か、又は内々被二承及一たる人の內を御申上候、尤其中にもよき人も可レ有レ之候へ共、

輕薄成者多可㆑有㆑之候、常に一分を守り實體成者は、各へ日比立寄不㆑申候、各名をも不㆑被㆑覺者有㆑之候、左樣の者の內に結句よき人可㆑有㆑之候間、向後は各不㆑被㆑存者の內を僉議候はゞ、よき人何ほども出可㆑申旨申候、何れも是より氣付候て、常に疎遠なる者の內を選び候へば、段々よき諸役人罷出候、これは刑部一言故にて候、然ば刑部は奉公の者と存候由、讃岐守其儀を故肥後守に承置候て、其後酒井雅樂頭へ咄申由に御座候

一　只今寄合組大勢打込、若年寄の支配にて御座候、若年寄は手重く候、其上毎日在城候故、何事も家來へまかせ置候、此通にては中々人柄の吟味も不㆓罷成㆒候、是も小普請組の通人數をわけ候て、頭を可㆑被㆓仰付㆒候儀に奉㆑存候、儒者醫者は其外に頭を被㆓仰付㆒候歟、又は右寄合組頭へ配分仕候ても不㆑苦儀に奉㆑存候、然ば寄合組、御書院番組、小性組、新番組、小普請組、大番組、小十人組凡御直參之諸士七組にて御座候

一　右の通諸組相定置、其上にて漢の賢良方正等の科目有㆑之候樣に、諸組へ選擧の品を被㆓仰渡㆒可㆑然奉㆑存候、其趣は

一　行狀　遊興にふけらず、不行儀成事なく、其外士の大筋に違はぬ程之事有㆑之

一　弓馬　弓は的を射候ほどの事にて、馬はせめ馬いたし候ほどの事

一　學文　四書の素讀慥に覺え申ほどの事

右三條にて諸組の嫡子、三十歲より內二十歲前後之儀にて候、此三ヶ條程の事は士の常格にて、只今も少し心懸ある者は其子是ほどに致置候、然れども風俗あしく幼少より氣隨にそだち候故、此格にあひ不ㇾ申候者も多く相見申候、向後御番入等被㆓仰付㆒候節は、此格にあひ申者を可ㇾ被㆓召出㆒候、もし此格に大に相違仕候者は、其頭より親へ爲㆓申聞㆒候て相改候樣可ㇾ仕候、其上にても不㆓相改㆒候はゞ、家督被㆓仰付㆒間敷候、此旨其頭へ被㆓仰渡㆒、頭より常々其支配へ爲㆓申聞㆒候樣に仕度候

一　すぐれて正直にして、世に諂ひなき人

一　すぐれて實體にして、言行正しき人

一　すぐれて材智ありて、浮氣になき人

一　或は父母に至極孝行、或は親族に至極賴もしく、其外何にても人に勝て奇特成行ある人

一　多年學問に心懸ありて、經書に精き人

一　弓馬に達したる人

但人柄あしく候はゞ無用に候

右諸組の內三拾才以上の人此格に合申者有ㇾ之候はゞ、祿の高下に不ㇾ限、其頭たる者より姓名年齡、並その子細委細に書付、尤封包仕申上候樣被㆓仰渡㆒可ㇾ然奉ㇾ存候

一　諸組の內右の格に合申者有ㇾ之候て、段々その頭より申上候はゞ、周の選士漢の秀才に准じ、兩番

大番等の番を御免被㆑成、寄合小普請は役金を御免被㆑成、漢の三署郎金馬待詔（三署郎金馬待詔前に委細相見候）などの格に准じ、何れも御本丸のうち何れの間へ成とも代る〳〵相詰させ、折節御尋の儀など有㆑之、又は不時に御使等被㆓仰付㆒、或は御鷹野御供に被㆓召連㆒、或は段々役儀など被㆓仰付㆒候はゞ、その器量の程も段段相知可㆑申奉㆑存候、是又「敷奏以㆑言明試以㆑功」の意にて御座候、其後諸役人のうち闕人有㆑之候はゞ、右選士のうちより追て器量並身體相應の者を可㆑被㆓仰付㆒候、其内材德拔群の者ども、身體にも階級にも御構ひ不㆑被㆑成、格外に御取立被㆑遊候はゞ、諸人彌心服可㆑仕と奉㆑存候

一　諸組頭も其組と平生隔意にては、諸士の善惡も慥に相知申まじく候、周の賓興の法にならひ候て、常に隙の時分は一献をもすゝめ、緩々出會候やうに仕度者に御座候、勿論出會の時分は唯士の風儀を亂不㆑申、文武の藝ともに心がけ候樣に連々可㆓申渡㆒候、其組より御用に立申者多く出來候はゞ、御奉公とも可㆑被㆓思召㆒候よし被㆓仰渡㆒可㆑然奉㆑存候

一　諸組の內不行儀なるもの有㆑之候はゞ、其頭たる者並意見をくはへ改させ可㆑申候、其にても改不㆑申候はゞ、言上可㆑仕候、もし其分に仕置候て外より相知申歟、又は其者大成不義仕出候はゞ、其頭も越度可㆑被㆓仰付㆒候由被㆓仰渡㆒可㆑然奉㆑存候、以上

八月四日　　　　室　新　助

江戶火災の儀に付、水道の儀に申上候處、追て所存可㆓申上㆒旨被㆓仰

出候に付、乍恐愚意の趣委細申上候

一　當地火災に付、火禁防火等の儀段々被仰出候得共、今以難儀に及候儀は、畢竟風故如斯御座候、大風の時分出火仕候ては、中々人力には難及奉存候、惣て江戸の風俗下々は別て謹愼の事一向に無之、只不敵にて一歩先の儀はすきと不存候、其上幾萬とも無之小家立こみ游民ども多く集居申候處、何程嚴密に被仰付候ても、失火仕まじくとは難申上候、若大風の日に出火仕候得ば、必大火に罷成申候、近來所々に火除出來、且又此比人家等土藏作りに仕候、是にて火も防よく飛火のためにも宜しく儀奉存候、先かやうの儀より外に差當り手段も無之儀と奉存候

一　先年老人ども申聞せ候は、明暦時分より前は當地大風吹候ても風重く風に力有之候、その故物に當り申事は今より強く、大木人家抔吹倒し候得共、風浮付不申故、只今のやうにごみなど吹立申儀は無之、火災も只今のやうに節々は無之候、明暦以後段々風輕くうはつき申候て、大風の時分は空は見え不申やうにごみを吹立申候、其上火災も度々有之候由物語いたし申候

一　牛込忠左衛門長崎奉行の時分、江戸に水道出來候に付、長崎にも水道申付候、其時分唐人長崎に參是を承候て申候は、朝夕の水の手寄には一段よき事に候得共、此後火災度々可有之候、交趾も此通に水道有之候處に、度々火災出來候旨申候よし先年承申候、其後唐人申ごとく長崎たび／＼火災

有ㇾ之候、何故にて水道に付火災有ㇾ之と申儀は何とも不ㇾ承候、然れども唐人如ㇾ斯申に付右の老人共の申聞せ候、明暦前後の風の相違を以引合せ候て相考候得ば成程左やう可ㇾ有ㇾ之儀と奉ㇾ存候、水道は明暦年中出來仕候、其後水の手寄よく候故方々水道を付申候、只今江戸中地下は機々織申ごとく縱横十文字に水道有ㇾ之候、ヶ樣にては悉地脈を絶候故、地氣分裂仕候て集可ㇾ申樣無ㇾ之候、風は莊子にも大塊の噫氣と申候て、空にて吹申候得共、元來大地の息にて地より生じ申候、然處に地氣ヶ樣にて中虚に罷成候て、下に拘申力無ㇾ之に付、近年大風と申候得ば必狂忽に浮つき申候故、其儘火を誘ひ火も狂風に乘じて盛に罷成、十町二十町外へも飛申事に御座候、其のみならず土は水氣を含て常に潤候處に、地中に水流候ては、惣やう土の潤すきと水道へぬけ申候、同氣相感の道理にて御座候、それ故土に潤無ㇾ之枯乾仕候、その中より生じ申風にて候故、風も殊の外乾候て燥火を催し候やう存ㇾ奉候

一　陰陽師の申やう成儀に御座候得共、易の八卦にて巽卦は木に取又風に取申候、是木と風は同氣にて御座候、水生木にて水より木を生じ候へば、風も水より生じ申筈にて御座候、其故に水道には常に風有ㇾ之ものに御座候、只今江戸中大半水道に御座候得ば、地下に常に風を含居申候、其上金剋木にて、風をば金氣にて押へ可ㇾ申ところに、貞享年中金銀吹替有ㇾ之、世界金氣の精すきと損じ薄く罷成候故近年別て風吹申候やう奉ㇾ存候

一　先日本所筋水道破損以後火災無ㇾ之儀始て承知仕候、彌日比相考候趣と符合候やうに奉ㇾ存候、此

上にも古來水道のやう成儀にて、火災のため惡敷候證據も有レ之候哉、外は存付申儀無レ之候、林大學頭などへ御尋被レ遊候はゞ相知可レ申候、萬一慥成儀とも有レ之候得ば、彌無レ疑儀に奉レ存候

一　右の通に御座候得ば、水道は潰申たく者に御座候得ば、道奉行共より差上候書付の通に御座候へば、江戸中大方は水道にて御座候、只今不レ殘潰申儀は難レ成事に奉レ存候、其上當地の地形東南ひきく濕地にて、數丈掘り候ても水甚鹹く候て給られ不レ申候、淸水出申迄に掘ぬき申事は大分の造作にて、居人の力難レ及候、依レ之朝夕水に難儀仕候段、そのかみ上へ達し候て不レ被レ得レ已被二仰付一候事と承申候、然ば下谷鐵砲洲邊は水道無レ之候ては、居人朝夕の難儀に御座候間、さやうの處にはそのまゝ差置候て、井水宜しき所ばかり水道を埋め井に仕たく物に御座候、其共に大分の儀にも御座候得ば、急には難レ成儀に奉レ存候、勿論南風にても火災有レ之候得共、第一冬末より春二月時分まで北風烈しく候て、毎度火災に及申候間、御城より北の方小石川巣鴨邊の水道を先潰申度ものに御座候、其も東南の濕地へ通り候水道一筋をば殘置候て、其外脇へとり申候水道を不レ殘埋候樣に仕可レ然奉レ存候。只今水懸り不レ申所も餘程有レ之候、何とぞ江戸半分程も所々水道潰候はゞ、風の樣子替り火災薄く可二罷成一候樣奉レ存候

一　一兩年以來別て火付盜賊多く罷成申候、小身の侍家幷町人等の家へ毎度火を擲、或は盜賊を仕候得ども、見付不レ申候故其分に仕置候、其內見付候ても公儀へ申上候は、十が一にも無レ之候、是は第

一近年困窮仕候故にても御座候得共、又は近年盗賊の御刑罰緩かに罷成候故にて御座候、世上にも御仕置餘り御慈悲過候樣に取沙汰仕候、右申上候通一歩先をも考不レ申やう成愚惡の輩に候故、黥笞等の刑に被レ行候ても少も懲申意は無レ之、出牢仕候てはその日の内にもはや盗みをも仕火をも付申候、十が八九見付られ不レ申候故、惡人の癖にそれを頼み存候て、曾て恐申意は無レ之候、是等のともがら世に徘徊仕候ては火付絕申まじく奉レ存候、火付絕不レ申候ては、火災止申儀は有レ之間敷と奉レ存候、既に人家の牆を越鎖を切候て入申程の者に候得ば、物を取不レ取よりも多少にもより不レ申儀に御座候、ケ樣の類は一列に死罪に仕たく物に奉レ存候、是を救置候ては自餘の害に成候へば、一殺多生の道理たるべく奉レ存候、鄭の大夫子産相果申時分、己に代はり申候子大叔と申者へ申置候は、法は必猛にすべし、火は烈しきにより人是を恐れて、火に入て焚死する人はすくなし、水はぬるきにより近き安き故に、民馴輕じて溺死す、此後我に代りて政をとらばかならず猛にせよと申置候、子大叔是を用ひずして法を寛仕候得ば、鄭に盗多く罷成候故、其時後悔仕候旨左傳に相見へ申候、寛猛二ッの僉議は古來有レ之儀に候得共、兎角時により可レ申儀に奉レ存候、たとへば醫の療治仕候に邪氣强く候得ば、必瀉藥を用ゐて攻擊仕り邪氣を去、其後溫補仕、勿論瀉藥は長くは難レ用候得共、邪氣差塞申時分は攻擊の劑にて無レ之ては邪氣去不レ申候、邪氣去り不レ申候ては溫補可レ仕やう無レ之候

一　後漢書に法は海のごとくすべし、海は易レ避而難レ犯と有レ之候、古今不易の名言とも可レ申儀と奉

レ存候、海は廣大明白なる物に候故、海へふみそこなひ候てはまり申者は無レ之候、是海はよけやすき物に御座候、然ども落れば必死申候故、中々あなどり犯がたく御座候、溝堀などは行先に有レ之候故、ややもすれば踏損じはまりやすく、しかも又はまり候ても必死し不レ申候故、其跡よりまたはまり申候、ヶ樣に御座候ては、自然と諸人法を輕じ申やうにも罷成候故、法は海のごとく大筋を急度はげしく建置、其外は瑣細に無レ之候樣に仕れとの儀に奉レ存候、以上

三月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　室　新助

水は下より治ると申儀御尋に付申上候

一　大禹九州の水を治られ候事、皆下流より始られ候よし、去によりて地形の高下を考候事、治水第一の工夫に御座候、九州の內冀州は帝都に候故、急に治められず候ては成不レ申候、禹貢に、「冀州既載（ハジム）二壺口一」と有レ之候、壺口と申山を切開き候て水を通じ申儀に御座候、其外は袞州第一地卑に御座候ゆへ、袞州を治られ、其次に青州、除州、楊州、荊州、豫州、梁州と段々下より治め、上の水をはかせ候て、扨雍州別て高候故、是をば惣ての後に治められ候、孔穎達書經禹貢之疏にも「以二水勢下流一當レ從レ下而泄一、故治レ水皆從レ下始、」蔡沈書經之註にも、「禹治レ水施レ功之序、則皆自二下流一始、以疏二殺其勢一」其外諸儒の說皆如レ斯御座候、

一　元來水は下流の物に候故、水の性に隨て下より治むと申儀道理の至極不易の定法と奉レ存候、然る處に、唐虞三代以後、戰國秦漢に至り候て亂世打續、河水其外の川をも終治の功を差止捨置候故、年々に下流雍塞仕候、その故に水の下流に順て河上より段々に土も下へ流落候てたまり申候、其水は晝夜を不レ分流申候故、三四年も浚治不レ仕候得ば、河下填淤仕事無レ疑儀に奉レ存候、水出不レ申候時分は、下へ流れ行申事無レ替儀に候樣に御座候得共河下に泥土たまり候ては、譬ば屋根などの勾背ぬるきやうに罷成候故大水に至り候ては必脇へ溢出申筈に御座候、唐にても歷代每度大水出候て、大分の田宅を害し候故、堤防又は石籠抔にて防申儀に候得共、當分は少し益有レ之迄にて終には突くづし水害止申儀無レ之、因レ玆前漢以來代々此僉議有レ之事に相見申候

一　歷代治水僉議を相考候處に、とかく禹貢下より治むるの外は無レ之儀に相見へ申候、漢の平當と申者申候は、上代は治水と申候得ば決レ河深レ河して水を泄し申、終に堤防を築て水を止申事は不レ承候間、河を浚はせ可レ然の旨朝廷へ奏申候、賈讓と申者申候は、堤防にて水を堰止申事は小兒の啼をとゞめて其口を塞が如し、其儘啼止可レ申候得共忽ち死可レ申候、如レ斯堤防にて水を止候はゞ反て大害出來可レ申由申候て、上中下の三策を獻申候、唐にて後世に至候ても、水を治るに付ては賈讓が三策とて申傳候、その大略上策は兎かく水は下流仕ものに候間、河上より河下の方へますぐに流候て海に至候樣に仕候得ば何の害も無レ之候、然るに川下の方高く候故、脇へ流候て溢出申候、夫に堤防を以せきとめ候

ては、彌さかまき水に勢つき申候、昔禹王水を治られ候に終に隄にて水をとめ申事は見へ不ㇾ申候、とかく下へ眞直に流れ候やうにのみ治められ候故、水の通道に當て龍門伊闕底柱碣石などと申候、險しき山どもを切通され候事禹貢に見へ申候、尤費用大分たるべく候得共、是にて水道一定仕候て長く盈溢の害あるまじく候、此上策にて御座候、中策は大河下流の左右に幾所も入江を付石垣を以水門を仕置候はゞ、大水の時分左右の入江へ水落申べく候、是にて水勢分れ候て自然と外へ溢出申害有ㇾ之まじく候、是を分殺水怒と申候て水害を救の要法にて御座候、さて下策は堤防を以水を凌申事にて御座候、漢の時分河水の堤防は水より數百間の外にいだし候得共、後日には水より數里の外に築申由に御座候、何程堤を高く仕候ても、間を遠く仕候ても、大水のときは敗申候故、是をば下策と申候

一　右禹貢下より治の法、並賈讓三策の趣を以相考候處、第一水の淺深地の高下を考候て、常に沙泥を浚下流無ㇾ滯候様に仕候事簡要の儀に奉ㇾ存候、縱大水出候ても、川下と川上との勾背急に候はゞ水の滯申事は無ㇾ之筈に御座候、只水の吐弱く候故滯申候、脇へ溢出申候、是必定の理にて御座候、さては河下の方所々に枝川を掘、水を省き申やうに仕候はゞ、大水出申候共水かさへり可ㇾ申候、是またゞ一ッの衞たるべく候、唐にては右枝川より水を取候て、旱魃の時分は田地へもかけ申よし御座候

一　漢成帝のとき馮逡と申者、河水の害を兼てより料簡仕候て、古瀨の跡を掘候て河流を二股に致し、水勢を分殺候やう仕置可ㇾ致候、兼て修復不ㇾ仕置ㇾ候ては、秋に至り候て大水出候はゞ、何程防候とも

さゝへ申まじく旨申候得共當時執政の人取上不レ申候故、果して秋に至大雨の後河水大に決し、四郡三十四縣の地をそこなひ申候よし漢書に見へ申候、とかく水出申ときは沙泥を浚申儀も不ニ能成一候、唯夏のうち水涸申時分、篤と水の瀬を見屆地の高下を考、或は浚或は脇を掘、その用心可レ仕儀に御座候、毎年如レ斯仕候はゞ水の害有まじく奉レ存候

一　明世宗嘉靖元年春、杭州久晴無レ雨に依りて河水悉涸申候、有司郡中を巡見仕候て、河道を開通仕候よし相見申候、是も水無レ之時節を考候て、兼て河を浚申儀に御座候、此度拜借仕候杭州府志に、河を浚申法を載申候間、左に書抜上申候

陳善曰、過ニ旱而濬ニ河道一、蓋水利之不レ可レ廢者也、但去レ土不レ深、起積ニ岸間一、終歸ニ復堕一耳、奚益哉、蓋余聞レ之、疏導之法、宜下于ニ下流一作上壩俟ニ濬既深一、然後啓レ壩、令レ入レ水、乃更設ニ壩其上一、如ニ初法濬レ之啓上之、鱗次櫛比、以レ漸而前、則事有レ緒、而加可レ成、朱子所謂、開河無ニ良法一、先於ニ下流一用レ功者此也、若ニ其濬泥一、則以レ舟撥卸、德勝レ壩聽ニ郷民一取以糞レ田、彼利既興、此害復去、雖レ勞便也、此意は旱には水涸候に付、此時に河を浚申事尤成事に御座候、但浚候ても念を入不レ申土を去事淺候か、又は其土を脇へ運び不レ申そのまゝ岸に積置候ては、頓て埋候故何の益も無レ之事に御座候、然上は土を浚水を疏通仕候法は、先河下におゐて石堰を作り水をしばらくせきとめ候て、水底の土を思ひのまゝに浚候以後、石堰を除て水を通し、又一段河上の方に堰を設け土を浚、漸く如レ斯仕候て川上へ浚上候

て、其事成就可レ仕候、但鱗次櫛比と有レ之候得ば、堰を一續に仕候ては無レ之候、河筋に一きれ〳〵魚鱗のごとくに次、櫛の齒のごとくならべ候て、水を幾瀨にも仕せきとめ申儀と奉レ存候、さて其上浚申候土をば舟にて手寄よき所へ運除させ、幸いに農民田地の糞にもいたし可レ然との儀に御座候、是等の法只今も水を治るに簡要の儀に奉レ存候、右諸書の趣を以相考候處、水を治申候て河下を浚申候儀第一の事に相見申候、然ば下より治ると申儀も、此外は有レ之まじくやうに奉レ存候、以上

三月廿一日　　室　新助

步里寸尺の法王制公羊傳に出申候趣、且また兼て承及申候通記レ之差上申候

一　王制云、方里者、爲二田九百畝一、註云、一里方三百步、一步は日本六尺四方也、步百を一畝と申候得ば、一畝は百坪、百畝は壹萬坪、三百畝は三萬坪、九百步は九萬坪にて、是則井田の地所にて御座候、然ば一里三百步と申儀は元來井田より起り、三百步四方九萬坪の地を申事に御座候、然ども路程にて申候時は、その一方の長さをとり、長さ三百步を一里と相定申候、則千八百尺にて御座候

一　公羊傳注云、古者六尺爲レ步、三百步爲レ里計一里有二千八百尺一、十里即有二萬八千尺一、此說王制と同事に御座候

一　韻會云、路程、三百六十歩爲二一里一

一　明程大位算法統宗云、歩五尺、里三百六十歩

一　元朱世傑算學啓蒙云、里法、三百歩爲二一里一者、當下以二方六尺一爲上レ歩、若三百六十歩爲二一里一者當下以二方五尺一爲上レ歩、

右一歩六尺の法にて一里を三百歩に相定候を、一歩五尺の法に仕候得ば三百六十歩に相成申候、一歩を五尺に仕候と六尺に仕候との違にて、一里の法に替り申儀は無レ之候

一　周の代に一歩を六尺と定申儀は、人の左右の足を運申候時分、一足を三尺につもり候故、左右兩足にて六尺にて御座候、是を一歩と申候、それ故左にても右にても一足を運申候を半歩と申候、即跬歩のことにて御座候、司馬法曰、一擧レ足曰レ跬、跬三尺、兩擧レ足曰レ歩、歩六尺、と有レ之候も此儀にて御座候、然る處に後世段々尺長成候故、後世の六尺は人々一歩に餘り申候て、二足にはふまれ不レ申候、是によりて路程の遠近を算へ申ときは、五尺を一歩と仕と相見申候、然れば古の三百歩は後世の三百六十歩に罷成候、但道理を積り申候ときは如レ斯御座候得共、その外田地宅地を積り候時は、其まゝ古法の如く一里三百歩の法も捨不レ申やうに相見申候、兎角古今尺に長短有レ之候故、一歩の法は替り申候得ども、一里の長短は同事に御座候

一　王制云、古者以二周尺八尺一爲レ歩、今以二周尺六尺四寸一爲レ歩、陳澔註云、古者八寸爲レ尺、以二周尺

八尺一爲レ歩、則一歩有ニ六尺四寸一、今以ニ周尺六尺四寸一爲レ歩、則一歩有ニ五尺一寸二分一、是今歩比ニ古歩一、毎歩剰ニ出一尺二寸八分一」此意は八寸を一尺に仕候得ば、八尺は八々六尺四寸に候故八寸尺にて八尺を一歩にすれば、一歩は十寸の尺にて六尺四寸にて御座候、今も有レ之候は、王制は漢儒の集め置申物に候間、秦漢の時分たるべく候、此時分は八寸尺の六尺四寸を一歩に仕候故、六尺にて六八四尺八寸、さて四寸も八分を一寸にして、四八三寸二分也、四尺八寸に三寸二分と合て、十寸尺の五尺一寸二分にて御座候、右の八寸尺にて八尺、十寸尺にて六尺四寸にくらべ候へば、一尺貳寸八分出申候

鄭玄註云、周尺之數、未ニ詳聞一也、按、禮制周猶下以ニ十寸一爲上尺、蓋六國時、多レ變ニ亂法度一、或云、周尺八寸、則歩更爲ニ八々六尺四寸一

右王制の八寸壹尺八尺一歩と申說格別のことに御座候、周禮儀禮等に載申趣を以て考へ候處、周のときも十寸を一尺に仕事分明に御座候、たとへば周禮に鎮圭尺有二寸、桓圭九寸などと有レ之候、（鎮圭は天子の持給ふ瑞玉、桓圭は諸侯の持瑞玉なり）是等十寸を一尺に仕候證據にて御座候、此外にも多く相見申候、其上周には六尺を一歩に仕る事是また前に引申候、公羊傳司馬法抔に申通に御座候、然れば此王制の說は、十二律の法に九寸を一尺に仕候儀も有レ之候に付、周の末六國のとき古法を變じ候て、八寸一尺八尺一歩と申儀出來候哉と奉レ存候、其故鄭玄も「六國時多レ變ニ亂法度一」と申候、勿論外には見へ不レ申儀に御座候

一　異國にて三百六十歩を以一里に仕候に付、日本一町六十歩の法を以六々三百六十歩の積にて、異

國の一里は日本の六町のよし申傳候、夫故關東にては六町一里に仕候、然ども算者の申候を承候に、異國の一里三百六十歩は一千八百尺なり、日本にて路程を算申候時は、曲尺にて六尺五寸を一歩に仕候、六尺にては無レ之候、一町六十歩にては三百九十尺にて御座候、右一千八百尺を三百九十尺を以除候得ば、今四町を得申候、其餘二百尺計を一歩六尺五寸の法を以除候へば三十九歩有餘に成申候、左候得ば異國の一里は日本の四町三十九間餘に當り申候、此積にては異國十里は日本の一里十町三十一間餘、異國の百里は日本の十二里三十三町十間餘に當り申候、夫ゆへ武備志に日本の道里を載申候て其註には名は十里にして有二百里一と申も、此大數を以舉申候と相見申候よし算者ども申儀に御座候

一　周の時一歩六尺は周尺也、大公家禮儀節に、周尺は一比二今鈔尺一六寸四分弱一と有レ之候、明朝の鈔尺は裁縫尺とも申候、日本の曲尺にて御座候、但先年水戸に在候唐人朱舜水申候は、鈔尺は日本の曲尺には一尺六寸四分弱に御座候、十二律又は先祖の神主を作り申時は、此尺を用ひ來り候

一　周以後歷代の尺不同有レ之、且また一代にも尺の品多御座候、明朝には路程を算申候時は銅尺を用申由に御座候、銅尺は日本の曲尺にて一尺二分强ほどに當候由舜水申由に御座候、然れば一歩五尺、一里三百六十歩等、何れも銅尺の筈に御座候

一　周尺の長さ先は曲尺の六寸四分弱のよし申傳候得共、異國にても周尺の長さ慥に相しれ不レ申候、元來周尺の法は黃鐘の律より出申候、黃鐘の律一ツ究り申候へば律度量衡ともに是を法に仕候、黃鐘

の律秬黍にて究申候、其大略を申上候はゞ、先管中に秬黍九十粒を長さにして千貳百黍を實し申候、黍一粒の長さを一分と定め、九十黍にては九寸にて御座候、是を分寸の法にいたし尺を究申儀に御座候、扨千二百黍を實し申廣を一籥と定め、兩籥を合せ一合と定め、十合を一升、十升を一斗、十斗を一斛と定め申候、是にて嘉量出來申候、又黄鐘は千二百黍の重さ、百黍を一銖と定め、千二百黍にて十二銖と定め、夫より三十四銖を一兩、十六兩を一斤、三十斤を一鈞、四鈞を一石と定申候、是にて權衡出來申候、其故黄鐘を萬事の根本と申儀に御座候

一 黄鐘を以十二律を定申候法は、黄鐘の律九寸を以十二律の起りに仕候、總て律長きは聲下り濁り、短きは聲高く淸申物に御座候、黄鐘九寸は十二律の中にて第一長く候故、聲も第一に下り濁り申候、九寸を三分にして一ツを損じ候へば六寸に罷成、林鐘の律を生じ申候、林鐘六寸を三分にして一ツを益候へば八寸に罷成、大簇の律を生申候、大簇八寸を三分にして一ツを損じ候へば五寸三分に罷成候、南呂の律を生じ申候、南呂五寸三分を三分にして一ツを益候へば七寸一分に罷成候、姑洗の律を生じ申候、姑洗の七寸一分を三分にして一ツを損じ候へば四寸六分六厘に罷成候、應鐘の律を生じ申候、是より段々三分損益して仲呂に至り、六寸五分八厘三毛四絲六忽に罷成、外に不盡に算有之候、是に至て不盡始て出來候て、もはや三分損益不罷成候故、律は十二に止り申候、都て十二律の一寸は九分にて御座候、十分寸の法に仕候ては三分に仕候時に、半出來候て割れ不申故に御座候

一　異國にては代々秬黍を以黃鐘の律を相定申儀に御座候、去ども年の農歉により黍地の肥瘠により黍の大小に不同有ㇾ之、その上縱黍橫黍にて相違仕候、黍一粒にては僅の儀に候得共、千二百黍にては一寸の內外も違申候、其ゆへ隋書にも十五等の尺を擧申候得共、何れも少づつ長短有ㇾ之候、尺度量衡はそれにて相定候ても不ㇾ苦候へども、十二律は少々違候ても調子和不ㇾ申候、其故第一音樂のために是を僉議仕事に御座候、先黍にて黃鐘の律を定め、一二分づつ長短不同仕候て、いくつも管を截其管を土に埋め、管の口を地上へ出し葭の灰を置候て冬至の氣を候申候、勿論廻りを密室に仕風の入不ㇾ申やうに致申候、冬至一陽の氣至り候得ば、其管のうちに氣に應じ申候管ばかり必灰を吹申候由に御座候、先年嚴有院樣御代井上河內守（主計頭の子）ヶ樣の儀を考申事を好み申候、京都の儒者山崎嘉右衞門と申者を相手に仕候て、方々の黍を集め候て、大小不同無ㇾ之やう吟味仕黃鐘の律を作り申候、且また葭灰を吹せ見申候得共、慥に相知れがたく候由承申候、されども其時分定置候哉、嘉右衞門京都細工人へ指圖仕候て周尺を削らせ置申候、今に於て京都よりいて申候周尺宜由申候、私どもは先是を用申儀に御座候、以上

十一月　　室　新　助

獻可錄卷之下終

題二獻可錄後一

余聞嘗於二德廟昵近之家一、得二故直學士鳩巢室直淸所レ撰之策書十八篇一、其書之所レ載、祭祀朝聘之紀、封祿選擧之制、以至二溝洫度量之細一、凡令咨之所レ及、未下嘗不中分レ微探上賾、利害得失、深切著明、蓋人君握二權於千載之下一、欲レ倣二治於三代之上一者、必於レ是乎有レ知焉、至レ若下彼以二六經一爲二長物一、以二王道一爲上二迂濶一、則拂矣哉、惑矣哉、如二此書一、不下嘗有上補二于當世一、抑所下以有上レ益二于將來一者備矣、安可レ使下之泯々焉不上レ概二見于天下一哉、竊謂、溫室中之事、世亦寫而藏レ之者少矣、余甚憾レ之、遂緝錄重訂、名以二獻可一、而示二之同志一、前所二梓行一五常名義、今尙列二所レ得之篇中一、雖レ似二重複一、以二敎之所レ先、政之所上本、不二敢謾闕上之、更揭以置二篇首一云

寶曆十年冬十月

南涯郁山　濟　謹識

獻可錄

大尾

識劄錄

淺見絅齋著

識箚錄序

予平日應接答問之際、閒居讀書之間、所二以感偶而發一、所二以講說而得一、所二以省察而得一、所二以讀誦而得一、有レ欲下以隨時手記、備二他日遺忘一、而考二其得失一、驗中其進否上者甚多焉、病惰多冗、不レ能レ償二宿意一者久レ之、項事益繁、軀愈罷、自顧稍臨二晚境一、餘日無レ幾、而間與二諸生一煮茶泛談、固雖三少及二俗雜無用之論一、然日往時邁、終犯二誰過之戒一焉、比日氣冷夜永、因命二一二書生一、爲レ予代書草寫一、將下且錄且集、且按且省、以免中前日或遺忘、而失二考驗一之悔上焉、以レ故錄、初無二體制一、辭雜二和漢一、隨レ得而書、應レ問而記、唯主二通錄一、非レ欲下立二凡例一分二篇目一、成中一家書上也、因且題二箚錄一云

寶永丙戌晚秋二十六日夜

絅齋識

識箚錄上

絅齋　淺見安正著

あめつちの開きそめにしみちなれば、今も其まゝあめつちの道
そのまゝにある天地の道なれば、行く末までもあめつちのみち
天地のひらきし時も一つなれば、いづこかみちの二つあるべき

古より道に異なる道をば異端と言ひ、邪說とこそいへど、まことの道を說く人も、我よ人よと爭ふ如くに、各々我義を言張りて、天地自然義理眞實の道を明さんとせず、異端邪說は嘲り笑、天地一貫日用常行の實理を、公けの心を以て、日用人道の正脉としらざることとこそ哀しき、予常に此處に感じ嘆く心有て、言葉は鄙なれど、偶々有三首を詠ぜり、或人側に在て訝りていへるは、つね〴〵うけたまはるは、仁は天地萬物を殘さず、愛はへだてぬを旨とし、義は一ッ〴〵の筋目を立て是非の實を正し、邪正の分を明にするを義とすると候へば、只今の物語の如くに、公の心を以て道の間（へだて）なきのみを旨とすると御座候へば、墨子が兼愛し、釋氏が「平等利益善惡不二」のまぎれものになり申べきやと存ぜられ候、さればの事にて候、既に道といへば、親へは孝、君へは忠、一すぢ〴〵の理にしての通り、道の初より自然に付て有レ之候、故にこそ道と云ふ字はきこへ候、東へ往く道は東より外なく、西へ行く道

は西より外なく、親への道は孝より外なく、君への道は忠より外なく、一理〳〵を見候へば、一すぢと極りて、餘の事に紛れず、一ッ〳〵あるなりて全體よりみれば無ㇾ間、天下一統の道にて無ㇾ之候哉、然ども少も私有ㇾ之候へば、東を好ものは西の道を不ㇾ知、北の道を愛する者は南の道を不ㇾ知、其なりにすぐに私と云もの也、親に事る道を知りて君に事る道をつとめざれば、親に事ふる道は道のやうなれども、其意迄にて、道とおもへば己が好むなりの道ゆゑ、すぐに私也、左あれば一ッ〳〵の道をわきまへず、無ㇾ間を道として皆同じやうに分けも無くするなれば、それも亦私也、始より終、縦横十文字道の一字明なれば、全體一源の道にして、一ッ〳〵の道も其中にあり、夫故に一筋に私にして餘事を不ㇾ知全體を不ㇾ知ば、勿論道の字に非ず、全體を泛々説て、一ッ〳〵の理にして不ㇾ知、是も亦道の字に非ず、道字の字義明なれば、初より「兼愛平等利益善惡不二」のと云事は、道の字にきこえず候、故に中庸最初に、性道教三字の文字の義理を大事と說き、それですぐに道の至れる理も自ら外ならず候、近世の學は、かやうに聖賢の天地自然の義理に名付おかれたる字義を不ㇾ知、字の吟味すればたゞ字彙にて字を引き、俗字にて字を見る如く、字の義理と日用とは別と存ずる、淺間敷事の嘆べき事也、卑き者も道の字を不ㇾ知、高者も道の字を不ㇾ知、道の一字の義理明なれば、自らさしぬきなく、兎角可ㇾ疑我まゝを云て私意を爭ふ、兎角初より道の字を知ざるなり、是につきなが〳〵しき物語に候得共、さしあたり如ㇾ此に候、故に朱子格物を大切に敎へらるゝも、一ッ〳〵の道をしらねば、全體の不ㇾ明、理一分殊

は、程子以來道體の發明、道理の詞にて候、分殊は一ツ〳〵の道すぢ、理一は全體の道理、理一分殊の一言、道の一字を說きたる事にて無ㇾ之候哉、此れ要切の辭にて候、日用を主として說き候へども、日用の實は是につき申候、朱子を學ぶ者も、理一分殊を口くせに申候へども、泛々空をながめ、遠く餘處の事と思ひ、眼前日用の本原是に過ぎざる事を不ㇾ知候、日用を主とすといへば、本然道體はあづからざる事のやうに思ひ、妄に高すぎたるやうにいふも本然を不ㇾ知候、兎角道の字すみさへすれば、疑事もなく惑事もなし、道の字を知らざれば、高を言も逸、卑を云も淺漂なり、兎角此字義と知るべし

一　又或人來て云へるは、山崎先生は朱子一流の學を說き、如ㇾ形くわしく得られ、今日朱子を學ぶ者の則也、其山崎先生の學を幸に學ばれ候段は、大切なる事に候といふ人あり、予いへるは、それは一通りよき合點のやうに候へども、大なる合點のあやまりにて候、朱子一流の學とは全く無き事にて候、道は天地全體の道、人々一人〳〵の得る處にして、古今宇宙の間易る事なき是道にて候、其易る事なき無疵なるを聖人と云、それを學ぶを學者とこそ申せ、それを無疵に得傳學べる人をば孔丘と云、朱子と云、其朱子を慕て我國にして其道を得られ候へば、山崎先生を仰ぐ事に候、我等ごとき勿論云に不ㇾ足候とも、山崎先生朱子流の學を得られ候を、物ずきに一派にする合點無ㇾ之候、兎角人の道にて候へば、其人が其道をむきずに得られ候へば、何人にもせよ其人を師とするに候、陸象山王陽明

が學を承け聞き申され候ゆゑ、其風俗にまぶれて御申候事に候、世に朱子の學と稱し候者を見候に、朱子の外に學はあれども、朱子學を學ぶと思ふ合點ゆゑ、外の學を聞けば又心うつりし、又一流の説を聞けば、それも一通の樣に存候、朱子の學は天地宇宙をならし、尺度定木の自ら易るべき事なき如にあるゆゑ、天下萬世の法とも成て有る事に候、拙者初として朱子は此方の親類にてもなく、山崎先生も此方の一門にても先祖にても、兼ての念頃といふ事も、初はなき事に候、反覆詮議いたし候、尺を除て直ぐなる物無レ之、規を除て圓き物無レ之、明なるは火より無レ之、寒にはきる物より無レ之、親に孝より無レ之、君へ忠より無レ之、學と云へば是より外はないゆゑ、仰き慕ひ十分學び傳へたきはそれゆゑに候、實は不レ知者も我がたゝぬゆゑ、孔子の天地全體道のかたづらざる事を不レ知者無レ之、朱子といふと世が近く、書が新きゆゑ、學ばぬ已前も人々我慢も出し、正味の學も不レ爲さきに、さまの邪説雜説に奪れ候故、眞實に學びおほせるものなきゆゑ、自ら異流の陸王が徒のやうなる者出候へば、獨一派のやうに思ひ候、實學を御存知無レ之故に候へば笑止なる事に候、朱子に於ては此人なるべき、朱子一派に於ては此人と稱せられ候も、おかしき事に候、此心得別して専要に候、去ながら朱子の學、天下の法とならざるに不審有レ之候はゞ、相應に御尋可レ有レ之事に候

一　仁義禮智は、天に有ては四時より外なく、人に在ては此四ツより外は縱横十文字無レ之、日用のなりかすぐに人の生付たなりが日用のなり、それゆゑ本然を説ときは性命を主とし、日用を説には日用

を以て說く、論語孟子を讀めば仁義禮智は日用の語なるに、朱子の性の名と說れたるはちがひしやと云、火の熱は日用なるに、火の生付は熱と云はそでないと云やうなる論は、いかに道を知らざればと
て哂しき事なり、されど近年の朱子を學ぶと云ものも、仁義禮智は性の名で、日用は仁義禮智より出ると思ひ、目を瞑き我が心に察してみる、是も亦日用一體なる事を知らず淺猿き事也、大抵道は本然なるが日用也、日用のなりは皆本然、聖賢人を敎へ學を說時は、本然は自ら詞にいへぬ、論語孟子に說るは、人道日用平生の物語ゆゑに、本然に不ㇾ及有ㇾ之を知らずして、本然に及ばねば、仁義禮智は性の名で無といへる、かほどあさはかなる事なれば、前にいへる通り、字義に明ならず、聖賢の學を精く學ばざるさきに、さまざまと邪說にひかれ、うろたへるなりに迷へば、かやうなる事も言出るとみえたり、乍ㇾ去畢竟學に志ある者少き故なり、あまり道の違たるも、聖學を實に知らざるも苦にならざるゆゑ、病氣に藥の違ひたるを案ずるほどに、志の實に知りたうなきゆゑ也、朝に聞ㇾ道夕に死とも可也と云語有とも、佛道に惑ふやうなるあさはかなると同じ事で、淨土天台禪宗といへど、誰もよしあしなしにまぶれたるなりにしてをる、それは笑へど、我道の眞實を知らずして、醉生夢死して覺ざるこそ哀しき、近頃より性理字義を講じて、其字義の是非を說んと思ふ、かやうなる心にこそ感ずれ、近年性理の學といへば、日用孝弟忠信仁義禮智の學でないと思ふ、兎角此蔽ひはげざる內は、孔朱の道も天地全體の道も、手違なる事になるべきぞかなしき事なり

一　薛文淸の讀書錄は、初學の讀て可レ然哉と問へる人あり、文淸の學、朱子以來の人て、本然の學に於て、間然する事なき人、讀書錄は其自得の見處て、朱子の蘊を得られたる說共多し、されど文淸一人の自得の心にうかみたるを自錄しおかれたる事故、今初學の是をよみ、我いまだ四書六經の學をも爲さゞる內に、かやうなる自分の見處にて書たる事を見習へば、唯肝要のさばき、總體の合點のみに心ひろくなり、見處の學に逸せ、未だ大學すまざるに、高上の學の吟味いたしたうなり、いまだ論語を學びざるに、我と仁の料簡云たうなる、皆學の高ぞれになる病也、全く人の筆記かやうなる書、初學のさきへよむは、我心をたかぶり發明をてかし、おつとりて物云やうなる癖がつくもの也、四書近思錄の間、一章の文義すまぬ者が、高上なる事云て、先輩を議し、朱子の學を知りたるやうに云學者多し、格物の教に從ひ、一ツ〳〵四書六經の間、義理熟すれば、讀書錄を讀でも其旨を得、我氣の付ざる處も得る事あり、かやうなる事書讀先後次第と知れ、ヶ樣なる類の正しき書でさへあるに、傳習錄明道錄のやうなる、前輩を議し、高上な埒明きすぎたる事を聞くと、一字すまざる中に、高上な氣象になり、道理精く吟味せぬ身になる事必然の理也

右四條九月廿六日夜初會　　　　會主　若林進居

一　小學の教は人の身を守り、世に行ふべき日用の大法正道を、幼少より敎へ示し、其上相應の宜きより、次第〳〵に敎へなして、人柄の大格根本を立る樣に、一統に敎へある事なり、さるにより、親

は孝するもの、君は忠するもの、夫婦は別あるもの、身は恭謙なるもの、凡身のすわり安んずるなりに、餘念なく、惑なく、疑なく、雜りなく、初よりかうするものじやと云なりに、平常の茶飯、衣服のさし定りたる格式の如くに思ひなしてゐる樣に根本有て、夫より次第〳〵に年ゆき身も成長するなりに、そろ〳〵と次第〳〵に其精を究め、其上〳〵の吟味をして、常は常の精く、變は變のよろしきを、殘りなく究め得て、いよ〳〵以て彼の大法正道のすわり、なるる處熟し、硏く處明になりて、終に身德成就の至りとぞなる、後世の腹の內より、佛道に疑ひなきやうに成たる如くに、自然と敎なりに風俗たち、餘念なく、是小學根本の養なり、小學大學の次第二ッに分るとあるも、本養大法正道の本不ㇾ立して、何を精くすべき樣もなく、精しくすべき身の本もなし、それゆゑにもとより次第〳〵に立てゆくなりに、其上の義理精く、日用自ら硏けてゆく、初よりさらば小學しまいたるほどに、是より大學と云の切つきたる如く、きつ立事あるべき事なし、夫故朱子小學題辭に、培根達支と木一本にたとひて示さる、根よりはえたるなりの小學にそだつより外に、さらば是から花にすべき枝にすべきと、されかわりたる事有べき事なし、小學を讀もの是を知らざる故、小學に八歲十五までの敎とあれば、一生成人の事皆のせてあるをうたがふはそのあやまり也、されど又まづ大法正道の根本を立るすべを不ㇾ知の、みだりに小學て、元亨利貞の精き沙汰、仁義禮智の精き理をときたがるも、さきに云其年相應〳〵のなりに、大法正道を熟するの旨を知らず、凡人は成人の上とても、先其人の身を立るの大格を知る

事、第一の要務也、大格と云は幅廣く大なる事の分にてなし、只先人の子なれば親を愛しむと云、大格の本立たを云、國取一城を持人は、國百姓を我そだつると云大格、何事ありても城を失はざるの大格、夫婦は男女の道の大格、是皆如レ此の類、幼少より老死に至るまで、淺深前後のかわりなく、頓と一にて貫きたる道、是即大格の謂也、其大格を幼少より紛れなく餘の事に雜りなき内より、するならひ〴〵教るゆゑ、一生の大格の根本とはこゝを云なり、然共年にすぎたる精き事を詮議し、眼前指當事をのけて、其變なる事を詮議すれば、忠孝の道を說けども大格にあらず、夫故精きに似たるとも却て暗く、高に似たる共却て實の得る所は見へず、氣象人物皆そでなきはこゝに失ふ故也、古は只まつひらたに餘念なく、此教のまゝに習ひこみ修行するより外なく、たま〳〵そでない事を云出しまぎらすもの有レ之は、造言之刑、亂民の刑などと云ひて、邪說の者は其まゝ刑罰ありて、たゞ治まれる所に偶々盜人あれば、刑罰あるごとく、全體に紛るゝ事もさわぐ事もなかりし故、風俗の厚く、人倫も自らきわ立てみゆるともなくて、自然と孝弟忠信に安んずる、古の書傳を考へみるべし、後世は風俗の大格立ざる上、異端邪說の害甚き故、其異端邪說につれて、自から我とく說もはせすぎ、精明高上に理をとかねば、快からざるやうに風俗有レ之、下學上達の旨を失ひ、古人教法の風俗立がたし、孟子以來程朱に至り、極めて異端邪說をはらひ辨じ、後の惑をひらく事は、本より切なれども、彼の大法正道を明らめて、一生其なりに成熟する教は、全く古への教法一貫にして、小學四書近思錄に歷々たり、

讀者それをしらずして、邪說を辨ずる事をしらざる者は、どつちもつかずに云なし、正道のくらむ事は愁とせず、大格正道を目當とせざるものは、又平生只つかみあふ云かけ高名に肱を張り氣を激して、眞實の是非を明め、明白端的は立レ正闢レ邪すべを知らず、其誤一ならずといへども、大むね根本の目當ちがふ故と見へたり

一　政務の學は尤人の大業、聖賢常々示す所なり、然れども聖賢とく所、大むね其要領切務を擧て、其施爲政術に及ぶ事まれなるは、其要領を得て各力の至る所を盡せとなり、たとへば「敬レ事而信」とあるも、事をさばきやう、信の立やう、用を節して人を愛すと有も、用の節しやう、人の愛しやう、眼前今日其身に引受るときは、いかやうに事をすべき、かやうなる事見るに付聞に付、風俗の宜をはかり、利害の實をきわめ、次第〳〵に熟せざれば、只廣く要領を得て、すぐに治めらるゝものと思ふのみにて、何の實事の用に立がたし、やゝもすれば儒學をする程の者、民を愛したらばよかろう、德て治めたらよかろう、仁政を施したき物じやなどゝ云樣に、總がねばかりにて、口ぐせのやうにいへど、さしあたり盜人あばれものゝ盛に出、民百姓の年貢未進にひづめられ、國用はしげく、用ふべき財はなく、さしあたり十年のさきいかゞすべき手もみえざるやうなる國ありても、德を以化すべきも仁愛を施すも、いか樣に處すべき事も、其事實實政の吟味はない、處する所の宜を能々詮議せざれば、中中一派も立事てなし、夫故孔子の仰には我をしらずと云、若汝を用る何を以てせんやと、仰らるゝも

懐手（フトコロ）にて世間のよしあしはいへど、さらばと云に、實功あるべき政事は見えざる故也、凡世間は政務の事は勿論也、何事にても根本の學をすてゝ、餘事に一日をうつさるゝほどの餘業にはいまだ及ばざる内は、一義一事でも事のよろしき事、凡公事のさばき樣、凡田地の宜き、器物の宜き、凡變に處する物語、凡田夫老人の物語でも、假初にも身に知り得るやうにすべし、左なければ我一門一家の事も、いかやうの變あるべきも知らず、いかようの事に臨みても、又平生とても己に學べば、其事の義理の宜き處しよう、其事の時のあきよう、往として我せめならざる事なし、身のある處は顏子の貧き身なれども、それなりの事業と云ものなり、いつぞ〳〵とさきへにじり、餘事に托めおけば、眼前の己に我事ならざれば、何か我事と云時あるべき、志ある者も少にても學ばざれば是非なし、學べば其益なければ藥たくはへもらざるに同じ事なり

一　格物の物の字こそ目出度けれ、此一字を天下後世の學者知らざるゆゑ、さま〴〵と空論虛議に失ひ、想像憶度の見我はなしといへど、物をとらへて其物の實を吟味せずして、中にて皆推測り工夫する、必了簡發明出て、面々の氣質の得處の如くに、見たて出くる事あるもの也、さしあたり文字をかく事も、目を閉工夫して、ヶ樣にかきたきもの、ヶ樣に手の風よかるべし、どの手あしゝ、どの手よかるべしと、とつおいつ考てみても、直に手にとり字をかきみれば、格別存念とちがふ物、格別似よらずうつらぬものなり、況孝の忠のなどと云ようなる、日用事實、何とて直に經直に吟味せずして手

に入るべき、何事にても其事を經、其物についてしづかに吟味をし、其物一ッを吟味しつめ〳〵するより外はない筈なり、世に大學をよむといへど、物の字を知らず、夫故心學者はそしれども其身に義理の實あかず、陸學はそしれ共、依レ舊君臣の吟味あかず、馬融が忠經もよしと云、孝經も一通り見たと云分て、孝の字の吟味、忠の字の吟味になり、少も我にあかず、人にとくべき樣なし、況や其身に守る處の實猶以ものなし、なき身のなくなれば、誤らざる處なし、やう〳〵に詮議をほしせんぎしつむるを、格物と云はよほどよき合點なれ共、夫ともそらにてせんぎし、とつおいつ詮議する事を云までじやに、物の字を離れず、理で吟味するといはず、物で吟味するといふ、物の字を知らざる故、大學根本の體段うかとぬけてゆく故、物の字の旨依レ舊俗字ともなり異端共なる、然共一朝一夕にすぐに得べきにも非ず、それゆゑせかずたゆまず、次第〳〵に手の及ぶ處よりへて行けば、次第〳〵に我得る處心に少しづゝなりと、尺の覺へ出來ると心上の覺へ格別の効也、予久しく大學を反覆し、いくたびか人の爲にとく、只物の字の吟味より、大學全部を得る事反復するより外なし、此字を知らずして大名國守の爲に用ひられたらば、天晴政務をとくべし、天下の御尋あらば申べしと思ふは、覺束なきなま兵法大疵のもと、いたるべき事いちじるし

一　楮幣遣ひの事、必國貧く又私慾深き主人の取立る事なり、先貧き國は最初借べき借金も處なく、伐盡すべき山林もなく、取方もきびしくして、夫より嚴しければ百姓のつゞかざるが見えてある故、

とるべき様もなく、家中も相應に其役目を勤むれば、衣服身上ともに知行へすべき様もなければ、一國中の金銀の取集むべき様なき時、國の權にて、我領內は石を金にしてつかへど、國守のせらるゝ上は、宜き様になる合點迄にて、少の紙に印判を押て國中へ賣れば、國中の金せらずして自上へ集りよる、そのつもりより外なし、然共金銀皆我國中の金銀にて、それをすぐに國を離れ、他國の借金の用に立、或は手前の調物用(ア)却萬事遣出せば、あとは紙の札殘るばかりなり、それは又相應に國の者共のあきなひ、他國より金銀の集る故、へる事なしといへども、皆考淺き事なり、他國よりあきないにて入かね國の浮き處務、材木等百姓の賣物布機所よりの土產の物かけて、能々繁昌の處といへども、集金皆が皆まで國へ入るものにてなし、又集るほどの金皆國主へとるものにてなし、面々相應の買物にて下々他國へ出す金大分なり、況や國守の大な身代に、借錢の利息國の入用につかふ事なれば、何かたまるべき様なし、つまる所當座まかなひの政にて、末かけてよき様にと云分別はなきものなり、夫故國がへの時は下を欺き、下にあるほどの金銀をかへ〳〵にして、紙くづを所に置き有るほどの難儀をにじりのく、大抵武士たる者のせざる義なり、況や其間其紙札のそこね、紛失のつひへいくばくといふ事なし、若し天下一統の紙札ならば、金銀の通用のさはり有レ之まじ、然共是も畢竟する所、金銀は天地の精粹の妙器故、自ら義理人心共に重んずる處、珠玉同様に伏したるもの故、古より金銀を以諸物の本とする、若し紙を以て金銀の代とすれば、天下一統の金銀を上へ集むるまでにて、下の力次第にい

たむ、況や遠方萬里の間、紙のそこね諸事の弊、國々處々へいき渡るべき樣なし、皆通用にならざる事也、宋のころ茶引などとて多くこれあるは、今云かわせ切手の事也、是は公儀の茶公儀の米綿等之類、遠方の公儀の藏々にこれあるを、都にて商賣人入札の樣にして、公儀へ金を指上其切手をうけて、さきにてうけとる事を引子と云、夫故茶引格とて役所極まりてある、是は勝手よき事也、是を紙札の事と思ふ者あり、それは誤なり、大學衍義補に楮幣の法の部一かぶあり、銅楮の法と云、銅は錢、楮は紙札の事、明の時も錢と楮とにて通用これあれ共、毎に公事出來、下のいたみとなり、別して似金よりもにせ致し、それ故大分のとが人出來、毎々の穿鑿のみなり、不ㇾ貪して私欲の國守は勿論、右の通りの利害をつもりてする、別して早く國のそこねる物也、畢竟する所民と云字を唱へる故、君と云字がきこゆるすべを不ㇾ知、ながめわたし下の征樣城せめする樣に思案して、出頭人御爲者を拘へ、日に身を切り口へくふ樣な淺ましき事をする事は、にが〱しき事なり、然共先祖よりありきたる借金、或は節々の國替日損水損凶年にあいて、甚いたみきりたる國も有、ヶ樣なる國は別して其主人家老たる者の身を儉にして、下をいたわりて、民の數の多くなり、國の入用の少きやうにし、五年十年二十年の内をもちひてなりと、立なほすべきはかりごとあるべき事也、左程に志を格別の根本より用ひてせんと欲する人あらば、何程の事なりと處する事ならざる事なきはづなり、只今迄のなりにより、變ずる事なければ、いつまでも同じ事故、つまるところ色々にさまをかへ品をかへても、下をせぶるよ

りさきなきは夫故也、孟子のなげく言の如し、かやうなる事は、汎く世に對してとけば、遠慮さしあひも有べけれど、學者の爲にとけば如レ此、其餘此類、是を以て推てみるべし

一　播州赤穗の敵討の物語、世上にかくれなき事勿論也、間々是に疑ある者有レ之由にて、四十六人の者共主人への忠義は餘儀なきやうなれど、天下より許しおかれたるをうつは、天下に對しての不義也と云、夫より樣々の附會の說ども有レ之て、此者共の忠義やゝともすれば埋れんとする事こそ淺ましけれ、或人夫に付其忠義に非ざるの辨をかな書にして、我知れる者の方へ傳へ來し、我說處はいかがなどきかまほしき由聞及し、其かきたるを一覽するに、皆たがねの立ざる議論なり、此一まきの物語所々の書付共をよせ見れば、介石記忠義記などいへる樣なる書付、彼方此方よりよせきたる、書生に命じ全卷として、其後に辨をあらはさんとすれど、いまだ其いとまに及ばす、今畧是を辨じて其そなへとせんとす、夫上野介私意私欲を以内匠頭を激怒し、晴れなる殿中人前にて耻辱ヲあたへる如くにするは、君を後にし己をほしひまゝにする罪不レ容レ誅、たとひ内匠頭初よりうたずといふとも、其罪逃るべからず、若誅に及ばずんば、其位を退て可也、其祿を奪て可也、然共内匠頭に於ては、私忿にたへず公庭を不レ憚、卒爾の振舞ひ、是も亦夥しき越度也、然共一點一毫公儀は兎もあれ、憚る事なきの心有レ之に非ず、兼々と其日の耻辱といひ、忿激心をもやし、前後を顧るに暇あらずして、是を切て上野介にげたる故、俄事にて得二存分一遂ず、若存分に切得たらば、其まゝ自害するにてあるべ

し、自害の間に及ばずんば、其坐にて御成敗にあづかるべき合點勿論の事也、然らば大法を以ていへば、自分どしの喧嘩両成敗の法なり、若又内匠頭大禮の場をみだりたるを科とせば、只みだりたるにて非ず、皆上野介私意にてヶ樣になる事なれば、内匠頭成敗にあづかれば、上野介も成敗にあづかるべき筈也、然共一時事を執る人々、僉議こゝに及ばずして、只内匠頭大禮の場を亂るの罪を以決せられて、相手上野介は其分にて、少も刑罰の體もなければ、内匠頭死は上野介が爲にうたれたる者に極まる所餘儀なき事也、然れば内匠頭臣子たる者、内匠頭先太刀の刃を遂て、上野介をうたざれば、大義何までもすまず、是只我主の相手を、主の討んと欲する存念の通りにうちたるまでにて、全く上へ一點の怨も一毫の手ざす存念無レ之事明なり、上よりゆるし置かるゝ程にと云て、上ヲ憚りうたざるといふ大義無レ之、曾我十郎五郎工藤祐經を討たるは、頼朝はゆるしておけ共、我親の敵をうつ、是全く不忠にあらず、然れ共頼朝に怨ある迚、夫より直に切込たる體、是は大不義不忠也、それも頼朝へ對してのしわざは不義不忠、其前の親の敵うちたるはそれにて不忠にあらず、忠孝かぐる處なし、あとの過ちにて前を掩ふは、功過不二相掩一の旨也、大石がしわざは始終上に對してのしわざ全く手ざす事なし、自害にも及ばず面々の首をさしのべて上にまかせ奉るの儀、内匠頭平生上を奉ずる忠義の心を得たるものと云べし、次第に此者どもの始終明かになりて、上野介あとも其不忠の體に處せられ、四十六人の者のあとくも大やうにて、少も族罪にも不レ及、墓所をも許されたる體、其忠義自然と明に聞召分けられたる

と見へ、事を執る人も開分けらると見へたり、是如レ此事は別に紛らはしきの精しきの穿鑿なし、學ぶも學ばざるも天下一統明かなる義理といふものなり、なまじひに學問だてをし、珍らしき事も高上にいひたがるものは、色々の意ありて異端を說くものも、ひろき中にはあるべし、其論とるに不レ足、又其書にいへるは、大石以下の者共すぐに泉岳寺にて自害したらば、小學善行の類にもいるべきに、其まゝ死なざる故に不義なりと云、是亦何共あとさきわけのたゝざる言分也、たとひ泉岳寺にて死なざる義理にあらずとも、兎角主の敵うちたるが忠義也、其死する死せざるはあとの吟味、曾我兄弟が不忠不義の吟味と同じ事也、況や自害せず太刀、刀(カタナ)を棄、急度大目付の御方へ人を以申上、公儀のまゝに身をさし上る段、始終神妙從容たる事なり、泉岳寺にて自害すれば、善行に入とあれば、前の上野介を主の敵として討たるは不義なりといふ事は、又義理になるにや、これほど跡先そろはざる云分はなし、又其書曰上野介を討たるは、內匠頭上野をうちそこないたる事にて、上野がうちたる事にてなし、夫を主の敵といふはと云、是別して春秋の方を知らず、淺はかなる論也、如レ此なれば趙盾が我朔の主を弑したるを幸とするを、趙盾が直に弑たると孔子がかゝれたるは誤りなるべし、我人をころし其爲にうたれたるは其人を敵とせずして、誰を敵とすべきや、直にうたれたるにてなければ、敵とせざるといふは、さて〳〵義理の暗き論なり、賴朝が親の義朝は長田にうたれたるが實なれど、義朝が敵として平家をうちたるは、直に殺したるにてなければ、平家を敵とするはあしゝと云ふべきや、皆大

義を知らざる者の云分なり、此類甚多い事故、畢るにいとまあらず、一にて合點すべし。又内匠頭劔術にくらし、切みこないたるは淺ましき事也、上の御用に不ㇾ可ㇾ立者といふ云分、是又おかしき事也、尤直に切殺し劍術よくば何角あるべき、然ども俄なる事にて心せき、況や上野介にげあるけば、其間無ㇾ之事は不幸也、一足もにげたる樣子は見へず、是を用に立ざる者とて御成敗あるは、上野介にげたる臆病者何の用に立べき、つまる處上の執事衆のさばきに疵をつけず、よきやうに云なしたき心よりヶ樣義理をつけ云より外はなきとみえたり、夫故さま〳〵の付らるゝ程の付にくき理をとり付、言立にしたるまでにて正味皆用にたゝざる事なり、只一ッ上の許し置たるをそむくと云一ッを、愚俗は惑ふものあれども、夫はさき云やうに、親の敵を上より許しおかるゝ程にと云て、爲ㇾ子者不ㇾ可ㇾ擊理なし、是は上に背くにてはなし、親の敵は上をかへりみる事なき故、上に背く樣に跡は見ゆれ共、瞽叟人を殺さば、舜負てにげると同じ事なり、意ありて上に背に非ず、何程親謀叛をおこすといふても、親の命に不ㇾ從、親と共に死する迄も、謀叛をおこさゞると云、君父同然の義理也、是又親にそむくと云ものに非ず、畢竟君臣父子の大義明ならざる故、私意にていへるのみて、皆理の不明と云ものなり、また其書の一言に別していやしき鄙狹なる議論あり、四十六人の者共何方へもありつき樣なく、ヶ樣の敵討をこしらへ、夫故知行にありつく樣にしたるとある、さて〳〵きたなき云分也、此者共の始終のしわざ、是ほど殘る所なく、一命をすて書置までしたるものに、古金買の云やうなるきたなき事を

云は、皆此者共の事をいひけし、上にそむくと云を云立にし、夫に疵付ぬ樣に云たき迄の云がへさに、ヶ樣のあさましき事を云たると見へたり、況やかゝりそめながら大身の大屋敷に、家來大分にてひかへ用心ある處へ、四十六人にて忍びこみ、一人も命生てかへらんと云のぞみあるべきや、夫を知行ののぞみあるといふは別してうろたへたる議論なり、然らば畢竟上よりの執事の衆のさばき樣はいかゞして然るべきや、此儀は私家の論とは言ながら、上をはからふに似たり、姑くまづ其他の瑣細の議論あれど、皆右の大かねにて吟味すべし、猶折々此咄はとくべし、大義の大の字の合點肝要といへる事、遺言講義にも述る通にて、事の體かはれば事の體かはりたるに付大義ある故、大義の二字は總かねにあたる事と合點すべし

右五條十月二日夜錄　　會主　杉山直達

一　學者問へるは、敬は心を守るの法にして、求二放心一とも云、主心とも云、一心の主とも云、毎々示さるゝ處ことく〳〵く擧るに不レ及、然に論語敬二事而信一とあるは、只其事に向ひて、其事を敬むの旨までとこそ見へ候處に、集註に敬は「主一無適之謂」と有レ之候へば、是は心て敬み得て、其心を以事をさばき候故にや、「曰是皆道代不レ知レ敬」の誤を受て左樣の疑有レ之候、此義敬義内外説に殘る處なくあかし有レ之候、大むね朱子の學をする者、敬は聖學の要領、天事の心法とあるより兎角何角さしおき、我心を存するは、「主一無適」の功夫と覺へ、主一の功夫は、我心の餘念なく心上の存する事と云より、其

處を精く察し審かに說く、其工夫の至りはじつと心を存して、其心にて物をさばき、事に汎く應ずるとのみ存じ、是皆心の本然を知らざる故也、心は人の身とともに生て、聞つ見つ物を云つ喜びも怒りも、すべて自然と物に應ずるなりに、初より自然と身ともに生付てあるものなり、目の自然と見へる樣に生付てあり、耳の自然と聞へる樣に生付てある、手の自然と持たるゝ樣生付てある、皆本然の實同じ事なり、夫故心の存不存に氣を付て、心て心を存せんとする理はなき事也、鏡の明なるたとへも、其旨を不レ得して、只心の物に應ずるたとへとばかり存ずる、不レ精知りやうなり、鏡の初より明なるなりに自然とあるが本然なり、夫故に一と云ふは心に一なる樣に、事を離れて一なるといふ事は心になき也、見る物あれば見る物なりに目の散らねば、其色なりに存するといふもの、聞事ありて聞ゆるなりに、餘事まじらず餘事につかれねば、其事なりに耳一也、親に事ふれば事がなりにまじりなく、別れずうかとせねば、親なりに心一なり、凡大小淺深其事なか〳〵にうかとせず、離れざれば其事なりに一也、其一なるなりが、即心の本然也、初より心を一にして散らぬ樣にして、物に交ると云理無レ之、其內にちりやすき心なり、離れやすき心なれども、其事はつながれ、其事故にちらざる心あり、夫は其事なりに事につられゐると云は、自ら考れば主客彼此の別能見へるものなり、右故に敬は一心の主といふも、事々に臨むなりに、先へ誘はれ餘事にとられ、情欲にとられ、怒にとられ、善にとられ、覺なしになりて失ふ故、其不失を敬と云、其事なり其物なりに不敢不失によりて敬と云、夫故大學正心は固

より敬の事にて、怒る所より恐る所あれば、心を失ふとあるも其なりに覺なしにとらるゝ故、其敬の情なりに總體へ覺へぬ樣に、ならざる樣にと云教にて、可ㇾ患事なりに患ひ、可ㇾ喜事なりに喜び、可ㇾ怒事なりに怒り、其事なりに自然とあるは、心の本然のやうなり、夫故程朱の主一と云も無適之謂、一心が我がてに心計りゆくと云てはなし、ゆくと云は西とか東とか、恐るゝとか患るとか、何なりとかなりと其時々の場なり事なりにとられて、ゆくなりにゆくと云もの、かく時はものかくより外の心は聖賢もなし、親に向ふと親より外聖賢の心なし、軍すると軍より外聖賢の心なし、夫故敬は其心を得たき爲の工夫ゆゑ、何事にもせよ、其場なり〳〵に失はずちらざる樣にとり立かへりみ、持なほし持なほして其事と共に失はざる樣に習へば、自然と心自然の專一になる、此處極て敬の肝要要領也、一心の主宰と云、心法の要領と云は、天下の事心に預らざる事なく、心から應ぜざる事ない故、天下の事一事でも二事にても、事なり〳〵に本領を失はざる爲めの工夫也、初より心を先へ存して事に臨むと思ふ故、事に臨む心一ッ先へ心を存せうと云心一ッ、先へ心がどきまぎして却て端的切實に覺へざる故に、敬故に心をやまさるゝといふもの也、若又應ずべき事もなく交るべき人も見へざる時に、自然と心靜なれば、靜なる場と云物也、靜なれば靜なりにむさくさと心のちらざるは、其なりの一と云物なり、心ばかりを存すると云事はなき事也、心を存するといへばすぐに事なりより外なきものなり、此處よくかへりみらるべし、左なく候へば一生敬に力を用られ候とも、却て心窮屈になり事にふさげらる

る樣になり、心上に一物ある樣になり、平生心をふさぐばかりにて、一生心を得る事は成がたきものなり、曰只今の御示極て親切、端的目先の掩いをとりたる如くにふさがりほどけ候、されど又靜にして事なき時も、明日すべき事思はてかなはぬ事心上にのり候ときは、是又靜なるとき靜なる場にあらざる事うかみ候、是も雜念と云離れたると申べき事に候や、しかれば靜なる時は何の事なく心に感ずる事をとりのける樣にして然るべきや、曰是又先の合點をとくと得られざる故也、靜なる時に明日の事思はで叶はず、此事いかがすべき事と云は其事を思はて叶はぬ事也、靜なる時に思はて叶はぬ事すぐに事と云もの、眼前の事出來ねば事でなきといふ事なし、其間用にたゝざる雜念、あられもなき事、さま〳〵にのり、かれこれ思ふは大方我心の靈に候へば、是は雜、是は思はて叶はぬ事、これはかうと、身に覺へが總體にあるものなり、夫故いか樣の手ひどきいそがしき時も、いそがしき樣にいそがしきなりに、紛れぬやうに千事にも百事にも應ずれば、應ずる筈の夫々なれば、ちると云もそてなし、夫故に氣をいり、夫故にとはつき、夫故に紛れゝば、其なりのとらるゝ也、又靜なる場にあれば、靜なる筈なりに餘事にちらず、又一念端なしに心上にうかまねば、何か今日の事に殘る事はなきか、何か學に殘る事はなきか、父母のつとめ、主人のつとめ、小學にある退思補過、靜なる時の事なり、事夫夫大方自然の情の覺へて、是は思ふべき事とあるは、夫がすぐに思ふなりの事と云もの也、ヶ樣ゆゑに萬事の根本一心の主宰といふ事、二ッの樣なれども一事なり、然其本領根本と云さま、萬事のない

先に心を存るは、事を離れて心計を存る故、家を離れ太極柱を立る樣が故家がたゝず、やねから見ても、太極柱場にそのつなぎある故太極柱と云、それて全體をすべると云なり、心に敬と云から心をささへすゑると云は、大き成違ひ、事と心とは一なり、さきといふ事もあとと云事も、二と云事もなし、一體の者故わくべきやうなき事也、事を離れて心を見ようと云事なし、釋氏は事を離れ、心の虚靈なものを見て、事をはなれたがる故、獨り寂滅、獨り世用を棄て、獨り心を死なす樣にせねばならぬ、此處きわめて親切、此處天子より庶人事ごとに敬まぬと、天子は身を失ひ、世を失ひ、庶人は身を亡し、家を失ふ、一事として敬まざる事なき場なきを知るべし、敬は書物よむ以上の者の事と思ふ故、一はね高う子細らしう云故、眼前の敬みを離るゝ、此處端的切務の場としるべし、尙此上はゆる〳〵云べけれども、朱子敬齊の箴の旨、孔子の存養の旨、こと〴〵く一以貫く、こゝが違事故、何も敬を別にかたるやうに、二ツの樣に成事に候、よく〳〵察せらるべし

右一條十月七日夜錄　　會主　松井養庵（改正河合）

一　天地自然の音ありて天地自然の詞となれば、其土地の五音各自然とかはる、人の形の其土地〳〵にて不ㇾ同と同じ事なり、然ども人の手足耳目等の全體は、かたにておしたる如くかはらず、音亦五音の品は同じ事なり、いかんとなれば、陰陽師即五行なれば陰陽の離れて人なく、五行を捨て品なし、其聲に應じて其形自文字と成、是亦天地自然の理なり、左あれば其國々の文字其國々の自然と始れば、

其文字亦自然の形也、仁義禮智は唐土にて始りし文字、いとをしみよろしくうやまふ、しかわくると云は、吾國の詞其理は即五行の理なり、たとひいかやうの國あり迚も、此五に過る事なき此本然一定の言也、吾國も上古神聖の世より相傳る文字なりと聞へ侍れど、其家に秘して世に廣く傳らず、何とぞ前代より次第〳〵に文字數ありて、我國の文字と言事あらばよかるべし、されどあなたの文字を用ひて、我理てとくも、天地一定の理さへ明かならば、かはる事なし、其間日本にて始る近年の字ども有レ之、其分は隨分用ひたるがよし、儒者を學びつけたる者のいへるに、魚篇に占と言字はあゆとよむは、字書に無レ之字也、日本にて出來たる字なればこれは書くべからずと云、皆名分をも知らず、皆儒書を學ぶ理をもしらずして、迹に拘りたる誤也、神功皇后三韓退治の時より、筑紫の浦にて鮎をつりて、軍の吉凶をためされしと言故事有と言なれば、是即吾國の正字なり、其外、和字、俗語、歌書等にもまゝ有レ之、手篇に及と言字を、さてとよみたるは、何の頃より始りしや、其字義たしかならねども、用來れば假字詞の發語には用ひてよき筈也、ヶ様なる字聞たび見るたびに、記錄しおいてしかるべき事也、辻といへる字十文字に進遶をかけたる樣にかく、此字も和字也、是は四辻は十文字の如くにあるにより、昔十文字とかきたるを假字にて、しの字をかき、夫をすぐに進遶の樣に書たるなり、十の字唐音にて「つん」の聲なり、夫故「つん」字と書たる字也、唐の詩に「十文街頭吹二尺八一」とあるも此事也、是有來る說、此通り也、然其和詞に物のよりあつまる肝要の處をも津と云、つじと言

をあつまる地といふ事なるも不ㇾ知、夫故十字と書て「つん」と唱へる、ヶ様なる事も是までの物語を覺へ用ひたるがよし、或人云るは和字には音なし、いかゞと云へるは、凡音にて呼をば唐韻なり、夫故自詞のみにて音はなき筈なり、若音をつけ呼びたき時は、何とぞ天下の御吟味にて和字を僉索して、悉く音を付られば天下通用となるべし、今にて私に音を付呼ぶも由なし、若詩などに作るか詞に作り、かりに音を付呼びたくは鮎の字は「せん」、辻の字は十と唱る、假の唱へ然るべしと覺ゆる

一　日本にて四足の物を食はずと云事、神道の忌所迚、世に甚穢らはしき樣にして食はず、是固より惑也、されども平生食に事もかゝず、自土地に少ければくふべき樣も無ㇾ之筈なり、其身の病氣養生等にて其爲に用る事は格別なるべし、又日本にて平生犬豕等をくはざるを唐土に似ぬと云て悔者あり、是も亦考なき詞なり、是天地自然の風土の體如ㇾ此、唐の土地は九州極て廣く、深山高岳、自然とさま〴〵の獸を生じ、又總體に牛羊の類多し、夫程又海殊外遠うして、海魚の分すきと無ㇾ之、河北河南のあたり關西長安など云るあたりは、一代に海を見ず、海魚をしらざる處多し、東南海近き所こそ海計見て海魚をも見る也、鹽なども海の邊りは海鹽をくひ、其餘山地など鹽つく處ありて、天下の食となる、是天地自然物を生ずれば一物毎に飲食の道備はらざる事なき故なり、夫故自牛羊豕類制して食ふ、其土地自然の當然なり、日本は自獸少なく、平生の食にあつべきやうなければ、又海近き故海魚大分に出、人の食となり、牛馬を一代ねぶらねども、老人を養ふ飲食の事、隨分美食に事かぐ事なし、是も又土

地自然の當然なり。夫故自然と四足の物をくふ事を用ひつけざる故、穢らはしき様に人情に穩かならざる、これも亦自然の風土の氣象也、されどさき云へる如く、是をくへばたゝるの、是を用ひぬ物など云事を云て、忌きらふ様なる事も、又理を知らざる故なり、只天地自然あてがふなりの平生の食、其國々なりに何となく其所に出たる通りが、其あてがいの通り故、それにて人の腹のやしない、脾胃のうけ様、口の味皆相應なれば、即天地のあてがいと云ものなり、其外衣服のこしらへやう、家の建様、器物の拵やう、皆如ㇾ此、身にきると云理は、天地一にして、きものゝ拵へ様、其土地次第也、口にくふは天地の間理一にして、くふものゝちがふは其土地なり、餘皆是にて推すべし、世の儒者を學ぶ者理を學ばずして書に移さるゝ故、皆名分を知らず、義理不ㇾ明、聖賢の詞の理一つも學たる益なし、家禮をよむ者も家禮の深衣を着、幅巾をかつぎする事をよきと思ふ誤り、皆同じ事なり、大凡魚の名、本草にありたる字は、日本の字に合たるはわきて少し、唐の魚大方水に生じたる魚にて、河水江水に出たる魚に名付る計て、海魚形の如く少なし、鯉、鮒、あゆ、うなぎの類の様なる物は、能形同く、諸事一なれば其殘はなく□□河の魚の名付たるを日本の海魚の名にもてくる故、大根がちがふたぞ、河豚なども河水より出る故、河豚と云へば河魚にて唐のはなし、其餘如ㇾ此の類あげて云べからず、總じて本草の能々吟味精しからざれば、和訓を殘らずつくべきと云ほどそてなき事多し、櫻なども如ㇾ形日本にては花の第一としあしらへど、唐の詩に櫻を賞翫する事見へず、山崎先生の櫻の考殘る所なく

故事も擧て有ㇾ之、何さま天形其類と見えたり、然ども强て同じ事としがたきは、夫々土地のはへやうちがへば、是非とも同じ事と云がたし、櫻といふ字も、本櫻桃とて、桃の一類にて、其實平生の果のくいものに用ゆ、夫故祭のそなへ物にも、時物の數に入てあり、夫を略して櫻の字ばかりに書たる事、詩にも詞にもあり、日本にては桃の字を付て呼ぶ事そでなく、櫻ばかりを我地のさくらの事に用ゆと見へるまでなり、ヶ様の事は夫々の土地のかはりとすましおくがよし、松梅等のやうなる明なるものは、和漢一ッにて、本草にも能見へて有、柏の事は棺の木に甚好き事、家禮にも見へたり、此木何とぞ日本の木にてしりたき迚、さま／＼詮議ありて、是又山崎先生土佐におはせしとき、杣人をかたらひ悉く吟味ありけれども、大方檜の類とはしれて、しかと知れたる木見へず、是も畢竟日本には柏の大木なし、本草にある側柏と云へるもの、此方て云へる柏心の木の事と云、是はなるほど其通りと見えたり、此方の柏心の大木の棺槨にもなるべき木見えず、されど朽ぬ木好きといふ事故、日本にて本槇ほど好木なし、ヶ様なる事も是非とも、柏木用ひよと云事にあらず、强きを用ひよと云事と知るべし、柏の木の大木なる事は、唐の書に孔子の塚にはへたる柏の木の大木なる事、其外書に柏の事なれば、大木の體にかきてあり、其土地／＼の體と心得べし、槇といふも眞木とかき、强き木故作りにつきまきと唱へたるものなり、是又日本にて重寶の木なる故、よく知り置べき事なり

右二條十月十二日夜錄　　會主華安某

一つねと云字、常の字あり、經の字あり、恒の字あり、彝の字あり、庸の字あり、是皆不易の旨也、然共名共名によつて、其學たる所の主意を能知るべき事肝要也、いつまでもかはらざるより、常と云ふ、惣體のたてすぢとなりて、かはらざるより經と云、古今始終をしわたりてかはらざるより恒と云人の身そなはりてうるはしく、唯とても同じ如くかはらざるより彝と云、平生日用茶飯布帛の如く、何も珍しからずして、かはらざるより庸といふ、此五字夫々の立る所に從て、必又道全體のほね要領とせざる事なし、棄ても破りても、まぎらかしても惑はしても、いかやうにくるはせても、天地自然のなりに打つくなり、即是つねなり、夫故つねの德を結構なる德なるとて、是をのりとせよと云には非ず、天地を以云へば、自然に天は上に居、地は下に居、萬物は生ずるより外、實理の本然なき故、夫なりのつねなり、人道を以云へば、親みより父子の打つきなく、義より君臣のうちつきなく、どちらへどうしてもさうならではならざる樣に、天地自然のなりにあるなりをつねといふ、是に一點の見事ある事をかれは、つねを作るといふもの、是を一點はづれんとするも、つねを逃るゝと云もの、はづれても逃れても、つまる處其なりより外なきによつてつねなり、堯舜の世も桀紂が世も、仁より外に打つきなし、夫いかにと云へば、堯舜拵へたるにても、桀紂が敗りたるにてもなし、民を治むるなりの樣にうちつけば、堯舜の樣になり、治むるなりの樣にせねば、桀紂が樣に亂るれば、つまる處仁の一字うちつかねば、すまぬといふ事也、晝寢て夜興て居る樣に、何にとしてもつまる處、晝は寢られ

ぬ夜はおきて居らぬ、其なりが自然の理故に、其なりがつね也、夫が即天地の本原の自然の誠なり、夫故中庸はつねと云字を發する書なれば、つまる處天道人道とも誠の一字を以、中庸の樞紐とするも此旨なり、天道も人道も自然の二字ならでは皆理の實にてなし、いやともをうとも紛れも意をつくる事もなき也、どうなりとも打つくなりを見る時は、自然のなり其なりがいつまでもかはらぬなりなれば、そこが實理の本然と云もの也、是より見れば父子の親も、萬世誰かかへねども、親の子のといふ也、いつまでも同じ事、君臣なりも皆同じ事、自然なりに打つく故、易らざると云旨を知らずして只常道が結構なる事ばかり云へば、分外に常道が立ていくやうに聞へる、皆本然をしらざる故也、此旨平生に體認し、審察して自得る樣にすべし、只これもヶ樣に云理屈て、誠にわけがさうじやと□又それなりに淺はなだなる事也、聖賢相傳るの道學の主とする處も、五倫より外なきも、是てなければ人道ものりにてなき故といふ事にてなし、かうより外うちつかぬ自然のなりが、此通り故、其通りを不レ失して教るが、聖賢の學の正きと言ものなり

一　大學の道平生云へる如く、聖人の教是を棄ては無レ之事勿論也、予大學の說を抑學びそめしより、今に至つて反復習熟し、次第〳〵に只縱横十文字、淺も深も高も下も、格物の二字の樣なる萬世學者の目當はなき事彌覺へ侍る、此頃も遠方より來れる人にも滅して云へるは、兎に角に面々自分の學問のになりては、則を取處なうして、我自見る處多き故、自然と私の料簡、自分の發明を云樣になる事は

勿論なり、されども格物二字のかねを失はざる程の合點あればよし、理は進まずとも、私の料簡出る事なるべし、皆世の學者の一通り也、書を讀み義を精く知りたきと思ひつゝ讀めば、讀む中に見へてくる理、獨必あれば見へてくる理、我眞味より出づる故、必心に親切に覺ゆる物也、夫故何と意を付ねども、人に云ずして我と面白き物を得たる樣に、身ともに祝はふ思ふてゐるものなり、夫必我氣質の器用なる方へ見へてくる故、日用に應じてみても、得たる方の理へひたと其旨感じ易き故、自一分の見處となる種なり、此朝氣虛に乘ずる如く、不ㇾ覺不ㇾ知それていの病こゝにあり、只其書によりどう云事の裡ぞと、あなたの語のすむ樣に字のすむ樣にすむ事は、字を考へ見ずば問ひ、本文なれば本文なりの只ちがはぬ樣に、淺くとも其字面のなりのすぐに見ゆる樣の、合點にする樣にする、是がそなたからこの方へ受けたる樣に、理があいてくる、是が挌物の正脈なり、夫故挌物と云物なりに理のすむ樣に〳〵にと云事を挌物と云、夫を不ㇾ知、物の理を窮める挌物と云と同じ樣な事て、其物の理を我と此方て工夫して發明て、其物理を窮むると思ふと、我ながら物理を窮むるにて、物なりに我にしらするにてなし、物なりにて我にしらずと云へば、我がうとくて物につられて我しるなきやうなれども、我しるなき故に、物にて窮むるだけ程、我知がみがける、是少事なれども、挌物は物なりに窮ていくといふ事なるを、物の理をこちらから窮むる事と思ふと、大格物の旨てなし、物理をこちらから窮むるは、我手に知を致むる、致ㇾ知を飛こし說くと云ふものなり、我心上を心上の明かにせんとすれば、

明にならず、一ッ〳〵の物の詮議をし、物の實をほすなりに、心はあいてくる効は、物次第にする故、致㆑知の工夫は挌物とある事なり。今障子紙をたゝんとするに、すぐに物さしにて障子の骨の寸をとり、こちらの紙へあてゝ、物さしと障子とをひたとせり合しては、合せくらべては合せて見、獨はづれぬ樣に覺へてくれば、尺障子とらへて吟味するなりに、心のあくといふもの也、其心のあきやうは何時も尺障子なうして、我心上に尺障子なりに、それ心があいたと云物なり、頃日遺言で云如く、君臣といふ物にて詮索してきかす、さあれば君臣と云もので、尺障子なりにつき合せ、よせ合せ、よみ合せて、古今の君臣の故事節義の咄聖賢の說ひたとよせ合せ、不審をかけ疑をつけほしていくなりて、我心に次第〳〵に君臣のなりが心にあき、一座なれば一座なり、二座なれば二座なりに、君臣の義が心にあく、夫遺言といふ書にて君臣と云ものを吟味するて、我心の理になるてはないか、此物の一字がすぐにわざごとのなりじやといふ事が、只大事の旨也、大學の學をする者、物の字の親切を不㆑知、物なりといふ事を離れて、理を窮むる論になる故、樣々空論異說を云て、とてもならなるは、物の字を知らざる故也、物の字をしらぬ故、學ぶなりに知らぬなり、天下の書を讀ても、公事一ッの咄になりて動かず、六經四書を皆讀ても、父子の間一ッ合點いかず、學者は學問とつておきものにして、今日は學問出す事てないと思ひ、我ながら學問は高上なる事て、學問て云義理は、格別な時に出すと思ひ、指當り目前の物をどうせうかうせうと云事ない物なりて、一ッなりと詮索すれば、夫な

りて心上があくと云もの也、物の字を知らぬ者は、かり初の事もうか〳〵とし、なりやいに氣が付ぬもの也、尤事により左樣にせりつめ〳〵云事にても、應接の間左樣にいふ事もないが、物なりにひねば心のあかぬ覺へがあると、假初によい事聞ても我と失はぬ筈、かりそめもうかとしてならぬ、百姓は百姓ほどの事の時やうに氣が付筈、兎角方相應のたけ程に失はぬはづ、陸象山、王陽明、老子、釋氏皆物の字なし、故無實無用と云も、物の字なき事なり、大藏經七千餘卷に物の字なき故、田を耕す用にも、飯くふ用にもたゝず、空なるよりさきはない、空は物なき詞なり、俗儒の數千卷の書を讀ても、初より何の益なく、飯櫃の飯ないと同じ事、物のないと云もの、夫て何もいふ如く六經の間、物の字別して多く云てある、夫をつめて物と云てある、能々の事と知るべし、學者の病は今日眼前のしかる事を熟する事を知らず、及ばぬ〳〵と云て過る故、相應のすべき場でも、學問は格別の樣に思ひする程の事は、俗むさな事よりなし、左云て子細らしく見處たてて我身高上に持、格別の身といふ事もなし、相應に吟味せねば越度あり、なぜなればそらで云ばかりにて、しかの物で吟味しつけていかぬ故也、此の外は大學で說く通りの事也、そこで能合點すべし、朱子の補傳に、即凡天下の物とあれば大な事じや、人々の及ぶ樣に說くべきを、人々皆天下の物に即てなるものかと、近年の異學者云へると云も、取付もなきおかしき事也、物と云からは天下の物、物てない事なし、なりと、主もつと主と云物、手かくと、手といふ物、どうなりと相應から云は、一ッ〳〵窮めていくといふも

の、一生の内皆あけばよし、十の物一ッなりとあけば、夫ほど目があいて死すると云もの、左なしにつかみて云へば、尙上と云ものからなり、平實といふもかくなり、何も實のある事一ッもなし、一草一木皆有レ理と云、日用の間其場に當り、其事あらば、皆其理を察して見るがよき筈なり、醫者なれば、甘草、人參、一草、一木なれば、吟味せねば似せにだまさるゝ、され共日用を捨て、一草一木の吟味せよといふ事なきは、或問九ヶ條に殘る處ないに、近年異說を唱ふる者と〳〵と、紙半枚も熟せぬさまで、一草一木の條ばかりを見て、左樣な妄言を云も、淺猿き事は云に及ばねども、學者が晤き故其の說に涎を流す事、さりとては世の學のひくき段、笑止千萬なる事也、唯格物の二字は理の窮むる事ばかり云て、行の事なしと云、皆淺はかなる故なり、こゝがあかねば殘り、七目もあかずにをる、こゝがあけば七目も一につゞいていく事をしらぬこそ哀しき事なり、予學に於て得る處はなけれども、唯此物の字の事は何とぞ天下後世の學者にも、孔子朱子の旨を明らめさせたきと思ふ事のみなり、總じて經書を讀むに物の字の如き、敬の字の如き、日用の如く是程明かに聖賢の示すを、さらりと理を窮むる事と見て、其の字をはきと眼をあけてみる性根なく、志もなき故左ほどに込入事を知りもせねば希もせず、是もさきに云る如くどちらへしても、物の字なりに自然にうちつく物の字も、聖人のこしらへたる事にてなく、自然不易の字也

一　政をする者は、かさより一になる處ばかり見えて見渡す故、皆おろかにて本法の實を失ふ、國も

天下も一統に民を相手にするより外の事なし、左あれば金銀財用の利の上へあつまるも、皆ひとり〳〵民の細かなるなりをよせねば聚まらぬもの也、今大坂堺膳所等諸國の津より、大分の米ども百石千石商買人雜て、其金銀取あつめさばく、其さばける貨をみれば、又其かぶのなりを又わりて糴ひ、又夫を商買人細にわりて糴り、一石を一斗にし、壹斗を一升にし、一升を一合に割て、京中諸民のくい物と面々に買た事也、すれば高ひ括くりて商買する者も、大分の金銀蓄へたる者なれ共、何ほど大分にてもあつまる處は、京中に割にてくふ物よりよせねば聚らざるもの也、左あらば、諸民一升の上にて一勺の違ひは高につみ、夥しき事なれば、諸一人〳〵のいたみを助くるも、いたみを增も、諸民總體のならしを知ざる者は、曾て其合點はせず、頃日世俗に富をつくと云て、三錢五錢金銀を大分に持運びて、一所に聚め、其の內にて次第〳〵の高下を取り、分を立て少に三匁の銀にて、一人にて三十兩五十兩取來る者あり、博奕をうちたるより、盜をするより、早き利なる故、前後を省みず持運ぶ、勿論世俗のする事なれば、云に足らねども、されども財用の事は天下の心なれば、是等も皆國家の大事と云物にてあり、頃日も夫を何程取て來、夫はわずかて大分取たる物語、上下さわぎ立てづかみとるやうなる面々、利欲の心になり、家職を忘れ家業を代なし、面々其利を得んと欲する、先利を得る事はさしおき、第一のそこねは家職をつとめ身を謹んてすぐる心が、浮れ心になり、心そはづき最早地道たまかに身をする事、しとむなき樣に上下の心そまつに可ㇾ成事、第一根本のそこね也、やがてヶ樣

の義御制禁も有が、何ぞ口論云事等有てやまば、其跡にて失たるもの大分利を取たる者共に、此次は何とぞつかみたる事可ㇾ有と、面々にいらざる事に知恵付られ、ばくちうたぬ者も博奕打たき心になり、親の物盗まぬ者も、盗みたき様になる事眼前也、是風俗の根のそこねる大病也、さて指當りての利害を以て云へば、たとへば一人の五匁づつ持いき、六千人人をよせると銀高三十貫匁なり、一番に五十匁取より、七十番まで次第の積りを聞と、大むね十貫目の餘たる體なり、其餘十八九貫目は先の聚むる處におき來りて、此方へかへらず事見えたる通り也、只其内十貫目餘此處へもどるは幾人の手へ渡るぞと云と、一より七拾番迄なれば、やう〳〵七拾人前の利となる、さあれば殘り五千九百三拾人の五匁づつの銀は、皆何の方へ捨てくるといふ者也、如ㇾ此なれば今日も持行、明日も持行き、京中の銀まはり〳〵て皆持ゆき、一處に捨てくると言もの也、其内少し身を持たる者は、互の名を耻て用捨ありてつかはすとても、名をかへ事を密にして遣すなれば、中より以上の身上な者は少きはづ也、中より以下な者米屋へ遣す銀、宿賃になす銀、其内欲に惑ひ得ざるに悔むと、あとさきをみず、有物を質に由、無き物を借り、その利をもしも得んかと、月夜に銀拾ふ樣に思ふて、遣し〳〵すれば、其をどもりは買賒りの損、其身のひしより先なる事なし、左あれば京中の金銀、楮幣つかひてひとり、其所の銀へる如くに買賒りに賣たる者の難儀、質たね失ふ難儀、夫程財用の利害の早きだけ、失の早き事見へたる事なり、天狗頼母子とて以前よりある風俗なれども、見るを見眞似にみなれて、左程に

思はず、天下のふすもの身を勤めざる者共、力を用ひずして得る利を貪る者共の、惡事をするたねは皆ヶ樣の横なる、利の種なしの財を得んと欲する風俗より起る、左ある故盜人謫者の類一度につかみどりをする心にて得たる金銀故、遊女ぐるひ博奕うたぬ者一人もなく、實用の事につかふ事千に一ッもなし、其上勤て得ざる金銀故、失ふ事早し、博奕は天下の御制禁、頼母子は京都などは御制禁也、ヶ樣なる事は騷動人よせぬる事なれば、畢竟御制禁の例になるべし、是等小を聚め大として小民の總いたみに成理、是にて知るべし、兎角小より聚めねば財用のよらざる故、小民を恤まねば政の立ざる事不便がると云までてない、事實がかうなればいかぬ、文王の鰥寡孤獨を愛するも、ヶ樣なる事なり、只不便がるといふも、殊勝なると云までなし、人の家のまかないも、大立た事の米もくはずに居る事もならぬもの、薪をかはずに居る事もならぬ、何となく總體の費少づつにても高に結べば、おびたゞしきものなり、百姓の年貢萬事の事も、兎角上から下へ流るゝも、大より次第〳〵に細かになり、下より上へ聚るも、小をよせ〳〵て大になる事を知らねば、大かぶて彼是とするは、小民のかけかまいないと思ふは、大愚なる事也、政務の學、兎角ヶ樣の物にて、吟味せねば其事實ひぬものなり

右三條　十月十九日　　會　主　蘭　知　命

一　凡古今記錄の法三ッあり、年月甲子をつけて春秋通鑑の如くするを編年と云、一人〳〵の傳を別にかくを紀傳と云、又其外に事一ッ、又は何にても其事一通りを一編とするを記錄とも、事錄とも

云、大むね此三ツにはづれざるもの也、春秋は編年の體也、書經は事記の體也、國語、戰國策も事記の體也、史記、漢書等は紀傳の體也、史記以來二十一史、皆紀傳の體を主にする故、編年の法廢れて、治亂盛衰の次第見がたしといふ事、朱子袁機仲が通鑒記事本末の序に記せり、記錄の學をする者、是を知らざれば、筆の執りがたし、舍人親王の日本紀、編年の體也、夫故其あとをつぐ續紀、後紀等皆相二續之一、我國歷代の跡次第明かにして、後世仰ぐ處也、保元、平治、源平盛衰記、太平記等に至りて、本事記を主にして書たるなりに、年月の次第に見える樣なれども、本編年の體を主にせざる故、前後見がたく、事のつなぎ〳〵讀者能々思ひ合、つなぎ合さねばしりがたし、夫故南朝正統もたしかに主とせず、皆名分之學不レ明故、只人の讀て面白がる事を主にして、實錄の次第を主とせざる故也、只編年の法には年切に書く故、其事次の年に渡れば、其間へ餘の事入りたがる故、太平記の如く其事の本末を一編にしたる處、編年と相發すれば猶見よし、又編年の法には、國家の治亂事實に關する事はせて、人々一分細かなる事のらざる故、紀傳の法一人〳〵してしきりたるもなくて叶はぬ、所詮編年を主にして、事記紀傳二ツを其助とすれば、記錄の法殘る處なしと知るべし、王代一覽、日本通記等近年儒者の書たる者、體は編年の體にて成程よけれども、のする所の事實に皆誤りあり、且甚略文は雜にして可レ疑事多し、畢竟名分の學みがけず、其上ケ樣の天下統一の記錄は皆有しても、理明かにして、下として成がたき事あり、古今の事蹟故、天下の秘書記傳の書、殘らず考へざれば難レ得故、自載

べき事のらず、考ふべき知りがたき故、匹夫の力に及びがたし、通鑑も司馬溫公、天子の文庫を悉く預けられし故成就したぞ、されど溫公の學、嘗て治亂名分の學不ㇾ明故、正統の誤り甚多し、夫故朱子通鑑、すぐに綱目に立られしより、編年の次第明かにして、事實も精しく、是非、得失、三綱、五常の名分も殘る處なし、天下古今の大切の書と云ふべし、吾日本も神武天皇以前は尙矣、人皇以來編年紀傳の書に卽て、其是非得失の筋目を正し、朱子綱目の如くにならば、尤も大切の事なるべし、山崎先生倭鑑を編かけおかれつれども、東武に本朝通鑑出來と聞て、其まゝやきすてられし由物語あり、其一二云、江戶記行の詩集の詩の序などに殘れり、平生其委き物語聞に及ばず可ㇾ惜、別して太平記等の目錄も、甚三綱五常の名分を失ひたる書法有ㇾ之、せめて目錄なりとも書法を能立たらば綱目の餘意をも殘さるべき事なるべし、是に付常々心がけあれども、いまだ筆を取に暇あらず、姑く此思ひいれるを書留る事如ㇾ是

一　親房の神皇正統記南方を正統にして、高氏が罪を正されたる事こそ、卓絕の見、萬世の則と云ふべし、或人云るは、正統記の書皆正統の筋目を失ひたる天子を、其儘正統にあしらひたること誤なると云へり、是皆無稽の說なり、親房其時に生じて其時々の天子の旨を得て、悉く正統の論を改るならば、如何樣とも名分正し書く事なるべし、千載の後に生れ、人臣の身として、神武以來の天子をこれを天子にすべき、天子にすまじきと云事なるべきや、如ㇾ此なれば、我まゝに天子の系圖をつりかへ

我まゝに今新しく編立ると云物なり、已往の是非は已に定まりたる跡なれば、是に我詞にて立直すべき事なし、其代々のあしらひたるなりにして、其得失是非を其の下に辨ずるは可也、我心の是非の通りに天子の名を換へ、位をかへするは、我慰に我家にて獨りして見ると云までなり、如レ此にしてよき事ならば、朱子の綱目にも、悉く前代の天子となりて筋目を失ひ、君を弑し父を弑して奪ひたる者の、論號位とも皆奪ひ捨らるべき事なるに、過ぎたる事を今詞にて奪ひても、過たる善惡は最早しなほす事なければ、其なりにて是非を辨じ置れて、萬世の鑑とせり、若し左様に後世より、我思ふ如く天子を換へ、位をあみなほさるゝ物ならば、綱目の書法を以、善惡を示す事は初よりいらざるもの、朱子のすきの通りに、古今の天子も何もしなほしたるがよきはづ也、全く史傳のわけも名分もしらざる大文盲の説どもなり、正統記は尤まゝ説宜しからざる事、今少し云べき事あれば、夫は一事一代〳〵の上の事なり、全體は正統を立て書れたる處、大成功也、或人予が此説を聞て問へるは、是は誠に尤なる事なり、去りながら朱子に三國の正統を後世よりして蜀へ與へ、唐の則天が位を奪へるも、其まゝ中宗の在處を年々立置れたるいかに、扨又今親房も、高氏京都を天子の正統とあしらふに、是非とも南方を正統とせらるゝ、皆跡よりはからいたるにて有のまゝじや、曰、是は又大に違ひたる事なり、三國の時は天下三ッにわかれ、互に正統を爭ふ、夫故後世より筋目を得たるを正統と立る事、是名分の得たる所、後世聖賢のする處、自其是非の定規となる筈也、又唐の則天も則天が位を奪ふたれば、奪

ふたなりに大書して、則天が奪たなりに、ずぐに惡人の鑒とせり、然其眞の天子生てあれば、即其天子の在處をしるして、唐の正脈絶ざる事をしるせる、是尤も少も事實ちがへざるなりにして、正統の正しきを示す旨、尤明也といふべし、吉野の正統、即後醐醍の御子孫のつゞきなれば即手をつけずの正統なるに、高氏京都にて別に帝を立て是てけさんとする、其世に生れて其實を正し、吉野を正統と立る事、已往の天子の名を我まゝに換るとは格別の事なり、是等皆名分の學と云もの、ヶ樣の學に明ならざれば、兎角何ほどの理を云立ても、皆名分を不ㇾ知、素人の記錄詮索といふもの皆理はかり聞へて、曾て正統の說に用ひられず、夫れ故朱子綱目は、何てあらふと、隋煬帝の如きの君父を弑したる者も、その時煬帝と謚すれば、其なりに書て、其善惡是非は書法論說にて、是を正し置るれば、すぐに萬世の鑑となるとて、ゆるすといふ事に非ず、方孝孺など正統論をかゝれたれども、此の旨を不ㇾ知してひたと定まりたる跡を、色々と正統にするの、せぬの、みかへるのと云說あり、皆理ばかり學んで、史傳名分の學の全體を不ㇾ知故也、其餘云べき事あれど、猶往々の其事に因て述ぶべし、先ヶ樣のかねを知る事肝要也

一　集義和書と云る心學者の書に、楠正成は北條が臣なれど、天子の爲に働くは、關東に叛くも苦しからざる由を書り、扨も名分の學を知らざるは、淺猿き議論也、天に二ッの日なく、土に二ッの王なし、普天の下王臣に非るなし、如ㇾ此天子の正統、口出度都にあり〳〵と御座あるに、賴朝が世な

ど思へる事、甚以忌べき事也、其上頼朝は本總追補使に命ぜられたれば、文王の西伯など丶云るものに略似たり、頼朝大子より拜領の國の外に、我家來たる者可ㇾ有事なし、頼朝次第に天子の權を竊み、天下を不ㇾ啻不ㇾ知天下の權を竊むやうにしたる、詭術詐謀よりヶ樣に成はて、天下の諸士を下知する樣になりたるを、直に頼朝が臣たると思へる事、さて淺猿き事なるに、況や北條は頼朝が陪にて家來なり、是頼朝が權を次第に竊み、頼朝が子孫を絶し、都より三將軍を迎へ、年たけぬ內に逐のぼせ、終に北條が天下の權を竊む樣にしたる、別して亂臣賊子の又亂臣賊子なり、然ば天子より見れば頼朝は天子の權を竊みたるものなれば、天下の諸士天子の爲に罰すべきものなり、頼朝より見れば北條は別して頼朝が家を絶したるものなれば、頼朝を主人と思ふ者は猶以罰すべき者也、ヶ樣の拔ㇾ根塞ㇾ源吟味を不ㇾ知、ヶ樣にひたと人が竊むと主人とし、根本の吟味せぬと、遺言に云る如く、世をとりさへすれば君臣の義と思ふ、盜人に家を盜まれて夫を主人と仰ぐものと、七卷目に書たるは其爲也、恐れある事なれど只今とても、天子を崇へ天子の御名代として、天下を東より御下知あるは、古西伯の事體のなりにて、上下如ㇾ此穩なれば、十分古王代の時の樣に、天子の權こそなけれ、頼朝が何となく竊みたる體とは、拔群違ふて正しき事也、是よりさきは今日猶敢て云ふ所に非ず、學者各自察して自吟味し得て可也

一　頃日誰となく、儒者の書簡等に、東武の事を東都と書ける書有こそ、名分等一の誤り、三綱、五

常の旨を失ひ、其上御當家へ對して、天子を崇まへ奉り玉ふ旨にも、背ける罪人といふべし、忠孝を專らにせよと御制札にも出たる事なれば、日本の正統平安城を主として、天下一統したるなりに、東武よりも重じ玉ふ事、第一是天下に忠孝を示す大根本の、天地に愧ざる正しき旨なる事、こゝにある事なれば、別して學者の表章して猶後世にも傳ふべき事なるに、只ヶ樣に都と云へば、上にも御悅ありて、己が佞を售り、諂を容る本とあるとこそ思ひつれど、却て不學の者ならば、左樣の淺猿き事は言ひ出すまじ、されば不義を以、上を悅ばすと、義を以、上を尊ぶとは、孰れが上を敬ふと云べき、ヶ樣の名分を上に失はせまする樣なる事を以、上を尊び諂ふ事は、君を賊するの類に非ずや、古平の將門奧州にて謀叛を犯し、天下後世の朝敵そろひ、第一にあしらひ、記錄を讀む者も、今に至り惡み賤しむ事、歷然たるに然るに京都の字を稱すれば、只今將門が不忠不孝の心と、天地雲泥なる御德義の治體を、詞一言にて似よりたる事を書るこそ淺ましき事也、文字千字にても、何の得失なき詞も有、又文字一字にて大義のそこね、大義のきづになる事あり、學者の理を窮めざれば、かなはざる事ヶ樣の事にて知るべし、文字一字の事にて歷々の忠臣義士、骨を碎き身にかへて爭たる事、遺言の中にのせ置たる、胡澹庵富弼の事など、能々考ふべし、一字の義が何の熱氣にも冷にもたゝざる事にて、全體の思ひかへになる悔しき變なり、世に歷々と名ある儒者、文章を以自任ずる學者も多しと見へたれど、ヶ樣の事に何の思ひ咎めもなく、せめて正す事にてはなくとも、珍しき事の樣に、新しき事の樣

に思ひ、枘子定規に我も見習ひ書く者、猶以人心亡びたる者と云ふべし、ケ様の事も耽る人聞き其せめにあふべきもしらねど、世に廣めて毀るといふでもなし、存念の通りを學者の爲にしるせる事也、能有志者可ㇾ省、其餘以ㇾ是推考よ、兎にも角にも、三綱五常の學と云事暗くなり、只孝弟忠信〳〵と云とぼけたる心學者仁齋が流、圭角を剋し、義理の筋目なしに殊勝にいへば、誰迚も指當り聞へたる事、指當やわらかに入よき事、愚俗の惑ふ事あるが、夫れは言に足らねば、義理を主として學ぶ者、角□の果る樣にならざる樣に、能々心得べき事ならずや

一 軍書は八陣圖に至極せり、其事甚長ければ、一朝一夕に說く事は難けれども、されど八陣の圖とて、又一通り唐流の軍の圖といふ事にて非ず、又世間の陣より委しく格別といふ事に非ず、凡軍を行ひ陣を立るは、國々の風土風俗、有來る勝手により、其地により、其時により、海もあり、平地もあり、山もあり、川もあり、騎馬もあり、步武者もあり、城もあり、野陣もあり、一ッとして一樣の體なく、一體の形なれ勝れども、往として八陣の體に本づかざる事なし、八陣を知らずしては、陣の旨を自然と得て、能陣を立備を立る者あり、又軍陣に精きとて、八陣の制を不ㇾ知して軍敗るゝもあり、學にて云へば、大學の八目縱橫十文字、人の道を學ぶ者のはづるゝ事ならざると同じ事也、夫故武備志登壇必究の類、其外吳子が兵經の類、八陣の說樣々精しう有、皆入る事でさて皆あの分てすむと云へば、八陣一通りのすませ事になりて活法なし、天地風雲龍虎鳥蛇の八ッ、八陣のふた印の樣なるものに

て、名にて呼たるばかり也、易の八卦にて呼ぶも、八ある名なれば同じ事なり、大抵軍は奇正の二にて、正は本なり、奇は末なり、正は常なり、奇は變なり、天地風雲は正を主とし、龍虎鳥蛇は奇を主とす、人身も必左右前後あり、城にも左右前後有、野陣にも左右前後あり、左右前後は四の正也、其左右前後の西向ても左右前後、東向ても左右前後、北向ても左右前後、南向ても左右前後、自由自在にどちら向ても左右前後になるは奇也、天地の數も五行にて立てあれば、五行は即四也、天に四時有て四と立ては、必其四時の働き變化自在、時に因ての變あり、是奇正の體也、人の身も一人の身にも八陣有り、前を拒ぐと後に心を付、左を拒ぐと右に心を付、四方の外に四の隅あり、是皆すきまなしに心を付ざれば、必其すきまより人にうたるゝ事有、城も其通りなり、正成が千盤破などが八陣の四正奇のすきまある故なり、諸葛孔明、岳飛の軍の破れたる事なきは、平生四正奇の備明かなる故、入べき透間なし、人數五人ても、百萬にても同じ事也、是先八陣圖の相傳の大義也、是につき六十四陣の推しやう、六十四陣の變法の立樣は、精き習あり、旗色の立樣等、蔡季通の朱子より相傳る說あり、是は俄に述がたし、然れ共此大意明かになければ、推樣熟しても用にたゝず、され共大義を知ても、推樣陣列に精ならねば用にたゝず、往々學者の餘業にしづかに語る事あるべし

一　日本の軍書の內、古義經鬼一法眼が虎の卷を得られたると云は、二相悟道の傳と云、次第〳〵に傳來して、櫻山入道が手に渡り、夫より楠に傳受したりと云、世に南木全書と云軍書あり、中に拙

き詞まぜたる詞有ど、二相悟道の正脈其内に殘りたる事あり、世に吉野軍記とて、義經の書とて相傳るあり、是皆其遺法也、是等も八陣を學ばずして、暗に八陣に符合したる旨あり、凡軍法に限らず、天下萬事常と變と一にして二、二にして一、體用一源と云は道體本然の事にして、其旨のあらざる事なし、夫故正の外奇なく、奇の外に正なく、只一致なるもの也、八陣の中陣に推奇と云て、是八陣の本原也、八陣の中に推奇ありと云說あり、八陣の中に一立て九陣と立ると云說もあり、是にも軍家におびたゞしき辨論あれど、八陣も九陣も只一致なる事を知りぬかざる故也、是みな習有、其餘日本の近年用る雄鑑抄の類其の旨を得たる處もあり、得ざる處もあり、又餘日あらば是を推說べし、世に軍學をする者多けれども、根本の義理に明かならざる故、只軍法者とばかりなり、本原を失ふ故、其理ともに明に不ㇾ知して、只跡に泥んで其法ばかりを知る樣になるは、根本の學なき故也

右六條　十月二十四日夜錄　會主山科道安

一　世に傳る所、七書武書の簡要として、軍學者之をもてはやす、されども孫子、司馬法の外は、大むね僞書也、周の大司馬總軍大將にて、其家に傳る軍法の遺書也、夫故皆節制の陣にて、律を主にし、法を明かにして、備へを以第一とす、其機に應じ變に宜ふるは、其口傳心授にて其家にあり、又軍圖其外軍略等の書、定て其家に悉く有べけれども今は不ㇾ傳。黃帝の推奇經是異國の軍法の第一の祖也、八陣も皆是より出る、此等も皆大司馬の官に傳へ來ると見えたり、加戰の陣と周禮に載てあるも、陣

國を以云へると語類に說あり、節制の陳制を主にして機に應ずるの軍は、諸葛孔明の八陣全く傳へたり、凡天地の間靜なるに居て動の制する、是不易の道、治亂大小何事も是に本づかざる事なし、不レ戰して勝事を云には非ず、備へ堅固に、根本立て自敵の我を可ニ破損一なき事、戰はざるさきに備りてあり、其故孫子が以ニ己之不一レ可レ勝勝レ人と云るゝは此事也、其故節制の陣と云て奇を不レ用に非ず、節制の至りより、自然にさきのすきま、我にうつりてある處へ奇を用ゆれば、初より可レ勝先我にあり、其故名將の戰は皆家計を作ると云、先手前の城を要害を堅固にし、手前の國の上下安き樣にし、根本の立樣に何とても目當とする、皆制の陣を本とする故也、信玄など形の如く功者にて軍を練り、軍畧に明かにて、陣備へ前後左右節制を主にする道に明かなる處、何れ其軍ばかりを主にして、全體根本の備を主にせざる故、城郭堅固なる事を後として、屋形作にし、敵を國へ踏込せぬを手柄とする、男立の氣象成故、やう〳〵我一代氣張りて立たるまでにて、其子勝賴亡る時にいたりて、にげあるきたゝずむべき處もなくして、國の都つぶれたるは、尤勝賴親程の器量なき故にてはあれども、信玄時より要害の地を見立て、兵粮澤山に軍用自由にだにあらば、中々信長五年三年攻る共、自由につぶるべき筈なし、易き事小田原氏康跡氏直抔勝賴に勝りたる大將にても無けれ共、城名城にて、兵粮要害たしかなる故、秀吉攻取るに終に戰にてはならず、だまして取る也、氏政今少器量ありて欺きを受ざるほどに有て、上下一統に城を堅く守らば、此時秀吉存念には俄になるまじ、正成ほどの名將にても、

千磐破の城を根本とせざれば、天下の兵はうけ難き故、何かさし置、此城を堅固にこしらへたるは其爲也、其故代々子孫の後まで打つゞき、堅固なるは其故也、漢蕭何長安の城を夥しく作りたれば、高祖の甚氣に入らざりしに、蕭何如レ此ならざれば、天下を威伏するに足らずと云る、節制を知れば格言也、やゝもすれば儒者の詞にも、堯舜は土の階にて治まり、仁者無敵抔と云る事を引、殊勝成事計云る、皆不レ知レ時不レ明ニ于全體ニ之族云也、古時直ほに穏かにして、夷狄の攻るも少なく、其上堯舜の德故自治まれ共、早夏の代に至て夏后相を羿殺せる時、最早可レ禦樣もあらざりしも、時變樣々に違へば、其時に宜に從て全體の立樣にする事、必しも軍をして勝にてはなし、其故軍をするは節制の根本の備へを吟味する事、極めて大事也、其兵を用るの道、士卒を引まはすの旨、時によりて宜をするの道、山により、海により、時による忍のつかひやう、かけひきの心得、ヶ樣の軍略にあづかるは、孫子の書に遺る事なし、世の孫子を學ぶ者、大格孫子の軍書たる用を知らず、只地道に說て、理を精く說き、事を備へて說き、廣く演て說く事を主とする樣にて、皆理屈ほしにほしてすます、全く孫子が妙用の本意得る者少し、軍書は機の一字に極まりて、全く機の字は手を見せずして勝のある事、是一大事也、夫々集注講義の上て、常の四書六經の理を說く樣に、しらけては能聞へながら、最早手をみせて碁を拍つ樣なるもの、勝負の用に立ず、凡勝負と云は、機の一字に開り、手をみせぬと云勝負立る也、されど詭りを設けたらずといふて、手をみせぬと云事でない、勝負の形明なれば、自然に其

機を己にある處、そこをみせぬといふ事也、此機の字の合點なしに軍書を讀故、無正に王者の軍、孫子が道と云は、仁義禮智のたちを云へば、かいしき軍書の學の旨にあらず、其故孫子を讀みと點して知り、時に臨んで動く妙を得るに非れば、孫子にあらず、人に說くとても、只一言二言の間にて、不言して喩す如く得るやうになければ語られぬ、孫子に十三家の註とて集註あり、其他近頃彙解とて、如形孫子の註多き書も有之、一ッとして理のきこへざる事は無けれ共、皆市町にて公事の談合する樣な言ひしらげになりて、太平無事の懷手にて軍ばなしするには好し、勝負の實に至つてはヶ樣にしらけて用に立事なし、其間に曹操が註あり、只二言三言にて說てあり、其說如形端的親切なる、孫子が看たらば扨もとうなづく樣成事なり、曹操がことは謀叛人惡逆な者なれども、兎角軍書勝負のことに其儀はいらず、仁義の軍の王者の軍のと云は、德義至體の文、其上の事出軍と云になりては、少も左樣なる殊勝らしい、打あがりた事にて吟味ならず、仁者無敵といへるも、德義の効と云るものなり、軍と云へば、武王にても形のごとく節制の陣を立て、牧野も妄りに取かゝらず、備へを以不戰して勝の體を立られたるも、みな太公望の敎と見たり、其上不忠の軍はせぬがよし、忠義の軍はしたがよし、勿論仁義義理なりの軍よりはなき筈なれども、軍の吟味になりて、每度〳〵へばり付たる樣に、仁義の軍王者の軍など云ば、おぼこなる事なり、何樣惡人にても軍の上手なれば勝が貴なり、方正學ほど德ある人にてもヶ樣吟味なく只德を以化する事を、平生云れたるばかりにて、永樂には終に打負て、

悉く殺されたるぞ、勿論それなりが忠義の事は、全き人成故、夫にて方正學の段にてはなけれども、軍用の吟味は節制の法、平生にきびしくばヶ様にむて〳〵とはつぶれざるはづなり、其故予窃におもへるは、司馬法は正を主とし、孫子は奇を主とし、正奇本末兩卷にて立たり、されども正はすぐに奇を含み、奇はすぐに正たるは勿論なり、しば〳〵孫子の書を讀たきと、人言とヶ様のわけ故、中々地道なる事の義理らしき事は少も言れざる故、下地學術根本不レ立、上には軍學妄に說き難し、其餘は三略、勿論孫子などの中より、其意を竊みて黄石の書に寄て作りたるものなり、六韜も戰國の頃、古書の法を傳へたる者、太公望に托して作りたると見へたり、吳子は別して作り物也、其說皆淺近也、太宗問對は猶以皆古の軍書の旨を竊みて書たる者也、文學といふ、軍意と云、軍書の骨髓は孫子の如くなる者なし、其故韓信でも張良でも兵法曰と引は、皆孫子の事也、孫子を十三篇にしたてたるも、曹操がしたと云、左樣なる事もあるべし、されど十三篇の名も久しき事也、曹操がわざにて篇目を分つばかりにてあるべからず、其他軍書の重寶なる者は、武備志ほどよきものはなし、是は不レ遺不レ餘武備に關かる事を備へたる故、博く考る事の遺らざるの重寶也、其他軍書大分あれど、皆事少なに云る者は事遺り、我家の傳へたるは餘のよき事不レ載、皆一偏にて備らざる事多し、其書を添へあとから注を增し、只群に精くするを好き書とする、文章書よき爲也、後の軍用に働く爲、夫の機の字の妙味を得がたし、軍意を能見れば其中にも可レ取事多けれ共、全體未書だらけにて、聖賢の意みへざると同じ事

也、「各軍書は軍書にての正脈有」之、此根元を得て、夫より次第〳〵に餘業ある時は、城の拵へ樣、石垣のつきやう、馬出しの仕樣、繩張りの張り樣、鎧の作り樣までも、吟味するは好し、軍學根本を得ずして、只左樣の末々の事を學び、軍法者なりとて故實を敎へてうれしがるは皆末也、其故亂世に軍に能勝て、天下をも得る大なる事をする者に、軍法者といふものゝなりたるためしなし、兵法づかいの指南をする者に、人の軍くづしたることをしたるもなし、是軍法しらぬでもなし、兵術に熟せざるにてもなけれども、其だけ一盃にて根本大格の大かね明かになければ、皆其だけ程より外働かず、左ある故格物の學は、兎角其事につき、其物につきて精くする樣に、何事に限らぬ共、先義理の根本を主にして、推して事に及ぶ事を尊ぶは此故也

右一條十月二十九日夜錄　　會主　若林進居

一　定家の百人一首、天智天皇の御詠をのせたるこそ、定家一代の功なるべし、假初も和歌は鬼神を感じ、夫婦を和げるなど云へる妙用あれば、凡三綱五常の敎、自然の情を感じて不」已、三十一字の詞に著はる、是自天子の民を憐れみおはします仁の大德つきて大切なる事なれば、天子の御身として、民の秋田に露に袂をぬらして、骨折いたわるをよみ玉へるこそ、君德仁愛の至、詞の外に著はれて、今に至るまで誦む者、辱く仰ぎ尊び奉る心こそやみがたけれ、延喜の帝の寒夜に御衣を脫れ、民の寒さをしろしめし、仁德天皇の高き屋に登り、民の烟のにぎはひにけりと悅ばせ玉ふも、同一の心、親切語る

ども詞にのべがたし、されども夫より後打續き、ヶ様の帝王の目出度御詠を載せ、君道のいみじき事を知らしめ、夫より打續き君臣、父子、夫婦、よのつねの教となりて、人心の感ずべき事を擇んで載せましかば、□國三百篇の詩にも不ㇾ愧書なるべきに、只歌の風體詞の優なるを撰びて、婦人の歌と云へば、大むね戀の歌より外なるは希也、されど歌は自然の情を歌ふ事なれば、假初にも義理らしき歌のみを歌と云には非ず、其間或世を逃れ、或風景を述、或古を感じ今を思ふ様なる事ども、是即人の情自然の感なれば、猶以よそならず感心ある事也、いつとなく其中に人倫日用の教も切にこそ覺ゆれ、順德院の御詠を卷軸にのせたるは、是以古今の變感慨ある處、君たる人の鑑むべき事、臣たる者の警むべき事、千載の餘憾、是以面白き事に侍り、予歌の學に於ては未ㇾ盡ㇾ心ざれ共、古今の大體を以之を考れば、人必自然の感にもるゝ事なき事だにも、明かに知れば何れの情か通ぜざる事あるなれば、世間萬葉集頃の哥を誦めば、淳質朴素、固より後世の巧みやさしき様なる事は少なけれど、自然の美しき處、自然の情の切なる事、中々巧にしたる歌の似よるべき事もなし、夫よりしては人麻呂の歌、時代と云、其名人と云、自後世の及べからず、自然の意味云に言の葉もなき妙あるよし、人麿程にこそなけれども、其頃の歌は大抵皆然なり、能因が白川の關の歌も、能々得意の歌と云る歌なれど、一點の巧に一點あぢらしき事なくして、長旅の道すがら日數歴たる思入れ言外に溢る、只如ㇾ此吟詠、自然の情の不ㇾ覺人を感ぜしむるこそ性情の發とは云ふべけれ、詞花、金葉抔の如く、様々の交り巧みた

る事口ばかりにて、其情自然の自骨髓より出るの妙感じがたし、凡詩歌は自然の情故に、風の冷かに雪霜の寒くして、身に切なるが如くに、心を用る事ともなく、力の入る丶事もなく、不ㇾ覺不ㇾ知已れざるの直情こそ情なれ、左あればこそ人情自然の感もあるにより、詩歌とは云、それを枕をわらし、眉をひそめ、只人の聞をあぢに作りたの、巧にしたるぞと思入、景氣の追從一種を專にせば、何か好かるべき、古今集以來名歌はさま〴〵多し、されど其中にて時代のちがひは勿論有ㇾ之、次第〳〵に巧に流れ、艶に過たる事、自然と古を去る遠きの弊也、されど今とて古に反るべからざるに非れば、家とする人には能く其心あるべき事也、歌のよしあしは左もあれ、神祇、釋教、戀、無常と云樣なる極まりたる篇目、何れの集も皆自□をうけて編集るも、其間人の教共なり、風俗の助ともなるべき歌もあれど、皆其中に卷込られて、大格ひきゝ事なれば、撰む人能々眼明かならざれば得難し、夫歌は、當時出雲八重垣の神詠より始まるとあれば、釋氏の教、無常の歌など云事、何しにあるべき、戀の歌も夫婦の教のそこぬるは是より始まる事にて、伊勢物語、源氏物語、皆其ならはしを承て、うるはしき教の第一なれど、歌よむ人の大切の書とあしらひ、相傳る事と傳へてもてはやすこそいみじからぬ事なれ、我國聖の教も次第〳〵に其人有ㇾ之、人倫日用の教に明なる樣にと說きなさば、自詠歌も自然の人倫日用の情にあづかる如くにもあるべけれど、歌人は歌の事計磨きて、大格義理明かならざる故、根本より不ㇾ知事なれば、如ㇾ此も怪しまれぬ、左ある故凡人たる者は、義理の根本に明かならざる者は、何

を説ても、何を云ても、根なき花を見る如く、目もらざる尺を見る如く、一として其のりを得る事かたきは其故なり、若餘日もあらば、古今新歌の集をよせて、何樣の四五百千首も取集め、古今相傳る歌の病、歌のよみ方等に拘らず、只性情自然の已れず、人倫風俗のしるし共なるべき事を一卷にして、幼き子供女子などには習はせたらましかば、今の百人一首を誦得る如くに、自心にも耻ぢ、わけをも知て、小學の教の一筋にも、なるべき事とこそ覺ゆれ

一　詩も國を阻つれど、唐の人倫自然の已れざる事を上下の隔てなく、都鄙遠近のかはりなく思ひ、哀しさに感じ、嬉きに移り。情の已まれざるなりを歌ひ出たるものなれば、我國の和歌と一毫のかわりもなき、人心自然の情の感より外なし、左ある故。三百篇の詩も、何を巧みに作るといふ事もしらず、何を交りて人に見事に思はすべきといふ事もなく、よきもあしきも情のなりを不レ覺不レ知已れぬなりに歌ひたるものなり、左あればこそ人心の善惡自然のたけも是に因て見へて、學者平生所レ養の積るだけの自然の情も、ケ樣な事にてこそためしともなし。又人倫骨肉の間に居、君臣治亂の變に關かりても、其身にうけ當りたる者は、千載一心に感慨有べければ、自義理の發、忠孝自然の誠に已まれざる者なればこそ。可二以興一とも仰せられたる事なり、左あれば學者存養自然の情てしるすべきは、詩の樣なる者なければ、孔門に在て詩を學ぶ者一段に非ず、孔子の伯魚に教玉へるも左也、次第にうつろひて漢の古詩十九首の詩抔、離騷雜抔の詩抔はかわれど、性情自然の已れざる所の體は、

古にかわらず、世衰へ德薄うして、ヶ樣のいみじき味は不レ知して、詩を作ると云事始まりて、ひたと其なりをまねび、夫をわざ事にして、後には沈約宋之問の頃より、律詩といふもの始まり、同字を使はせず對句に拘り、四聲の吟味きびしくして、まんざら箱さしたる如くに作り立る、自然の情と云詞、一言にてこそ詩歌のいみじき敎はあるに、全くないさまに至極の力を用ひ、至極の苦にて作り立て、人のならぬ處をあぢに字を用ひ、人のいはざる處を巧にしたてる□云、後世に至つては全く一藝のあさましき事になり、別して人の義理を學ぶ心を淺まになし、人の忠孝眞實の情を、作りものに云る器となることそ淺猿けれ、其故偶々經學に志ある者は、詩文著述を學ぶと云て一生の學を仕損ふ戒となる、滔々皆是也、詩は本學者の性情の學と云へば、詩を作るもよきと云事は聞入たる樣なれど、後世詩を作り慰にしたがる者の、よき詞の誘り也、左故に今詩文にはせたるは、戒たるが至極よき筈也、若己が理明かに、學も已に立たらば、自然の情の已れざる事は、自歌にても詩にても、自然の感に已れざる時あるべし、勿論作りやう、文字の並べ樣、韻のふみ樣、仄平の置處も、餘業に覺へて居たるはよし、此に泥みて根本を失ふと、詩は同じ字にて古今のちがひ大なる害を招くべし、天下太平の御蔭にて、碁を打くらす者もあり、遊樂にてくらす者もあり、詩文にて一生を送る者もあり、一ッとして義理人倫の目のあくべき樣なし、大抵我國も中古以來は華美なる方に流れ、白氏文集文選などを、大切の書にあしらひ、本朝文粹などの樣なる華美なる事のみ、文章の至りと覺ゆる樣に、大むねなりたるは、

皆義理の根本の學行れざる弊なり、それによらば、少出もすべけれど、是ぞ一ッ君臣の吟味の則にすべく、父子の吟味のさばきになるべき抔云様なる文章如レ形大切也、其餘は皆浮屠の輩、古注の集註などにて、論語、孟子をすませ、文章の書も皆義理事實の吟味無レ之、偶々儒者と名のる輩も、大率浮屠に免れたるは無レ之、山崎先生近代に興り出、始めて、聖賢義理の學を明かにして、異端邪說の辨を發せられしより、今日義理の學といふ事、猶地に落ざるは、豈非ニ大幸一乎

一　或人云るは、今とて餘業も有レ之、若詩などを性情に感じて作る事あらば、如何樣の躰宜しかるべきや。さればの事、先にも云る通り、情自然のあきなりに出る事なれば、今まで絶句に作り得たる人はおのづから絶句なりに情の詞出べし、歌に得たる人は歌なりに情の自然に感じ出べし、今若し詩をも世に則を立てゝ云べくば、古詩の體こそ然るべけれ、句數にもかまはず、同字にもきらいなし、仄平かまいなし、只心の有のまゝを寫し、むつかしき事もなく、又韻をふんて語をそろへれば、只の文章にてもなく、詞も平生の文學にてもなく、詩の情自然の詞使ひ自あれば、猶も文選の古詩十九首の體を得て作らば然るべし、唐には詩文を以及第をし、天下の風俗となれば、其間に合さねば指當りてならぬ事あるべし、我國上古より是非ともどの詩に作らねば、及第をさせぬといふ事もなし、誰が戒めるともさはる事もなければ、立直すまでなく、只古詩自然の情を歌へば、自好き筈なるを、あながちに絶句律詩ならでば作らずして、唐宋の涎をねぶり、是非其眞似をするこそ淺猿けれ、朱子も絶律大分作ら

れたれど、極めて古詩に於て南渡以來の一人なりと詩話に稱したるも、朱子平生の主とする所を見るべし、人情に感ずるに自ら山の事、水の事にてもなきに、同じ字使はせぬと云ほどをかしき事なし、皆藝なれば、必それなりを法式を立ざればならざる樣になる故、皆詩歌とても其通りなり、其中たゞくせに前後そろはぬ事、役に立ぬ事、かさぬる事、あとさき揃はぬ事は獨宜ふるがよし、是は常の文一ッ書もそれなり、是も過ては三百篇の風體ほど自然のなりはなけれども、今とて時代ちがひ詞ちがいは、是又作りて學ぶは作るに似たれば、只今自然の情の已れざるを主とする事、第一と知るべし

一　山崎先生甞つて物語に、日本の大樣の禮式に關ること、やゝともすれば有職家などに、我が家に其秘事あり、我家に大事の習ありと云ふ、問へば不ㇾ言、いわねばき□□□以ての外の僻事なり、天下一統の禮なれば、天下一統の禮書たるべし、若し故實有ㇾ之相傳るの制法あらば、早く世に著し、天下の法とすれば相傳はる人の功と云ふものなり、然れども今日淡海公の令、延喜式、弘仁格ほど、明白正大なる天下の法式なければ、是れを捨て色々の秘事を云へば、大方天下の證文に不ㇾ可ㇾ立事著るし、ほりうがち求るに不ㇾ及、若し證文に可ㇾ立事有ㇾ之、ヶ樣な禮の書を補ともならば、何とぞ早く出して、天下一統の風俗の助とせぬ、惜しき事といふべし、凡そ秘すると云ふは私なり、其間に其人に非ずして、妄りに傳ると四方山の物語の如くに澤山に云ひ散らす如きは、褻慢る事あるは是敬の事なり、軍術等に至つては敵身方の勝負の機要に關る事故妄に發せず、「是機事不ㇾ密失ㇾ事」の旨なる、是は格別の

事なり、されど是又假初の事をさしまかし、人の財を求るの助にする事はなき事なり、
是雅言にしば〳〵云へり

右四條十一月五日夜錄　　　會　主　杉　山　直　達

識劄錄上　終

識劄錄下

一　井田の法什一にして是周の大法、孟子以レ是說二王政一、是固より聖王の制する所、不レ可二間然一ども、古は地廣くして民少く、軍大將は大司馬掌りて其兵粮軍兵諸事のしたては、悉く賦役井田の內より出づ、其故什一に非れば、百乘千乘の軍役不レ調、是皆軍戰を主とし、法を主として極る處、其故朝廷の祿をわり遣すも、地方にて取者は皆乘數にて受る故、其知行を取る者、即其知行だけの事の大將となり、夫を又都の總大將總領となりて、引まはすこと、國々のわりもその通りなり、周の末に至り、

亂國となり、兵革已む時なければ、兵粮不㆑足、軍用つゞかざれば、獨什一を守ることならざる様になり、井田の法もそれなりに、又百姓持料の田地までも、悉く年貢を取様に成たるなり、其上耕す者の中より軍兵をしたつることとなるに、軍兵となる者次第に多くなりて、耕す者少くなり、都城下の武衛の軍、次第に多くなり、悉く軍制の亂れより、段々費多くなれば、如㆑此破るゝ筈なり、周の末に成て、次第次第に衛護増長し、其上に又民間の兵をも驅催す故、ゆきもどりの造作、皆軍用の爲に費し果る、軍戰の法自騎馬と成、大司馬の官は其分にて、國々に異起、孫臏、蒙恬、白起の類出來て、兵の練様軍の振廻し、格別功者になりたる故、天下の勢只武にて爭ふになり、終に秦の始皇に至て武力一種にて天下を取固む、此時に至て井田悉く商鞅が政より破て、阡陌も皆均して田地となし、不㆑遺、不㆑餘田を植付けて、日々に新田を開く様にしむけて、一々田地に就てきびしき年貢を取る様になり、天下の兵甲を悉く取集めて、都の武衛の軍の外に立ざる様にして、軍の入時に過ぐに都より大將に大軍を授て、民間の軍役の事すきとなき様にする、漢に至て左右の軍法立て、武衛の軍を平生立る、大府の官これをすべて、周の大司馬の體の如く立つ、自㆑是天下民間に軍用に、可㆑立者を取撰みて、稽古をさせ軍兵に用ふる様にして、古の千乘萬乘の軍役の法、彌以無㆑之、其故田地の法、皆古の貢法になりて、仁君は薄く取り、暴君はきびしく取る、自㆑是後世まで皆其通りなり、されば古文王の民を愛する旨に戻らざらん合點ならば、いか様とも其宜は有㆑之ことなり、程張の井田に復したきとあるも、大根天

下一統古の如くにしたきとの思入より出ることなり、其故晩年には、此事行はれ難しとの玉へるも、ヶ様の曲折甚多し、然るを少々書を讀み儒と稱すれば、必井田〳〵什一〳〵と云ふことを、あとさきの辨へなく云ふ、皆書生の常談と云て、何の實用の穿鑿考を得たる事なし、日本などは初より武衞の官、都に在て士卒も皆國々處々の精兵をえらみ、すぐれたる者も敎て平生武士と極め置き、國々には其の守護職の軍兵、其處々に屯して、非常を制するの體を立てあり、是漢の時代唐の府兵の體、大様同じことなり、其故諸國に何事有て、軍大將を都より仰付られ、勅命を得て、討て源平の兩家時に其盛なるものなり、其故自十四にてなければ軍役不ㇾ立、自其次第〳〵に上の私の爭ひあれば、私に武士を賴み戰をする樣に、次第〳〵に武の權强くなり、都より諸國の兵を統る源平兩家、自然と威强く權盛にして、終に王家は衰へ武家全體の權を統事、賴朝以來見へたる通りなり、自其以後は全く武士國をさばく故、一人にても軍兵多き樣に、兵粮のこと缺ざる樣に、大分知行を遣して、よき侍を抱へる樣に、風俗なる故、天下一統の知行十四の分にては、中々不ㇾ足、大方は十四といへど、七八上下にも及ぶほどにならし成て、民食は麥を食ひ、野菜をくふより外のことはなきに極まる、皆地に就てすぐに年貢をとる、是亦貢法のなりなれども、古の貢法は田地の割付け正しうして、年貢の極め明なり、其故田地を皆上の田地の名にて、下の者我まゝに賣買をすることならず、其故力ある百姓も、妄りに一人として、大分田地をもつ事ならず、力なき百姓も田地を失ふて、うろたへる事なし、皆上

より田地をさばく故なり、後世は田地を民の自分の物にして、私する事故に、力なき百姓は田を賣り質に置き、其餘はやう／＼と傭ひ作を作り、人の物にて食む故、力ある百姓は日々驕り、力なき百姓は次第／＼多くなりて流浪する、是より貧賤のちがひ夥しきことになり、ともかくも變ずることならざる様になりたり、或人云るは、其有力と言ひ、無力といふは、田地の法正しくば、左様のちがひどもにあるまじき事と云ふ、固より好き不審なれども、人の氣質不ﾚ齊、人幸不幸夫々にある事、古今のちがひなし、夫故田地の割付は、同じことにて宛がひ、取方もちがふことなけれども、或は病者にてつとかざる事も有り、或は早く果て、子供年ゆかざるもあり、或子供多うして養ひに難儀するもあり、或は水損日損に因て、稼穡せざるもあり、或火事等に逢て、借錢出來るも有り、其外種々の變ある事、みえたる通りなり、それを上より見流にして、處せざる故、皆下にて兎角才覺すれば、獨貧なる者は田を失ひ、又幸あり勤強き者は皆其餘りある故、其私欲を以て人の安く賣る田を買集め、數く處を質に取て集むる故、皆如ﾚ是拔群のちがひ出る、夫故古は病者なる者は、上より見立て其身上續くやうに處し、子供多き者には相應に又田地を分け取り立て、わざわひに逢たる者には、それ／＼に合力あり、保々をたて、こゝに患難を恤みあひ、身上を取立あひ、公儀の田地を失はざる様にして、如何様とものだつ様に、上の財用を惜まず、風俗よく固まる様に、見次きあふ様にする故、少しも貧富の大様くるふことなし、其間に又不屆者ありて、奢りを極め、又は奢り／＼無用の費、田地たゝざれ

ば、其者を或は追放等にて、田地は上へ取返し、又よき者を置様にする、如ㇾ此なれば、貢法にして處し様善れば、少しも井田の法とかわらず、況や後世人多くして、田少きことなれば、田の耕さるべき所を隨分開き、うゑ付らるべき所を植ること、此天地自然のあてがひなり、さも無して井田のなりを立べし、繩手に地を費し、可ㇾ開處も開かず、うゑべき所も植付ず、夫々に油斷なく勤めさせる故、自例の豪民とも我儘をし、隱田をこしらへ、人の田を占取、其餘りには商をし、町人の職を奪ふ様にして、壟斷の計を一統の常とし、かしこきことの様に互に見習教へあふ、夫故いたむ者は日にいたみ、ほだへる者は日にほだへて、奢りのやむこともなければ、又貧き者のいたみの日に哀れなること、やむことなし、士農工商の四ッにて、天下はともすぎにてあるものを、農一ッにて商も固め、どちらもはづさぬ様にすれば、工商のいたむべからざる様なし、工商の農を兼る者は、おのづからなき筈なれども、其中に商人は又自分の様々の私なる、天下の財を一人に奪ふ壟斷をすること、農より巧者なる者なれば、是亦上より處することなければ、彼奢る者は日に奢る、いたむ者は日にいたむの弊、皆同じことなり、只士ばかりは、自身を勤めて食をはむ故、風俗必律儀にて、大なる私を得せぬ物なり、其故別して食を求むること艱難にて、皆彼奪る者どものいためとなる、されども其間に金銀錢財等の手前にて拵へたる工の役とは云へど、是は又天下の別の權を掌る故、農工商共に及びがたき私をすれば、利を貪ること勝手よし、是亦處することなければ、天下のいたみ是に關る、然れば大學の平の一字、

能吟味無レ之ては、政の法立ざること、能々是れにて知るべし、凡て政をするは德を以て化するといふは、皆まゝくらなる學者の云ふことなり、上の德あれば、自然に下の化するは勿論、大本なれども、民のいたむ所の吟味もなく、政のよしあしの實もかまはず、只下をかわゆがるの、下を猫撫聲にて不便がるの、孝行なる者に金をやる樣なるといふことにて、うばかゝの淚流し、當分殊勝がるゝことを務て、君子の治むるなりと思ふは、大盜人か、さなければ大の愚人なり、其故今日に就て今日の弊を知り、其宜しきを知るを、格物の吟味といふ、さもなうして、只古法をもてきて、今の世に行はざるをくやみて、謠に歌ふ樣に云へる、儒者皆同じ樣なる、國の益にも學問の益にもならざることゝ思ふべし

右一條十一月十日　　　會主　河合泰庵

一　小學の敎は人道一生の根本是を捨て聖賢の道に進むべき端なし、立敎は敎學の大法也、明倫は敎學の實なり、敬身は明倫の主なり、行は明倫に盡き、本は敬身にて立つ、此なりの次第に、成就するを大學と云ふ、宇宙の間、無レ本而成るものなし、大學の修身を以て爲レ本も、小學の敬身即大學の修身と成る、中庸の九經終身も然り、論孟全體皆無レ不レ然、其故小學を知らずば大學を不レ知といふものなり、此旨朱子小學大學序或問に反復說明して文集語類此旨を發する者、雅言其盡矣、山崎先生朱子の學を明し、小學蒙養集大學啓發集を著はす、只此所を肝要第一として、天下後世に示す、小學を不レ知

者は云ふに足らず、小學の書を信じ・小學の書をよむといへども、只幼少の子供のあしくならざる様に、幼少の時のそだて様の親切と思ひ、至極と思ふ、勿論幼少の教はいふに及ばざれ共、是即心道心一生の大根本なること、此書より重く、此書より大事成事なき事を不レ知、初より子供の書と見成すにより、何事も淺く輕く說てよと思ふ、皆小學を不レ知故也□□本書たることも知らず、又小學の教なるとも忘れ、只義理を精く穿鑿し、論孟中庸あしらひの如く、かゝり初も義理精微をとき、假初も是非善惡の詳なることを云んと欲するは、大根本の教の養の意を不レ知、皆小學を知らざる故なり、根本といへるも基と云るも皆合點と思へ共、皆只一生のそだちあがる所の根じやに因てとまでにて分明的實に此所にすはりの本なき者は、一生全體の學の根なきと云ふの旨を知りぬかざる故、存養の學ともに議し難し、予前日格物の物の字を集めけるも、物たる根本、身に立たる其物のよしあし、其物の眞實の是非善惡邪正の吟味の、いつまでも疑ひなく、くるひなく、愈日用の間惑ひなく、ちがひなき様にとしらげることを格物と云、其物の字を小學の物の字にて、其物を吟味をする事也、物の一字は小學の實大學の實、少も浮たることなく、少もかゝりなることなく、少も離れたることなく、端的眼前の實體實用實地實功の正味の字也、只此所大切務の要領たりと知て、平生の學びこゝを失はぬ様に心がくべし、こゝに得れば兪々云ふ身を離れ事を離れ、日用を離れて、敬を說べき所なきといふ事能合點ゆくべし、易より春秋に至て、數千載の聖人の詞物一字也、大學より中庸に至て孔曾孟思亦物一字也、周程張朱

の説る處亦物一字也、是只おつくるめて總て云はんとて、總て高う言に非ず、是より上は自明め自察して可也

一　或人問るは、譬へば主人の仇をうち、其節義を全うするは、忠義の者ぞと褒るは、ほむるにては有まじ、凡君に事ふる者は君の敵をうつは常の事也、夫を强ちに忠義と珍しき樣に云ふこと有るべからずと云ふ、予答て曰く、夫も亦忠義を不ㇾ知の評判也、なきことを始てし、せまじきことをせば忠義共言ふべからず、忠義といふこと即常の君に事るの事といふことを知らざる故、左樣の忠義する者を忠義したりと褒るは、かはりたると思ふは、忠義せぬが常なる故、少のかはり樣なれども、風俗皆利を懷き、君に事るが常なる故忠義といふことを一きは分多く珍きことゝ思ふ故、却て忠義をしらずと云者なり、扨又全體忠義の俗なき中、君を後にし親を遺る者のみなれば、能其道を盡して、其道を失はず、忠義をせば天下の人心に感服し、これを稱美する段、是亦人の自然と忠義の心有に因てなり、夫を不ㇾ珍事と高上らしう云ふも、迂散せる心入也、然らば孟子の「事ㇾ親如二曾子一者可也」といふて、格別に褒ず、周公の周を治るも、臣子の所當爲の者、格別非二無事一と程子の説ること如何と云る、夫は先に云る如く曾子の孝もすまじき事をするに非ず、孝子の親に仕ふるの道なりと云る事、又周公の格別の功有て、成王より天子の禮樂をゆるされたる故に、周公の忠と云て、君に事ふるの道の外をせらるることなきとある事は非ず、世俗の儀は言にたらず、只なまじひ學をしり、議論を耳に聞き、重ねた

るにより、しやれたるうらへまはりたる一きはかへてものいふたり、子細をいひたき病必つくものなり、諺に所謂身が旨としいへば、骨が旨しと一遍それて人を驚かし、高上なる議論らしく思はるゝ段大私意大愚癡と云ふべし、惡を惡めば善を好む、善を好まざれば惡を惡まず、先の如くの問の通りなれば、忠義の者感服することなく、それは知れたることをとそしらぬ顔の合點なり、又君を弑し盜みをするも、そしらぬ顔にて惡むことなければ、好レ善惡レ惡仁義の本心はなきといふものなり、ヶ樣なる處、心術の害義理を學ぶの惑、夥しきそこねといふへし、一事にてもよきことゝする者は、いつ迄も稱美し、法るべきことなり、其故朱子平生の政をし物を書留行れけるを見るに、己に墓表を書き、己に行狀を書ても、其人の一善にても記すべきことを遺れば、甚だ恐れてあとより書添へ、民一人のよきことも世に沒すれば嘆かれ、一人忠義の者もうづもれてあれば、公儀へ申上げて其詞を建て、世に表する樣にせられしは、皆好レ善秉レ彝、世の人心一統の則とするに非ずや、されば劉因も親父以來、書留られたる手帖に付たる、元の亂にあひ、宋の末に假初の貞女のことも、何ほど微なる者のことも、大切の編書同然に書留、世に著はし遺さるゝ、是皆忠孝天下一統の心、我も善を好めば人も好み、人の善を沒せずして、後世に遺す、皆面々の任と可レ知事也、近世學者の風俗を見るに、互に行きあひ、互にそしりあひ、藝者の非りあふ樣に門を立て、私を構へ、善を稱せざるのみならず、人の善を沒して快と云ひ、其間偶然と稱することあれば、我身に關らず、我私に礙をさる、泛然としたるまでの物

語にて、太平記をよんでも、草双紙を讀む樣に、我は高き目より見下す樣に思ひ、楠などの咄も、辨慶が手柄話も、金平咄も同じ樣にせゝら笑ふ樣に云ひなす、近代心學者等の爲ㇾ體大樣此風俗なり、如ㇾ此なれば、三綱五常の學、誰か役目として世を開き、誰か任として後世に傳ふべき、其故先學の善惡理の是非を聞くに及ばず、大格其心の下卑淺猿きこと、一ッも俗人の則とすべく、感服すべき議論無ㇾ之、能々省らるべきこと也、其故上國をとり、位高き人、學を好むの質なきに非ず、義に可ㇾ勵人なきにあらねども、偶學を聞ても、詩文雜說の外は、ヶ樣のよしなき體をみなれ、兎角武士の學をなまじひにせざるがよきと、知らぬ言にて存するは、尤左可ㇾ有ことなり、左樣のすごひたることを云て、人の學をする心を進ませざる樣にするより、只詩文を作らせて一生の慰といへることは、よきことにてはなけれども、碁、將棊、連歌、俳諧なみにて害淺し、能々心得らるべき事なり

一　夷狄中國の辨、予くり返し人に說き、又辨論にも著し置は、紛るゝことなけれども、片側に儒書を見るより、中國夷狄の名を知り、是非とも日本を夷狄と云ひたがる人あり、予其故其人の爲に言るは、日本も王仁以後唐の書渡りたり、儒書渡らざる先の時は、何といふべきと云、其人能屈服して歸る、是淺き說なれど、始より餘國あるを知られずば、中國とも夷狄とも、自ら氣づかずして、只我なりに、清る者は天となり、濁る物は地となり、我大八洲を、上古の聖神ひらきそめ玉ふなりに、天地日月を戴くを安んじて、他念なきに儒書故左樣の惑になりたる事、淺猿きことなり、されども、いつ

も云如く儒書の理、即ち天地の理なれば、理のとがにあらねば、儒書のとがに非ず、諸越よりは諸越よりの天地日用、我國よりは我國よりの天地日用往として中に非ざる事なし、其風公の善惡は、人の長短强弱ある如くなれば、其國の天地日用戴くなりにかまふことなし、夫は其力を用ひて變たるがよし、其爲に天地自然の理をひらけたる書あれば、其理即我理なれば、彼地の嫌なし、我理正しければ、さきの理も亦取りたがよし、日本天地以來開けし以後は、國の幅□の邊は、東の方などに蝦夷と上古より唱へ來り、ゑみし／＼と云るは、末々の幅□の國の詞なり、唐の幅□を夷狄と云、日本の幅□をゑみしと云ふ也、日本のゑびすとは、ゑみしといふ訓同じわけなり、夫を日本のゑみしと云訓は、日本のゑぞのあたりを云、ゑみしと云訓を唐より日本を見る訓にあつれば大なるちがひ也、理を學ばずして書ばかり學ぶ事これならず、其害多しと知るべし

右三條十一月十六日夜錄　　　會主山科道安

一　忠告善道之忠とは、底心よりさきの人を大切に思ひ、何となる共何と哉と、我も意地もなき心底一盃の實なるを云、善道／＼といふは、其人へ言ひ聞せ樣のわけ聞へ易く、其ときほどきのいやといわれぬ事わけ明にして、理のつまりたる譬を引くも、餘處ならず、其身の覺へあるしつくりとのみ込み易く、其言立る道理に勿論、其人の身の爲、其人のさうで叶はざるあたりまへの旨を以引入れすゝめ諫めするを言、心忠になければ、人我を不ㇾ信、説よからざれば、人我詞を聞き込むに惑ふ、さ

れば、人をさとすは、理は能明にしても、能人を喩す事、又其なりの格物の場なり、學説に云へる如く、「善教レ人者如レ攻二堅木一」とて、俄に氣をせきて、大小刀に無理に刊らんとすれば、果敢いきたけも木もそこね、小刀もそこね、其作る所の物成る事不レ能、そろり〳〵と刊れば、易き處よりなりをつけ、時々の夫々の道具にて、いつとなく次第〳〵に刊りゆけば、終には思ふまゝに出來るもの也、近思錄政事の部にも入□□□□の一段など皆其旨也、されど又あぢに云きまし過て、あられぬ迂疎をつき、あられぬ僞をつき、さきをくらがし、追懸て我言を聞き入れさするは、是は機術と云て、辨口佞言に涉りて、言の則に非ず、予がしれる年成の人、我支配の百姓に、身持咎りて不レ勤者ありければ、何となく召寄語られしは、其方どもに心づくる事あり、只今より乞食になりたる、然るべしと思ふ、其者ども驚き、是は如何なる御差圖にて御座候やらん、何とも得のみこみ申さぬ由云ひければ、されば其事よ、其方どもの身代、一年ならして十分世の中よき時、作徳十石前後の持量なり、只今其方どもの身持の樣子以みれば、母親を養ひ、妻子を育ひする、餘儀ない入用の外、朝夕酒を過し、恭うちあるき、田地をそでに致し、すまじき修理をし、彼是とする費何とつもりて見ても、一年にかいとり一二石ほどは、不レ足の算用明かに見えてあり、さあれば十年程の中には、兎角田地を質に入れずんば、外に可レ續しわざなし、其時は本だての田地は人に取られ、外に可レ營事なくなれば、母親妻子共、手に手を牽て、乞食に出るより外はあるまじ、すれば只今より喰物に不自由なるものを食ひ、着る物

も不自由なるものを着、遊ぶ事もならず、碁うつ事もならず、修理したき處も得修理せず、是も夫なりの乞食同然と何れも思ふ筈なり、されども今奢りて正眞の乞食になれば、最早夫なりに路頭に立死より外はなく、吾所レ言の乞食などは不自由にして居るなりて、常住の苦とすれば、いつまでも田も不レ失、母も妻子も見立らるゝ、家も不レ失、此乞食になれといふ事ぞ、次第に其效よくならば、夫なりの福人となるも、外の事もなしと云れしかば、何れも感服して歸り、夫より身持平生を改めて立直りたる者多し、ヶ樣の詞も能其者相應の喩し故早く耳に入たり、又主人の家老たる人、此人と一類たり、此人は形の如く小身にて、終に四十石の身上なり、されど上下彼是十二三人の人、それ〳〵にやしなふて、猶身上に餘澤あり、彼家老は五百石の身上にて、何と借錢すれど、すり切て難儀及ふ、夫故此仁家老たる人に、人を以て諫められしは、大分の祿を得ながら、家中の目當になる位に居て、如レ此の體本意にあらず、職分の失へる弊、能考あるべき事と申されければ、その家老たる人の返答にされば其御諫は大慶に候へども、その人は本何事も仕合よく、福の神のつきたる人也、其故小身にても手前豐か也、我には福神つかざる故、すり切るとあれば、此人云るは、されば其事に候、手前には何と考へ候ても、福神はつき不レ申候、福神つき申候は存じよらざる首尾出來、家老にもなり、加增をも取り、金銀を拾ふ事も可レ有候へども、左樣の類少も覺へなく候、能々すりはらひ作り取り、四十石の身代御存じの通にて候、されども貧乏神一ツも家內になく候故ヶ樣にかつへには及び申さず候、

左様に仰らるゝ家老衆には、貧乏神大分つき居申す處、此方の目には能みへ申候、先茶の湯と云ふ貧乏神、數年御馴染と見へ候、其故數寄屋の餝り、利休の道具、葺屋の釜、かりそめの生け花も、一輪にても直むつかしき花を用ひ、夫につき互の數寄屋振舞にて、大分の入立てを致され候是一ッ、又庭づきと云貧乏神御こん意とみへて、又是て海石、樹木、泉水、布き砂、金魚、銀魚などまで、種々の貧乏神の末孫どもを召集め、馳走せらるゝ、是又一ッ、又女色の貧乏神つきて、親しき様子と見へて候此儀くどくど申すに及ばず、別して武士の氣をなまらせ、萬の務事の妨げをいれ、衣服器物に至るまで一ッとして怪き費なし、明日にても國に何事出來候とも、此貧乏神と一番に走りあるかるべき事、必定に候是一ッ、又造作を好まるゝ貧乏神、平生に談合相手と見へて候、是又其費言に不ㇾ及候、此に付其事入に、無用の人大分に有ㇾ之、米穀の費何ほどゝ限られず、其餘のこざ〳〵したる貧乏神は、最早數ふるに不ㇾ及候、其故却て一言の諫をも、可ㇾ言根生の出入の者は皆福神の種類にて候故、悉く手を引き出入せざる様に、具足、鎗、長刀、大小等武具の用意、武藝の勵み、政のよしあしは、悉く家老第一の福にて候へども、皆只今の貧乏神と申合され、悉く棄果られ候、ヶ様に候ひてすり切、難儀せられ、身分の省み無ㇾ之候へば、根本第一の家老職といふ福神大根より見棄てのき候へば、右貧乏神の存分に終になり可ㇾ申候、ヶ様に申す拙者共、吾事は見へ不ㇾ申候間、手前に貧乏神と見へ候者と、懇意に候はゞ、何時にても御指下さるべく候、早々斷り申し、逐出し可ㇾ申候由、返答致されしかば、此

人甚理に服し、感心せられ、次第に其諫に從はれ、又其説を聞く人毎に、餘儀なきわけを自ら信じて相互に戒めし、勿論詞は淺く、俗成る樣なれども、其理の餘儀なく、其場處の切なる事、是また例の物の字の事實に能かなへる詞なる故、かくしるし侍る

一 理と氣とは、不二相離一二ツあらざる事、平生聖賢、程朱の旨、歴々たれば、今更言に及ばざれ共、氣は形ある者故、其なり〳〵に方付て、自我とかはるあたはず、理は無レ形故、無二往而不一レ變、神妙萬物といふ其事也、周子通書に、「動而無レ靜、而無レ動者物也、動而無レ動、靜而無レ靜物神也、」神は即理の無レ形して、無二不變一の理のまゝなるを云、「氣以成レ形、而理亦賦焉、」質上よりみれば、理氣二なき故、氣弱なれば弱なりに理生れ付、是即物也、されども弱き氣なる者、我と弱きを能知て、其弱きを攻め、強きにならんとし、いつまでも弱きに安んぜざる、是即又すぐに其理也、如レ此理は理のまゝに自由自在に働く故、終には理の如くに弱きを強にし、強きを弱らかにしたて直す、是即理なりに氣行はれる實、是即神也、常人は氣なりに理の働くより外なし、學んで勤むる者は、理の樣に氣をせんとする、是理氣一而二、二而一の妙なり、格物の物に其理を知られずば、吾知る理だけより外物の働きなし、其故其物に即て、其物の神一盃の理を窮めゆけば、其物吾が理になり、場毎に働く氣は物なり、此筆の理王羲之までも持て居る理あり、吾物の理のすみ樣、吾知るだけより外、其物の理動かず、色葉切りなるもあり、消息などのもあり、又其より上は、稍〻人の手本と成るほどなるもあり、大文字

ほどなるもあり、八分字だけなるもあり、すれば物よりして我をよくする事ならず、吾よりものゝ理を窮めゆくよりなきに極まりたり、吾窮むるなりに筆力動けば、吾窮むるだけにある理は神也、すれば物は形有て易らずといへども、吾理のなりに不レ易ことなし、すれば其つまり氣一なることにて明也、此旨兎角要領切實の義理の主意也、能く〳〵明かにすべし

右二條十一月廿一日夜錄　　會主　山科道安

一大凡政は能く下の情上に達し、上の心下に達す、此間一ッも隔りあり、少もくひちがへば、堯舜文武の政をすといへども、せざるも同じ、こゝろ暗き人は上の高よりながめ渡して、下のいたみを知らず、下の欺くを知らず、下の已に亂るゝ端を知らず、さある故に、直に下の者にふれ流し、下の者を手にかけて引まはす役目を、皆賤しき役とて、人がらを不レ擇、其所レ施のしおき、下に達するも、不レ達も、吟味なし、是ほど明なる効はなけれども、其みへざるこそかなしきことなり、凡此旨天下萬事皆一體也、されば大將の下知明かに勇氣強しといへ共、其眞實の勝負を決するは、只士卒の戰一ッにあり、其故能下卒を義理を教へ、戰を教へて衣服食物吾子を育つる如くにする、皆名將のする所なり、其故孔子の詞も、「以二不レ教民一戰、是謂二之棄一」とあるは、此事なり、易の卦、地と水との象也、ひつたりと合つきて可レ隔樣なき者、水と土と程一體なる者なし、其故天下の人をしたしむことを、此卦にのべたるも、皆其旨の明に可レ知ことなり、物を尺とるにも、一さきのとまりを見すへて、夫迄と間を

うてば、其間のせゝなこせなの入わりは、何ほど有つても、つまるところ眼にすへたる目付違ふことなし、さある故、文王の鰥寡孤獨を先にすると有るも、是が民を治むる一ちとほさきの目付どころ也、是を其所を得る樣にさへすれば、其より上は言ふに不ㇾ及、是を見付として政を立れは、其間せゝなこせなの妨は、皆夫々にさばけ、夫〻の病殘るところなく吟味せるもの也、なぜ此四ッの者すぐれぬぞと吟味かけてみよ、奢りが妨になれば其を云がよし、其を無用とうちやめたがる者は、政を害なふの者と見へてあり、さあれば田地の法凶年を救ふ政、盜賊の防ぎ、軍術の法までも、全體其爲ならざることなければ、自一統の政、皆一致に上下隔たらぬものなり、上より見おろすなりに政をすると、下より見あぐるなりに政をすると同じ、善き政にても格別効の違ふは是故也、さあるとて最明寺などの樣に、潛に直に歩きてさがし出すと云ふ事にあらず、直に見出して歩けば、此見出したるばかりにて、每年〳〵直に見出しに歩かねば、何とても心もとなきこと不ㇾ絶也、四海の廣き一人の目の能見る所にあらず、其間すべき政ひまにして置ねばならぬ、最明寺が樣にしたるは、下の情を塞がらざる樣にとする爲に非ず、次第に賴朝の權を竊む故、北條に從はぬ者あるかと伺ひ歩きて、其上臆つぶさせて、諸國の大名をひるませて、已に從はす巧みより起りたる事也、只上下の塞がらざる目あてを眼にすへたれば、一度四海を臨まねども、我家內をみる如くに有る筈也、左もなく、只段々に用ふる處を吟味もなく、はるかの谷底に石を打つ如く改をしたる分にて、如何にして下の實を上に達す

べき樣あるべき

一　靑砥左衞門が事、北條記などに見えたる通りなれば、質直材幹なる人物と見へたり、然れ共北條家、賴朝の子孫をなみして、世を己が家に移さんとすることを、諫めざること本意なけれ、其を知らざれば愚昧の至り也、知て言ざれば不忠の至り也、孔子冉求子路を具臣と云て、己より君を正すの大臣に非ずとある事なれ共、弑ニ父與ト君には從はずと許されたるは、此こと也、遺言にのせたる荀彧曹操を助て云ふに、漢を慕ふの罪に陷りたる事皆此誤り也、張良陶淵明の一段に於ニ大者一無レ所レ立れば何ほど見事なること有ても、用に立ざることを載せたる、皆ヶ樣のことにて知るべし、忠孝類說に今井四郎兼平が事を非りたる、皆同義也、可レ惜事は、靑砥も今井も、初より勇烈剛直、左程の非義の爲に陷りたき望有るべき筈はなけれども、此三綱名分の學を聞知らず故同じ世俗の泥にまぶれて、終に自分具臣の列にも得入らざるこそ可レ憐事也、是れに限らず、古今記錄を讀むに、終に義の一字に明かに、三綱大義の大かねに合點さへあらば、楠ばかりに忠義の名を得さすまじき人から、いくらとも擧て數べからず、其故予遺言を編て、存養省察の精密練熟の意をいふべしといふに非ず、先何でもあれ、人たる者の大土臺礎の大準を辨へさせ、治亂を貫き、常變を徹して、己一生の第一等の守る所を欲レ使レ不レ失故也、されど存養省察も只此心を存養し、只此心を省察する習より外無レ之、近代儒者とて歷々祿を得、俗字の外經學を以名乘る人多けれど、全く三綱五常を主として說く者を不レ見、さあ

る故經書も皆殊勝なる書のあしらひ、左なければ文學言句の翫びばかりにて、やう〳〵と氣を愛するの仁政を施すだけの言て、夫の張良諸葛亮などの樣なる事は、外邊にのせず、又其は史傳ての沙汰を覺へて居る、孟子にも五倫を主としてあれば、何の爲ぞや、上げ句には張良も道體を知らぬの、諸葛孔明も管仲をすかるゝたちと云て、嘗て聖門でまさぬ者の樣目八分に云ひ成して置く、とぼけたる儒者もあり、道體をしらぬは、其學の至りの上の僉議、管中に比したると云ふは、是亦其學の粗き故、其は十分の至りをもて來て、瑕をいふと云ふもの也、何ほど顏子ほどの位にても、此三綱大義の大準失ふたれば、夫の陋巷の樂も非人の日南北向して餘の知らぬも同じことにて、何の用に立べき、古人の身を立て、身制ㇾ心所を考へみれば、皆此大格を主として立たる人間どもなり、其人間の第一番は孔子にて、其旨に適たるを考へれば、泰伯文王至德を以て三綱の立たるなりをほめ、伯夷叔齊首陽の餓を以、三綱の立たるをほめ、陳文子が馬を惜まず棄てのきたるを淸といふて、不ㇾ許ㇾ仁、陳恆簡公を弑するに、沐浴して請ㇾ討ㇾ之、子路名不ㇾ正の教、尤明にして終に死すること、三綱を失へるの嘆き甚し、堯舜以來の道の失へるを引うけ、春秋二百四十二年の間、亂臣賊子を嚴しく、名分を正し、書法を以て誅す、別して三綱を維持する日月雷霆の如くに、天下後世へ明にひらき渡りて、示し玉ふ朱子一生此旨を得て、又通鑑綱目を制して、文の日月雷霆の明にひゞき渡るを受け繼て、周より五代に至るまでを悉く書法を立て、此を後世に遺し、白鹿洞掲示小學明倫、何れか綱常を主として不ㇾ教事

有乎、某窃に遺言を編て、小學君臣の部の附錄と云るも、慮外なる樣なれども、實は吾說に非ず、卽聖賢歷々の旨なれ、如ㇾ此餘の綱常の說ども、皆此例と知るべし、後世の武士たる者も、學ぶ好き事とまて聞て、ヶ樣の面々の家、第一の守りとする三綱の學の事と知らざれば、皆世のひらき敎ふる者の第一等の失ふ處ある故、武士は武士のなり、又學文は學文別の事と思へるも知らぬは理りなり、嗚呼世の學者と共に此を嘆き、此を開いて學の飮食衣服の如くなる事を令ㇾ知たき事、非ニ余之私ㇾと云るは爲ㇾ此なり

一　孔子春秋の書を作て、千載の後孔明出師の表あり、孟子養氣の論を發して、數千載の後文山正氣の歌あり、聖賢古今其效の著明端的、曾子一貫の旨を得て、孔子の眼前一唯の學を發せる、同日の談と云べし、嗚呼至矣哉

一　或人云るは、三綱五常の敎、右の御物語の通りに候へば、仁齋初にも孝悌忠信〳〵と云へるも同じ旨たるべきに、何とて鄕原亂德の類など迚、其賤部人を誤ることを非り玉へるは如何、曰されば其事にて候、彼仁齋が云る孝悌忠信は、たゞ殊勝に世間向の いとしがり、結搆づくにて、うばかいのあいさつ云樣に、柔和愛敬をぼけ〳〵とする事をしあふまでなり、其故たゞとがめず、さかはず、どちらへしても厚き樣にするなりの上て、取つ置つ云より外の事なし、平生道の字を愛して、理の字好まざるも、道といへば常行平易の行を主として、夫孝悌忠信の筋能合ふ故也、少も理の字をいへば

其孝はどこからとこまでも、どうするがよき、どうせざるがよき、忠もヶ様にするは不忠、ヶ様にするは忠と、是非善惡の事實を本末さらへ、精粗をほして、眞實の通りの誤らず、吟味になる故おのづといやがる筈なり、道と理と二ッなし、道は日用の則より云ひ、理は其道を道たる眞實をいへば、理にあらざれば道に非ず、道に非れば理に非ず、聖人平生の教は、皆日用常行の教なれば、自ら道の字全體の則の筈なり、此實の字の眞實を知んと欲すれば、其是非善惡の實をたゝずして、いとゞがりさへすれば、孝と道と思ふてそでなき孝をし、君を愛すれば忠と思ふて君を賊ふ道をし、子を害つるを道と思ふてそでなきそだて様をす、皆道の是非善惡の實を知らず故、道と思ひつゝ道に非ず、さあれば學を以道を眞實に明らめたきもの、理の字を知らずして何とて明くべき、若孔孟世に出て、理の字はいらぬ道とさへ云ば、どちへしても好きと云へば、老子も釋子も孔子も、皆目もらぬ人といふもの也、其故左様に云孔子はなきはづ也、去程に、仁齋が所ㇾ説の字義の說どもを讀に、皆我がてに只論孟の字を以て論孟の書の明く様にひたとひねくりまはして義理を味ひ出す、隨分西東を知らず、初學の見ては詞つき能、論孟に合たる様なれども、何を一ッ父子の道も、君臣の道も、政事の法も、詮議をほして是を何國の浦端へもていても、如何様の變を處しても、是を以て法とすべき詞隨分さがして一ッもなし、皆物に因て其眞實の理を吟味せざる故、象山陽明などが書と同じ事にて、只同じことを色々に云ひたるまでにて、是にて何が明くとも何が違はぬとも目鼻をつけて云べき事なし、皆理をあなどる罪

也、道は活物、理は死物といふことを云ふも、腹をかゝへたるをかしき事なり、其活物の道もさうすべきはづの理なればこそ道と云、はや仁齋自から朱子のはそでなし、吾のは好しといふも、皆是非善惡の詮議なれば、理に非れば道の一字、初より無面目にて、老子の用にも立て、釋氏が勝手にもなり、又儒者の說くもの にもなり、仁齋が云口にもあへば、それは道の字、只なまこより棒の如くにて、目鼻もつかず、どちらへどうなりと、只日用の行ふ所なりが道とばかり云なれば、初よりどう行ひ、どう行はぬと云の詮議ならず、されば異端の道は道に非ず、孔子所レ說が道じやと云ならば、夫がはや理に非ずや、其故語孟字義の中に、吾がてに云ふ詞に、理の字だらけ也、何迚死物を以、吾がてにきらひなる事を說くぞや、此皆程朱の學、天地人倫の本末、始終の實より明かに說きすぎて、論孟たる處の眞實本原より明にして、論孟所レ說所ニ正脈一即實理實道の天下萬世の則たる事を、天地孔孟の再易らざる旨を、天下後世に示す處なるを知らずして、理の字を說けば日用を主とせざる樣に思ひなして、宋朝の禪學より出たると云るは、我家の大根本の沽券を人に盜まれて、我物に非ずと云、天下古今の愚者也、況や明に朱子理の字を說る、當然所ニ以然一と兩端を立て說けば、日用を主として本然を明し本然を以て日用の則を說く、此より可レ加事減ずべき處もなき、精密の旨を少しも考へ味もせざるさきに、ヶ樣の淺き說を云出し、いまだ讀書もろくにせざる書生共を集め、己が說を以て聖賢の書へ可レ入者の道塞げをして、欺く事可レ惡の罪、可レ謂レ不レ可レ勝レ言矣、されど其說本淺近低卑なる事なれば、

さのみ擧て辨するに足らねど、それだけ人の迷ふも笑止なる故、間に尤めず、如ㇾ是只程朱不ㇾ欺ㇾ我事を不ㇾ疑して、横に義理を生し、半に發明を出さんより、小學、近思錄、四書、眞實の則、己と覺ゆるまでに吟味講學すべし、さあれば此等の紛々の說ども、自云に及ざる事ひとりみゆべし

右四條十一月廿六日夜錄

一　後醍醐天皇鎌倉を征する起り、遊君龜菊に與へらるゝ田地を、高時入道押へけるより起り、此よりして遂に大亂起りて、終に高時入道を亡ぼさる、或人問るは、如ㇾ此なれば、本王統の衰を歎き、天下を王政の昔に復せらるゝ本意に非れば、此時の官軍と云るも、皆名分の義戰と云ひがたかるべしや、曰、皆名分大義の吟味不ㇾ足故也、此等の間凡保元平治以來、武家權を執て上を蔑ろにし、王政の衰ること數代、天子の憤りとなり、彼につき此につき無ㇾ不ㇾ然、後醍醐院の御征伐も、其始まる意趣は此等のことのみの樣なれども、全體北條上を無する罪、此等までもひどく故也、其故何れよりにても、其端にて正統の大義に非るなし、尤大賢君ならば。初より聲罪正名して、天下一統の大義より政道仰付らるべけれども、其程に非るは、天皇の德だけなり、何にもせよ、天子の入に與ふる恩賞を、己が權を以押へて奪ふ罪は、事なるといへども、全體の上を無するの病症、罪名陰にあれば、ケ樣の吟味は兎角大準よりして、左樣の瑣碎なる吟味擧るに足らず、唐玄宗揚貴妃を寵愛し、揚國忠に任ぜしより、安祿山が謀叛を起すこと始まれり。されども既に天子へ對し、謀叛と云ふ名あれば、唐の臣子たる

者軍の起りの是非を問に不レ及、ともあれ賊を伐て天下を復する、此忠臣義士の大義也、凡綱目の書法皆然り、春秋に衛靈公ほどの惡君にて、しかも其惡を諫て正さんとする、趙盾を殺さんとするより事起り、且盾か躬自君を弑せんとするわざもなく、立のきたるあとにて其姪趙穿靈公を弑したるを、孔子董孤が筆を立て、趙盾弑二其君一と書し置る、君臣名分の嚴なる、以レ此可レ知、或又曰、然らば君の罪を諫め、左樣の逝君に田地を與へるを留る心あるも、皆其時に當ては義背くべきや、曰く夫は高時全體君を無して、此ばかて君を諫める心有るべき筈なし、此くどく云に不レ及事也、眞實に君を救はんと思へば楚の鬻拳が兵を以て君を諫めし事さへ、法とする事にはあらねども、不レ得レ止の心に出れば、後世君子猶レ不レ爲二不忠一、平相國清盛が白河の帝を怨みて流し奉らんとせしを、其子重盛兵をよせ清盛我儘のならざる樣にして、卒に父に君を逐の罪をとらせざりしは、此亦不レ得レ已の計、忠孝兩全するのしわざなり、されどヶ樣の義能々昏亂の君父の非を諫めかね、何とぞ君父の大罪に陷らざる爲と云赤心より出れば、忠孝の名を不レ失、孟子の云る、伊尹の志あらば可也、伊尹の志なければ簒也と云ると同じ事にて、再是を法とし學べきと云ことには非ず、況や高時已に任ては、暴忍驕侈を極め、上に對しては跋扈背虐を致す事一日に非ず、後鳥羽院以來王統の賊臣たる事著しければ、天皇の思召立豈限二偶然たる遊君一事一哉、只軍を興さるゝ端を、何にても誘られたると見えたり、其段は始云へる如く、大賢君ならば其征伐の名を正しき樣あるべし、然れども大賢君に非ずとて、其罪を正され

まじきはづなし、或人曰、然らば今日の事體又如何あるべき、曰、高時が時は天下王政の體なるを、頼朝總追捕使を托して、次第に權を窃む故、其罪難レ逃二賊名一、其後次第に朝廷衰へて、正統不レ絶といへども、王政の權、後醍醐の時と甚だかわり、今改て王政を窃むと云てあらねど、次第に流れ衰へて天下皆武士の事となり、終に一統のなりと定まりし事、家康公の功に在て、朝廷を敬ひ正統を重んじ、天下の權を御名代としてあづかり分にてさばき下知せらるれば、君臣の名固より正しくして、潜亂背逆の體とは雲泥のかはりあり、然れば今何のよしもなく、只天下の權をとらすまじきとて、亡ぼさるべきこと有るべき義理なし、若其思召立あれば非義なり、萬一武家より天子を無し、叛逆朝敵の體立たば、これ又武家の大罪高時同輩たるべし、さある故諸國の君に仕る者も、皆天下正統の陪臣たる合點なれば、仕へて義を害ふことなし、是より上の義は非二敢所一レ可レ言、さて關東を東都と言る如くの非義なること、名分の罪人と云るヶ樣の事にて可レ知、是即關東を滔ひて尊ぶ樣なれども、即又家康公上を尊び名を正し、忠孝の教を立させ給ふ大罪人といふべし、名分の學明ならざれば、何を學ても皆目當なしの弓と知るべき事、ヶ樣の義にてもあるべき事也

一　身の動き樣を道と云、道の動き樣を不レ知ば身不レ動、其れ故學ぶ、此古人の學の本意也、後世は學をいふことを格別よきことにして、聞き慣ふより、身の動き樣の合點を知る、此後世學の人に於る體なり、其れ故古はひだるきを救ふ爲に、めしをたくことを僉議し、寒き故にきるものを拵へること

を僉議すると同じ事なり、其れ故常々と言ひ、後世はわきて珍饈美食を玩ぶ如く、さは立て奇特なる事をする樣に見ゆる、其故日用を學ぶを志ながら、日用と甚遠して、してもせへてもと思樣なるは、こゝに本末の相違ある弊故なり

右二條十二月二日夜錄

一　是非得失を論るに、大準にて吟味するもあり、張良諸葛亮などの君臣の大義、三代以下の名を許し、楠が官軍の主となりぬる如き是なり、餘の人論皆是なり、陶淵明の君臣の義、許衡が元に仕る如き、平生を論ずれば、許氏は全體存養力行の人と見ゆれども、夷狄に仕るの身を失ふの全體、一生の名義にそむく故、陶淵明を以云へば、しだらくなること多けれども、魯齊より大準を得たる人なり、一筋を以て論ずるあり、管仲が仁、兼平が武勇の如き是なり、又孔明といへ共、劉璋をだましとるは非なりと云る如く是也、一節二節の非あれども、全體の大準に疵づかざるあり、即孔明の劉璋をとり、張良の項羽を天下を分どりにするだましをつかふ如き是也、一節の非に因て全體の害あるなり、遺言に載する、薛方が王莽を堯舜にあしらふて不ㇾ仕、後漢の陳寔が宦官の葬禮に出たる如き是也、大準あしければ餘はとるに足らずあり、凡背君の臣、失身の妻などの平生に可ㇾ觀事ある如き是なり、又時に因て全體を棄て只其一ッを撮み取て入用の則にすることあり、曹操が軍法、范質が子弟を戒する書を小學にとる如き是也、凡此類皆其主とするところの旨を能く辨ふべし、不ㇾ然ば必一事一筋の是

非を大準へもてきて相まぜる樣に必なるものなり、相まぜぬがよきとて、大準よければ其をゆるすもわるし、又大準あしきとて、其をとらざるもあしく、一事一時の吟味にて主意を知らざる者は、兎角格物の吟味なりがたし、ヶ樣の吟味を知らざる者と、平生のことを咄ても、たとへばそれだけ某は手を能く書く人、奇特と褒れば、其返答に手をかゝるれども、いかいうそつきじや、挨拶がきかぬといふことを得て、まぜたがる、又某人短氣なる人にて、事を害ありと云へば、其代にきつう律義な人なりとて云まぜる、夫天下の事は一物一理あれば、先其一ッてよきと知たるがよし、あしきはあしきにしたがよし「惡而知二其善一、好知二其惡一」と云る、已に小學の頃より、是非得失の吟味の方を教へ、次第〳〵に古今の人物を論じて、其是非を分つ、春秋綱目の學といへども此なり、至善と云ひつむるは其事なり、其故相手左樣の吟味を聞く耳も持ざる人の前にては、其にあづかる是非を不レ說がよし、必云ひ出さぬ先より、てきと惣體をもてきてませるかほつき、氣象自然と見ゆるものなり、是非不レ得レ止褒でかなはず、誤を說ねばならぬ場ならば、總體は如何なれども、此ことはよしとなりともあしきとなり共、ならしの前置を能して、向きの言分の後手にならぬ樣に、惑のなき樣に云べし、是皆言語の則なり、自向の聞手明なき人なれば、此事をほめば、必其人の總體をよき方へ思ひなすかと、面がはりしたがるものなり、あしきも同じこと、其故ぐず〳〵ごて〳〵と、其弊なき樣に詞をそろへ、うめてゆかんとすれば、畢竟の眞是眞非は明ならずして、向きの惑ます、ヶ樣の儀只平生に就て、能察し能吟味すべし

一　易に言有レ序とある、此序の字極めて親切の旨あり。たとへばかい取て、平生の挨拶にても、何ほど其事計で急ぐとて、先久しく逢ざる人が、指當りて禮義を不レ出して、つくほうもたく云ふこと、自然とならぬ者なり、然れば此より深きこと、此より大なること、猶以て次第〳〵其場〳〵、平生に能く習ひ熟すべし、其故眞言はよきことなれども、やりたくなき樣になり、溫言はよき事なれども、わけなきに流るゝ、古は言忠出辭氣のなどゝあるは、皆惟事の詞の云ひやうも聞て、さう覺へて、其通りにせよと云ふことに非ず、平生すぐにひたと、さう習ひ入ることとなり、其故日に重り月に習れ、ひとりと吾心上氣象も養れて、視聽言動ともに平生と共に、吾人から風俗ともに格別の肌になる、存養の實所とは此ことなり、後世存養のよきを聞て知らざる者もなけれども、致知も存養も孝悌忠信も能すまして置て、其時々に其理の樣にすることとのみ思ふ故、舊に依て理にやとはれて身の動くまでにて、吾と共に得る効みへず、武士の中に住めば、武士なうに詞もなりぬれば、風俗養はるゝと云ふものなり、然共よく〳〵風雅不レ宜ば詞づきはじんぜうでも、詞の品眞味りとなき故、じんぜうなる詞にてさもしきことを云ふになる、存養は風俗を頼みにすることなく、吾と吾てに風俗立樣に養ひ立るの道なり、古天下に小學行る時は全體風俗好き故、天下の人がら大格の下地善く、學にも近付よきは、尤風俗の好きを尙ぶところ此にあり、其なりに而々の自分の風俗自然と己に立樣に學をしいれる故に、身一分のなりの存養の實も立り、學者を以ていへば已に目立風俗なければ、存養の力なきと云ふものなり、云

ひそこなひたる詞の、序なくして弊ありつること、日々何事によらず、骨肉世上應接の間にも覺有るべし、すれば序の一字を以て、平生に省み習はざれば、いつまでも其悔有るはづなり、俄に効を見んとすべからず、又なりやいと思ふべからず、已に誤りたるは是非なし、懲ては察し、習ては熟し、一の吾に其惣體の目當あくと、不ㇾ助不ㇾ忘することが必有ることゝ云ふものなり、必有ることとは氣を養の爲に、孟子の云るなれど、平生わけなしでなく、どうなりとも其筋一通り吾しごとなりと、身にせめとして居ることは皆ことなり、其故事の字は事とすると點をよむべし、集註其通りなり、只汎く身には其の事あると云にてなし、常住のしごとがあるといふことなり

一　明德記に、山名伊豆守謀反の思立、家臣小林民部に其の事を告げ談合す、小林涙を流し、極して諫む、山名終に不ㇾ用、小林其翌日の戰に打死の合點にて□と云合せ、一番に岩神通りの手に戰ひ、一人なりともかけ通り、公方の陣にて戰ひ死なんとせしに、大内義弘長刀の達者故、終に一人も通さず、小林も義弘も撃れて死す、此事を擧て山崎先生へ如何と相尋しに、先生言るゝは極て諫るは固より好し、公方の陣へかけ入て死するは心得ぬことなり、其故又然は極諫て死するまでを限る事としたるにて可ㇾ有候やと問ば、其をのけて何か可ㇾ有との答なり、小林が合點は少も山名が謀反に從ふに非ず、只無用と諫るから吾君を大切に思ふ故なり、少しも身はかばい、軍をひかへたる合點無ㇾ之故、却て諫の用ひられざる上は、物の見事に公方の陣へかけ込みて打死して、吾主を大事とし身をかばは

ざる存念を明にして、最早世に生きて居ざることを存じたる、此等皆少しも私邪の心はなけれども、身の一分のなりを立派にするより出る誤り、是より下は主の吾言を不ㇾ用に憤る氣有てするもあり、其心は小林はましぬる樣なれども、五十步百步の違ひ、武士の名を以て身を立て、意氣づくにて平生義の吟味せぬ誤、眞實君臣の大義を知らざること可ㇾ嘆ことなり、太平記に名和伯耆が一木一草の詞を聞て打死し、甲州勝賴の長篠の合戰に、馬場美濃守諫を聞かれざるを悔むて、我身を引くに非ず、明日一番に打死する者は、我成るべしと云る皆誤なり、たとへば後れたる名は取るべし、主人に激して、代々恩を得て其家と共に存込たる程の身の、吾身一分の嫌ひをよけ、身分の名を流すまじきまでに、如ㇾ此にして大事の主の先途をも不二見屆一、怨みては死し、激しては死し、嘆きては死しすれば敵に得を付、主に損をさせて吾恥辱を洒ぐ計は、君臣の義の字何とてすむべき、さある故義の字に明なる武士は、必ず妄りなる喧嘩をせず、平生其合點に身を立る故、恥辱の名もとらず、佐久間玄蕃が志津嶽の合戰は、大なる場の誤なれ共、生捕て不ㇾ屆は丈夫のしわざなりと、大和小學にも褒られたる是故なり、凡君に仕る委二其身一とある、委の字ヶ樣の吟味までを經ずして、君に打任すことといへば、何の義の字の僉議なし、然らば不ㇾ可則去とは如何といへば、夫は前にもいふ如く、平生存念の如く、君の使ひ樣用ひ樣合ざれば、身を致し仕ふべき樣なし、何ほど賴まれても余儀なく思ふても、本科の醫者に、外科のあしらひにて腫物をあてがへば、療治のしられざると同じことなり、見離し難ければ、善き外

科を引き付けはすべし、我外にあしらはれては向きに益なく、己を辱むる可㆑爲樣なし、如㆑在に非ず、不可なれば則去も、それならおきやと云て、からばなちに物を眞切てまけねば、置樣なる地位氣象とは格別也、又大變大節に臨み、國の存忘只今に有とある時、何程不㆑聞㆑諫程にても、最早去ののくのと云ふの場にてなし、敵につぶてなりと打て、主の爲に働き死ぬが好きはづなり、ケ樣の義皆君臣の物に格ると言吟味にあづかること、尤切要の義なり、唐の張巡睢陽の戰に自害せざるも、後れたるに非ず、文山の執へらるゝまで戰ひたるも、主を思ひ宋を存したきの一念の忠義の實なり、近代武士の義の吟味は、只後れを取らざるの、名を汚さぬのと云までにて、つまるところは、小さき一分の意氣づくよりさき成る事、大準に當りて云べきことなきは皆此誤なり、楠などはケ樣の名に拘り、意氣までの人間にてはなけれども、公家衆は全體まゝくをの樣なる體にて、何事を云ても用ひられず、高氏は西國を驅推して來る、其禦ぐべき道をいへど、坊門宰相如きたわけを盡す故、最早生きて天子の御難儀になり給ふべきを見るに忍びず、總並に泥まぶれて居られぬ世中、今は是迄と存じ切たる其の感慨、忍ばずの歎き、千載の忠義の人の涙をこぼすに勝ざる親切の忠臣なり、されば此世中今は是迄なりと思て、出る段こそ記錄の能得たる思とは、詞に著はるゝ上の餘詞なれば、楠が眞言なるべし、此も此楠が忠義の心を不㆑知者は、最早是ぎりにて、吾もよい死を取たがをしと、あぐみ果て思棄たる樣になれば、大いに楠を知らずと云ふべし、至誠惻怛忠徹㆓日月㆒の心、誠に此一言にあり、扨又殘念

なるところも此一言にあり、此上ながら、七十騎にても抜て、いつまでも七代生れかはりても、朝敵を亡したきといふ詞の存念を遂げば、楠が材略にて、大和河内に引込みて其時を俟ば、不ㇾ成はいつまでも天命、勿論不ㇾ及ㇾ言、何様の義も可ㇾ爲ㇾ出事になり、此節屈原が宗國の亡るを見るに不ㇾ忍して、汨羅に身を沈められし心と事は替りて、同日の談にして、忠にして過ると議せらるゝも此にあり、又千載の一人と稱せらるゝも此にあり、嗚呼君臣の義の吟味不ㇾ精しては、さて〳〵なりがたきこと、ケ様の事にて知るべし

思と云ふは、詞に著はるゝの餘詞なればと云、詞のそひたるは思とある故、後世其旨を得ざる者、不審して思と云ふからは、側より知らう様ないかと云ふ者必ありたがる故、其ふせぎの爲に、ケ様に仰置るかと有る事也

右三條十二月六日夜錄

一　忠の一字、心の實者て其義を盡すを云ふ、大抵義の一字、紛れ易く明にするもの鮮し、故に變亂の時、身を摧ても主の爲に不ㇾ惜者多し、龜井片岡雜半如き者、主に離れずつきまとひて、終にわづかな主に疎き心なし、死生の場にても身を不ㇾ惜なげに主の供して死する、其心は自聖賢云る處の忠に恥る事なし、然れども可ㇾ惜事は、義の字を知らざる故、義經都にて一分に院宣を蒙り、時忠が婿となる様なることと有ても、諫むるすべをも知らざる、奥州の戰も其よりして、終に兄と敵對のなりにて死

す、然れども義經は、賴朝始より忌み惡みて、罪ある罪なきを不ㇾ論殺す合點にてある上なれば、怨すべきところもあり、兼平に至ては全く木曾、院の御所へ對し反逆の亂臣賊子の手傳をして、終に賴朝の爲に朝敵の名にて主を殺されけるこそ、大義の暗き第一淺猿きことならずや、さある故忠の心有て忠の義明ならざれば、何とても忠の字に疵付、其故忠の字の吟味不ㇾ言者なれども、只賴母敷親を棄ても、我方をする者を忠節と呼ぶこそ、不埒不明の至りなり、前に云る小林民部も兼平に比すれば、一段義の字明かに見ゆれども、諫に死なずして謀反の先手に馳込み死するは、あたら主の爲に棄る命を、其に不義の名に死することこそうたてけれ、亂世の風、一人にても身方になるを互に悅ぶ時故、どちらへどうなりともして、吾手下に働けば、忠の字を許す樣におのづとなりて、全く忠の字を失ふことを知らず、大學至善の章に、爲二人子一止ㇾ孝一と有、五の題目も頓と常行不易の大目の目當を立て、其物の吟味をせよとあることなり、それ何とぞ傳者の旨可ㇾ知ぞと云へば、至善の章にヶ樣に云ひ並て目當とあれば、其孝といひ忠といふの、不ㇾ遺きつない義一盃の明なるを以こそ、至善といふ字はいはる筈なり、さもなければ何樣の亂世にても、何樣の暗き者も親に孝、君に忠といふこと知らざる者有べきや、さらば忠に止らんと、吾今まで覺へ居る忠はなりにて盡さんとすれば、果して義經木曾の家賴の樣なる失あり、然れば吟味をし古今をしらべて、其いろ好くしてしぞこないなきを師に問ひ吟味し、平生に胸の間に紛れなく氣づかひなく、何時も寒き着物、飢たるに飲食の如くに、心にきつかける

程に明らめ得たらば、何と變じても如何樣の場にても、已と疑なく身が立廻るゝ筈也、是物と立て其物の理に吟味の格れと有事の敎、扨々明なる事也、大學の敎明かならざる、世の人倫風俗の暗さとは、ヶ樣の事にて知るべし、然れ共天下一統の學問ヶ樣に指當りて日用端的の吟味とは知らず、一事の場に臨み其事を初より何とも合點がいかずば、微塵も理をつけずに居れば知らざるを爲レ不レ知にて好れども、人の必平生總體面々なりに覺て居る、義理の總準何となり共有者也、夫を能吟味すれば氣質の癖も有、又日頃先入の說共に義理の捌きくせづいて有も有、又推料强く、發明だてをしたくせ有レ之、强て義理をつけ來りたるも有、又一二事の事を見聞くに因て、其見聞したることに類たる事あれば、すぐにそれを定規に云も有、此皆面々方の義理にて、聖賢天地自然の則を得て、古今事實、是非聖賢所說の大法大義の墨準に當たる事にて無レ之ば、只吾にて云迄の事なる由、私意なくして云迚も、覺へなうして云同じ事也、程子の云る雖レ無二邪心一不レ合二正理一れば卽忘也、邪心なしといへ共、物の字の吟味ならざれば、覺なくして云分は皆そてなきことと、つまりを云る說也、此準を以人の說く所、處する所を見れば、紛るゝ事なきもの也、それを以て是非ぞ正して、吾心にのらざる事は吾と理をつけず、眞實の吟味をしたるが好し、又義の字ばかり知て、本心に病む所あれば、勿論其義己に出るに非ず、勿論忠の字に猶以て遠し、其故古忠の字を論ずる義合ざれども、少々大義の損ねにならざる程なれば、心の實を取て不レ捨あり、是皆本を論ずるの論故也、心實なれば義の損ね害しからずといふ事あ

るべき筈なし、格物致知は義の字を明にする吟味、誠意正心、修身は心の實を得る爲の功夫にて、物の字より明かならざるは、心の實になるべき正味なし、其故物に格るに始まらざれば、何に實になるべき意もなし、何にひづむべき心もさゝれず、何に損ねてある身も、修むべき指所なし、餘義なき事也、兎角縱横十文字精粗細大格物の敎程、離れられざることなし、ヶ樣の旨を知らずして大學を精しう說くのは、目をさばくのと云も何とも合點のいかぬ事にて、異學雜說の爲に迷はざるべき證據見へず、乖平が事を格物にて喝せば、格別耳をとつて鼻をかむ如くに、餘所の事のやうに聞きなし、汎く天文、地理、文字、穿鑿を密しくして、格物といへば左に有りそうに覺ゆる、皆近代俗學淺近の習はしよりヶ樣になりて、或問の一段もとくと不ㇾ見、儒者稍共すれば、朱子の學を精しくするの、大學を詳にするのと云る、能々自省すべ事也

一　賴朝程雄略の名將は少なうして、殘忍荒刻又類なき愚將なり、吾一人平家の爲殺されざる故、終に平家をくつがへしたること、身に覺へたるに見懲にして、平家の子孫を不ㇾ遺たやすのみならず、已が骨肉兄弟まで、忌惡みて樣々の罪を拵へて、脅かし殺すこそ淺猿けれ、梶原が讒は、勿論其罪逃所なき、いふに不ㇾ及とも、賴朝本底意に迚も範賴義經をそだてゝ置く合點に非らず、只さへヶ樣に忌み嫌ひ、心もとなき最中に、讒人ども共意を伺ひ知て、いろ〳〵と義經の一分に立て、賴朝の忌み嫌ふ心にあたるやうに云ひなすほどに、なにかはたまるべき、初より忌み嫌ふと云ふ證據には、範

賴の譲せらるゝこともなく、初より鎌倉へ歸て別條なきを、義經が樣々なることを仕出すなど追ひ掛たることを、無理に言ひ遣して、終に自害に及ぶ、木曾義仲が子ども、我□にしてこれを殺す、是れより子孫、見るを見まねに、骨肉相殺して、家法の如くにして、實朝賴家を殺すれば、惡禪師又實朝を殺し、惡禪師も亦不レ得レ免死、義經の子も軍を起して殺され、終に一人も刃に死せざるはなくして、一人も義に死するは無レ之、惡禪師計は親の敵をうちたるといふものなれど、骨肉相殺の不幸いみじき事共いひがたし、かほどに己が骨肉までを自から切て、吾と吾子孫を亡すほどのことかと思へば、己が妻に惑ひ北條一家の者共に、猫に鰹節をあづけ、敵に刀の柄を渡したる樣にして、終に奪はれたる、是豈大惡將の實にあらずや、たとひ賴朝八島師に思ふとも、清盛入道より己を謙し、上を敬ひ源平の士に禮義を盡し、重盛を主にして公家一統の御政を助けば、東國の武士何とあたまを擧ぐべき、木曾義仲など勅命に從ひ、平家に親しみを求るの暇あらざるべし、清盛惡逆の極まりきるまでは、夫さへ東國の源氏も賴朝なき内は得背かず、況んや右の如くに朝廷の政の明に、重盛如きの禮義正しき大將あらば、賴朝百人とて可レ起端なし、賴朝尼將軍の名分を正し、北條奪れざること早く明かにして、大權を和田義盛、秩父重忠等の家に任じて、吾生世に能く天下の風俗をうちつけ、天子を敬ひ、諸士を撫ては、賴家實朝不君なりといふとも、左程にほいなく、跡たゆべき樣もなし、邪氣虛に乘じているといへる詞、古今の名言なり、北條が家も、又眞實に賴朝の家を重んじ、朝命を大事とせば、義貞高氏

が輩有り迚も、自ら下知に從ふより外はなき筈なり、古今の惑已に滅さるべきすきまあることを知らずして、只忌み嫌ふ者のすきとなき樣にして亂れざる樣にと思ふ、是ほど暗きことなし、さあらば賴朝が平家を伐たるは、父義朝が敵を擊つの大義は、是又僻事也、さればのことなり、賴朝は義朝が敵なれば何國までも淸盛を不₂倶戴₁天が大義なり、平家は又上を敬ひ、己を謙りて、己が家を失はざるやうにするが、己が家の大義なり、夫は名分にして、論じて相悖らざるがよし、吾と侈りて敵に代るゝ樣にして、賴朝が爲に親の敵を討るゝか平家の大義に非ず、根本義朝親の爲義を殺せるより、其骨肉相害するの風俗如ㇾ此、天命名分恐るべき事にあらずや、況んや賴朝平家を滅して終に追捕使を望み、天子政務の權を奪ふ計事、是又作ㇾ俑の罪人、世衰の主たる豈勝言すべきや、其餘は推して知るべし

一 木曾天子へ反逆の罪なくんば、賴朝其儘身方にして存すべきや、曰く不ㇾ然、どちらへしても、賴朝所ㇾ忌別して木曾にあり、其分に立て置くことなき筈なり、迚も賴朝が爲に潰されて死するならば、好き反逆の言ひたてにしられざる樣にして、天子の爲に大義を立て、死せば天下後世までも忠義の軍といはるべきに、別して其故惜きことなり、大むね成敗利害を義理の則とすれば、皆あとが立た、敗れたといふことを以て論ずる故、大義の明ならず、朱子左傳の病を論ぜるも皆如ㇾ此、兎に角に義の字の吟味、天下一統の正脉たること明ならざれば、此弊多し、下より上に仕るのみならず、上より下を處するも、義を失へば必亂をまねくも如ㇾ此

一　小松の大臣清盛相國たるにより、內大臣に任ぜらるゝ、是誤なりといふ吟味あり、此勿論なり、さあれども、此時に當りて如ㇾ此ならざれば、却て己父を正し、骨肉を制し、公家を宜しく取り持べき權威なき故、不ㇾ得ㇾ止してなられたることも有るべし、殿下の乘合に、其外前後の旨を以て見れば明なり、若第一等の賢者ならば、ヶ樣になくとも父をも位を引下げ、一家をも正して其身もヶ樣に高位には任ぜざる樣にもなるべけれども。夫程の德義に非ずと知るべし、然れども全體朝廷の禮を正し、天子へ忠義を致し、父の惡逆を吾一生君臣の變に至らせざるは、又忠孝と云ふべし、只此を主にして論ずる可なり

右四條十二月十一日夜錄

一　軍に旺奇といふことあり、即旺相之法也、軍配の法に方角日取年取に因て取ること、子の年はしかける軍は正月はよく、丑の年は二月よく、寅の年は三月よきと云ふ、されども春を待れずして春を過ぎたる戰は、又方角を主にして子の年は北より南に向て伐てよしとする如し、殘り皆此例なり、旺は其氣の主となり、盛なる最中をいふ、月取り日取も如ㇾ此、是は軍家の天文、曆法の筋にて用ることあり、又是に拘はらざる急なる合戰、圖のよき時は却てかいさまに用ひて。敵の油斷をうつ時もあり、士卒の心を一統して、賴もしく思はせん迚は、形の如く是を名乘て用る時もあり、先は旺相の制法、年月方角によりて、右の通りなり、さて名將は軍の體をしり、軍の圖を考ふるに、其時〳〵の旺奇を知る

こと第一とす、たとへば赤壁の戰、曹操程の雄略智謀の者、百萬の軍を率ゐ、只一息に吳を揉みつぶさんとかゝる、然れ共諸葛吳をすゝめて、終に敗て吳より曹操をうけて戰ふに、此時は吳旺奇なり、操が軍は百萬といへ共、其實はかさにかけてとり集め勢大分なり、扨劉備に勝て存の外の操が仕合、最早吳ばかりせむ、大小大分の違ひとみえて、手前の勞を省みず、旅軍久しく客となつて、兵粮のあてもなくかゝる、是吳の軍をかさにておどし立るか、十が七孫權降參をすべきとたのみたる賴みあり、存の外孫權軍そらず引受て戰ふて、江南要害備へたしかなれば、操が望む所の虛勢にてしすます、圖皆違へり、其は本主軍にて、飽まで操が人馬の疲れ、兵粮のあてなく、數月を待たる戰の根無之を孔明見すかして、孫子を引、强弩之末不能穿魯縞の語を引、是非とも防ぎ戰へと權に勸められしより、權も名將たる故、終に其旨を以て殆之、是吳には初より根本强く、大將士卒も一軍をもせずして、はづみ切たる所にてあり、固より兵粮萬事かぐことなく、夫に又劉備孔明、此度前の俄負の軍を是非しかへさんと、十分の勇氣立てあり、此れ皆此方に旺奇あり、符堅が謝玄に敗られしも是なり、又吾國の戰に、高氏西國より大勢を催し、都へ攻め上ると、前の高氏を西國へ攻下しつる例にて、兵庫神崎の邊にて向へ戰へとあるは、大なる誤り、高氏攻上る時は、義貞西國の戰一ッもたしかなる勝利なくて、高氏已に十分前廣になり上る處なれば、全體の旺奇高氏にあり、其故正成戰はずして叡山へ行幸なし奉り、我は河內に歸り、敵の旺奇を受ずに、格別に疲らかして、其衰を伐べきとは此旺奇を

奪ふの戰、十分の圖にあたれり、赤坂千早の戰も、鎌倉いまだ盛なれども、奢を極め、氣あまへて、天子を侮り、諸侍をうはなぐる體を見すかして、已に旺奇のすぐれたるを知りぬく故、籠城にてあぐみ疲らかして、天下官軍の身分を多くする樣に、根本をしめたる合點、是皆旺奇を奪ふの略なり、其他木曾が宇治川の戰、皆鎌倉の戰日の旺奇なれば、可ㇾ防樣なし、川を隔て防ぐ分は用にたゝずといへど、さにはあらず、只旺奇を得たる合戰に、川計りを賴て防ぐべしとする故、海の如くなる川にても、大勢の中を越すほどの勇者必なきことなし、一騎川を渡れば、最早味方の負なり、赤松圓心桂川を念なく越たれども、六波羅の勢強き間は、終に攻め落されず、赤松亦退ぬ、されども六波羅の大將河野陶山などの勇將を持ちながら、赤松引所を追すがふて、幾度も平攻に攻めつぶさす、六波羅を攻め落されぬ分別計りをして、赤松に見すかされぬることは、將拙き故なり、此等旺奇を說、只場により時に因て其盛衰主客の大分を見て、手前の戰を撃か備へるかの圖を究ること此にあり、歸師は勿ㇾ追など云るも負軍にてなく、只軍の圖を見て由有て歸を、追手の如く强ひて戰ふて利を得んとする故、此方より旺奇を向きへ贈るといふものなり、別して受太刀になりたる軍は、極めて敵の旺奇を避けて、奪ふて虛を撃の吟味なくては皆負なり

一　賴政が宇治川の戰、皆南都の衆徒今少にて間に合はざること、惜めども畢竟負戰なり、平家の旺奇未ㇾ盡、たとひ此時少々勝たりとも、衆徒の分とて都近に大敵を受け、何迚諸方の源氏の吾につぐを

待べき、其上己が意趣を以て高倉宮を勸め、諸方の源氏を相催して、又はないなる平家を滅ぼさんとする、極て事體を知らざる愚將なり、終に宮をも殺害の目に逢せ申し、謀反の御名をかづけ申す極て罪人なり、宮たとひ位を嗣せ玉ふ名分有迚も、已に天子の位定まりたれば、吾立筈なり迚、軍を興さば謀反なり、漢の戾太子同然なり、況や賴政宗盛に意趣あらば、待受て打果すか、さなくば手を見せず、六波羅を燒伐にして生死を決する日にてこそ有べき、意趣の次てに平家の傲りをしづむる言立にて、吾大慾を遂んとし、由なき宮を勸め、鼻の先なる端的の戰を負て、三井寺の衆徒と短き夏の夜しまらぬ長談合をして、逃げ歩きたる分にて、何迚其功あるべき、宮一夜御寢ならざる故、落馬し玉ふ程の弱き君を、たとひ平等院に一日休ませ申すとも、いかで又馬上なるべき、せめても宇治橋を日備にても足輕にても云ひ付け、引落させ、一足も早く宮を輿にものせ申し、南都へ指急がば、とく衆徒もあひ、戰も今少手ぎはなることも有べし。されども宇治橋已に破るゝ程となれば、熱田伊賀越等の道も、なじかは通らるべき、宮の御存命兎角立べきこともみへず、賴政保元の亂にも、源平の勝負を見合せて居て手出しをせず、只御輿ふりに歌を讀て、山門の衆徒を首尾よく賺したると、怪鳥を射たると、これ己が一生得意の手柄と見ゆる、士卒の好き者と見へて、競瀧口が樣なる士を持ちたれども、あたら一命を、よしなき軍に果たること惜きことなり、最後の歌或人いへるは、身のなる果はあはれなりけりと云ふは、天晴といふことと取るがよしと、又賴政贔負に云る人もあり、是も皆非なり、花

咲ぬ木ならば實なること有まじきに、花さかぬだに咲くべきに、實のなる果までも哀れなりと、自嘆ずる意なり、上の句、花咲こともなけれ共といはば左も有べし、なかりしにと言詞は、其語意と見へず、頼政此を天晴と思へば、猶以愚將なり、最後に敵に殺されず、つまりて自害するは、武士の常、是何の天晴なること有べき、忠孝の用にも立ち、大義も明に、軍のかけひきもすきまなく手強き上に、首に繩をつけられ、生捕れて打るゝも、武士たる者の何可レ耻事あらん、若可レ死場有て、後れて死ざるは、夫はつたなきとも云べし、ヶ樣の吟味皆忠孝のわけ不吟味なる故、毎度有レ之と知るべし

一　安德天皇は清盛が女の腹にて、白河法皇の御子、清盛己が傲に任せ、此を位に即け申す、さあれば此は正統の君に有べからず、西國にて沈ませ給へるも、皆平家の類なりと云る人あり、此又大なる誤なり、腹は誰が腹にもせよ、歴然法皇の御子にて位に即け給へば、正しき帝王なり、此をのけて可レ立御子あるとは、夫は法皇の子の立樣のよしあしの吟味なり、已に父の法皇天下の日嗣を讓らせ給ふ子なれば、何分にも天子ならずといふべからず、平家西海に供奉したてまつれるは、清盛が孫にて吾方の天子と思へる故なり、されども此時に在て都に殘し置て、三種神器をもとめ置き、すご〳〵と平家ばかりは得西國へゆかざる筈なり、義經平家を攻めつぶす軍は手際なれども、本と頼朝殘忍の人なる故、安德の海に沒し給へるも、兼て所存の前なる故、憚る處なしと見へたり、さなくば如何樣になりとも、救て都へ還らしめ、また法皇の勅意にて、院の御所にあしらひ。外に君を可レ立こともある

べきや、殘念なることなり、されど此時の勢も其時に不レ生ば事體見へず、只頼朝殘忍の心、義經無遠慮の段は只今も明に見へたり、或人云るは如レ此ならば、安徳帝御成人の上如何樣の變有レ之、源氏を亡ぼさるべきはかりごと有るべきも知らず、如何と問ふ、さあれば此皆あとの利害のつもりにて、眼前の名分大義失ふことは違へ共、冉求今顓臾を不レ伐ば、後世必爲二子孫之患一と云ると同意なり、清盛安德帝を位に即けて、天下の外戚にて天下の權を盜まんとする、勿論罪人たり、法皇の御子にて已に天皇の位に即け給へるは、淸盛が孫なりとてくるめに西國に沒し給へるを、平家沒落の中へ入て置も、頼朝別しての罪人なり、然らば唐の太宗は、親の合點にて後に立たるに非ずや、曰くこれは太宗親の立たる太子を己が儘に弑して、太祖に强て己に讓らせたるもの也、宋の理宗如きも如レ此、此等のこと、皆其一ツ〳〵にて、其正統の吟味をせざれば、例ばかりにて云はれざることおほし

右三條十二月十六日夜錄

一　小松殿父の暴虐を病み、世のなか果を見るに不レ忍、熊野へ參詣し命乞をしられたる一段、其ことの虛實はいふに不レ及、ヶ樣の儀有レ之は皆忠にして學ばずの弊あり、勿論吾終に父を諫めおほせ難き體故、可レ處樣もなければ、忠臣の己と不レ忍處なり、されども父子君臣を兼たる大義の場なれば、そこねたる上は又其上を力を摧き死する後、已にてこそあるべけれ、身を逃れたき處存は有まじけれども、身を潔うせんと欲して大倫を忘るの弊へ流れ易し、惜べきことなり、屈平汨羅に沈み、宗國を亡

るを不レ忍と同心たるべし、清經が船より身を投たるは、只骨肉或うたれ或は離れ、西海に漂ひ、最早行末のかなしさに、最早面白からぬ浮世の果、生きてうい目を見んより、死してやる方なき心を苦しまざるがよしと、思ひくらべて死せるまでにて、君臣父子の已れざるわけもなし、只匹夫匹婦の首くくりたると同じ事なり、又小松殿燈籠金渡のことは、是皆不學の弊なり、或人云るは、如レ此佛道の非に惑ひ、眞實の道を不レ知人なれば、其忠孝とても心もとなし如何、是不レ然、其忠孝の得る處は天質の得る處、孔子所レ謂善人の類なり、唐の顏眞卿平生佛學に惑ひ、風俗の著述のみなること多し、然れども大節に臨み、天下一二を論ずる忠義の人と呼るゝ、是皆天質の善、即ち善人の實也、此儀朱子顏魯公の帖に跋せる文に能論じてあり、凡綱目中忠孝の人等を道を以て論じ、學を以て吟味すれば、中分なきはなけれども、それは一人前の見る所の精察の論なり、聖賢は學と氣質と一體に成て、眞實に有道の人と云ふは、又別段の穿鑿なり、小松殿の吟味には、其佛學非は非の通りにして、全體の忠孝にまぜて論じたるはあしゝ、凡人物是非の吟味よく可レ知レ之、其忠孝の道ともに又其上好まば、勿論其上の道有べけれ共、是又聖賢に合ざるを以て、人を棄るになる、其中に如在なくして、義に害ある事は辭したるがよし

一　清盛上を凌ぎ、下を虐する效二不忠不孝一の風俗、己より本づく故小松殿程の人有て、不レ終レ命をして憂を以て死するに至り、西海に漂ふ時に至ても、宗盛終に生捕れ、賴朝に腰を屈してあくまで

未練無類有様にて、先祖一家の首となりて、無ㇾ恥殺され様をしたる體、照鑑明なることに非ずや、其他海に沒し、戰し沒し、戰ひ死たるもあれども、不ㇾ得ㇾ已もあり、迚も生べき身ならずして死たるも有り、知盛敦經等は其中に勇氣不ㇾ失ㇾ體、猶武將の餘習あり、其餘諸士の中には只景清一人ぞ、誠の忠義不屈の者といふべし、平家の潰れぐち是迄なり、さあれば平生の忠孝の風俗を立ること、國家の先務と云べくして、先務の本は其根本たる人の立る處、示す所に始らざることなし、太平記に、少々新田一統の諸士と名付たる者に、後めたき體なる者一人もなし、凡宮方官軍などと稱する者、往々皆然り、上の政方に背き、高氏虛に乘じて、己が亂賊の惡をなし、新田一族概亡びしといへども、終に其忠義に至り、天命に棄られず、人心にうせず有る故、終に家康公興起し、天子を尊び諸方を安んじ、家々の筋目を立て惺窩などに軍務の閑しき間も講書を聞召され、政務の書を極めて精しくし、林家を儒官と極め、其上に孔子釋奠まで立て行はる、其故學問日々新に、月々盛にして、終に學の正脈を得たる山崎先生の如き者世に出る、是皆非二偶然一、後漢の光武學を尊て名節の士盛に出て、諸葛孔明の如き人、終に忠義の天下後世に表する人出たり、宋の太祖學を尊て終に程朱の出たるも皆徒ならざること、然ば愈々聖學を尊び、風俗を養ふ樣に有らましかば、國家太平、萬歲忠孝の風いみじかるべし、高氏が天子を蔑ろにし、私意を以て同姓の義貞を攻亡ぼして、一旦強く將軍號を盗みたりといへども、十五代の間一代もろくに治め得たるはなし、皆又己が下の亂臣賊子に凌がれ殺され、應仁明德の亂に

は只木まぶりの遺されたる様になりて、其末孫に平氏信長に潰されたるも、天命の應ずる所不二偶然一といふべし、其間茶の湯を始め、猿樂を玩び、忠孝の似たるしつさしをき、風俗上下共に事欠き切たる有様なり、赤松なども天子を背き、高氏に附てより、子孫其風俗を習ひて骨肉相殺し、君臣弑逆の禍、終に今跡形もなき者となり、一族の内一人忠義を以て生死したる者無レ之、楠一統の者は、忠義の志の丈夫になき者一人も無レ之、これ皆忠孝の教、家に立故なり、されば今日の御制札の第一番に、忠孝を專にせよとある教、吾國神聖の本原、堯舜孔孟道學の要領、此一言に歸せざることなし、然れども天下の學者、俗儒と云、邪說と云、此二字を日當とし、其學を立て此二字を以て天下國家の爲に說べき志ある體見ること鮮し、極めて考へあるべきことなり、

此會九月二十六日より始まりて、今年は終ぬ、日往き月來り年我と與ならず、猶是ほどを其間の幸と覺へぬれば、しばらく其心をしるし侍ること如レ斯

十二月廿一日　　綱齋識

右二條幷跋同日夜錄

追錄

丁亥の秋の末、氣力不レ快、偶信長記を讀て、興亡の跡を論ぜるを見るに、盛衰治亂の跡は固より然り、然れ共皆其跡より云ひ並べて、效を以て理の善惡を著る故、其間正しき者もよきに立難く、不レ正者も其義の名を不レ免になる、賴朝父子僅三代にして亡びしに、舅北條時政自然に權を執ると書るこそわきて愚なることなれ、賴朝伊豆にて北條が女媒なくして溺れしより此方、北條自賴朝を介抱し、諸事權柄北條が儘となり、尼將軍といひし、終に賴朝の子孫を亡し、北條の權に移しとるたくみ、歷然として其子孫に至り、代々其意をうけ、和田畠山如きの賴朝以來大切の大家を、難題をしかけ亡ぼし奪ひしこと、此即漢の呂后、唐の則天がわざと一轍の跡なるに、自然に權を執とあることこそ不明の論なり、又高氏權威につのり、少々不義現はれければ、義貞に仰せて伐せらるゝとある、少々の不義とは何事を言ふにや、ケ樣のことも皆大準を崩したることなり、高氏が不義を少々と云はば、不義なる者は有まじ、盛衰記、太平記以來、記錄の書幾等といふことを不レ知、皆五十步百步の違ひまでにして、大本世俗の論ずる義理、武略の尙とぶわざより外知らず人の編たること故、權度あつて明なることなし、佛道の惑有て書たるなどといふは、いそなる事なり、佛道の惑なきことまでも、皆筋目を失ひたる書法のみなり、さればよむにつらき書を捨て嘆ずべきことのみ多し、世の儒者は又なまじひに見處高き顏をして、如レ此の記錄の書は、儒者の取擧ていふこともなき樣に思ひ、是即日用の實、義理も

道も此を離れて論ずべきことなきを知らぬこそ淺間しけれ、如ㇾ此なれば、場をかへ、格別の道を行ふ時を拵へねば、三綱人倫の吟味もなきと云ふものなり、北條九代記と云る、近年の書の目錄に、後醍醐天皇御謀反の事と書たるを見て、思ひ尤める者もなく、辭する者も無ㇾ之、三綱五常の學能々暗きことを知るべし、さあるにより、兎角眞實の綱常の學に明ならざれば、義理の權度無ㇾ之故不ㇾ續、さきに其書ヶ樣の筋目なき事著しきと知るべし、只せめても記錄の事實を相違なきやうに書き置かば、詞はいやしくとも、何時にても是非邪正、其人に逢はゞ明なるべし、夫さへ一編を信じ、吾耳を耳として、他を不㆓聞入㆒、吾私を立て記錄の間まゝ指引有ㇾ之、是別して可ㇾ恨事なり

復齋　山本信義謹記

附錄

夫天人之道は一なり、人より云へば人道と云ひ、天より云へば天道といふ、天道は元亨利貞なり、人道は仁義禮智也、是を以て聖人は人なりの天なり、教る者は敎なりの天なり、自ㇾ古六經道學の傳、微塵でも天人のすぢめの相離るゝといふこと、相違といふ事、その毛のさき程ないは、一々天に合せ、一々不ㇾ違やうにするではなけれども、聖人本然の天を全うすれば自身なり、自然の天なり、さればこ

れを以て道統の書を見るに、皆不レ然事なし、大學の明德は固より天に得る處の者なり、論語の仁は固より天地生物の心なり、孟子の仁義は固より陰陽の性なり、中庸の天命の性は固より直に名乘てあり、一章一句の間一字〳〵のこまかなるに至る迄、皆其貫く處に非ざることなし、孟子歿して後、孟子の傳を繼ぐものは周子なり、周子歿の後、其傳を繼ぐ者は程張なり、全體皆此旨に非ることなし、其中に太極西銘の兩書、孟子以來未發道學の淵源なり、太極は天道本然より靜を主とするを以て、敬の人道の本源たることを發せり、西銘は直に生れつきなりの身がら、天地の父母をよびて日用常行なりに、敬の實用を以て天に仕るの道を說り、太極は天よりして人、西銘は人よりして天、天人相發して本然の學術表裏一致なるものなり、然らば論語は孔子の一生人を教る書なれば、別して天命本原より說べき筈なれども、天命本原の說は少しも仰られざるは、すぐに西銘日用常行の實なり、□より天に至るの道にして、所レ謂下學而上達するもの是なり、故を以て根本は原に本づいて自然に發して仰らるるときは、罪を天に得ると云ひ、天を欺んやと云ひ、天德を予に生ずと云ひ、不レ學不レ知人の身を名のることは、必系圖の根本をいふ如く、父母を呼出す如く、人よりして相はなれざるの天性〳〵として然ざることなし、夫故能天を知る者は人の道を盡して、自然に天命にかなへば、相はなれざるの天自外に求むるをまたず、天を知らざる者は高妙といひ、廣大と云ひ、格別はなれて天を說ゆゑ、天を尊ぶの旨、すぐに天をいやしむるになり、天をあがまへるの意、すぐに天をあなどるになる、天道を

說も皆人をはなれて說ゆゑに、其流れ異端邪說の天をたつとぶやうになり、本然相貫の妙愈々失ひ、愈離れ聖學天人の妙を失ふ、是を以て聖人敎㆑人道體本原を指せば、必天に本く、學術常行を說けば、微塵天をまじへざる者は天とし、人を人とし二にわくるに非ず、只人道の出るなりから、天を知るより外なし、不㆑得㆑已して人の惑をさとす時は、直本然を以て說もあり、大學の致知格物、中庸の戒愼恐懼、皆人道の學術を主として云るものなり、孟子では知性知天を以て格物致知を說、存心養性を以て天に事るとし、仁義禮智を以て天の我に與るとし、天の尊爵とするものは異端日々にさかんに、人道日々におとろへ、全く天人の間相離れ、相亂るゝ故、不㆑得㆑已して本然を以て說く、是周子太極の旨なり、以㆑此推㆑之、六經四書近思錄に至り、天道を主として說ものは周子の旨なり、人道を主として說ものは張子の旨なり、親より子を呼出し、子より親を呼出し、親子天人相はなれぬ至切の極處なり、箕子の洪範は、直に天人相はなれざるのなりて敎を立る、されども天人相はなれぬと云は、本然を云へば其通りなれども、人道日用を主として云るは、毎度相離れぬ、相離れぬと云へば、必天つりて日用尙然、仁義、禮智、孝悌、忠信、居敬、究理を以、眼前今日實行實用を主として說の切なるに知らず、夫故能く聖學を知て讀めば、洪範と云へども、日用の學なれども、洪範の樣なることを主として說けば、どうしても日用平實の敎、意味氣象朝夕茶飯の如く驗ありがたき故、聖賢の敎は三綱、八目、論語、孟子、中庸に說く如く高遠にも馳ず、世俗にも不㆑溺、前をも見合せず、先へもにじらず、日用實

行に就てそれなりけりに上達すれば、天人相離れざるの妙其中にあり、孔子の三十にして立と云も、日用實行を主として夫なりけりに、五十にして天命を知ると云地位には至る、これを不レ知しば〳〵天を說事、かりそめにも天に本く事を云は、不レ知レ學不レ知レ道と云ものなり、中庸ほど道體本然を發して、天人の旨を發せる書はなけれども、全體中庸といふ名を立て、微塵も是て天道を知れの、天道を說けのと云事はない、是天人道學の大旨なり、下學は人なり、上達は天なり、されども下學の上達といへば、下學をはなれずして自然に天命の妙はある筈なり、敬とさへ云へば、自然に天命の可レ畏こと心上にあり、もちて居るなりて、己が心上に天がある、是一ッて天人相はなれざること可レ知、平生講習に其旨を云へども、毎々云へば天人のこと妄りになる故、天人のことを說く時は、此旨を得て、天を說く時は天より外なく、人を說く時は人より外なく、學を說時は學より外なく、道を說く時は道より外なく、仁を說く時は仁より外はないと云ふことを知て學ぶ、是即ち修序之方知二先後一之旨なり、是より上は次第〳〵に旨を得ねばにわかに云はれぬこと、此旨を得て平生妄に說事でなしと合點すればよし、得さへすれば自然に相發してあらはるゝ物なり、今日の賀に諸生の爲に說く、元祿辛巳正月十五日口授と云ふ

山本信義謹錄

識箚録大尾

政談

物茂卿著

政談概目

卷一

卷二

政談概目畢

政談卷一

物茂卿著

總ジテ國ノ治ト云ハ、譬バ碁盤ノ目ヲ盛ガ如シ、目ヲ不レ盛碁盤ニテハ、何程ノ上手ニテモ、碁ハ打レヌ也、洪水ヲ治ルニハ、川筋ヲ付ル也、川筋ヲ付ザレバ、禹王再生シ玉フトモ、水ヲ治ル事ハ不レ叶也、當時火災ノ事、上ノ御世話ニテ、塗屋土藏造ニ成タレバ、火災自然ト少シ、是明ナル證據也、其外ノ御政務ニハ、ケ樣ノ談ヲ申立ル人ナキ故ニヤ、一二遺脱セル事多シ、因レ是和漢ノ古法ヲ考ヘ、愚按ノ料簡委曲ニ記シテ、上ルコト如レ左

一　當時盜賊所々ニ押入テ、人ヲ殺シ物ヲ盜ミ、或ハ火ヲ附、或ハ夜中人離ナル所ニ待掛追剝シ、又年少キ浮浪者ハ、只刀ヲ拔人ヲ怖シ、逐走ラシテ慰トスル類、幷ニ捨子棄物ノ類制シ難シ、若棄物有ト呼レバ、家々騷立テ、各我家屋敷ノ前ニ棄サセマジキトスル計ニテ、是ヲ制スル人ナク、面々ノ塀ノ外ハ往來ノ道ナレバ、支配スル人ナク、江戸中弘キ道々ヲ、道奉行一人二人ノ僅ノ支配ニテ可二參屆一ヤウナシ、盜賊奉行火方ノ役人アレドモ、夥シキ江戸中ヲ、僅一組二組ニテ是亦可二參屆一樣ナシ、中山勘解由抔ハ嚴シキ男ニテ、捕ルト直ニ殺タリシ故、盜賊モ謐リタリシ由申シカドモ、是ハ御入國初ノ仕方、武威ヲ以テ惡人ノ恐レテ靜マルヤフニトシタル仕置ニテ、本來盜賊ヲ捕盡ス仕方ニ非ズ、其餘風殘テ如レ此、サレドモ夫ヨリハ上ノ御政務ノ筋ドモ移リ易リ、奉行ニモ勘解由如キ人物モ少ナクナリ、物ゴトニ詳ニ念ヲ入ル風ニ成タル故、右ノ如キ少人數ニテハ、江戸中ニハ引張タラヌ也、其上和漢ノ古法ヲ考フルニ、盜賊惡人ヲ搦捕ハ衞士ノ役也、當時ノ與力同心是也、サレドモ衞士ノ方ニテ

刑罰ヲ執行ト云コトハ和漢ノ例ナキコト也、子細ハ刑罰ノ權其手ニ在ト見レバ、賄賂ヲ出シテ罪ヲ免ントスルコト民ノ常情也、故ニ衞士ハ搦捕計リヲ役ニシテ、是ヲ外ノ刑罰ヲ司ル役人ニ渡ス、其役人ノ方ニテ咎ヲ糺シテ、生ストモ死ストモスル事也、然ルニ當時盜賊奉行ノ方ニテ刑罰ヲスル故、與力同心賄賂ヲ取テ心儘ニ私ヲスルコト、是元來ノ仕方古法ニ違ヒタル故也、其上江戶中ノ武家町方ニ隱レ居ル惡人ヲ知ベキヤウナキ故、目明トヤラン云ヤフナル者ヲ圍置テ、夫ニサヽセテ御奉行ヲスルヨリ外ノ仕方ハナシ、其指圖ヲスル者、元來惡人ナレバ樣々ノ惡事ヲスルコト、是又兼テヨリ知レタコトナレドモ、元來ノ仕方行屆ザルヲ改メズシテ役儀ヲ被仰附故、御役儀ヲ承ル人モ仕方ニ困リテ如是スル也、扨又與力同心ノ御宛行僅ノ事也、昔ハ是ニテモ渡世心易カリケレドモ、近年世上物每高直ニ成、面々ノ渡世難儀ニテ、同心ノ類ハ御宛行ニテ妻子ヲ養フコトナラズ、何レモ樣々ノ細工ヲ爲テ賣リ、夫ヲ御宛行ニ合テ妻子ヲ養ヒ家ヲ持テ、ヤウヤウニ御番ヲ勤ム、其御番ト云ハ一簡月ニ三日程ノコト也、夫ヲ勤ルサヘ如是、然ルニ僅ニ一組與二組ニテ盜賊ヲ捕ルユヘ、每日晝夜與力同心所々ヲ廻リ外ヘ出ルコトナレバ、衣服モ家ニ居トハ違フ也、草履鞋辨當ノ物入必有コト也、左樣ニ每日步行コトナレバ、細工ヲ爲ベキモ隙モナシ、御宛行ハ不足、何ヲ以テ父母妻子ヲ養フベキ、左樣ノ者ニ刑罰ノ權ヲ預ケル故、何程正直ノ人盜賊奉行ニ成テモ、其組ノ者ニ末長ク私ヲサセザル仕形ハ難爲コト也、是上ニ立タル重役ノ面々、皆大名ニテ生レ乍ラ富貴ナル人ユヘ、何程ノ才知有トモ下ノ情ニ達セズ、

下ノ渡世ノ程ヲモ不レ知、學問無レバ和漢ノ古法ヲモ考合スベキヤフモ無ク、只舊キ形計リニテ執行フコトユヘ、必竟道理ノ詰ル所無理ナル仕方ト云者ニナルコトヲ知ラヌ也、依レ之碁盤ノ目ヲ盛テ江戸中ヲ手ニ入ルト云愚按ノ仕方ハ、武家屋敷モ町方ノ如ク、一町〳〵ニ木戸ヲ付木戸番ヲ置、一町〳〵ニ肝煎ヲ被ニ仰付一、諸事ヲ申合セ、盜賊藥物等有レ之時ハ木戸ヲ打セ、夜中ナラバ拍子木又ハ竹筒ヲ吹テ告知スル様ニスベシ、當時辻番ト云者有テ、何ノ用ニモ立ヌ者ヲ、面々屋鋪主割合ニテ辻番ノ物入ヲ出スコト許多也、此物入ニテハ木戸ヲ附木戸番ヲ置コトハ大方可レ成也、町方モ御堀端ニ木戸ナシ、是モ木戸ヲ付度物也、又江戸ハヅレ田舍ヘ取リ付境目ニモ木戸有ベキ事也、和漢ノ古法如レ此、總ジテ夜行ヲ禁ズルコト古法也、都ノハヅレ田舍ヘ取付所ハ、元來外郭トテ堀ヲ掘堤ヲ築コト武備ノ一也、夫程ニナクトモ木戸ヲ附テ境トスベキコト也、元來此境不レ立ユヘ、何方迄ガ江戸ノ内ニテ是ヨリ田舍ト云疆限ナク、民ノ心儘ニ家ヲ建續ルユヘ、江戸ノ廣サ年々ニ弘マリユキ、誰許ストモナク、奉行御役人ニモ一人トシテ心付人モナクテ、何ノ間ニカ北ハ千住、南ハ品川マデ家續ニ成タル也、是亦古法ヲ不レ知誤リ也、都鄙ノ疆ナキ時ハ、農民次第ニ商賈ニ變ジユキ國貧シクナル者也、農民ノ商賈ニ變ズルコトハ、國政ノ上ニハ古ヨリ大ニ嫌フコトニテ大切ノコト也、扨武家屋鋪一町〳〵ニ木戸ヲ附夜行ヲ禁ジ、大名幷ニ槍ニテモ持セタル人ノ外ハ堅ク通スマジキ也、町モ此通ニスベシ、公用幷ニ私用ニテモ、急病人産婦ニ付醫者取揚婆々抔ノ送迎ノ類ハ町送ニシテ通スベシ、如レ是スル時ハ右様ナル様々ノ

惡事ハ自ラ止ベシ、扨盜賊ヲ搦捕ルコトハ、總テ御先手御持筒ノ總役トシテ、代ル〲江戸中ヲ廻ラスベシ、其外ノ武家ニテモ盜賊惡人ヲ搦取次第ニ、刑罰ノ御役人ヘ渡スベシ、假ニモ手前ニテ刑罰スルコト堅ク有ベカラズ、但シ手向ヒスルニヨリ斬殺スハ格別タルベシ、總ジテ武家屋敷モ元來一組ヲ一町ニ置タルコト也、大御番十二組ニテ番町一番町ヨリ六番町迄表裏有レ之、古ハ飯田町ノ上ニ堤有シコト也、御番衆モ與力同心モ、元來一組ニ聚居タルコト也、サレドモ役拔御番入小普請入ヨリ混亂シ、殊ニ權威アル人屋鋪ヲ選取ニスルユヘ、此法亂レ、今ハ同役同組處々ニ分レ居ヤフニ成タル也、依レ之別御役別組ノ人隣ト成、武家ノ人品内證ノ事可レ知ヤフナシ、一町ノ事ハ家内ノ微細ナル迄何事モ不レ知コトハ無レ之コト也、微細ニ知レドモ他役他組ノ人ナレバ、一屋敷〲面々構ニテ、武家殊ノ外我儘ニ成、諸事取締リナク埒モナク成タルコト因レ之也、殊ニ輕キ同心ノ類ヲ一組ノ内ヲ引分ケ、牛込本郷本所ナドニ離々ニ差置コト、其者平生何ヲスルトモ同組モシラヌ事ナレバ、惡事ヲ吟味スベキヤフナシ、願クハ古法ノ通リ、御番衆モ與力同心モ一組ヲ一所ニ置キ、其頭ヲモ一處ニ置、役替番入等ノ時ハ入替ルヤフニスル時ハ、組下ノ人品モ何モ箇モ委細ニシレルコトニテ、盜賊奉行ナドノ我下ノ惡事ヲシラヌヤフ成コトハ決シテ無レ之也、如レ是シテ組ノ仕立仕込ヲ得爲ヌ人ハ、頭ニ爲ベキ器量ニ非ズ、如レ是セズシテ誰ヲ頭ニ爲シテモ、得トシタル組ノ取捌ハ曾テナラヌコト也、去ドモ左樣ニ屋鋪ヲ割直シテ頭迄ヲ一所ニ置コトハ大壯成コトニテ、急ニハ成マジケレバ、責テ一町ニ肝煎ヲ立、諸事ヲ役儀ニ不

レ構取扱スルヤフニ仕度コト也、總ジテ鄕里ハ和睦スルヲ善トス、當時ノ風俗ノ如ク面々ニ（一本義字上有理字）義味我慢ヲ立テ、面々構ニナルコトニテハ、博奕三笠等ノ詮議モナラズ、跡目養子等ノ（一本作眞僞）僞直ノ吟味モナラズ、身持家持ノ惡キモシレズ、小身者ノ留守人少ニテ、萬一火災盜賊下々ノ喧嘩等ノ節取靜ル人モナク、甚不勝手ナルコト也、右ノ如ク法ヲ立替ル時ハ、碁盤ノ目ヲ盛タルガ如シ、其上ニテハ碁ハ如何ヤフニモ打ルベキ也、左無テ御旗本武家ノ風俗ヲ直スコトハ決シテ難レ爲コト也、如レ是スル時ハ、當時我儘ニ自由ヲ仕馴タル風俗ナル故、當分ハ不自由成コトニ思ヒ難儀ガル人多ク、夫ヨリ事指支モ有ベケレドモ、後々ハ御城下靜リテ能治ルベキ也

一　當時出代リ奉公人缺落取逃多ク、人々致二難儀一候也、此三四十年前ハ給金、並ニ取逃ノ品々引負ノ金高迄ヲ請人ニ掛リ、其請人又缺落スレバ、請人ノ地主ヘ掛ルコトニテ有シ故、主人ノ爲ニハ善リシカドモ、付送ナド申ヤフナル惡事流行テ、町ノ家持難儀シタリシコト也、當時ハ請人ノ身代切ト云コトニ成タル故、請人奉公人ト申合セ同時ニ缺落シ、請人ノ家内ノ物ハ兼テ外ヘ逃シ出シ、跡ニハ鍋一ツニ名號一幅殘シ置タルト申ヤフナルコト也、夫ヲ請人ノ身代切ト云ニ捌テ迹ヲ闕所スル時、其兒人ノ黨札ヲ入テ殊ノ外下直ニ買取故、其身代切ト云ハ、僅ニ烏目百カ二百ノコトト成ヲ其主人ヘ渡シテ、給金モ取逃モ皆損ト成也、扨請人何方ニテモ店持居タルヲ見バ申出ベシ、其節取立テ取ラスベシ抔ト奉行ヨリ其主人ヘ申渡ス、總ジテ人召仕フ者其請人ヲ見知申スベキヤフ無ヲ知ツ、如レ是ニ奉行タ

ル人ノ取捌コトハ有マジキコトナレドモ、只投ニ困テノコトト見ヘタリ、請人ト云者ハ、其主人ノ兼テ知タル者ニテモ無、何ヲタシカナルト思フコトモ無、只一枚ノ手形ニテ公法ヲ以テ召置コト也、手形ニ何町誰店トアル計證據ナレバ、其店ヲ缺落スルユヘ可レ爲樣ナシ、此段元來制度不レ宜故也、元來請人ト云コトハ、其初田舍ヨリ起タルコト也、田舍ニテ請ニ立人ハ百姓ニテ、何村誰支配ノ者ト云コトタシカナルコト也、百姓ハ田地屋敷ヲ持テ居ユヘ、田地ヲ棄テ逃走ル者ニ非ズ、親類モ其所ニ充滿シ、先祖ヨリ代々其所ニ居住スルユヘタシカナルコト也、夫ユヘ田舍ニテハ、御當地ノヤフナルコトハ曾テナキ也、其法ヲ持來リ御城下ニテ執行フ故、行屆ベキ樣ハ無也、御城下ノ町人ハ町々ニ人別帳アレドモ、店ヲ逐立又自分ヨリ店替スルコト自由也、元來他國ヨリノ聚者ニテ、親類モ御當地ニナク根本來歷ヲ知タル者モナキ也、扨奉公人ハ皆田舍ヨリ新ニ出タル者ニテ、請人トハ元來ノ知人ニテモナキニ、僅ノ判錢ノ遣取ニテ請ニ立コト也、夫故人主ヲ立レドモ、人主モ亦住處ヲ不レ定、或ハ名計有テ實ハナキ類也、人召置者ハ手形一枚ヲ證據トシテ、只何町ノ誰店ト云コト計ヲ目當トシ召置コト也、是元來其不慥ナルニ不レ構、只公法ヲ以テ召置コトナレバ、御先々前御代ノ請人ノ家主ニ掛ルコト無理成ヤフナレドモ、元來人召置者ノ目當トスル所、如レ是ナルヤフニト法ヲ立タルナレバ無理ト云難シ、去レドモ請人コソ請ニハ立タレ、家主ハシラスコト也ト云處ヨリ見レバ、無理成ヤフナレドモ、家主店賃ヲ取ベキ爲ニ、元來シラス者ニ店ヲ借ヨリ惡事モ出來スルナレバ、公法ヲ丈夫ニ立ル仕形ハ家主

ニ掛ルコトモ云ベシ、去ドモ元來其公法ノ立樣不ㇾ宜處ヨリ、樣々ノ奸曲出來ル故、當時捌ヲ仕替テ見レバ、家主ノ爲計ニ成テ請人ノ奸曲ハ同コト也、是皆不ㇾ宜法ヲ其儘ニ爲置テ、其上ニテ樣々ト捌ヲ仕替ル故、何程仕替テモ不㆓行屆㆒コト也、サテハ其宜キ制度ハ如何ニト云ニ、其仕形田舍ヨリ出ル奉公人ナラバ、御領ハ御代官私領ハ地頭ヘ、名主ヨリ今年ハ誰々ト申ス者幾人奉公ニ出ト云フコトヲ訴フベシ、地頭代官ヘ訴ズシテ私ニ奉公ニ出ルコト堅ク制禁スベシ、又名主ニ隱シテ奉公ニ出ル者アラバ、其者其村ヲ缺落シタルト云罪ヲ以テ糺ト可㆓申附㆒也、サテ召置方ニテモ武家町方ニ限ラズ、皆其ノ奉公人ノ在所ノ地頭代官ヘ附屆ケ證文ヲ取ベシ、其證文ニハ其奉公人ノ在所村ノ名、幷ニ其奉公人ノ名ヲ人別帳ノ如クニ年ヲ記シ給金ノ高ヲ記シテ、此方知行所又ハ支配所ノ者ニ紛レ無ㇾ之ト申スコト計ニテ相濟ベシ、假令其奉公人主人ノ方ニ差合有テ名ヲ付替ルトモ、手形ニハ在所ニテ人別帳ニ載セタル名ヲ記スベシ、同クハ差合アルトテ名ヲ附替ルコトハ天下一統禁制シ、人々一生一名ヲ以テ遂ゲ、若禁ヲ破テ名ヲ私ニ替ル者ハ、天下一統罪ニ申付ベキ也、人別帳ト云物ハ、至極ニ重キ物ニテ、天子モ拜シ玉フ程ノ物ナレバ、微細ノコト迄落無ㇾ之樣ニスルコト也、宗旨ノ事モ、元來其在所ノ人別帳ニ載置コトナレバ、別ニ宗旨手形ニ不ㇾ及コト也、宗門ノ改ヲ除リ大切ニスルトテ、銘々請人ヨリ手形ヲ取コトニ仕タレドモ、夫ハ餘リ繁多ナルユヘ、請狀ニ書載サセ、江戸ニテ旦那寺ヲ拵ヘ、代々何宗トスルコト全體僞也、法ヲ立ントテ僞ヲ敎ヘ、其僞ノ手形ヲ嚴ク取テ宗門ノ改ヲ大切ニスル振ヲスルハ埒モ

無コト也、扨其奉公人取逃欠落引負等アルカ、又ハ子細有テ半途ニ暇出スコトアラバ、地頭御代官ノ方ヘ申遣ベシ、其時假令其主人町人タリトモ難澁ナク是ヲ名主方ヘ申遣シ、屹ト其家本ノ親類ヨリ其者ヲ尋出シ、其主人ノ心次第ニ再ビ召仕フトモ、武家ナラバ斬罪ニ仕ルトモ構無ルベシ、町方ナラバ給金取返ストナリトモ、是又其主人ノ申付次第ナルベシ、人代ト云フコトハ制禁成ベシ、子細ハ其村ヨリ奉公ニ出ルコトハ、其出ル者ノ身上相續ノ爲也、外ニ又其如ク奉公ニ出度ト願フ人必有ベキコトニ非ルユヘ也、取逃引負等ハ、武家ナラバ其主人ノ方ニテ斬罪スベシ、町方ナラバ奉行所ヘ渡シ斬罪スベシ、取逃引負ヲ返濟スルコト有ベカラズ、子細ハ取逃引負ハ其者ノ惡事ニテ、其家本親類ノ知タルコトニ非ズ、既ニ其人ヲ殺ス上ハ主人ノ損タルベシ、其奉公人煩ノコト有バ、主人ノ方ニテ養生シ取ラスベシ、死シタラバ主人ノ方ヨリ寺ヘ遣シ葬送スベシ、兩樣共其家本親類ノ願有バ勝手次第タルベシ、出替奉公人ナリトモ、其生死ヲ主人ノ心儘ニスル上ハ、病氣並ニ死後ヲ構フマジキ道理ナケレバナリ、總ジテ地頭御代官ハ年貢ヲ取計ノ役ニ非ズ、其地ヲ治ル職ナレバ、其地ノ民ハ手前ノ世話ニスベキコト也、缺落ハ叛罪也、取逃引負ハ賊罪也、斬罪ト云コト律トハ相違スレドモ、律ハ郡縣ノ治也、當時ノ封建ノ代ニテ武家ノ治ナレバ、先規ノ如ク斬罪尤ノコト也、此事中比ヨリ人ヲ殺ヲ不仁成抔ト云樣ナル下手理窟ハヤリテ、夫ニ武家ニ有マジキ利勘ノ詮議ヲ第一ニスルヨリ、給金ヲ取戻ニテ缺落ノ罪消行キ法ノ亂レタルヨリ、近年缺落スルコトヲ奉公人ノ常トスル風俗ニ成タレバ、ケ樣ニ執行

ハズンバ此惡風曾テ不レ可レ止也、當時地御頭代官モ手前ノ知行所支配所ヨリ事ノ出ルヲ外聞惡シトテ、奉公人ノ出ルヲモ知ヌ分ニスルコト當時ノ風俗也、去ドモ何程知ラヌ顏シテモ、知行支配ノ百姓ニハ紛ナシ、其者何方ニ居ル居ラヌヲ知ラヌハ、己ガ職分ヲ忘レタル也、（一本又下有利字）又義味我慢ヲ立ル風俗ニテ、手前ノ知行支配ノ者ト他人トノ勝負ヲ思フ心、是又御城下ニテノ公法ヲ蔑ロニシ上ヲ敬ザル我意ナレバ、如レ此ノ風俗ハ衰ヘル樣ニ有度コト也、扨又其奉公人御當地出生ノ者ナラバ、町ニテモ武家ニテモ、其家本ヨリ證文ヲ出シ、諸事右ノ如クナルベシ、地頭御代官モ家本モ公法ヲ重ズル所ヲ屹ト守リ、粗末ニ取扱スベカラザルコト也、如レ是法ヲ立バ、奉公人慥ニ成テ當時ノヤフナル不埒ハ曾テ有マジキ也、其上地頭御代官モムザト致シタル者奉公ニ不レ可レ出ト名主ニ申付、畢竟手前ノ世話ニナル故、面々ノ吟味强カルベシ、田舍ニテモ親ヤ親類ト中違タル者、又ハ所ニテ惡事シタル者、江戸ヲ隱家ニシテ立出奉公スルヤフナル者無ナリテ、田舍モ治ヨカルベキ也、畢竟如レ此成行タラバ、武家ハ面々其知行所ノ者ヲ使ヒ、手前ニ餘ルトモ、親類近付ノ念比ナル人ノ方ヘナラデハ遣サヌコトニ成ベシ、御代官所ノ人ハ御藏米取並ニ町方ニテ召仕フコトニ成ベシ、諸大名モ渡リ者ヲ召仕フコト自然ト相ヤムベシ、サレバ足輕中間幷ニ家中ノ召仕ニ、當時ノ體ニテハ知行所ニ人有合セズ、自ラ他處ヘ出タル者ヲ人返スルコトナルベシ、諸大名皆人返ヲスルコトニナラバ、御城下ノ雜人少クナルベシ、但シ御城下ノ出替奉公人ハ關八州ノ人ニ限ベシ、遠國ハ地頭御代官ノ取捌不便利ナルベシ

一　欠落逐電ノ類近年ハ不ニ相知一事ニ成リ行、大形ハ永尋ニ成、奉行替レバ果ハ沙汰ナシニ成、其節ニ至テハ復御當地へ出デ、人並ニ店ヲ持、或ハ奉公ヲシテ居類其數ヲシラズ夥キコトナリ、公儀ノ御尋物サヘ如レ此、增テ其外ノ缺落逐電ハ、ヤハリ其砌ヨリ御當地ノ內ニ罷在、只其町其屋敷ニテ欠落逐電ト云計リ也、如レ此法立ズシテ兒人樂ナル世界ナルコト、御政務不レ宜第一也、此趣ヲ考ルニ、元來制度不レ立故也、サレドモ昔ハ欠落逐電ノ類ナドハ其儘差置ズ、尋出シテ成敗シ、見當リ次第手討ニモスルコト武家ノ風俗也、諸國ナレバ急ニ追驅討留ルコトナル故、武士ハ常ニ打替袋ニ米ト錢ヲ入草鞋ヲ括リ付、不斷ノ居間ニ掛置ヲ心懸ヨキ士トスルハ、左樣ノ時急ニ追驅ン爲也、御城下ナレバ箱根笛吹へ人ヲ遣スヤフナルコト、某覺候ヒテモ寬文ノ比迄ハ、武士ノ風俗猶如レ此ニ候キ、サレドモ法ノ立樣元來如レ此ナル故、欠落逐電有レ之ト雖ドモ、只武家烈キニ因テ自ラ少ク、又御當地へ隱レ居ル樣ナル上ヲ蔑ニシタルコトハ無也、又公法モ嚴ク士風モ善ナル故、左樣ノ者ヲバ仰付ヲ待ズシテ尋出シ、討テ棄ハ恥ヲ知リタル故也、然ニ御先々前御代ヨリ手討成敗シタル者ハ、自ラ公邊不レ宜立身ノ害トナルヨリ、武士ノ風柔カニ成、手討成敗ト云コトハ當時ニ至テハ甚少ク、世間ニ沙汰ヲ聞ヌヤフナリ、去バ出替者抔召仕フニモ、給金ヲ損ニセヌヤフニスルヲ利口ナル仕方ト云、欠落逐電ヲモ請人ニ掛リ給金ヲ取戾シワビ言ニテ濟シ、金サヘ有バ奉公人ニ事闕コトハナシト了簡シ、武法ノ所ヲバ脇ヘナシ、損得ノ工面ヲ第一トスルコトニ當時ハナリ、遂ニハ頸代ト云コトモ忘テ給金ヲサヘ取レバ、欠落逐電

ノ罪ハ消行也、請人ニモ兇人有テ御城下ニ住馴ルコト年久シキ故、奉行ノサバキヲ宙ニ呑込居テ主人ノ申付ヲモ請着ズ、返リ公事ナド云コト多キ故、未熟ナル者ハ夫ニ困リテ只穩便ナルガ善トテ、埒モナク取サバク類近年多キ也、兎角武家柔ニシテ然モ悪ニ成リ、事ノ取サバキ始終ノ呑込無ク、又輕薄第一ノ風俗ニ成タル故少シ日高キ人ノ家ニ伴ノ欠落者住居ハ勿論ノ事、大禮同輩ノ者ノ家ニ住居テモ、斷モ申遣スコトヲ遠慮スルコトニ大形ハ成タリ、又夫ヲ召置タル者モ届ヲ受レバ、其者ハ此方ヲモ今朝欠落シタルナドト紛カシ、當分喧スシキ目ヲセヌヤフニスルヲ利口也トスル類多シ、左樣ノ者召置バ公法ヲ背ト云其上傍輩ヘノ無禮也、無禮ハ我身ノ瑕瑾也ト云コトハ夢ニモ不レ知、又昔ノ武士ノ左樣ナル者ヲ圍ヒ置タル任俠ノ風トモ拔群ノ違ニテ、只何モ彼モ利口ヲ先トシ、物ヲスリ拔除ケ逃シ事ノ始終ヲサッパリト取サバキテ、身ニ引請ベキコトハ絶テ無レ之世界トナルユヘ、其風俗馴故ト成テ、公法ノ咎人ノ欠落逐電ニ至テモ、奉行御役人ノ沙汰ニモ下々ニ左樣ナルコトハ不レ珍コトニテ、左樣ニツヂツマノ合樣ニハ捌キハ成ヌ物ト云習リテ、未熟不詮議ナル取扱也、昔ハ法未熟ナレドモ武風盛ナルユヘ、當時ノ如ニハ無リシヲ世次第ニ移リ行風俗代リ武風薄ナリタルユヘ、如レ右不埒ノ次第ト成シ也、然トテ今更武風ヲ烈シク昔ノ如クセントシタリトモ、太平久シケレバ諸事ノ釣合昔ニ違タルユヘ、昔ニカヘルベキニ非ラズ、却テ治ノ害トナルベシ、殊ニ昔トテモ法未熟ナル故、不レ行屆コトドモ也、當時ノ仕方ハ治ノ根本ニ返リ、ヤハリ柔ナル風俗ノ上ニテ、古ヲ考ヘ法ヲ立直スニ若ハ無シ、治ノ根

本ニ返テ法ヲ立直スト云ハ、三代ノ古モ異國ノ近世モ亦我國ノ古モ、治ノ根本ハ兎角人ヲ地ニ付ルヤフニスルコト是治ノ根本也、人ヲ地ニ付ル仕形ト云ハ、戸籍路引ノ二ツ也、是ニテ世界ノ紛者無ノミニ非ズ、是ニテ世界ノ人ニ統信ヲ付ル故、世界ノ萬民悉ク上ノ御手ニ入テ、上ノ御心儘ニナル仕方也、此仕形無時ハ日本國中ノ人ヲ打散シニ置テ、心儘ニ面々構ヲ働スル故、上ノ御手ニハ入ヌ也、去バ世界ノ萬民ヲ手ニ入ルト手ニ入ザルトノ違ハ、是ナル故、此治ノ根本ト云コトヲ知ルベキ也

一 旅人ハ其人ノ本在所ヨリ、縁故ヲ以テ添狀ヲ持來バ名主へ斷リ置ベシ、親類近付ナラバ添狀ニ及ズ、名主へ斷リ置ベシ、何レモ其在所ヲ出ル時モ、其所ノ名主へ斷ルベシ、事有時ハ添狀有バ、添狀ヲ出シタル人ノ科ニ成、添狀無ハ相持ナル故、其旅人ヲ請タル者ノ科ニナルコトナレバ、名主委細ノ詮議ニ及バズ可二聞屆一也、其旅人商人ナドニテ商店ヲ持コト成ラバ、其添狀ヲ請クル者ヨリ請判ヲサスベシ、何レモ他國逗留三年ヲ過スベカラズ、又旅人ニ妻ヲ持スルコト有ベカラズ、人ノ故郷ヲ離テ他國ノ人ト成ルコトハ、皆先ニテ身上ヲ困ムル故也、此二色ハ名主ノ世話ニシテ堅ク禁ズベシ、其他國ヨリ養子合ニシテ婿ニ來ル者ハ、先ノ人別ヲ除テ此方ノ人別ニ入ルコトナレバ、奉行所へ屆ベシ、惣テ右ノ旅人一泊モ隔タル所ヨリ來ハ、路引有ベシ、路引無バ不レ可二指置一也、本在所ノ添狀ヲ請タル者、又添狀ヲ出シテ先ヨリ先へ送リ遣スコト不レ可レ有也、本在所ノ添狀ニ其譯頼來バ不レ苦、先ニテ三年ノ年數過バ本在所ノ添狀ヲ請タル所ニテ不レ可二指置一也、本在所ニテモ所ヲ出テ三年ノ年數過タラ

バ、奉行所ヘ可ㇾ届也、如ㇾ此法ヲ立ルコトハ、日本國中ノ人ヲ江戸モ田舍モ皆所ノ定デ、是ハ他國ノ人ト云フコトヲ極ル仕方也、去バ子孫迄之ニ其所ニ住シテ、當時ノ如ク他國ト混亂サセズ、自由ニ他國ノ人ト成コトヲ禁制スル時ハ、日本國中ノ人皆所ヲ定テ其所ノ土ニ付故、入タル者ニ皆頭支配有テ、離者ト云者ハ一人モナク、依ㇾ之紛者ト云ハ曾テ無コト也

一　戸籍ト云ハ、先ハ人別帳ノ事也、去ドモ今ノ代ノ人別帳ノ如ニハ非ズ、今ノ代ノ人別帳ハ、誠ノ人別帳ニ非ズ、着到帳ノ類也、人別帳ト云ハ、其村所ノ家別ヲ記シテ、其家々ノ亭主ヲ初、家内ノ人數ヲ譜代ノ者迄不ㇾ殘記ㇾ之、嫁取レバ記ㇾ之、養子ヲスレバ記ㇾ之、女他ヘ嫁シテ行バ除ㇾ之、子生レバ年月日ヲ記シ、死スル人有バ何月何日ニ死スト記シテ除ㇾ之、出家スル者有バ其子細ヲ記シテ除ㇾ之、其師ノ寺ノ人別帳ニ載ㇾ之、出替奉公人ハ不ㇾ載ㇾ之、是ハ其者ノ在所ノ人別帳ニ有故也、名ヲ表ニ替コトナラズ、年モ生ル、時記スル故僞ヲ云コトナラズ、武家モ此通也、寺モ同ジ、但シ他所ノ寺ノ弟子來テ其寺ニ暫ク居ハ不ㇾ載、其寺ノ弟子ニ成バ載スル也、着到帳ト云ハ、勤番交代ノ帳、又ハ軍中ニテ有ㇾ之コト也、是ハ當分ノ有人ヲ記スルコト也、檀林ヘ集ル僧モ、他所ヨリ來ル旅人モ、人別帳ハ本在所本寺ニ有故、旅ノ先ニテハ皆着到帳ナルベシ、其村所ノ人他所ヘ行テ逗留スルモ、遂ニハ歸者故、人別帳ニハ不ㇾ除也、夫計ニ非ズ、人々鄉里ト云者定ル故、親類モ近處ニ有ㇾ之、幼少ヨリノ友達モ充滿タレバ、自然ト親類友達ノ前ヲ思テ惡事ハセヌ物也、一町一村ノ内ニテモ名主ノ知ヌ人ナシ、一町

一村ノ人相互ニ先祖ヨリ知リ幼少ヨリ知コトナレバ、善惡共ニ明ニ知ルコトナル上ニ、五人組ノ法ヲ以吟味スルコトナレバ、何事モ隱スト云フコトハ曾テ成ヌコト也、當時人別帳モ有、名主モ有、五人組モ有トモ、店替ヲ自由ニシ他國ヘモ自由ニ行、又他國ヨリ來リ、其處ニ住コト自由ナレバ、日本國中ノ人入亂レ混雜シ、何方モ皆假ノ住居ト云者ニ成、人々永久ノ心無、隣ニ構ハズ隣ヨリモ此方ニ構ハズ、其人ノ本ヲ知ネバ知ヌト云ニテ何モ濟也、先ヲモ知ネバ始終ハ名主ヲ始我苦ニセヌ故、人々面々構ニテ心儘ニ成也、畢竟當分ノ有人ヲ人別帳ニ付タル迄ニテ、時々ニ拔指ヲシ置コト故、人別帳モ何ノ詮モ無レ之コト也、如レ此法ヲ立替ル時ハ、右ニ云如ク、何モ簡モ隱家無ノミニ非ズ、一町一村ノ人ハ相互ニ自然ト馴染付故、惡キコトヲバ相互ニ異見ヲ云ヒ、云レ、異見ヲ聽スコトモナラズ、又相互ニ見放スコトモナク、交リ念比ニナル也、此上ニ奉行治ノ筋ニ心ヲ入レ、名主ニ能示シ下知スレバ、一町一村ノ內、相互ニ睦ク風俗自然ニ直リ、惡人ハ自然ト遠ザカルベシ、古聖人ノ治ト云モ如レ此也、井田ヲ直道ノ本ト云モ、(一本作眞眞下ノ字アリ)實ハ此事ナルヲ、只田地ヲ碁盤格子ノ如ニ割、算用合ノ事ノ樣ニ心得ルハ大ナル誤也、サテ治ノ筋ニ心ヲ入ルト云ハ、其品數多キコトナレドモ、要ヲ括テ云バ、田舍ハ農業、御城下ハ工商ノ業ヲ勤メヌ者ノ無ヤフニスルコト是第一也、一人モ家業ヲ不レ勤ト云者無時ハ、人ノ心皆實ニ返ル故、萬ノ惡事ハ皆是ヨリ消行コト也、根本ヲ忘レ、末ニテ惡事ヲ押ントシテハ、何程才智ノ人ナリトモ、其才智不ニ行屆ーコト也、去バ仕舞フタ屋ナド云ヤフナル者、工商ノ業ヲ勤メズ、只町屋

敷ノ影ニテ渡世ヲシ、剰ヘ己ハ其町屋敷ニハ不レ居、家守ト云者ヲ拵置奉行所ヘモ夫ヲ出シ、安樂ニ耽ヲ俗眼ニ何ノ害モ無コトノ樣ニ思ヘドモ、風俗ノ上甚宜カラザルコト也、何レモ己ガ町屋敷ニ居住シテ、何ニテモ工商ノ業ヲ勤メサスベシ、田舍ニテモ大百姓ノ農業ヲセズ、田地ヲ皆小作ニ作ラセ、其身ハ江戸ノ仕舞フタ屋ノ眞似ヲスル者、近年ハ多ク見ユル、是等モ皆禁制スベキコト也、又家業ヲ勤ルト云ニモ、當時ハ種々ノ惡事ヲ家業ト覺居ル者多シ、兎角實成筋ノ家業ヲ勤メサスル樣ニスベキコト也、當時ノ奉行ハ下ヨリ申出タルコト計ヲ捌、申出ヌコトハ不レ構、法計ヲ立テ法ノ行支ユル所ヲ、理ヲ極メテ法ニ合スルヤフニシテ、治ト云コトニ一向心着カヌ故、惡人ノ絶ルコトナシ、民ノ中ニ彼兇人ハ法ヲ能呑込居テ、法ノ陰ニ隱テ惡事ヲスル上、右ニ云タル如ク、面々構成風俗ナレバ、名主モ五人組モ、畢竟詮ナキ者ニ成タリ、其上當時ノ奉行ハ世ノ風俗ニテ、殊ノ外威高ク構テ下ヲ親付ズ、只法ヲ以テアヒシラフ故、上下情通ゼズ、下ヲ治ベキ樣無、上ヨリ御預ノ町村ヲバ、我家ノ如ク身ニ引受テ世話ニシ、一町一村ノ內ノ者ハ和睦シ、兎角民ノ風俗ノ善ナルベキ筋ヲ主意トシ、名主ニモ能筋ヲ申含メ、下ノ下ゲスマズ疑ハヌ樣ニ治ルヲ誠ノ治ト云也、古聖人ノ道ニ民ニ孝弟ヲ敎ルコト第一ト云ルモ儒者ナドニ講釋ヲサセテ民ニ聽セ、民ノ自發得シテ、孝弟ニ成樣ニスルコトト心得ルハ大ナル誤也、右ニ云ル如ク、其町村ノ睦ク、民ノ風俗ノ善ナル樣ニ奉行ノ仕込コトヲ、孝弟ヲ敎ルトハ云也、去ドモ田舍ナドハ、一郡ノ內ヲ奉行一人ニテ治テモ、身ヲ入タラバ誠ノ治モナルベキコトナレドモ、御城

下ノ町ノ弘サ、人ノ數夥ク、只今迄ノ風俗殊ノ外ニ惡キ故、中々一人ノ力ニ及難シ、御城下ヲ四ツニモ五ツニモ分テ、面々ニ奉行ヲ立、支配ヲ限テ治サセ度コト也、如レ此誠ノ治ヲスベキト思テモ、兎角前ニ云ル戸籍ノ法立ザレバ不レ叶コト也、扨戸籍ノ法ヲ立ルニハ、江戸モ田舍モ國々モ、其處ニ其人ヲ極ルコトナレバ、先人數惣高ノ積有ベシ、古ハ地ヲ量テ民ヲ置ト云コト有リ、六十餘州悉ク一國〳〵ノ人別ヲ見テ、サテモ城下ノ人ト關八州ノ人トノ惣人數ヲ考ヘ、關八州ヨリ出ル米穀ニテ、御城下並ニ關八州ノ人ノ一年ノ食事ノ足ル積ヲ準合ニシテ、御城下ノ人數ヲ定ムベシ、諸國ヨリ來タル旅人、並ニ諸大名ノ家來ハ外ナルベシ、是ハ諸國ヨリ來ル米ヲ食スル積ニスベシ、當時御城下ニ居者多ク諸國ノ者ナレバ、右ノ限ヲ以御城下ノ人數ヲ限、其レ外ハ悉ク諸國ヘ返スベシ、返ス仕方ハ其地頭々々ニ申付テ人返シサスベキ也、民ハ愚ナル者ニテ後ノ料簡無者也、御城下渡世惡クナリテモ、一日暮シノ心易クナルハ御城下ナル故、其癖ツキテ一日〳〵ト送リ、御城下ヲ離テ古郷ヘ返ル心ハ曾テ生ゼズ、又御城下ニ年久ク居間ニ、少々ノ田地モ無ナリ、已ガ屋敷ニモ人住バ、自然ト歸ルベキヤフナシ、公儀ヨリ返サントシ玉ヒテモ、逐出サルヽト思テ怨ル心甚シカルベケレバ、諸國ノ聞ヘモ惡ク、不仁ナルヤフニ沙汰スベシ、總ジテ地頭ト云者ハ其地ヲ治ル職也、三代ノ諸侯ハ後世ノ郡守縣令ト同コト也、三代ノ時モ、國中ノ民他國ヘ行テ減少スルヲ諸侯ノ恥トス、異國ノ代々ノ法モ日本ノ古モ、其治ル國郡ノ民ノ增減ヲ吟味シテ、民ノ數增ハ治善ニ、減ズレバ治惡キニ沙汰シ、是ヲ以テ國司郡主ヲ賞罰ス

ルコト、異國歴代ノ諸書、日本ニテハ今ノ面分明也、此趣ヲ諸大名諸地頭ヘ仰渡サレ、面々年貢ヲ取計ノ役ニ非ズ、土地ヲ被レ成ニ御預一、其土地ノ民ヲ御預ケ置ルル上ハ、民（一本作人）ノ其所ニ住兼他國ヘ散行ヤフニハ爲マジキコト也、連々ト人返ヲシ、面々（一本作人々）其所ニ有附ヤフニ可レ仕ト屹度可レ被仰付一コト也、當時モ紀州水戸ニテハ人返アリ、肥前ニテハ出家ニテモ他國ヘ行十年返ラネバ、親類皆刑セラルト承ル、薩摩其外九州ハ、多クハ國中ノ民ヲ外ヘ出スコトヲ禁ズル當時ノ例ナレバ、地頭ノ權威ヲ以テ呼返サンニハ輙ク成ベキコト也、當時諸國ノ民ノ耕作ヲ嫌ヒ、米ノ食ヲ悦ビ、百姓ヲ棄テ商人ニ成故、衰微シタル村々多キコト、度々承ル、コト也、去バ地頭ノ爲ニモ實ハ善コトナレドモ、何レモ文盲ナル故合點行ズ、世界ハ如レ此成下タルコト也、尙又諸國ヲ吟味セバ、地弘ク民少キ所モ有ベシ、地狹ク民多キ處モ有ベシ、左樣ノ處ヲバユリ合スル樣ニスベシ、其仕形モ可レ有コト也、往年五島淡路守公儀ヘ願ヒ、江戸ノ薦被ヲ申請、五島ヘ連行タルコト有、彼地ニ人少キ故也、又當時所々ニ新田開發有ニ、多ハ江戸ノ者請負テ開ク故、無ニ耕人一、其所ノ人ヲ雇ニ其處ニモ今（一本作人）ハナシ、依レ之功ヲ成就シ難シト承ル、其管ノコト也、此等ノ處ヘ仕着ル仕方モ有ベシ、總ジテ出羽奥州ハ土地殊ノ外弘ク人民少シト承ル也、扨又田舍ノ人ハ風俗ニテ雜穀ヲ食スル故、人何程多テモ餘ラヌ者也、是又御城下ノ積トハ各別也ト可レ知、當時御城下ニ數百萬ノ人ヲ聚メ置、諸國ノ米ヲ悉ク御城下ヘ運ビ來リ、食ヒ費スコト、當分ハ賑カニ繁昌ニ見ヘテ榮タキコトナレドモ、奥筋ニ事有バ、仙臺ノ米ハ入マジ、西國ノ方ニ事有バ、上方ノ米ハ

入マジ、其時ハ御城下ノ民食ニ餓ヘテ騷立ン、然時ハ何ト静テモ靖メ難カルベシ、殊ニハ仰ニ迫テ何事ヲ爲サンモ計難シ、七年ノ疾ニ三年ノ艾ト云コトアリ、其時ニ至ラバ爲方更ニ有マジキ也、諸大名ノ米モ皆商人ニ賣渡シタレバ、諸國ニテモ其時ハ難儀甚シカルベシ、是等ノコトモ末ノ世ニ成テハ、必ズ決シテ無ト云コトニモ非ズ、近憂アルハ無二遠慮一故也、兎角戸籍ヲ立テ人ヲ土地ニ在付ル仕形、古聖人ノ深知ナルコト能味知ベシ、本ヲ重ジ末ヲ押ルト云コト、是古聖人ノ法也、本トハ農也、末トハ工商也、工商盛ニ成テ農業衰ルハ、代々兎角如レ此成行コト是レ亦明ナルコト也、右ノ如ク積リ合テ、御城下ノ人ノ戸籍ヲ定タル上ニテ、御城下ノ町ニ居ル家持店借トヲ吟味シ、家持ハ本百姓ノ如シ、店借ハ水呑百姓ノ如シ、何レモ其ノ町ヲ永々子孫迄ノ居住ト定、店借モ自由ニ他所ニ店ヲ替ルコト不レ成ヤフニスルコト本式也、御城下モヨク治リ、郷里ノ交モ睦ク、風俗モ直リタル上ニテ、店賃ノタマリ抔ハ、名主五人組ノ取扱ニテ如何様ニモ成ベシ、町中見放シタル惡シキ人ナラバ、奉行所ヘ申出テ如何様ニモ成ベケレバ、本式ノ如ク成ベケレドモ、當分ハ先一町ノ内ヲ妄ニ出サヌナラバ、右ニ見ヘタル如クニ江戸中ヲ四ツニモ五ツニモ割テ、奉行ヲ別々ニ置、其上奉行ノ一支配ノ内ヲ限テ、店替ヲ許ベシ、家持モ店借モ、何年何月幾日ニ永ク御城下ノ民タルベキ旨被二仰渡一ト云コトヲ人別帳ニ記シ置(一本作替)、サテ店借ヲシ引越コトアラバ何レノ町ヨリ店ヲ替來ルト云コトヲ年月日迄ヲ記スベシ、勿論最初ヨリノ名字家名ヲ改ルコト堅ク禁ズベキ也

一路引ト云ハ、惣ジテ旅人道中ノ切手也、右ノ戸籍ニテ世界中ノ人ノ在處極ル故、他處ノ人ノ紛入ベキヤフ日本國中曾テ無レドモ、道中往來スル間ニ驗無レバ、竊ニ遠國ヘ逃行氣遣アリ、古三代ノ時ハ諸侯ノ國々ニ關所有テ、關所ヲ越ニハ繻ト云者有テ是ヲ證據ニス、日本ノ古モ關所國々ニ有、三關ノ外數多ナリシ故、和歌ノ名所ニモ關名多シ、去バ其時節モ關所ヲ通ルニハ、過所ト云フ切手有シ也、今モ京ニ過所船ト云コト有ハ、元來過所ヲ渡シ置テ、關所ノ往來ヲ自由ニセサセタル船ヲ云シナルガ、今ハ船ノ一名ト成タル也、此路引ハ明朝ノ法也、明朝ニテハ國境〳〵ニ關所有テ、切手ヲ以是ヲ越ル也、今是ヲ用テ御城下ノ闔田舎ヘ取付、所ノ境ニ木戸ヲ附番人ヲ置、江戸ヘ入人ヲ不レ構、出ル人ノ路引ヲ可レ改、出ル人ノ路引ハ、武家屋敷ナラバ一町〳〵ノ肝煎ノ印、大名屋敷ハ一屋敷ノ印、町ハ前ニ云タル奉行一支配ノ內、名主ヲ月替ニシテ成トモ印ヲ押シムベシ、尤人數姓名荷物ノ品何方ヨリ何方迄通ト云コトヲ記スベシ、道中ニテハ明朝ノ飛脚ノ法ヲ以テ、一宿〳〵ニテ問屋ノ續印ヲ取ルベシ、然バ江戸ノ出口ノ番所ニテハ印鑑ヲ以テ可レ改、道中宿々ニテハ最初ノ宿、品川板橋千住ノ類ハ番所ノ印ヲ見識、夫ヨリ先ハ段々隣宿ノ印ヲサヘ見知レバ濟コト也、右ノ印無者ハ決テ宿ス不レ可ト定ベシ、其宿々ノ近所ノ村々ニテハ、其近所ノ所ノ印鑑ヲ取カハシ置時ハ事濟也、又江戸近隣ノ村々ヨリ江戸ヘ用足ニ來ル者ハ、出ル時ノ爲計ナレバ、名主ヨリ木札ニテモ渡シ置證據トスベシ、諸大名ノ城下モ右ノ通成ベシ、ケ樣ニスル時ハ人本街道ヲ不レ通シテ、脇道ヲスルコトハ決シテナラヌ也、但シ是

ハ皆戸籍ノ法ヲ得ト定メタル上ノコト也、如レ此法ヲ立ル時ハ、旅ヲ爲コトハ餘程不自由成ベシ、當時ハ餘リ自由ナレバ害多キ也、當時箱根ノ切手ナドモ、女切手ノ外ハ埒モ無コト也、但シ戸籍ノ法サヘ丈夫ニ立トキハ、先ノ行泊ナキ故此法ハ無トモ可也ニ事スムベキ歟

一 右ノ如戸籍ノ法ヲ立ル時、人ノ種品々有ニ依テ差支有ベシ、浪人ト云者元來ハ武家ニ奉公シテ其主人ノ人別ニ結有シ處、今夫ヲ離ヌレバ、有付迄ハ何ノ町何ノ村ニ在ト云トモ、農商ノ外ノ離者ニテ、全體旅人ノ意也、去ドモ返ルベキ郷里モ無レバ、亦旅人ニモ屬シ難、只浪人ト云テ何方ニ有テモ店借ノ捌ナルベシ、親類近付ノ請判ニテ差置コト、別ニ當時ノ仕方ト替有マジ、道心者ト云者ハ、頭モ無レ之緣ノ無者也、去共是又鰥寡孤獨ノ類ニテ、畢竟窮民ナル者ナレバ詮方モ無者也、剃髮ノ師ノ付屆ヲ以テ是モ常ノ店借同前ナルベシ、寺方ノ隱居旅僧ノ類ハ、寺社門前ニ限可ニ差置一也、元來佛法ニモ僧ノ民間ニ居住スルコトハ、佛ノ禁戒也、代々ノ律ニモ制禁也、邪法ノ類モ民間ニ混ジテ居テハ難レ知也、陰陽師事觸宮雀ノ類ハ、小サキ刀一本ナルベシ、山伏ハ無刀ナルベシ、何レモ大小ヲ差武家ニ混ズルコト謂レ無、中比山法師奈良法師根來法師ノ類、太刀ヲ帶甲冑ヲ帶シタレドモ、今ハ皆蔵ノ僧トナレリ、山伏モ其時ノ風俗ノ殘タル也、山入ノ時柴打利劍ヲ指ト云コト古法也ト云、彌然ラバ山入ノ時計古法ニ從フベシ、平生御城下又ハ田舍ヲ歩行ニハ勸進ノ爲也、勸進ト云ハ出家ノ法ニテ乞食ナリ、是忍辱ノ行ナルニ、大小ヲ指コト有マジキコト也、田舍ナド歩行テ女子計居タル所ニテハ、刀ヲ拔ナドシ

テ怖シテ無體ニ勸化ナドスル類多シ、又夜討强盗ヲスルコトモマヽアリ、事獨ニモ人ヲ怖シテ無理ニ勸化ヲ入サスル輩多シ、花月ノ謠又義經記ナド云雙紙ヲ見レバ、山伏ハ兒ヲ携テ僧ト異コトナシ、眞言天台ノ道理ニテ僧ト一所ニ學文シタルコトナルニ、何ノ間ニカハ僧トハ各別ノ者ト成テ、勤行ノ作法等モ修法ノ體モ各別ニ成、只眞言天台ニ屬シタル迄ノコト也、吉野ノ僧モ中比ハ皆妻帶ナリシカドモ、此四五十年以來世文明ニ成テ、皆何レモ妻帶ヲ止テ、今ハ淸僧ト成タリト云、山伏ナドモ其本山ヨリノ唱ニ依テ、淸僧トナルベキ仕方モ有ベシ、寺ノ召仕ニモ刀指ヲ召置コト、僧ノ供ニ刀指ヲ召連ルコト御門跡ノ外ハ院家タリトモ禁制アルベキコト也、寺領ニ代官ヲ指置コト是又有マジキコト也、近村ノ御料私領ヨリ支配シテ、年貢計ヲ其寺ニ可レ渡コト也、寺社門前ヲ寺社奉行ノ支配トスルコト、是又一統ニ町奉行ノ支配ナルベシ、子細ハ殺生戒ヲ第一トシ、一大藏經ノ內ニ國ヲ治ル道ハ一向ニ無レ之、公法ノ咎人ヲモ慈悲ノ爲ニ命ヲ貰ヒ、或ハ構有レ之者ヲモワビ言ヲスルコト、當時僧ノ所作也、土地ヲ持テ民ヲ支配スル時ハ、刑罰無テハ法ノ立ヌコト也、刀指ヲ召仕フカラハ、事ニヨリ切腹ヲモ申付ズシテハ叶ヌコト也、帶劍ノ者ヲ供ニ連テ、供先ニテ何ノ用ニ立ベキ、是ニヨリ覺彥比丘ハ一生ノ間、供ノ者ニ脇指ヲ指セズ、是等ハ只武家ノ眞似ヲスルト云者ニテ、全ク佛法ノ衰廢也、佛法ヲ崇敬スル上ニテモ是等ハ制スベキコト也、寺領ヲ寺ヨリ支配スル故、寺社領ニ惡人多ク隱レ居テ、田舍ニテモ寺社領ヘハ守護ノ手入兼ル也、因レ是禍起リ、國主ノ政道モ行渡ラヌ也、兎角寺社領ハ近所ノ御料私領ニ預

ケ、支配サスベキコト也

一　遊女河原者ノ類ヲ賤キ者トスルコトハ、和漢古今共ニ同斷也、是等ハ元來其種姓各別ナル者故、賤キ者ニシテ團左衛門ノ支配ニスルコト也、然ニ近年ハ古法ヲ取失ヒ平人ノ女(一本作人)ヲ遊女ニ賣、又河原者ヨリ商賣人トナル、是不ㇾ宜コトノ第一也、平人ノ女(一本作人)ヲ買取テ遊女町ヘ賣者ヲ女衒トヤラン云テ、人ヲカドハカシテモ賣也、其上我女(一本作子)ヲ自親遊女ニ賣コト、下賤ノ者ニモ一向有マジキコトナルヲ、不ㇾ構ニ賣コトハ、元來平人ノ女ヲ遊女ニ賣ト云ヨリ起テ、歷々ノ者モ遊女ヲ與テ妻ニスル類不ㇾ可二勝計一、是ヨリシテ又平人ノ女ヲ彌遊女ニ賣也、畢竟遊女トテモ平人ト種姓ニ替無ト了簡スルヨリ事起タルコト也、如ㇾ此遊女河原者平人ニ混ズルヨリシテ、遊女野郎ノ風俗平人ニ移リ、當時ハ大名高位ノ詞使ニモ、傾城町野郎町ノ詞ヲ無二遠慮一使ヒ、武家ノ妻娘モ傾城野郎ノ眞似ヲシテ恥ト云コトヲ不ㇾ知、是ハ當時ノ流行ゴトニテ不ㇾ宜コト也、是ヲ眞似ヌハ田舍者也ト言習テ、風俗以ノ外惡ク成タルコト、皆種姓ノ混亂ヨリ起ルコト也、古法ノ如種姓ヲ正シ、遊女河原者ノ子ヲ、男ヲバ野郎ニシ女ヲバ遊女トシ、平人ト混ズルコトヲ堅ク禁ジタラバ、此惡風自ラ可ㇾ止也、比丘尼ニモ平人ヨリ成コトヲ堅ク禁ジ、比丘尼ノ子ヲ比丘尼トシ種姓ヲ極ムベキコト也、乞食非人ト云者ハ、元來種姓ニ替モ無ク、平人ヨリ成ル者也、然ニ火ヲモ一ツニセズ、團左衛門手下ニスルコトハ、元來癩病人ヨリ起ル、癩病人ヲ世ノ俗ニシテ三寶ニ棄ラレタル者也トテ、京都ニテ是ヲ悲田院ニ指置、火ヲ一ツニセザリシヨリ起レリ、田舍ニテハ

乞食ト云ハ皆癩病人也、今モ皆如ㇾ是、御當地ニテハ善七ヲ乞食ノ頭トスルコトハ、東照宮（一本作家康公）ノ御時ヨリ御定ト云コトナレバ、御當地乞食ノ類ハ其通ノコト也、近年無宿ニ成タル新薦被ノ類ヲモ、善七手下ニ爲スコト如何アルベキ、新薦被ト云ハ、多ハ田舍ノ百姓ニ奢付、耕作ノ骨折業ヲ嫌ヒ、雜穀ヲ食スルコトヲ嫌テ、御城下ヘ奉公ニ來リ、所ヲ不ㇾ定方々渡リ歩行、年寄テ故郷ヘ可ㇾ歸ヤウナク、辻番門番同心ノ荷物擔ナドニ成タル果モ有、又中比ヨリ奉公ヲ止棒手振、其日暮シヲ仕タル者ノ果モ有、弱キ人ノ子弟ノ道樂ヲシテ、親親類ノ勘當ニ逢タル果モ有、又浪人ノ成ル果モ有、何レモ身ノ恪勤惡キヨリ成タレドモ、元來愚ナル者ノ其愼惡キト云モ、世間ノ風俗ニ連テノコトニテ、其上ニ近年世詰リ世間過難ク爲ル故、如ㇾ此者出來タリ、然バ國ノ治惡キ故風俗モ惡ク成、世モ詰リタル中ヨリ出來ルコトナレバ、畢竟上ノ咎ト云ベシ、殊ニ武家ノ浪人ト云者ハ、工商ノ業ヲモ不ㇾ知、親類近付ノ力ニテ計世ヲ送者ナルニ、近年武家ノ風儀惡ク成、人々賴シキ心消失、只利勘ノ心强テル、是又三卷目ニ云如ク、皆上タル人ノ心ヨリ起タルコトニテ、見繼人無故渡世ニ困リ、世間ノ惡キ風俗ニ引レテ、僞誑ナド種種ノ惡事ヲスルコトニ今ハ成タリ、其上ニ長煩モスルカ、不仕合續ケバ右ノ類ニ成也、尤士ノ商賣ヲ爲ヌト云ハ、元來利倍ノ家業ヲセヌコト也、年寄タル親ナドヲ持タル者ノ渡世ニ詰テハ、棒手ヲ振リ日雇ヲ取類ハ、浪人ノ爲トテ士ノ操ニ少モ汚無コトナレドモ、風俗ニ連テ世間ノ人ニ眼無キ故、左樣ノコトモ成ラズ、外ヲ飾ルコトヲ第一ト爲ヨリ、種々ノ僞リ誑ヲモ爲コトニ成タル也、其ドモ有ノ乞

食非人ト云者ハ、畢竟鰥寡孤獨ノ輩ニテ、天下ノ窮民也、如何ナル聖人ノ御世ニモ、鰥寡孤獨ハ有コトナル故、文王ノ仁政ト云ハ鰥寡孤獨ヲ憐ミ救コトヲ第一ト仕玉ヘル也、增テ今ノ乞食非人ハ世ノ風俗ノ惡ト、世ノ詰リタルヨリ生ジタル者ナレバ、畢竟上ノ治ノ屆カヌ所有ニ歸スルコトナル故、是ヲ救フ道有ベキコト也、然ルニ何ノ思廻モ無、善七手下ニ成ス事、只仕方ニ困リテノコト成レバ、奉行御役人ノ才智ノ拙キト云ベシ、善七手下ニ成コト故、乞食ト共ニ放逸無慚ニ中ル也、元來薦被無宿ノ者ハ死ト紙一枚程ナラデハ隔テヌ者成ル故、恥ヲ知ラズ、刑ヲモ恐ズ、放縱ナル者也、夫ヲ古乞食ドモ放逸無慚ニ當ル時ハ、其心入ラデカヘリテ益惡キ者ト成ベシ、夫ヲ復乞食ノ役トシテ、刑罰人倒者川流等ノコトヲ取扱スル故、益其心暴虐無道ニ成モ、畢竟上ノ仕附ニテ成也、左樣ナル者ヲ善七手下ニ附テ、乞食ノ數今ハ夥ク成タリ、夫ラ世ノ風俗ニテ火ヲモ平人ト一ツニセヌ物也ト云ヨリ、平人ト別境界ニ隔リ、乞食ノ仲間ニハ如何成コトノ有モ、平人ヨリハ全知ヌコト也、近年乞食ノ内ニ火付多有テ火罪ニ成タルモ、何十年已前ヨリ如レ此ノ惡事ヲスルカモ知人モ無ク、氣ノ附人モ無キハ、別境界ニ隔リタル故也、平人ト別境界ニ隔タル者夥ナルハ、異國人ヲ連來テ夥ク御城下ニ放シ置ガ如シ、斯アラバ世ノ移リ行ホド增ヌベシ、世ノ末ニ成タラン時ハ、乞食ノ内ヨリ如何ヤフノコト出來ヌベキモ計リ難シ、既ニ善七ト云者ノ先祖ハ景勝ノ家來ニ車丹波ト云ル者ナリシガ、御草履取ト成テ東照宮（一本作家康公）ヲ覗ヒ奉リ、己ガ家來ヲバ皆江戸ヘ連來リ、乞食ノ中ヘ入レ置シヲ、事顯レタル時、東照宮（同前）廣大不測ノ神

慮ニテ御免有テ、乞食ノ頭ト成タルト申傳ル也、此等ノ類ハ治ノ道ニハ深ク恐レ氣遣フベキコト也、サテ穢多ノ類ニ火ヲ一ツニセヌト云コトハ、神國ノ風俗是非ナシ、癩病人ニ火ヲ一ツニセヌト云コト聞ヘヌコト也、孔子ノ門人ニモ德行ノ科ニ名ヲ得タル冉伯牛モ有也、病ナレバ如何ナ貴人ニモ有マジキニモ非ル也、夫ヲ悲田院ニ棄テ火ヲ一ツニセザリシ昔ノ風俗モ頑ニ愚ナルコト也、夫ヨリシテ乞食ノ類ニ火ヲ一ツニセヌト云コト聞ヘザル也、乞食道心者トサマデ替ノ無者也、佛法ニテ釋迦ノ時ノ出家ノ作法ハ、皆乞食也、肉食ヲモ不レ嫌、人ニ熟食ヲ乞、三衣一鉢ヨリ外ハ身ニ持ズ、住スル宿モ無ク、樹下ニモ三宿セズト云コト、是佛弟子ノ作法也、今ニ至ル迄律宗ノ比丘、吾居間ニテ火ヲ不レ焚ハ、古熟食ヲコフテ、火ヲ焚テ食ヲ拵タルコトノ無キ方計ノ殘タル也、去バ乞食ハ佛弟子ノ所作也、依レ之雲居禪師ハ三年乞食ノ内ニ入テ居レシト也、善七ハ團左衛門手下ナル故、火ヲ一ツニセヌト云コトナレバ、傾城野郎モ團左衛門手下ナルヲ、夫ヲ不レ構樣下ヲ見テ此ヲバ親ミ、彼ヲバ選ルト云コト賤キ卑劣ナル風俗ト云ベシ、去バ前ニ云タル人返ノコト行レバ、新薦被非人ノ内ヲモ在所ヲ詮議シテ返ス仕方モ有ベシ、是ハ平人ノ人返トハ替テ、地頭ノ知行ノ治メ惡シキ咎計ニ非ズ、御城下ノ治メ惡キ故、非人ノ出來タル咎半分ナルベケレバ、路錢ナドハ公儀ヨリ下サルベキコト也、奉行御役人ノ御城下ニ、非人ノ多キハ奉行ノ恥也ト云コトヲヨク知ラバ、外ニモ非人ノ仕方如何樣ニモ有ベキコト也、某十七八ノ時、上總ノ國ニテ承ルコト有リ、加賀ノ國ニハ非人一人モ無シ、非人出レバ小屋ヲ立、人置テ草

履ヲ作ラセ、綱ヲ糾セ、種々ノ業ヲ申付、加賀守是ヲ養フ役人ヲ付置テ、其綱草履等ヲ賣セヤ、又元ノ如ク店ヲ持スルコトモ也ト、加賀（一本作州）ノ國ヨリ逐電シテ來リ、上總ニ住居スル者ノ語リシヲ聞テ、誠ニ仁政ナル哉ト存ジタル也、今ハ如何ナランカ不レ知、當時施藥所ヲ御立有モ、廣大ノ御慈悲ナレドモ、今少シ下ヲ御覽ナサレヤフ有ベキコト也、賤キ者煩テ死スルハ仕合也、息災ニテ命活テ飢渴ニ逼ルコト、當時賤キ者ノ上ニテ是第一ノ難儀也ト云コトヲ知ラセラルベキコト也、總ジテ其役ニヨリテ思慮ノ廻リタル人ヲ町奉行トシ、治メ筋ヲ第一トシ、町ヨリ惡人出非人出ルハ役儀ノ恥也ト云コトヲ知ラセテ、餘リ上ヨリ押ヘ扣ヘ無ク、意ノ儘ニ了簡ヲ爲サシメタランニハ、才智有ル人ナラバ、非人ノ取納如何ヤフニモ可レ成事也、サテ古キ乞食ニハ善七方ニテ人別ヲ立テ、尤モ妄ニ新薦被ヲ手下ニスル事ヲ禁ズベシ、田舍迄モ善七松右衞門手下數、手屑カズマタガツテ惡シ、田舍ノ乞食ハ所切ニ其村ノ支配成ベキコト也、去バ上ニ申タル戸籍ニ付テ此比承タルコト有、或同心ノ弟兒ト同居シテ鹽ヲ賣テ渡世トスル者有シガ、其者去ル武家屋鋪ニ入テ出ル時、鹽籠ノ內ニ鉋屑木裁ノ類ヲ入テ出ルヲ門番見咎テ、鹽賣ヲ押テ其籠ノ中ナル木キレ等ヲ出シテ出デヨ、然ラズンバ出スコトナラヌト云時、其木裁計ヲ出シテカンナ屑ヲバ出サズ有シヲ、門番夫ヲモ出セト責ル時、彼ノ者腹ヲ立テ惡口セシ故、門番以ノ外立腹シ、夫ヨリ事六カシク成テ、件ノ鹽賣モ其兒モ牢舍スト也、是ハ定テ隱町ヲ御制禁アル故、同心ハ商人ヲ置タルト云咎ナルベシ、同心ハ細工ヲシテ渡世ヲスルコト常ニテ、輕キ者ノ事也、其弟ノ同居

セルガ鹽ヲ賣タレバトテ、隱町トハ各別ナルベシ、又カンナクズヲ取レバトテ、夫レ程ノ事ヲ盜ト云立ル事、法ニ拘リテ治ヲ知ラヌナルベシ、詩經ノ大田ノ篇ニハ、「彼有遺秉、此有滯穗、伊寡婦之利」ナリト云リ、百姓ノ收納ヲスル時、所々ニ稻秉稻穗落テアルヲ、其村ニ住ム寡婦ナドハ夫ヲ拾フテ所務トスル事ニテ、盜ナドヽハ中々名ヲモ附ヌコト、古詩經ノ時分ヨリ今日本ニテモ田舍ハ如此、然ルニ都ハ田舍ニモ劣テ、カンナクズヲ拾フヲモ盜ト云ハ、如何ナル治風ナルラン、乞食ノ朽木ヲ拾ヒ、火事場ノ燒釘ヲ拾フモ、昔ハ構フ人無カリシニ、近比制當スルト云コト如何ナルコトゾヤ、鰥寡孤獨ノ類ノ窮民ハ、ケ樣ノ落コボレ拾ヒテコソ世ヲ渡ルベケレ、火ヲ附タル抔コソ制當スル筈成ベケレ、鰥寡孤獨ノ類ノ取計ヒニ、右ノ如ク聊ノコトヲ制當スル程ナラバ、彼等ハ後々ニハ立枯ニ成テヤ果ツベキ、御先々御代ノ時、美濃守ガ知行所川越ニ一人ノ百姓有、困窮シテ田地屋敷モ無ナリタル故、渡世スベキヤフモ無テ、妻モ四五日先ニ暇ヲ遣シ、己ハ頭ヲ剃道入ト名ヲ付、一人ノ母ヲ連テ所ヲ漂ヒ出タルガ、熊谷カ鴻巣邊ニテ、母煩付シニ、夫ヲ其所ニ捨置テ、其身ハ江戶ヘ來シヲ、跡ニテ所ノ者共其母ニ委細ヲ尋問テ川越ヘ返シケルガ、夫ヨリ右ノ道入親棄ト云コトニ成タリシヲ、美濃守儒者共ヘ親捨ノ刑ハ如何ガ行フコトナルゾ、和漢ノ先例ヲ考ヘ差出スベシト申付シニ、其時某美濃守方ヘ參リテ未ダ新參ノ時ナリシガ、儒者ドモ何レモ考テ親捨ノ刑ハ明律ニモ見ヘズ、古今ノ書籍ニモ無之、此者ノ始末畢竟非人也、母ヲ召連テ乞食シタルガ行罷レタルト云者也、親捨トハ號シ難シ、妻ヲ四五日前

ニ暇ヲ出シタレバ、乞食スル迄モ母ヲバ伴ヒタル處、非人ノ上ニハ奇特也、己ハ妻ト同ク家ニ居テ母ヲ他所ヘ捨タラバ、親捨ト云ベケレドモ、是ハ親ヲ捨ルノ心無ケレバ、親捨ト申難シト儒者ドモ一同ニ申タレドモ、美濃守合點セズ、如何樣ノ者ニテモ親ヲステルニハ不レ忍筈ノコト也、此樣子何樣ニモ上聞ニ達シテ、上ノ思召ヲ伺ヒ可レ申トナリ、其比ハ朱子學ヲ御信仰ニテ、理學ノスヂニテ心ノ上ノ詮議專也、美濃守ハ禪者ニテ儒者ノ理筋ハ餘リ平日ハ信仰セザリシ也、其時某申樣ハ、世間ニ飢饉ニテモ參ラバ、ケ樣成者他領ニモ幾程モ出ベシ、親捨ト云ハ有マジキコト也、之ヲ親捨ニシテ如何樣ノ刑ニモ行ヒタラバ、他領ノ手本トモナルベシ、某存候ハ、ケ樣ナル者ノ所ヨリ出ルヤウニ致スコト、第一代官郡奉行ノ科也、其上ハ家老ノ科也、其上ニモ科人有ベシ、道入ガ咎ハ甚輕キコト也ト末坐ヨリ申タルヲ、美濃守聞テ始テ尤也ト云テ、道入ニ母養料一人扶持取ラセテ其處ヘ復シ置、某ヲモ用ニ立ベキ者也トテ念比ニ仕タリシハ、此事ヨリ始レリ、某幼少ヨリ田舍ヘ參リ、十三年上總ノ國ニ住デ、身ニモ樣々難儀ヲモシ、又樣々ノコトヲモ見聞シ上、田舍者ニテ無骨ナル故、人ノ得云ヌケ樣ナルコトヲモ主人ニ向テ云タル也、十三年ヲ經テ御城下ニ返テ觀レバ、御城下ノ風ノ以前ニ拔羣ニ代タルヲ見テ、書籍ノ道理ヲモ考ヘ合セ、少ハ物ノ心モ付タルヤフ也、始ヨリ御城下ニ住續タラバ、自然ト移ル風俗ナル故、浮々トシテ何ノ心モ著マジト存ズルニ付テモ、御城下ニ常ニ住ム高官世祿ノ人ハ、何ノ心至リモ無ク、又風俗ニ迷テ物ヲ得云ヌト云コトハ、餘儀モ無コトト存候也

一 譜代者ト申ス者、和漢共ニ是ヲ奴婢ト號シテ、古ヨリ有者也、士分ノ譜代ヲ唐ニテハ部曲ト云、此方ニテハ家人トモ家ノ子トモ云テ、是ハ奴婢トハ別也、奴婢ハ奴婢ノ仲間ニテ婚姻ヲ通ジテ、平人ト婚姻成ラズ、部曲ハ平人ト婚姻ヲモスルコト也、然レドモ其主人ノ人別ニ付置テ、子孫迄永々他ヘ離ルヽコト成ラヌ者也、然ルニ近年出替リ奉公人盛ニ成テ、武家ニハ絶テ無レ之、田舍ノ百姓家ニモ此頃ハ絶テ少ク成タリ、其子細ヲ考ルニ、譜代ハ面倒ナルモノ也、家内ニテ生レ出ル者ナレバ、幼少ヨリ介抱ノ入コトナリ、成人シテモ衣食ニ付諸事ニ付押ヘ扣ヘヲシテ使フ故、世話ニ爲サネバナラヌ者也、サテ我家ニ屬シタル者ニテ、外ヘ行クベキ所ナケレバ、見放スコト成難シ、主人ニ甘ユル者也、惡シキ人ガラニテモ爲方無レバ、切テ棄ルヨリ外ノ仕方無シ、昔ノ武家皆々知行所ニ居住セシ時ハ、衣食住共ニ心安ク、田舍ノコトナレバ惡キ物ニテモ、其儘ニシテ許シ置コト易シ、然ルニ武家皆御城下ニ居住スルコトニナリテハ、諸方ノ入込ナル故、下々ニ附出入ノ出來ルコトヲ嫌フ心第一也、出替者ハ一年限リナレバ、惡キ者ニテモ一年ハコラヘ易シ、惡キコトアレバ請人ニ渡シ遣シテ、手前ノ世話ニ成サズ、衣類諸事皆彼ガ自分ニテスレバ世話ナシ、年々人ヲ置カヘレバ、新キ人ヲ珍ク仕フ故、氣改リテヨシ、世間ニ摺タル者ナレバ、供廻使等言附テモ利口ニテヨシ、如レ此ナル子細ニ依テ、人々皆出替者ヲ好デ、元ヨリ有來ル譜代ヲバ、後生ノ爲慈悲ノ爲ナドニ托ケテ、皆暇ヲ出シテ今ハ武家ニ絶テ無シ、年久キ用タシナドハ、譜代者ノヤウナレドモ、請狀ニテ置タル故、是譜代者ニハ非ザル也、田舍

ノ百姓ヘモ御城下ノ風儀移リテ、面倒ナルコトヲキラヒ、サツパリトシタルヲ好ム風俗ニ成リ、譜代ハ損也、出替ヨシト了簡シテ、今ハ是モ譜代少キ故、大百姓モ田地ヲ殘ラズ手前ニテ作ルニハ、作男ノ數モ入切米ニ物入トテ、多ハ入作ニシテ手前ニセヌコトニ成、是ヨリシテ小作百姓ノ方ニ奸曲出來シテ、百姓ノ身上惡クナレ共、今ハ爲方無シ、(一本無武家二字)武家不レ殘出替者ニナリタルニ、又浮氣ナル者ハ釣鬢奴手振ヲ好ム故、供一邊ト云コト中比ヨリ出來ヌ、昔ハ普請ナドヲスルニ、日用(一本作傭)ヲ雇フコトナシ、皆手前ノ中間若黨ニ普請胴築ヲサスル、親類知人ヨリモ家來ヲ借シテ普請ヲサスル故、物入無シ、大名ハ足輕中間並ニ家中ノ家來ヲ普請ニ使フ、公儀ノ御普請ニモ御旗本ノ家來ヲ出シテ日傭ヲ召使ハルヽコト無、某祖父ノ時代又父ノ弱(ワカ)キ時ノ咄ニテ承リタリ、祖父ガ普請仕リシ折ハ、細川玄蕃頭有馬左衞門佐中間ヲ借タル話シテ(一本母上有祖字)母ガ語リ聞セ候、又近比ハ中間ノ類米ヲサヘ不レ舂、米舂ト云者、御城下ニ出來ルハ、此二三十年已來ノコト也、其前ハ無コト也、又松平伊豆守盛限リト云コトヲ拵出シテ、武家皆是ニナリシヨリ、奉公人引米ト云コトヲシテ、供先ニテ口ヲヌラス、夫ニテモ足ラズ、博奕ヲ所作ニシテ窮シテハ缺落ヲスル也、下々缺落ヲスレバ間ガ缺ルヨリ、入レ口(一本作口入)ト云者ニ奉公人ヲ入サスル故、出入自由ニナル也、依レ之奉公人益々惡クナル、三月出替ノ時分ハ五日ノ筈ナレドモ、一統ニ作法ノ樣ニ成テ四日ニ出ル、年季者無キ家ハ男女共ニ無成テ、世事ニサヘ事カグ有樣ナレバ遽テ人ヲ置附ル也、此機ニ乘ジテ奉公人ノ給金次第ニ高直ニナル、此四五十年已前ハ若黨ノ切米二兩計リ、中間ハ三歩壹

兩、鍼妙一兩計リ、婢女一二歩成シヲ、今ハ若黨三四兩以上、中間二兩二三歩三兩、針妙三四兩、婢女二兩位、其餘モ取事ニ成タリ、當時ニ至テハ武家ノ諸奉公人ノミニ非ズ、其外ノ諸色迄次第ニ高直ニ成テ、下人ヲモ身上相應ニ持コト成ヌ樣ニ成タリ、元來軍役ト云ハ、譜代ノ家來ヲ身上相應ニ持コトナルユヘ、譜代ノコトヲ部曲ト云タル也、然ニ今ハ譜代ト云者一人モ無世界ニ成出替者サヘ持難ケレバ、精ヲ出シテ出替者ヲ澤山ニ置テ騷グヲ、軍役ノ嗜善ト覺ル、イツノ間ニカ世ノ風トナリ、昔ヲ知ル人無ユヘ、當時ノ軍法者ノ備立ヲ見レバ、其主人〱計リヲ一面ニ備サセ、各鎗一本ノ役トシ、家來ヲバ其後ニ備ヘテ胴勢ト號ス、サレバ五十騎一備ノ士ノ内ニハ、二百石取モ有リ、三四百石取乃至千石取モ有、肝心ノ時ハ皆槍一本ニテ歩立ニナレバ、歩士五十人持タルト何ノ替リモ無シ、然レバ高知ヲ士ニ異ルハ何ノ爲ニナル、元來軍役ト云ハ、譜代ノ家來ハ其主人ト同ク備立ニ列スルコトナルヲ不レ知バ、世間ニ譜代絶テ出替奉公人バカリニ成リ、其上大坂御陣以來、日本國中ノ諸大名ヲ御城下ニ被二召置一故、大名ノ家來モ御城下ニ入込ヨリ、御直參又者ノ差別ヲ立ルコト世ニ連テ盛ニナリヌルヲ、昔ヨリノコト丶思ヒ、右ノ如ク不埒ノ料簡ヲ武道ノ師範ヲスル軍法ノ先生ト思ヒ、其法ヲ學ブコト思慮アルベキコト也、御陣ノ御供ヲセシ時、手形一枚ニテ召置タル家來（一本作出替者）ヲ召連、箱根ヲモ笛吹ヲモ越タラバ、皆缺落仕ルベシ、是譜代ニ非ザレバ不レ叶證據也、又騎馬ト云ハ、當時ハ皆主人ノ數バカリナレバ、日本國中總高二千萬石ニシテ、日本ノ武者ノ總數二萬餘騎也、古ハ日本ノ總軍兵三十三萬騎ト云

タルニハ十分ノ一ニ成タリ、何トシテ彼軍法者ハ此所迄ハ了簡セヌコトナルゾ、其上只今太平ノ時節ノ上ニテモ、出代リ者計ヲ召仕フ故、自然ト家來ノ愛憐無ク、一年限ナル故、其心互ヒニ路人ヲ見ルガ如シ、何ニテモ六箇敷コトアレバ、請人ヲ呼寄隙ヲ遣セバ、我身ニ掛ルコトナシト了簡ス、奉公人モ江戸中ハ皆主人也ト了簡スレバ、如此ノ心根自ラ風俗トナル故、自然ト下ヨリ上ヘ移テ、其主人主人モ上ヘ忠ヲ盡スコト次第ニ無ナルハ、皆習ハシノ移ル所也、幼少ノ者ノ生長チモ、譜代者ノ手ニテ育ラレタルト、出代リ者ノ手ニテ育ラレタルトハ各別也、譜代者ハ先祖ノ家風ヲモ覺ヘ居、又家ニ年久シケレバ親類モ見シリ、下部ナガラ恥モ知ル、己モ主人ノ恩ニテ育チタル者ナレバ、主人ノ子ヲ育ルモ心行各別也、出替リ者ハ左樣ノコト無レ之、只當分ノ身過ノ爲ニ當分奉公スル迄ナリ、左樣ノ者ノ手掛ルニ、手傳テ武家ノ人柄段々ニ惡クナル、元來武家知行所ニ居住シタル時、召仕タル譜代者ハ百姓ニ近キ者也、無骨ナレドモ眞實多シ、今御城下ニテ召仕フ出代者ハ、方々渡リ歩行一ツ家ニ足ヲ留ル心無ケレバ、何事モ世俗ニ云遣放シト云者ニナリ、健ナル者ハ年ノ若キ中ハ渡リアリキ、年寄バ辻番杯ニ成、果ハ乞食ニナリ、火付盜賊ヲモスル類ノ者也、其内ニ少シ朴ナル者モ、年久ク江戸ニ居、百姓ノ業ニ遠ザカレバ、麥飯糧食ヲ苦ニ思フヨリ、奉公ノ先ニテ行合夫婦ヲ拵ヘ、町ヘ引込棒手ヲ振一生ヲ送ル、依レ之少々年久シク居テ、家ニナジミノ者出入スルモ、皆輕キ町人也、イトヾサヘ御城下ハ町人ノ中ナルニ、身ニ成爲ニ成テ其家ニ馴染有テ、出入者皆町人ナレバ、武家ノ子供皆町人ノ心根

ノ如ク成行モ理リ也、シカレバ譜代者絶テ、皆出代リ者計リニ成タルハ、武道ノ衰癈ニテ、武家ノ爲ニハ至極ノ惡キコト也ト知ベシ、此境ヲ得ト了簡セバ向後武家ニ譜代者出來ルヤフニ取捌クベキコト也、其仕形ハ前ニ云如ク、人別ヲ立テ、田舎ノ者ハ江戸ニ足ヲ留ルコトナラズ、御城下ノ者ハ他國ヘ移ルコト成ヌコトニシテ、武家ノ家來モ妻ヲ持、並ニ其家ニテ生長シタル者ハ、永ク其主人ノ家ヲ離ルヽコトナラヌ樣ニ定メ、其主人ノ人別ニ附置キ、請人ヲ立サセズ、譜代ノ者ニ定ムベシ、或ハ其者ニ子共多ク、其主人小身ニテ養フコト難レ成、他ヘ出代リ奉公ニ出ストモ、有レ事時ハ其譜代ノ主人如何樣共取捌クベシ、サテ譜代多ク持タル人ヲバ、上ヨリモ軍役ノ嗜ミ好ニ沙汰シ、譜代無レ之家ヲバ、軍役ノタシナミ無ニ沙汰シ、咎有テ奉公人ヲ誅戮スルモ、譜代ノ者ヲバ誠ノ主從ト捌キ、出代リ者ヲバ當分ノ雇レ者ト捌キ、又平日モ譜代ノ士ニハ袴ヲ着セ、出替リ士ニハ刀計リ可レ許、如レ此取捌カバ、武家ノ輩自然ト合點行テ、此風俗ニ改ルベシ、然レドモ畢竟スル所、武家ヲ知行所ニ置ザレバ、御城下ハ物入多テ、譜代ノ者ヲ澤山ニ持コト成難カルベシ、仙臺越後諏訪ナドノ風俗ヲ承リ及候ニ、三四百石取ル士、何レモ譜代ノ士三四十人モ持ツ士ナレドモ、草履モ取挑燈モ持也、武士軍中ニテハ本草履モ明松モ可レ持コト也、供一邊ト云フヤフナル惡風俗出來シテ、古風ハ皆替リ失タリト知ベシ、是ニ付武家ノ召仕ニ金切米ト云コト有マジキコト也、武家ハ知行ヲ取者ナレバ、家來モ米切米タルベシ、知行ノ米ヲ賣テ金ニシテ使フコトナル故、米ノ直段下直ナル時ハ及二難儀一也、大名ニテモ此合點ユカ

ズ、一ト比米價ノ賤キ時ニ殊ノ外困リタル也、當時モ國大名ノ家ニテハ、足輕中間迄モ皆米切米也、公家ノ士ヲ三石士ト云モ、古風遺リタルト知ベシ、且又武家ノ家來皆譜代ニ成タル時、其主人故有テ小身ニナランニ、兼テ譜代多キハ養フコトナラズ、行支ルコト有ベシ、古ヨリ奴婢ハ資財ニ同ジトテ、譜代ノ家來ハ其家ノ財寶ト同前ナル故、賣買スルコト古法也、其頭々ヘ斷リ他ヘ賣渡シ、人別ヲ可レ改也

一　國ノ締ヲ付ルコト、大概右ノ條々ニ盡セリ、去ドモ畢竟ノ所武家ノ知行所ニ置ザレバ、締ノ至極ニ非ズ、夫ノミナラズ、武道ヲ再興シ、世界ノ奢ヲ鎭メ、武家ノ貧窮ヲ救フノ仕形、此外更ニ有ベカラズ、先第一武家御城下ニ集居バ旅宿也、諸大名ノ家來モ其城下ニ居ヲ、江都ニ對シテ在所トハ云ヘドモ、是又己ガ知行所ニ非レバ旅宿ナリ、其子細ハ、衣食住ヲ初メ、箸一本モ買調ヘネバ成ラヌ故旅宿也、故ニ武家ヲ御城下ニ差置トキハ、一年ノ知行米ヲ賣拂テ、夫ニテ物ヲ買調ヘ、一年中ニ遣切ユヘ、精ヲ出シテ上ヘスル奉公ハ、皆御城下ノ町人ノ爲ニナル也、依レ之御城下ノ町人盛ニナリ、世界次第ニ縮リ、物ノ直段次第ニ高直ニ成テ武家ノ困窮當時ニ至テハ最早スベキヤフモ無ナリタリ、大勢ノ武家御城下ニ集居ユヘ火災モ繁ク、其上常ノ居住ナルユヘ、女子足手纒ニ成、財寶ニ心引レ、火ヲ消コトモナラズ、其上町人ノ風俗ト傾城町野郎町ノ風儀武家ニ移リ、風俗惡キ慰多キ所ナレバ、武藝學文ノ嗜モ薄クナリ、又不斷御城下ニ有テ馴故ニナルユヘ、公儀ヲモ鵜呑ニシテ上ヲ恐ル、心モ薄ク、

行儀ヲ唱ト云ハ、軟弱ニシテ、公家上﨟ノ如ク行儀ニ構ザレバ、放逸無慚ニシテ町奴ノ樣ニ成、畢竟ハ風俗ノ移ス所也、扨又田舍ノ締リ無ナリタルヨリ甚惡シ、田舍ノ締リト云ハ、昔ハ在々ニ武家滿々タレバ、百姓モ我儘ナラズ、百年以來地頭知行所ニ不レ住ユヘ、頭ヲ押ル者無テ、百姓殊ノ外ニ我儘ニ成タリ、御旗本ノ武士小身ナレバ、自身不レ住バ江戸ヨリ知行所ノ仕置スルコトナラズ、代官ナド遣シテモ、小身者ノ家來若黨風情ノ者ナレバ、何ノ用ニモ立ズ、自ラ私領ヲモ公儀ヨリ治ル樣ニ成テ、彌地頭ヲ輕ズルコトニ今ハ成タリ、人殺ナド有時ハ江戸ヘ申來リ、江戸ヨリ詮議スル故、日數延テ詮議手延ニナリ、實否モ知ヌコトニナル類多シ、又盜ナド捕テモ、江戸ヘ連參レバ途中ノ物入多ク、江戸ニテモ詮議六箇敷シテ手間取故、物入多ク、又作ノ時節（一本作上有耕字）農業ノ邪魔ニナル故、其儘放逐シテ不ニ申出一、又博奕打三笠付抔ノ御觸有テモ、右ノ子細、又ハ仇ヲセラルヽコトヲ厭テ不ニ申出一、又目明シナド云樣ノ類、田舍ヘ行テ樣々ノ惡事ヲスレドモ、是等モ右ノ子細ニテ不ニ申出一、何事モ公儀ノ御仕置ハ、江戸計ノ樣ニテ、田舍ヘハ行渡ラヌコト、皆田舍ニ武家ノ住ヌ故也、又上總ノ國ニ新門徒ト云者有、日蓮宗ノ一派也、其元祖ハ秀賴卿歸依ノ僧ニテ、上總ヨリ上方ヘ上リ、計策ノ相手トナリ、御當家ヲ調伏シテ遂ニ御仕置ニナル、此僧上方ヨリ金銀ヲ可レ取爲ニ、上總ノ百姓ニ上人號ヲ許シ、曼陀羅ヲ傳授ス、夫ヲ俗人モ段々請傳テ、是ヲ新門徒ト云、旦那寺ハ持ナガラ、寺ヲ僧テ用ヒズ、人死スレバ旦那寺ノ引導シタル跡ニテ、火ヲ擊消メテ引導ヲ彼俗上人仕直シ、取仕舞也、又金ヲ出シテ人ヲ誑シ、其

ノ宗門ニ引入ルコト吉利支丹ノ如シ、旦那寺ヘハ一年ニ何程ト定テ、米ヲ送テ遣スノミニシテ出入スル者ナシ、亂行ノ出家ハ、旦那來ラザルヲ悦テ、其惡事ヲ知ツヽ知ラヌ顔ニテ住持スルト云リ、始ハ一二箇村ナリシガ、此比ハ夥ク弘マリ、數十箇村ニ成タルト承ル、ケ樣ナルコトモ、手前ハ構ハヌコトトテ申出ル者ナシ、田舍ニハ此類ノコト尙多カルベシ、去ドモ百姓ハ物入ヲ嫌ヒ、又江戸ヲ恐テ申出ヌコト、田舍ノ定リタル情也、何ゴトモ御城下ヘハ知レヌコトニテ、當分ハ何ゴトモ有マジケレドモ、飢饉打續ナドセバ、夜討強盜田舍ニ起テ盛ニ成ベシ、馬盜ト云者、馬ヲ盜デハ遠ガケヲシテ、二日路モ脇ヘ賣也、夫ヨリ復先ヘ段々ニ賣故知レヌコト也、此類博奕打ナドハ、遠方ニ仲間有テ、其仲間トサヘイヘバ、知ル人ニテ無トモ、仲間ノ賴母シヅクニテ働コト成故、強盜ニ近キ者也、強盜モ遠掛ヲスル者也、皆一ツ類也、強盜ノコトハ某田舍ニ罷在時、横川村ト云處ニ四郎左衞門ト云者アリ、強盜ノ頭ヲシタル者也、年寄テ強盜ヲ止テ、後生一三昧ニナリ居タルガ、其者ノ咄ニテ委ク承ル、百姓ノ分限ナル者ハ、ケ樣ナル者ヲ念頃ニシテ、身ノ勾ニスル事ナル故、其近所ヨリハ知ツヽモ申出ヌ也、中山勘解由時代ヨリ、田舍モ右ノヤウナル惡類絕タリ、是ハ勘解由一人ニテ捕ヘ盡シタルニモ非ズ、只大風ニ恐テ止ヌ、遠國ニテハ公儀ニテケ樣ナル者ヲ御用ヒナサルニヨリテ、諸大名モ荒氣ナク、取捌ヲシタルヨリ止タルナルベシ、當時ハ又博奕打ノ類ハ盛ニ成タルト承ル、歴代ノ亂ヲ考ルニ、世末ニ成ニ隨テハ、如何ヤウノコトニナルベキモ難レ計、畢竟武家田舍ニ不レ在、關八州明地ノヤウニナリ

タルユヘ、右ノ如キ惡類モ多ク關八州ノ地ヨリ出テ、遠國ヘモ働キタルコト也、武家田舍ニ居住スル時ハ、第一衣食住ニ物入ヌユヘ、武家ノ身上直ルベシ、總ジテ奢ハ內證ヨリ起ル、武家ノ妻女御城下ニ栖時ハ、次第ニ奢テ身ヲ倦シ病者ニナルユヘ、其腹ニ生ル丶子柔弱ニテ、今ハ何ノ御用ニモ立ヌヤフニ成タリ、是モ亦田舍ニ住スレバ、自ラ機ナド織テ身ヲコナシ、奢モ薄ク身モ強ク成、武家ノ妻女ニ相應スベシ、男モ野廣ク方々驅歩行テ、手足モ丈夫ニ成ベシ、親類近附ノ處ヘ咄ニ歩行キ、用事アレバ五里モ十里モ常ニ往來シテ、馬モ自ラ達者ニ成ベシ、飼料モ心安ケレバ、二三百石ノ身上ニテモ、五匹モ十匹モ皆次第ニ持ル丶ハ田舍也、平生隙ナレバ、武藝幷ニ學文モ、外ノ慰無レバ江戸ヨリ善カルベシ、家來モ田地五石目（一本無目字以下同）十石目取セテモ作リ取ニサスル故、五石ハ十石ニナリ、十石ハ廿石ニナル也、其上ニ田舍ノ暮シナル故、五石目ハ廿石ニ向ヒ、十石目ハ四十石ニ向ヒ、何モ豐ニ然モ數多ク持ル丶故、軍役ノタシナミ如何程モ成ベシ、某ガ外祖父兒島助左衞門ガ祖父二百石取テ、三河ノ知行所ニ居住ス、大坂御陣ノ御供ニ士七八人馬二匹引セタリト、曾祖母ノ語シナリ、曾祖母ハ大御番頭鳥井久兵衞女ニテ、久兵衞知行所上總ノ刈屋ニテ生レ、三河ハ緣ニ付久ク栖シ故、後迄モ三河詞也、助左衞門ハ貞享ノ比御咎ヲ蒙リ流罪被二仰付一跡斷絕シ、三河ノ知行所モ上リタル時、當時モ兒島黨在番ニ登ル節ハ、件ノ三河ノ百姓ドモ、岡崎迄罷出デ、昔ノ地頭トテ目見ヲスル也、武家知行所ニ住時ハ、百姓モ幼少ヨリ地頭樣ト崇メ尊ブ心、骨髓ニ染ユヘ、其所モヨク治ル也、左樣ノ者ヲ軍役ニ召連ルレバ、

缺落ノコトハ云ニ不レ及、其主人ノ用ニ立コト承傳タル咄モ多也、且又武家田舍ニ住バ、田地ノ樣子川除等ノコトモ、見ナレ聞習スル故、御役被二仰付一候テ、地方御代官ニ罷成テモ、江戶出生ノ者ドモ、手代任セニスルトハ雲泥ノ違ナルベシ、扨武家知行所ニ住居シテハ、江戶ノ勤番ハ一月替トカ、百日替カニ相勤ムベシ、勤番ノ內ハ御城ノ御番ハ隔日ニ成トモ三日番ニ成トモ相勤ムベシ、何程苛キ御番モ旅宿ナレバ勤ル也、旅ヲモ度々シテ功者ナルベシ、在江戶ノ內男住居ナレバ、火事ノ節又不慮ノコト有テモ、足手繰ヒ無ユヘ、御用心向却テ宜カルベシ、田舍ニ武家居住セザルユヘ、武家田舍ヘ行テ放埓ヲスルヲ氣遣、五里外ヘ罷出ルコト今ハ成ザルコトナレドモ、夫トハ違ヒ在々所々ニ地頭有レ之時ハ、主アル處ヘ行ユヘ、放埓スベキヤフナシ、川狩鹿狩ヲモシテ山川ヲ驅步行キ、國中ノ地理ヲモ知リ、嶮阻ニモ習レ、物每ニ付武士ノ業功者ニ成ベシ、當時ハ其身江戶ニ在テ、知行所遠方ナレバ、ナジミモナク恩義モ貫カズ、只百姓ヨリハ年貢ヲ取物ト覺ヘ百姓ハ又年貢ヲ收ル物ト計覺テ、只取ラン取ラレジトノ心計ニテ、百姓ニ非道ヲスル族モ有レ之ドモ、不斷ニ我住所ニテ、見ナレ聞ナレスル時ハ、愛憐ノ心モ自然ト生ジ、如何樣ノ人ニテモ百姓ヲサノミ苛ハセヌコト、是又人情也、武家ヲ知行所ニ指置事、如レ此德有テ甚宜キコト也、扨其仕方大體二三里四方ノ地ニ、一組ノ武士ノ知行所ヲ割テ、其知行所〳〵ニ地頭ヲ差遣シ、其頭ニ器量次第、段々ニ可レ成人ヲ、三千石四千石位ノ身上ナルヲ、三四人程モ其所ニ知行所ヲ與ヘ差置、其內ニテ當分器量有レ之仁ヲ頭ニ申付、私領ト交々ニ御料ヲ割入レ御

料ヲモ右ノ頭ニ預ケ、組ノ支配ヲモ御料ノ治メ年貢ヲ取立、又ハ公事ノ裁許モ輕キコトハ、所ニテ捌カセ、川普請等ノ一切ノコト、其頭ヨリ可二申付一、如レ此ナラバ田舍自ラ締テ、御政道行渡ルベシ、當時小身者ニ御代官被二仰付一、其身ハ在江戸ニテ手代ヲ遣ス故、種々ノ奸曲有、又田舍へ遣サレテモ、小身ナル故公事ノ裁許モ不レ成、小身ニテ武備モ無レ之故、盜賊ヲ鎭ルコトモ不レ成、又御料私領寺社領ヘタダシニ成テ、川普請等モ不便利也、又右ノ組ノ內ヨリ御役被二仰付一候人ハ、妻子引連テ常江戸ナルベシ、御役上ラバ元ノ如ク知行所へ參リ、組入スベシ、醫者モ田舍ノ居住宜コト也、江戸ニテ療治ヲ仕習テハ、上手ニ可レ成樣ナシ、子細ハ、第一渡世ニ物入所ニテ、渡世ニ逐ルヽ故、療治ヲムザト澤山ニ仕テ不レ入レ念、貴門權門ニ出入シ、衣服ヲ飾リ、諸事ニ虛僞多シ、醫者多キ所ナレバ藥少シ、中レバ驚テ早醫者ヲ更ルニヨリテ、カヘラレ間敷トシテ藥ヲ中ヌ樣ニ合スル故、骨ヲ折ルリヤウ治ヲ仕覺ズ、只能時分ニ斷ヲ云、請取渡ヲ上手ニシテ、評判ヲ受ル樣ニト心掛ル故、病人ノ始終ヲ見屆ルコト無シ、依レ之江戸ニ名醫ノ出コトハ決シテ有マジキ也。諸藝皆如レ此、就レ中武士ト云者ハ、元來士ノ上ノ業ヲスル者ユヘ、田舍ノ住居ニ非ザレバ武道廢ルコト也、今ノ世ノ人百姓ヨリ外ハ、武士モ商人モ古郷ト云者ヲ持ズ、雲ノ根ヲ離タル樣ナル境界、哀ナル次第也、但シ大名ノ家來ヲモ、面々知行所ヲ與テ、其所ニ置度コトナレドモ、當時指支ル子細アリ、元來是モ皆知行所ニ居ケレドモ、大閤秀吉ノ時ヨリ、大名ニ所替ヲサスルト云コト起シ故、左樣ノ節不便利也トテ、皆面々ノ城下ニ集メ置テ、今ハ一面ニ

風俗トナレリ、其時代ハ戰國ノ始テ靜リタル砌ニテ、其勢ヲ弱ムル術ニテ、計策ノ一ツナルベケレドモ、是ヨリ日本國中總人數減少スルコト、武道ニ於テ不レ宜コトノ第一也、天草一揆ノ節、僅ノ小城ニ百姓一揆ノ籠リタルヲ、西國大名ノ數ヲ盡シテ攻タルモ、其節ヨリ早人數減少シタル證據也、當時國持大名所替ハ無レ例コトトテ、御譜代大名計ニ所替被ニ仰付一コト、是亦偏跛ニテ不レ宜コト也、所替ノ物入ハ凡十年ノ痛ト成ト昔ヨリ申傳ル也、依レ之昔ハ所替ニハ、定リテ御加增有、中比ハ金ヲ被レ下、近年其沙汰無コトハ上ノ御不勝手故成ベシ、國持大名ヲバ不レ痛シテ、御譜代大名ヲ痛ルコト、何ノ道理ゾ難レ辨、御老中ニナレバ、關八州ノ地ヘ所替ヲスルモ、無レ詮コト也、姬路兵庫淀郡山抔要樞ノ地也トテ、幼少ニテ替ルコトモ古キ形計ヲ守タル分ニテ無レ詮コト也、幼少ニテモ家老能締リ、武義ヲ不レ忘ナラバ、所ガヘヲセズドモ可レ宜、成人ナレバトテ、武義ノ心掛拙ク薄ハ何ノ益モ有マジ、當時ハ大方成人ト云モ、物柔カニ下ノ情ニ疏ク、幼少トカハリ無シ、御譜代外樣ト云モ、今ハ名計ニテ同コト也、御代ノ初ノ時分ハ、外樣大名ハ御敵對仕タル者ノ子孫ナレバ、御用心有シモ尤也、御譜代モ武功ノ者ノ子共ニテ、成程其比迄ハ差別有ベケレドモ、今日ニ至リテハ何レモ親緣ノ中ニ成テ、何レモ江戶育ニテ、江戶ヲ故鄉ト思フ人也、其家中ノ大祿ノ陪臣モ、皆生レカハリニ成、代々其家中ニテ人ニ崇メラル、故、其主人ト左ノミカハラヌウツカリ也、總體ノ樣子ニ國持大名ニ奧床シキ事有バ、所替ヲセズ、古キ風俗ヲ持傳ヘタル故ノコト也、然バ御咎有テノ所替ハ各別ノ事、向後所替ヲ停止アリテ、家

中ノ武士ヲモ皆知行所ヲ與ヘ、知行所ニ居住セシメバ、軍兵ノ數昔ニ返リテ、日本武道ノ再興ナルベシ、大切ノ事也

一 右ノ外ニ海路ノ締リノ事、是ハ某海路不功者ナレバ、詳ニ申難シ、其國ノ法ハ舟ノコシラヘニ、大小長短ノ法ヲ定メ、舟ノ數ヲ極メ、舟ニ積ム貨物ノ法ヲ立テ、舟ノカヽル所ニ水驛ト云事ヲ立テ、是ニテ舟ヲ揃ハセテ吟味ヲスル也、尚又所々ノ海邊ニ巡檢局ト云官ヲ設テ、盗賊非常ヲ吟味スル也、武家ヲ知行所ニ置タラン上ハ、此樣ナル吟味モ如何樣ニモ可レ成也、當時ハ輕キ手代類ノ者ヲ以テ所々ニテ吟味スル事ナル故、私曲ノミ多シ、舟ハ一瞬千里ヲ定ル者ニテ、日本ハ海國ナレバ、海路ハ尤念ヲ入ベキ也、薩摩ヨリ伊豆ノ鼻迄二日ニ來ルト云、殊ノ外秘スル事也

政談卷一終

政談卷二

太平久ク續クトキハ、ヤウ／＼上下困窮シ、夫ヨリシテ紀綱亂テ、終ニハ亂ヲ生ズ、和漢古今共ニ治世ヨリ亂世ニ移ルコトハ、皆世ノ困窮ヨリ出ルコト、歷代ノシルシ鑑ニ掛テ明也、故ニ國天下ヲ治ルニハ、先富豐カナルヤウニスルコト、是治ノ根本也、管仲ガ言ニモ「衣食足而知㆓榮辱㆒」ト云、孔子モ富シテ後教ルト宣ヘリ、手前困窮シテ衣食足ザレバ、禮儀ヲ嗜ム心ナクナル也、下ニ禮儀無レバ、種々ノ惡事ハ是ヨリシテ生ジ、國遂ニ亂ルヽコト自然ノ道理也、何程法度ヲ嚴クシ、上ノ威勢ヲ以テ下知スト云トモ、上下困窮シテ働ク力モ無ヤフニ成タル時節ニ至リテハ、其働ク力モ無ト云所、僞モナク眞實ナル故、用捨セズシテ不レ叶コトアルベシ、頻ニ彼處ヲモ用捨シ、此ヲモ用捨シナバ、後ハ法ノ亂レ敗ルヽコト成也、法ハ國ヲ維グ綱ナル故ニ、法敗レテハ不レ亂ト云コトナシ、其法ノ敗ルヽ所ヲ憂テ、其働ク力モ無者ヲ用捨セザレバ、畢竟力ニカナワヌコトヲ下知スルト云物ニ成テ、無理ノ名ヲ得ル故、是又亂ヲ招ク媒也、所詮ハ皆困窮ヨリ生ズ、國ノ困窮スルハ、病人ノ元氣盡ルガ如シ、元氣盡レバ死スルコト必然ノ理也、元氣盛ナレバ、如何樣ノ大病ヲ受テモ、療治ハナル者故ニ、上醫ハ必病人ノ元氣ニ意ヲ用ヒ、能國ヲ治ル人ハ、古ヨリ國ノ困窮セヌヤウニト意ヲ用ルコト也、爰ノ境ヲ會得

シテ、豐カニ富ヤフニスルコト治ノ根本也、去バ何事ヲ指置テモ、當時上下困窮ヲ救フ道ヲ不二穿鑿一シテ不レ叶コト也、御當家ニ於テ諸大名ヲ御城下ニ聚置ル、コト、是東照宮ノ神慮ヨリ起リ、亂ヲ制スル扣綱也、去ドモ上下如レ此困窮シタル其果ハ、諸大名働ク力モ無ナリテ、其困窮眞實ニシテ僞リ無ンバ、自ラ參勤ヲ不レ免シテ不レ叶コトニ成ベシ、參勤ヲ免サレタリ共、上ノ御威光ニテ當分ハ何事モ有マジケレドモ、是法ノ敗ル、所ナレバ、至極重キ法サヘ敗ル、上ハ、何事モ埓モ無ゲニ成テ、果ハ言語同斷ニ可レ成也、サラバ其困窮ヲ救フ道ハ如何ニト云ニ、愚ナル輩ハ只上ノ御救〳〵ト計云テ、金銀ニテモ賜ハリテ御救アルベキ樣ニイヘドモ、御藏ノ金ヲ悉ク御出拂有テ御救ナサレテモ、亦跡ヨリ元ノ如ク成ベシ、サレバ上ノ御力ニモ不レ及所ナラン、只神佛ナドノ力ニテ、如意法珠トヤランヲ虛空ヨリ降シタランニハ、上下萬民ノ望ニモ叶フベケレドモ、夫ハ佛法ノ譬喩ノ說言ニテ、先當世ニ間ニ合ヌコト也、然レバ佛神ノ力ニモ、上ノ御力ニモ不レ叶コトナレバ、詮方モ無トテ其マ、ニ指置べキカ、

總ジテ天下國家ヲ治ル道ハ、古ノ聖人ノ道ニシクハナシ、古ノ聖人堯舜禹湯文武周公ハ天下ヲヨク治メ玉ヒテ、其道ヲ後世ニ遺シ玉フ、其道ニ不レ依シテ是ヲ救フ道ヲ可レ知樣ナシ、此道ヲ傳ヘ玉ヘルハ孔子ナリ、其孔子ノ御辭ニ「惠而不レ費」ト云コト有、去レバ一錢ヲ費サズシテ下ノ惠トナルコトアリ、此道ヲ會得セバ、世界ノ困窮ハ直ルベシ、幸ニ此道今ニ遺リテ有コトナルニ、夫ヲ無二詮方一トテ穿鑿セズニ可レ置樣ナシ、故ニ古ノ道ニ本ヅキ上下ノ困窮ヲ救フ道ヲ左ニ記ス

一古ノ聖人上下ノ困窮ヲ救フ道トテ、別ニ一種ノ妙術ヲ設玉フニモ非ズ、只古禹湯文武ノ御世ハ、其仕方宜キ故、數多ノ年數ヲ歷テモ、世界早ク困窮セズ、依レ之三代共ニ何レモ五百年ノ久ヲ過タリ、漢唐宋明ノ代々モ、其仕方面々ニ替有テ、其仕方ノ替アル所、何レモ其時代〳〵ノ勢樣子ヲ考テ、世界ノ早ク手ニ入リ早ク治ル筋ヲ了簡シタル物ナレドモ、其善ト思フ所三代聖人ノ仕方ニ背ク故、却テ其所ヨリ害生ジテ、國ノ亂ルヽ端ト成タルコト也、去ドモ漢唐宋明トモニ全體聖人ノ道ニ則リタル驗ニテ、何レモ大抵三百年ノ世ヲ保テリ、日本ニテモ淡海公、唐朝ノ仕方ニ本ヅイテ律令格式ヲ作ァ、是ニテ國ノ治ヲ成シ玉ヒ、三百年ヲ經テ天下武家ノ手ニ渡ル、其後鎌倉ハ百年ニテ亡ビ、室町家ハ百年ニテ大ニ亂ル、何レモ不學ニテ三代先王ノ治ニ則トルコトヲ不レ知故、年數甚迫レリ、異國漢、唐、宋、明ノ代々ノ治ノ仕方ヲ、三代聖人ノ御代ノ仕方ト對合セテ見テ、其曲直ノ所ヲ考見レバ、國ノ敗ルヽ起リ明也、去ドモ何レモ皆上下ノ困窮シタルヨリ、世ノ亂レヲ生ジタルコトハ古今一轍ナレバ、困窮ニ可レ成筋ヲ第一ニ可二吟味一コト也、去バ上下ノ困窮ヲ救フ道トテ、別ニ奇妙ナル妙術モ無、只古ノ聖人ノ仕方ニハ有テ、今ノ世ニハ闕タルコトモ有、是ヲ考テ改ルニシクハナシ、夫ハ如何樣ノコトゾト云ニ、古ノ聖人ノ法ノ大綱ハ、上下萬民ヲ皆土ニ在着テ、其上ニ禮法ノ制度ヲ立ルコト是治ノ大綱也、當時ハ此二色缺タル所ヨリ上下困窮シ、種々ノ惡事モ出ル也、一卷目ニ云タル如ク、上下皆旅宿ノ境界ナル所、聖人ノ治メニ上下萬民ヲ土ニ在着ルト不二在着一ト、表裏ノ相違也、一切ノコトニ無二制度一、

衣服ヨリ家居器物迄、貴賤ノ階級無故、奢ヲ押ユル規則モ無、是聖人ノ禮法制度ヲ立タルト、亦表裏ノ相違也、制度ノコトハ先指置末ニ至テ申スベシ、先旅宿ノ所ヲイハヾ、諸大名一年ガワリニ御城下ニ詰居レバ、一年挾ミノ旅宿也、其妻ハ常ニ江戸ナル故、常住ノ旅宿也、御旗本ノ諸士トモ常ニ江戸ニテ、常住ノ旅宿也、諸大名ノ家中モ大形其城下ニ聚居テ、面々ノ知行所ニ居ラザレバ旅宿ナル上ニ、近年ハ江戸勝手ノ家來次第ニ多ク成ル、是等ノ如キ總ジテ武士ト云ル、程ノ者ノ旅宿ナラヌハ一人モ無、諸國ノ民ノ工商ノ業ヲスル者、棒手振、日雇取ナドノ游民モ、在所ヲ離テ御城下ニ集ル者年々ニ彌増シテ、旅宿ヲモ旅宿ト心得ル時ハ物入モ少キコトト成ルヲ、江戸中ノ者旅宿ト云心ハ夢ニモ着ズ、旅宿ヲ常住ト心得ル故、暮シノ物入莫大ニシテ、武士ノ知行ハ皆商人ニ吸取ラル也、畢竟精ヲ出シテ上ヘ奉公ヲシテ、上ヨリ賜ル祿ハ不レ殘御城下ノ商人ノ物ト成、馬ヲ持コトモ不レ成、人ヲ持コトモ不レ成、冬春ノ切符ノ間ニハ質物ニテ取續キ、或ハ町人ニ仕送ト云コトヲ賴ミテ、己ガ身上ハ人ノ手ニ渡ル樣ニ、當時ハ成極タルハ哀ナルコトナラズヤ、畢竟ハ箸一本ニテモ、錢ヲ出シテ買調ヘザレバ不レ叶コト成故ニ、如レ此成タル也、是ノミナラズ、公儀ノ御身上モ同ク旅宿ノ仕掛也、其子細ハ何モ彼モ皆其物ノ御買上ニテ、御用ヲ辨ゼラル、ニ依テ旅宿也、總ジテ和漢共ニ天下ヲ知シ召サル、上ニテノ御買上ト云コトハ無コト也、大名ナドノ在所他國ナルガ、御城下ニ參勤シテ詰居ルハ旅宿ナレバ、買上尤ノコト也、天下ヲ知シ召ル、上ハ、日本國中ハ皆御國也、何モ彼モ皆其物ヲ直ニ御用ヒナサル、コト故、

御買上ト云コトハ無筈也、物ヲ買ト云ハ、元來人ノ物ナル故、只ハ取ラレヌカラ代ヲ出シテ取コト也、日本國中ハ皆我國ナレバ、何モ彼モ日本國中ヨリ出ル物ハ我物ナルヲ、人ノ物ト思シ召テ、代ヲ出シテ買調ルコト大ナル取違也、是天下ヲ知シ食テモヤハリ大名ノ仕掛也、其起リ御入國ノ時分ハ、未大名ニテマシ／＼テ、關ケ原御陣ヨリ大坂御陣迄ハ、天下ノ諸大名彼ノ方ヨリ歸服シ奉シカドモ、未天下ヲ知シ召タルト云名目ハ付ラレネバ、御制度ヲ御定有ベキ樣ナシ、大坂御陣ノ翌年東照宮薨去マシマシスレバ、天下ヲ知シ召テモ制度ヲ立サセ玉フ間ナキ故、其分ニテ過行シニ、其以後ニ至テハ、執政ノ面々皆不學ニシテ、和漢ノ古法ニ闇カリシ故、ヤハリ大名ニテマシマセシ時ノ仕方ヲ是ト思テ、今迄モ受續テ執行ハルヽニ依テ、如レ此ノ誤アル也、去バ御料私領共ニ、一年ノ年貢米ヲ食料計遣シテ、其外ハ悉ク賣拂ヒ、金ニシテ是ニテ諸國ノ物ヲ買調テ、日夜朝暮ノ用事ヲ辨ズルコト、是當時武家ノ行狀也、金ニテ諸事ノ物ヲ買調ネバ、一日モ暮サレヌ故、商人無テハ武家ハ立ヌ也、諸事ノ物ハ皆商人ノ手ニアリ、夫ヲ金ヲ出シ貰ヒ請テ用ヲ辨ズルコトナル故、直段ノ押引ハアレドモ、押買ハナラヌコトナレバ、畢竟直段ハ商人ノ云次第ニテ、何程ニテモ急ナル時ニハ買ネバナラヌコト、是武家皆旅宿ノ境界ナル故、商人ノ利倍ヲ得ルコト、此百年以來ホド盛ナルコトハ、天地開闢以來異國ニモ日本ニモ無コト也、其子細ハ書籍ノ面、近ハ長崎表ノ唐物ノ直段ニテ知コト也、依レ之諸國ノ工商御城下ニ聚會ヒテ、町ノ家居夥ク成、北ハ千住ヨリ南ハ品川迄立續タルニヨリ、如何樣ノコトニテモ手支ルコト

ナク、何程大壯ナルコトモ忽ノ中ニ調リテ、自由便利ナルコト云計ナシ、如レ此御城下ハ諸事ニ付自由ナル所ナル上ニ、セワシナキ風俗ト、無二制度一トノ二ツヲ加フル故、武家ノ藏米ヲ貴ブ心ナク、金ヲ大切ナル物ト思ヒ、是ヨリシテ身上ヲ皆商人ニ吸取レテ、武家日々ニ困窮スルコト也

一　當時風俗セワシナシト云ハ、元來政ヲスル人、治ノ道ヲ不レ知、法度計ニテ國ヲ治ルコトニ成タル上ニ、上タル人ノ意ノ我儘ヨリ出ルコトニテ、下ノ思ヒ遣無故也、御城ノ御規式ノ節モ、烏帽子、直垂、長袴ナド着ル時ハ、禮儀正シキ樣ナレドモ、元來禮法ヲ用ヒラレザル故、禮讓ノ見事ナルコトハ無テ、御目付四角八方ヲ走リ步行キ、只間ヲ缺ヌ樣ニト世話ヲヤキ、御禮濟シテハ大勢込合テ、我先ニト早ク退出シ、老中巡ヲセントスル故、無禮混亂甚シ、元來禮法ト云コトナク、只見計ヒニテ當座ノ利口ヲ以立廻ル故也、斯無禮混亂ヲ鎭メントテ、御目付又四角八方ヲ走リ巡テ押ユレドモ、手ニアマル事ヨリ、大下馬前老中ノ門前、御城下途中ノ騷動云計ナシ、是皆禮法不レ立、揖讓ノ見事ナルコトヲ不レ知、只當坐ノ見計ヒ利口計ニテ立派ヲ働ク風俗、只間ヲ合セントスル故也、間ヲ合スルト云ハ、上ノ人ノ我儘ナル機嫌ニ合スルコトニテ、下タル者只騷立テ走廻ルヲ、取廻シノヨキトスルコトナル故、何モ彼モセハシナキ仕置也、是ヨリシテ一切ノ號令等ノ類迄、皆下ノ思遣ナク、忽ノ内ニ下知ノ通ニ成ヲヨキ奉公トスルコト、上タル役人奉行ノ風俗也、假令バ四ツ時ニ罷出ヨト云刻付有レ之、召狀五ツ半時ニ到着ス、是道ノ遠近ヲ不レ知、事ノ緩急ノ了簡ナキ故如レ此、又在番ノ組抔ニモ、發足前七八日

ニ成テ、平番ノ内ヨリ組頭仰付ラルヽ類、七八日ノ内ニ急ニ組頭道中ノ供廻ヲ相役並ニ、支度シテ發足セネバナラヌコトニナル、然モ組頭ノ御役料ハ不レ被レ下類アリ、又ハ屋敷替ヲ被二仰付一、急ニ四五日二三日ノ内ニ引拂ノ類モアリ、如レ此ノ類擧テ不レ可レ數、何モ立派ニ間ヲ合スルノ良奉公人トス、昔ノ武士ハ兼テ心掛能、左様ノコト有テモ手支無レ之様ニ、了簡支度シテ置タルニ、今時ノ武家ハ、兼テノ支度心掛モ無レ之ニ、不思議ニ間ニ合コトハ右ニ云タル如ク、自由便利ナル御城下ナル故、金サヘアレバ、如何様ノ火急ナルコトモ皆間ニ合也、其火急ナルニ乘ジテ利ヲ取ント、商人ドモ物ヲ俄ニ高直ニスレドモ、兎角ニ間ヲ合セネバナラヌコト故、直段ノ高下ニモ不レ構、調ヘテ間ヲ合スルコト、當時武家ノ風俗ト成、左様ニ急ナルコトニテ無ヲモ、何事モ兼テ心掛支度スルコトハナシ、譬バ出掛テ衣服ヲシラブルニ、袴ノクヽリ緒ナシ、足袋切レタリトテ、急ニ中間ヲ走ラセテ町ニテ買故、高直ナルヲ買來リテモ其貪着ナク、間ニ合タリト悦ブ、明日ノ出仕ニ下々ノ合羽見苦ト夜ニ成テ云バ、急ニ人ヲ走ラカシテ買調ル類、何モ彼モ急ニ辨ズル故、物ゴトニ付物入云計ナシ、間ニ合ザレバ主人殊ノ外不機嫌ナル故、女房用達長ナド相談シテ、質ヲ置テ間ヲ合セ、主人ニ知ラセズ、主人知テモ無二詮方一故、其分ニシテ質ヲ置シテ間ヲ合セル故、又其質ニ入タル品ノ急ニ入ル時、狼狽シテ他ノ物ト取替ニスル故、高利ト成テ、一度質ヲ入ルヽト、十ガ八九ハ始終此困ヲ不レ免也、故ニ常ニハ金錢自由ナラザル故ニ、一切ノ物ヲ掛ニ調フ、掛テ取コトナレバ商人高直ニ云トモ、是モ指當リテノ用ヲ辨ゼネバナラヌ物故、

高直ト知ツヽ取置、扱掛ヲ濟サネバ、商人亦半分ハ捨ルト了簡シテ、直段ヲマス〳〵揚ル、借金ヲスルモ急ノ間ヲ合セントスルユヘノコトナレバ、高利ニ不レ構家居器物迄皆如レ此、田舍ノ家作ハ、山ニテ木ヲ枯シ置テ、大工ヲ呼寄セ、幾日モカヽリテ立ル故、家丈夫ニテ年久シク堪ユルニ、御城下ハ何モ彼モ御城下ノ町ニテ買調ヘ、例ノセワシナキ風俗ニテ急ニ立ル、殊ニ主人タル人モ、其家ノ長ヲモ何モ不レ知、工商任セニテ、年久ク出入シタル大工ニ積ラセレバ、彼大工モ己ガ家ヲ立タルコトハ終ニ無シテ、人ノ家ヲ立タル計ノ功者也、己ガ取付ノ材木屋ニテ積リ貰ヒ間ヲ合スル故、何モ彼モ皆商人任セ也、其商人モ御城下ニ生長シタル者ニテ、物ノ出處ノ功者モナシ、只御城下ニテ賣買ノ上ノ功者也、依レ之公儀ノ請合等スルトモ、畢竟皆本ヲ知ヌ人ノ取捌也、商人モ不レ知、夫ヲ取捌スル御役人モ不レ知、功者ト云ハ、只御城下ニテ左様ナルコトヲ仕ナレタルト云迄也、其上ニ立御役人ハ、只金ノ多ク入ラヌ了簡ヲシテ、目付ヲツケ邪推ヲ廻シテ、下ノ者ニ私欲ヲサセマジキトスル迄ノコトニシテ、自身ハ何モ知ヌ故、畢竟ノ所商人ニ被レ欺テ、御城下ノ普請益惡ク成テ、其損云計ナシ、昔ノ大工ハ家ニ巻物ヲ傳テ堅ク法ヲ守シガ、當時ノ大工ハ渡世ニ逐レテ、少モ細工ヲ多請取ントスル故、細工モ次第ニ下手ニ成テ、家居モ早ク損ズル也、器物モ亦如レ此、某ガ家ニ父方ノ曾祖母ノ伊勢ニテ、拵置タル朱塗ノ椀家具アリ、祖父ヨリ父ヘ傳ヘ、父ヨリ傳リテ今ニ有、百年ニ餘レドモ朱色モ替コトナク、疵モ付ズ、其丈夫成コト甚シ、某田舍ニテ百姓ノ重箱ナド拵ルヲ見タルニ、塗師不自由也、塗師一人ニテ

上總ノ國中ヲ方々雇レ歩行テ細工スル也、一所ニ廿日モ三十日モ居テ塗、又脇ヘ歩行テ細工スル也、始仕掛テキタル塗物ノ乾キタル時分ヲ考テ來テ蒔繪ヲスル也、其ノ漆モ別ニ買調テ置テ塗セ、下地ヲモ兼テ拵置タル故、何モ彼モ望ノ樣ニ拵テ丈夫也、又或御旗本ノ家ニ、三河住居ノ時分、女ノ緣付ノ爲メ、其女ノ四五歳ノ時分ヨリ、兼テ心掛テ毎年一色二色ヅヽ拵置タル諸道具、某幼少ノ時迄ハ殘テ有ヲ見タリ、何レモ手前ニテ拵タル物故、其丈夫ナルコト云計ナシ、又上總ノ國松ガ谷ト云村ニ釋迦堂アリ、飛驒ノ匠ガ建タルト云傳ヘタリ、棟札ヲ見レバ四五百年ニモナルベシ、飛驒ノ匠ト云ルハ、總ジテ飛驒ヨリ出ル大工也、其時分上總ノ國ニ大工ナシ、飛驒大工上京シテ公役ヲ勤ルモアリ、國々ヲ廻ルモアリ、先々ニテ普請ヲ受取テ木取ヲシ、夫ヨリ五里モ十里モ脇ヘ往、段々先ヨリ先ヘ往テ、右ノ最初受取タル普請ノ木ノトクト枯タル時分ニ廻リ來テ、木ヲ削リ立得ト拵テ又脇ヘ往、其削置タル木ノ得ト故タル時分ニ來ル故、一所ノ普請ニ二年モ三年モ懸ル也、貫孔ヲ内ノクラニ鑿リ、貫ヲ少シ太ク削リテ、タヽキヒシギ指コム故、クサビ入ラズ、年ヲ歷テ雨風ニ當ル故、叩キ編ダル處濕テフクルレバ、柱モ貫モ毫釐ノ透間ナク、一ツノ木ノ如クニ成、其丈夫サ云計ナシ、飛驒ノ匠ハクサビ一本ニテ占ムルト云ハ此コト也、武家知行所ニ居住スレバ、諸事皆如レ此不自由ナル故、人ノ心ヲ煉、何事モ年ヲ積、心掛テ成就スルコトナルニ、御城下ハ自由便利ナル上ニセワシナク、急ニ間ヲ合スル風俗ニテ、何事モ皆當座賄ニ事ヲスル故、上下ノ損失積テ云計無ト知ベシ、如レ此積テ夥キ損失ナルヲ不レ顧シテ、

皆當分ノ間ヲ合セントスルヨリ起タルコトニテ、畢竟金無ケレバ當分ノ間ニ不レ合、金ニテ急ニ物ヲ買調テ間ヲ合セル身上ナレバ、金ヲ大切ノ物ト思テ、商人ヲ憑テ今日ヲ送ル境界也

一　制度ト云ハ、法制節度ノ事也、古聖人ノ治ニ制度ト云物ヲ立テ、是ヲ以テ上下差別ヲ立、奢ヲ押ヘ世界ヲ豊ニスルノ妙術也、依レ之歴代皆此制度ヲ立ルコトナルニ、當世ハ大亂ノ後ニ、武威ヲ以治メ玉ヒシ天下ニテ、上古トハ時代遙ニ隔シ故、古ノ制度ハ難レ立、其上大亂ノ後ナレバ、何事モ制度皆亡ビ失タリシ代ノ風俗ヲ不レ改、其儘ニ閣カレタルニ依テ、今ノ代ニハ何事モ制度ナク、上下トモニ心儘ノ世界ト成タル也、衣服家居器物、或ハ婚禮喪禮音信贈答供廻ノ次第迄、人々ノ貴賤、知行ノ高下、役柄ノ品ニ應ジテ、夫々ニ次第有ヲ制度ト云也、今ノ世ニモ大抵夫々ニ格モ有樣ナル故、物ノ道理ヲ知ラヌ人ハ、制度ノ有樣ニ思ベケレドモ、今ノ世ニアル格ト云樣ナル物ハ、古ヨリ傳タル禮ニモ非ズ、亦上ヨリ屹ト立サセラレタル格ニモ非ズ、其中ニハ上ヨリ時々ニ被二仰出一タルコトモアレドモ、何レモ皆世ノ風俗ニテ、自然ト出來タルコトニテ、世ノ風俗移リ行ケバ、其風トトモニ其格ト云樣ナル者モ移リ行、皆下ノ成行ノマヽノコトニテ、其上ニ何トナク禮ノ樣ナル物アル樣ナルヲ、上ヨリモ其成來ル上ニ、時々ケ樣ニ仕レナドヽ被二仰出一タルコトナレバ、誠ノ制度ト云物ニテハ曾テ無レ之也、誠ノ制度ト云物ハ、往古ヲ鑑ミ未來ヲ計リ、畢竟世界ノ安穩ニ末長ク豊ナル樣ニ、上ノ了簡ヲ以テ立置ル、コトニテ、往古ヲ鑑ルト云ハ、總ジテ人情ニハ時代ノ替無テ、古今同ジコト也、往古ノ聖人能人情ヲ

知テ、人情相應ニ人タル者ノ勝手ヨク、亦人情ニテ惡キ方ヘ流レタガル所ヲ知テ、夫ヲ抑玉ヘル筋モ、兎角古ヲ鑒レバ明ニ知ルヽコト也、亦時代ノ違ニテ少々增減ヲセネバナラヌコト有筋モ、論語ニ損益スル所トアル通ニ、何モ彼モ古ヲ鑑トスル中ニ備リテアリ、制度ヲ立ルハ未來ヲ計テ、其御代ノ傳ラン限ハ永ク可レ守者ナレバ、兎角質素ナルガ善トテ、質素過テ制度ヲ立置時ハ、代ノ末ニナル程文華ニナル者故、遂ニ其制度ヲ敗リ文華ヲナス、故ニ質素過テ立タルハ必不二久傳一、又人情ハ文華ヲ好トテ、制度ヲ華美ニ立置時ハ、國用早ク盡テ不レ宜、故ニ文質ノ中ヲ考テ宜ク立ル時ハ、其御代永ク傳ルコト也、上ノ了簡ヲ以テ立タルト云ハ、當時世上ニアル格ト云樣ナル者ハ、世ノ成行ニ引レテ出來タレバ、全ク何ノ了簡モナク、始末ノ考モ無コトナリ、人情ハ面々己ガ身ノ外聞ノヨキニ樣トスレバ、皆々上ヲ僭スルコトニ成テ、上下ノ差別ハ立ヌ也、是下タル者ノ情ハ、皆天下世界ヲ苦ニシ世話ニスル心ハ無テ、只我身ノ上計ヲ思フ故也、去バ上タル人ハ、天下世界ヲ苦ニシ世話ニシ、代ノ久ク傳リテ萬民ノ永ク安穩ナランコトヲ計テ、制度ヲ立ルコト也、是聖人ノ道ニテ、天下國家ヲ治ル骨髓、全ク禮樂ニ止ルハ此子細也、儒學ノ筋モ末ノ世ニハ聖人ノ本意ヲ取失テ、禮ハ天理ノ節文ナドヽ沙汰シテ、天地自然トアル物ノ樣ニ云ヨリシテ、當時何トナク、代ノ成行ノ儘ニ出來タル格ト云樣ナル物ヲ善コトノ樣ニ覺ルコト也、扨上下ノ差別ヲ立ルコトハ、上タル人ノ身ヲ高ブリテ、下ヲ賤ムル意ヨリ制度ヲ立ルニハ非ズ、總ジテ天地ノ間ニ萬物ヲ生ズルコト、各其限アリ、日本國中ニハ米ガ如何程生ズル、雜穀イ

カ程生ズル、材木何程生ジテ、何十年ヲ經テ是程ノ材木ニ成ト云ヨリ、一切ノ物各其限リ有コト也、其中ニ善モノハ少ク惡キモノハ夥シ、依レ之衣服程食物家居ニ至ル迄、貴人ニハ良物ヲ用ヒサセ、賤人ニハ惡キモノヲ用ヒサスル樣ニ制度ヲ立ル時ハ、元來貴人ハ少ク、賤人ハ多キ故、少キモノヲバ少キ人用ヒ、多キモノヲバ多キ人用レバ、道理相應シ無二行支一日本國中ニ生ズル物ヲ、日本國中ノ人ガ用テ事足コト也、此制度不レ立トキハ、其數夥キ賤人ガ其數少キヨキモノヲ使ヒ用ル故ニ、事不レ足シテ物ノ價モ高直ニナル、又其數夥キ賤キ人ニモ美物ヲ望ノ儘ニ叶ヘサセントスル故、其美物モ次第ニ麁相ニ成行也、又右ノ如ク上下ノ無二差別一故、上下混亂シ爭ノ端ト成テ、諸ノ惡事是ヨリ生ズル也、兼テ制度ヲ立テ是ヲ守ラスルトキハ、人々其節限分量ヲ知故、分ニ過タル奢ハ自然ト無シテ、世上ニ費ナシ、制度無レバ上ヨリ驕リヲスルナド制シ玉フト雖、是迄ガ分限相應ニテ、是ヨリ上ガ奢也ト云符刻ガ無レバ、何ヲ當所トスベキ樣ナシ、華美ヲ好ハ人情ノ常ナル故、制度無レバ世ノ中次第ニ奢ニ成行也、衣服ノ制度アルトキハ、是ハ大名、是ハ大役高官ノ人ト云コト、座敷ノ上ニテモ自ラ知ル、故、人々貴ヲ敬ヒテ禮儀自ラ不レ亂コト也、然ルニ當時ノ如キハ、上一人ヨリ下百姓町人迄モ、何レモ小袖ヲ着、麻上下ヲ着ルコト同樣ニシテ、其衣服ノ地ハ、金サヘ有バ何ヲ着テモ誰制スル人モナシ、上下ノ見別ナキ故、高官大役ノ人モ、下ノ者ト差別ノ立樣ナク、各イカツガマシキ體ヲシテ、是ニテ高下ヲ別ツコトトナリ、我身ノ君子ノ禮儀ヲ失フコトヲバ不レ知、御役人奉行抔ノ無禮甚クナリ、下タル者ハ禮ニ

過テ這麼ミ諂フ風俗甚キハ、無ニ制度一ヲ以テ也、御前々代ニ、易ノ御講釋拜聞被ニ仰付一、某式モ登城シテ、御講釋ノ座ニ列リシ時、熟ト傍ヲ見廻シタルニ、御老中モ若老中モ、大名モ御旗本モ、有官無官トモニ某等ガ衣服ト何ノ異モナシ、是ヲ見テ餘ノコトニ涙コボレア茫然トナリシ也、兎角金サヘ有バ、賤キ民モ大名ノ如ニシテモ何ノ咎モナシ、只悲キハ不レ持レ金手前悪シケレバ、高位有德ノ人モ自ラ肩身スボマリテ、人ニケヲトサル、今ノ世界也、因レ是人々我勝ニ奢ヲシテ人ニ勝ラントス、夫ヲ又見ヤフ見倣ニ我立派ヲ爲ント思フヨリ、世間次第ニ奢ニナリ、其奢年久シケレバ自ト風俗トナリ、其中ニ生長スル人ハ、是ヲ奢ト云コトモ不レ知、只有ベキハヅト思フコト也、扨今ノ世ニハ賓ノ禮ト云ハ無テ、小笠原ト云物ヲ禮ノ樣ニ覺ル也、小笠原ノ諸禮ニハ上下ノ差別ハナク、只眞草行ト云コトヲ立テ、丁寧ニ念ヲ入ルヲ眞トシ、略シタルヲ草トス、去バ丁寧ニ念ヲ入タルガ故實也ト覺テ、人々心任ニ詳ニ念ヲ入ントスルコト、中比ヨリ世ノ風俗トナリテ、物ノ數品多ナル、儉約ノ御觸有ドモ、物ノ品數多ハ禮也奢ニ非ズ、粗相ナルヲ用ルガ儉約也ト意得ル故、ヤハリ詳ニ數品多上ニテ、物毎ヲ粗相ニ輕セントス、粗相ナル者ハ數多合テ見レバ、結構ナル物一色ヨリモ物入多ナレドモ、其數品多詳ニスルコト、既ニ世ノ風俗トナリタレバ可レ爲樣ナシ、此五六十年以前モ制度ハ無レドモ、物事スラ〱トシタル風俗也、夫故物ヲ詳ニスル風ハ無テ、草履片々木履片々ノ樣成コトニテ事濟タリ、其時分モ奢ル者モ有ドモ、又甚質素ナル人モ有テ、邊ヲ見合スル風俗無リシ故、人サマデ不ニ困窮一、朽木土佐守ガ語

シ、土佐守ガ父伊豫守十八歳ノ時、大方大猷院様ノ御代ナルベシ、同格ニ能有テ見物ニ呼レシニ、裏附上下ヲ不レ持故、見物ニ不レ得行コト也、二萬石餘ノ大名ノ總領ガ、十八歳マデ裏附上下ヲ不レ持コトハ、草履片々木履片々ナル風俗ノ世ナレバ也、當時ハ某式ノ者ノ子共モ裏附上下ヲ持コト也、昔ハ裏付ノ所ヘ麻上下ニテモ着タル也、今ハ格式ノ様ニ成テ、如何ナル者モ、上下モ小袖モ帷子モ、數品揃テ持ネバナラヌ世界也、是制度ノ様ナレドモ、誠ノ制度ト云者ニ非ズ、世ノ風俗ニテ自然ト新規ナルコトヲ仕出シ、是ヲ見ヤフ見マネニスルヨリ、後ハ風俗ニナリテ、今ハ格式作法トナリタル也、譬バ裏附上下モ羽織モ袴モ皆平服也、然ルニ羽織ハ略儀也、裏付上下ヲ着ベキ場也トスル事、今ノ世ニハ有ル也、昔ハ裏付上下ト云モノモ無シ、有ノ差別ノ無キ證據ハ、御謠初ノ時肩衣ヲ取ト云コト有バ、麻上下ヨリ直ニ袴計ニナリタル也、裏付ハ無テ麻ノハカマヲ用タルコト明也、鼻紙袋ト云フ物モ昔ハ無シ、小寺勾當ト云フ坐頭ノ仕初テ、小寺フクロト云テ世間ニハヤリシニ、何ノ間ニカ兎角懐中セネバナラヌコトニ成タリ、今ハ又其頃ヨリハ殊ノ外結構ニナリタリ、昔ハ大名モ前巾着ヲ下ゲ、夫ニ印ヲ入レテ鼻紙嚢ハ入ザリシ也、東照宮モ前巾着ヲサゲサセ玉ヒシト承リ傳フ、何モ彼モ皆如レ此、御先々前御代ノ時分ヨリ、公邊ノ勤方ニ脇ヲ見合セ、例ヲ聞合セスルコトヲ肝要トシ、物毎ニ念ヲ入ルヲ善トス、衣服等大小ノ拵髮ノ結ヤフ迄目立コトヲ嫌ヒ、世間並ヲ見合セ、中分ナスルヲ善トス、是ヨリシテ格式作法ノ様ナル物モ、世ニ連レテ多ク出來タル也、サレドモ元來世ニ連レテ出來タルコトニシテ、

正シキ制度ナキコトナレバ、畢竟取守ルベキ定格ハ無シ、一年モ倹約ノ仰渡サレアレドモ、元來制度無コト故、仰出サルベキ様ナシ、只何百目以上ノ物ヲ用ユマジキトノコト也、物ノ品ニテハ分ズシテ、價ヲ以テ分ルコト不審也、價ハ時ニ隨テ高下モスル、畢竟商人ナラデハ價ハ知ラヌコトナレバ、只仰出サレタル迄ニテ、人々是ヲ守ルヤラン、背クヤラン知人ハ無シ、兎角制度ヲ立ズシテ、倹約ハ決シテ立ヌ事也、右ニ云ガ如キ旅宿ノ境界ニテ、自由便利ナル御城下ニ、世話シナキ風俗ニ、制度無ヲコネ合テ、兎角金ナケレバナラヌ世界ト成極リタリ、當時大名程大祿高官ナル者ハ無ク、安樂ノ至極ナレ共、下ニ家中ノ世話、國中ノ仕置有、上ニ御奉公ノ筋有テ、左右ニ同格ノ交接詰開有テ、安樂ナル様ニテ苦モ亦甚シ、身ノ上貴ケレバ、身持モ自由ナラズ、氣ノ詰ルガチ也、其大名ニ優ル者ハ、仕舞多屋ノ町人也、商買ノ類ニモ列スレ共、商買ノ業モ無シ、金銀ヲ所持スレ共、世話六カシケレバ、金借モセズ、只夥ク町屋ヲ持、其店賃ニテ安樂ニ耽ル上ニ、事ル君モ無ケレバ、恐シキ者無シ、役儀モ無レバ、心遣更ニ無シ、下ニ治ムベキ民モ無ク、家來モ無ク、武家ノ作法義理ト云コトモ無ク、衣服ヨリ食事家居迄、其奢大名ニ等シ、付從ヒ出入スル者、己ガ機嫌ヲ取者計也、日々遊山放埒ニ、傾城町野郎町ヲ心儘ニアルケドモ、譏咎ル人モ亦譏人モ無シ、其外ノ慰モ心ノ儘ニテ誰ヲ憚コト無シ、誠ニ今ノ世ニ南面王ノ富ト云ハ此輩ノ事也、是皆武家旅宿ノ境界ニテ、制度ナキ世界故、知行ノ米ヲ賣拂テ、金ニシテ商人ヲ憑デ用ヲ足サネバ、今日ガ立難キ故ナルニ依テ、商人ノ勢盛ニ成ヨリ、自然ト商

人ニ權ヲ取ヿレテ、如レ此町人ニ極樂ハ出來ル事也、去バ世界ノ困窮ノ本、大概上ニ云タル旅宿ノ境界ニセワシナキ風俗ト、制度無トニ依ル事ナレバ、是ヲ救ハンニハ兎角制度ヲ立ザレバ叶ハヌコト故、思案ヲ省ミズ、制度ヲ擬シテ、當時世上ノ困窮ノ直ル仕方ヲ下ニ記ス

一　公儀御身上ノ事ハ、右ニ云タル通、旅宿ノ仕掛ヲ改メズシテハ豐ナルコトハ無レ之コト也、當時御役人打寄詮議シテ、種々儉約シテ費無キ樣ニスルト云ヘドモ、末々御物好モ替リ行ク時ニ至テハ、亦元ノ如ク成ベシ、然レバ當分飯ノ上ノ蠅ヲ逐フトヤラン云樣ナルコトニテ詮モ無レ之コト也、又當時詮議ヲ仕詰タル御儉約ノ位ヲ定格ト定メ、永々是ヲ守ラセタラムニハ、格極ル故、末永ク費有マジト思フ人モ多カルベケレドモ、夫ハ當然ヲ知リテ前後ヲ知ヌ了簡、鼻ノ先ノ智慧ト云ベシ、其子細ハ某ガ覺テモ五六十年以前ヨリ只今迄ノ間、世ノ風俗移リ行クニ隨テ、物ノ直段ノ高直ニ成タルコト廿倍ニモ及ベシ、增テ某ガ未生レザル以前、百年モ先ヨリ見タラバ、復許多ノコトナルベシ、過ル昔ヲ以テ移リ行ク後ヲ考ル時ハ、此以後モ亦世ノ移リ行クニ隨テ、世間益ツマリ行ムコト、是又過ザル昔ヨリ段々當時ノ樣ニ成リ下リタル如ク、次第ニ惡ク成行ベケレバ、當時ニ定メ置タル御儉約ノ格ハ、末永キ格トナラヌコト也、サレバ何迄モ〳〵御代ノ傳ラム程ハ、日夜朝暮ニ御役人ハ御儉約ノ筋ヲ第一ト、息ヲ切リ火面ヲ張リ世話ヲヤク事ヲ務トシ、後ニハ夫レモ屆ヌコトニナルベケレバ、畢竟ハ詮モ無キ事ト云ベシ、其上旅宿ノ境界ヲ其儘ニシ置テハ、何モ彼モ皆金ノ沙汰ニ成故、儉約ノ筋ヲ專ニスル程、只

上ニハ金ヲ溜ル事ヲ御好ナサル丶ト云様ニ、萬民皆思ヒナシテ、遠國迄モ左様ニ思ヒ、後代ニモ左様ニ沙汰センコト無念ノ次第ナルベシ、然レバ只詮ナキト云ノミニ非ズ、其害亦甚シキ也、扨ハ旅宿ノ仕掛ヲ止ルト云バ、御買上ヲ止ル事也、御買上ヲ止ル仕方ハ、如何様ナルコトナレバ、古ヘ三代ノ御代ヨリ、諸侯ノ國ニハ土産ノ貢有リ、夫ヨリ以後歷代ノ帝王モ、亦日本ノ古ヘモ、郡縣ノ代ナレバ、殊更國々ヨリ土産ノ貢ヲ上ツル事、書籍ノ面明白也、扨諸侯ニハ其土地ヲ全ク賜ルニ、土産ノ貢ヲ上ル道理ハ、如何様ノ事ト云ニ、五穀ト人民トハ何レノ國ニモ皆有ル物ナル故、其土地ヲ下シ置ル丶上ハ、年貢米ト夫役トハ其君ノ所務ト成、サテ其外ノ諸物ハ土地ニ隨テ各別ニ勝レタル所有テ、諸國一様ニ非ル故、土産ノ貢ヲ上一人ヘ上ル事、是少モ無理ナル事ニ非ズ、道理ノ當然古今ノ定法也、然レバ當時ノ諸大名ハ、古ノ諸侯ナレバ、土産ノ貢ヲ上ルベキ事、例ト云道理ト云、不レ獻シテ叶ザル事ナルヲ、・當時其沙汰無キ事ハ、室町家ノ末ニ至リ、天下亂レテ武家國郡ヲ押領シ、年久シク郡縣ノ作法ナル租調庸ヲダニモ上ラネバ、増テ土産ノ貢ニハ及バザリシ、其後太閤秀吉公天下ヲ一統マシ／＼ケレドモ、文盲ニシテ其子細ヲ知玉ハズ、御當家ニ成テハ、大坂御陣ノ翌年東照宮薨ジ玉ヒシ（一本御他界ナル故トアリ）故、此制度ヲ立玉ハザリシヲ例トシテ、大名ハ貢ヲ出ダサヌ物ト心得居ルコト大ナル僻事也、其仕方ハ公儀ニテ御入用ノ程ヲ積リテ、其ノ大名ノ身上／＼ニ應ジ出シム可也、譬バ越前ヨリハ奉書紙、會津ヨリハ蠟燭漆、南部相馬ヨリハ馬、上州加賀ヨリハ紬、仙臺長門ヨリハ紙ノ類也、又身上ノ高ヨリハ土産ノ貢多キ方

有バ、外ヨリ出ル物ヲ被レ下コトモ有ベシ、御城下ニ御藏ヲ所々ニ立置テ、馬ニテ附込スベシ、當時獻上物抔ノ樣ニ仰出ニスルコトニテハ、諸大名無用ノ痛ト可レ成、只當時御買上ニセズシテ諸大名ニ出サスル迄ノコトニスベシ、歷代ノ先例皆如レ此、扨又古ハ名山大川ハ不レ封トテ、左樣ノ所ヲバ大名ニハ下サレヌコト也、材木ノ出ル山、金銀銅鐵鉛等ノ出ル山、魚鹽ノ出ル地ハ被レ下間ジキ所也、當時尾州へ木曾ヲ被レ進、紀州へ熊野ヲ被レ進タルコト、古法ニ無コト也、被レ下マジキ山ヲ他へ下シ被レ置テ、上ノ御用ニハ材木ヲ御買上ニスル事、如何ナル無調法ナル仕方ゾヤ、殊ニ東山東海ノ二道ヲ尾州ノ御領ニテ塞グ事、是又有マジキ事ノ第一也、元ハ御連枝ノ御別レナレドモ、世久シク隔リテハ、上ノ御氣遣可レ有ハ此御方々也、中比駿河ト甲斐トヲ御一所ニ被レ進タル事ナドモ、宜シカラザル國分也、長子浦小田原浦ノ類大名ドモニ可レ被二下置一地ニ非ズ、魚ノ類ハ浦人ノ役トシテ、御臺所へ付込デ、魚ヲ澤山ニ御使ハセ有テ豐ナルコソ、サモ有ベキ事ナレ、左樣ノ處ヲバ大名ニ被レ下、魚ヲバ御買上ニシテ、御物ノ入トテ御臺所ニ堰ヲ入レ、有ルニアラレヌサモシキ事ヲ、御役人共ノスルハ如何成事ヤラン、不學ノ致ス所也、野菜ノ類ハ畑年貢ヲ許シ、江戸在々ノ田無畑計ノ所ニテ、百姓ノ役トシテ作ラセ、御臺所へ入サスベシ、一切ノ諸色ハ、諸職人ニ御扶持ヲ被レ下、何ニテモ其品ヲ其者へ御渡有テ、織ラセ作ラスベシ、古ヨリ職人ノ類官位ヲスルコト此謂也、武器ノ類ハ、同心ノ役トシテ作スベシ、某ガ父方ノ祖父ノ先祖尾張常陸介ト云者、太田道灌ノ家別レニテ岩槻ニ在シガ、在陣ヨリ歸ル時ハ、同心并ニ家

來鎧ヲ綴シ直サセ、刀ノ柄ヲ卷直シ、鞘ヲ塗直シ、大小槍長刀ヲトギ、弓鐵砲ノ修復ヲシタル話ヲ、曾祖母ノ語リシト父ガ云ケル也、加藤清正ハ石垣ノ名人ト云ハレシ人也、侍大將ニ飯田覺兵衞、足輕大將ニ三宅角左衞門其事ヲ司テ、足輕ニ石ヲ切セタルニ、幕ヲ打テ人ニ見セズ、甚秘事トスル由、彼家ノ老人ノ語シヲ某直ニ承ル、今其足輕ノ子孫水野和泉ガ家ニ有テ、今ニ石細工ヲ爲也、尾州ノ與力同心ハ、平岩主計頭ヨリ傳、今ニ色々ノ細工ヲ爲也、古風皆如レ此、昔武家國々ニ有シ時、如レ此無レバ、諸用何トシテカ辨ズベキ、今ハ悉御城下ノ町人ノ手ニ渡テ、彼等ガ利潤ニ成故ニ、武用ノ本色ヲ忘テ、殊ノ外粗相ニ成タリ、此頃公儀ノ同心ニ渡ル鐵砲藥ハ用ニ立ズ、同心モ手前ノ錢ヲ出シテ、町人ヲ賴ミ拵ヘ直シテ貰ヒ、稽古ノ鐵砲ヲ打也、ケ樣ノコトモ武家ハ皆不案內成コト、以ノ外ノコト也、鐵砲ヲ打トテ自賛スル人ニ、焰硝ハ何國ヨリ出ヤト問ニ、知タル人モ無、土ヨリ焰硝ヲ取コトモ知ヌ人多シ、太平ノ代々コソ買求テ埒明クベケレドモ、物ノ仕方モ功者モ次第ニ無成ベケレバ、サリトモ濟ザル世界可レ成、馬ハ牧ヲ仕立テ取スルコト、異朝ノ代々モ、公家ノ代モ此通也、關八州ハ古ヨリ馬所成ニ、武藏野ヲバ所務モ納ラヌ畑ニ開、今ハ牧無ナリテ、馬ハ府中ニテ御買上ニ成コト埒モ無コト也、秩父莊司齋藤別當抔云ハ、古ハ牧ノ役人ヲ、武藏ノ國計ヲ別當ト云、關八州ノ中ニテ別シテ武藏ヲ賞翫スルハ、武藏野ノ馬ヲ取故也、甲斐國ニハ古ハ牧多シ、今ハ甲州馬ハ惡ト云ハ、馬ノ惡ナリタルヤ、又乘樣ノ古ト違タルニヤ、人足ノ類ハ御旗本ノ下人ト、江戸中ノ町人ノ役トシテ、勤サスベキコト也、

此七八十年以前迄ハ、日傭ヲ雇テ普請スルコトハ無也、小普請金ト云コト其遺法也、京都仕番ニモ此遺法今ニ殘レリト承ル、金ヲ取日傭ヲ雇フヨリシテ、御城下ニ遊民多ク成、亦日傭ノ請負ニ附、樣々ノ奸曲アル也、諸事ノ儀皆如レ此、種々吟味シテ御買上ト云フコト無ナラバ、天下ヲ保チ玉フ古法ニ叶ヒ、公儀ニ御勝手御不如意ト云コトモ永ク無レ之、御役人モ當時ノ樣ニ算盤ヲ放サヌ樣ニセズ、大樣ニ構ヘテモ埒ガ明テ、見事ナル世界成ベシ、御役ヲスル面々何レモ不學ニテ、此ワケヲ不レ知、天下ニ生ズル我物ヲバ人ノ物ニシテ、扨大切ニ圍置ベキ米ヲ賣拂テ金ニシテ、夫ヲ以他ノ物ヲ御買上ニシテ御用ヲ辨ズルコトニテハ、何程御儉約ト云テモ、何年迄モ手ノ離サレヌ事ニテ、扨末ニ成テハ、其儉約モ參リ屆クマジキ也、昔ハ算盤抔ハ武士ノ手ニ掛ル物ニテモ無キヲ、儉約ト云事ノ流行ヨリ、利勘ヲ先トスル世界ニ成タル也、兎角古法ニ不レ從シテハ風俗ノ直ルコトモ、復有マジキ也

一　諸大名ノ身上ノ事、是又同斷也、其身上ノ困窮スル所以ハ、隔年ニ江戶詰スル故、御城下ヲ晴ト覺、物成ヲ悉賣拂、金ニシテ江戶ニテ使捨ルコト、是大名ノ境界也、依レ之自分ノ奢左程ナラズトモ、江戶ノ諸色高直ナルニ依テ、次第ニ物入强ク成也、慶長寬永ノ比迄ハ、諸大名ノ謀叛ヲ氣遣ヒ、金ヲ遣スル樣ニ爲コト、其時分御年寄共ノ計策也、依レ之御老中ノ諸大名ヨリ物ヲ取コト、却テ御奉公ノ筋ニテ、其時分ハ曾テ遠慮ナシト云リ、此筋盛ニ成テ御先々前御代ノ比ハ、御手傳等被二仰付一事盛ナリシ故ニ、諸大名彌物ヲ遣ヒ上ノ御威勢ノ烈シキニ恐テ、手前ノ困窮ヲモ不レ顧、京大坂ノ町人ヨリ金ヲ借

リ、返濟モナラズ、大方ハ横ニネルコトニナレバ、其後ハ金ヲ借サズ、然シテ金銀ノ代目ニナリ困窮以ノ外也、當時ハ大方儉約ヲモスベキ樣無ナリテ、家中ヘ物成ヲ渡サヌ類多シ、其儉約ヲスベキ樣ナキ子細ヲ詮議スルニ、大名ノ格ト云物ニ支テ、今ハ石ニテ手ヲ詰タル樣ニ成テ、儉約ヲスベキ樣無ナリタリ、其格ト云物ハ、朝夕ノ身ノ持樣、衣服飲食器物家居、人ノ使方奧方ノ作法、音信贈答使者ノ次第、御城下徘徊ノ供廻リ、道中ノ次第ヨリ冠婚喪祭ノ禮迄、古ノ制度ニモ非ズ、亦公儀ヨリ定メ玉フ法ニモ非ズ、世ノ風俗ニテ自然ト奢美ニナリタルニ、傍ヲ見合セ並ヲ見合セ、時ノ風俗ニテ出來タルコトノ年久ク取行フ故、當時ニ至リテハ是ヲ格ト號テ、其身モ家來モ脇ヨリモ一大事ノコトト心得、此格ヲハヅレテハ、大名ト云詮無シト思フ人ノ心也、其中ニ末ノ考モ無ク仕タル事共、多クハ世ノ奢ニ連レテ出來タル時行リゴトノ年久クナリテ、堅マリタル事ニテ、役體モ無コトドモ也、去ドモ是ヲ格ト覺居ル故、是ヲ少モ損益スルコト不レ成、石ニテ手ヲ詰タル樣也、就レ中內證ノ奢、近來ハ以ノ外ニ超過ス、其起リ大名ノ內ニ公家ト緣組ヲシタル者ガ、上方ノ者ニ誑サレテ出來タル格多シ、公家ハ高位ナレドモ、小身ナレバ何ノ結構ナルコトハ元來無レ之、去ドモ堂上方ヲ初メ、京都ノ人情大名ヲ誑シ、物ヲ取ルコトヲ專一トスル風俗也、彼ノ公家ノ娘ニ付來ル女房、多ハ町人ノ娘良分ナルカ、坊官列當神主ノ娘也、此輩己ガ御庇ヲ蒙ルベキ爲メニ、種々ノ故實ヲ拵ヘ、物ゴトニ高大ニ結構ナルコトヲ云掛レバ、婿殿元來公家ト緣ヲ組ム心根、女房ノ高家ナルヲ自慢ニ思フヨリ出タルコトナレバ、彼上方者ノ云コトヲ

バ、尤ト同心シテ、種々ノ奢ヲスルニ、其體如何樣ニモ子細ラシク宜キ樣ナレバ、其風他ヘモ押移リテ、今ハ自然ト江戸中一統ニ、大名ノ奥方ノ格ト云事ニ成タル也、其上ニ御先々前御代ノ比ヨリ、子ヲ持タル妾ヲ御部屋ト名付、家來ヨリハ樣付ニスル、親類ヘモ嗚呼ガマシク贈答ヲスルコトニ成、其女ノ召仕モ、本妻ノ召仕トサノミ替ラヌコトニナリ、其上御部屋トナル者、多ハ妓娼アガリナレバ、右ノ上ニ亦ハデナル風俗モ加リ、夫モ今ハ格トヤラン云コトニ成タリ、又僅ノコトナレドモ御先手ノ旗本ヲ大名ノ勾引ニ憑ム事ナリ、是ハ何ヨリ起ルト云ニ、昔ハ御先手ト云者ハ、武役ノ重役ナル故、御旗本ノ内ニテモ、双金ヲナラス輩多ク是ニナル故、御老中ノ前ニテモ善ク物ヲ云故、是ヲ憑デ内意ナドヲ聞合セタル事也、今ハ御先手ハ御旗本ノ掃溜ト號シテ、御役人ノ内々ノ役ニ不レ立ノスル事也、去ニヨリ昔トハ異リ、中々物云事モ不レ成レドモ、殿中ヘ自由ニ出テ、方々聞繕ヒ、似ツコラシキ事ヲ云聞セテ勾引ヲスル事也、勾引ニ頼メバ、毎年定テ物ヲ送ル、其外ニモ何ゾ一事聞合セヲ頼メバ、其儘禮ヲ遣ス、火事ニモ逢ヒ、吉凶ノ事ニテモ有バ、合力ヲスル、其上ニ婚禮ノ節ハ是非共是ヲ頼ムコト也、今ハ事御先手ノ役ノ樣也、依レ之奥方ヘモ出入、心易ク仕掛テ、一向ニ物ヲネダリ取ル、其外坊主御徒御徒目附伊賀ノ類、何ゾ一色頼メバ禮ヲスル、一度禮ヲスレバ、毎事毎年スル、少シ遲ケレバ來テネダル、ケ樣ナルコトニテモ、例ノ格ト云フコトヲ引テ、格ニ合スト云テネダルコト也、就レ中諸大名家家ニ留守居ト云者ヲ置テ、傍ヲ見合セ並ヲ聞合スルヲ專一ニサセ、主人モ家老モ是ヲ一大事ト心得ル、

其間合スルコトヲ見レバ、何ノヘンテツモ無キ筈ノ轉ビタル程ノコト也、是皆諸大名公儀ヲ大切ニスル餘ニ、瑣細成コト迄モ程拍子ヲ合セントスルヨリ起タルコトニテ、此留守居ト云物ニテ、例ノ格ノ名ヲ付タル事ヲ、愈堅固ニ持事也、扨其留守居ト云者、諸家一ツニ組合テ仲間ト稱シ、酒宴遊興ニ主人ノ物ヲ使ヒ、是ヲ主人ヘノ奉公ト稱シ、扨公儀ヲ鼻ニカケ、主人ノ掟ヲ不レ用、仲間ニ暇ニテモ出サレタル者アレバ、其仲間ニテ闔置テ、其跡役ヲバ仲間ヘ入レズ、主人ニ困ラスル仕形、當時所々ニ多キ事也、總ジテ大名ノ第一トスベキ事ハ、家中ノ治メ民ノ治メヲ善シテ身帶ヲ磨切ラズ、武備ヲ不レ失、末永ク參勤交代ヲ勤メテ、上ヲ守護シ奉ル事也、扨平日公儀ノ勤ハ大格サヘ違ハズンバ、些少ノ事ハ人々ノ了簡次第ニテ、少早クトモ遲クトモ、少シ出入有テモ、苦カルマジキ事成ニ、何事モ本ヲ取失ヒ、只傍ヲ間合セ一統ニスル風俗成上、御年寄ドモノ取捌モ心得違多キ故、留守居無テハ叶ハズ、其家ノ家老モ樂ヲ好デ、主人ヲ大切ニセヌ故、留守居ヲ立居テ、公邊ノ勤ニハ構ヌ也、如レ此子細ナルニヨリテ、大名ノ身上ノ儉約、今ハ爲ベキ樣無ナクタル也、昔ハ大名ニ物ヲ遣スコト上策ナレドモ、今ハ諸大名ノ困窮至極ニ成タレバ、身上ヲ能保テ永々參勤交代ノ成ル樣ニスルコト、是當時ノ良策ナルベシ、其仕方ハ是モ公儀ト同斷ニテ、其國ヨリ出ル物ヲ直ニ取用テ、金ニテ物ヲ調ベヌ仕方有ベシ、家中ノ武士ヲバ、皆知行所ヲ割與テ、面々ノ知行所ニ居住シ、城下ヘ勤番ヲスル樣ニシ、サテ參勤ノ節召連ル人數ヲ殊外ニ減少シ、御城下往來ノ供廻モ隨分ニ減少シ、奥方ノ作法ヨリ始リ、其身ノ持樣ノ

衣服飲食器財家居、人ノ使樣、音信贈答使者ノ次第、冠婚喪祭ノ禮迄、其官位知行高ニ應ジ、何レモ隨分物入少ク、取續キノ成樣ニ積リテ、上ヨリ改テ制度ヲ立玉フベキ事也、公儀ニ計制度ヲ立テ、夫ニ可レ準抔ト有樣成事ニテハ、今迄並ヲ見合仕來タル事、既ニ格ト名ヲ付タルナレバ、公儀ヨリ新ニ制度ヲ立玉ハネバ、中々破リ難事ニテ、是ヲ不レ破シテハ、諸大名ノ身上ハ直ルベカラザルコト也

一 御旗本ノ諸士ノ困窮ヲ直ス事、前ニ段々云タル如ク、知行所ニ置テ旅宿ノ境界ヲ改ルト、制度ヲ立ルトニテ困窮ヲ救フベシ、但シ知行所ニ指置ニ付テハ、所ヲ賑ス心掛可レ有也、某久ク田舍ニスミテ直ニモ見、又其後モ田舍ヨリ來人ノ話ヲ聞ニ、百姓ハ愚ナル者ニテ、所ニテ前ヨリ仕來ラザルコトヲバ、サリトハセヌ物也、是ハ其地頭ヨリ下知シテ、或ハ桑ヲ樹テ蠶ヲサセ、或ハ麻ヲ植、漆ヲ植、楮ヲ植、惣ジテ山ヲ立サセ、何ニ付テモ地ノ利ヲ見立テ、所ノ賑フ樣ナ仕方有ベシ、古ヨリ民ノ治ニ勸農ト云コトノ有ハ此事也、水戸ノ義公水戸ニテ紙ヲ漉セ、茶ヲ植サセ、海際ノ川ニ海苔ヲ仕付、白魚ヲマキ、種々ノコトヲ被二仰付一、昔ハ水戸ニ無キ物今ハ出ル也、又龜井隱岐守ガ家老ノ了簡ニテ、石見ニ木ノ曲多ヲ考ヘ、鞍打ヲ招寄セ鞍ヲ打セ、夫ヨリ津和野ヨリ鞍出來ル、隱岐守諸方ヘ音信ニモ用レ之、斯樣ナル類ノコト幾等モ有テ、民ノ爲、土地ノ爲、地頭ノ爲賑ニ成ベキ也、百工ノ業ニモ御當地京都大坂抔ニテハ成難コトモ有ベシ、某唐紙唐筆ニテ無レバ、物書レヌ故、諸方ヲ承合セ、日本ノ内ニテモ、唐紙ヲ漉唐筆ヲ結フ人有ヤト尋ネ求シニ、唐紙ハ此以前大坂ニテ漉出シタレドモ、物入多故商賣ニ成ヌトテ

止タリトホル、唐筆ハ弟子共ノ中ニ、能指圖ヲシテ結スル者有ドモ、是モ工手間掛テ損也トテ不レ結、活版ト云物調法成物ナレドモ、是又御當地ナドニテハ工手間掛故、板彫ルヨリハ却テ損也、石摺モ誠ノ仕方ハ、工手間掛ル故成難シ、織物ノ類ヲ京都ニテ織セドモ、是モ唐ノ如スレバ物入多キ故、何レモ薄ク織出シテ唐ニハ劣ル、是皆店賃高ク諸色高直ナル故、何事モ掛リ物多ク成テ、美物ハ出來セズ、某唐半弓ノ仕樣ヲ人ニ教ヘサセタルニ、書籍ニ在通リ成程出來テ、弓ノ力モ隨分ニ強ク良レドモ、御當地ニテスル故物入多ク、又手間ドル故、商人抔ハ中々スマジキ也、弩弓ヲサセタルニ、是モ能出來タレドモ、御當地ニ良竹無シ、遠國ニハ樣々ノ竹有ベケレドモ、商人抔ハ己ガ渡世利倍ヲ第一トシテ、容易ク賣ラル、物計リヲ御當地へ持來ル故爲方無シ、筆抔モ御當地ニハ竹無テ、細工成難シ、此類ノ事モ武家メル人田舍ニ住デ、物ヲ仕立ル心有ラバ、異國ノ物古ノ物モ、今復世界ニ多ク出來スベキ事也

以上段々記タル通、制度ヲ立ルト、旅宿ノ境界ヲ止ルト、此二ツ困窮ヲ救フノ根本也、セハシナキ風俗ノ事ハ、上ノ思召老中ノ意得ニ有事ナレバ、今更是ヲ止ル仕形トテ別ニハ無シ、大體此通ナレドモ、困窮ノ上ニモ、近年困窮甚敷成タル子細三色有、一ツニハ、諸色ノ直段高直ニ成タルコト、二ツニハ、金銀ノ數減少シタル事、三ツニハ、借貸ノ路塞リテ、金銀少ク通用セザル事是也、依レ之此三色ノ手當ナキ時ハ行支有ベキ也、其手當ノ方左ニ記ス

一 諸色ノ直段ノコトハ、上ノ御世話ニテ少々ハ下直ニ成タル樣ナレドモ、其取捌根本諸色ノ直段、

年ヲ逐テ段々ニ高直ニ成謂アリ、是ニ立入ラザル時ハ、皆當分ノ作略ニテ、何ノ用ニモ不レ立コト也、只今金ノ員數、元祿金乾金ノ時分ノ半分ニナリ、銀ハ四ツ寶ノ時ノ三分一也、サレバ諸色ノ直段、元祿金乾金時分ノ半分ヨリ内ニ下ラザレバ、未ダ本ノ位ニ非ズ、此四五十年以前ニ比スレバ、多ハ十倍廿倍也、サレバ世界ノ困窮尤ノコトニテ、是ヲ下ル道ヲ吟味セズシテ不レ叶コト也、其下直ニスル道ヲ知ル事ハ、先段々高直ニ成タル謂ヲ不レ知シテハ、手段ヲスベキ様ナシ、扨其物ノ直段段々高直ニナリタル子細、一品ニ非ズ、様々ノ謂アリ、先第一ニハ、國々ヨリ出ル諸物、多クハ地頭ヘ運上ヲ取ルニ、請負ノ者直段ヲ次第ニセリ上ゲテ、手前ヘセリ落スコト故、物ノ直段次第ニ高直ニ成也、其運上ハ其大名ノ遣料ト成、又ハ借金ノ方ヘ振向テ有也、依レ之當時大名既ニ困窮シタル上ハ、彌直段下リ難キ也、是ヲ下ル仕方甚難シ、第一御城下ノ宿賃甚高直ナル故、諸商人皆是ヲ利倍ノ算用ニ入ルニ依テ、直段下ラヌ也、某ノ祖父伊勢ノ國ニ先祖ノ手作シタル田地有シヲ、夫ヲ賣テ僅ニ五十兩ニテ調タル町屋敷有シガ、其後父ガ代ニ人ニ賣シニ、其屋敷此三十年程以前ニハ、早二千兩ノ沽券ニナリタルト承ル、右祖父ガ調タル事ハ、天草ヨリ餘程前ノ事ナレバ、八十年計以前ノコト也、如レ此ニ其時ト今トハ宿賃四十倍ノ上ニ成タレバ、物ノ直段高直ニナリタルコト尤ノコト也、此下ル仕形心得有ベシ、扨又用ル者多キ故ニ高直ニ成ル也、此用ル者多キハ、制度無ヨリ起レリ、元來貴人ハ美物ヲ用ヒ、賤キ者ハ惡キ者ヲ用ル時ハ、物各其宜ヲ得ル故、諸色高直ニハナラザルコトヲ、今ハ賤キ者迄モ美物ヲ用ルト云ハ、

如何樣ノコトナレバ、御城下ニ來リ集ル民ハ、本ハ田舍ノ者ニテ、麥粟稗等ノ雜穀ヲ食シ、濁酒ヲ飲ミ、味噌ヲモ食セズ、スクモ火ヲ焚、麻木綿ヲ織テ着シ、筵薦ノ上ニ寢臥ヲシタル者ガ、心儘ニ御城下ニ來リ住スル故、米味噌ヲ食シ、薪ヲ焚炭火ニ當リ、衣服モ買調テ着シ、美酒ヲ飲、田舍ニ無障子ヲ立、天井ヲ張、唐紙ヲ張、疊ヲ敷、蚊帳ヲツリ抔スルコトハ、棒手フリモ皆如レ此、少モ能町人ハ、衣服食事家居器物迄モ、金サヘ有バ大名ト同ジコトニテ、誰制スル者モナシ、是諸物ヲ用ル人多キ故、諸色ノ高直ナルコト尤也、是ノミニ非ズ、田舍ノ者モ江戸ノ御城下ヲ見習ヒテ、是又金次第ニ、何事モ江戸ノ町人ニ負ジ劣ジト奢ヲスル事ニ今ハナリタリ、武家ノ數ト町人百姓ノ數トヲ比量シテ見ンニ、町人百姓ノ人數武家ノ百増倍ナルベシ、其人ドモニ制度無キ故、何レモ金次第ニ美物ヲ用ル事ニ成タルナレバ、物ノ直段未サマデハ上ラヌ樣也、是又諸色ヲ作リ出ス人モ、代トツレテ多ク成タル故ニ、有ノ人積リ程ハ上ラネドモ、天地ヨリ生ズル物ニハ限アル故、用ルノ多ニ依テ如レ此上リタル也、如レ此田舍ヘモヒロガル事一旦ノコトニ非ズ、年々ヲ積テ段々廣ガリ行事ナル故、四五十年以前ト只今ト、諸色ノ直段十増倍ノ上ニ成タル也、平人ハ扨置キ乞食ノ輩迄、江戸モ田舍モ今ハ平人ト替リ無ハ、奇怪ノ事ナラズヤ、如レ此用ル人多キ故、物ノ直段高直ニ成タルナレバ、制度ヲ立テ町人百姓ヲ嚴ク制度セバ、諸色過半下直ニ成ベシ、又都モ田舍モ武家皆旅宿ニテ、金ニテ物ヲ買調テ用ヲ辨ゼントスル故、商人ノ勢盛ニ成テ、日本國中ノ商人通ジテ一枚ト成、物ノ直段モ遠國ト御城下ト釣合テ居ル故、數百

萬人ノ商人一枚ニナリタル勢ニハ勝レヌ事ニテ、何程御城下ニテ御下知有テモ、物ノ直段下ラヌ筋モ有、亦物ノ出所遠國ヨリ江戸迄參ル間ニテハ、段々幾次次デモ參リ屆クニ、其段々次タル所々ニテ皆夫々ニ利ヲ儲ルコト、道中ノ賃銀ノ外ナル故、掛リ莫大ニ成テ、物ノ直段高直ナル筋モ有、又商人盛ニナレバ、商人ノ心ハ職人百姓トハ違ヒ、本骨折ズシテ坐テ利ヲ儲ル者ナルガ、尙又上手ニ成テ商ヲセズシテ、只口米ヲ取テ渡世ヲスル仕形ヲ工夫シテ、其筋近頃益上手ニ成、仲間ヲ立テ黨ヲ與ミ、本ジメト成、居ナガラニ渡世ヲセントスル故、掛リ愈莫大ニ成テ、物ノ直段下ラヌ也、此處ハ商人ノ上ノ妙術ナレバ、奉行御役人モ其情ニ達セズ、又シメ賣ノコト昔ハ未初心ニテ、其物ヲ藏ヘ買込テ置タル故、其子細知レ易シ、今ハ物ノ出ル元ヘ、金ヲ前方ヨリ遣シ置テ人ニ賣セネバ、高ク可賣モ、易ク可賣モ我心次第ナレ共、未高ク賣出サヌ內ハ、只易ク買ベキ爲ノ計也ト外ヨリハ見ユル也、或ハ甲州ヨリ葡萄ヲ賣ニ來ル商人ノ直段ヲ上ントテハ、五駄モ三駄モ谷ヘホカシテ棄ルト云、得ヲ取ルベキ爲ニ損ヲスルハ、極テ人ノ思ヒ付ヌ了簡也、皆商人至極ニ成タル故、智慧ニ智慧ヲ研テ、大形垣ノ上ニ上リ詰タレバ、諸色ノ直段奉行ノ下知ニテ下ルコトハ成難カルベシ、去ドモ是等ハ末ノコト也、末ニ取付テハ、中々商人ノ智慧ニハ及難シ、畢竟スル所、皆武家旅宿ノ境界ヨリ出タル惡弊ナル故。其本ニ復リテ武家ヲ皆々土ニ在付置テ、卷末ニ記シタル米ヲシムル一術ヲ用ヒバ、商人ノ勢忽ニ衰テ、物ノ直段ハ心ノ儘ニ成ベシ、然レバ畢竟物ノ直段高キモ、旅宿ノ境界ト制度無トノ二ツニ歸スルコト也

一　金銀ノ數減少シタル事、世間ノ困窮ニナル事ハ、金銀大分ニ持シ者モ世ノ困窮ニ連テハ自ト半身代ニ成ルニ依テ、金ヲ出シテ米ヲ買フコトナラズ、依レ之米價下直ニ成故、武家モ百姓モ皆半身代ニ成テ、世界困窮シタル也、然ヲ一年至極豐年ナリシ故、米價至極ニ易ク成タルト云人アレドモ、夫ハ世界ノ全體ヲ呑込ヌ愚昧ノ人ノ云事也、尤豐年ナレバ米價ハ易クナル筈ノコトニテ、左樣ノ筋モ少ハ手傳タルベケレドモ、全體ノ所左樣ナルコトニテハナシ、一年ノ豐年百年以來ノ豐年抔ト沙汰スレドモ、夫ハ何ヲ割符ニシテ云コトヤラン、買物ヲシ賣物ヲスル事ハ、家々ニテ帳ニモ付置ク物ナレドモ、夫サヘ五六箇年以前ノ物ノ直段ハ、今覺ヘタル人無、增テ田地ヨリ收納スル米ノ多少ヲ帳ニ附タル百姓モ無シ、二三十年以來ノ豐年タルベキヲ、殊ノ外ニ下直ナルニテ、百年以來ノ豐年トハ取沙汰スル也、某田舍ニ居住シテ見ケルニ、百姓程取締リ無キ埒モ無キ者ハナシ、米秋ニハ米ヲメツタニ食シ、麥秋ニハ麥ヲメツタニ食シ、年貢ニ納メ種ニ殘スベキ了簡ハ曾テ無レ之者也、左樣ナル者ガ何トシテ百年以來ニ無キ豐年ノ、二三十年ニ無キ豐年ノト云程ラヒノ覺ノ有ベキ、其上昔ハ在々ニ殊ノ外錢拂底ニテ、一切ノ物ヲ錢ニテハ不レ買、皆米麥ニテ買タル事、某田舍ニテ覺タルコト也、近年ノ樣子ヲ聞合スルニ、元祿ノ比ヨリ田舍ヘモ錢行渡テ、錢ニテ物ヲ買事ニナツタリ、サレバ金銀ノ員數ヲ元祿ノ比ニ比スレバ半分ヨリ內ニ減ジタレドモ、慶長ノ昔ニ返ル故、慶長比ノ如ク世モ過易キ筈ノ事也、金銀ノ性ヨクナリタレバ、諸色モ下直ニ成筈ノ事ナレドモ、町人ノイタヅラニテ、諸色ノ直段ヲ下ゲヌト云フ人ア

レドモ是又世界ノ有樣ヲ知ヌ人ノ云タル事也、慶長ノ比ヨリ今日ニ至テハ、既ニ百年ニ及ブ、其時ヨリハ段々ニ世上ノ人高下貴賤ニ不レ限、人々ノ身持家ノ暮シ方不レ覺奢ニナリ、今ハ又其奢世ノ風俗ト成テ、世界ノ常ト成故、是ヲ止ムベキ樣無シ、其子細ハ前ニ云タル如ク、元來制度無ヨリ起テ、人々ノ暮シ方ニ物入多ク成タリ、一事ヲ擧テ云ハヾ、奴婢ノ類ノ給金高直ニ成タリ、彼者ドモガ暮シ方ヲ詮議スルニ、伽羅ノ油元結ヲ調ヘ、刻ミ煙草ヲカヒ、請人ニ判錢ヲ出シ、口入ニ口入錢ヲ出シ、少シ久ク濟兼テ宿ニ久ク居レバ、宿拂ヲ出スニ、諸色高直成故是モ多シ、奉公ノ内布子帷子ヲ着ルニ、是亦昔ヨリハ直段高シ、酒屋ニ樽拾ト云御用ト云者有テ、下々酒ヲ調ルコト自由ナル故、寒氣ヲ防グ爲ニ調テ飲ム、此類ノ物入引渡シテ見レバ、取タル給金ニテハ足ラスホド也、此五六十年以前ハ伽羅ノ油ツケルコトモナシ、元結ハ手前ニテヨリ、或ハ主人ノ下ヲ用ル、刻ミ煙草賣モノ世間ニ無テ葉タバコヲ調ル故、價半ヨリ内也、判錢モ僅ノコト也、口入錢ト云コトハナシ、宿拂モ少シ、衣類モヤスシ、樽拾ト云者モ無レバ、酒ヲノムコト不自由也、此等ニ依テ見レバ、下々一人ノ身ノ上ニテモ、物入多キ世界ニ成タリ、夫ヨリ段々ヨキ人一人ノ身ノ上ニ物入多ク成タル也、此三四十年以前ハ、同心ノ家ニ疊ヲ敷タル家ナシ、上下ヲ着ルコトナシ、今ハ疊ヲ敷、唐紙ヲ立、家居モ身上ヨケレバ、與力トサノミ替ナシ、上下ヲ着テ出タル所ハヨキ知行取也、御入國初ノ比ハ武家ノ若黨ノ袴着ルコトナシ、紬以上着ルコトナシ、今モ尾州ニハ古風殘テ、家中ノ若黨木綿布子ニ大小計也、是其初御旗本ハ御直參ナ

ル故、諸大名ト替リ無、御旗本ノ家來金切米取ル者モ、諸大名ノ家來ノ知行取者ト同格也ト云ヨリ起テ、今ハ家中ノ若黨迄結構ニ成タル也、昔ハ年貢ヲ强ク取レドモ百姓潰レズ、今ハ惣體年貢易ナリ、其易キ處富ト成テ、少シ高ケレバ早身上潰ル丶モ、百姓ノ暮シ總體奢テ、其奢今ハ常ト成、是ラノコトガナラネバ、百姓一分トテ門ヲ張リテハ居ラレヌト思故也、是亦元來制度無キ世界ニテ、金サヘアレバ如何樣ノコトモ成ト云所ヨリ、世界ノ風俗段々ニ奢ニ成タル故也、世界皆如レ此ニ成タル故、世界ノ金人々ヘ引張タラズ、諸色モ高直ニ成タルコト也、寛文ノ中比ヨリハヤ世界ソロソロトケ樣成筋ニ趣ケルト見ヘテ、伊丹播磨守御勘定頭タリシ時、竊ニ念比ニシタリシ人ニ私語タリシハ、公儀ノ御使用入ルヲ計リテ出ルヲ校レバ、早出ル方多ク成テ、御藏ノ金ヲ毎年一二萬兩程ヅツ足ス也、御代久ク傳リタル後ハ、御役人難儀ヲ致スベシト申タリシコトヲ、父ガ語リテ聞セタリシ、夫ヨリ御藏頻ニ明タル故ニヤ、御先々前御代ノ時、日光御社參ノコト兩度迄仰出サレタリシカドモ、御物入ノ所ニテ差支テ事止タリ、然レドモ遂ニ御社參無キコトヲ御氣ノ毒ニ被二思召一、御役人ニ善ク了簡ヲ申上シムル時、荻原近江守御社參有テノ上ニ御上洛有テモ、御物入ニ手支マジキ思案有トテ申立テ、元祿金銀吹改テ御藏ニ金充タリシニ、程ナク大地震ニテ御藏ノ金皆普請ニ入リ、其金民間ニ廣マリ、民間金復多クナリシ故、人ハ彌奢リ、商人彌利ヲ得テ、一人ノ身一軒ノ家ニテモ、物入ノ品多ナリ、又竈ノ數一軒ハ二軒ニフエ、二軒ハ四軒五軒ニフエタリ、御城下ノ端々ニ家居立續キタルコト、亦田舍ノ末々迄商人ノ一

面ニ行渡リスルコト、某覺ヘテモ元祿以後ノコト也、然ヲ今金銀半分ノ内ニ減リ、慶長ノ昔ニ返レドモ、世界ノ奢リ風俗ノ常ト成タル所ハ、慶長ノ比ト遙ニ別也、コヘタル竈モ昔ニ復ラザレバ、半身代ニナリテ世界困窮ナル筈ノ事成ヲ、世界ハ善ナル筈ト云ハ、世界ノ全體ノ姿ヲ知ラズ、愚昧ト云ベシ、諸色高直ニナル子細ハ、元祿ノ時金銀ニ歩ヲ入テ、金銀ノ位惡ク成故ニ高直ニ成ルニモ非ズ、亦金銀ノ員數フヘタル故ニ、高直ニ成タルニモ非ズ、元來旅宿ノ境界ニ制度無キ故、世界ノ商人盛ニ成ヨリ事起テ、樣々ノ事ヲ取雜ゼテ、次第〱ニ物ノ直段高ク成タル上ニ、元祿ニ金銀フヘタルヨリ、人々奢リ益々盛ニ成、田舍迄モ商人行渡リ、諸色ヲ用ル人益多クナル故、益高直ニ成タル也、左樣ニ成タル世ノ有樣ヲバ、其儘ニ仕置テ、當時金銀計ヲ半減ニナシタル故、世界半身代ト成テ金銀引張不レ足、依レ之世界再困窮シタル事明也、元祿ノ時分モ、金銀フヘタル勢ニ乘ジテ、世界ノ旅宿ヲ改メ、物ノ制度ヲ立タラバ、世ハケ樣ニ成間敷也、當時前ニモ言如ク、旅宿ノ境界ヲ止テ、物ノ制度ヲ立、能ク得トユリスハリタルナラバ、金銀正德ノ半減ニナリタルトテモ、世界モ困窮爲間敷事ナレドモ、既ニ如レ此困窮シタルヲ不レ直シテハ、旅宿ノ境界ヲ止ル事モ、物ノ制度ヲ立ル事モ、甚以難事也、總ジテ世界ノ有樣ヲ仕替ル事ハ、人々ノ仕ナレタル筋ヲ引替ル事成バ、人々ノ心ノ趣キ難事也、騷動ニ成テ世界彌困窮ニ成行、先ノ善コトハ待難カルベシ、只當分世界ノ甚賑フコトヲ執行ハズンバ有ベカラズ、當時如何樣ノコトヲシテ、世界ヲバ賑スベキト工夫スルニ、錢ヲ鑄ルニ若ハ無シ、總ジテ金銀ヲ

金付石ニテ試テ、位ノ善ナド云ハ、兩替屋抔ノ云コトニテ、大ニ愚ナルコト也、其子細ハ元祿ニ金銀ニ歩ヲ入レテ、金ノ性惡ケレドモ、錢ノ直段左迄替ネバ、慶長モ金ノ位替ルコト無シ、當時元祿金銀ヲ吹拔テ、性ハ美ク成タレドモ、錢ノ直段元祿ト替ネバ、是亦元祿ト全ク位替ヌ也、位替ネバ一兩ハヤハリ一兩也、一兩ヲ二兩ニモ使ハレズ、サレバ性能成タル詮ハナシ、元祿ノ金銀ヲ吹キ直サズ、性ノ惡キ儘ニシテ、世界ノ金銀ヲ半分ヨリ內ニ減ジタルト全ク同意也、サレバ世界困窮シタルハズノコト也、今錢ヲ夥クフキ出シテ、一兩ニ七八貫文ニシタラバ、金銀ノ員數半分ニ減ジタレドモ、位一倍ヨク成ル故、元祿ノ金銀ヲヤハリ吹直サズニ置テ、金銀ノ員數如レ元成ト全ク同意成ベシ、金銀ノ誠ノ位ト云物ハ、錢高ク成バ位下リテ、金銀ノ威光働少ク、錢安ク成バ位上リテ、金銀ノ威光働强ナル事ニテ、金銀ノ性ノ美ハ何ノ詮モ無事也、タトヘバ召仕ヲ夥持タル者ヲ大身トシ、召仕ノ少ヲ小身者トスルガ如シ、然ヲ錢ノ員數少ケレバ、錢ノ位貴クナルユヘ、金銀モ夫ニ連テ貴ト云人アレドモ、夫ハ物ノ情ヲ全ク知ラヌ人ニテ、是非ヲ變亂スル利口ノ佞人ナリ、惣ジテ直段ノ至極ニ下直ナルハ、錢一文ニテ賣コトニテ、是ヨリ下直成物ナシ、錢少ク成テ貴トテ、一文ヲ二ツニモ三ツニモ割テハ使ハレヌ者也、故ニ錢ヲバ至極ノ安キ物ニ極テ、是ヲ土臺ニシテ金銀ノ威光働ノ强キ弱キハ見ル事也、右ノ道理ナル故、錢ヲ夥ク出ス時ハ、金銀ノ半減ニ成タルハ、左迄苦ニハ不レ成コト也、サレドモ錢ヲ只殖シタル計ニテ、旅宿ノ境界ヲ不レ改制度ヲ立ズンバ、當分ハ世界潤フ様成ベケレドモ、只元祿金銀ヲ其マ

マニ手ヲ付ズ、ヤハリ置タル心持成故、世界ノ奢モ亦盛ニ成テ、果ハ亦困窮ニ可ㇾ成也、扨錢ノ直段ノコト、慶長ノ頃ハ一兩ニ四貫文也ト承ル、其錢國々ヘ行渡テ、段々不足スル故、松平伊豆守大佛ヲ鑄潰シテ錢トスルヨリ、錢ノ員數殖テ、此三四十年以前ハ一兩ニ五貫文シタリ、元祿ノ比ヨリ復四貫文ニ成、正徳ノ末ニ一歩ニ六七百文シタルハ、乾金ノ吹直ルベキコトヲ知テ、損ヲ爲間敷爲ニ急ニ上タルコト成バ、商人ノ私曲ニテ、錢ノ員數ニ依テノコトニテハ無也、今亦一兩ニ四貫文ノ內外ニ成テ、夫ヨリ下ヘ下ラヌコト、是錢ノ減少シタル筋有、其道理二ツ有、一ツニハ、錢ノ員數少クナラズトモ、元祿以後取分テ商人田舍ノ末々、山ノ奥迄モ行渡ニ依テ、金銀錢ドモ田舍ニ多ク成行タル也、金銀ハ旅ニ自由ニ持ルヽ故、遠方ヨリモ早ク歸コト成ドモ、錢ハ重キ物ニテ旅ヲ所持スルニ不便利成物ナル上ニ、田舍迄モ商人行渡テ、田舍ノ者ドモ今ハ物ヲ買コトヲ知タレバ、不斷ノ小用ハ錢ニテ足スコト成故、錢ハ皆其所々ヨリ御城下ヘハ歸兼ルコト也、依ㇾ之錢ノ員數減少セズトモ、商人ノ廣ク行渡ル程、錢引張足ラヌ道理ニテ不足スル事也、二ツニハ、實ニ減少シタル事有、松平伊豆守佛ノ大慈大悲ヲ能會得シテ、大佛ヲ鑄潰シテ錢ニ吹タルヲ、後生願ノ者共勿體無事也トテ其錢ヲ見當リ次第拾ヒ聚テ、佛像ヲ鑄或ハ鐘ヲ鑄ル鑪ノ內ヘ入テ、今ハ大形無ク成タリ、件ノ大佛錢ハ點畫ニ易リ有テ、見分ノ成故也、其外火事ニモ燒ケ、亦湯殿山ノ水中ヘモ投入、淺間山ノ火中ヘモ投入、六道錢トテ地中ニモ埋、積リ積リテ莫大成ベケレバ、實ニ減少シタル成ベシ、扨錢ヲ夥鑄出サンニハ、當時長崎ニテ金高極

リテ、銅ヲ異國ハ渡サルヽコト成バ、銅拂底ニテ指支ヘ有ベシ、總體銅ノ拂底ニ成タルニ子細有、此三四十年此方、御城下ハ勿論、田舍ノ末々迄、小寺小院鐘ヲ鑄ザルハ無シ、六十餘州ヲ詮議セバ、莫大ノ銅成ベシ、小キ佛像抔ノ數モ夥ク成タリ、佛像モ餘リニ夥成バ、信仰ハ次第ニ薄ク成コトナレバ、佛法ノ爲ニモ宜カラザルコト也、殊ニ鐘功德ト云ハ、人ノ眠ヲ覺シ、六時勤行ノ時ヲ教ヘ、十二時ノ移行ヲ知ラセテ、無常ヲ觀ズル便トシ、亦大叢林ニテハ、峯々谷々ノ衆僧ヲ呼集ル用事ノ爲ニ鐘ヲツクコト也、然ニ鐘樓モ無キ小寺小院ノツク人サヘモ無寺ニテ、旦那ヲ勸進シテ、鐘ヲ軒下ニツリ置タルハ何ノ爲ナルゾヤ、ツカヌ鐘ニハ聲ナシ、聲ナクテハ何ノ功德ノ有ルベキ様ナシ、誠ノ無用ノ物也、此等ノ類其外世間ニ有ル無用ノ銅器ヲ鑄潰シ、錢ニ鑄立バ何程モ出來シ、夫ニテ世界ノ困窮ヲ救ハヾ、佛ノ大慈大悲ニモ叶フベン、但シ俗人ノ取捌ニテ、寺々ノ鐘ヲ取上ルコト、愚ナル人ノ情ニ逆フベケレバ、智德有高僧ニ御相談有テ、教化サセテ、其上ニテ乾トシタル寺ノ鐘樓モ有、鐘ヲモ撞テ用事ノ有寺計ヲ殘シ置テ、其外ノ小寺小院ノ鐘ヲバ、悉ク錢ニ鑄サセ、其錢ヲバ其寺々ニ下サレテ、寺ノ修理ニ用ヒ度コト也、扨錢ハ道中ヲ運ブコト不便利ナル物ナル間、大名ノ城下〱ニテモ、心儘ニ鑄サスベキコト也、異國ニテモ錢ハ國々ニ於テ、其國ノ名ヲ裏形ニ付タルコト也、扨又湯殿淺間ノ麓ニテ、紙錢ヲ賣セテ、是ヲ火ノ中水ノ中ヘ投入サスベシ、サレバ別當ノ爲、其山ノ爲ニモ成テ、世間ノ實消失マジ、元來僧ニハ金銀米錢ヲ供シ、佛神ニハ紙錢ヲ用ルコト古法也、是ハ彼方ニ御用ナキ物ナレド

モ、此方ノ誠ヲアラハス爲計ナレバ也、今モ天台宗ノ儀式ニハ紙錢アル也、亦死人ノ棺ヘ入ル、モ紙錢ナルベシ、聖人ノ法ニモ明器トテ、人ノ用ニ立ツ器ハ入レズ、用ニタヽヌ物ヲ棺ノ中ヘハ入ル、事ナル故、異國ハ皆如レ此、右ノ如ク法ヲ立バ、錢ノ減少スルコトハ、以來少カルベキ也

一 借貸ノ道塞ルト云ヘルハ、近年借貸ノ公事多ハ相對ニ成テ、大形ハ捌カヌコトニ成タル故、金銀皆金持ノ手前ニ固リ居テ、世界ヘ流通セヌ故、金銀ノ德用薄ク成テ、世界困窮シタル筋アリ、古來金銀ヲ用ヒズ、錢計ヲ用ヒタル代ニ、錢ト云文字ハ、元ト泉ト云字也、錢ノ用ハ泉ノ地中ヲ流行スル如ク、世界ヲ走廻リテ世界ヲ潤スニ象テ、泉ト名付タルヲ、後ノ代ニ錢ト字ヲ書更タル也、サレバ金銀モ亦其如ク、世界ヲ旋ル事金銀ノ德也、金持トテモ常仕金ヲ手ニ握テ居ル者ニ非ズ、大形ハ券計也、扨ハ諸物ト成テ有ナリ、實ノ金銀ハ一所ニ所ヲ定ズ、方々所々ヲ旋リ行ク故、百兩ノ金ハ十萬兩餘ノ金ト成リテ、書付ニテ見レバ十萬餘アレドモ、金ヲ集テ見レバ僅ニ百兩ノ金成ル事、是金銀ノ妙也、故ニ金銀ノ減少シタル上、亦借貸ノ道塞ル時ハ、世界ニ金銀不足ニテ、人ノ難儀スル事也、殊ニ人ノ身上ト云フ物ハ、一年ノ暮ヲ算用シ詰テ見レバ、大體ハ暮シ方ノ定アレドモ、人界ニハ不時ノ物入ト云事有テ、兼テノ算用ニ及バヌ物也、殊ニ有餘ヲ以不足ヲ足スコト、天地自然ノ道理成故、借貸ト云事ハ、古聖人ノ御代ヨリモ有レ之事ニテ、此道塞ル事ハ道理ヲ背キタル事也、只近年サバキノ仕ニクサニ、大方ハ相對ニ成タル事、奉行御役人ノ手前勝手トヤ可レ云、總ジテ人ノ爭ハ財物ヨリ起ル、公事ヲ

聽事ハ爭ヲ止ル道成バ、借貸ノ公事ヲ聽事、是亦古ヨリ政務ニ有レ之コト也ト、周禮ニモ見ヘタリ、然ルヲ相對ニシテ捌ヌ樣ニスルコトハ、世界ヲ治ル人無ガ如シ、以ノ外ノ僻事也ト云ベシ、捌ノ仕憎キト云ハ、立派ニ捌時ハ、武家ノ大身小身モ、皆身上ヒシト潰ルヽコトニ成故也、元來借貸ノ法立ヌ故如レ此成來ル也、去ドモ借貸ノ法不レ立、年數ヲ歷タル上ニハ、大借ノタヽマリ有テ、手ノ付ラレヌコト故、サバク時年久ケレバ皆潰ルヽ事ニ成、此捌ハ古ヨリ更始ト云コト有、改メ始ムト訓テ、古ヲ棄テ今日ヲ始トシ、是ヨリ以後ヲ正ク捌事也、日本ニ世俗ノ德政ト申習ハスハ是也、多クタヽマリタルコトノ埒ノ明憎キハ、是ニ非ザレバ爲べキ樣ナシ、其上大借ノ年久クタヽマリタルハ、德政ニ非レバ大形ハ皆借シタル人ノ損ニ成コト也、且又子年以前ノ古カシハ、御サバキ無ナドトテ德政ニ似タルコトアレドモ、屹ト德政ト云コトナク、亦德政ヲ入レテモ、以來ノ借貸ノ法立ザル時ハ、復十年二十年ノ內德政入ルべキ歟トノ心ニ、上ヲ疑ヒケル心止マザルユヘ、金銀ノ通用益可レ滯、依レ之借貸ノ路近年相對ニ成ル故、下ノ難儀ト成タリ、向後借貸ノ公事ヲ屹ト捌べキ爲ニ、以前ノ借貸ハ此度德政ニ被二仰付一ト有タキコト也、扨借貸ノ法ト云ハ、異朝ニハ契券ノ法ト云コト有テ、手形紙ヲ役人ヨリ出サセテ、其價ヲ取テ右ノ紙ノ入目トシ、此紙ヲ用ルニ非ザレバ、借貸ノ公事ヲバ相對ニシテ不レ捌、此紙ヲ用タル手形計ヲ捌事ニテ、扨借貸ノ法ヲ立ルコト有ル也、去ドモ此方ニテハ紙多ニテ不便利可レ成、紙ニハ不レ構、町ニテモ田舍ニテモ、名主五人組ノ印ニテ借タル計ヲ公儀ノ判ニスベシ、武家ニテハ肝煎ノ

田ニテ借ヌル計ヲ可レ捌、其外ハ相對可レ成、然ル上ハ能トスヂノ立タル借貸ナラデハナラズ、其上分ニ過タル借金借貸ノ法ニソムケタル借金ハ、吟味ニテサセ間敷コト也、サテ借貸ノ法ト云ハ、何程ノ利ト云フコトヲ極メ、利足ノ溜リ何程ニナラバ申出ベシト極メ、法ニ違タル高利ハ罪タルベシ、利足ノ溜リ御定ノ限ヲ越タルハ、取上有間敷也、利足ヲ順路ニ出シタルモ、一元一利ノ法ニテ、利足ノ總高本金ノ高ト同ジ位ニ成タラバ、其上ハ利足ニ出サズ、成崩シ成ルベシ、如レ此法ヲ立テバ、日來ノ捌無レ滯事也、買掛リハ元ヨリ相對成ベシ、借貸スル時ハ人々ノ相對ニシテ、滯タル時ニ奉行ヘ出ルニ依テ、借貸ニ樣々ノ惡事有事也、扨人ノ有餘不足ヲ通ズル道ハ、無盡ニ及ハナシ、異國社倉ノ法尤宜キコト也、去ドモ御城下ハ人々面々構ニテ、而モ住所不レ定、欠落逐電多キ故、無盡ヒタ物ツブレテ六箇敷成ル、依レ之御停止ト成ル、一卷目ニ云タル戸籍ノ法立テ、武家ニハ肝煎、町ニハ名主ノ世話ニテ取扱ハヾ無盡ノ破ルヽコト無、人々ノ不足ハ是ニテ補フベキコト也、常時モ田舍ノ百姓ノ上ニテ、無盡ノ破ルト云コトハ無キコト也、大名ノ借金モ其家老ノ印、又大坂江戸ニテモ處々ノ奉行ノ加印ニテカスベシ、身上ノ高ニ應ジ、金高ノ程ヲ極メ、知行所ノ内何々村ノ年貢米ヲ、利足並ニ本金ナシ崩シノ料ニ渡スベシト法ヲ極ル時ハ、以來ノ大借ノタヾマリハナカルベシ

一 制度ノコトハ右ニ段々云タル如ク、上下儉約ヲ守リ無レ吝樣ニスル仕形、是ニ越ルコト無、公儀ニ御儉約有テ、世界ノ手本ト遊サル御心ニテモ、制度ヲ不レ被レ立時ハ、下タル者守ベキ樣ナク、只上ニ

ハ御物數奇ナドノ樣ニ取沙汰スル迄ニテ、下ノ爲ニハ不レ成、上ノ御身上モ制度立ヌ時ハ、御代モ移リテハ復上ノ御物數奇ニテ、皆破ルヽコトニ成故、畢竟詮モ無コトニ成ベシ、制度ヲ立ル仕形ハ、上大名ヨリ下小身ノ諸士ニ至ル迄、衣服ヨリ家居器物食事供廻リ、其役席官祿ノ限ヲ以立ツベシ、役儀ノ品、席ノ高下、官ノ高下、祿ノ多少ニ從テ其法ヲ極ル時ハ、分ニ過タル奢ハ仕度テモナラヌコト也、器物家居ハ永久ノ物ナレバ祿ニ依ベシ、衣服供廻ハ役席官ニ依テ替有ベシ、座敷ノ上ハ衣服ノ品ニ依テ、役席官祿明カニ見ユル時ハ、自ラ無禮無シ、途中ハ供廻ノ裝束乘物馬具ノ品ニテ、役官祿明ニ見ユル時ハ、是亦自ラ途中ノ無禮無シ、當時ノ如ク供廻大勢連レテ、込合騷グ無用ノ日傭雇者ニテ、格式ヲ立ルコト自ラ止ベシ、但衣服ノ制度ハ烏帽子直垂ヲ用ルニ非レバ、制度立ヌ也、其子細ハ當時ノ姿上下長上下ト云トモ、皆白衣ノ姿也、上下ヲ着テモ小袖ガ見ユル、小袖ハ白衣也、地色モ樣々有テ、人人ノ物數奇世ノ流行ニテ替レバ、制度立ヌ也、上下モ入リ、裏附上下モ入リ、長上下モ入、夏上下モ入リ、羽織モ入、熨斗目モ入リ、綿入ノ、袷ノ、帷子ノ、單物ノトテ種々品多ケレバ、儉約ニ成ラヌ也、今制度ヲ立テ、白衣ノ上ニ直垂ヲ着スル樣ニスレバ、下ハ何ニテモ濟デイト心易シ、直垂ヲ少結構ニスル時ハ、大形當分二ツモ拵ル時ハ、一年モ夫ニテ濟ベシ、下ニハ只今迄ノ小袖ニテモ、木綿布子ニテモ、女房ノ小袖ニテモ、上ヘ見ヘネバ可ニ埒明ニ出家ノ衣ノ如ク、上ニ一ツ引張バ埒明也、直垂ハ地モ一定シ、色モ一定シ、紋モ模樣モ付ラレズ、拔差ノ成ヌ物故、物數奇スベキ樣ナシ、亦素袍ナ

ドヲ用時ハ、麻ニテ質素過タリ、是ハ昔武士ノ位郷民ニテ賤キ時ノ事也、民ヲバ昔ヨリ布衣ト云テ、麻布ヲ着ル者故、其時分ハ相應也、今ハ武士ト民トハ各別ニ分コト成バ、麻ヲ着ルコト今日ノ人情ニ不レ叶、殊ニ人ノ心ノ立派ニ見事成ヲ好事ハ、人情ノ常也、餘ニ粗相ニ立タル制度ハ、人ノ情不レ喜不レ進コト故、必法ノ破ルヽコト有ベシ、女ノ裝束モ五衣ノ様ナル物ヲ拵テ、地モ色モ大小長短ニ一定ノ法ヲ定メ、夫々ノ官祿ニ應ズベシ、如レ此時ハ人々ノ物數奇ト、世ノ流行事ハ無成ベシ、下々ノ裝束モ、中間ニハ六尺ノ如ク頭ヲ包マセ、元結伽羅ノ油ノ入ヌ様ニスベシ、何レモ股引ヲハカスベシ、當時ハ大名ノ供モ、主人ノ鼻先ヘ尻ヲムキ出シテ、禮儀ニスルコト有間敷コト也、若黨ハ引立烏帽子ニ、素袍ノ袖ト袴ヲ短シテ、是モ色ヲ定テ成程簡易ニ質素ニスベシ、供廻ハ大勢召連ルコト、大名ニテモ無用タルベシ、國持大名モ當時一萬石位ノ供廻ニシ、夫ヨリ下段々ニ減少シ、二三百石以下ハ供一人ト云程ノコトニ仕度事也、其子細ハ下々ノ煩ト云事有時、供廻ノ人數多ク格極ル時ハ、兎角雇人ヲスルコトニ成、夫ヨリ皆日傭ニ成コト也、只供ノ衣服乘物馬具ノ飾リ立、笠等ノ道具ノ餝ニ階級ヲ付テ、官祿役席ノ見ユル様ニスベシ、但當時人數多召連テ、賑ナルヲ立派ト思フ目癖ヲ替ル爲ニ、供ノ體タラク成程立派成様ニ制度ヲ立タキ事也、少々ハ異國ノ如ク旗ニテモ持セ、涼傘ニテモ持スル程ノコトニ大名ヲバ仕度コト也、但古ノ堂上方ノ法ニ不レ可レ拘、公家ノ世ノ武士ハ殊ノ外ニ下賤也、今其法ヲ用ル時ハ、今日ノ宜ニ非ズ、亦烏帽子直垂ト云フ物ハ、堂上方ノ禮ニ非ズ、古武士ノ作法也、夫ニ當

時ノ格ニ合様ニ階級ヲ付ル分ハ、如何様ニ付テモ苦シカラヌ事也、但烏帽子直垂ヲ着タル形ヲナマヌルシト云フ人多シ、是白衣ノ姿ヲ見習タル目癖也、當時ハ彌宜事觸計當ニ装束ヲスルヲ見付タル癖ニテ云コト也、去ドモ畫ニ書タル所ヲ見レバ、上下姿ハサリトハミラレヌ物也、是正直ナル目也ト可レ知、又武用ニ惡キト云人有ベケレドモ、源平ノ時分、又太平記ノ時分、皆烏帽子直垂ニテ武用ニ事闕タルト云コトモ無、又烏帽子ハ氣詰リテ一日モ着ラレヌト云人アリ、是モ癖也、大抵月額ヲ隔日ニスル人、一日延レバ氣色惡ク成也、サレドモ山伏根來組ハ總髪ナレドモ、何ノ替モナシ、皆シナレタルコトヲ最負スルハ、人情ノ癖ト可レ知也、兎角儉約ノ仕形、人ノ困窮ヲ救フ仕方、烏帽子直垂ニテ供廻ヲ減少スルヨリ外ハ有間敷也、右ノ如ク衣服等ノ制度ヲ定ンニハ、カハリ目ノ際境無テハ不レ叶事也、先東照宮ヘ御告可レ有コト也、日光御社參ヲ被ニ仰出、二三年前ヨリ御供廻ノ装束、諸大名參詣ノ装束、此度ハ如レ此有ベシト號令有テ得ト支度サセ、夫ヨリ直ニ平日ニ用ル様ニ有度コト也、右上下一同ニ仕カフルコトナレバ、職人商人復例ノ手クセヲ出シ、利ヲ設ケント巧ムベケレバ、其手當有ベキコト也、右ノ如ク武家ノ制度ヲ委細ニ立ルコト、儉約ノ至極ナレドモ、諸事ヲ新ニ仕カフルコトナレバ、當時困窮シタル世界ニテハ、次第無ク急ニハ成難カルベシ、先道中並ニ御城下徘徊ノ供廻ヲ減少シ、諸大名ハ江戸詰ノ家來ヲ減ジ、錢ヲ鑄借貸ノ道ヲ開キ、御旗本ノ諸士、家中ノ武士ノ事ハ先其儘ニ指置、諸事ヲ簡易ニ取捌計ニシテ、最初ニ町人百姓ト武家トノ差別ヲ屹ト可レ立事也、一切ノコト大總成事ハ

先粗ヲ立テ、後ニ細カニスル時ハ仕ヨキ物也、先後緩急ノ序トハ是ヲ云也、其仕方町人百姓トモニ、衣服ハ麻木綿成ベシ、老人女ハ紬迄ヲ着用スベシ、其外堅ク不レ可レ用、如レ此立ル時ハ、假令棧留金巾唐木綿ノ類ヲ、木綿ノ内也トテ用ル樣ナル紛ハシキ事ヲ堅ク可レ禁、家居ニハ床、違棚、書院作リ、長押造リ、切目緣、唐紙、障子張附、赤塗、白土、腰障子、舞羅戸、杉戸、欄間ノ類、玄関ニ式臺ヲ付、天井ヲ張ノ類堅ク禁ズベシ、器物ニ蒔繪、梨地、青貝、黒塗、朱塗、並ニ金銀赤銅ノ金物堅ク可レ禁、脇指ハ皮柄、籐柄、革下緒ヲ用ベシ、絲柄、金銀、赤銅ノ飾リ堅ク可レ禁、但シ鞘ハ黒塗ヲ可レ許、乘物ハ町人百姓トモニ可レ禁、紙ハ奉書、杉原、糊入、美濃紙、中杉、小杉、尤檀紙等堅ク可レ禁、燭臺、挑燈、合羽、百姓ニハ堅ク可レ禁、是町人百姓ヲ惜ムニ非ズ、彼等ガ身上有ノ如クノ奢ニ依テ物入多ク、暮シニ物入事、今ハ常ニ成タレバ、此制度出ル事、彼等ガ爲ニモ能事也、第一右ノ諸物ヲ町人百姓心儘ニ用故、諸色ノ直段逐日高直ニ成也、然ドモ此吟味、竿ノ先ニ鈴ヲ附タル樣成コトニテハ、中中參リ屆ク間敷也、當時吉利支丹ノ改ノ如ク、嚴密ニ沙汰スベキコト也、去ドモ畢竟武家ヲ知行所ニ置ニ非ザレバ、此法田舍迄行渡難カルベシ、先武家ニハ制度ヲ立ズ、タヾ如レ此町人百姓計ニ制度ヲ立ルノミニテモ、諸色殊ノ外下直ニ成ベシ、左樣ニ四五年モシテ武家ニ息ヲツカセ、其上ニテ武家ニモ制度ヲ子細ニ立テバ、御政道無レ滯行渡ルベシ、是緩急先後ノ仕掛也

一　以上ノ道ニテ世界ヲ賑ス道事濟ムコトナレドモ、知行所ニ風損水損モアリ、家ニ子共多ク、嫁取

婿取打續キ、又ハ永煩困窮スルコト、人界ニ必有ルコトニテ、アナガチ覺悟ノ惡キト云計ニテモナシ、是ヲバ脇ヨリ扶ケ救フコトナケレバ不レ叶コト也、御城下ハ一町ノ內脇ヘ店替ヲスルコトハ成ラヌ樣ニ立置、武家ハ知行所ニ居住シテ、一郡ノ內ヲ一組トシ、幼少ヨリ同處ノ者ニナレ馴染、交ヲ睦シ惡事ヲバ互ニ異見ヲシ、改メヌ者ヲバ頭ヘ斷ル法ヲ立置ク時ハ、自然ト相互ニ扶救コト是亦人情ノ常也、此上ニ御料モ私領モ年貢米ヲムザト賣拂ハズ、藏ヲ立テ込置クベシ、其仕形ハ藏ヲ羽目ニシテ米ヲ籾トモニ俵ニセズ、裸ニシテ入置ベシ、籾トモニ貯ヘ置時ハ、何ガ年モ持物也、俵ニ入ザル時ハ、盜モ防ガレ蟲モ付ズ、是レ異國ノ法ニテ、近江ノ國抔ニテハ今モ如レ此スル也、日本ノ御圖帳ニ、取毛ノ殊ノ外高ク着テ有モ、古糓納ノ時ノ升目也ト知ベシ、大抵每年ノ年貢米四分一ハ堅ク不レ可ニ賣拂一、是古王制ノ古法也、如レ此スレバ三年ニシテ一年ノ物成有故ニ、朋輩ノ見續モ成也、亦大飢饉ノ節民ヲ救コトモ成也、又一揆兵亂有レ之節、兵糧ノ支ニ事闕コトナシ、今時ノ愚成軍法者抔ハ、金ヲ溜ルコトヲ軍用トス、左樣ノ亂ニ至テハ、米拂底成物ナル故、何程金有テモ、土石ヲ積タルガ如ク、何ノ用ニモ立ヌコト也、殊ニ今時ノ二合半ト云ハ、松平伊豆守ガ定タルコトニテ、治世ノ江戸徘徊スル上ノコト也、軍法ニテハ籠城ノ節ハ、一人前一晝夜ノ食事三升ト當ルコト也、ケ樣ノ節ハ精ヲ出シ働コト故、米殊ノ外入事也、今モ諸大名ノ家ニハ、一人扶持一升ニ定タル家モ有也、米ヲ取ト否ヤ賣拂テ、金ニシテ商人ノ手ニ賣渡シテハ、肝心ノ時其米ハ何方ヘ行タルヤランヽ、取リ戾サレ間敷也、武家知行所ニ居住

スル時ハ、家居ニハ所ノ木ヲ切ツテ作リ、米ハ年貢米ヲ用ヒ、味噌豆モ處ニ生ズル、衣服ハ織ツテ着ル、衣食住ニ物入ルコト無ク、下々ノ切米モ米ニテ取ラセ、又大小衣服ヲ許ス時ハ、分限成ル百姓ハ皆家來ト成リ、入返シヲスル時ハ、奉公人他ヘ住ムコト成ラヌ故、皆地頭ノ家來ト成リ譜代ト成ル、去レバ米ヲ賣テ金ニスルコトハ入ラヌコト也、右ニ云ヒタル四分一ヲ儲クルト云ハ、至極ノ準合也、尚其ノ外ニモ米ヲ妄リニ不レ賣、武家ニシメ置ク時ハ、商人モ金ヲ米ニセズシテナラヌ故、商人殊ノ外ニ迷惑シテ、諸色ノ直段ハ心ノ儘ニ下ルベシ、是ハ主客ノ勢ト云フ者也、當時ハ旅宿ノ境界ナル故、金無テハナラヌ故、米ヲウリテ金ニシテ、商人ヨリ物ヲ買ヒテ日々ヲ送ルコトナレバ、商人主ト成ツテ、武家ハ客也、故ニ諸色ノ直段武家ノ心儘ニナラヌコト也、武家皆知行所ニ住スル時ハ、不レ賣レ米ニ事スム故、商人米ヲ欲シガルコトナレバ、武家主トナリテ、商人客也、サレバ諸色ノ直段ハ、武家ノ心儘ニ成ル事也、是レ皆古聖人ノ廣大甚深ナル智慧ヨリ出タル萬古不易ノ掟也、右ノ如クシテ米ヲ至極ニ高直ニスル時ハ、御城下ノ町人皆雜穀ヲ食スル樣ニ成ベシ、サレバ君子小人ノ食物自然ニ分レテ、是亦古ノ道ニ叶フ事也、惣ジテ商人ハ利倍ヲ以テ渡世トスル者故、當時ノ有樣ニテモ一夜檢校トモ成、亦一日ノ內ニ潰モスル物ニテ、是元來不定ナル渡世ヲスル者故也、武家ト百姓トハ、田地ヨリ外ノ渡世ハ無テ、常住ノ者ナレバ、只武家ト百姓ノ常住ニ宜シキ樣ニスルヲ治ノ根本トスベシ、商人ハ不定ナル渡世ヲスル者故、善惡有ニ云ガ如シ、然レバ商人ノ潰ルヽコトヲバ嘗テ構間敷也、是又治

道ノ大綱ノ心得也ト可ν知

政談卷二終

政談卷三

國ノ締リ財ノ賄ヒノ仕方ハ、第一第二ノ卷ニ是ヲ記ス、尙又是ヲ取捌クハ役人ナリ、依ν之役儀ノ立樣ニ仕方有リ、是治ノ根本也、當時役儀ノ立樣等ニ聊不ν宜コトドモ有也、其事共左ニ記ス

一古ヨリ官位爵祿ト云コト有、官ト云ハ今ノ役儀也、位ト云ハ今ノ座席也、爵ト云ハ官位ノ外ニ、別ニ規模ナルコトヲ拵置テ、是ヲ人ニ賜ル事也故、今ノ官位也、今ノ官位モ、古公家ノ代ニハ、役儀ヲ官ト云、坐席ヲ位ト云ヘ共、今ハ皆名計ニ成テ、當時ハ武家ノ役ト席トノ外ニ官位ヲスルコトナレバ、今ノ官位ハ古ノ爵ニ當也、祿ハ古モ今モ替ナシ、然ニ當時ハ一役一席ニ定テ、役ト席ト離レヌ者成故、役ヲ進メバ席ヲモ進ミ、役ヲ下レバ席ヲモ下ル、此段不便利成事也、古ニモ官ト位トニ相當アレ

共、或ハ官高ク位卑モ有リ、或ハ官卑ク位高モ有テ、アナガチニ一樣ナラヌニ子細アル事也、當時ノ如ク役ト席トヲ離レヌ者ニ拵ヘ置ク時ハ、役ヲ替レバ、席モ必夫ニ違レテ替ル、總ジテ役儀ハ其人ノ得手不得手有事也、不得手成役ニ申附ル時ハ、役儀ノ捌宜カラヌ也、夫ニヨリテ是ヲ替ントスレバ、席ヲ上ルカ下ルカセネバ役ハカヘラレヌ也、上リノ役ニ申附ルハ、立身ニナリ、下リノ役ニ申附レバ、其人迷惑スル元ヨリ褒美歟、又ハ懲シメノ爲ナラバ、下テモ上ゲテモ宜ケレ共、只其人ノ得手ナル向ニカフル迄ノ事ニテ、別ニ褒美ニテモ、懲シメニテモ無ニ、席ヲ上下スルコト詮モ無コトニテ、又害モ有也、然バ同席ノ役ヲ幾箇モ拵置ク時ハ、此指支無也、去共當時ハ席ニ名無、只此役ノ席ト云事成故、役ト席トヲ別々ニスベキ樣ナシ、其上席ニ名ヲ不㆓付置㆒故混亂シテ紛ハシカルベシ、且又役人ヲ年久ク役ガヘヲサセネバ、述懷スルコト也、其役ニ器量相應ニテ、能役儀ノ事ヲ取捌ク人ヲ、外ノ役ニカフル事ハ惜キ事也、依ㇾ之一役ニ久ク置テ役替ヲ申付ヌ時、加增カ官位カノ外仕形無、是上ヨリ下ヘ賜リテ、下タル者ニ勇マス道具少キ故、人ヲ使フニ行支有也、町奉行盜賊奉行抔ヲスル人、役儀ヲヨク勤テ外ノ役ニハ替惜ケレド、加增モ度々遣ラレズ、是非無大目附抔ニ役ガヘヲサセテ、外ノ人ヲ後役ニ申付ル時、幾人申附テモ、初大目附ニ役替サセタル人ノ如キ人無ラン時、又其人ヲ元役ニ返コトモ、後ヘ步ム事成バ難㆓申附㆒、是ハ喩也、外ノ役儀ニモケ樣成事有ベシ、此指支皆一役一席ニ立タルヨリ起リタル也、幸古法ニ勳階ト云コト有、勳一等ヨリ勳十二等迄十二階有、勳一等ヲ三位ニ當タル樣成ド

モ、令義解ノ文段ヲ考ルニ、勳一等ハ古三位ノ後ニ列スルト云コトニテ、三位ニ當ルニハ非ズ、十二階共ニ庶人ノ裝束也、然バ官位トハ別物ニテ、古ノ代其人之勳功ニ依テ田地ヲ賜ルニ、此十二段ノ次第有事ト見ヘタリ、庶人ノ上ノ事ニテ、官人ノ上ノコトニテ無故、今ニ至迄堂上ニ不レ用レ之、幸ニ堂上ニ用來ラヌコト成バ、今是ヲ武家ニ取用ヒテ、是ニテ武家ノ格式ヲ立テ、當時ノ如ク役儀ヲ段々ニ組上テ、一役一席ニスルヲ止テ、坐席ヲバ勳階ノ次第ニ立、同階級ニ當ル役ヲ幾等モ拵置タラバ、人ヲ役儀ニ申付ニ、人ノ器量次第ニ使フ道ニ便ヨカラン、又諸役ニ頭助丞目ノ心持ヲスルニモ便ヨカルベシ、頭助丞目ノ心持ヲスル事、下ニ記レ之、扨十二階ノ大概、宰相勳一等、中將勳二等、少將勳三等、侍從勳四等、四品勳五等、諸大夫勳六等、布衣ノ御役勳七等ト大抵ニ當置キ、勳八等ヨリ十二等迄ハ、無官ノ階級タルベシ、元トヨリ官位ト勳階トハ別ノコトナレバ、勳一等ニ被二仰付一人ハ宰相ニナラザル人モ宰相同格タルベシ、勳二等ニ被二仰付一テ、中將ニ被二仰付一ザル人モ、中將ト同格可レ成、其外モ如レ此可レ成、又大老職御老中抔ハ重職ナレバ、大老職官位ノ方ハ中將少將ニテ、勳一等二等共成シ、御老中官位ノ方ハ侍從ニテ、勳三等ト成樣ニスルトキハ、大名ノ支配ヲスルニ、高位高官ノ人ヲ下知スルコト威勢計ニ非ズ、是又一ノ德也、扨樂人公家士ナドノ四位五位、又ハ關東ニテ不レ被二仰付一法眼法橋ハ、前々ヨリ無官同然ノ會釋成コト、公武各別ト立テ如レ此仕來レドモ、是又只御威勢計ニテ無理ニ押ツケタル樣也、勳階ヲ立置ルヽトキハ、此方ハ捕ヘ物有故、無理ト云ニモ又御威勢計ト云筋ニモ成ラ

ヌ徳有、又高家抔ノ侍從モ勳階ヲ勳六等ニシテ置時ハ、片々ニ大名ト別ナル所有テ宜也、且又天下ノ諸大名皆々御家來ナレドモ、官位ハ上方ヨリ綸旨位記ヲ被レ下コト成故、下心ニハ禁裏ヲ誠ノ君ト存ズル輩モ可レ有、當分只御威勢ニ恐テ、御家來ニ成タルト云迄ノコト抔トノ心根不レ失バ、世ノ末ニ成タラン時、安心成難キ筋モ有也、關東ニテハ裝束ヲモ烏帽子直垂迄ニシテ、是ニ十二階級ヲ拵置、官位ニ付テノ裝束ハ、御上洛ノ時計用コトニ定置、宰相中將少將侍從四品諸大夫等ノ官位ハ、只上ノ化粧迄ニ心得サセ、實ハ勳階ノ方ヲ重ク取行ハヾ、人ニハ仕癖ト云物大切成コトニテ年久敷如レ此仕癖付タランニハ、公武各別ノ詮憊ニ可レ立、總ジテ御政務ノ筋何事モ堂上方邪魔ト成テ上ノ御心一杯ニ御取行ヒ難レ被レ遊筋モ有樣成バ、及ニ此愚案一也、且又朝鮮人來聘ノ時、三家ノ御方ヲ三使ノ相伴ニ被レ遊コト、三使何レモ三位成故、三位ノ御方ト位階相當シタルトテ、斯定タルコト成ベシ、是ハ五山ノ長老ドモガ了簡カ、又ハ林道春抔ガ了簡成ベシ、甚事情ニ暗シテ文盲成コト也、子細ハ朝鮮人來聘ノコト、專武家計ノ取扱ニテ、堂上方ヘハカマハヌコト也、去バ公儀ト朝鮮王トヲ同格ト儀式ヲ定メテ、扨此方ヨリハ上使ハ不レ被レ遣、朝鮮ヨリ計リ聘使ヲ差越所、日本ヘ手ヲ下タル筋ニ立タル所、是朝鮮日本往來ノ大格也、公儀ヲ朝鮮王ト同格ト見ルトキハ、御三家ノ御方ハ宗室親王ノ格ニ當リ、宗室親王ハ一位ヨリハ上ニ當ルニ、其御方ヲ三使ノ相伴ニ出ス事、此方ヲ甚下ゲタル禮法也、若朝鮮ヨリ禁裏ヘ使者ヲ進ゼバ、此方ノ三位ノ人ヲ三使ノ相伴ニ出スコト相應ナレドモ、是又日本ノ古法ニテハ、朝鮮王

ヲ禁裏ト同格ニハ不レ立、禁裏ハ皇帝也、朝鮮王ハ王位也、去バ朝鮮ハ日本ヘ臣ト稱スル禮法ニスル故、イツモ家來會釋ニテ、朝鮮ノ使者ハ陪臣ノ格成レバ、是又合ヌコト也、當時上方ノ官位ヲ堅ク守テ、三位ト三位ト同格トスル時ハ、朝鮮ヲ禁裏ト同格ト見ル故、公儀ハ一格落ルコトニ成、國體ヲ取失ヒ甚不レ宜事也、御先々御代ニ新井筑後守此事ヲ憤テ、三家ノ相伴ヲ止タレドモ、三位ト云名目有故、朝鮮ノ方ニテ先規違タルトテ不ニ合點一、是皆制度不レ宜故、ケ樣成處ニ到テ行支有也、武家ニテ勳階ヲ重ニ立テ、勳三等ノ人ヲ三使ノ相伴ニセバ、明朝淸朝ニテモ、勳一等ヲヤハリ一位ト相格ニスル故、朝鮮人モ最ト思、事體相調テ宜カルベキヲ、新井抔モ文盲ナル故、是等ノ所ニ了簡ツカヌ也、兎角何事モ公武各別ト云筋ヲ堅固ニ建タキコト也

一　頭助丞目ノコト、古三代聖人ノ御代ヨリ、異國ノ代ニモ、又ハ日本ノ古モ、皆是ヲ立ルコト、役儀ノ取扱人ヲ使フノ道ニ宜ケレバ、如レ此有タルコト也、然ルニ當時ノ役割ニ此差別無ク、同役二人ニテモ、三人四人ニテモ、同格ナル故、互ニ相談シテ了簡ノ足ヌ所ヲ助ルニハヨク、又病氣指合ノ節、間ヲ缺ヌ爲ニハ善レドモ、同役互ニ同格ナル故、互ノ氣ヲ榮テ一人立チ身ニ入タル勤自然ト無レ之、或ハ同役ニ捲レ、或ハ思々ニテ、同役ノ間隔々ニ成ル、依レ之月番ト云コトヲ定メ、一人宛一月切ニ其役儀ヲ取捌、是又人々仕退ニ成テ、當分ノ身ノ恥ヲ拂計ノ樣ニ成テ、末ノ事ヲモ不レ構、始終ヲ締括テ、役儀ヲ勤ル人無、同役幾人有テモ、一人宛一月切ニ請取故、一役ノコト不レ殘其月番ヘ請込デ、殊ノ

外ニ忙クテ、役儀ノ處粗末ニ成ルコト、是自然ノ道理也、是皆頭助丞目ト云コト不レ立故如レ此、何役ニモ頭役添役下役留役ト四段ニ立テ、或ハ輕キ役ニハ、添役ヲ除テ三段ニモ立、或ハ殊ノ外ニ輕キ役ハ、添役下役ヲ除テ二段ニモ立置、頭役ハ是非トモニ一人ニスレバ、其役ノ取締我々ニナラズ、身ヲ踏込デ不レ勤シテハ不レ叶事也、添役ハ一人或ハ兩人、頭役ニ僅一階程下テ、サノミハ劣ラヌ者ヲ申付テ置時ハ、相談ノ相手ニモ成、又病氣差合ノ時モ事缺ズ、下役ハ添役ニ一階モ下成人ヲ、二人成ト三人四人成リトモ、役儀ニ依テ五人六人モ申付置時ハ、其役儀ノコトヲ品ヲ分テ司ラシメテ丁寧也、留役ハ輕役ニテ、一役ノコトヲ帳面ニ書留サスベシ、去バ頭役ハ總括リト成テ重キコトヲ主リ、又總ジメヲスル也、下役ハ細成事迄品ヲ分テ主ル故、各身ニ掛テ勤、身ニ入コト是古ノ法也、地方ニハ吟味役ト云者有テ丞ノ樣成者ナレドモ無レ助、頭大勢也、町奉行ハ助丞モ無ク、内與力ト云者ヲ家來ニ拵ヘテ、取捌スルコト不レ宜也、寺社奉行ハ全ク家來計ヲ使フ故ニ、役替レバ皆新規ニ成テ物ニ馴ズ、御奏者ハ家來ヲ殿中ヘ呼デ、押合抔ト云樣成コトヲサスル類不レ宜也、御老中ニハ若年寄助ノ樣成者ニテ、右筆ノ組頭ハ目ニモ當ベケレドモ、丞ノ樣ナル者無テ事タラズ、若年寄ニモ又御旗本ノ支配ヲスル所勤ノ所各別也、御老中若年寄寺社奉行抔ハ大名ニテ、家來ヲ召仕テ用モ足ル樣ナレドモ、公儀ノ御用ニ家來ヲ習サスルコト詮無、アタラ御旗本ヲケ樣ノコトニ不レ被ニ召仕一故、御旗本ノ者ドモニ才智出來ズ、殊ニ大名ハ物事ニ下ノ情ニ疎キ者也、學文モ平人ノ如クハ得セヌ者也、サレドモ是等ノ御役ハ、皆祿ノ

相應有テ被二仰付一コトナレバ、平人ニハ被二仰付一ガタシ、何レモ御旗本ノ學文モ有リ、才智モ有者ヲ其下役ニシテ使タラバ、夫ヨリ外ノ役ニ被二仰付一ニモ、事ニモ習レ、又才智ノ程モ知レテヨカルベシ、兎角ニ何ノ役ニモ頭役添役下役留役ト云者ヲ拵置バ、諸事ノ爲ヨカルベキ也、御先々前御代ニ奥ノ御物書部屋ニハ、右京大夫伊賀守等ガ下ニ、御小姓御小納戸ノ中ヨリ勤者有テ付キ居リ、下ニ坊主抔ノ類留役ト成テ勤タリ、其御物書部屋ヲ勤タル輩、何レモコトニ習レテ、今ニ重役ニ召仕ハル、輩多シ、然レバ御旗本ヲ被二召使一筋兎角可レ宜コト也、只今ハ何役モ大形最初ノ出端ハ御目付ニ成、大抵夫ヨリ役拔ノ筋極リタル樣ナル故、只通例ノ格式ヲ覺ヘ、利口ニ走リ廻ル計ヲ仕習ハシテ才智ノ生ズベキ樣ナシ、其上御目付ハ元來非法ヲ咎ルノ當役也、只殿中ヲ走リ廻リ、御作法ヲ世話ニスル計ノコト也、大形ハ御目附ヨリ外ノ役ニ成ルコトナル故、非法ヲ咎ル仕癖殘テ、何役ニモ當時ハ役柄ト云事一種有テ、物ヲ咎コトヲ第一トス、甚不レ宜事也、總ジテ一切ノ役儀ニ各其役々ノ筋有テ、外ノ役トハ面々替リ有コト也、一切ノ役ニ頭助丞目有テ、人ヲ各別ニ使ヒ其才智ノ筋ヲ見テ、段々ニ役拔被二仰付一バ、御人ニ事缺レマジキ也

一　何ノ役ニモ留帳無レ之コト、是不レ宜コト也、大形ハ先例先格ヲ空ニ覺ヘテ取扱故、覺違アル也、留帳ニ類分ヲシテ置時ハ、手間不レ取知レルコト也、當時ハ其役ニ久シキ人、內證ニテ書留ヲシテ置ク人アレドモ、面々ニ手前ニテ仕タルコト故、多クハ甚秘シテ同役ニモ見セズ、手前ノ功計ヲ立ントス、新

同役出來スレバ我ニ手ヲ下サセテ、少ヅツ致テ何日迄モ我手ニ付ントスルコト當時專也、依レ之諸役共ニ皆同役一味シテ其勤メ方ノ筋ヲ透ト申聞セヌ故、新役ニ器量ノ者有テモ、獨立テ思入御奉公ヲスルコト不レ成、是無二留帳一弊也、有二留帳一時ハ、新役人モ其帳面ニテ役儀ノ取扱相知レル故、御役被レ仰付一タル明日ヨリモ役儀勤ルベシ、其上留帳ナキ時ハ、先格先例ニ無レ之コトナレドモ、了簡シテ見レバ必可レ有コト抔ノ有コトモ、兼テ吟味シ工夫ヲシテ可レ置樣ナシ、總ジテ役人茫々トシテ役儀ノコトニ闇ハ、皆留帳無キ故也

一御老中ハ大名ヲ支配シ、若年寄ハ御旗本ヲ支配スルナレバ、大名御旗本ノ官位ノ昇進、役祿ノ增減、參勤交代ノコト、緣組養子家督等ノコトハ、各月番ニテモ可二取捌一コト也、品々ノ御政務ノ筋迄、一ツニシテ月番ニ請込、一月切ニ取捌クコト故、御用繁多ニシテ、ツトメ方粗末也ト見ヘタリ、周禮ニモ六官ヲ分、後世ニモ六部ヲ分タルコト古來ノ良制也、御老中若年寄ニモ役筋ヲ分テ主ラセ度コト也、其分樣ハ禁裏堂上方御門跡等ノ筋ハ、高家ヲ下司トスベシ、禮儀作法殿中御儀式ノ筋ハ、奏者番進物番ヲ屬官トスベシ、寺社ノ筋ハ、今迄ノ寺社奉行屬官タルベシ、町方ノ筋ハ、町奉行屬官タルベシ、御入毛ノ筋ハ、地方奉行相違ナシ、但三奉行何レモ公事訴訟共ニ主ルコト故、御用繁多ニシテ粗末ノコトドモ多シ、町奉行ハ御城下ヲ三ニモ四ニモ仕切テ、別々ニ分チ主セテ町方ノ治ヲ第一トシ、訴訟迄ヲ請サスベシ、地方モ治ヲ第一トシテ、訴訟迄ヲ主シムベシ、寺社モ共通可レ成、公事裁判ニ刑罰ノ

コトハ、別ニ公事奉行ト云者ヲ立テ、牢抔ハ此下ニ屬シ、寺社町方百姓ドモニ公事並ニ刑罰ハ是ニテ主シムベシ、當時譬バ武家ノ科人モ、刑罰詮議ニ及時ハ、町奉行ヘ渡ス事、是武家町人ノ差別分レズ甚不レ宜コト也、此外作事普請ノ筋又一筋可レ有、當時ハ作事奉行普請奉行ト分ル、事、詮モ無事也、武備ノ一巻武器ノ事ハ、古ハ兵部ノ司也、是又一筋可レ成、又其外ノ諸細工ノ類、是又一筋可レ成、古ハ工部ノ役人有テ是ヲ主ル故ニ、一切ノ細工ノ筋、役人功者ニテ器物丈夫也、當時ハ職人ヲ町奉行ノ下ニ付是ヲ主ル役人無故、何事モ職人任セニ成、只直段ノ事計ハ、役人ノ詮議スル樣ナリ、又當時ハ上ノ御好有故、奥向ノ衆承テ是ヲ司ル故、人々區々ニシテ、奸曲モ是ヨリ生ズルト見ヘタリ、學文並ニ諸藝ノ筋、是又一筋可レ成、皆何レモ御老中若年寄ノ内ヲ分テ總支配トシテ、下ニ夫々ノ役人可レ有、禮儀作法ノ一向モ、凶禮ノ筋ハ日出度筋ニテ無レ之故、誰詮議仕置タルト云人モ無、御先々前御代御他界ノ節、御治世三十年ニテ、嚴有院樣御他界ノ時分ノコトハ、誰覺タル者モ無、御儀式ヲ存知タル人無テ、行當リ難儀シタル由松平美濃守ガ語シ、ケ樣ノ筋モ禮儀ノ筋ヲ司ル役人、夫計ヲ一役ニシテ有バ、斯ル事ハアルマジ、台德院樣御遠忌ノ時モ、寺社奉行ヨリ増上寺ニ委細書付可二差出一ト下知ス、東叡山計ニテ年久敷御法事被二執行一、増上寺ニハ其沙汰無レバ、誰知人無、出家ハ替リ行者ナレバ、何レモ不レ知只茫然トシタルニ、増上寺ニ行者ト云者有、是ハ妻帶成故、云傳書傳モ少々有テ、夫ヲ本ニシテ種々ノ僞ヲ雜ヘテ書出シ、將明タリトテ、彼寺ノ内證ヲ知タル人笑タル也、總體右ニ云如ク、當

時ノ御役ハ職掌繁多也、寺社奉行モ公事ヲ聽キ、訴訟ヲモ聽ク、御法事ノ儀式ヲモ司リ、然モ同役幾人有テモ、月番ヲ立テ一人ヘ請込故、平生心ノ行渡隙無、其上其役ヲ留帳委細成事無、故ニ寺社奉行ニ不レ限、諸役人ドモニ此方ヨリ委細ニ下知スル事ハ不レ成、下ヘ向テ委細ニ書出セト云事、當時役人ノ癖也、故ニ右ノ節寺社奉行モ、増上寺ニ書出セト云タル時、右ノ始末也、是等ハ末小事也、日光御社參御上洛モ有ラバ、是又誰覺タル人モ有マジ、武備ノ筋ニ至テハ、平生專我役トシテ主ル人無クバ、人人我コソ武家也ト云トモ、行當存ジヤラルヽナリ、皆何レモ御政務ノ筋ヲ分テ主ル人無故、其一向〱ヲ平生トモニ專一ニ心掛ル事ナク、只當然ノ上御用多キヲ自慢シテ忙シゲニ走廻ル計ヲ專一トスルコト、當時ノ風俗故也、殊ニ學文並ニ諸藝ノ筋ハ、又御政務ノ筋ニモ非ズ、急用成ヌコト成ル故、下ヨリ其道ノ人申上度事有トモ、御老中若年寄抔ノ忙シゲニ働カルヽ中ヘハ、其道ノ人モ得申出ヌ也、偶申出テモ、大形ハ蹴散カシテ取擧ラレズ、依レ之學文ノ筋諸藝ノ筋ハ、日々ニ衰ヘ行コト也、皆定リテ主ル人無キガ故也、然ヲ當時ノ有様、我支配下ヲ治ルト云コトヲバ夢ニモ不レ知、何事モ下ヨリ申出ザルコトハ知ッヽモ不レ構、只申出タル時ニ當リテ、申出タルコト計ヲ捌ト云コト、執政ヲ初當時御役人ノ立派也、不ニ申出一コトヲモ明サ闇サヲ能知抜テ居テ、右ノ如ク成ハ尤ノ事成ドモ、下ニ被レ隔テ何事ノ有ヤランモ不レ知、只申出タルコト計ヲ捌ントセバ、先例先格ノ有コトハ可レ成、先例モ先格モ無キコトハ、當分ノ鼻ノ先智慧ニテ、指當テ捌クコトハ必行支可レ有コト也、殊ニ御老中若年寄ハ御政務ノ重役人成

バ、一天下ノコトハ皆知盡シテ可レ有事也、然バ何事出來ルトモ、捌方圖ニ可レ當、譬バ國境郷村ノ境山公事等不分明、度々所々ノ公事絶ルコト無、是兼テ其所ヲ支配スルノ人、明ニ我支配所ヲ知ラヌ故也、能其支配所ヲ知テ事可レ出所ハ、下ヨリ不ニ申出一ドモ申立テ御當家ノ定有度事也、御當家ノ御定無ニ、遠國ノコトヲ在江戸ノ奉行是ヲ捌ントスレドモ、詮方無シ、依レ之輕キ者ヲ檢使ニ遣セバ、彼者賄ヲ取、證據無レバ捌レヌコト故、小田原、又ハ信玄、或ハ信長、又ハ大閤抔ノ時ノ奉行ノ書物ヲ證據トス、是ハ戰國ノ時ニテ、總體ノ模樣違タル時代ヲ證據ニ引コト埒モ無コト也、或ハ室町家、或ハ鎌倉、或ハ往古ノ綸旨等ヲ證據ニ引モ、年數遙ニ隔リテ埒モ無コト也、是皆奉行ヲスル面々、兎角何ゴトモ先例ヲ引タル癖ニテ、引間敷先例ヲ引也、是皆御當家ノ御定無故也、御當家ノ御定無ト云ハ、土地ヲ可レ治人、只年貢ニテモ取コト計ヲ我役ト覺ヘ、治ト云コトヲバ夢ニモ不レ知、偶然トシテ暮シタル故也、其惡弊皆下ヨリ申出ヌコトハ構ヌト立ルヨリ出テ、其下ヨリ申出ヌコトハ、構ヌト立ルコトハ上ハ下ヲ咎ル者ト計覺居ル故也、依レ之世上ニ樣々ノ公事六ヶ敷ハ不レ絶事也、就レ中寺社ハ、大寺大社ハ遠國迄モ吟味シ可レ置コト也、其子細ハ大寺大社抔遠國ニテモ、國守ノ支配ニ漏ル物故、其高下輕重ヲ分由緒筋目有分ハ、兼テ奉行所ニ留置度コト也、何モ彼モ留扣無故、指當テ捌圖ニ不レ中、譬バ春日八幡抔ノ御修覆ヲ願出タラン時、結構ニ被ニ仰付一タル迹ニテ、熱田嚴島抔ノ願出タラン時、是モ取持人ニヨリテ、右ノ願ニ差續テ被ニ仰付一タル、又其跡ニテ住吉出雲大社抔願出タラン時、兼テヨリ日本國中

ノ大社ハ何々ト階級ヲ立テ御定無キ故、何レヲ上、何レヲ下何カ如何程ト云定規無テ、了簡モ付難カルベシ、兼テ制度ノ定ハ無テ、下ヨリ申出タルコト計ヲ捌ト立ルコト故、何ゴトモ〱臨ニ中ラヌ也、新寺新社ノ事モ、御城下計ノ禁制ノ様也、御城下ニテモ町屋敷上屋敷ノ内ニ有社ハ、誰知ル人無シ、田舎ハ地頭モ不ニ住居一、代官モ不レ居バ、只明放シノ様也、小キ社小キ堂ヲ新規ニ立テモ、咎ル人無シ、誰ニテモ信向スル人有テ、修覆建立ヲスレバ、忽ニ大社大堂ト成トモ、誰知ル人モ無、神主氏子ヲ勧進シテ金ヲ集メ、上京シテ吉田ヘ願ヘバ、正一位ニハ容易成、住持勧請開山ヲスレバ、何時ノ間ニカ宗派高キ寺ニモ成ル、奉行モ不レ知、五十年モ立テバ、何方ニ記録モ無、覚タル人モ死失ル、何年ノ間ニカ大社大寺ト成類甚多シ、是皆寺社ノ定額ト云物無ガ故也、古ハ寺社ノ定額有レバコソ、神名帳ト云物有也、社ノ内ニ末社ヲ立、寺内ニ堂ヲ立ツルコト心次第ニテ不レ知ニ其数一、餘リニ数多故、佛神ノ威光モ靈驗モ、自ラ衰行淺間敷コト也、業平天神ト云ハ、業平ト云相撲取ノ墓ニ、何者ヤラン小キ祠ヲ立タルガ、今ハ在五中將ト成タリ、小六明神ト云ハ、小六ト云馬方也、根津權現ト云ハ、青陽院樣御家中ニ根津某ト云若キ者ガ、刑ニアヒタルガ祟ルトテ、小キ祠ヲ立タルガ、後ニハ女中ノ取扱ニテ、今ハ殊ノ外ニ結構ニ成タリ、此類其数ヲ不レ知、某亦城ノ同心ノ地ヲ借リ住タリシニ、屋敷ノ内ニ稲荷ノ祠有リ、前々借タル人ノ立タル成ヲ、夫トハ不レ知、程無ク其地ヲ同心ニ返ス時、右ノ社ヲ某ニ何方ヘモ引ト云、爰ニ至リテ始テ前方借タル人ノ立タルコトヲ知テ毀サセタリ、某ガ仕タル案ヲ

費居ト云コトニシテ、別人續テ住居セバ、件ノ社ハ其儘可㆑有、其内ニ同心ノ古老モ死失バ、此祠ハ何年ヨリ有トモ知ル人無、後ハ如何ニナランモ計難シ、此類世上ニ多カルベシ、寺社奉行公事ヲ申出ル計ヲ役ニシテ、寺社ノ治ト云コトハ無㆑之、故ニ何事モ下ノ心次第ニシテ、如何成コトノ有モ不㆓知居㆒ルコト成ベシ、又今年鹿島ノ邊ヨリ、安波大明神ノ祭ヲ渡スト云コト時行出テ、村次ニ御輿ヲ渡シ、下總上總ノ内ヲ歩行、上總ノ中原ト云所ニ社ヲ立テ納タリト云、本社モ無テ天狗ノ業ノ樣也、田舍ニ武士スマヌ故制スル人無也、是等ハ只一端ヲ擧テ喩トスル、兎角諸役人皆其司ト云コト無故、何モ如㆑是事ドモ也

一　執政ノ臣ハ言語容貌ヲ愼ミ、下ヘ向キ慮外ヲ不㆑云、無禮ノ無ヲ第一トスベシ、聖賢ノ深キ戒也、疎ニ不㆑可㆓心得㆒、俗了簡ニハ才智サヘアラバ、言語容貌ハ構ハデモ苦カルマジト思ヘドモ、左ニハ非ズ、執政ノ臣ハ外ノ役儀トハ替リ、古ノ大臣ノ職也、赫々師尹、民具ニ爾ヲ瞻ルト云ル詩經ノ文ヲ大學ニモ引タルニテ、聖賢ノ道ハ甚重キコトニ云ヘリ、執政ノ臣ハ重キ職分ナレバ、其人ノ言行作ヲバ、下ヨリハ萬人常ニ心ヲ付テ見コト成故、一言一事モ世上ニ評判シ、遠國迄モ傳聞テ天下ニ無㆑隱、去バ御役ヲ重ンジ上ノ御爲ヲ大切ニ思人タラムハ、言語容貌ニ心ヲ付、不㆑愼シテ不㆑叶コト也、元祿ノ比迄何レモ此嗜有テ、言語容貌モ見事成シニ、正德ノ比ヨリ此風衰テ、今ハ重々敷身持ノ人無ト承ル、其事ノ起、不學成人ノ了簡ハ迂濶成事ヲ嫌ヒ、近道ニ御用辨ゼムトシ、殊ニ才智有ル人ハ、其才智ヲ働

サントスルヨリ、容貌言語ノ愼ミ崩ル、コト也、去ドモ執政ノ職ハ己ガ才智ヲ働カサズ、下ノ才智ヲ取用ヒテ下ヲ育テ、御用ニ立者ノ多ク出ル樣ニスルコト、職分ノ第一也、己ガ才智ヲ働スコトハ有司ノ職ニテ、執政抔ノ職分ニハ非ズ、何程才智ヲ働シタリトモ、下ノ才智ヲ不レ用時ハ、己ガ才智計ニテ足ルコトニ非ズ、然ルヲ手前ノ才智ヲ働カスコト、執政ノ臣ノ上ニハ却テ職分ノ筋ニ違テ、畢竟不忠ニ成事ヲ知ラヌハ不學ノ過也、言語容貌ヲ嗜ム事ハ、我身ヲ重々敷持成テ、外ヲ繕樣ニ不學ノ人ハ思ヘドモ、是又左ニハ非ズ、職分ノ重ケレバ身持重々敷事、第一當然ノ宜也、左樣ノ人ナバ重ジ敬フコト、是又自然ノ道理也、人ノ重ジ敬フ人ヲ上ニスヘテ下知スル時ハ、下ヨリ是ニ順フ、是又自然ノ道理也、依レ之役儀重ケレバ、言語容貌ヲ嗜ムコト、古ヨリ斯有事ニテ、全ク外ヲ繕フ筋ニハ非ズ、言語容貌粗末ニテ、下ヘ向テ無禮ヲスル人ハ、下ノ才智ヲモ不レ知、却テ煩敷成上、左樣ノ人ニハ、下ノ心不レ服故、必政務ノ滯ト成、上ノ思召ノ筋モ下ヘ行渡ラヌコト也、東照宮ノ御時、重キ御役人ヲ被二仰付一ニハ、必下ノ沙汰ヲ御聞有テ、其役ニ可レ成ト沙汰スル人ヲ必被二仰付一タルト承ル、古キ人ノ物語ニハ下ノ思付タル人ヲ重役ニ被二仰付一時ハ、下タル人能下知ヲ承ル故也ト云、尤ノコト也、夫ノミニ非ズ、重疊深キ神慮也ト奉レ存也、其子細ハ總ジテ人ノ善惡ハ上ヨリハ見ヘカヌル者也、誰人ニヨラズ、人々上ノ思召ヲ受テ上ニ合セ、上ノ思召ニ入ントスルコト人情ノ常ナル故、其人ノ本心ハ隱テ見ヘ難ク、假令聖賢ノ君ニテモ、上ヨリハ人ノ善惡見ヘヌコト理ノ當然、奸智ノ人ニハ又上手有テ、上

ノ御心ニ直ニ合スレバ、輕薄ニモ假又合スル所見易キ故、合セヌ樣ニ猛應シテ合スル者アリ、是ハ等ヲ越ヌル至極ノ奸人也、驩兜ガ惡ノ見ヘ難ヲ帝堯ノ甚ク憂ヘ玉ヘルモ、是等ノ類可レ成、サレバ聖人ノ智ニテモ、上ヨリハ見ヘヌコト成故、聖人ノ法ニハ大臣ヲ擧用ルニハ、卿士ニ問ヒ、衆庶ニ問ヒ、筮ニ問ト云コト有、重キ役人ヲ申付ルニハ、諸役人ニ問、其上ニテ下民ニ問、又宗廟ノ神靈ニ問テ定ルト云コト也、上へ向テハ思召ニ合スル樣ニスレドモ、下ヘ向テハ合スル心無、其上ニ下萬民ノ見所ハ、何トシテモ掩隱サレヌ者故、上ヘハ知難ク、下ヘハ能知レルコトニテ、聖賢ノ法ニハ右ノ如ク云ル也、東照宮ノ御事ハ、御學文遊サル、御隙モ有マジケレドモ、聖人ノ道ニ叶玉ヘル者多キハ、誠ニ不思議成御事ニテ、末々ノ御手本タルベシ、但シ小役人又ハ目附抔ハ、直ニ惡ク人ノ疾ム者ヲスルコトモ有也、又遠國ノ役人抔ニハ、中惡キ者ヲ組合スルコトモ、人ヲ使フ上ノ一術成レドモ、重キ御役人ニハ人ノ疾ム所ヲ好ミ、人ノ好ム所ヲ惡ムヲバ、大學ニモ深ク戒シメ、人ノ好ム所ヲ好ミ、人ノ惡ム所ヲ惡ムヲ民ノ父母也トテ、是ヲ擧用ルコト聖人ノ奧儀也

一 諸役人各其司有テ、人ノ器量モ其役儀ニ隨テ選ビ各別可レ成、御老中抔ハ政務ノ本ジメ成レバ、國政ノ全體ニ通達シ、依怙贔負無ク、人ノ善ヲ育テ長ズル人ニ非レバ、其職ニ叶難シ、其中ニ老中ハ遠大ノ智慧有バ、瑣細成働無クトモ可レ然、若年寄ハ假令遠大ノ智慧ノ方ハ少トモ、才智ノ筋ヲ專ニスベシ、兩役トモニ人ヲ知人ヲ見出スコトヲ、職分ノ第一トスベシ、右ニ云タル如クニ、司ノ筋ヲ分バ、其筋々

ニ随テ器量ノ選各別可レ成、御側衆ハ古ノ納言、明朝ノ通政使ノ職ナレバ、只下ヨリ申出ル事ヲ主意ヲ達ヘズヨク聞届ケ、無ニ附添一無レ落詳ニ申達スルコト専務可レ成、上ノ御機嫌ヲ兼又ハ贔負偏頗ノ私ニテ、下ノ情ヲ塞グヲ越度トスベシ、諸人是ヲ頼デ物ヲ申シ上ル事成故必威勢付コト人情ノ常也、威權ガマ敷事大罪タルベシ、其才智ノ筋謹慎ニシテ理筋ヲヨク聞分、無レ私人ヲ可レ用、諸番頭諸物頭御船手等ハ武備ノ役也、其人品ハ古ノ名將モ、李廣程不識ナドウラハラノ替リ有テ、惣ジテ様々ノ人品有事和漢サル事ナレバ、一様ニ不レ可レ定、只能組ヲ手ニ入テ、ヨク使ヒコナスヲ専一トス、此筋ハ當時無事成ドモ、操練ノ習シニ非ンバ知レ難シ、當時ハ只組子ノ行儀ヲ先トシテ、其職ハ將帥モ組子モ儒士タルコトヲ忘ル、ハ以ノ外ノ事也、尤多ノ人ノ頭成バ、長シキ心ニテ依怙贔負無キヲ宜シトス、組子ヲ教コミテ御用ニ立ツ人ノ多出ル様ニ可ニ心掛一事也、御目付ハ殿中御吏ノ職也、非法ヲ正スヲ掌職トスルコト成バ、法式ニ習レズシテ不レ叶事也、當時ハ御老中若年寄ノ使ヒ者ノ様ニ成タルハ、若年寄ニ下司無キ故也、寺社奉行ハ寺社ノ治ヲ第一トシ、出家社家等ニ不法無様ニ下知スル事當職可レ成、去バ寺社ノ故實ニ達セズンバ不レ可レ有、地方ハ算勘ノ職、別ノ無ニ子細一町奉行ハ町ノ治ヲ第一トシ、町方ニ悪人多ク出テ町中不レ治バ、町奉行ノ越度タルベシ、寺社奉行モ、地方奉行モ、町奉行モ、當時ハ公事ヲ捌クコトヲ重トスル故、治ノ方ノ事ハ誰心付人モ無シ、治悪キ時ハ公事モ悪事モ出スコト也、公事ノコトハ別ニ公事奉行ヲ立テ、法律ニ通達シタル人ヲ可レ用、如レ此御役ノ筋昔各別ニテ、器量ノ

筋モ替リ有コト成ニ、當時ハ御老中若老中寺社奉行ノ外ハ、皆大形ハ御日附ヨリ立身スルコト成故、何レノ役モ御日附ノ風也、又勳階ト云コト無故、立身ノ筋大形極テ、一役ヲ十年モ廿年モ一代モ勤ル樣ニスルコト難レ成、役々ノ器量ヲ相應ニ選ム筋失行タル故也

一　代官ト云役ハ重キ役也、其昔國郡ノ官ヲ在京ヨリ兼テ、其國郡ニハ名代ヲ遣シ置タルヨリ起テ、代官ト云名有、公家ノ召仕ニ受領ヲサセナガラ、在京サセテ召仕ヒ、其國ノ所務計リヲサセタリ、又平家ノ公達モ越前ノ三位能登守薩摩守抔ノ類、皆其國ヘハ行ザリシ也、郡司ヲ在京サスレバ郡代ヲ遣シ、丞ヲ在京サスレバ判官代ヲ遣シ、目在京サスレバ目代ヲ遣ス、去バ文官成故戰國ノ時分ニ是ヲ輕シメテ、腰拔役ト云タルヨリ、今ハ地方ノ支配ト成小身者ヲ申付、然モ其下司ハ手代ト稱シテ、殊外ニ賤キ者ヲ付置テ、年貢ノ取立ヨリ外ニ肝心成コトハ無ト心得ルコト、以ノ外ノコト也、其身立身ノ望モ無ク、下劣ナル役儀ト云コトニ成テ、然モ小身成故、自ラ奸曲ヲシテ御仕置ニ逢人絕ヌ也、是ヲ文官トスルコトモ、國守介丞郡司抔ハ文官成ドモ、公家ノ代ニハ文ヲ武兼タルコト成シガ、鎌倉ノ時分ヨリ、武家ヨリ守護ヲ置タルヨリ、武官ノ方ヲバ守護ノ方ヘ渡シ、專文官ニ成タル樣也、願ハ二三千石以上ノ人ヲ申付、役儀ノ名ヲ更、下役ニ今ノ代官位ノ人ヲ申付置、武備モ自ラ備ル樣ニシ、刑罰ヲモ輕事ヲバ其所ニテ執行ハセ、專民間ノ治ヲ第一トシ、農業ノ筋ヲモ民ノ知スコトアラバ是ヲ敎ヘ、川除堤普請ノ類ヲモ申付、盜賊博奕等邪宗邪法ノ類ヲモ是ヲ押ヘサスベシ、總テ百姓ノ奢盛成ヨリ、

農業ヲ厭ヒ商人ト成コト、近來盛ニテ田舍殊ノ外衰微ス、依レ之博奕盜賊等止コト無、人殺等有トキモ、其所ニ奉行無故、江戸ヘ注進スル內ニ、日數延テハ僉議モ成スコトニ成、大形ハ何モ彼モ田舍ニテハ物入多ク成ヲ厭ヒテ、江戸ヘ不二申出一、博奕盜賊ノ類モ心儘也、川除堤普請ノ類モ、當時ハ代官江戸居住スル故、不案內也、夫故手代任セニスル故、江戸ノ町人ト組合テ、何事モ江戸流ニ仕付タル格ヲ守テ、物入廣大也、大身ニテ武備ヲモ兼備ザレバ、飢饉打續キ盜賊盛ナラン時ニ至テ、是ヲ鎭ムベキ樣無ク、此ノ以前天草陣ノ時、肥後ノ川尻ト云フ船付ニ細川越中守ノ藏アリ、其ノ所ノ代官ヲ川北九太夫ト云フ者ナルガ、此ノ者心得タル者ニテ、平生地鐵砲ヲ數多拵ヘ置キ、濱邊ノ間數ヲ積リ置タリ、天草ニ一揆トサタスルトイナヤ、濱邊ニ一間ニ一本ヅヽ、抗ヲ打タセ、一本〳〵ニ火繩ヲ挿ミ、三間ニ一丁宛鐵砲ヲ配リ、終夜鐵砲ヲ打タセタリ、一揆共籠城支度ニ川尻ノ米ヲ取ラムトテ、半途迄兵船ヲ押出シタレドモ、火繩ノ夥ク見ヘ鐵砲ノ音シケレバ、熊本ノ軍兵早川尻ヲ固メケルト心得、半途ヨリ引返シタルト後ニ生捕ノ者語ケルト云フ事ヲ承ル、其時川尻ノ米ヲ切取タラバ、天草ノ兵糧澤山ニ成テ、城容易ニハ落マジケレバ、川北ガ仕方主人ノ爲天下ノ爲勝レタル勳功也、サレドモ其時分モカヤウナルコトハ功ニ立ズ、川北後ニ城攻ノ時ハ一番乘シタル故、千石ニ成タル也、サレバ代官ハ武備ヲ不レ備シテハ不レ叶コト也、勘定ノ方計ニ地方奉行ノ下知ヲ受、役儀ノ子細ハ御老中カ若年寄ナドノ直支配ニシテ、重キ役ニ定メ度事也

一　使番ト云役無用ノ役也、是ハ軍中ノ使番ヲ其儘ニ指置タル故、治世ニ無用也、軍中ノ使番ハ武邊功者ナル人ヲ選ビテ御使ニ遣サレ、勝負ノ境ヲモ見サスルコト也、治世ニハ左樣ノ事無レバ、兼テ選置ズ共然ルベシ、禁裏ノ御使ハ高家也、三家ノ御使ハ御番頭也、城請取巡見抔ニ使番參レドモ、是ハ臨時ニ選デ可レ然、異朝ニテモ臨時ノ役也、火事等ノ御使ハ御側ノ輩可レ然

一　役道奉行新地奉行廻役抔云役モ無用ノ役也、是レハ其ノ起リ御役被ニ仰付一器量モ無キ人ニ、何ゾ役儀ラシキコトヲ申シ付キ度ト思フ人有ルヨリ、老中ノ拵ヘタルコト也、廻役モ年久敷番衆ノ我ガ下ヨリヒタモノ立身スレバ、其ノ人謙愼シ若キ新役ト同ジク御番ヲスルコトヲ無念ニ思フヲ、暫ク引退テ御番ヲサセヌ樣ニトシタル者也、人ノ棄ラヌ樣ニト了簡シテ、老中ノケ樣ノコトヲ拵ラヘタルハ、其ノ時代ニハ能了簡トモ云ベケレドモ畢竟無用ノコト也、ケ樣ニ無用ノ役有ルヨリ、御先手ナドモ其ノ身モ世間ヨリモ隱居役ト覺テ、役儀ノ勤ナクナル也、輕キ御役人ノ內ニ、ケ樣ノ役尙多カルベシ、新地奉行等モ同ジク詮モナキ役也、代官寺社奉行ニテ可レ濟コト也、如レ此マタガリテ色々ノ役有故、手代ノ金ヲ取事ニ成也

一　日附ノ役ニ當時缺タル事アリ、衣服等諸事ノ儀ニ被ニ仰出一、御禁制ノ筋アレドモ不レ構、是ヲ破ルコトアレドモ咎ル人ナシ、依レ之公儀ノ御法度ハ三日法度ナリト世上ニ云習スコト、有間敷コトノ第一也、其ノ向々ヨリ被ニ仰出一タルコトハ、向々ノ支配〳〵ノ役ナルベシ、一統ニ被ニ仰出一コトハ、目附

ノ役トシテ權門高家ヲ不レ憚シテ、人情無ク各テ其ノ支配〳〵ヘ乾ト斷ルベキ事也、但シ當時ハ制度ナキ故、下モ守ルベキ形ナク、御目附モ咎ベキ様ナキ故ニ、如レ此成タル事也、是レニ付テモ制度ハ立チタキ事也、又京都百日目付ト云ハ、何ノ目付ナルヤラン、寺々ノ緣起寳物ヲ見テ歩行ヲ役トス、埒モナキコト也、是レハ京都ト云所ハ、堂上方ノ在所ニテ長袖計ノ所ナル故、一々メッタジラヲ立テ惡事ヲ見出ス様ニスル時ハ、却ツテ治ノ害ト成トテ、往昔智慧アル老中ノ斯サセタルガ、今ハ例ト成タル成ベシ、サレドモ何事モ形計ニ成テ、其ノ身モ何ノ御用ニテ上リタルト云コトヲ知ラヌハ、如何ナルコトヤラン

一　伏見奈良山田等ノ奉行モ、時々更ル者ナレバ隨分宜シキ人ヲ見立テ、頭助丞目等ヲ置テ、治ヲ助ケサセシムベキナリ

一　御徒與力ヲ頭ノ心儘ニ入ルコト故、悉ク金ノ沙汰ニ成テ、町人百姓又ハ小普請手代ノ類、金ニテ與力ニ成テ居テ、又金ヲ出シテ我子ヲ御番衆ノ養子ニスル、中繼ニスル類當時ハ甚多シ、是等ハ戰場ヲ勤ル者成バ、ケ様ニハ有間敷コト也、御徒ハ元來御譜第也、御徒ヨリハ立身モシタル輩多シ、久世三四郎抔御徒ヨリ出タリ、御先々前御代ノ時身上ナラヌトテ、申合セ御願申出タルヨリ、御譜代ニテハ無ニ成リ、請狀ニテ組ニ入コト有マジキコト也、公儀ニテ人ヲ召仕ハル、ニ、請狀ト云コトハ如何成事ゾヤ、日本國中ハ皆御國也、何事モ被二仰付一次第ノ事也、餘リニ御役人ノ不學成ヨリ如レ此コト起

レリ、與力ハ昔公儀ヲ願フ者ヲ、頭ノ心ニテ與力ニ入置、見合取持テ召仕レタル類多シ、中頃ヨリ浪人ノ腰掛所ト云テ、高知取タル浪人ノ本知ニテ濟迄ノ內、與力ニ入テ居タルコト故、歷々ノ士多シ、今ハ金ニテ成故、埒モナキコト也、昔ハ御旗本ノ二男三男召出サル丶コトナレドモ、近年ハ此事絶タリ、故ニ二男三男ハ只養子ノ口ノ有ヲネラヒ居テ、其內ニ年寄バ埒モ無者ニナル類多シ、此徒ヲ御徒與力御勘定御祐筆抔ニ入テ使コミテ見、夫ヨリ器量有人ヲバ、立身ヲモサスル樣ニ仕度コト也、人ノ生レツキ文武ノ有ニ差別、身モ健ニ武藝ヲ好バ、御徒與力ノ類ナルベシ、身モ弱ク働キ業ヲ不レ好性質ナラバ、手跡ニテモ算用ニテモ習ハセ、御勘定御祐筆ノ類ナルベシ、御代官抔ニ付遣シ手代ノ代ニシテ、隔リタル國ヲモ見セ、山川地ノ理ヲモ知セ、田舍ヲ走リ歩行カセタラバ、當時親ノ懷子ニテ御城下ニ生長シ、何ノ分モ知ヌ阿房ニハ勝ルベシ、總ジテ天地ノ道理古キモノハ次第ニ消失、新キ物生ルコト道理ノ常也、天地ノ間ノ一切ノ物皆如レ此、古キ物ヲ何ホドイツマデモ抱ヘ置度思トモ、力ニ不レ叶コト也、材木モ朽失、五穀モ年々ニ出來替リ、人モ年寄タルハ死失テ、新キ人入レカハル事、是又天地ノ道理下ヨリ段々上リテ上ニナル、昇リ詰タルハ次第ニ消失テ、下ヨリ入替ルコト、是又理ノ常ナリ、易ノ道理如レ斯、然ニ治ノ道ハ古キ功アル人ノ家ヲバ隨分ニ介抱シテ、成丈家ノ續ク程ハ續樣ニシ、又家內ノ老人曾祖父母祖父母父母抔モ、壽命イツマデモ長カラント祈リ、早ク死トハ假初ニモ不レ思ハ人情ノ常也、サレドモ天地ノ道理ト、人情ノ常トハ違フ物ニテ、何程抱ヘ置度思トモ兎角古キ物ハ消失ル事也、

サレバトテ古キ物ハ早ク無ナレト云ハ、悟リ過タルコトニテ、聖人ノ道ニ不レ叶、又古キ物ヲイツ迄モ拘ヘ置ント計リスルハ、愚過タルコトニテ、是亦聖人ノ道ニ不レ叶、聖人ノ道ハ人情ノ常ヲモ念比ニ立置テ、人ノ情ヲモ破ラズ、又始終ノ道理ハ明ラカニ見ヘ透テ、曇リ掛リ無レバ、愚癡ニ人情ノ常バカリニモ不レ滯、是世界ノ人ヲ取扱フ本ガネ也、右ノ道理ナル故、古ノ堯舜禹湯文武ノ子孫モ、今ハ絶失テ迹形モ無、日本ノ昔頼朝尊氏ノ迹モ今ハ無、其外名有家モ皆失果、今ノ大名ト云者ハ皆往昔輕キ人成ガ、軍功ニ依テ今ハ上ニ昇ル、夫レモ當時ハ大方正統ニテ續タル大名ハ稀也、然ニ何迄モ上ハ上、下ハ下ト家筋ヲ定テ、愚痴ニ拘ヘ置ントスル時ハ、上ニ有大身者ハ、消失ベキ時節ニモ早成タルヲ拘ヘ止ル故、天地ノ道理ニ背キ、才智ノ人上ニ無成テハ、世ノ末ニ成テ、亂世ニ成、下タル者ニ才智ノ人出テ代ヲ覆ヘスベシ、聖人ノ此道理ヲ知シ召テ、世ノ長久ナラン爲ニ賞罰ノ法ヲ立、下タル者ノ才智有ヲ立身サセ執立テ、上タル者ノ實子無テ滅亡スベキト、惡事有テ滅亡スベキハ、天心ニ任セテ是ヲ亡ス、如レ此ナレバ賢者ハ何モ上ニ有テ、愚者ハイツモ下ニ有故、天地ノ道理ニ叶テ、代ヲ傳ル事長久也、此カネ合ヲ不レ知時ハ、天地人ノ全體ノ道理ニ通達セヌ故ニ、天心ニ不レ叶、誠ノ治ニ非ズト知ベシ、扨又易ノ道理ニ下ヨリ昇ルト云コトハ如何ノ事ナレバ、是又空ニ理ヲ云タル者ニ非ズ、一年ノ中ニモ、春夏ハ天ノ氣下ヘ下リ、地氣上ヘ昇リ、天地和合シテ萬物成長ス、秋冬ニ成バ、天ノ氣ハ升リ地ノ氣ハ下リ、天地隔リテ和合セズ、萬物枯失ル、人ノ世界モ又如レ此、下ニ有ル才智ノ人ヲ執立テ立

身サスル時ハ、上ノ御心ハ下ヘ行渡リテ、天氣ノ下ルガ如、才智有人下ヨリ立身シテ、大役ニモ成時ハ、下ノ情ヲ能知リタル人上ニ升ル故、下ノ難儀世ノ有樣モ上ヘ知レテ、地氣ノ升ガ如シ、去バ上下ノ間隔リ無一存ニ成故、天地和合スルガ如ク成コトニテ、國家ヨク治リ、春夏ニ萬物成長スル如グニ、世界豐ニサカユル也、下ニ有才智ノ人ヲ取立ヌ時ハ、上ノ御心下ヘ不ニ行渡一故、天ノ氣下ラヌガ如シ、サレバ能人下ヨリ升ラネバ、下ノ情上ヘ通達セズ、地ノ氣升ラヌガ如シ、上下ノ間隔リテ一存ナラヌ故、天地ノ和合セヌガ如クニテ、國家ノ衰ルコト秋冬ニ萬物ノ枯失スルガ如シ、太平久ク經レバ能人下ニ在テ、上ノ人ハ愚ニ成行ク事ハ如何樣ナルコトナレバ、總テ人ノ才智ハ樣々ノ難儀困窮ヲスルヨリ出來ル者也、總テ人ノ身ハ使フ所タクマシク成者ニテ、手ヲ使時ハ腕強クナリ、足ヲ使ヘバ足強クナリ、弓鐵砲ノネフヒヲ仕付レバ目強ク成、心ヲ使ヘバ心ニ才智生ズ、難儀困窮ニ樣々逢時ハ、サマ〴〵ニ揉レテ才智タクマシク成ル、是自然ノ道理也、故ニ孟子ニモ天ヨリ大任ヲ此人ニ下スベシト思召時ハ、先樣々ノ難儀ヲサスルト云コト有、殊ニ下ニテモマレテ出來ル才智故、下ノ事ニ能通達シテ治ニ尤宜也、故ニ聖人ノ道ニモ賢才ヲ擧ヨト有テ、下ヨリ取立ルコトヲノ玉ヒ、又歷代ヲ考ルニ、賢才ノ人ハ皆下ヨリ出タル事ニテ、代々大祿ノ人ニハ至テ稀ナルコト前蹤鏡ノ如シ、代々大祿高官ナル人モ、其先祖ハ孰レモ戰國ノ時生死ノ場ヲ經テ樣々ノ難儀ニ逢タルヨリ才智生ジテ、夫故功ヲ立テ大祿高官ニナリタレドモ、其子孫ハ代々大祿高官成故、生レナガラノ上人ニテ何ノ難儀ヲモセネバ、才智ノ可レ生

様モ無シ、位高ク下ト隔リタレバ、下ノ情ニハ疎ク、家來ニ譽ソヤサレテ育タレバ、智慧モ無キ我智慧ヲ自慢シ、生レナガラ人ニ敬ハルレバ、元來カク可レ有ト思故、上ノ御恩ヲモサマデ感ジ入リ難レ有ト思事モナシ、自ラ我儘ニシテ下ヲ蟲ケラノ如思、是又人情ニテ、ケ樣ニ成行ク事自然ノ道理ニテ、上タル人ハ生レナガラ才智有テモ、此病ヲバ免レ難シ、偶利發ナル人有ドモ、下トハ雲泥萬里ニ隔ル故、下ノ情ニハ心付ズ、唯上ト下トノ間ニテ、疊ノ上ノ詰披キ當リ障リ計ヲ仕馴ル故ニ、其方ニ才智募リ、其目ニテ下ヲ見レバ、左樣ノコトニハ下ニ仕馴ヌコト故、下ハ殊ノ外ニ疎ニ見ユル故、彌我利發ニ自慢スルコトニ成行也、如レ此ノ人情古モ今モ替リ無故、聖人ノ道ニハ賢才ヲ下ヨリ擧ル事ヲ第一ニ云ヒ、世官トテ大役ヲ家筋ニテ代々スル事ヲ深ク戒ト仕玉フ、尤人情ハ見馴タル事ニヤスンズル者故、人ノ敬ヒ來リタル人ヲ高位ニスレバ、下ノ心ニモ可レ有事ニ思テ、下知ヲ能聞筋モ有コト故、孟子ニモ賤キ人ヲ立身サセテ貴人ヲ踰サセ、上ト元來疎遠成人ヲ懇ニシテ、元來親キ人ヨリモ目ヲ懸ルコトハ、卒爾ニハスマジキコトト云タレドモ、夫ハ人情ヲ破ラヌ一通ノ事ヲ云タルモノニテ、實ハ右ニ云タル所聖賢ノ通法也ト可レ知、然ニ今ノ世ノ利口成人ノ了簡ニハ、左樣ノ道理也トテ、上ニ立タル人ヲ皆下ヘ追オロシテ、皆下ヨリ立身サセ上下ヲ顚倒スルコトハナラヌ事也、ナリテモ騷シキコト也、只今迄上ニ立タル人ヲバ其ノ儘置、下ヨリ申出ル善言ヲ用ヒヌレバ、聖人ノ賢才ヲ擧ヨト被レ仰タルト同ジ道理ニ成ト了簡スル人有、是聖人ノ教ヲモドク黠智ニテ、畢竟何ノ用ニモ立ヌコト也、下ニ了簡ヲ云セ

テ夫ヲ取用ヒタル計リニテハ、其取用ルモヤハリ下ノコトヲ知ヌ人ナル故、下賢才ノ了簡モ取用ヒ樣ニテ、大キニ違ヒ有コト也、其上賢才モ下ニ置テ云セタル分ニテハ、得云ヌモノ也、其上同キ賢才ニテモ、下ニ居タル時ノ了簡ハ未身ヲ打ハメヌ時ノ了簡ナル故、上ニ擧タル時トハ違フコト也、上ヘ擧テ其ノ役ニ打ハメテ見レバ、場所違フ故、其了簡ニモ下ニ居タル時トハ格別ニ働ク事也、故ニ古聖人モ賢才ヲ擧ルトハ被ㇾ仰タレドモ、左樣成コシヤク成事ハ遂ニノタマハザル也、其上賢才ヲ擧ルト云ヘバトテ、今迄上ニ立タル人ヲ悉ク下ヘ追下シテ、上下ヲ仕替ル事ニハ非ズ、只二三人モ一兩人モ下ヨリ賢才ヲ擧ル時ハ、只今迄家筋計ヲ守リタル風破ル丶故、萬人ノ日當替リテ、人々勵ミ出來シテ、何レモ〳〵其ノ擧用ヒタル賢才ノ風ニ成、世界俄ニ生カヘリ能成コト也、故ニ論語ニモ舜大勢ノ中ヨリ皐陶ヲ擧ゲ、湯大勢ノ中ヨリ伊尹ヲ擧玉ヘバ、不仁者ハ無ナリタリト云モ、賢才ヲ擧ルトテ、上下ヲ悉仕替ル事ニハアラズ、大役ノ人ニ只一兩人モ擧レバ、其勢ヒニテ殘ハ皆能成コトヲ云ル也、是人君賞罰ノ權ト云者ニテ、アナガチニ善人ヲバ不ㇾ殘賞シ、惡人ヲバ不ㇾ殘罰スルニアラズ、一人ヲ賞スレバ千萬人悅ビ、一人ヲ罰スレバ千萬人畏ル丶ニテ、世界生キカヘリテ、人々勵ミ生ジ、世ノ風俗モ上ノ御心儘ニ直ル事也、勝レテ能賢才ト、勝レテ惡キ人トハ各別ノ事、其外ノ人ハ何レモ何レモ同樣成人ニテ、只上ニ立タル人ノイザナヒニ依テ、風儀ニツレテ能モ惡モ成コト也、是ハ人ヲ生シテ使ト、殺シテ使トノ差別也、然ニ近年ハ太平久敷續テ世無事ナル故、世上ノ習シニ定ツテ、家筋ト云コトカ

ヌマリ、上ヨリ中下迄モ、大形立身ノ筋モ極リタル故、人々ノ心ニ勇ミナクナリテ、立身センヨリハ仕ソコナヒヲシテ、家ヲ潰サヌ了簡ガ能ト云ヨリ、何事モ大方ニシテ世ヲ渡ル心ニ成、人ノ心殊ノ外オホチヤクニ成タリ、如レ此ニ人ノ心ノ成様ニ使フハ、人ヲ殺テ使フト云者也、同ジ人ニテモ生スト殺ストニテ、人々各別ニ成コト也、御先々前御代ノ時、御旗本ノ家筋ノ者ヲ御側ニ召仕ハルヽニ、孰レモ精ヲ出シテ御奉公ヲ申サズ、御心ニ不レ叶コト、是人ノ家筋極リテ人ノ心ノ寢入タル故也、依レ之役者ニ下輩成人ヲ召仕ハレテ御覽ズレバ、賤シキヨリ召出サレタル所、辱ク賞ニ引ルヽ所多キ故、御心ニ應ジタル人モ有テ、立身シタルモ多カリキ、當時ハ御奉公ノ筋カハリタルコト故、其精ヲ出シテハマリタルモ何ノ詮モ無コト也、然ドモ兎角下ヨリ取立テ使方ニハ、人ノ精ヲ出シテハマリ勤ル人情也、世界ノ家筋極リタル世成バ、今ハ御旗本ノ平士サヘ家筋ヲ堅ク守リ、只我ト同格成御旗本ヘ養子ニ行ントノミ心掛、御徒與力御勘定御祐筆抔ニハ可レ成コトニモ思ヒ不レ依、マシテカケ離レタル大役ニハ、何程精ヲ出シ身ヲ打入テ勤テモ、今生ノ内ニハ決シテ不レ成ト思フ故、人々ノ思ヒ切タル分別ハ無成、只身持カタキ身構ニナリ、金ヲ取養子ヲ仕嫁ヲ貰様成惡キ筋計ニ成タルコト、皆人ノ心寢入タルヨリ起レリ、御先々前御代ニ被二召出一タル役者筋ノ者抔ヲ削リ捨ル様ニ思人有ドモ、下賤ナル人ハ貴人ヨリモ有二才智一者也、唯使様ノ惡サニ、其才智皆禍ノ筋ニ成タル也、能使タラバ器量ノ人モ其ノ中ニ可レ有、其上彼等ハ上ノ思召ニテ被二召出一タレバ、其人ニ咎ナシ、下賤成人ノ金ニテ密ニ御家人ニ成タル

トハ各別ナル事也、一タビ御旗本ニナシ玉ヘル者ナレバ、元來ノ御旗本ト同前ノ御アシラヒタルベシ、然ヲ元來ノ家筋惡キトテ賤シムル事ニナレバ、上ノ御威光ハ立ヌ事ニ成テ、甚不ㇾ宜事也、假令百姓町人ナリトモ、才智アラン者ヲバ新タニ被二召出一テ、御家人ニナシ玉ハンモ上ノ御威光ニテ、國家ヲ治ル道ニハ何ノ憚カ可ㇾ有、兎角ニ家筋ヲ立ル方ト、賢才ヲ舉ル方トハ裏ハラナルコトニテ、國家治亂ノ別ルヽ事ハ爰ニ有コト也、又ナマオトナシキ了簡ノ人ハ御徒與力ニ金ニテ成、御旗本ニモ金ニテ成ナレドモ、本下賤ナル人ナレバ、才智モ有ベシ、不ㇾ苦ト云コト亦心得違也、第一當時ノ風俗金サヘ有バ、何事モ成ト云フコト極リタル惡風也、其上小普請手代代官手代御用聞町人抔ハ、一向ノ百姓抔トハ替リテ、利欲ノ筋ニ極テ賢ク、謀リテ物ヲ取ル筋ヲ仕ナレテ恥ヲ知ヌ者成バ、武士ハ甚可ㇾ忌事也、但其頭ノ了簡ニ下賤成者ニテモ、御用ニ可ㇾ立者ヲ吟味シテ御徒與力ニ入レバ、何カ苦シカルベキ、右ノ樣成惡類ヲ見ノガシニスベキ樣無、此起リ家筋ト當坐指當ノ利口ニテ、御役人ニハ成事ト了簡シ、御旗本ヲ支配スル頭モ、御徒與力ヲ支配スル頭モ、組ノ治ト云コトヲバ夢ニモ不ㇾ知、組子ヲバ意ノ儘ニ暮サセテ、果ハ身上ナラネバ金ヲ取テ養子ヲシ、又金ヲ取テ番代ヲ出スコトニ成ヲ、生長シキ方ノ了簡ニハ、彼等モ身上ナラズ、サモセズバ成マジキ也ト、知ル人モ知ラヌ顏ヲシタルガ、今ハ風俗ト成、御徒與力抔ノ輕キ者ノ成ハ、定リタルコトノ樣ニ成タリ、是皆根本ノ所太平久ク續テ、世ノ風俗ニテ家筋極リタルコトニ成タル故、與力ハ先手ノ武役、御徒ハ御馬先ニ近キ者也ト云コトヲ忘レテ、手前ノ

奴僕ノ如ク思ヨリ起レリ、御旗本ノ頭モ身ヲ高ブリテ、組下ヲ輕ク見ルヨリ起レリ、總體五六十年以前トハ替リ、御旗本ノ會釋モ惡ク成タリ、下ヨリ云コトノ理筋ヲ立サスルコト薄ク、御役人モ今ハ上ノ御威光ヲ以下ヲ推ヒシグコトヲ好ム也、上ノ御威光成ドモ、實ハ重役人ノ高ブリ强、手前ノ威權ニ募ル仕方也、下ノ廉恥ヲ養フト云事古ヨリノ道ニテ、下タル人ニ恥ガマシキ目ヲ見セヌ様ニスル事也、御旗本ノ牢舍ノ問狀抔ニカヽルト云コトハ、昔ハ聞ヌコトナリ、近年ハ頻ニ有様ニ承ル、惣ジテ人ハ會釋ニテ善クモ惡クモ成者也、下輩ニ會釋ヘバ、皆下輩ニナルト云事ヲ知ラヌ故也、是等モ皆家筋ノ極マル所ヨリ、自然ト如レ此風俗ニツレテ成行タル也、御旗本ノ二男三男ヲ御徒與力御勘定御祐筆ニ仕度ト云モ下輩ニ推下スコトニハ非ズ、只家筋ノ極リタル風俗ヲ破リ、肝心ノ所ハ其中ヨリ才智モ有器量モ有者御取立有テ、賞罰ヲ以テ人ヲ御使被レ遊様ニ仕タキ事也、少々ハ御取立ソコナイ有トモ、夫ニハ御構ナク、何者ニテモ器量次第高官大祿ニモ成コトト云フ心ニ、世界ヲ仕度事也、當時ノ如ク家筋極リタル事ニ成堅マリテハ、中ヨリ下ノ人ハ立身ノ望ハナシ、上ヘハ遠シ、只下ハ輕薄ト身持形氣トニナリテ、下タル者ノ才智モ皆用ニ立ヌ筋ニ可レ成

一 總ジテ今ノ世ハ諸役人共ニ器量ノ人無、是國家ヲ治ルニ大成憂也、總ジテ人ト法トノ二ツヲ分テ可レ知コト也、法ハ仕形也、人トハ夫ヲ取扱フ人也、人サヘヨケレバ、仕形ハ惡ク定タリトモ、人ニ器量アル故、能取扱テ國ハ治ル也、人無レバ仕形ヲ何程ニ吟味シテ善仕置タリトモ、取扱フ人未熟ナル

故、其仕形ノ本迄違テ覺ヘズ惡ク成テ、仕形ヲ吟味シテ立タルモ、何ノ用ニモ立ヌ也、故ニ國ヲ治ル道ハ、人ヲ知コトヲ第一肝要成コトトスル事、古ヨリ聖人ノ道如レ斯、サレバ人ヲ知ト云ハ、如何樣ニシテ知ルコトト云ニ、其人ヲ一日守リ居タレバトテ、其人ノ器量ハ知レヌコト也、然ルニ愚ナル人ハ大將ノ目鏡ト云テ、名將ハ一目見テモ器量アル人ヲ知ル抔云樣ニ覺ユル也、夫ヲ愚成人ハ誠ト心得己ガ眼力ニテ器量有人ヲ見出サントス、占カ神通ニ非ズンバ知レヌコト也、其子細ハ人ニ汝ガ身ノ器量如何成コトニ得手タリヤ、譬テ云ハヾ士大將成バ昔甲州ニテ名ヲ得タル馬場美濃守ガ樣成ヤ、內藤修理ガ樣成ヤ、山縣三郎兵衛ガ樣成ヤ、高坂彈正左衛門ガ樣成ヤ、古漢ノ代ノ李廣ガ如ク成ヤ、程不識ガ如ク成ヤト問ン時、其人己ガ身ノ器量ヲ自身ト下ゲスミテ察センニモ全ハ知マジ、其子細ハ如何成コトゾト云フニ、終ニ軍ト云物ヲシテ見ネバ、自身ニテモ知レヌ也、自身サヘ知ラレヌコトヲ、外ヨリ見テ知ベキヤフ曾テ無レ之コト也、名將ノ目鏡ト云ハ、戰場ニテ功ヲ立テ器量有人ヲ多ク見タリ使タリシテ大體筋キツカケヲ覺テ、其筋キツカケヲ見テ大體ハ知ル丶也、去ドモ古ノ大將モ人ノ見違有テ、仕損ジ有コトマ丶有コト也、大體ハ知ル丶樣ナレドモ、我覺タル筋割符計ニテ、我終ニ見覺ヌ筋キツカケハ不レ知故、見損ジ有也、然バ人ヲ知ト云ハ、兎角使テ見テ知コト也、左樣無テ我眼鑑ニテ人ヲ見ントセバ、畢竟我物好ニ合タル人ヲ器量有ト思フ也、是愚成コトノ至極也、其子細ハ上タル人ハ、第一其身貴ク生長テ結構ナレバ、終ニ物ノ難儀苦勞ヲセズ、何事モ心ノ儘也、人ノ智ハ樣々ノ難儀苦勞

ヲスルヨリ生ズル物成ニ、左樣ナルコト無レバ、智慧ノ可レ生樣ナシ、亂世ノ名將ハ生死ノ場ヲ經テ、樣々ノ難儀ヲシタル故、智慧有也、其身ノ位貴ケレバ、下々トハ雲泥萬里隔タル故、人情ニ疎ク下ノコトヲ不レ知、常ニ馴ルヽ人ハ皆高位大祿ノ人也、高位ノ人ハ高位ノ立廻計ヲ仕覺テ物云タル所、其人ノ取廻シ上タル人トヨク相應スル故、不レ覺ヨク見ユル、末々ノ者ハ高位ト交ラザレバ、立廻物云迄不束也、又身高位ナラネバ上タル人ノ肌合物好ヲモ不レ知、貴賤遙ニ隔ル人ノ俄ニ呼出サレテ物ヲ申ス故、怖レチヾミヽ事ノ子細ヲ能申盡スコトモ成ラズ、此上タル人ニ襟元ヲ見ル心覺ヘズ有也、富貴成人ヲ善シト見テハ、貧賤成人ヲ惡シト見ルコトハ、本女童カ輕キ者ニアルコトニテ、是ヲエリ元ヲ見ルト云、上タル人抔ニケ樣ナル心有間敷樣ナレドモ、世末ニ成ニ隨テ、人ノ家筋極テ上下別々ニ成タル世界成故、高位大祿ノ人ヲ善人ト思ヒ、末々ノ者ヲ蟲ケラノ如ク思フコト、上タル人ニモ免レザル人情也、其上ニ又臣タル人ハ立身ヲ好ム利欲ノ心、人情ノ免レザル所成故、何レモ上ノ御機嫌ニ合セ、上ノ御心ヲ取ント心掛ルコト甚シ、何程ノ名將ニテモ、下ヨリ是ヲ一大事ト心掛伺ヒネラフ故、手前ノ物好心ノ癖ヲ見取ラレズト云コト無、是又人情ノ免レ難キ所也、如レ此樣々ノ子細ニヨリテ、手前ノ眼鑑手前ノ才智ニテ、人ノ器量ヲ知ントスル時ハ、必誤有ルコト也ト可レ知、是ニ依テ人ノ器量ヲ知コトハ、其人ヲ使フテ見テ其器量ヲ知コト古ヨリノ道也、但シ人ヲ使ト云ニ樣々ノ差別有、人ヲ使テ其器量ヲ知ト云ハ、上ヨリ物好ヲ出サズ、兎爲ヨ角爲ヨト指圖ヲセズ、其人ノ心一盃ニサセテ見ルコト

也、末世ニハ利發ナル大將程、指圖ヲシテ人ヲ使コトヲ好ミ、我心ヲ能知タル者也抔云テ寵愛ス、是ハ出頭人佞幸ノ臣ト云者ニテ、誠ノ人才ニ非ラズ、左樣ニ使テ見テ役儀ヲ能取捌ト思フハ、全ク人ノ器量ヲ使ト云フ物ニ非ズ、只我身ヲイクツニモ分テ、諸役人ニシテ働ク譯成バ、我一人ノ智慧ヲ用ル迄ニテ、專ラ自用ルト云者也、夫共ニ其人全ク上タル人ノ心ニ毫髮モ差ハズンバ、善事ニハアラザレドモ、上ノ望ニハ叶ベケレドモ、凡人タル者ノ生レ付、其器量才智人々各別成者ニテ、一樣ナル人ハ天地ノ間ニ無レ之コト成故、人心ノ不レ同コト面ノ如シト云古語モ有、サレバ上ノ思召ニ毫髮モ差ハズ能上ノ御心ヲ知テ、上ノ御身ヲ分タル如ナル人ハ、皆我器量才智ヲバ出サズ、無理ニ推テ上ヘ合セテ仕込タルコトニテ、阿諛諂佞ノ仕方ノミ也、如レ此人ハ身ヲ踏込ズ、忠義ノ心ハ全無シ、大惡人ト知ベシ、此事ヲ「君子和而不レ同、小人同而不レ和」ト孔子モ宣ヘリ、和スルト云ハ五味ヲ調和スルガ如シ、五味ノ鹽梅ト云ハ、各別ノ味ヲ持行テ交合スルコト也、故ニ臣下ハ君ト才智ノ筋各別ナルヲ善トス、君何ホド才智有テモ、人ノ才智ハ一向ニ得手ナル所有テ、又不得手ナル處有者也、聖人トテモ如レ斯、故ニ各別ニ違タル才智ノ臣ヲ幾ツモ寄セザレバ、君ノ才智ノ足ラヌ所ヲ補フベキ樣無シ、同ズルト云ハ、譬ヘバフクサ味噌ノ甘キニ砂糖ヲ入、其上ニ蜜ヲモ入レ又飴ヲモ入レタルガ如シ、是君ノ心ニ合セテ、物好ノ少シモ違ハヌヲ云也、論語ノ此章ハ、朱子ノ注解ハ大ニ相違シタリ、左傳ノ本文ニ此譯委ク有也、此道理古ノ聖人ノ道ナル故、人ヲ使道ハ君ノ思召何程違タリトモ此方ヨリ指圖ヲセズシテ、其人ノ心一杯

ニ働カセテ見テ、其人ノ器量ヲ知ルコト也、其上ニテ有功ヲ賞シ、無功ヲ可レ退、但シ小過ヲ許ト云コト有テ、小過ヲ咎レバ其人小過モ無キ樣ニトスル故、其才智縮テ働カズ、心一抔ニ自由ヲスルコトガ成ヌ也、心一抔ニ働ヌ時ハ、其器量ハ見ヘヌ也、故ニ孔子ノ小過ヲ赦サントト言ヒシハ、人ノ才ヲ可レ働爲也、愚成人ハ少シキ仕落モ無コトヲ器量也ト云ルハ以ノ外ノ癖事也、人ノ氣質樣々成故、才智ノ筋モ樣々成ニヨリテ、人ニ得手不得手アルコト、其品又樣々ニ異コトナリ、ケ樣ニ人々樣々ニ替ルコトナレバ、今日其人ニ取扱スル事ノ上ニ、調度鏑キ合ニ合タル才ハ無者ナル故、少々ノ有餘不足有テ、少々ノ仕落ハ無テ不レ叶事也、少シノ仕落ヲ厭テ、大成功ヲ立得ザレバ、咎ハ無レドモ亦功モ無、功無クンバ何ノ益カ有ルベキ、大成所ニ功アラバ、少ノ仕落ハ瑣細ノ事成バ苦シカラザルコト成ドモ、其事ヲスル人ノ上ニ付テ云時如レ斯、又事ノ上ニ就テ云トキハ、總ジテ少ノ害ヲ捨ネバ、大キ成功ハ立難キ者也、譬バ風ヲ引タル人ヲ療治スルトキハ、汗ヲ發シテ風ヲ驅也、汗ハ身ノ津液ニテ大切ノ物成ドモ、身ノ津液ヲバ其儘置テ風計ヲ驅フコトハ、醫道ニ於テ無コト也、食積瘀血ヲ下スモ如レ此、下ストキハ津液トモニ下ッテ、其人虛スレドモ、津液ハ下サズシテ、食積瘀血計ヲ拔テ取コトハ成ラヌコト也、一切ノ事皆斯ノ如シ、故ニ大成功アラバ、小過ハ免サデ不レ叶事也、聖人ノ語ハ斯ノ如ク樣々ノ道理備ハリテ、今日ノ事情ノ上ニモ深切成事也、然ヲ小過ヲ咎ルハ仁心無抔ト、論語ノ講釋ヲスル故、意味ノ深シテ功用ノ廣大ナルコトヲモ知ラヌモ、是又末世ニ成タル學問ノ弊成ベシ、人ヲ知リ人ヲ使フ道

ハ右ノ如シ、去レドモ今ノ世ニハ器量ノ人無様也、是ハ代末ニ成タル故ニヤ、器量ノ人サヘアレバ、使テ見タラバ知ラルベケレドモ、實ニ器量人無レバ何程使テ見タクテモ有間敷ト云人有、是ハ大成僻事也、總ジテ天地ハ古モ今モ同天地也、古ノ天地ハ古ノ天地ヨリ生ズル物ニテ、人モ食物モ衣服モ家居モ何ノ不足モナシ、今ノ天地ハ今ノ天地ニ生ル物ニテ、是又何ノ不足ナシ、人モ又左ノ如シ、今日ノ天地ニハ今日生ル人ニテ不足無、其代相應ノ器量ノ人無ト云コトハ、道理ニ於テ無レ之コト也、代々ノ前蹤ヲ見ルニ、亡ル代ヲ見レバ、其代ニハ器量ノ人一人モ無様也、然ドモ其代ヲ亡シテ取タル方ノ人ヤハリ其亡タル代ノ人也、天ヨリドリタルニモ非ズ、又異國ヨリ來リタルニモ非ズ、ヤハリ其亡ビタル代ノ人ナレドモ、其人ノ器量成コトヲ不レ知シテ是ヲ用ヒズ、器量モ無不肖ノ人ヲ用ル故、其代ハ亡ル也、其代ヲ亡シタル方ニテハ、其前代ニ廢タル人ヲ、其器量ヲ知テ是ヲ用ル故、遂ニ天下ヲ知レルコト歷代皆如レ斯、サレバ何ノ世ニモ器量有人ハ有コト也、只上ニ有ト下ニ有トノ違ニテ、器量有人上ニ有ヲ人有ト云、下ニ有ヲ人無ト云、其器量有人ノ下ニ有事ハ如何成事ゾト云ニ、元來上タル人ニ人ヲ選心無故也、人ヲバ相應ニ選メドモ、選ミ様ノ惡ケレバ、自ラ人ヲ撰心無レ之ニ當ル也、選様ノ惡ト云ハ最前ニ云タル如ク、上ノ物數寄ニテ人ヲ選故、各別成智慧ノ人ハ、氣ニ合ズシテ不レ用、我氣ニ合タル人計ヲ用故、幾人取出シテモ只上ノ身ヲ分タル様ナル者ニテ、幾人ニテモ一人ノ如シ、是ヲ人無ト云ナリ、此上ニ又様々ノ惡弊有テ、邪魔ト成テ、善人ハ倍下ニ隔ラレテ見ヘヌ也、使ヒ入レバ善人ニ成ベキ人

モ皆惡ク成故、益人ハ無ナル也、其樣々ノ惡弊ト云ハ、人ニ身ヲ蹈込セヌ樣ニ仕來タルコト、是第一ノ惡弊也、當時ノ治ハ餘ニ人ノ押ヘ扣ヘ、殊ノ外ニ過タリ、只子供ノ守ヲスル如ク、下タル人ヲアテガイテ、惡事ヲサセヌ樣ニ爲シ、勤柄ハ一々ニ指圖ヲシテ、何事モ上ヘ伺テ勤ル故、智慧ヲ出スコトハ入ラヌ也、只子供ヲ使フ如ク下ヲ仕フ、是上タル人ノ智慧ニテスムコトト覺ユル、如レ此世界成ユヘ、人人己ガ才智ヲバ不レ出、サレバ才智アル人モ才智ヲ出サズ、才智ナキ人ハ人ノ才智ヲ假ル故、才智ノツクベキ樣ナシ、人ノ選ハ只立廻リ利口ニテ、上ノ氣ニ碍ラヌ樣ニト、物毎ニ善ク念ヲ入テ上ヘ伺フ人ヲ、何役ヲモ仕落無ク可レ勤人也ト思フ、如レ此成バ、下タル人ハ何事モ上ヘモタレ居テ、身ヲ蹈込デ一分ノコトヲ立派ニ立ルコトハ、曾テ成ラザル筈ノ事也、才智有ル人ハ才智ノ出シ處無故、只上ノ心ニ合セント才智ヲ廻スヨリ外ノコト無シ、扨ハ仕落ヲスマジキスマジキト用心スル迄也、聖人サヘ過ハ有ナレバ、仕落ハ誰モ有コト也、惡事ハ上ノ押ヘ扣ヘナクテモスマジキコト也、上ノ押ヘ扣ヘ無キトテ惡事ヲスル程ノ人ヲ圍ヒ置キタレバトテ、何ノ用ニカ可レ立、左樣ノ人ハヤハリ打捨置テ、惡事ヲサセテ潰シタルコソ然ルベケレ、用ニ立ヌ人幾程カ知行ヲ費シテ居ルナレバ、左樣ノ人ヲバ潰シテ、善人ヲ取立テコソ、賞罰ノ道ニモ叶ベケレ、右ノ如ク成治ニテハ、下タル人ハ皆御老中若年寄ノ御蔭ニテ御奉公ヲ勤ルト云者也、實ニ下ニ才智無テ、御老中若年寄計ニ才智有ルニ非ズ、唯ケ樣ニ人ヲ使ヒ成タルコト成故、下ハ自ラ才智無者ニ成タル也、此ノ段證據明成子細ハ、中比ヨリ御加增ヲ取ル人ハ、只御

老中若年寄抔計リニテ、下タル人ニ其沙汰ナキハ、上ノ思召モ此通リナリト見ヘタリ、サレバ下タル人身ヲ踏込デ勤ムベキ様決テ無レ之事ナレバ、才智ノ見ユベキ様ハ曾テ無レ之事也、ケ様ニ使ヒ様ノ惡キヲバ差置テ、今ノ世ニハ人無ト云ハ、勿體ナキ事ト某ハ存ズル也、天地ヨリハ何レノ世ニモ才智有人ヲバ生ズルヲ、如レ此使ヒ爲シテ使ヒ様ノ惡キヲバ不レ顧、今ノ世ニ人無ト云フコト、身ヲ高ブル餘リ天地ノ德ヲ蔑ニスルコト、天ノ咎懼シケレバ、勿體無ニ非ズヤ、總ジテ下ニ指圖ヲシテ使フ事惡キ事ノ第一也、事モ無時分ニ利發ナル大將下ニ指圖ヲシテ使ヘバ、世俗ノ目ニハ善様ニ見ユレドモ、下ニ才智ヲ出サセツケヌ故、下々ハ皆阿房ニ成也、故ニ其大將ノ存生ノ内ハ善様ナレドモ、其大將死タル時ニハ、俄ニ火ノ消タル様ニ成者也、殊ニ亂國ノ時ニ至テハ、一日路モ二日路モ、乃至十日路廿日路モ手放シテ遣スコト故、一々指圖ハ不レ成事也、殊ニ軍ノ變ハ思ノ外ニ出ル者ヨリ、指圖ハ曾テ成ラヌコト也、然ルニ人ヲ右ノ如ク使ヒ付タル時ハ、下タル人上ノ指圖ヲ受付タル癖付テ、才智ノ働キ必出ヌ事故、總ジテ治世ヨリ亂世ニ移ル境ニテハ、必亂ヲ起シタル方ニ勝有事、歴代皆如レ斯、是皆治世ノ上人ノ了簡トカク我物好ニ人ヲ使ヒタガル事、古モ今モ同ジ事成故、下タル人ニ惡キ癖付テ如レ斯、爰ノ境ヲ能會得シテ人ニ蹈込セテ働スル様ニ可レ使事也、扨又當時ハ何事モ理筋ヲ立ルコト薄ク成タリ、是又人々器量ヲ出サヌ様ニナル弊也、總ジテ下ヨリ上ヘ物ヲ申スハ、十アルコトナレバ、一ツカ二ツナラデハ得申サヌ者也、昔ハ下ヨリ申スコトハ理筋ノ有事成バ、少々無調法有テモ尤ト賞翫シテ立タル事、世ノ風

俗也、近年ハ兎角御老中若年寄モ番頭抔モ、下ノ理筋ヲ立ル事ヲ聞テモ、最ト思ヒナガラ顏容ヲ惡クシ不會釋フイニスル、其人理强クテ破レ押ヌコトナレバ、智慧ヲ廻シテ外ノ事ニテ押ユル樣ニシテ、下ニ物ヲ云セマジキトスル也、如レ此成故、下タル人兎角何事モ默止ルガ善ゾ、上ノ機嫌ニ逆ハス樣ニスルガ善ゾト云フコトニ皆々ナル、此風俗今ハ十分ニ行渡テ、世間不レ殘阿諛諂佞ノ世ノ中ト成、總ジテ下ヨリ上ヘハ物ハ申惡キ者也、サレドモ道理ノサトキ人ハ道理ニ乘テ申スコトモ有、又上ノ御爲大切トハマリタルニテ申事モ有、又一旦上意ノ忝キニ不レ堪シテ申事モ有レドモ、其場ヲ立去テハ夜ノ眠覺抔ニハ、扨モ今日ハ詮モ無事ヲ申タルコト哉、上ノ御咎モ難レ計、御老中又頭ノ氣ニ障有テ、身上ノ害ト可レ成ト思ヘバ、每度後悔出ルハ人情ノ常也、如レ斯時ハヒタスラ後悔ノ出ルガ重リテ、後ハ物云ハヌコトニ成也、加藤淸正ガ家來ニ飯田覺兵衛ト申ス武功ノ者有、初角兵衛ト角ノ字ヲ書タルヲ、太閤ノ上意ニ覺ノ字ニ書ケト有テ、書替タル程ノ者也、此者申タリシハ、我一生ハ淸正ニダマサレタリ、最初武功ヲシタル時、其場ヲ立去テ見タレバ、我ト同キ傍輩皆々鐵砲ニ中リ矢ニ中テ死タリ、扨モ扨モ危キ事也、最早是切ニシテ武士ノ奉公ハ可レ止ト思タリ、歸ルト否ヤ淸正折ヲ延サズ、扨モ今日ノ働神妙也、云ン方無トテ腰ノ物ヲ賜ル、如レ斯每度其場ヲ去テ後悔スレドモ淸正每度時節ヲ遁サズ、或ハ陣羽織或ハ感狀ヲ與ヘ、諸朋輩モ皆ウラヤンデ讃歎スル故、其ニ引レテ引込ムコトナラズ、麾ヲ手ニ掛テ士大將ト云ルヽ程ニ成タルハ、淸正ニ誑サレテ本意ヲ失ヒタリト語リキ、此者忠廣沒落ノ後、京

ヘ引込テ再奉公ヲカセガズ、安樂ニ耽テ居タル時ノ物語也ー、彼家ノ故老ノ咄也、是ハ戰場ナレバ各別ノ樣成ドモ、治世ニテモ上ヘ物申ハ、下タル者ノ身ニハ虎口同前ノ事、身ノ危サハ同ジコト也、此情ハ下ト成ネバ知ヌコト也、此ノ事ヲ三略ニハ、主將ノ法ハ務テ攬ニ英雄心一ト云ヘリ、昔北條早雲七書ヲ可レ聞トテ、最初ニ此所ヲキヽ、七書ヲ皆迄聞ニモ不レ及、我合點セリトテ其迹ヲバ聞ザリシト云リ、餘リ早リ過タル樣成コトナレドモ、名將ハ合點ノ程徹底シテ、人ヲ使ヒ人ヲ知ル道ノ外ニ、軍法ハ入ヌト云コトヲ明ニ見拔タル故也、サレバ下ヨリ申ス事理筋ニ中リタルコトナラバ、少足ヌ所有トモ、夫ニハ不レ構隨分賞翫シテ可ニ褒美一事也、愚成人ハ器量サヘ小サクテ、下タル者ト丈クラベスル心成故、其程ノコトハ誰モ知タルコトヽテ、下ト智慧爭ヲスル也、名將ハ其處ニハ不レ構シテ、下トシテ能モ申シタルトテ、其申タル處一筋ヲ賞翫スル心行キ遙ニ別也、是ヲ英雄ノ心ヲ攬ト云也、只管ニ如レ此スレバ、下タル者ノ心ニ勇出テ、賤キ者ノ申タルヲ被ニ聞届一タル所、下タル者ノ身ニテハ殊ノ外忝者成故、是レヨリシテ役儀ニハマル心出來スル者也、少シ學文シテ十分ニ聖賢ノ旨ニ徹底セヌモノハ、下ノ云事少シ是ナラネバ、直ニ上ヨリ敎テ其云コトヲ半ハ立テ半ハ抑ルコト甚ダ不レ宜、又下ニ物云ハスレバ榜示ナクナル、是ヨリシテ下タル者我儘ヲイフ、イハセヌガ能ト了簡スル類ハ、又以ノ外ノ惡キ事也、惣ジテ御政務ノ筋ハ上ノ私事ニ非ズ、天ヨリ被ニ仰付一玉ヘル御職分也、マシテ御老中諸番頭ハ上ヨリ被ニ仰付一タル職分也、下タル人ニテモ御政務ノ筋ニ懸リタル事ヲ申ハ、暫ノ内上ノ御同役也、御

老中諸役人トモ暫ノ内同役ナレバ、下タル者モ遠慮スベキコトニ非ザレドモ、下タル者ノ淺マシサハ、御威光ニ押ヘラレテ、何程ソダテラレテモ云ヒカヌルハ、下ノ人情也、殊ニ下タル者ハ暫其事ヲ談ズル内ノ同役、上ハ常住ノ御役儀ニテ、下タル人ヲ其事ニ掛ルモ元上ノ心ナレバ、下タル人ヨリ云スル樣ニセデ不レ叶事也、然ニ下ニ物ヲ云ハセヌ樣ニスルハ、天道ニ對シテ恐有、其上人ヲ使フ道ヲ不レ知、人ヲ知コト御老中番頭以上ノ職分ニテ第一ノ重キ事成ルコトヲ知ネバ、尸位素餐ノ罪免レ難シ、此職分ノ事ヲ不レ知、只我才智ヲ出ス計職分ト思フ故、上ヨリ才智ヲ出セバ、下ノ才智ハ出ヌモノ也、前ニ云タル和シテ不レ同ト云本文、聖賢ノ奥儀成事ヲ不レ知、上タル人下ト才智ヲ爭フハ、是上タル人若輩ノ事也、上ハ負テ下ヲ立ルハ、上タル人ノ無智ニ非ズ、總テ瑣細成コトニ才智ヲ出スハ有司ノ職ニテ大臣ノ職ニ非ズ、大臣ノ職ハ大學ノ平天下ノ章ニ引タル秦誓ノ言ニ、他ノ技ナク其心休々焉トシテ容ルヽ事有ヲ、大臣ノ役トス、是タワイモ無クオトナシキヲ貴ブニ非ズ、人ヲ使フ道ヲ能會得シテ、才智有人ヲ取出スヲ大臣ノ職分トスル故、人ノ申コトヲ理筋ヲ立テ、ウケ入ルヽコトヲ能事ニ云ヘル也、無ニ他技一ト云ハ、人ヲ取出ス計ノ得手ニテ、別ノ才ノ無ト云コト也、去バ大臣タル人ノ我才智ヲ出シテ下ト智ヲ爭ハ、以ノ外僻事也、總ジテ上タル人ニハ得手成筋モ嫌フコト也、何故成バ得手成筋仕覺タルコトアレバ、アナガチニ夫ヲ自慢ハセネドモ、人情ニテ自慢ノ心ナクトモ、其筋達タルコトヲバ必聞入レヌ者也、故ニ無ニ他技一ト云ル也、聖人ノ書ハ作用廣大ニテ、何レモ何レモ一處ニオツルコト

也、去バ人ヲ使フ道ヲ得テ、人ノ才智ノ出ル樣ニスルコト御老中番頭以上ノ職分成事明也、右ニ云タル下ヨリ申事ノ理筋立タラバ、其不レ足處ハ不レ構、其理筋ノ立タル處ヲ賞シテ、時ヲ得テ先日衞ガ申處尤也、サレドモ如レ此差支有、此處ハ如何スベキト程ヲヘテ可レ申事也、ケ樣ニ有時ハ、理ニ叶ヒタル處ヲ賞スル筋立テ、下ノ心ニ縮ミ付ス也、其座ニテ半ハ立テ半ハ抑ル時ハ、下タル人ノ心兎角上ノ思召ニハ及ヌト思ヒ、再ビ物ヲ申ヌ也、其半ヲ抑ヘラレタル處ヲ、却テ無理也ト思ヒ付テモ尙々申サヌ也、然ラバ其半立タル處ヨキ樣ナレドモ、下ノ心ニ縮付タルハ、全ク押タルト同ジ事也、ケ樣成事ヲ孟子ニハ、五十步百步ノ違ト云リ、サテ右ノ如ク下ヲ使ヒ込デ、其役ニハマラスル時ハ、賢才ノ人顯ル丶也、並ナル人ノ才智ハイツモ同事ト思フハ道理ヲ不レ知故也、同ジ人ニテ才智俄ニ可レ生樣無レドモ、其事ニ全體ハマリテ見レバ、才智各別ニ湧出ル者也、聖人ノ敎ニ忠信忠恕ト云コトヲ大切ニスルハ此事也、忠ト云ハ、其事ニ身ヲ打ハマリテ爲ヲ云、如レ斯ナレバ人ノ才智誠ニ顯ル丶故、聖人ノ道ニ忠ヲ貴ブコト也、只實ナルトテ賞スル抔云樣成作用無事ニ非ズ、聖賢ノ敎ハ何事モ皆治國平天下ノ筋ニ通フ事也、總ジテ劍術馬術戰ノ上ニテモ、全體ニハマル處ニ妙用發シ、敵ノ打ツ太刀ノ下ニ入テ、眞二ツニ成處ニテ敵ニ勝モ是也、我幼少ヨリ文章ヲ好デ書ニ、昔書タル文章ヲ迹ヨリ見レバ、扨モ我ナガラ能書タルコト哉、何トシテカクハ書ゾト思フ文章有、是全體ニハマリタルトハマラヌトノ違也、人ノ才智ハイツモ同事ナレドモ、其事ニハマラネバ、其人ノ才智ノ全體ニ成ヌ故、其才智十分ニ顯レ

ヌ也、此事ニハマリテ見レバ、全體ニ成故、才智ノ全體出現スル、此妙所ハワザヲセヌ人ハ知ラヌ也、此道理ニテ人ヲ知ル道ハ、ヤハリ人ヲ使フ處ニ有、毛頭我使樣ノ善ニテ、其人ニ才智ノ生ズルニハ非ズ、古ヨリ歷史ヲ考ルニ、善人ノ中頃ニ變ジテ惡ク成コト有、何ノ才智モ無樣成人、使樣ニテ才智顯タル類極テ多シ、大將タル人ノ職分ハ全ク此處ニ止ル、近頃甲州ノ板垣信賢ガ誰モ見ヨトノ歌ニテ、忽チ惡ク成タルモ此類也、扨又人ヲ知ニ筋割符ノ有ト云コトハ、大概癖ノ有人ニ勝レタル人有者也、癖有人ガ皆々勝リタル人也ト云ニハ非ズ、一癖有者ニ勝レタル人多キ者也、依之而魂ニ一癖有トテ、左樣ノ人ヲ名將ノ賞翫シタル事多キ也、聖賢ノ書ニハ是ヲ器ト云、器ト云物ハ假令バ槍ハ突業計ニテ切業ナシ、刀ハ切業計ニテ突業ウトシ、錐ハ尖テ鑓ノ役ナラズ、鑓ハ鈍テ錐ノ役ナラズ、總ジテ刄物ハ鞘ニ入テ置ネバ、大ナル怪我ヲスルガ則其癖也、其刀ノ鞘無テ怪我セズ、錐ノ當リテ疵ヲ付ズト云ハ、皆癖無者ニテ其代リ何ノ用ニモ立ヌ者也、其癖ト云物ガ則器也、サレドモ其コトノ善所ハ何レモ使テ見ザレバ知レヌ者也、只見レバ其偏癖ナル所計ガ目ニ掛ル、是癖也、サレバ癖ノ有者ニ非レバ器ト云物ニ非ズ、器ニテ無レバ役ニ立ヌ物ナリ、人モ左ノ如シ、故ニ人ノ才能智慧ノ面々ニ異リアルコトヲ器ト云、人ニ器量ト云モ此文字也、是人ノ才智樣々各別ナル故、是ヲ使テ用ニ立ルコト、右ニ云タル和而不同ト云フ道理ニ叶フコト也、但大將ノ器量ノ大小ニ依テ、其器ヲ使フニ物好各別也、譬バ醫者ニ石膏大黃巴豆附子ナドヲヨク使フモアリ、陳皮香附子ナドハ平和ノ劑ニテ癖ナシ、サレドモ其

大毒アル石膏大黄附子巴豆ナドヲ引コナシテ使フ醫者デ無レバ、勝レタル療治ハナラヌ也、故ニ名將ハ一癖有者ヲ好ム也、下手醫者ハ陳皮香附子計ヲ使フハ、藥中リヲ氣遣フテ也、古ニハ泛駕ノ馬ヲ賢才ニタトフルモ、車ヲハネカヘシテカケ出スホドノ馬ニアラザレバ、勝レタル馬ニアラザルニ喩ヘテ、人ニ替リタル癖ノ有人ヲキツカケニシテ、才智ノ勝レタル人ヲ尋ル事也、又君子ハ不レ器ト云ハ、夫ヲ使フ人ハ一藝一能モ無レドモ、右ニ云タル大學秦誓ノ文ノ意ニテ、器量ノ人ヲ取出ス事ヲ云也、朱子ノ註ニ、舟ニモ成車ニモ成、萬能丸ニ成人ヲ不レ器ト云ト云ヘルハ誤也、中庸ニ「舜好レ問好察二邇言一」ト云ルハ、聖人モ知ラヌ所實ニ有、故ニ人々ニ種々ノ事ヲ問ヒ了簡ヲ云セテ是ヲ用ヒ、人ヲ其役儀ニハマラセテ其人ノ才智ヲ一杯ニ可レ顯爲ノ妙術也、下タル者ノ才智十分ニ顯レタル時、賢才ハ知ル事ニテ、古ヨリ國天下ヲ治ルニハ、只人ヲ知ヲ智慧ノ至極トスル故、孔子モ是ヲ大知ト宣ヘルハ、惟人ヲ生シテ使フト、殺シテ使フトノ差別ニヨリテ、賢才ノ顯ハルヽト、顯レヌト替リ有、去ドモ世末ニ成ニ隨ヒ、上タル人ノ器量小ク成故、物ヲ氣遣フ小氣成心强ク、一癖有人ノ中ニテ才智有人ヲ取出スコトヲ知ラズ、只陳皮香附子ノ樣成毒ニモ藥ニモナラヌ人ヲ好ミ、又學問ノ筋惡ク成タルヲ不レ聞シテ、萬病圓ニ成人ヲ實ノ才智ト心得テ、左樣ノ人ヲ尋レドモ、古ヨリ左樣ノ人ハ無者成故、今ノ世ニモ見當ラネバ、善人ハ無ト云フニ成タル也、彼萬能丸ノ樣成人ハ、皆根入モ無キ薄キ人ニテ、然モ方々ヘ能合セ、誰ニモ善人ト思ハルヽ者成故、孔子ノ宣ヘル郷愿ト云者ニテ、何ノ用ニモタヽヌ物也ト可レ知、

故ニ賢才ト云ハ一器量有人ヲ云テ、左様ノ人ハ一癖有人ノ内ニ多ク有者也、了簡シテ其人ヲ役儀ニハマラスル様ニ使ヒ込ム時ハ、實ノ賢才可レ顯、御老中番頭以上ノ人ハ、只人ヲ取出スヲ我第一ノ職分ト心得テ、左様ノ人ヲ取出スコトヲ晝夜ニ可二心掛一也、殷ノ高宗ハ賢人ヲホシク思召テ、傅說ヲ夢ニ見玉ヘルト云コトアリ、上タル人ハ眞實ニ人ヲ得度思召サバ、人ハ必出ル者也、是誠ノ感二通天道一ノ冥助ニテ必有コト也、努々疑ベカラズ、只人ヲ取出シタキト云心ナキ故、善人ハ出ヌ也、人ヲ取出シ度ト云フ心無キコトハ、學文モナキ下ノ情事ノ末ニウトク、生レナガラノ上人成故、不レ覺手前ノ才智ヲ自慢スル下心有テ、只我心ノ如キ人ヲホシガリテ、手前ノ才智ニテ事足ト思フヨリ、人ノホシキト云心ハ眞實ニハ起ラヌ也、扨又人々御役儀ニ身ヲ踏込ヌ事、上ト下トノ間昔ニ比スレバ殊ノ外ニ隔タル故、下タル者上ヲ親ム心薄ク成テ、今ノ代ハ身ヲ踏込人ナキ筋モ有也、東照宮台徳院様ノ御世ハ申ニ不レ及、大猷院様御代迄ハ、御番衆ノ詰處抔ヘモ折々ハナラセラレ、暫ク御着座有テ、御咄抔モ有タリト承ル、嚴有院様御幼少ニテ天下ヲ知シ召ス故末其心至リモ御座ナサレヌ内ニ、下ノコトヲ御存知ナレバ、却テ下ノ難儀ナリト、其時ノ御老中了簡シケルニヤ、只其御行儀ヲウヅダカク仕ナシタル風儀傳ハリテ、當時ハ上下ノ分別無キ故、御旗本ノ面々甚上ヘ遠クナリ、自ラ上ヲ親ム心自然ト薄ク成、夫ノミニ非ズ、御老中若年寄番頭抔モ殊ノ外ウヅ高ク成タリ、昔ハ御老中若年寄モ親類又ハ筋目有ル近付トハ出合テ心易ク物語モシタリ、番頭ハ組子ト不斷ニ心易シ、又組子ノ宅ヘモ不時ニ行コト度々

也ト承ル、今ハ御老中若年寄モ身ヲ高上ニ構テ人ニ不レ逢、只早朝ニ對客トテ人ニ逢事計ニ成タリ、番頭ハ組子トロク〳〵ニ物ヲモ云ズ、組頭ヲ中ニ立テ殿樣ノ樣ニ構テ、組子ニ對面スル樣ニ成タリ、御旗本ノ面々モ朝出ト云フコトヲ第一ノ務ト覺テ、未明ヨリ御老中若年寄ノ宅ヘ詰、御勇健息災ヲ云タル迄ニテ歸ル、何ノ所爲ゾト問ヘバ、御老中若年寄ニ知ラルベキ爲也ト云、神明ノ如ク成大才智ノ人成ドモ對客ニテ其人ノ器量才智ヲ可レ知樣無シ、總ジテ人ヲ知ルコトハ、能知タル人ノ吹擧ニテナラネバ知レヌ事也、昔ノ御老中若年寄ハ親類知人ニモ折々ハ出合テ咄ヲモ聞、下ノアラモ是ニヨリテ知リ、又人ノ人品器量ヲモ知タルハ、是狹キ樣ナレドモ、只善人ヲ可二見出一ト云心ノ其頃ハ有タル故、孔子ノ汝ガ知ル所ヲ擧ゲヨト被レ仰タルニ叶テ、器量有人モ是ニヨリテ世ニ出タリ、代末ニ成ニ隨テ、親類近付ノ取成ニテ人ヲ見出スハ、依怙ノ樣ナルヲ嫌景氣ノ心モ有、又御老中ノ職ハ細成事ヲバ勤メヌコト成ニ、今ハ面々ノ職掌ニ暗ク、下タル役人ノ世話ヲヤクベキ瑣細成事迄モ聞テ、御奉公ニ精ヲ出スト云樣ニ仕ナス風俗ニ、身ノ高ブリモ加ヘ、退出スレバ走テ內ヘ入テ休息シ居テ、親類近付ニモ不レ逢、朝ニナレバ詮モナキ對客ヲ役目ノ樣ニ覺ユル、是人ヲ見出スコトノ職掌成事ヲ知ラヌ故也、番頭モ組子ニ心安ク逢ザレバ、何トシテカ其器量ヲ見人品ヲモ知ルベキ、御旗本ノ面々モ御老中若年寄ヲ務アリキ、一寸ト面ヲ見セタル計ニテハ心ニ落着モナケレバ、其家中ニ緣ヲ求メ內證ヨリ付入抔スル、如何樣ニモ度々參リタル人、又ハ內證ヨリ取成人モアレバ、覺ヘズ皆贔負ノ沙汰ト成、御旗本ノ面々

番頭トハ遠ク、御老中若年寄トハ又一段遠ク、上トハ益々遠ク隔タル故、下タル者ノ情上ト隔タレバ仲間組合フコト人情ノ常也、御老中若年寄番頭ノ權威ハ強ク、偶申シ出ルコトハ取上ラレズ、何事モ上ノ指圖ニテ使レ、手前ノ才智ヲ出スコト無レバ、武家ノ氣皆寢入テ氣ノ勇ナク、身構ヲスル事ニ成、當時ハ下ハ下ニテ堅マリ、武家ノ心總體殊ノ外ニ横着ニ成タリ、總ジテ上タル人ノ一言ノ詞ニテ、感ジテ命ヲ捨職分ニ身ヲ踏込ハ人情ノ常成ニ、上ノ仕懸風俗ニツレテ惡ク成タル故、武家ニ競ヒ拔タレバ、今ハ器量有人ノ無コト、是上ノ人ノ使ヒ樣惡キ故ト可レ知、其本ハ御老中若年寄ヲ家筋計ニテ被ニ仰付一テ、上下ノ分別殊ノ外ニ立タル故、自然ト役人高ブリ強ク如レ此成タル也、只御老中若年寄底心ヨリ人ヲ見出ス事ヲ奉公ノ第一トハマリ、餘リ指圖ヲモ差控ヲモセズ、ハナシカケテ人ヲ使ヒ、少々ノ過ハ不レ咎、功有ヲバ賞シ、立身ヲ取持テサスル樣ナラバ、器量人幾人モ可レ出也、諸役人ニ器量有人出バ、御政務ハ御心ノ儘可レ成、左ハ無テ上ノ御差圖ニテ人ヲ使ヒ玉ハヾ、人才ハ次第ニ可ニ消行一也、扨又身ヲ踏込デ勤ル人ト見バ、上ノ御威光ヲ加ヘ玉ハネバ、傍輩ノソネミト役ノ氣遣、是又人情ニテ必有コト成バ、其身ヲ踏込タルモ中途ニテ挫ル者也、大久保石見守ト云者ヲ猿樂ヨリ御取立有テ、東照宮召仕ハレ大名ニ被レ成、後ニハ遂ニ惡事ニヨリテ滅却シタルヲ、東照宮ノ御過リノ樣ニ云人有ドモ、某抔ハ神慮ノ程各別成コトヽ感ジ奉ル、其者一器量有者故過分ニ御取立有テ、其器量ヲ押ヘ扣ヘナク働セ玉フコト、是能人ヲ使フ道ヲ得玉ヘル也、御出頭故ニ樣々ノ惡事ヲモ御構無ト知ラヌ人ノ申セド

モ、サニハ非ズ、小過ヲ許サネバ人ノ器量ハ伸ヌ物故、無二御構一也、其者後ニ大惡事仕出シタルハ各別ノ事也、只人ノ使ヒ樣遊シ方後世ノ例トナル、小々成コトニ非ズ、此段萬世ノ手本タルベキ也、後ノ世ニハ瑣細成氣遣ハ强クシテ、大成益有事ヲ不レ知、是御器量ノ各別ニ違ヒ玉ヘル所也、申スモ愚成御事ナレドモ、東照宮ノ御事ニハ感ジ奉ル御事多シ、惣ジテ人ヲ御前ヘ召玉フニ、加判ノ面々ヨリ諸番頭諸物頭諸役人モ被二召出一、又輕キ番衆抔モ皆不時ニ被二召出一、或ハ御政務御用ノ筋ヲ仰談ゼラル丶コトモ有、或ハ其者ノ先祖ノコト抔被レ仰事モ有、或ハ御酒ヲ被レ下、又ハ御庭ノ石ヲ揚サセ御覽有コトモ有、或ハ御ナブリ被レ成テ引込者モ有、何レモ取定メズ埒モ無樣ノ御事也ト承ル、最初御小身ヨリ天下ヲ知シ召タル故、御行儀ハ得ト不レ被レ遊ト、舌ノ長キ儘ニ評判スル者モ有シカドモ、只神慮ノ奥深ク坐シタル事ヲ感ジ奉ル也、重立タル御役人計ヲ召テ御用ノ筋計ヲ仰談ゼラレテ事スムベキ事ナレドモ、御存有間敷筋ノ儀ヲ仰出サル丶事アル時、御前ヘ出ル人極ル時ハ、是ハ誰ガ申上タルナラント云コト大形推量モ有物成故、斯ル御事ト存ジ奉ル也、其上末ノ者迄モ御旗本ノ面々馴キ奉リシコトハ、斯ル下衆近キ御事故、一入可レ成ト存ジ奉ル事也

一　總ジテ役人ハ隙ニ無テハ不レ叶者也、殊ニ上ニ立大役ノ人程隙ニ無テハ成間敷事也、御老中若年寄抔ハ御政務ノ全體ヘ渡ル大役ナレバ、世界ノ全體ヲ忘テハ役儀ニ拔タル處可レ生一、ヒマニシテ工夫ヲモシ、又時々學文ヲモスベキコト也、當時ハ大役程毎日登城シテ隙ナキヲ自慢ニシ、御用濟テモ退出ヲ

モセズ、相役多ハ毎日出仕セズトモ、交代出仕ニテ御用ハ可レ足ヲ、何レモ鼻ヲ揃ヘテ出仕シ、御用無テモ御用有貌ニ仕ナスコト、當代ノ風俗也、皆面々ノ職分ニハマラヌ故也、御用ノ辨ズル様ニシ、御奉公ノ眞實サヘアラバ、他見ノ詮議ハ不レ入者也、如レ此風俗成故、御老中抔サヘ詮モ無、有司ノスル事ヲ自身世話ヲヤキ、御用多ゲニナスコト有間敷コト也、ケ様成事ヲ古ノ書ニハ大體ヲ知ラヌト云テ大ニ毀リタル事也、執政ノ面々サヘ如レ此成故、自餘ノ役人ハ皆此風ト今ハ成タリ、餘ノ事ニ當時ハ御奉公ノ筋ニテモナク、傍輩中ヘ自分ノ見舞ニ歩行ヲ勤ト名付テ出ル様ニ成タリ、某田舍ヨリ出ル砌、聞ナレヌ時ハ腹ノ皮痛クヲカシクテコラヘ兼タリ、是皆忙シゲニ歩行ヲ肝心ノ事ト覺ル故、如レ此詞モ風俗ニ連レテ出來タリ、其風醫者ニ移テ其害又甚シ、當時ノ貴人大名抔ヲ見レバ、何ノ病モ無ニ不斷煉藥丸藥抔ヲ飲ミ、甚ハ不斷ニ煎藥ヲ飲ム、平人モ丸藥散藥ヲ様々所持シテ少シ頭痛シ或ハ心支レバ、其儘丸藥散藥ヲ飲ム、小兒ノ何ノ痛モ無ニ、灸ヲスヘ疳ノ藥ヲ持藥ニスル、女中ナレバ不斷ニ鍼ヲ立サスル様成コトハ皆癖ニ成テ、藥不レ飲トモ能ニ飲タク成、灸モスヘタク成、鍼モ立タク成コト也、下手醫者ハ輕藥計用テ害ニ不レ成ト雖、藥ハ皆偏氣ナル者故、輕キ藥ニテモ積レバ皆害ヲ爲ス、重キ藥ノ當リタルハ、中リノ知ル故、其儘止ムコトナレバ害少シ、輕藥ハ中リノ知レヌ故害ト成コト却テ甚シ、癖ニ成テ藥ヲ飲ハ、常ニ藥ニ馴ル故、害無ト思フコト皆迷也、是皆人々御用多キコトヲ好ムユヘ、醫者モ毎日御藥ヲ上、御用ノ絕ヌヲ悅ブ心ヨリ上タル人ニ勸メテ、世ノ風ヲ如レ此仕ナシタル也、今ノ世ノ

人ノ生レ弱ク、大名程弱ク出來ルハ皆如レ此風俗ニテ、醫者ノ仕爲タルコト也、醫者モ平生ニ合樣ニシテ、肝心ノ時ハ逃ルヲ第一トス、皆何モ角モ役儀ヲ踏込スコトニ成タリ、昔板倉周防守下向シタル時、松平伊豆守申タルハ、上ニモ段々御政務ニ御心ヲ盡サレ候、上方ノ事ヲモ委細ニ聞召度思食候間、向後ハ中間ヘ遣サレ候書狀ハ、今少シ念ヲ入上方ノコトヲ上聞ニ入ラル樣ニ致サルベシト云時、周防守答ニ百二十里隔タル先ノコト故、上ニモ何程御發明ニ御座遊サレ候共、及ビ越ニハ御存ジ無レ之コト也、其爲ニ周防守ヲ差置ル丶コト成バ、不レ及ニ申上一候ト答タリト聞シ食テ、扨ハ周防守ハ身ヲ踏込デ勤ル者也ト御感悅不レ淺ジトナン、昔狀ハイツモ上ノ御機嫌ヲ伺ヒ、扨堂上方替ルコト無ト計ニテ恐惶謹言ト留テ、何ノコトモ不ニ申越一ト承ル、責テ今ノ世ニモ大役ノ人ハ周防守ガ半分ノ器量モアラバ、世間ノ人ニ風儀移リテ善ル可ト思ハル、今時ノ御役人ハ御老中ヲ始トシテ、只下ヨリ申出ルコトヲ捌クヲ我役ト心得テ、治ト云コトヲ夢ニモ知ラヌ樣也、皆々身ヲ踏込セテ扱ヒマニシテ置タラバ、自然ト工夫モ着テ、治ト云コトモ合點可レ成也、御老中若年寄、諸物頭等、寺社奉行、町奉行、地方奉行、代官ハ皆治ノ役人也、下ヨリ申シ出ルコト計ヲ捌キ取次ヲスル役ニハ非ズ、我支配下組下ニ惡人多ク出テ風俗ノ惡キハ、皆其頭支配ノ咎也、地頭モ年貢ヲ取計ノ役ニハ非ズ、其知行所ヲ治ル役也、治ト云ハ、下ノ非法ヲ咎メ糺計ノ役ニ非ズ、下ヲ教立テ仕込デ、惡人モ不レ出、風俗モ能成樣ニスル事也、去バ捌取次ヲ役ト心得ルハ、下ヲバ他人ノ如ク見ル心成故、役儀ニ身ヲ踏込ダル仕方ナク、下ノ非法ヲ咎メ糺

スヲ治ト思ハ、下ヲバ敵相手トスル心成故、人ノ頭ト成人ノ支配ヲスル道ニ違也、眞ノ治ト云ハ、我支配下組中ハ上ヨリ御預置ル、事ナレバ、末々迄一人モ見放サレヌ者也ト思ヒハマリテ、我苦ニシ世話ニスル事也、是ヲ聖人ノ道ニ民ノ父母ト云、又是ヲ仁ノ道也ト云、仁ト云バトテ朱子學ノ儒者抔ノ云様ニ、下ヲ憐ミ慈悲ヲスルト云様成コト計ニ非ズ、又信ヲ以テ下ヲ會釋ヒ、或ハ理ノ儘ニ取捌ト云様成コトニモ非ズ、父母ノ子ヲ會釋ハ敲モスル、折カンモスル、ダマシモスル、只面倒ヲヨク見テ、苦ニシ世話ニシ、兎角下ノ成立様ニスルコト也、サレバ治ノ筋ハ上ヘモ外ヘモ見ヘヌ者也、年月ヲ經テ後其治ノ善ト云コト知ラルヽコト也、サレバ身ヲ踏込デ人見人聞ヲ構ハヌ心ニアラザレバナラヌコト也、周防守ハ如何程ニアリケン、能思ヒハマリテ務タレバ、治ノ筋ニ心付タル様ニ承リタルコトモ有、京都ノ人只面々ノ職分ヲサヘスレバ、京都ハ治マルト常ニ云テ、公家ハ歌ヲ詠學文ヲスレバ、少々ノ惡コトヲモ許シ、醫者ハ療治ヲ能シ、職人ハ其家職ヲ能スレバ、少々ノ過ハ許タリト承ル、或時周防守京都ノ中ノ田舎ヘ行タルニ、舊キ社ノ宮居モ零落シタルニ、神主古キ装束ヲ着テ拜殿ニ書物ヲ見テ居タリ、周防守何ノ書ゾト問ヘバ、神書也ト答フ、其後一年計過テ周防守又行テ見タルニ、神主初ノ如シ、周防守大ニ感ジ、此社ノ修覆ハ公儀ヘハ申難シ、自分ニ修覆シテ參ラスベシトテ修覆シタリ、是モ神主ノ家業ヲ大切ニスルコトヲ賞翫シテノコトニテ、京都ノ治ト云コトニ其身ヲ全體ハマリ居タル故也、今ハ右ノ社ヲ板倉ノ家ニテ修覆スルト云、是ハ又世ノ習ノ例ト云コトニ覺テ、後ノ神主モ願ヒ、板倉

ガ子孫モ周防守ガ本意ヲバ不レ知、此社ヲ信仰シタリト思、淺間敷コト也、總ジテ世間ニモ周防守ハ公事ヲ能捌タリト覺テ申傳ルハ、目モ無ク耳モ無キ世成ゾカシ

一當時ハ役儀ニ文武有事ヲ不レ知、大坂御城代、御番頭、諸物頭、舟手抔ハ武役也、其外ノ御役人ハ御老中ヨリ以下皆々文官也、當時ハ何レモ武家也ト云テ、文官モ學文ヲセズ、武士ノ武士クサキハ惡シトテ、武官モ上﨟ノ樣ニ成タリ、責テハ文武ノ差別ニテモ知ラセ度事也

政談卷三終

政談卷四

內郭外郭ノ御門ヲ番スル士、足輕ノ己レガ主人ノ親類ニ下座スル事無レ謂事也、子細ハ內郭外郭モ必竟ハ郭門也、然バ皆公儀ノ御番所也、然ニ私ノ下座ハ門違也、御門番トハ畢竟御城ノ警衛ナレバ、嚴密ニスベキ事也、總下座ノ仁ノ外ハ堅下座ス間敷コト也、町人足ヲ足輕中間ニ拵ヘ置コト御法度ニテ、

度々被レ仰出レ有共今ニ内證ハ元ノ如シ、是ハ畢竟御城ノ警衞也ト云本意ヲ忘テ、番所ニ勤メ馴タル功者ノ者ヲ拘ヘ置キ、仕落無樣ニスルコト如レ右也、タヾ自分ノ詰開ヲスルコトヲ第一トスルヨリ起レリ、町人足ヲ中間足輕ニスル事ハ、出替奉公人ト云事止ヌ內ハ、此紛ラカシハ止難カルベシ

一內曲輪外曲輪ノ御門ニテハ笠ヲ脫スベシ、馬乘ハ片鐙ヲハヅシ、乘物ハ女中病人ノ外ハ戶ヲ明ベシ、箱根等ノ關處ニテサヘ辭儀アリ、畢竟御城ノ郭門成故、禮儀如レ此成ベシ、古禮ニハ公門ニ軾スト云コト有也、近此內曲輪ニテ供ノ者ニ日照笠ヲカブラセルコト有、是ハ聞ヘヌコト也、總ジテ供ノ者ノ日照笠ヲカブルト云コトハ昔ハ無コト也、御先々前御代ニ、下々ノ者共ノ炎天ニ頭ヲ照サルヽヲ不便ニ思召テ、上意有シヲ承リ傳テ、人々炎天ニハ笠ヲカブラセタリ、去共屹トシタル仰渡サレモ無レバ、二三年ノ間ハカブラスル人モ有、又カブラセヌ人モ有テ、其主人ノ心次第也、後ニハ一同ニ風俗ト成テカブラセタリ、去ドモ其主人ヨリ免ジテ被レト云ザレバ、下々モ被ラズ、是元來己ガ主人ヘノ禮儀ニテ被ラヌト云コトヲ、下々モ知テ如レ斯、屹トシタル被二仰渡一無キモ、元來主人ヘノ禮儀ニテ被ラヌ事ナル故、飛越テ公儀ヨリ被二仰渡一筋ニ非ズ、然ニ新井筑後守ガ申上ルコトヲ御先々御代ニ御用被レ成、何事モ御先々前御代ノコトヲバ多ク改更サセラルヽ事ニ成タリ、是モ其內ノ一ツ也、去共江戶中徘徊ノ事ヲ一統ニ押ユルコト仕惡サニ、內曲輪計ニテ抑ヘタルニヤ、上ヘノ禮儀ナラバ、上下共ニ可レ脫ニ、供ノ者計ニ脫スルハ聞ヘヌコト也、丸之內ハ大名ノ住居成ニヨリテ、大名ヘノ禮歟、去バ大

名ノ家來ノ馬上ニテカブルコトハ如何成コトゾヤ、內曲輪計ニテ君臣ノ禮ヲ立ルハ聞ヘヌコト也、下下ノ面々ノ主人ヘノ禮儀ナラバ、主人ノ心次第、被ラスル共脫スルトモ有ベキヲ、公儀ヨリ御目付ノ世話ヲヤキテ觸ルコト、是又聞ヘヌコト也、內郭ヲ御目付ノ世話ニテ被ラセシヨリ、今ハ下々モ主人ヘノ禮儀ニテカブラヌト云コトヲ忘レテ、外曲輪ナラバ主人ヨリカブレト云ネドモ、カブルハヅノコトニシテ一統ニ被ル也、是等ハ瑣細成コトナレ共、世ノ移リ行ニ隨ヒテ、何事モ理筋ヲ取違、御目付杯ノ世話ニスル間敷事ヲモ大切ラシク觸ル樣ニ成、事次第ニ重ナリテハ、上ヲ侮ル心下ニ出來ル者ナレバ、可ㇾ改コト也

一年始ノ禮ニ御老中ノ宅ヘ參ル日限ヲ、御目付ヨリ觸ル事近年始タルコトニテ、此亦間違也、御老中ヘノ年始ノ禮ハ、面々ノ相對ノ禮儀也、御老中ナリトモ、不和ナランカ又存寄アラバ、年始ノ禮ニ參ル間敷也、御老中トテモ傍輩成故也、夫ヲ御目付ヨリ觸ル時ハ、相對ノ禮ヲ公法ニスルト云者也、御目付ハ公儀ノ役人也、公儀ノ役人ガ相對ノ禮ヲ指圖スルコト、有間敷コト也、是又昔ハ無ㇾ之コト成シニ、近年御老中ノ高異リ强クナリ、御目付杯ハ不ㇾ覺不ㇾ知御老中ノ使ヒ者ト成テ、己ガ作法ヲ咎ル職掌成コトヲ忘レタルニヨリテ、如ㇾ此間違ハ出來タル事也

一御城下ニテ御用ノ外ハ早馬ヲ禁ズル事、律ノ法ニテ、和漢共ニ古ハ如ㇾ此、當時ハ御城下廣大ナレバ、內郭計ヲ可ㇾ制カ、此法制無故大手ヘ馬ヲ乘込タル類モマヽ有シナリ

一　御城下ニテ大名ノ供廻リヲ大勢連レテ、大路ヲ塞ゲテ供ヲ割バ討捨ニスル抔ト云コト、元來軍中ノ法ニテ、太平ノ世ニ有間敷コト也、上ヲ憚ラザルト可レ云、今ハ討捨ト云コトハ止ミ、御先々前御代ノ比ヨリ供ヲ幾切ニモ切ルコトニナリテ、少シハ宜ケレドモ、路ヲ塞ゲテ手ヲ振競ヒ掛リテ威勝ガマシキハ同前也、二卷目ニ云タル如ク、御城下徘徊ノ人數ヲ殊ノ外ニ減ジ、何レモ裝束ニナリタラバ、此風ハ自止ベシ、去ドモ大名ノ家來皆知行所ニ住スルヤフニナリ、徒士ナドニ渡者ヲ不レ用、田舍士計ヲ連ナバ、彼者ドモ固偏ナル心ニテ都テ供ヲ割ラバ、討捨ト云ヤフニナリテ、喧嘩ナド可レ有レ之カ、古法ハ車馬ハ途中ヲ行キ、歩立ハ男女別レテ道左、御城下ニ於テハ何トゾ途中モ右ヲ行コト是禮法也、禮讓ノ見ゴトナルヤフニ有タキコト也、小笠原佐渡守ハ殊ノ外軍法ヲ心掛タル人ト承ル、御先々前御代ノ比途中ニテ人ノ込合所ニテハ、何日モ供廻リヲ一行ニシテ、道ノ片端ヲ手敏ク通タルヲ見ル人感ジタル也、備ハ幅廣ク立テ、供ヲ割ラバ討捨ト云事、軍法ノ法ノ字ニナヅミ、武家ノ作法ハ如レ此ト覺タル物ニテ、武道ノ衰タル也、操練ノ法ニ能熟シタル時ハ如レ斯可レ拘コトニ非ズ、増テ太平ノ時節ニハ不レ宜コト也、此外御禮日抔ニ大手前殊外込合コト、法制ノ立ザル故也、大名供廻ヲ減少シタラバヨカルベケレドモ、夫モ法制ノ立ヌ内ハ、サ迄ノ替ハ有マジ、殿中モ出仕日ハ殊ノ外ニ騷シ、是モ禮ノ無故也、何レモ御老中ヲ初メ無學ナル故ニ、操練ノコトモ禮ノコトモ、不案内故斯ノ如シ、加藤清正家ノ故老ノ物語ニ高麗陣ノ時朝鮮人トハ異リテ、大明ノ軍法ニハ不レ及事モアリ、大軍ヲ引廻スニ殊ノ外

自由ナルコトニテ、日本ノ合戰ニテハ遂ニ見ヌコト也、圍タル城ヲ巻解ズニ、只今マデ城ヲ手痛攻ルカト思ヘバ、忽ノ内ニ其人數何方へ行タルヤラン、一人モ見ヘヌコト有レ之、又城ヲ乘ニハ、日本ニテハ其城ハ早落ル者ナルニ、大明ノ勢ノ籠タル城ヲ、本田玄蕃ト云者、日本ニテ城ヲ乘心得ニテ乘テ犬死ヲシタリ、清正家ノ家來飯田覺兵衛夫ヲ見テ、晉州ノ城ヲ乘時、國々ノ弓矢ノ風儀格別ナルヲ了簡シテ後詰ノ陣ヲ待合セ、塀ニ手ヲ掛居テ續ク勢ヲ待ウチ、皆頻々ト乘ントスル時、城ヘ飛入一番乘ヲ仕タルト物語セリト承ル、又日本ニテ大軍ノ陣取タル跡ヲ見レバ、人馬ノ糞滿々テ足ノフミ處モナキ者也、大明ノ軍兵ノ陣取タル跡ハ、人馬ノ糞ノ跡見ヘズ、如何ナル故ト云コトハ知ラネ共、兎角法令ノ能手ニ入タルコト也トテ、覺兵衛感ジ物語セリト承ル、是等ハ皆操練ニテ、大勢ノ人數ヲ善自由ニ取マハスコトヲ習ス故也、亦黃檗派ノ法事ハ、日本ノ法事トカハリ、法事ノ儀式見事ニ調リテ、亂ルルコト曾テナシ、是亦異國ノ禮法ノ面影ノウツリタル故此ノ如シ、操練ノ事、禮ノ事ハ、少シ詮議アリ度キ事ナリ

一　御番衆其坐敷バカリヲ守リ、御敷居ノ外ニハ何ゴト有テモ不レ構コト不レ聞コトノ第一也、東照宮甲州へ御打入ノ時、亂心者刀ヲ拔テ人多クアヤメタルヲ、御番衆組留タルコトアリ、又台德院樣御代カ井上主計頭ヲ突殺シタル者ヲ、小十人番所ノ後ノ御廊下ニテ小十人ノ組留タルコト有、御敷居ノ外ニハ何事有テモ構ハヌト云テ、打捨ニシテ置事昔ハ無レ之コト也、今ハ御敷居ノ外ニハ何事有テモ不レ構、

有レ事時ハ御目付ノ捌ニナルコト不詮議ト云ベシ、御番衆ハ警衞ノ役ナレバ、間ヲ幾間モ受取、御庭マデモ時々ハ見廻守護スベキコト也、御禮抔ノ節ハ御廊下ニ詰居テ、警固仕ベキコト也、是日本ノ古モ異國ニテモ大禮ノ時ハ兎角警衞ノ役人、其位班ニ列坐スルコト古ヨリノ法ニテ、子細有コト也、孔子夾谷ノ會ノ時、司馬ヲ設タルト云事ハ此事也、如何樣ニモ御番衆三河ヨリ江戸詰ニ成タル砌、無骨者共成故、其行儀ヲ鎭メントテ被二仰出一シ事ノ定法ト成タルナルベシ、當時ハ行儀ニ計拘リテ、御番衆ヲバ御敷居ノ内ニ畏マラセ置テ、ツク〳〵ボウシノヤウニ列べ置コト、何ノ所用ニテ如レ斯サスルコトゾヤ、一比水野隼人正ガ毛利主水ニ切カケシ時、毛利ガ次ハ南部大膳ニテ、其比ハ幼少ナリシ故、家來三人屬テ出シ也、隼人萬一南部ニ切掛タラバ、南部ガ家來其座ニテ拔合スベシ、其時ハ御目付ノ手ニ餘ルベシ、ケ樣ノコトアルマジドハ云ハレヌコトナレバ、料簡可レ有事也、所詮ノ所御番衆ハ警衞ノ役也ト云根本ヲ忘レテ、行儀ヲサヘ能スレバヨシト覺ル故、武士武用ヲ忘レテ、公家ノ樣ニナルハ、上ノセシムル所也、警衞ノ役ナルコトヲ知ラバ、上ノ御催促ナクトモ、身ノ垢ナレバ劍術取手ノ樣ナルコトハ、人々嗜ムベキ事也

一　御觸ノ廻狀、當時ハ翌日ノ晝比マデモ行キ渡ラズ、明日總出仕ト云フニ、出仕ハ濟メドモ廻狀ハ未二行渡一、又鳴物御停止抔ノ御觸モ、片々ニテハ知リテ物音ヲ立タヌニ、片々ニテハ亂舞琴三絃最中ナル家モ有リ、公儀ノコトハ大樣ナルコトトテ畏ル人モアレドモ、國家ノ御觸ハ必シモ急用モ有ル間

敷コトニ非ズ、假令左ナクトモ、天下ノ命令ハケ様ニハ有ル間敷コト也、去レドモ當時ハ屋舖割アシキ故如レ此不埒アル也、異國ノ法五千一萬ノ軍兵ヘモ、號令即時ニ行キ渡ルコト、何モ頭ヨリ支配ヘフレ、其ノ上異國ノ組割ノ仕様、頭ニ頭有リ、支配ニ支配有リ、段々重リテ七八段モ有レドモ、如レ此神速成ハ皆其組支配ヲ一所ニ指シ置ク事故如レ斯也、當時モ一組ヲ一町ニ置クコトナラバ、此不埒ハアルマジキ也

一　公儀ヨリノ御觸ノ事、御入國ヨリ以來當時ニ至迄數十百ニ餘リテ夥シク、御旗本ノ輩モ、國々ニテモ、町方ニテモ、一々覺難キコト也、其内ニ昔ノ御觸ノ筋ヲ引違テ替リタルコトモ有テ、何々ハ守ラザル法ヤラン、何々計守ル法ヤラン是亦紛シクテ下ノ心ニ疑多シ、上ヨリモ中比ノ御觸ノ法ヲ不レ用シテ、遠キ數十年以前ノ御觸ヲ取出シテ、下ヲ御咎メ有コトモ有レ之様ニ承ル、サレバ餘リ法度多クテ、却テ下タル者ノ迷トナル、昔ヨリノ御法度ノ趣ヲ調ベ吟味シテ、守ラザル法ヲバ省キ、可レ守法計ヲ擢リ出シテ守シメタキコト也、法度ハ少ヲ良トスルコト古ノ道也、數多トキハ下タル者覺ガタク、守ラヌ者也、是何ゴトモ御役人ノ勤ハ御老中ヲ初メ、定タル職掌ナクシテ、何モ彼モ一人ヘ取込デ、月番ト云コトニテ、一月限捌ク故忙シキト、亦月番ノ違ニテ、前役ノ相違モ出來ルト見ヘタリ、又其上御觸ノ文言近年ハ悪ク成タリ、正德ノ頃ヨリ文言マハリ遠クシテ聞ヘ惛シ、下ヘノ號令ハ、下ノ能合點シテ間違ノ無様ニスルコト肝要也、是等ハ輕キ事ノ様ナレドモ、御觸ノ事ハ諸大名ノ寫シ傳テ、遠國迄

モ見ルコトナル故、文言悪キトキハ必下ニテ評判スルコト也、サレバ公儀ノ御役人ノ粗末成コトヲ天下ヘ知ラシムル道理ナレバ、嗜ムベキコトナリ、易ニ號令ノ事ヲ觀ノ卦ニ是ヲ說テ、觀ハシメストヨム字ナリ、人ニ見知スルコト也、サレバ號令ハ天下ニシラセ、其文言ヲモ天下ノ人ニ見スルコトナレバ、心ヲ付ルコト古ノ道也

一 將軍宣下ノ御祝儀トテ、家々ニテ能ヲスルコト詮モ無事也、台德院樣將軍宣下ノ時ハ、未天下ヲ不レ知召ニバ、ケ樣ノコトハ有マジ、大方ハ大猷院樣將軍宣下ノ時分、政宗三齋ナド云樣ナル游俠者ノ仕始メタルコトガ、今ハ作法ノ樣ニ成タル可レ成、去ドモ公邊ヲ敬フ筋ナレバ、誰止ルコトモ不レ成、其仕方ヲ見レバ、御老中ヲ招請シテ食モセヌ膳ヲスヘ、親類近付ヨリ末々出入ノ醫者町人迄ヲ呼集メ、ムザトシタル奢ヲ仕、新ニ舞臺ヲ立、其舞臺ヲバ猿樂ニ取ラセ、又猿樂ニスヘタル膳椀ヲカケ流ニスル類ヒ、與ガル奢何ノ益モ無コト也、是等ノ仕方了簡可レ有事也

一 能ト云フ物夥シキ費成物也、然レ共當時武家ノ規式ノ樣ニ成タル上ハ、此外ニ何ゾカヘ物ナクテハ止ベキ樣ナシ、室町家ニテモ御笙初ト云コト有テ、其初ハ樂ヲ用ヒラレタリ、能ハ東山殿ヨリ始リタルコト也、東山殿ヨリ室町家ハ衰タルコトナレバ、衰ヘタル世ノコトヲ武家ノ法式トシテ、今ノ御代迄モ儀式ノヤフニ用ラルヽコト如何有ベキヤ、猿樂ノ家ニテ聖德太子ヨリ起レリト云ハ、大ナル僻事也、聖德太子ノ時ヨリ、猿樂ノ先祖舞曲ノ事ヲ掌リタルコトヲ混ジテ、猿樂ノ始ト云也、南都ノ樂人

狛氏ノ輩皆聖德太子ヨリ以來ノ樂人ニテ、法隆寺ノ近所ニ樂人ノ苗字ノ地名皆々有レ之、今春ガ家ニ天ヨリ降タル海士ノ面ト云物有、家ノ什寶トス、是ハ能ノ海士ニ非ズ、樂ノ安摩也、其面ハ紙ヲイタメテ拵タル物ナレバ、天ヨリ降タルコト左モ有ヌベシ、能ノ面ハ如何ニシテモ、天ヨリハ降間敷也、サレバ猿樂ノ元ハ、樂人ノ家ヨリ分タリシ者ト見ヘタリ、當時猿樂ニ物入多キ故、改テ樂ヲ用ントスレバ、舞樂ノ物入亦莫大也、其上樂ニ謠物絶タル故、人情ニ遠キ者也、是等ヲ考ヘ合テ愚按ヲ運スニ、後鳥羽帝ノ御作ニ宴曲ト云フ物有、一二冊ハ世間ニモアル物也、長門ノ家中ニ大内家ヨリ持傳ヘタリトテ、全部十冊餘リ有テ、宴曲ノ譜アリ、其譜ノ體謠ヨリハ節少シ長ク、聲明ヨリハ短キ者也、間々ニ調子ヲ付テアレバ、謠物ヲ重ニシテ樂ヲ付物ニシタル者ト見ヘタリ、一番ノ長サ何レモ謠ノ曲舞程アリ、春夏秋冬、雜、賀、神祇、釋敎、戀、無常ヲ和歌ノ題ノ如クニ、一番〳〵ニ名ヲ付タル者也、折ニフレ時ニ取テ、其事ニ應ジテ取用ルヤフニ拵タル者ト見ヘタリ、是ナドヲ取立テ、樂ヲ附者ニシ舞ヲツケ、裝束ハ一統ニ狩衣カ直垂ヲ用テ、能ノ代ニセバ物入費モ少ク、又文物モ調テ可レ然事ノヤフニ思ハルヽ也、是ハ樂功者ナル仁ニ被レ仰附、二三年モ四五年モカヽラバ成就スベキコト也、サレ共是等ノコトハ諸事ノ制度モ調リ、世上ノ豐ニユリスハリタル以後ノコト成ベケレバ、可レ急事ニ非ズ、扨御謠初ハ重キ御規式ナレバ此節計猿樂ヲ用ル樣ニシ、猿樂ハ先規ノ如ク、御暇被レ下次第奈良ヘ可レ上コト也、彼輩モ御先々前御代ヨリ御暇被レ下テモ、皆御城下ニ滯留シテ不レ上、其節ハ能流行テ渡世モ豐成シカ

ドモ、今ハ渡世殊ノ外難儀スル類多シ、去ドモ年久ク御城下ニ住シテ、今ハ御城下ヲ常住ニ定タレバ、奈良ヘモ不レ被レ上、紙帳ニ掛リタル樣成コトニテ、住所ヲ失タル有樣ナリ

一 殿中御修理ノ時分心得有ベキコトアリ、古代ハ禁裏其外モ皆家ヲ作リ切ニシテ間ニ空地多シ、故ニ火事地震ノ節宜キ也、又人數ヲ廻スニモ自由也、天子ハ地ヲフミ玉ハズト云コトハ、皆後代ノ作リゴト也、中比ヨリ家ヲ作リ續ニスルコトニ成タリ、平日ハ雨ニ濕レズ、往來自由ナレドモ、古法ニ違タル故、其害モ亦多シ、殿中ナドハ無性ニ作リ續ケテ廣大ナル故、火モ消ガタシ、又廣大ニ作續ル故、所々皆引窓ニテ明ヲ取コトナレバ、火ノ子ノ防モカタカルベシ、御庭少ク大地震ノ節人々怪我ノ氣遣無ニ非ズ、是等ハ御修理有レ之時、仕方心得アルベキコト也

一 御城下ノ屋舖割、大名ヲバ江戸ノ端ニ置キ、小身者ヲ御城近邊ニ置タキ事也、小身者ハ無人ニテ然モ勤モセワシケレバ、御近處相應也、大名ハ朔望ノ出仕計ノコトニテ、然モ大身ニテ人多ケレバ遠方相應也、御城近ニ大名ノ家居込合テ、火災ノ用心モ惡シキ也、但大名ノ屋敷ハ立派ニシテ、小身者ノ家ハ不立派ナル故、御郭內外立派ノ爲ニ、御城近處ニ大名ヲ指置ルヽコトナルベケレ共、小身者ノ屋敷アル所ハ外ヲ一面ニ練塀ニシテ內ニ屋敷割ヲシタラバ、小身ニテモ成程立派ニ可レ成、前ニ言タル通、諸役人ハ頭助丞目抔ヲ立ルコトナラバ、頭助丞目ノ居所ヲ役屋敷ニシテ一所ニ置キ、外ヲ一圍ニシ、諸役人ハ御用多キ事ナレバ、丸ノ內ニ置タキコト也、サレ共是等ハ大壯成コトナレバ、武家ヲ不

レ残知行所ニ指遣スニ非レバ難レ成コト也

一　當時誓詞ト云コト盛ニテ、御作法ノ樣ニ成、役替ノ度々ニ誓詞ヲシ、駕籠ノ誓詞又ハ病氣ノ斷ニ誓文狀ヲ出スコト不レ宜コト也、聖人ノ法ニ誓詞ハ出陣ノ前ニスル事也、夫モ軍兵ニサスルコトニハ非ズ、大將ヨリ士卒ヘ向テ賞罰如ニ約束一少モ違ヘマジキト云誓詞也、總ジテ末長キコトニハ誓詞ハ守ラレヌ者也、永キコトニハ氣弱ミ失念モ有テ、誓詞ヲ破ルコトアル物ナル故、誓詞ハ一日ノコトニ限ルベシ、其上度々誓詞ヲスレバ、馴コニ成テ神明ヲ畏ル、心薄ク成故、却テ僞ヲ教ル媒ト成也、誓詞ト云コトモ世間ニ無テ不レ叶コト成ニ、誓詞ヲ破樣ニスルハ宜シカラザルコト也、一旦ノコトニ用ユレバ人ノ心ヲ堅メ誓詞ノ德アリ、駕籠ノ誓詞ハ先第一奉公人ノ年、多ハ實ノ年ニ非ザル故、最初ヨリ誓詞ヲ破也、駕籠ハ其頭其主人ヨリ斷ナレバ、誓詞無テ不レ苦事也、奉公人ノ虚病ヲ構ルコトモ詮方無事也、虚病ニ樣々ノ子細有、勝手ハタト不レ成故虚病ヲ構ルコト當時多キ事也、扨ハ殊ノ外ニ不足成人ヲ親類寄合テ虚病ニ申立ルモ有、扨ハ殊ノ外肥滿シテ勤難レ成故病氣ト云モ有、又ムラ氣成コト有ヲ騷氣ト云立レバ、身上不レ立故病氣ト申立サスルモ有、又ハ述懷ノ筋ニテ虚病ヲ構ルモ有、又ハ强チニ述懷ニテハ無レドモ、時節ヲ考テ引込モ有、又頭ト不和成故、可ニ引込一爲ニ病氣ト云モ有、又ハ恥辱ヲカキヌル事有テ、面白ク無テ引込モ有、先不如意ニテ御奉公勤マラヌ人ヲバ、其頭其支配ノ世話ニスル心深クバ、如何樣ニモ可レ成事也、不足成生付或ハムラキ成者ハ、是又其頭其支配ノ世話ニシテ、家ノ潰レヌ

仕形尤也、肥迫タル人抔ハ肥滿シテモ相應ノ務ル役儀可レ有、當時ハ家筋極テ外ノ役ニハナラヌ事故、病氣ト云ヨリ外ノ仕形ナシ、述懷ノ筋力、頭ト不和ナル抔ハ、甚惡コトノ樣ナレドモ、皆意地アル者ニアルコトニテ、ケ樣成人器量アル者多、古ノ明君名將ハ左樣ナル者ヲバ、樣々ニ誘宥メテ引出ス樣ニ仕玉ヘルコト多、恥辱ヲカキタルコト有テ病ト稱スルハ、士ノ意地ナレバ、捨ラレヌコト也、古ヨリ志有人奉公ヲセマジキト思フ時ハ、病ト稱スルコト古禮也、射ハ男子ノ爲サデ不レ叶業成故、射禮ノ時ハ不得手ノ人ハ射ハ不得手ニテ候トハ云ズ、皆病ト稱スルコトアリ、亦堂上方ニテ歌ノ御會ノ時、歌不得手成人ハ、所勞ノ子細アルト云コト皆上ヘ對シテ僞ヲ云フトテ、不忠ノ沙汰ニハ成ラヌコト也、殊ニ時節ヲ考惡人ノ上ニ有時ハ、病ト稱シテ引籠ムヨリ外ニ仕方ハ無コト成故、古ヨリ虛病ヲ構ル人ニ賢者ハ多キ也、只若キ御主人抔ノ虛病ノ疑甚キヲ、時ノ執政其疑ヲ晴サム爲ニ誓文立サセタルニ、今ノ世ニハ例ト成タル可レ成、サレドモ當分ノ埒ヲ明タル迄ノ仕方ニテ、誓文ニハ虛實ハ知レヌコトナレバ、詮モ無コト成上ニ、迹ニ殘テ見レバ、僞ヲ敎神明ヲ無物ト思ハスルコトニ成テ、甚不レ宜コト也、其支配頭組子ノ治ヲ職分ノ第一トスルナラバ、誓文狀ヲ出サズトモ、自ラ虛病ハ少キ仕形可レ有也、國方抔ニテハ組頭ト云者ハ、其一組ノ士ノ病氣モ幼少モ息災ニテ勤ルモ皆同ク支配シ、扨江戶ノ勤ハ別ニ番頭ト云者有テ其下知ヲ承テ勤ルコトニテ、其組頭ノ支配ノ中ヨリ番代ヲ以番頭ノ下ヘ遣ス時、病氣幼少ノ者ニ當レバ、一組ノ內ヨリ外ノ人ヲ代ニ出シ、其本人ヨリ割合ヲ遣ス故、身上ノ不レ成者病氣

幼少ノ代ヲモ願テヒタモノ勤ルコト御當地ノ取入ノ如シ、扨割合ヲ出スコトユヘ勝手ニ不レ宜バ、自ラ虛病ハ少キト承ル、ケ樣成仕形ヨク詮議セバ、如何樣共可レ成コト也、兎角當時ノ誓詞ハ、御作法ノ樣ニ成テ詮ナキ事ナレバ、一向ニ停止アリテ、只大名ノ國元ナドヘ御目付ニ行人抔、其外ニモ時ニ取テ當座切ノ御用ニバカリ大切ナルコトニ、誓詞ヲ被二仰付一可レ然也

一　宗旨手形ニ代々何宗ト書スルコト、僞ヲ敎ユル也、公法ノ第一ニ嚴密ニスルコトニ僞ヲ敎テ、夫ヲ定法ト覺ルハ不詮議ノ至云ン方ナシ、當時ハ何事モ如レ斯法ヲ立ト云ハ、下ニ僞ヲ敎ルコトニ成故、下ニ僞多キハ畢竟上ノ敎也ト云ベシ、サレドモ切支丹宗門ヲ御改ノコトハ、僅ニ百年以前ニ始リタルコトニテ、右ノ文言ハ其時分ニ立タル法也、其時武家知行所ニ居住シ、家來多クハ譜代者也、左無モ皆知行所ノ者ナレバ、右ノ文言全ク僞リニ非ズ、然ルニ世移リ武家江戸住居ト成リ、譜代ナク成テ、出替者ヲ使ヒ、其出替者皆不斷ニ御城下ニテ召置ク事ニテ、其來歷ノ知レヌニ御城下ニテ請人ヲ立テ、其請人ノ寺ヲ壇那寺ニシ、又大名ノ家來モ江戸勝手多クナリ、他所ノ浪人抔ヲ召置キタルニ、江戸ニテ壇那寺ヲ拵サスル故、右ノ文言大成僞ト成タリ、一卷目ニ云タル如ク、出替奉公人ヲ皆地頭請ニセバ、宗門手形ハ在所ニテ濟事成故、昔ニ復テ右ノ文言ノ通ニテ少モ僞ニ成間敷ナリ、何事モ世ノ風俗ノ移リ行事ヲ心得ヌユヘ、如レ此誤アリト知ルベシ

一　誓詞ノ文言ニ、別シテハ伊豆箱根兩所權現ト書ク事文盲ノ至也、是ハ貞永式目ニ有事ヲ、書札者

ノ手本ニ書出シタルヲ、何ノ詮議モ無ク用タル也、貞永式目ハ北條家ノ公事ノ裁斷ハ、依怙ヲサセ間敷ト云誓文也、北條ノ在所ハ伊豆也、鎌倉ハ箱根ニ近キ故、伊豆箱根ト書タル也、今ハ國隔リ伊豆箱根ノ權現ヲバ平生ハ信ゼヌニ、日本國中何方ニテモ如レ此書事、埒モ無事也、其所ニテ第一ニ尊敬スル神社ヲ可レ用事也

一　奉公人ノ年ヲイツハルコト是亦定法ノ樣ニ成テ、奉行御役人モ不レ怪、尤ノ事ノ樣ニ覺テ居ル事有間敷コト也、御奉公ニ出ル最初ニ、先一番ニ僞リヲサスル事如何成事ゾヤ、是ハ實子無時ハ必養子ニテ跡ヲ繼スル事ト立テ、夫ヨリ十七以下ニテハ養子ナラズト云法有ヨリ起レリ、跡ヲ可レ建家ナラバ、伯父ニ甥ノ跡ヲ嗣セテモ苦シカルマジ、其子細ハ先祖ノ勳忠ニヨリテ其家ヲ斷絶セヌ道理ナル故、其先祖ノ爲ニ子孫ナラバ、其死タル人ノ養子ニセズトモ、跡ハ立ベキ事也、其死タル人ニ勳功ニテモ有テ、迹ヲ立ベキ筋ナラバ、伯父ハ養子ニナラネバ立難キ也、當時十四五歳ニナル者ノ未小普請ニテ、御奉公モセヌ内ニ死タルガ兼テ年ヲイツハリテ十七滿ニ成タルハ、其人ノ伯父ノ有ヲバ指置キ、從弟違抔ノ二三歳ナルヲ他名ヲモ構ズ、其年モ亦五六歳程ヅヽノ過ニ僞テ養子ヲ願ヘバ、願ノ通仰付ラルルコト也、然レバ其先祖ノ御奉公故ニ、跡ヲ立下サルヽニテハ無テ、其小普請ニテ未ダ御奉公モセヌ、十四五歳ニナル者ノ迹目ヲ立玉フヤフナル者ニテ甚筋違也、是法ノ立樣惡キ故跡目ヲ立ラルヽ本意ヲ忘レテ、例ニ拘ル故也、大名ハ家督相續トテ年ニモ不拘例ナレドモ、旗本ヲ支配スル輩此例ヲ引ヌハ、

弘ク例ヲモ考ヘズ、只我扱ヒ習ヒタル仕癖計ニテ申立レバ、何ノ詮議モナキコト、是又當時ハ何モ彼モ願ト云コト時行ル故也、且又次男三男ヲ他苗ニテモ、養子ニ遣度ト人々望ヲ掛テ、其支配ノ頭ニ頼ム故、頼レタル人默止シ難クテ、斯ノ如ク仕爲モ可レ有、是等ハ願ニ構ハズ、其支配同苗ノ親類ハ無カト吟味シテ可二申立一コト也、必竟文盲ナレバ、同苗ニテモ他苗ニテモ、跡サヘ立バ同ジ事也ト心得ル故ノ事可レ成

一　總ジテ願ト云事宜カラザルコト也、尤願ト伺ト届ト斷ハ各差別可レ有、當時ハ大方混雜セリ、御奉公ノ願ト云コト聞ヘヌコト也、是ハ元來關ケ原御陣ヨリ、大坂御陣迄ノ間、天下全ク御手ニ不レ入時、大名其外國々ノ士、社家ナドノ大身ナル弓矢取タル類ニ、御奉公ヲ願ハセ、御味方ニ志ヲ運セテ被二仰付一タルガ例ト成テ、今ハ御旗本ノ小身者迄願ヲ出シテ御番入ヲスルコト聞ヘヌコト也、十七歳ヨリ初陣ヲ勤ルコトナル故、畢竟軍役ヲ以テ御番ヲ被二仰付一コトニテ、願フ願ハザルハ構ザルコト也、十七歳ニナレドモ未ダ微弱カ病身成人、願ヲ以テ今少シ遲ク御番入仕度ト云延引ノ願ハ可レ有、又病身ニテ勤引居シ者ノ願ヲ以勤ルハ左モ可レ有、又輕キ御咎ニテ召仕ハレザル徒、久ク御奉公致サヾル事ヲ歎キテ願筋ハ可レ有、右ノ子細無レバ、法ヲ以上ヨリ可レ被二仰付一筋ニテ、願ニ不レ及事也、此差別大小名トモニ混雜シテ、昔ヨリ分レヌ樣也、當時ニ至テモ大名ニ御役被二仰付一等モ、願ニハ及間敷コト也、御先々前御代ニ朱子學ヲ御崇敬有テ、大學或問ニ各得分之願ト云文ノ意ヲ御取誤ニテ、何モ彼モ願ト云フ事時行

タルヨリ、一入盛ニ成タル也、總ジテ願ト云ハ定法ニ少違ヒタル樣成事、亦上ノ思召忘抔有ヲ願ニテ、御氣ヲ付ル筋アルベシ、婚姻ハ兩願ニテ被二仰付一事尤ノ事也、跡式ハ上ノ思召次第ニテ、願ニ及間敷事ナリ、養子分地ナドハ、願尤ノ事也、總ジテ何事モ願ネバ不レ被二仰付一ト云事ハ有間敷事也、御用ニテモ被二仰付一タル時、御用ニテ入用ノ物ヲ請取コトハ、斷ニテ相濟ベキコト也、願ニハ及ブ間敷也、又組ヘ定リテ可レ被レ下物、御役料ナドノ滯タルハ、御役人マデ斷ヲ申立テ相濟ベキ也、願ニハ及マジキ也、又組ノ中ニ並ヨリ小身ニテ勤難キヲ、頭ノ申立テ御足米ヲ拜領サスル抔ハ、定法ノ事ニ非ザレバ、願可レ成也、又伺ト云ハ二筋モ三筋モアル事ヲ、此内何ノ方ニスベキト頭マデ伺フ事也、一筋ニ極リタル事ハ、手前ノ心ニテ決斷シテ執行ヒ、跡ニテ願屆ベキコト也、然ニ若キ初心ノ者ノ事ニ馴レヌガ、決斷ナラヌヲ何事モ伺ハセ付タル癖付テ、今ハ一筋ニ極タル事ヲモ伺セ、伺ネバ咎ル類多シ、如レ此ニ人ヲ使フ故、何モ彼モ上ニモタレテ、自身ノ了簡ヲ用ユルコト無ク、人々阿房ニ成行、身ヲ踏込デ勤メヌ也、又伺ニモ差別有事也、某ガ父御先々前御代ノ御部屋住ノ節、御藥匕ニ被二召出一タルミギリ、御クスリ部屋ノ事ニ依リテ、御用人マデ伺事アリテ、御用人ノ柘植平兵衞ニ伺ヒケル時、平兵衞我等ハ不レ存ト答シ故、某ガ父殊ノ外セマツテ、此人指圖ヲシテハ後々身ノ誤ト成事ヲ厭ヒサシヅヲセヌ事、御用人ニ似合ヌ卑怯ノ仕方也ト思ヒ、御用人ニ伺フ筋故ウカヾヒ候也、御指圖ナサレヌ上ハ、自身ノ了簡ハ如レ斯仕ルベキト云捨テ座ヲ立タリ、其時平兵衞御廊下迄馳來リ、其元ノ了簡ノ通モ成程

然ベシ、然ドモ是々ノサハリ有故、同ジ事ナレドモ如レ此スベシトサシヅセリ、夫ヨリ某ガ父ト無二ニナリ、御用ニ立べキ者也ト陰ニテモ云タリト、後ニ聞ケバ此平兵衞ト云男ハ、人ノ物ヲ伺フニ我了簡ヲ一通云タルノミニテ指圖ハセズ、極テ伺ヘバ其時指圖ヲモシタリ、手前ノ了簡トテハ云ズ、唯如何スベキト倚レテ伺人ヲバ、御用ニ立間敷キ人也トテ、殊ノ外氣ニ入ザリシト也、是モ御奉公ヲ身ニフミコンデスル樣ニ、人々ニサスベキ爲ニ平兵衞如レ此取扱ヒタル可レ成、是ハ寬文延寶ノ比也、此比マデハケ樣ノ人モ世間ニ有シ也、サレドモ其時分ヨリ早世間ノ風トハ餘程違テ、件ノ平兵衞ヲバ人々阿蘭陀人ト異名ヲ付タルト也、今ノ世ハ下タル人ノ何ノ了簡モ無テ上ノ指圖ヲ承ルモ、頭モ役人モ好ム故、伺ニモ差別有事ヲ知ラヌ也

一　婚姻ニ金ヲ取コト當時ノ風俗也、由レ是女多ク持タル者ハ身上惡クナル、金ヲ望ムユヘ相手有難ク、男女トモニ年舊迄獨身ニテ、子孫ノ乏キ類モ多シ、又不相應成人ノ女ヲ取、親ヲシテ妻トスル類モ多シ、獨身ニテ久ク居ル故、傾城町ヘ步行、金ヲツカヒ惡疾ヲ受、又ハ妾ヲ置、樣々ノ惡事是ヨリ出ル、總ジテ堂上方又田舍ノ百姓ハ、大方二十歲ヨリ內ニテ婚禮スル故子孫多キ也、旁惡キ事ナレドモ、內證ノコトナレバスベキ樣無、武家ヲ知行所ニ置タラバ、自ラ此惡風ハ止ベシ、左無クバ當分緣組ヲ司ル役人ヲ立テ、願ヲ用ヒズ上ヨリ極被二仰付一バ、此風可レ止

一　養子ト云コト、他苗ノ養子婿養子ハ古無レ之コト也、北條家ノ時所領ヲ女子ニ讓ルコトヲ免サレ

タルヨリ、他苗ニテ相續スルコト起レリ、果ハ頼朝卿ノ後ヲ藤原氏ニテ嗣セ、天下ハ北條ノ手ニ入ル、謀計ノ所爲ト可レ云、其後戰國ノ時分、人ノ國ヲ可レ取計策ニ他家ヘ我子ヲ遣シ、亡家ノ臣下ヲ懷ケンガ爲ニ、其養子ト號シ他苗ヲ名乘ラスル類有ヨリシテ世ノ風俗ト成、他名養子婿養子ノユルサデ不レ叶コトニ成タリ、サレバ天子公方ヲ別人ノ種ニテ繼スル事ナシ、國持大名ノ家モ、其家來ノ思入曾テ他苗ヘ渡スベシトハ思モ寄ラズ、只御譜代大名御旗本ニ計有レ之テ、古道ニ違フタルコトナレバ、制禁可レ有コト也、是ヨリシテ筋モ無者金ニテ人ノ跡ヲ買ヒ、町人、小普請、手代、座頭ノ子ノ類、御旗本ニ混ズル類其數ヲ知ラズ、先祖ノ奉公ニヨリテ賜リタル知行ヲ、外ノ者ニ遣サルベキ様ナシ、婿養子ニナルト云コト、元來男トシテ所存アラン者ノスベキコトニ非ズ、武家ノ妻ニ法外ノコトアルモ、婿養子ノ家ニアルコト也、但上ノ御取立ニテ立身シタル者ノ子無ク、同姓ノ親類モ無キニハ、先祖ニ對スル筋ニモ非ザレバ、上ノ思召ニテ他名ヲ養子ニ下サルルコトモ苦カル間敷也、其時ハ古例ニ任セ、苗字計養父ノ苗字ヲ名乘セ、姓ハ其者ノ本姓タルベシ、總ジテ他苗ノ相續ヲ免サヌコトハ、聖人ノ法ニテ深意アルコト也、國家ノ治ニ付テ子細有事、筆記ニ書シ難シ

一 隱居シタル者、其子或ハ孫ニ子無テ迹目斷絶スル時、右ノ隱居天竺浪人ニ成類多シ、是等ハ其身一代無レ恙御奉公ヲ仕舞タル者ナレバ、御扶持方可レ被レ下事也、潰タル者ノ妻ニモ御扶持方可レ被レ下コト也、是等ハ大名ノ家ニモ有事ナルニ、御家ニ其沙汰無ハ不僉議ト云ベシ、此御手當無故、彌下ヨリ

ハ隱シテナリトモ東モ無者ナリトモ、養子ニシテ後ヲ立テ、家緖ノ路ニ迷ハヌコトヲ謀ルモ、亦餘儀ナキコト也、

一　大名ノ家ノ謀叛ノ筋モ、御咎ノ筋モ無クテ、家ノツブレタルハ其家來ニ咎無、然ルニ家ツブルレバ家來流浪スルコト世ノ風俗ト成、詮方無事ナレドモイタマシキコト也、元來武士ナレバ町人百姓ノ業モ成ズ、渡世スベキ様無レバ、果ハ様々ノ惡事ヲ仕出スモ有、是身ノ咎ナレドモ、畢竟上ノ政道ノ足ヌ處トモ可レ云カ、因レ是婿或ハ養子ニテ迹ヲ立ルコト、世ノ穩ナル筋ニ叶ベケレドモ、然ドモ天道ヨリ滅シ玉ヘル家ヲ人作ニテ相續スルコト、是又冥慮ニ恐有事也、外様大名ハ其初家來ノ力ニテ、一國一郡ヲ切隨ヘ、其力ニテ今ニ至ル迄國郡ノ主トナル、御譜代ノ者モ其初家來ノ力ニテ御奉公ヲ申上國郡ヲモ賜リタリ、是其主人ハ己ノ力ノミニ非ズ、全ク家來ノ功也、然レバ御譜代外様ノ大名ノ家來モ全ク上ヘ對シ天下ヘ對シテ御奉公無ニシモ非ズ、古郡縣ノ代ハ大名ト云フ者無ユヘ、其家來モ一人一人皆天子ヨリ勳田ヲ賜リ、永久ニ子孫ニ傳ヘ、其大將ノ家トハ各別ニ成ケレドモ、今ハ封建ノ代ナレバ、主人一人ニ國郡ヲ下サルヽニテコト濟ミ、其家來ヘハ主人ヘ下サレタル内ヲ割與レテ、其功ニ報ユルコトニ成タリ、サレバ主人ノ家ツブレテ面々モ流浪スルニ、何レモ是非無キコトニ思ヒテ、上ヲ怨ル人モナシ、去ドモ主人ノ家ツブルレバ、流浪シテ後ノ難儀有ンコトヲ思ハヾ、此以後又如何ヤフノコト有ランモ、時代ニツレテハ計ガタシ、然レバ此仕形有ベキコト也、總ジテ罪無テツブレタラン大

名有ラン時、其家中ノ士百石以上ノ分ハ假令幾千石ニ至ル共、地方ニテ知行五十石宛被レ下レ之、ヤハリ其國ニ差置レ郷士トスベキ也、去レバ十萬石ノ家潰レテ、公儀ヘ十萬石上ルベキヲ八萬石ホド上リテ二萬石ハ件ノ郷士ノ領ニ成ベシ、五十石ヲ不足ト思ヒ、他所ヘ立サル人ハ心次第ナルベシ、只諸士ノ流浪ヲ不便ニ思召テ如レ此ナシ玉フコト、莫大ノ御仁德成ベシ、然バ大名ノ家潰ル共流浪ノ者モ少ク國ノ治ニモ宜カルベシ、其城御番城ニナル時モ、小身者ヲ遣サレテモ、番人ハ右ノ郷士ヲ加テ事足ルベシ、又其城ヲ別人ニ被レ下時モ、其郷士ヲバ城付トシテ、城主ノ氣ニ入取立テンモ、罪有テ刑戮センモ、元來ヨリノ家中ニカハリ無バ、大名ノ家中ノ諸士永ク主人ノ惡道ニ組スルコト有マジ、其子孫永永迄ニ謀叛ニ組スル氣遣有間ジク、猶又仙臺ノ臣片倉、長門ノ吉川、肥前ノ諫早、阿波ノ稻田ナドノ類ヲバ兼テ時々參勤ヲモ被二仰付一、別段ニ御目見ヘヲモ御奉公ヲモ被二仰付置一テ、左樣ノ時節ニ至テハ、兼テノ御奉公ヲ以知行ヲ半減ニモシテ可レ被二召出一、如レ斯有ラバ、外樣大身ノ大名ヲ御ツブシアランコトモ御心ノマヽ成ベシ、是大名ヲツブスベキ爲ノ策ニハ非ズ、日本國中ハ上ノ御心儘成樣ニ被二成置一ザルトキハ、時ニ取リテハ政道ノ指ツカユル所有コト故、如レ是ノ愚按ニ及ベリ

一 大名ノ家中ノ仕置惡ク、又ハ知行所騷動ニテ家潰ルヽ、尤ノコト也、跡目ノ論ニテ家中二ツニ分レタルヲ、御ツブシ有コト如何可レ有、總ジテ四五十萬石ニ餘ル大名ハ、日本小國ニハ過タル者也、古ノ制度ト積リ合スルニ、三代ノ時公侯ノ國ト云ハ、今ノ現米百萬石、伯ノ國ハ今ノ五十萬石、子男ノ國

ハ二十五萬石位ニ當ル、三代ノ時分ノ公侯伯子男ノ制度、皆々小國ノ日本ニ有レ之事、「尾大而不レ掉」ト云古語ニ似タリ、幸右ノ樣ノコトアラバ、家ヲ二ツニ分テ、雙方トモニ御立可レ有事也、他名ヘ養子ニ行コト成ラヌ事ニ成タラン上ニ、此例出來セバ、末子ニテモ父ノ愛子ナラバ、自ラ身上ヲ二ツニ分タキ願出モ可レ有也、其願ニ隨テ家ヲ分サセバ、至極ノカネ合ナリ、大名ノ家三十萬石ヲ限ニシタキ事也

一　妻ハ夫ニ從フコト道也、禮也、然ニ今ノ世ノ風俗夫ノ家ノ格ニハ構ズ、其妻ノ家ノ格ヲ夫ノ家ヘ持行テ、奢リヲ恣ニスルコト以ノ外ノ事也、天子ノ姫宮サヘ人臣ニ嫁スル時ハ、降嫁ト號シテ天子ヲ親元ニ立ズ、同姓ノ諸侯ヲ親元ニシテ、天子ノ禮ヲ捨テ諸侯ノ禮ヲ用ユ、諸侯ノ女モ其家中ヘ嫁スル時ハ、父ノ諸侯ヲ親元ニ立ズ、同姓ノ家來ヲ親元ニシテ、諸侯ノ禮ヲ捨テ大夫ノ禮ヲ用ユ、因レ是天子ノ姫宮ヲ公主ト云ハ、諸侯ヲ親元ニスル故也、諸侯ノ女ヲ翁主ト云ハ、大夫ヲ親元ニスル故也、是古聖人ノ法也、後世ハ此禮捨レテ、公主ヲ尙スルト云コト出來シテ、夫ハ妻ヲ主君ノ如クアシラヒ、諸事格式以ノ外ニ超過シ、樣々ノ惡事生ジタルコト歷代ノ前蹤明也、當時ノ有樣ハ異國ノ後代ノ例ノ如クニテ、其害甚ク夫ノ家法ヲ破リ、物入莫大ニシテ夫ノ身上以ノ外ニ惡ク成、公家ノ女大名ヘ嫁シ、大名ノ女旗本ヘ嫁シ、又我家中ヘ嫁イリスルモ、皆此風俗ノ樣ニ成テ、志アル夫モ是ヲ制スルコトナラズ、是上ヨリ制度ヲ立玉ハザレバ叶ハヌコト也

一　大名ノ妻程埒モ無者ハナシ、女ノ第一ノ業トスル縫鍼モ不レ成、三味線ヲ取テ常ノ慰トシ、大方ハ

終夜不ㇾ寢、晝ハ四ツ九ツ迄寢也、古ハ天子ノ后モ蠶ヲ仕始テ、後ハ宮女手傳テ禁中ニ蠶ヲ造玉ヒ、御自身天子ノ天ヲ祭リ玉フ時、着シ玉フ冠ノ上ニ付ル紞ト云物ヲ織玉フコト古禮也、諸侯ノ夫人ハ紘綖ヲ加ヘテ織ル、卿ノ妻ハ大帶ヲ加ヘテ織ル、大夫ノ妻ハ祭服ヲ織ル、士ノ妻ハ夫ノ祭服朝服迄ヲ織ル、諸人ハ夫ノ衣服ヲ殘ラズ織ルコト、聖人ノ定也、是奢ヲ制シテ夫ニ仕ユル道ヲ敎ヘ玉フ也、某前方法華經ニ見事成錦ノ樣成、裁ノ絲目不調法成ヲ附タリシヲ見テ、夫ヲ其持タル人ニ如何成物ゾト尋候ヒシガ、昔ハ后ニ立玉フベキ御方ハ、禁裏ノ御作法ニテ、此裁ヲ一寸織出シ玉ハザレバ、后ニ立玉フコト不ㇾ成ト也、是ハ十三歲ニ成玉フ后ノ織玉フキレ也、有難キ物ナレバ御經ニ付タリト云シガ、日本ノ古禮モ、皆異國ノ聖人ノ禮ヲ本トシテ、如ㇾ斯殊勝ナルコトモ古代ハ多クアリシニ、今ハ跡形モ無ク成タル也、又上總ノ國ノ百姓ノ風俗ニテ、女嫁入シテ二十日計モ過レバ、里ヘ歸リテ三十日程里ニ居ル、其里ヘ返ル時ニ、木綿一反織ルベキ程綿ヲ夫ノ家ニテ貰ヒ持行、三十日ノ中ニ絲ニ取、木綿一反織テ夫ノ家ヘ持返リ、是ヲ夫ニ着スルコト定タル風俗ニテ、皆々如ㇾ此スルナリ、百姓ノ家抔ニハケ樣ノ古禮殘リテ、殊勝ノコト成ニ、大名武家ニハ何モ尤成古禮ノ無ハ、百姓ニハ無下ニ劣タルコトナラズヤ、又宗廟ノ祭ニハ、天子ノ后ヨリシテ祭ノ供物ニ御世話アルコト也、是亦夫ノ先祖ヲ尊ビ、夫ト共ニ是ニ事ル道ヲ敎玉フ、當時ハケ樣ノコトハ何モ無ク、女ノ諸禮者抔ト云者有ドモ、元來文盲ニ拵ヘタル者故、只奢ヲ敎ユル迄ニテ、ケ樣ノ筋ハ無シ、何程上ニ儉約ヲ御用ヒ被ㇾ遊トモ、禮ト云物ヲ立タマハ

ザル故、世上ノ人皆件ノ諸禮ト云物ヲ、禮也、故實也、尊キコト也ト思ヒ居ル故ニ、上ニ儉約ヲ遊サルヽハ、タヾ御物好也ト思ヒ、甚シキ徒ハ吝キ御事也ナドヽ云テ、是ヲ守ル人ハ無キ也、古ノ聖人モ我身ニ道ヲ行ヒテ、自然ト風儀ノ移ル樣ニトスル計ニテハ、下タル人ヘハ參リ屆ザルヲ知召テ、禮ト云物ヲ立置タマヘルコト、智慮廣大ニシテ甚ダ深ク、人情ヲ知タマヘル故也

一　子ヲ持タル妾ヲ御部屋ト名付テ、傍輩諸親類ニモ取カハシヲサセ、家來ニハ樣付ニサセ、其召仕ノ女房ヨリ諸事ノ格式等ヲ、本妻ニ左迄ハ違ハヌ樣ニスルコト不レ宜事也、此五六十年以前迄ハケ樣ニハ無リシヲ、御先々前御代ノ比ヨリ始テ、今ハ世ノ通例ノ樣ニ成タリ、有職ノ輩禁裏ニ御息所ト云ハ、宮栖所ト云コトニテ、皇子誕生成バ、其御母御息所ト成ト云コトヲ云テ、時世ニ諂テ無コトヲ作ルコト以ノ外ノ事也、元來女御ノ次ヲ御息所ト云ルハ、女御ハ弘徽殿ノ女御ノ、何殿ノ女御ナドヽ云テ、別ニ御殿ヲ建テ置ルヽ也、御息所ハ別ニ御殿ヲ建ラルヽコト無ク、天子ノ御休息ノ所ノ心ニテ定タル間ニ置ルヽ故、御息所ト云也、皇子誕生ナレバ、必御息所ト號スルニ非ズ、皇子ヲ必親王ニスルコトハ後世ノ事也、王代ハ親王ニ成モ有、諸王ニテ果ルモ有、姓ヲ賜リテ人臣ニ成モ有、親王サヘ無品親王ハ四位ニ當ル、増テ諸王ノ無位ハ平人同前也、然バ皇子誕生シタレバトテ、其御母ノ結構ニ成ルト云コトハ、源氏物語ノ比迄ハ無リシ事也、妾ノ子ヲ持タルヲ御部屋ト稱シテ、結構ニ會釋シテ時代ノ風俗ニ合スベキタメニ、有職ノ輩ノ作シタルコト明カ也、古ニ母ハ以レ子貴ト云ルハ、其子ノ代ニ成テノ事

也、御先々前御代未ダ御部屋住ニテ御座在シ時、御家老ドモ桂昌院樣ヘ御登城有ベシト申上タレバ、何ト名乘テカ登城ハ爲ベキ、大猷院樣ノ御召仕也ト名乘ベキカ、館林殿ノ母也ト名乘ベキカ、何ト名乘リテモ大猷院樣ノ御面伏也、館林殿ノ御面伏也ト御意有レ之、清陽院樣ノ御實母樣ハ、折々御登城有ケレドモ、桂昌院樣ハ遂ニ御登城ナカリシ也、此段某幼少ノ時ニ承ル、此時分迄ハ御女中方モケ樣ノ理筋ヲ御存知也、今時ハ左樣ノ理筋絶果タリ、此御部屋ト云ル者、多ハ妓女風情ノ者也、夫ヲ寵愛スル男モ、不學ニシテ然モ不智成ハ、今ハ定法ノ如クニ成ヌ、且又大名一年替ニ在所ニ居ル故、近年ハ公家ノ女抔ヲ竊ニ呼寄テ、在所ニ居ヘ置本妻ノ如スル類多シト云、是等モ妾ヲ重ク會釋風俗ヨリ如レ此ナリタリ、去バ制度ヲ立テ、長子ヲ持タル妾ヲバ、家老ナドノ同格ニシテ、召仕ノ内ノ貴人ト定メ、其召仕女中ヨリ衣服器物家居迄ニ、微細ニ制度ヲ立ズバ、此惡風ハ止ベカラズ、東照宮ノ御妾七人衆トテ有、駿府ヨリ毎年御鷹野ニ東金ヘ御成ノ時、七人衆御供也、女一人モ連ラレズ、馬ニテ御供成故、江戸ニ暫御滯留ノ内ハ、某ガ曾祖母ノ許ヘ女ヲカリニ來リ、カシテ遣シ、曾祖母モ折々七人衆ノ御部屋ヘ行留リ抔シテ、東照宮ヲモ見奉ルト、父又祖母ノ物語ニテ承ル、此七人衆ト申スハ、三家ノ御方ニハ何レモ御實母樣ニテ、重キ御事成シカドモ、其御代ハ如レ此ニテ有シ事也

一 妾ヲ妻トスルコト不レ宜コト也、吾氣ニ入タラバ家來ニ祟メサスルコトハ、非法ナガラモ左モ有べシ、親類朋輩ニモ奧樣ト云セ祟メサスルコト、以ノ外ノ慮外也、如何成アツカマシキコト成ヤ、去ド

モ世ノ風俗ト成タレバ、有ベキコトノ樣ニ人々覺ヘ居ル、是皆禮法ト云コトハ無クテ、只傍ヲ見合セ人ノスルコト成バ、何事ニテモ苦カラヌト覺ユル世ノ風俗成故也、妾ヲ妻トスルヨリシテ、妓女體ノ者ヲモ遠慮無ク妻トシ、是ヨリ家ノ風惡クナリ、武義ヲ取失ヒ、子ノ育樣モ惡ク、樣々ノ惡事生ズ、第一妻ハ夫ノ身上同格成人ノ女ニテ、婚禮ヲ調來ル者成レバ、諸式モ取調テ有リ、妾ハ召仕ニテ、何モ持ヌ者ヲ俄ニ妻ニスル故、妻ノ儀式ヲ調トテ、色々ヲ新ニコシラヘルニヨリテ、夫ノ身上ノ害ニ成、大身小身如レ此、又其妾ノ親類下賤成ヲ取立、大身ニシ國政ヲ亂ルモ多也、妾ヲ妻トスルハ、大形ハ其女ノ我ニ隨ヌヲ本妻トセント兼テヨリ約束シテ、我ニ隨スル類多シ、是妾ヲ妻トスルコトハナラヌコトト云法立テ無故ニ、ケ樣ノ約束ヲスル也、何ニ付テモ禮法ト云コト無ハ悲シキコト也

一　妾ト云者ハ無クテ叶ハザル物也、當時ハ妾ヲバ隱シ者ノ樣ニ仕ル、是習シノ惡敷也、古ヘハ天子諸侯トモニ一娶九女トテ、姪娣迄八人附來ル、皆妾也、何レモ其后之親類ニテ、然モ家來之女也、卿大夫之事ハ見ヘズ、古ヘハ世官ニテ無レバ、其法無成ベシ、去共子無ケレバ妾ヲ置コト通法也、今ノ世ハ表向一妻一妾ト高下共ニ立テ置キ候故、妾ハ隱シ者ニ成テ、却テ色々ノ惡事生ル也、唐律ヲ按ルニ妻ノ次ニ媵ト云者有、是ハ賤敷者ニ非ズ、妻ト左迄替リモ無キ家筋ノ人也、和律ハ此處闕卷ナレバ、事ノ樣知レザレドモ、總體日本之古法ハ唐朝之風ナレバ、替リ有マジ、此媵ハ則古ヘノ姪娣也、兼テ如レ斯人ヲ妾之役ニ付テ、婚禮ノ時ヨリ連行トキハ、此風馴レコニ成テ、本妻ハ嫉妬モ薄キ道理也、又

本妻ノ親類ニテ家來ノ内ヲスル事成バ、人ノ心ハ樣々ナレドモ、先ハ妾ノ惡事薄キ道理也、兼テ餘多設ケ置候トキハ、大好色ノ人ハ格別ノコト、大方ハ男ノ心モ是ニテタルベシ、古ノ聖人ハ人情ヲ察シテ男女ノ間ニ事少キ爲ニ、如レ此ノ禮ヲ立玉フ事也、只今大名ノ家ニ上臈ノ御方ト云モノ有、是古ヘノ媵成ベシ、中頃ヨリ本妻ノ嫉妬ノ心ヨリシテ、夫ノ召仕者ノ樣ニハ今ハセヌ成ベシ、備前ノ松平伊豫守ガ奥方ノ風儀宜トテ、某ガ妻ノ母語ル、若キ時分其家ニ仕ヘテヨク知タリ、女ニテ子ヲ持タル女モヤハリ奥方ヘ仕ヘテ、外ノ女中並ニテ何ノ替リ無シ、只切米ノ少シ宜ト、奉公ノ樂成迄ノコト也、伊豫守ガ奥方賢良ノ婦人ニテ、左樣ノ者ト見レバ殊ニ念頃ニセラレタリ、奥方ニテノ遊ビハ、管絃歌樂手習迄也、三味線筑紫琴抔ハ大名ノセヌ事也トテ堅ク是無ト也、是ハ新太郎少將聖人ノ道ヲ深ク信ジテ、家内ノ宜ク治リタル餘風殘リテ如レ此、去ドモ禮ト云物ヲ立ザレバ、只主人ノ物數奇ト思フコト成故、其風破レタリト承ル、去バ妾ノコトモ禮制ヲ立度事也

一 女中ノ跡目立ラルヽコト謂レ無事也、是モ婿養子ト云フ事有ヨリ混ジテ出來タル事也、去レドモ母有事ヲ知リテ、父有事ヲ知ラズハ禽獸ニテ、田舍ニテ百姓ノ家ニ生レタルテ、無子ヲ竈譜代ト云テ、殊ノ外陋ムルコトニスル成ニ、如レ此恥辱ナル態ヲシテ、御旗本ニ列スル樣成コトヤ可レ有、慈母ト云テ子無女ヲ母分ニスルコトハ有事也、右ノ女中ノ親類續アル人ヲ、御旗本ニテモトヨリ祿有人ノ中ニテサガシテ、其人ノ母分ニシテ、法事ナドハ其家ニテ取行セ可レ然コト也、其女ノ苗氏ヲ名乘ラセテ迹

目ト號スルコト、有間敷コトナリ

一　比丘尼ニ成タル女中ニ御扶持方下サレ、別居サスルコト有間敷コト也、女ハ男ニ便テナラデハ居コトナラヌ者也、女ノ比丘尼ニ成コト而弱キ者ナレバ、只當坐ノ義理ニ搦ラレ出家スレドモ、後ニハ後悔スル類甚多、古モ宮人ヲ嫁スルト云コト、仁政ノ一ニシテ有コト也、人々所ヲ得ル樣ニトスルヲ仁政トスル故也、大形ハ法體ヲ御免不レ被レ成、相應ニ縁付ルコト然ルベキ也、年寄タル女中バカリ法體ヲ御免被レ成テ、其親類ニ御預差置ルベキ也、京都ノ女中抔ナラバ京都ヘ御歸シ、永ク親類ニ御預ケ可レ有事也、女ヲ別居サスルヨリ惡事ハ生ズルナリ

一　檢校ノ迹目ヲ兩番ニ入ルコト謂レ無キコト也、其初東照宮御小姓盲目ニ成タルヲ、檢校ニ被レ仰付レタルヨリ事起ルト云、夫ハ元來士ナレバ尤ノコト也、其ノ以後只御扶持ヲ被レ下タル檢校ノ嗣迄ハ濫吹也、座頭ハ其弟子ヨリ金ヲ取テ、夫ニテ渡世スル者ナレバ、畢竟乞食ニ似タル者也、御扶持方ヲ被レ下御側近ク召仕ルトモ、唯坊主抔ノ格可レ成、檢校ハ紫衣ヲ着スル故、高位也ト思テ、不學成御老中抔ノ料簡ニテ、兩番ヘ入ルコトニシタル可レ成、出家ノ紫衣ヲモ官位ト思ハ文盲成コト可レ成、紫衣ハ何レモ平僧ニテ、衣ノ色ヲ御免有ト云迄ノコト也、マシテ檢校ノ紫衣ハ、夫トハ間ノ有ルコト也、檢校勾當ト云フ名モ官名ニ非ズ、高野ノ檢校モ平僧也、勾當ト云フハ、何ニテモ事ヲ取捌クコト也、勾當內侍ト云モ、內侍ニテ事ヲ取捌ク故ノ稱號也、又座頭ノ元祖ハ蟬丸ト云コトハ、蟬丸ガ琵琶ノ上手成

ト云ヨリ元祖トスルト也、蟬丸ヲ延喜ノ皇子ト云ハ、大成誤也、又蟬丸ヲ盲人ト云、繪抔ニモ座頭ノ裝束ニ書クコト大成僻事也、座頭ノ裝束ハ、僧ノ裝束也、蟬丸ハ目明ニテ、蟬丸ノ丸ハ仲麻呂田村丸ノ丸ト同事ナリ、俗人ノ名也

一 丸橋忠彌ヲ訴人シタル者ニ、今モ御奉公不レ被ニ仰付一ト云事ツマラヌコト也、總ジテ武家ノ風俗ニテ、訴人ヲスルヲ大ナル臆病トスル、夫ハ己ガ有ニ意趣一人ヲ討果スコトハ命ガ惜ケレバ、其人ノ惡事ヲ訴人シテ上ヨリ殺サスル故、臆病トスルコト也、忠節ノ訴人ハ其ニ混ズルコトニ非ズ、去ドモ愚ナル風俗ニテ何ノ差別モ無、兎角訴人ハ臆病ノ所爲ト云ヨリ、武家ニ不レ限、町人百姓モ訴人ハセヌコトニ覺テ居、依レ之其時分何レモ我ヲ立タルコト故、刀ヲ一所ニ不レ置ヨリ喧嘩ヲ氣遣ヒ、其時ノ御老中ノ申付タルヨリ今ニ至ル迄、御奉公不レ被ニ仰付一可レ成、總ジテ訴人ヲ臆病ト云ハ、私ノ義理也、右ノ訴人ハ大成忠節也、戰國ノ時分ハ幾人モ可レ有、何レモ皆忠節ニ立テ、其子孫今ニ大名ニモ、御旗本ニモ可レ有、總ジテ私ノ義理ト公ノ義理忠節トハ食違者也、國ノ治ニハ私ノ義理ヲ立ル筋モ有トモ、公ノ筋ニ大ニ違テ有レ害事ニ至テハ、私ノ義理ヲ立ヌ事也、忠彌如ノ事ハ此以後トテモ必有間敷コトニ非ズ、御僉議有テ御奉公被ニ仰付一可レ有コト也

一 喧嘩兩成敗ノコト當時ノ定法ニテ、聖人ノ道ニ叶ヘリ、但聖人ノ法ハ兩成敗ニセズ、罪ノ有無ヲ正シテ、討タル人ニ罪無キ時ハ、討レタル者ノ子ヲ四夷ノ地ニ移シテ、敵討ヲサセヌ樣ニスルコト也、

是ハ父ノ讎ニハ共ニ天ヲ戴カズト云ヲ立テ、四夷ノ地ハ天子ノ御持場ハヅレニテ、天下ノ外成故、四夷ノ地ニ移スコト也、去バ喧嘩ハ兩成敗ニハアラザレドモ、五倫ノ道ヲ重ク立テ敵討ヲ許ス故、敵討ヲサセヌ爲ニ如レ此、委細成仕形有也、當時兩成敗ト云フハ、片々ヲ生シ置ク時ハ、敵討絶ヌニヨリテ如レ此御定有モ、五倫ヲ重ク立テ敵討ヲ許ス子細成故、聖人ノ道ニ叶也、異國ノ律ノ捌、日本ニテモ律ヲ執行ヒタル時ハ、敵討抔云コトヲ立ズ、其子細ハ人ヲ殺タル者ヲバ、公儀ヨリ是ヲ殺故敵討ニ不レ及、罪ノ有無ヲ糺シテユルシ置ルル人ハ、公儀ヨリ許シ置ルル故、是ヲ討ハ常ノ人殺ニ成テ、其敵討タル者ハ却テ死罪ニ成也、如レ此立ル事ハ公法ヲ丈夫ニ立テ、五倫ノ道ニ不レ構、私ニ人ヲ殺ス事ヲ強ク戒タル仕形ニテ、郡縣ノ世ノ治如レ此、當時自ラ封建ニ成タル故、國々ハ公儀ヨリ御構無ク、諸大名面々ノ治也、五倫ノ意ヲ大切ニ立ザレバ不レ叶事成故、郡縣ノ法律ノ捌ハ、當時ニハ用ヒ難ト可レ知、是ニ付テ喧嘩ニ相手ヲ切殺シタラバ、其殺シタル者切腹仕テ、兩成敗勿論ノ事也、雙方手負タラバ、脇ヨリ取スクムル事イカヾ可レ成、殿中ナラバ取スクメテ雙方切腹タルベシ、私宅ナラバヤハリ働カセテ、一方生タル者切腹メルベシ、其者其場ヲ立去ラムトセバ、掛付タル者カラメ捕トナリトモ、討捨ルトナリ共可レ仕事ナリ、口論計リニテ未ダ拔放サヾル內ナラバ、取スクメテ申直ス事尤ノ事也、喧嘩兩成敗ト法ヲ立ルカラハ、手負ヲ活シテ切ラズ、詮議スルニ及バザル事ナリ、罪ヲ詮議スルコトハ理非ヲ立ル仕方也、兩成敗ト云ハ理非ヲ立ヌ仕形也、此段相違ナリ、武士タラム者喧嘩シテ、手負タル上ニテ

活テタマリ居ベキ様無、當時ノ島津鍋島抔ニテハ、既ニ拔放シタル上ハ、手ヲサヽズ仕合ヒサスルト云、尤ノコト也、扨又人ニ拔懸ラレテ其場ヲハヅシ相手ニナラヌ者ヲ、武家ノ風俗ニテ臆病者ト云コト如何可レ有、是ハ元來戰場ニテ士卒ノ逃ルヨリ、軍ハ負ニ成コト故、逃ルヲ臆病ト立テ、平日ニテモ逃ルヲ臆病ト云コト也、去ドモ是ハ葉武者ヲ大將ノ仕込デ、ケ様ニ癖ヲ仕タルコトニテ、夫ガ風俗ニ成タル也、戰場ハ公ノ忠義也、喧嘩ハ私ノ鬪諍也、場所格別ノコト也、其上志有ル人、大キ成望ミ有人、忠義ヲ重ンジ主人ノ御用ニ立度ト思フ人ハ、喧嘩ノ相手ニ成間敷也、韓信ガ人ノ股ヲクヾリタル例モ有也、木村長門ガ坊主ニアタマヲハラレテ堪忍シ、仙臺ノ政宗ガ乘松又四郎ニ頭ヲハラレタル類ヒ、何レモ臆病トハ云ベカラズ、尤臆病ニテ其場ヲハヅス人モ有ベケレドモ、委細ニ其僉議ハ難レ成事也、畢竟私ノ鬪諍ハ、公祿ヲ食者ノ上ニハ大義ヲ忘レタル筋成バ、賞翫スベキコトニ非ズ、肝心ノ戰場ニテモ逃ルコト無ニ非ズ、軍ノ詞ニ引ト云ハ、逃ルト云コトヲ忌デ名ヲ付カヘタル迄ニテ、畢竟ハ逃ル也

一　博奕打ノ捌キニ異國ノ律ハ引キ難シ、今時ハ博奕打ニ通リ者ト云者有、大形强盜ト同樣成者也、仲間有リテ仕組ヲシテ、人々ノ金銀ヲ取ル様ニシ、勝タル者ヲバ殺ス也、當時捨物ト云物有リテ、殺シタル人ノ知レヌハ、多クハ右ノ通リ者仕ルコト也、田舍ニ究テ多コト也、公儀ヨリ御僉議有バ田舍ヘ逃行、詮議靜マレバ又歸ル、其仲間ハ遠國ト通ジテ一枚成者ニテ、假令知人ニテ無トモ、他國ニテ

モ仲間ニ仕ル男達ヲ第一ニスル者也、强盜ノ所作ト替ナシ、律ニ云タル兇徒ト云物也、死罪ユルシ難シ、其通リ者ニ欺レテ博奕ヲ打タル者ハ、律ノ捌ニテ相當可ㇾ成、當時過料ヲ取ラル、コト甚誤レリ、宿賃金銀ヲ自由ニ仕ル者ヨリ過料ヲ取ハ、博奕ヲユルシテ運上ヲ取ルガ如シ、博奕打ノ知レ憎キハ、宿ヲ能出ス物也、又仇ヲ仕ル者也、是ニヨリテ町人ハ恐テ又悅コト也ト可ㇾ知、又淺草ノ御藏前、小田原町ノ河岸ニ競ヒ組ト號スル者有、黨ヲ組濫レ步行者也、仲間ヲ立仲間ノ引ケヲ取ハ、意趣ヲ返ス故、平人ハ甚恐テ奉行所へ不ㇾ申出、是等モ律ニ謂ル兇徒也、重ク可ㇾ制事也

一　夜討辻切追剝ハ皆强盜也、古ヨリ律ノ掟ニ謀反叛逆ノ次ニ必强盜ヲ出スコト、何故ナレバ强盜ヨリ一揆ハ生ズルコト、歷代ノシルシ皆如ㇾ此ナル故也、當時ノ御役人文盲ニテ、古今ノ事跡ニ疎キ故、强盜ノ甚重キコトヲ不ㇾ知、此詮議疎カナリ、律ノ掟ニ强盜ノ罪ハ、首從ヲ分タズ皆斬罪ナリ、聖人ノ法ニモ人ヲ貨ニ殺ス者ハ、罪死ヲ免サヾルコト也、此類ノ者ハ永引テ御僉議有バ、江戸ヨリ田舍へ逃行、田舍ヨリ他國へ逃行ク、嚴敷御詮議有度事也、田舍ニ武家居住セザル故、兎角御仕置ハ江戸計ノ樣ナリ

一　大名ノ潰タル時、跡ノ江戸屋敷ヲ引拂フコト餘リ火急成事也、近比水野隼人正ガ節ノ事承リタルニ、家中ノ下々盜ヲシ、財寶ヲ捨賣ニシ、町人ドモ押込不法成體故、迹ヲ御預被ㇾ成タル親類ノ家來、槍ノ鞘ヲハズシ町人ヲ制シタル樣子抔、御城下ニ有間敷次第也、隼人正ガ養母巢鴨ノ屋敷ヨリ、松平

安藝守ガ下屋敷ヘ引取シガ、某ガ門前ヲ通タルヲ見タルニ、粗相成乘物一挺ニ、供ノ女共ハ皆跣足ニテ、シカトシタル侍モ不レ附、長持ヲ荷ヒタル棒ハ、生木ノ杉ノ枝ヲ卸シタル計也、夜具蒲團樣ノ物モ何ニモ包マズ、物ニモ入ズ、細引ニ引カラゲテ持タル樣子、殊ノ外ニアワタヾシク取亂シタル體也、隼人正ガ妻ヲ戸田釆女正ヘ引取タルハ、舟ニテ夜中ニ引取タル故、見苦キコトハ無リシト云、是ハ兩家ヨリ迎ニ參タル者ノ才不才ニモヨルベケレドモ、總體餘リ火急成コト也、是ハ昔主人ノ潰レタル跡ニテ、其家來ガ籠リタル事有シヨリ、火急ニ屋鋪ヲ引拂コト上ヲ敬ノ筋也トテ、其潰レタル人ノ親類ノ下知シタルガ例トナリ、如レ此仕來リテ法ノ樣ニ成タリ、上ヨリモ今ハ下知スル可レ成、去共昔ハ諸大名ノ江戸宅ハ、何レモ當座ノ旅宿ト不斷心得居テ、陣小屋ノ心持ニ覺タル故、今ニ大名ノ長屋ヲバ小屋ト云習スコトナレドモ、今ハ江戸勝手ノ家來多ク成常住ノ宅ノ如シ、大名ノ妻女モ昔ハ殊ノ外ニ甲斐甲斐敷取廻シタレドモ、今ハ無レ左、當時ニ至テハ其家內ニ御惡ミ無レバ、今少寛ヤカニ有度者也、但シ其潰タル大名ノ家財ノ內、弓、鐵砲、借具足抔ハ親類ノ方ヘ改預リ置、後ノ被二仰渡一ヲ待テ上ヘ伺ヒ、其親類ヘ下サルル共、又小身ニテモ嗣ヲ立タル人ニ下サルル共、又上ヘ召上ラルヽトナリトモ可レ有コト也、其子細ハ右ノ類ノ武器ハ、大名ノ國ヲ守ル道具ナレバ、後室ノ物ニ可レ成樣無、町人ヘ可二賣拂一物ニ非ズ、又家來ハ浪人スルナレバ、家財ヲ分散シテ取スベキモノニ非ズ、家來ノ自分所持仕タル弓矢、鐵砲、具足モ、主人ノ親類抔ヘ右ノ品々ヲ取ソロヘアヅケ置テ、迹ノ被二仰付一濟デ後其

主々ヘ可ㇾ返事也、但シ鐵砲ハ浪人ノ所持スベキ物ニ非レバ、其親類方ヘ可ニ買取一如ㇾ此法ヲ立バ、家來ノ取籠ルニモ氣遣ハ有マジ、サレバ屋敷ヲ引取コトハ相應ニ寛ニサスベキコト也、城ヲ請取節モ右ノ類ノ武器ヲバ、城ヨリ出シテ城受取人ニ相渡シ、其後城ヲ引渡スベキコト也、尤城付ノ道具ハ引渡ス事ナレドモ、其外ノ武器ハ其沙汰ヲ不ㇾ承及一故ニ、爰ニ記ス、國ヲ守ル武器ハ大名ナラデ不ㇾ入事也、其家潰ルヽカラハ公儀ヘ悉ク上ルベシ、外ノ家財トハ各別ノ者也、町人百姓ニ賣渡スコト曾テ有ベカラザル事也、異國ニテハ三代モ後世モ藏甲ト云テ、甲冑ハ公儀ヘ納置テ、合戰ノ度々ニ渡シ、歸陣シテハ又納ル事也、日本ノ古モ同ジコトニテ、津ノ國ノ兵庫ハ、神功皇后三韓征伐ノ武器ヲ收メタル所也、武藏ノ秩父ハ日本武尊東夷征伐ノ武器ヲ納タル所也、武家ノ世ニ成テハ人々所持スルコトナレドモ、大名ノ潰レ跡ハ右ノ如可ㇾ成事也

一　大坂在番ノ御番頭モ、御城中ニテ病死スレバ、其夜中ニ家來ドモ御城中ヲ引拂事定法也ト承ル、是又イカヾ可ㇾ有、諸大名ノ家中モ江戸屋鋪ノ內ニテ病死仕レバ、其夜中ニ送リ出ス、是モ右ノ法ニ準ジタルナリ、人ニハ頓死モ有モノ也、死後三日ハ葬ラズ可ㇾ置事也、死スルト其儘其死骸ヲ送リ出スコト人情ニヲイテ死ヲアハレム道ニ缺タリ、大坂ハ御城ナレバ、江戸ノ御城ニテ死人モ、病人モ其儘御城ヲ下ルニ准ジテノコトカ、總ジテ城ト云モノハ、元來戰ヒノ爲ニ設ケタルコト成バ元來死ヲ可ㇾ忌場所ニ非ズ、江戸ノ御城ハ御座城成バ尤ノコト也、大坂モ御城ナレドモ、不斷御座所ニテハ無ケレバ階

級可レ有コト也、其上江戸ニハ御城外ニ面々ノ居屋敷有バ、夫ヘ下ル也、大坂ハ直ニ寺ヘ遣シテ葬ル成バ、人情ニヲイテカゲタル也、且又主人死スル上ハ、主無キ家來ノ御城内ニ差置難キト云コトカ、外ノ御番城ハ家來計ニテ守ラスルモ有ル也、相番ノ番頭預テ下知セバ、苦シカル間敷コト也、總ジテ大坂在番ハ餘ニ法嚴敷テ不レ宜樣ナリ、都テ人ハ唯居ラレヌ物ナリ、御番所ハ各別、面々ノ小屋ニテハ、一調獨吟ノ謠ハ苦シカル間敷コト也、笛又ハ樂等ノ笙篳篥抔覺ヘタラン人ハ、是又苦シカルマジキコト也、然ルニ一切ニ鳴物ヲ禁ジテ忌中ニ似タルモ不レ宜コトナリ、御番衆鳴ヲ靜メテ不斷ニ居ルユヘ、食物ノ物入夥シ、或ハ博奕抔仕ルコトニ成ル也、總ジテ大名ノ屋舖ニテモ餘リ法嚴キ家中ハ、必博奕淫亂ハヤルモノ也、且又大坂ニテハ下々ノ欠落常ニ有コト也、欠落ハ大方ハ御城下ヘ出テ、定ノ刻限ニ歸ラヌ故、直ニ欠落ニ成也、又行方知レズ失ルコトモ有、大方ハ博奕抔ノ意趣ニヨリテ、海ヘ突落シテ殺ス可レ成、又欠落シタル者ガ十日計リモ過テ、又御城内ヘ來リ、其マヽ又何方ヘヤラン行コトモ有リト承ル、不思議千萬成事也、畢竟御堀ヲ越可レ來樣無シ、御門ヨリ出入仕ルカ、御城中ニ隱レ居ルカ、此二ツニ出ベカラズ、總テ餘リニ法嚴ク、一事アレバ詮議六カシキ故、面々ニ事ノ無樣ニト心得ルコトヲ御番衆ノ傳授ニ仕ルコトニテ、カクノ如クノコト却テ知レズト見ヘタリ、法ヲ末ニテ嚴ク仕テ、元來法ノ立樣ニ行屆ヌ所有レバ、必如レ此ナルモノ也、大坂御番ニ限ラズ、當時ハ何方モイヅ方モ皆如レ此心得可レ有事也

一　刑罰之事、古ヘ三代之時墨、劓、剕、宮、大辟之五刑ヲ極刑トシテ、五刑ヲ一等宥ムル時流罪也、五刑ノ疑シキハ贖コト也、又罪隷ト云コト有テ、是後世之徒罪也、笞杖罪ト云ハ此時ハ無キ事也、漢ノ文帝ノ時ヨリ墨劓剕宮ノ肉刑ノ代リニ、笞杖ヲ用ヒテ笞數五百ニノボル、罪重ケレバ千ニ及ブ、徒罪モ重キハ十年ニ及ブ、此時ハ笞ト徒流ト各當リ前有テ、強チニ輕重ノ次第ニアラズ、扨又周隋唐ニ至テ、五刑ノ名ヲ笞杖徒流死ト云替テ、輕重ノ次第ト云、夫ヨリ明朝迄モ此通リ也、日本ノ古ヘモ唐律ノ通リ也、當時ニ至リテハ死刑ニ張付、鋸引、梟首、斬罪、切腹有、其次ハ流刑也、古ヘハ遠流、中流、近流ノ三品有リ、當時ハ八丈島ヲ遠島ト云、古ヘハ其罪人ノ古鄉ヨリ遠近ヲ分ケテ、遠流、中流、近流ト云ヒタルコトニテ、或ハ備後、出雲、土佐、伊勢、尾張、上總、伊豆、常陸、上野、陸奥出羽等ヘ流サレタルコト有、大島八丈島ハ江戸ヨリハ遠流ニテハ有間敷也、大島ヨリ船ニテ鯛ナド賣ニ來ルト云商人入込デ、島ト云樣成事ニテハ無ト也、八丈島モ殊ノ外近ケレドモ、近ト云コトハ島代官ノ秘スルコト也ト云、殊ニ安樂成所成ヨシナレバ、遠流ト云コトニハアタル間敷也、當時近流、中流ト云コトノ無キモ、戶籍ノ法不レ立、人ノ心儘ニ日本國中ヲ、何方ヘモ先ヨリ先ヘ歩行キ居住スルコト成世界成故、近流、中流ト云コトハオノヅカラ絶失タル也、源平ノ比新大納言成親卿ノ備後ニ流サレ、妙音院殿ノ土佐ニ流サレ〆ル類、武士預リテ守護シタルハ貴人成故成ベシ、賴朝文覺ガ伊豆ニ流サレ、伊勢三郎ガ父ノ上野ニ流サレタル類ハ、武士ニ預ケラレタル樣ニモ無コトハ、此時分迄ハ戶籍ノ法有故、

自由ニ他國ヘ行コトナラヌト見ヘタリ、七八十年以前迄ハ庄内最上ヘ流サレタル類有、是ハ流罪ト名ヲ附タル迄ニテ、大形ハ當時ノ御預ケ也、流罪ノ次ハ御預ケ也、是ハ大方貴人ニ有コトニテ、古ノ中流近流ニモ當ルベシ、嚴シク番ヲ付テ一間成所ニ置、刄モノ抔ヲ與ヘズ、又預リ主ヨリ隨分馳走仕ルハ貴人成故也、大名ノ家來抔ノ御預ニ成タルハ、心儘ニ放シ置テ、其預主ノ國中ヲ出サヌモ有ハ、彌古ヘノ近流、中流ノ樣也、出家、大名、御旗本抔ヲ遠流ニサセラル、コトハ、其身ノ罪計ノ事ニ非ズ、其親類ニ歷々モ有故、日本ノ外成通路モ希成所ヘ遣シ置テ、恥辱成目ニ逢タル有樣ノ聞ヘヌ樣ニ仕テ、其親類ニ無念ト思ハセヌ仕方也、輕キ者ヲ當時流罪ニ被ニ仰付一コト事ノ情ニ合ヌ樣也、町人百姓ニテモ分限成輩ニ艱苦サスル事、刑ニモ當ルベシ、輕キボテフリ水吞百姓ノ類ハ、此方ニテモ元ヨリ流人同前ノ境界也、艱苦モ常也、大島八丈島抔ヘ行ケバ、江戶ニ有シ時ヨリモ仕合宜キ類多シト承ル、當時ハ何事モ名目計ニテ、刑モ實事ニハ當ラヌ樣也、流罪御預ノ次ニ牢下シ、改易追放ノ類有、牢下シト云コトハ、異國ノ律ニモ日本ノ古ヘモ無事也、牢舍仕ル事ハ罪ノ僉議未レ濟內ノ事也、久ク牢ニ置ル、事ハ、淹囚トテ却テ刑罪ヲ司ル官人ノ罪也、其子細ハ賂ヲ取又ハ私ノ怨有テ無理ニ落シタレドモ、實ニ可ニ申付一罪無故未詮議仕ル事濟ヌト名ヲ付テ牢ニ入置、牢死サスル事多キニヨリテ、官人ノ罪ニ成也、又公事ノ裁許ニ心ヲ不レ用、ブラツイテ延引ニ及モ有、何レモ其官人ノ罪ニ成事也、又罪人ヲ牢ニ入置、ヒタ物問テ人ヲ多クサヽスル事有、是亦律ノ禁ニテセヌ事也、是ハ當時モ有ルコト也、律ノ戒ノ如ク

不宜事也、去ドモ當時ハ牢舍多ク、久ク牢舍スレバ、牢ノ内ニテ名主ニ成ト云コト有間敷事ノ第一也、當時奉行ノ取捌唯コラシメノ爲ニ、流罪ニモ牢舍ニモ仕テ、ヒタモノ其親類ニ訴訟ヲサセテユルスト云コト通法ノ樣ナリ、是ニヨリテ訴訟スル人無レバ、自ラ遠流ニテ果、又ハ牢下シニ成也、御先先前御代ニ或百姓生類ヲ殺シタル罪ニテ縛ラレタルヲ、其下女ノ十三歲ニナリタルガ繩ヲ解テ逃シタルニヨリ、其下女ハ牢舍ス、百姓ノ譜代ナレバ、親類モ無ク、訴訟仕ル人無、牢ニ二十年計居タル時、或人罪有テ牢舍ニナリ、牢ノ内ニテ洗タク抔致シ哭タル故、子細ヲ問ヘバシカ〳〵ト答フ、右ノ人出牢仕テ後、彼下女ヲ訴訟シテ女モ免サレタレドモ、牢ニ二十年計リスミタル故、女ノ業ヲ何モ知ラズト云コトヲ此七八年以前ニ承ル、古ヘノ法ニ刑罪ヲ司ル役人ハ、流人、徒罪人、獄囚等ノコト罪ノ輕重ヲ委細ニ帳面ニ記シ置、時々吟味仕テ、訴訟仕ル人無トモ、時節ヲ考ヘ申立テ免ス事古法也、當時ハ何レモ治メト云事ヲ不知、何事モ下ヨリ不申出バ、構ハヌヲ立テ派トスル故、兎角ハ訴訟ヲサスルコトニ成テ、如此不埒有也、大赦ニテ罪人ヲ免スモ、上ノ御慈悲成故、訴訟ノ有無ニ構ハズ、罪ノ輕重ヲ役人ノ役ト仕テ吟味シテ免スコト古法成ニ、當時ハ兎角寺ヘ賴ミテ訴訟ヲ仕テ貰コト成故、上ノ御慈悲トハ不思、佛法ノ御影也ト思フ也、異國ニテモ日本ノ古ヘニテモ、大赦ハ目出度時節ニ行ハル事成ルニ、御他界御年忌ノ節ナラデハ無之事、下ト上ト悅ヲ共ニスル事ハ失果テ、上ノ悲ヲバ下ハ悅候樣ニ成行コトハ、立樣未熟成故也、且又御旗本ノ牢舍仕ル事、古ハ承リ及バザル事也、罪有テ御

僉議ノ内ハ、輕キハ親類ニ御預ケ、重キハ大名ニ御預ケ也、然ニ御先々前御代ノ頃ヨリ御旗本ノ牢舍多シ、此段如何有ベキ、御詮議未決ノ内ハ、罪名未レ極バ牢舍ハサス間敷事也、御旗本ヲ下輩ニ會釋ヿハ、公儀之御恥可レ成、其親類ノ身ニ成テモ恥筒敷事也、ヒタ物ニ恥ガマシキ目ニ逢、馴レコニナレバ後ニハ恥ヲ知ラヌ事ニ成ル物也、人ハ會釋ニヨリテ善モ惡クモ成コト成ニ、御役人ノ心附ヌハ悲敷事也、扨改易追放ノ事古代ニハ無キ事也、戸籍ノ法立時ハ、改易追放ハナラヌ事也、右ノ中流、近流ノ上ニ、御暇被レ下テ所々御構有ト、御構無テ御扶持方召放サル丶ト、是ニテ罪ノ階級ハ可レ有也、追放ハ元來戰國割據ノ時ノ法ニテ、其時分ハ流罪ト云事ナラヌ故、其代ニ仕タル事也、當時太平ノ代ニ此法有故、遠國ノ追放人缺落人ト御城下ニ集ル故、御城下ハ自ラ惡人ノ津ト成也、戸籍ノ法立時ハ、何レノ國ニテモ親類知人ノ添ヘ狀ナケレバ、其所ニ不レ構置ク事ナラヌ故、改易追放ハ差サヽユルコト也、古ノ流罪ニ追立ノ官人ト云コトノ有ヲ見レバ、今ノ追放ハヤハリ流罪ノ仕形ヲ、戰國ノ時仕替タル者ト見ヘタリ、且又百姓抔ハ田宅ヲ沒收シテ、ヤハリ其所ニ置テ水呑百姓ニセバ、追放ニハ及間敷コト也、田地モ持ヌ百姓、輕キ町人ハ何方ヘ行テモ同樣成物ナレバ、追放ハ何ノ詮モ無コト也、追放ト云事有ヨリ、世界ニ惡人ハ絕ヌ事成レバ、徒罪ヲ立テ追放ハ止度コト也、徒罪ハ三代ノ古モ、異國ノ後代モ、日本ノ古モ有レ之コトニテ、此法無時ハ死罪流罪ノ次ニ階級ナク、取捌キニ足ラヌ所有ト可レ知、米ヲツカセ、籾ヲコナサセ、繩ヲナハセ、草履ヲ作ラセ、薪ヲ取ラセ、荷物ヲ運バセ、車ヲ引セ、其外普

請胴突拆其外ノコトニモ召仕フコト也、年數ノ定二階級有故、罪ノ階級幾段ニモツク也、戸籍之法、度牒之法立時ハ、通行ベキ先ナク紛レモナシ、中興ヨリ戸籍之法、度牒之法破レテ、此法モ破レタリト見ヘタリ、但三代ノ古ヘモ、又唐朝之法ニモ、日本ノ昔モ、官人ニハ徒罪ナシ、唐律ニ官人ノ罪ニ、徒罪ニ當ルハ官當ト云コト有テ、官ヲ一階ヅツ奪ツテ、是ヲ徒罪ノ代リニ仕ル也、其仕方ハ始ニ居所官ヲ奪フトテ、當官ヲ取上ル也、任官叙位ノ時、綸旨位記一度〳〵ニ有ルコト成故、是ヲ一階ヅツ取上ルニヨリテ、一官奪レテモ迹ニ前ノ官殘リテ有、タトヘバ少將ヨリ中將ヲ經テ三位宰相ニ升タル人、徒罪ヲオカス時ハ、三位宰相ヲ解官仕ル故、前宰相ト名乘コト不レ成、前中將ト名乘ル、又中將ノ綸旨ヲ取上ラルレバ、前中將ト名乘コト不レ成、前少將ト名乘ル、又四位ノ人位記ヲ取上ラルレバ、四位之位田滅シテ五位ノ位田ヲトル類、是官當ノ法也、悉ク官位トモニ奪ヒ盡シタル時、庶人ニ成也、當時武家ニハ役替ニ書物無レバ、此法用ヒ難シ、逼塞、閉門、役ヲ取上ゲ、座席ヲ下ゲ、知行ヲ減シ、御扶持召放サレ其上ニモ大小ヲ取ラルヽト取レヌトニテ、ヤハリ浪人ヲ立ルト、立ル事ノナラヌ差別有、又御カマヒノ場所ノ多少ト、御カマヒ無トノ差別ニテ、階級幾段モ出來テ、是ニテ大方徒罪ノ代リニ成ベシ、扨閉門ト云事ハ、古ヘ看督之長ノ靱ヲカクルト云事ヨリ起ル、官人ノ上ニ有事也、當時町人百姓ニ閉門ヲ申付ルハ、結構過タル仕形也、殊ニ百姓ハ農作並ニ人夫ヲ出スコト公役也、閉門ノ間ハ家内ノ人此業成ラヌ事也、有間敷コト也、サテ過料ヲ出スコト古ノ贖罪也、但シ古ノ贖法ハ、五

刑ノ法ヲ立テ置、夫ニ贖ノ多少ヲ割付置、其上ニテ罪ノ疑シキトキハ贖ヲ出サスル、又八九十ノ老人、十歳以下ノ小兒ト官人ノ笞杖罪ニ贖ヲ出ス事也、且又大分限成民ノ過惡有時、過怠トシテ夥クモノ入ル普請ヲサセテ、贖ハセタル事明朝ニ是レ有リ、先年此方ニテモ、京都ノ町人那波屋ガ奢リノ過怠トシテ、橋ヲ掛ケサセタル事此例也、是等ハ苦シカル間敷コト也、當時ハ笞、杖、徒、流、死ノ沙汰モ無兼テ盛リツケノ定メモ無ク、只當分ノ見計ヒニテ、輕キ民ヨリ過怠トシテ金ヲ出サスルコト、宜カラザル事也、是ハ只金ヲ出サセテコマラセテ刑ニ仕ル仕方、先第一古ニ無レ之事也、扨五刑之定メ無レバ、專ラ金ヲ可レ取爲ニ成也、五刑ノ定メ有時ハ、金無人ハ直ニ其刑ヲ請、金有人ハ金ヲ出シテ詫言ヲ仕ルナレバ、刑法ノ名目立也、其内ニモ尙罪ノ疑敷計リニ用レバ、罪ノ決定仕タルハ、タトヒ金ヲ出シテ詫度思ヘドモ叶ハヌ故、過料ノ沙汰次ニ成リ刑法ノ方重ニ成ル子細ニテ、上ノ御慈悲ニ成也、初ヨリ金ヲ出サスルト云コト、殊ノ外ニ下輩成仕方ニテ、民ノ心ニ服セヌ事也、當時公儀ニテ此法抔ヲ學バルレドモ、下心ニ尤ト不レ存ト見ヘテ、諸大名ニテモ不レ行、公儀之御作法ヲ諸大名之眞似ヌモ宜カラザル事也、此以後諸大名ニテモ、公儀ヲ眞似テ此法ヲ執行ハヾ、遠國ニ至リテハ必不埒可ニ出來、ソノ子細ハ當時諸大名困窮甚シケレバ、必非道ノ過料ヲ可レ取、總ジテ金銀ノ事ニテハ人ノ爭ヒモ恨ミモ出來ル者也、年貢ナドハ昔ヨリハ强モ取コトモ有ドモ、先年伯耆、安藝、肥後ニテハ、年貢ノ事ニテ百姓一揆程ノコト有シト承ル、質地ノ捌、御役人ノカルハヅミニ申出タルコトノ行ハレテ、山

形ニテハ事出來セリ、右ノ過料異國ニモ日本ニモ古例無事成レバ、遠國ノ人ハ必心服ス間敷コト也、當時世界ノ奢リ甚キヨリ諸ノ惡事生ズル故、上ニ儉約ヲ御用ヒ遊サルレバ、御役人ドモハ金ヲ御好ミ被レ成ト了簡仕タルヤラン、不レ宜コトヲ申立執行事有也

一　鶴取ヲ張付ニ掛ルト云ハ、大形ハ大閤秀吉公抔ヨリ起タルコト成ベシ、年始ニ禁裏ヘ鶴獻上ト云コト有ヨリ、重取捌ト成シト見ヘタリ、サレドモ非法ノ制也、嚴有院樣ノ御母公樣ノ御事モ有レバ、彼代ニ此法ハ御停止可レ有コトナリシヲ、御老中抔ノ了簡ノ着ヌ可レ成、水戸ノ義公ノ時、水戸ニ鶴取有テ御耳ニ立タレバ、重キ御法ヲ破リタル者ナレバ、御自身御成敗可レ被レ成トノ上意有シヲ、夫ヨリ折々申上レドモ、何カト隙入ニテ延引ス、後ニ頻ニ伺タレバ、サラバ切ン御庭ニ引廻セト有テ、御自身刀ヲ取テ二三度切ラントシ玉ヒシガ、刀ヲ捨テ内ヘ入セ玉フヲ、其後又ウカヾヘバ、兎角御自身切ラセラルベキトノコトニテ延々シタル内ニ、彼者何方ヘヤラン遁テ事止ヌト承リヌ、英雄寛仁ノ君ノ所爲ハ、復各別ノ御事哉ト感ジ奉ル

一　出家ノ公事ニ出ルニハ、三衣ヲ着セザル事律ノ古法也、公事ハ元來佛ノ制誡ナル上、奉行所ニ出テ俗人ノ捌ヲ受、法ノ通取行スル子細ナル故、衣ハ着セヌコト也、出家ヲ流罪ニモ死罪ニモ申付ル時ハ、度牒ヲ收擧テ、還俗サセテ後申付ルコト也、出家ハ徒罪、流罪等ニ申付ル法無キ故、還俗サスルコトニテ、還俗ノシルシニ度牒ヲ取上ルコト也、當時脱衣追放ト云事アレドモ、脇ヘ行テ心儘ニ衣ヲ

着ス、出家ハ住所ヲ定メヌ者ナル故、追放ニモ困ラヌ者也、寺法ニ背ク時ハ寺主ヨリ一寺ヲ擯出スルト、宗門ニ背クトキハ、一宗ヲ擯出スルト、一派ノ法ニ背ク時ハ、一派ヲ擯出スルト、國主ノ法ニ背ク時ハ其國中ヲ追出ス事ハ有事也、六十餘州ハ皆公儀ノ御領分成ニ追放ト云コト元來聞ヘヌ事也、度牒ヲ奪テ還俗サセテ、本在所ヘ返シ民トスベキ也、其ヨリ輕キハ、律ノ古法ニ百日苦使ト云コト唐律ニモ有、百日ノ間困メ使フ事也、是ハ仕方有ベシ、夫ヨリ輕キハ退院サセ、或ハ綸旨公帖ヲ奪テ平僧トスル仕方可レ有、出家ノ淫行ヲ張付ニスルコト餘リニ過タル刑也、還俗サセテ徒罪タルベシ

一 出家程公事ヲ好ム物ハナシ、第一死罪ニアフ氣遣ナシ、妻子ノ足手マドヒナシ、元來住所ヲ定ヌ者ナレバ、追放ヲ悲シマズ、法問談議ヲ仕ナレテ、理強ク我慢成者也、扨出家ノ公事ヲ能捌テ國家ノ治メノ益ニナラズ、惡敷捌テモ害ニモナラズ、詮モ無コト多シ、本末ノ公事、曹洞宗ニ多キコト也、勸請開山ト云コト有ヨリ起ルコト也、勸請開山ト云コトハ、元來公事ヲ巧ミテ仕置タル事成バ僞リ也、宗派ノ祖師ノ御影ヲ其寺ニスエ置事ハ可レ有、住持モセヌ人ヲ第一世ニ仕ル事有間敷事也、第一停止可レ有事也、臨濟派ハ宗派ヲ堅ク守リ、同宗派ノ寺ヨリ外ヘ直ル事ナラズ、何レノ派ヨリモ本寺ヘ輪番仕ル故、寺ノ高下ニ不レ構、僧臘次第ナル故ニ公事少シ、曹洞宗ハ伽藍相續ト云事ヲ仕テ、宗派亂レ居ル故、寺々格ヲ守リ僧臘ニ構ハズ本寺ヘモ直ル、是ニヨリテ寺法ノ害ニ成也、總ジテ寺ヲ爭ヒ金銀ヲ貯フコトハ佛法ニ背ク事成バ、公事ニハ勝タリトモ、綸旨公帖ヲ奪フテ平僧トスル事也、其負タル出

家ハ徒刑タルベシ、斯テハ自ラ出家ノ公事少ク成ルベシ

一　度牒再興セズンバ、出家ノ治ハ難レ成カルベシ、古ハ三戒壇ナレドモ、今ハ諸宗各別ニナリタル故、一宗〳〵ノ本寺ニ戒壇ヲ立テ、夫ヨリ度牒ヲ出スベキコト也、第一僧ニ紛者有マジ、出家ノ數モ減少スベシ、戒律ノ方ヨリ出家ノ奢モヤミ、殊勝ニ成ベシ、但戒律ヲ律宗ノ如セバ、諸宗ニ通用シ難シ、律宗ノ規則ハ佛制ナレドモ、時代ノ風俗殊ノ外ニ替リ國モ別ナルヲ、只形計ヲ守タル者故却テ僞多シ、只當時ノ風俗ニ合セテ大乘戒ヲ用ヒ、奢ヲ靜メ僧ノ惡風ヲ止ルコトヲ主トスベシ、是ハ學德有ル僧ヘ御相談有テ取立サセ、其僧ヲ早ク越テ本寺ヘ住持ヲサセ、國師、禪師、僧正ニモナシテ導カセタラバ速ニナホルベキ事也、總ジテ僧ノ治ハ俗人ヨリハ難レ爲、類ノ違タル者故、公儀ノ仰付ニテモ、俗人ノ下知ハ聽ヌ者也、祐天抔ノ樣成僧ハ人ノ歸伏シタル僧ナレドモ、無學ナリシ故僧衆ノ方ニテハ歸伏セズ、學德有テ宗門ノ弊風ヲ正シタキト志シタル僧ヲ可レ用コト也、當時ハ諸宗一同ニ袈裟、衣、衣服ノ體オゴリ甚シ、是ニ依テ物入多キ故、自然ト金銀ヲ集ルコトヲ巧デ非法甚シ、且又年忌ト云コト佛經ニ是無コトナリ、引導シ戒名ヲ附ルト云コト、死人ヲ寺ニ葬ルコト佛法ニ無レ之事也、此內死人ヲ寺ニ葬ルコトハ、御城下ナド葬地無レバ無ニ是非、戒名ヲ附樣殊ノ外ニ濫ニテ、上下ノ階級出來シ世間ノ費夥シ、其外諸宗ノ規則モ今ハ亂レテ、多クハ我宗ニナキ他宗ノコトヲモ、錢取ノ爲ニ執行フタグヒ多シ、是等ハ皆學德アル人ヲ本山ニ住持サセ、其僧ニ皆任ズベキコト也、不學之僧ハ利德ヲ專ラ

トスル者也、學德有僧ハ名聞ノ心有故、我ガ功ヲ立テ宗門ノ中興ト成コトヲ悦デ力ヲ盡スベシ、但二宗カ三宗カ程風俗直ラバ、其外ノ宗門ハ夫ニツレテ直ルベシ、孔子ノ語ニ曰、是ヲ導ニ德ヲ以スト謂ルコト、有レ德人ニ導ビカスルト云コト也、上ヨリ法度ヲ以テ風俗ヲ直サント仕テハ、中々直ラヌコト也、有德人ヲ上ニスヘテ是ニ導スレバ、骨折ラズ直ルコト也、下ノ信服スル人成故、是ニ隨フコト風ニ草ノ靡クガ如シ、天下ニモ行屆カヌ所アル者成故ニ、其上ニ制度ヲ立テ是ヲ守ラスルコトヲ、「齊レ之以レ禮」ト云リ、是一切ノ治メ如レ斯、就レ中僧ハ類違ヒタル者成レバ、如レ此ナラネバ不レ叶事也

一 吉利支丹ト云者、今ハ日本國中ニ有間敷コト也、今ニ類族ヲ吟味スルコト詮モ無コト也、御旗本ニ列スル輩ニハ親類ノ詮議ナシ、大友宗麟、竹中筑後守ガ子孫ナドノ如キ是也、君子ノ澤モ小人ノ澤モ、五世ニシテ絕ルコトナレバ、最初ニ轉ビタル者ヨリ五代立タラバ、平人ニ同ジカルベキ也、又吉利支丹宗門ノ書籍ヲ見ル人無キ故ニ、其教如何ナルト云ヲ知ル人無シ、儒道、佛道、神道ニテモ惡ク說タラバ、吉利支丹ニ可レ紛モ計難シ、是ニヨリテ吉利支丹ノ書籍御庫ニ有ラバ、儒者ドモニ見セ置レテ、邪宗ノ吟味サセ度者也

一 遊行上人ニ傳馬ヲ下サル丶コトハ各別ノコト也、埒モ無者ノ先ヨリ先ヘ着行ハ不レ宜コト也、藤澤ヲ出ル時ノ人數ヲ定メテ一人モ增マジキ事也

一 當時名乘ト云者常ニ呼ヌコト故、幾度モ心儘ニ付替テ同名夥シ、名乘ヲ反スト云コト文盲至極ナ

ルコト、埒モ無コトナルニ、是モ當時ハ作法ノ樣ニ成テスル故、通字ト云コトアリ、性ニ合セ反字ノ佳ヲ用ルト云コト有テ、是ニヨリテ半ハ同名也、名乘ハ實名ナリ、何左衞門何右衞門ナドハ假名也、當時ハ假名ヲ計用ヒテ、名乘ハ假ニナル故右ノ如シ、去レドモ屹トシタル者ニハ名乘ヲ書コト古法ナレバ、今モ分限帳其外上ヘ差出ス書物ニハ名乘ヲ書、假名ハ小ク肩書ニスベシ、同名ヲ吟味スベキコト也、妄ニ更ルコト有間敷也、如レ此ナケレバ古キ日記覺書ナドニテモ、人々ノ名代々同名ナル故、當時幾代先ノ人也ト云コト知レヌ也、埒モ無コト也、世間不學ナル故、何事モ鼻ノ先ニテ埒サヘ明ケバ、後ニモ先ニモ構ハヌト云ハ悲キコト也

一　京江戸大坂伏見抔地子錢ヲ出サヌコト、古法ニ違フコト也、田舍ノ地ニハ年貢ヲ不レ出地無シ、都モ古ハ如レ此、百姓ヨリ計年貢ヲ取テ、町人ニハ取ラヌハ、如何ナル故ニヨリテ、町人ノ會釋ハケ樣ニ結構成コトゾヤ、此起リハ明智日向守ヨリ起ル、其惡例ヲ大閤用ヒ玉ヒテ、大坂ニテモ取ラレズアリシヨリ、江戸モ其通ニ成タリト見ヘタリ、明智ハ主君ヲ弑シタル人也、信長公ハ御當家ノ御味方也、然ニ萬代迄モ明智ガ恩德ニ人々ニ、有難ガラスルコト如何ナル事ゾヤ、又人夫ヲ出スニ、田地ノ高ニテ出スコト無理也、田地ヨリハ年貢ヲ出ス故、外ニ何モ出スベカラズ、二重ニ取ハ非道也、是ハ百姓ノ仲間ニテ年貢ニテモ運ブハ、手前ヨリハコブコトナル故、年貢米ノ多少ニ應ジテ割合ヲスルニヨリテ、田地ノ高ニ應ジテ人夫ヲ聚ル事ノ有ヲ混ジテ、公儀ヨリ當ル人夫モ其法ヲ用ヒタル也、公役ノ人夫ハ

人ノ頭數ニテ、男子ノ二十歲ヨリ五十九歲迄ノ男子ヲ、一年ニ三日ヅヽ使フコト是古ノ聖人ノ法也、唐朝ノ租調庸ノ法ハ又別也、日本ノ古ハ唐朝ノ法ヲ用タリ、去レドモ其時ハ十分一ノ年貢也、今年貢ノ高ク成タルハ、租調庸ヲ一ツニシテ米ニテ取タル成ベケレバ、古ノ租調庸ノ法ハ用ヒ難カルベキ也

一 田地ヲ賣買スル事東照宮ノ御制禁也ト云、是ハ百姓ノ田地ヲ賣テ町人ニ成ルヲ制シ玉ヒシ歟、左無ハ古ノ口分田ノ事ヲ取違ヘテ、其時分ノ學者ノ申タル事可レ成、田宅、家財、奴婢ハ賣買スル事古法也、田宅モ奴婢モ家財ナレバ、貧ニナリテハ不レ賣シテ叶ザルコト也、口分田ト云ハ、古令ノ定ニテ、男子二十歲ニテ公分田ヲ賜リテ、六十一歲ニテ是ヲ返ス、口分田ハ公儀ヘ可レ返物成故、賣買スルコトナラズ、永業田ト云ハ、永ク其家ニ持傳タル田也、是ハ賜タリト雖モ賣買スト云ヘリ、此法ヲ以テ見ル時ハ、百姓ノ田地ハ面々ニ金ヲ出シテ買タル物ナレバ、是ヲウルコト定タル道理也、夫ヲ賣セスト云事甚キ無理也、無理ナル法ヲ立ントスル故、或ハ讓リタル抔ト名ヲ付、或ハ借金ノ手形ヲ拵、種々ノ僞是ヨリ起ル、故ニ奉行モ僞ト知ナガラ、法ヲ立ン爲ニ是ヲ許スコトト成、畢竟ハ民ニ僞ヲ敎ユルコトニ成也

一 鰥寡孤獨ノ者ニハ御扶持ヲ可レ被レ下事也、是ハ畢竟年七十ニ餘リタル者ノ誰モ養フ人無ヲ云也、田舍抔ニテハ二三百石ノ村ニテモ、一兩人ナラデハ無レ之事也、江戶ハ旅人ノ心儘ニ集リタルコトナレバ、ケ樣ノ人多カルベシ、一卷目ニ云タル如ク、悉人返ヲシテ、餘ル人ヲ江戶ノ人ト定テ、其中ニテ

下サレバ多クモ有間敷、一人ニ米一俵ヅヽモ被レ下バ、彼等ガ爲ニハ大成コト可レ成、九十百ニ餘ル人
人ニハ、一年ニ一度程東照宮ノ御祥忌日抔ニ餅ノ一重モ可レ被レ下、是亦養老ノ禮ニ可レ叶、道心者ト云
者ハ、畢竟鰥寡孤獨也、都モ田舍モ下ニテハ相應ニ鉢ヲモ入ル也、其心根ヲ問ヘバ、强チニ佛法ヲ信
ズル許ニモ非ズ、鰥寡孤獨ヲ憲ム心ニテ取ラスル也、下々ニハ如レ此ナルニ、上ニテ其御沙汰無ハ如何
ナルコトゾヤ、御代々ノ御忌日ニ増上寺ノ裏門、東叡山ノ裏門ニテ公儀ノ御役人參リ、一人ニ一升宛
成トモ鉢ヲ御入可レ有事也、文王ノ政ハ鰥寡孤獨ヲ先トスト云、文王ハ善養レ老ト云ヘリ、是等ハ至極
ノ御政道ニテ、上ノ御祈禱ニモ是ニ過タルコトハ有間敷、御役人ノ文盲故如レ斯コトハ取與サズ、一度
ニ子三人生ミタル者ニ米錢ヲ被レ下抔ト云樣ナル、衰世ノ埒モ無故實ヲ執行フコト詮モ無コト也

一　惣ジテ貴人ニハ朋友無コト闕タルコト也、貴人ノ學問モ一切ノ藝モ、大名藝ト云物ニ成テ、一切
ニ蹈込デセヌハ是故也、殊ニ政務ノ道ハ下ノ情ヲ能知ザレバ、行フ處圖ニ中ラザル者也、忍ノ者抔ヲ
遣シテ遠國ノ事ヲ見セ、近習ノ臣ヨリ下ノコトヲ聞モ善樣ナレドモ、人々面々ノ了簡ノ程ナラデハ、
見モ聞モナラヌ者也、軍ノ物見ヲ遣スニ武功ノ人ヲ撰ブ事モ、手前ノ器量程ナラデハ得見ヘヌ故也、
殊ニ人ノ情ニテ下ノ惡キ事計ヲ見出シ聞出シテ申上テ、善事ハ申サヌ者也、サレバ下ノコトヲ見聞ン
トスルニモ心得可レ有コト也、殊ニ御用ヲ承ル筋ノ人ハ、手前ノ申立タキ筋ノ益ニナル樣ナル事ヲ多申
上ル也、依レ之何トシテモ下ノ情ニ疎キコト、是貴人ノ身ノ上ニカゲタルコト也、願クハ養老ノ宴抔ト

名ヲ付テ、六七十以上成人ノ御旗本ノ隱居、儒者、醫者、出家、町人百姓ノ内ヨリモ撰ミ、二ノ丸ナドヘ一月ニ一兩度モ召テ、御料理ニテモ被レ下、餅、酒、菓子抔モ被レ下、物ニ心得タル者ヲ一兩人モ亭主ニシテ話ヲ仕懸サセ、御城下ノコトヲモ遠國ノコトヲモ、埒モ無ク益體モ無コトヲ話サセ、聞シ召樣ニ有度コト也、間ニハ不レ落語ニ落ルト云コト有、無心成處ヨリ事ノ情ハ能知レテ益有コト多者也、埒モ無益モ無樣成コトニ益ハ多者也、古ノ聖人賢君ニハ皆朋友有テ、有レ德人ヲバ君臣ノ會釋ニハ仕玉ハヌコト也、是ヲ布衣ノ交ト云テ、貴賤ノ禮ニ拘ラヌコト古ノ道也、學者抔ニ治道ノコト御尋有ニモ、其仲間ニテ道理ノ詰合ヲサセテ、側ニテ聞シ召スニ益多者也、惣ジテ上ヘ對シテ物ヲ申ハ人々指控無テ不レ叶事也、仲間ニテ詰問ニナレバ、不レ覺遠慮ヲ忘テ云事有者也

一總ジテ御藏ノ御書物ハ、儒者共ニ望次第ニ御借可レ有事也、書籍ハ外ノ物ト替リ兼テ見置カズシテハ、急ニ用ニ立ヌ物也、御庫ニ聚メ置レテモ、見人ナケレバ反古ヲ詰置タルモ同前也、蟲ニ食セテ捨ンハ惜キコト甚シ、外ノ物ハ武具ニテモ皆取出シテ用レバ、早速ニ用立ドモ、書物ハ夫トハ違コト也、軍法并ニ弓、馬、劍術、鐵砲等ノ書家々ノ秘傳等モ、其流ノ人皆跡ヨリ添事ヲシテ、今ハ本ト各別ノ物ニ成タリ、此以後モ復段々添ゴトヲシテ埒モ無成ベシ、漢ノ高祖張良、韓信ニ命ゼラレテ兵書ヲ吟味セラレシコト有、當時家々ノ秘書ヲ御取上有テ御吟味ヲ被レ加、御庫ヘモ一部ヅヽ寫シテ納メ、其家本ト割印ヲ被二仰付一バ、末々迄上ノ御吟味ニ逢タル書也ト、其家ノ規模トモ可レ成、又後ニ添事モ

成間敷也、武藝ノ書ハ武士ノ大切ニスル物ナレバ、ケ樣ニ有度事也

一　軍法並ニ弓、馬、槍、劍等ノ武藝モ、其源六藝ヨリ出タル事ニテ、古今ノ差別和漢ノ相違ヲ不レ知バ、其道明ナラズ、古今和漢ヲ知ルコトハ、學問ニ依ザレバ知レヌコト也、去バ備前、長門ナドノ仕方ノ如ク、學校ノ內ニ武藝ノ稽古所ヲ立テ、稽古サスベキコト也、當時儒者ハ武藝ニ疎ク、武藝者ハ學文ニ心懸ザルコト不レ宜コト也

一　學文ノコト、上ノ御世話ニテ昌平坂、高倉屋敷ニテ儒者講釋スレドモ、御旗本ノ武士ニ聽人絕テ無シ、只家中ノ士、醫者、町人ナド少々モ承ル、此輩ガ爲ニ計リ御世話遊サルヽハ詮モ無コト也、是仕方不レ宜故、上ノ思召ト相違スルト見ヘタリ、第一稽古事ハ、公役ノ稽古ニハ人々勸マヌ物也、家中ナドニモ有コトニテ、某常々見及タルコト也、其子細ハ問返テモ聞レズ、敎ヲ親切ニ受ルコトナラヌ故也、手前ノ信仰ナル師ナレバ、付屆ニ物ヲ入テモ稽古ヲスル心ナレバ、稽古スル也、是人情ノ必有コト也、其上師ハ尊ク弟子ハ卑キ者テル故、師ノ方ニ權ナケレバ、敎ハ成ヌ者也、右ノ如ク講釋所ヘ出テ、役目ニ講釋スルコトナレバ、師ノ方ニ權無シ、是又道理ニ背ク故、敎ノ益無也、昌平坂、高倉屋敷ハ場所惡敷也、只儒者ヲ江戸中所々ニ配リ置、人々勝手次第ニ參ル樣ニ有度コト也、然バ敎ル人モ學ブ人モ勝手ヨキ也、學文ハ公儀ノ勤トハ違テ、畢竟內證ゴトナレバ、勝手ヨクアラネバ成ヌコト也、新太郎少將ハ備前一國ノ身上ニテサヘ、學校ヲ三ケ所ニ立サセタル也、是遠方ヘ通テハ學ブ者ノ

不勝手成故也、常時屹ト學校ト云程ノ事ニテ無トモ、儒者共ノ宅ニ上ヨリ稽古所ヲ御立被レ下、屋舗ヲモ弘被レ下、弟子ドモ多ク書寫ノ御用モ可レ勤程ナラバ、弟子共ニ御扶持ニテモ下シ置レ、當時與力抔ニ被二仰付一ル御寫物御用ヲ、右ノ者ニ被二仰付一バ、學者ノ取扱フ事故、文字モ正シク校合モヨカルベシ、儒者共ノ手前ニ書生多ク集リ居ル時ハ、自ラ學文モ怠無レ之者也、近所ノ御旗本ヘモ望次第ニ弟子共ヲ指南ニ遣シ、又近所ナレバ彼方ヨリモ稽古ニ參リヨカルベシ、又當時官板抔ヲヒタモノ被二仰付一レドモ、板ノ納所無キ故、町人ノ物入ニテ仕立、町人ノ利倍ニ成、官板ト云名モ實ニ叶ハヌ也、異國ニテモ監本ト云事有テ、學校ニ板ヲ納置テ、夫ヲ摺テ賣也、其價ヲ學校ノ物入料ニスル事也、官板ニ可レ被二仰付一書籍ハ、上ヨリ金ヲ御貸被レ成板ヲ刻セ、其板ヲ右ノ稽古所ニ指置キ、書物ヲ摺セテ賣セバ、二三年ノ内ニ拜借金モ返納成ベシ、末々稽古所ノ修理書生共ノ居所モ、上ノ御世話無出來シ、自然ト學校ノ樣ニ成事モ、其儒者ノ器量次第可レ成也、扨御旗本ノ學文有ヲ、其向寄ノ儒者共ヨリ若年寄御番頭ヘ申サスベシ、最モ學文左マデ無ヲ、贔負ニテ有ト云樣成コトモ有ベケレドモ、兎角藝ノコトハ其藝者ノ方ヨリ申立ルヲ證據ニ不レ爲バ、知ルベキ樣無也、扨學文有人ヲ撰デ、御役人ニ被二仰付一樣ニ有バ、學文ハ可二流行一事也、只無二學文一トモ知行高ト家筋ニテ、御役人ニハ成コトト人々覺居ルコト成故、氣ノ詰ルコトハセヌ道理也、古ハ學文無レバ公邊ノ勤モナラヌ樣ニ法ヲ立置タル故、自ラ武家モ學文ヲ仕タルト見ヘタリ、源頼義、大江匡房、書翰往來ノコト本朝文粹ニ有、頼義奧州退治ノ時上

表セラレタルコトナド有、又義家丹波掾ノ時、新田開發ノ下シ文ヲ先年見タリシガ、中々難キ文章也、當時ハ學文無テモ御奉公ノ手支ハ無故、氣ノ詰ルコトハ爲ヌ筈ノコト也、當時モ書札ノ禮法ヲ定メテ、庭訓位ノ文章ニテモ書セ、又ハ御役替御加增ノ節、綸旨位記ナドノ心持ニ書物添ラレ、其文言學文無人ハ讀ヌ樣拵ヘ、又ハ御政務抔ノ留帳ヲ眞字ニテ認メ、又ハ公事判斷ノ書付ニ律ノ詞ヲ用ヒ抔セバ、自ラ學文セズシテ成間敷也、總ジテ日記抔ヲ假名ニテ書故、先例ヲ繰ル時急ニ見分ラレヌコトニテ、當時ハ何ゾ先例ヲ繰ル時ハ、日記ハ急ノ用ニ立ヌ也、依レ之其事ヲ勤タル人ノ許ヘ尋ニ遣スコト、當時ノ風也、日記ヲ眞字ニテ認ル時ハ、第一眞ノ文字ハ短テコトスミ、其上眞字ハ目角附者成故、何程大分ノ日記ニテモ即時ニ繰ル丶得アリ、公事判斷ニモ律ノ詞ヲ不レ用故、罪ノ名ヲ附スニヨリテ、判斷ノ筋ニモ間違有ト見ヘタリ、サレバ如レ右スル時ハ、人ニ學文ヲサスベキ爲計ニ非ズ、大ニ益アルコト也、兎角學文無テハ公邊ノ勤ニ手支ル事有樣ニ立置ク時ハ、人ハ我慢成者ニテ、學文ヲバ上ノ御催促ナクトモ可レ爲事也、扨又大名參勤抔ノ節、御側衆若年寄ノ內ニテ學文有人ヲ御使ニテ、其在所ノ事又ハ政務ノ筋、又ハ名所古迹ノ事抔即座ニ御尋有レ之、又ハ一年ニ一度程ヅ丶モ、御城ニテ詩ノ御會ニテモ有樣ニ仕度事也、昔ニ條行幸之時、歌ノ御會モ有レ之、又每年御城ニテ御嘉例ニテ連歌ノ御會モ有レ之事ナレバ、有間敷筋ニテモ非ズ、諸大名御旗本ノ內ニテ出座被ニ仰付ー御料理ニテモ被レ下レ之、管絃ニテモ後ニテ被ニ仰付ー御代ノ飾リニモ可レ成、詩抔ハ無益ノ筋ノ樣ニ理學者ノ中ニヨリテ、素人ハ實ト

思フベケレドモ、文字ヲ取マハサネバ詩ハ作ラレヌ物也、文字ヲ取マハセバ自ラ經書モ歴史モ見ルコト故ニ、日本ノ古ヘ四道ノ儒者ヲ立ルニモ、詩文章ノ學文ヲ經學ヨリハ上ニ置タルコト也、御先々前御代ニ學文ヲサバカリ御好ミ被レ遊タリ、依レ之學文モ流行ル樣ニ成シカドモ、講釋ヲ重ニ仕テ詩文章ハ行ラザル故、文字ノ取廻シ無キニヨリテ何ノ益モ無、夫ヨリ御家ノ儒者モ皆不學ニ成リタルコトナリ、去バ詩ノ御會抔有ンハ、御先々前御代ノ御講釋ヨリ遙ニ增ルベシ、扨又日本國中ハ相持ナル道理ニテ諸大名ノ家ニテ學文流行レバ、學者ノ身上片付アルニヨリテ、ヨキ學者モ多ハ出來、御家ノ儒者モ自然ト學文ヲ勵ムベキ樣ナレバ、十萬石以上ノ大名ニハ、其在所ニ學校ノ樣ナルコトヲ立サセ度コト也、大抵五百石程ノ物入ニテハ學校ハ出來スルコト也、松平民部大輔萩ニ學校ノ樣ナルコトヲ立テ、釋菜ヲモ爲シ、扶持方等ノ料ニ五百石付置、每年書籍ヲ求ル料ニ又五百石、合セテ千石ホドノコトニテ家來ニ學文ヲサスル故、今ハ彼家中ニ學者多出來シタリ、去ドモ西國大名ノ習ヒ公儀ヲ憚テ深ク是ヲ隱也、十萬石以上ニハ右程ノ物入ハ心安キコト、上ヨリ被二仰付一バ何レモ出來スベシ、又不レ被二仰付一トモ仕方ニ寄テ自ラ何レモ取立ルコトニモ可レ成、兎角世ニ久ク絶タル學文ヲ取興スコトナレバ、餘程御世話無テハ、思フ樣ニハ難レ成カルベシ

一 御家ニ罷有ル儒者モ心得ノ筋違タル故、何レモ學文怠リ御用ニ立ヌ物多シ、此以前林內記ガ父春齋ニ、人見友元異見ヲ云タル事有リ、林家ノ學者ハ經學疎ク何レモ講釋下手也、心ヲ附ラルベシト云

シカバ、春齋以ノ外ニ立腹シ、某ガ家ハ道春以來御用ノ筋ヲ第一トシ、弟子共ニモ弘ク學文ヲサスル事ニテ、嘉右衞門抔ノ樣ニ講釋ヲ專ニハセヌコト家風也、其方異見ノ如クセバ家ノ學文ハ頓テ廢スベシト云シト也、春齋ハ其時分上野ノ下屋敷ニ居住シ、屋敷ノ内ニ學寮ヲ作リ、弟子ドモ三十人計リ附居タリ、其教方五科十等ト云事ヲ立タリ、五科ト云ハ經學科、讀書科、文科、詩科、和學科也、是ハ人々學文ニ得手不得手有事故、凡五科ニ分テ學文ヲサセタル也、十等ト云ハ十段ニ階級ヲ立テ、五科トモニ學文ノ進次第、階級ヲ升セテ褒美シ、公儀ヨリ被レ下タル九十人扶持ヲ、一人半扶持ヨリ七人半扶持迄、段々ニ弟子共ニ與テ、是ニテ競ヲ付テ貧學ノ者ノ助成ニモシタル也、此時分迄ハ總體世間ノ學文未ダ前方成事ナレドモ、道春ヨリノ傳來ヲ失ハズ、宜キ仕方也、然ニ御先々前御代ニ講釋ヲ專ニ被レ遊タルヨリ、儒者ドモ外ノ學文ハセズ、講釋ヲ役目ノ樣ニ覺タル事ニ成テ、今ハ何レモ無學ニ成リ、御用ニ立ヌ事ニ成タリ、且又内記父子計ニ御用ヲ被ニ仰付一各別ニ結構ニ成タル故、外ノ儒者共自ラ御用無キ者ニ成テ、學問ヲセヌモ可レ有、惣ジテ聖人ノ道ハ、元來治國平天下ノ道成故、政務ノ筋ニ入用成コトヲ第一トスル事古ヨリ如レ此、其上人ノ器量ニ得手不得手アリテ、一人ニテ諸事ハ兼ラレヌ上ニ、小身ニテハ弘キ事ニハ力モ屆キ兼ル事モ有ニヨリテ、日本ノ古モ四道ノ儒者ト云事有テ、第一紀傳道ト云ハ、歷史ヲ博ク見テ詩文ヲ專トス、異國ノ御用我國ノ晴レ業成故、是ヲ第一トス、菅家、江家是也、次ヲ明經道ト云、十三經ヲ家業トス、淸家、中家是也、次ニ明法道ト云ハ、律令格式ヲ專ト

ス、坂上、中原是也、次ハ算道ト云ヒ、算數ニ暦學天文ヲ兼テ勤ム、小槻、安倍等是也、此外兵學ハ大江家ニ傳ヘテ、八幡太郎モ大江匡房ヨリ兵學ヲ傳ヘ玉ヘリ、當時モ詩、文章、歴史、律、和學、兵學、數學、書學ト八色程ニ分、御家ノ儒者共何レモ思寄次第ニ此內ヲ一色ヅヽ請取、弟子共ニモ教ヘ、御用ニ立樣ニ可二心懸一ト被二仰出一度コト也、經學ハ家業ナレバ御催促ニ不レ及コト也、其筋々ノ請取次第ニ、御藏ノ書籍ヲモ御借有テ、一色成就シテ御用ニモ立バ、藝料ヲ下シ置レ、規模成樣ニ有バ何レモ御用ニ立樣ニ可レ成、白徒ノ學文モ是ニ連テ御用ニ立筋ニ可レ成、何レモ何ノ用ニモ立ヌ心法ノ詮議、理非ノ爭抔無用ノ學文ト可レ云

一 御醫者ノ子共夥ク有テ、二代目ヨリハ大形御用ニ立ズ、費成者也、親々ハ療治ニ隙ガ無ケレバ、子共ヲ敎可レ立樣ナシ、小身ナレバ學文ニ往スルニハ供人ノ入ニ困リ、彼是トシテ無學ニ成、人賴マネバ療治ヲ仕習フベキ樣無、偶療治ヲ能スル人モ無學成故肝心ノ時ハ仕損ズル物也、總ジテ人ノ性質學文ハヨケレドモ、療治ノ不得手成モ有、左樣ノ人ヲ師範ニ被二仰付一學寮ヲ立テ、何レモ子共ヲ遣シテ學文サセ、大體事ヲモ覺タル時、田舍ヘ遣シ療治ヲ仕習ハスル樣ニアラバ、何レモ大抵御用ニ立程ニハ可レ成也、是導モ上ノ御世話無テハ、自ラ御用ニ立ヌ者多カルベキ也

右四冊ノ物語ニ瑣細成事迄ヲ記シタル事ハ、當時ハ法ノタテ樣未熟ニテ、大成所ニ法タヽズ、末ニ計法立テ有ル故、世界ニ紀リ無ク、風俗頻ニ移リ行、今ハ法ハ法ニテ立テ有ナガラ、下ハ下ニテ別

別ニ成テ、法ニ詮モ無事ニ成タル事ヲ知セ奉ン爲也、當時ノ事抔見及ビ承及ビタル事抔ヲ少々カキタルニハ定テ承違ヒモ有ベシ、又愚案ノ違モ有ベシ、只治道ハ一ツ一ツニ離レタル事ニ非ズ、世ノ成行世界ノ全體ヲ知シ召事肝要也、肝心ノ所ハ世界ノ有樣、當時ハ皆旅宿ノ境界ナルト諸事ノ制度無ト此二ツニ歸スルコト也、是ニヨリテ戶籍ノ立テ、萬民ヲ住處ニ有付ルコト、町人百姓ト武家ト制度ノ差別ヲ立ルコト、大名ノ家ニ制度ヲ立ルト、御買上ト云コトノ無レ之樣ニスルト、大體是等ニテ世界ハ盪直リ豐ニ可レ成、其外ノコトハ是ニ連テ自ラ直ルベシ、上ニ計リ御儉約有テ御勝手直リタリトモ、萬民困窮セバ不レ宜御事也、上下共ニ富豐ニ成テ御代ノ長久ニ有ンコト願ヒ奉ル御事也、扨第三冊目ニ記シタル役儀ノコト人ノ使ヒ樣是亦聖人ノ奧意也、法ノ立樣ヲ何程ニ宜ク仕タリトモ、其法ヲ取扱フ人無キ時ハ、無益ノ物ニ成コト也、一部ノ大意如レ此、機事不レ密則害生ズルト云コト有テ、御政務ノ上ノコトハ明白ニ人ニ可レ語コトニ非ズ、故此物語ハ弟子ニモ書セ候ハズ、自身老眼惡筆ニ認メ侍ル也、奉レ入二上覽一後ハ火中有度事也

物部茂卿敬識

政談卷四　大尾

太平策

物茂卿著

太平策

物茂卿著

天下國家ヲ治ル道ハ、廣大深遠ナル事ニテ、元淺智ノ及ブベキニ非レ共、幼キヨリ其道ヲ家業トシ學ビタル身也、今下問ニ逢テ謙退センハ、但ニ家業ヲ疎ニセンニ似タルノミニ非ズ、古ノ聖人ノ此道ヲ立玉ヘル御心、御身歿シ玉ヘル後モ、譬ヒ凡人ナリトモ其道ヲ傳ヘタランニハ、其功聖人ニ殊ラズ、黃帝三百年トカヤ云ヘル故事ノ如ク世ニ永クマシマスニ、露替ラスマジク思給フテ立玉ヘル深キ御心バヘ成ヲ、身ヒトツノ事ニ思トリテ答ヘ奉ラズ、聖人ノ御心ヲ空シクナシハテンハ、可レ畏モ恐レ多キ事也、凡ソ儒學ノ流區々ニナリ、末ガ末ニ至リテハ、佛老ノ敎ニ染ミテ心ヲ治、性ヲ明ニスルナド云ヘルヲカシゲナル事ヲ第一ノ要務ト思ヒ、聖人ハ天子ナリ、天子ハ天下國家ヲ治ルワザヲ己ガ職分トナシ玉ヘル故ニ、聖人ノ道ト云フハ、天下國家ヲ治ムル道ナリト云本意ヲバ、イツノマニカ忘レ果タルヤウナリ、但是非ノ辨論ノミ繁クナリテ、終ニハ聖人ノ道ハ世ノ政道トハ各別ノ事ノヤウニ人々ニ思ハスルハ誰ガ過ナルベキ、茂卿久シクカヽル誤リアルヲ心ヅキテ、夫ヨリ聖經ノ一言一句マデモ、皆此本意ヲ失ハザルヤウニ心ヲ潜メ侍ルニ筋違ハザル驗ニヤ、聖人ノ道今ハ掌ヲ指スガ如クナリヌ、天下國家ヲ治メンニハ、古モ今モ露違フコトアルマジト明ラカニ覺ヘ侍ル、去ドモ是ハ茂卿ガ聰明ノ

人ニ勝レタルニモ非ズ、聖人ノ道ヲ學ビタル得分也、聖人ノ道ヲ學ビタル人モカク明ラカニ疑ヒナク覺ユル事ハ稀ナルベキヲ、本意ヲ失ヘルト失ハザルトノ界ニテ果ハ如レ此ナリ行ク事也、タトヘバ田舍人ニ都ノ事ヲ語ランニ、假令聰明ノ人也共、又蘇秦張儀ガ辯ニテ說セタリトモナドカハ會得スベキ、只都ニツレユキテ二三年モ置キタランニハ、イツノマニカハ移リケン思ハズ都人ト成テ、後ニハ己ガ故鄕ノ人ヲ見テハ心ヨリ可笑ク成テ、目ヒキ鼻ヒキ笑フナルヲツク〲ト見ルニ、生ヲ轉ジタルカト思ハル、カク心迄替リユク事ハ、是唯染ト染マザルトノ違ニテ、別ニ修行ノ子細、工夫ノ手段モナキ事也、今聖人ノ道ヲ學バザル人ニ說聞セテ會得サセントハ、正シク此田舍人ニ都ノ事ヲ語ルガ如シ、何々ハソレヨ、ナニ〲ハコレヨト、都ノ事ヲ田舍人ノ心ニアテヽ定メタランハ、耳トリテ鼻カムトヤラン云ヘル諺ノ如ク、皆心得違ヒナルベシ、是皆此國今ノ世ノ風俗ニ染リ居テ、心アワヒモ、智惠ノ働キモ悉ク其クルワヲ出ザルガ故也、凡聖人ノ道ハ文字ニ書載セタリ、文字ハ異國ノ詞ニテ、聖人ハ又上代ノ人也、シカモ其智廣大ナル事ハ天地ノ窮リナキガ如ク、凡人ノ及ブベキニ非ズ、斯ル故ニ學問ノ道ハ、俗語、詩文章ヨリ學ビ入リテ、異國ノ人ノ詞ヲ知リ、歷史ヲ學ビテ代々ノ制度、風俗ノ違ヲ知リ、上代ノ書ヲ學ビテ古今詞ニ違アル事ヲ知リ、六經ニ心ヲヒソメテ聖人ノ敎ニ熟スレバ、其詞其ワザニ習染ム間ニ、イツトナク吾心アワヒニモ移リ行キ、智惠ノ働キモ自ラニ聖人ノ道ニ違ハズナリテ、其後今ノ世ノアリサマヲ見レバ、天下國家ヲ治ル道モ掌ヲ指スガ如クニ成コト也、シカレ共是

ハ儒者ノ學問ニテ、一生ノ精力ヲ用ヒザレバ輙クハ成難キ事也、王公大人ナド當務多キ人ノ如レ此學ブ事難カルベシ、ソレハ唯聖人ノ道ヲ會得シタル人ニ習染テ、ヒタスラニ其人ヲ賴ム心ニ成テ吾物ヅキヲ出サズ、其人ノ敎ニ隨ヒテ年月ヲ積バ、自然ニ智惠ノ働キ各別ニ成テ、右ノ如クニ自身ニ學ビタルト何ノカハリメモ有間敷事也、去共是ニツキテ樣々ノ難儀アリ、世末ニ降ルニ隨ヒテ人ノ器量小ク成テ、胸中ニ物ヲ貯ヘ置コトヲ知ラズ、吾才智ヲ取出シテ働カシ使セタク思フコトノ病、利發ナル人ニ多キ也、此病ニ使ハレテ、近代王公ノ學問却テ世ノ害トナル、五穀モ熟セザレバ荑稗ニシカズトカヤ、熟セザル物ヲ食スレバ病ヲ生ゼズト云事ナシ、是第一ノ難儀也、是モサキニ云ル如ク、此國今ノ世ノ風俗染居テ心アワヒモ、智惠ノ働モ其タルワヲ出デズ、カヽル心ヨリ聖人ノ道ヲ取用ユル故、其心ニハ聖人ノ道也ト思ヘ共、全ク吾モノヅキノ筋ヲ離レザル事ヲ知ラヌ也、カヽル故ニ學問ハ平生ノ事トハ各別ノ事ト立置キテ、今ノ世ニ用ニ立ベキト思フ事モ、疑ハシキ事ヲモ、又マコトシヤカナル事ヲモ擇ビナク、我腹中ニ取入レテ積貯ヘ置ベキ也、年久ク熟スレバ後ニハ用ニ立ツマジキト思シ事モ、疑シキト思シ事モ皆ヒトツニ成テ、吾心アワヒニ昔ト替リ行、智惠ノ働キオノヅカラニ聖人ノ道ニ叶フ也、カヽル場ニ至ラザル間ハ、努々學問ヲ取出シ用ユベカラズ、是又第一ノ禁戒也、去共志厚ク望大成人世ニ少キ故、如レ是ニ學ノ人稀ナルベシ、其イハレ又樣々アリ、先ヅハ聖人ヲ信ズル事淺キ故也、吾國ニハ別ニ吾國ノ道アリ、異國聖人ノ道ハ國土ノ風俗別ナル故、吾國ニ用ヒガタシ、只其

用ニ立事ノミヲ取用ヒテ此方ノ助ケトスル迄ノ事也、强チニ盡ク學ブニハ及バザル事也ト心得ン族モ多シ、又佛法ヲ信ジテ聖人ノ道ヲ輕シムル輩モアリ、皆其人ノ惑ナレドモ又儒者ノ誤リ少ナカラズ、其故ハ宋儒ノ第一義トスル心ヲ治メ性ヲ明ニスル說ハ、モト佛法ヨリ出タル事ニテ、聖人ノ道ニハ禮樂ヲ以テ心ヲ治ルト云ヨリ外ニハ更ニ他治ナキ事也、佛法ハ出家出世ノ道ニテ、妻子眷屬モナケレバ、家國天下ヲ治ル道ナシ、只心身ノ安樂ヲ得ヲ究竟トス、宋儒ノ說ケル心性ノ說ハ、モト佛法ヲ引合セタルモノニテ、元來聖人ノ道ニナキ事成故、佛法ヨリ見レバ其說殊ノ外ニ卑淺也、卑淺ノ說ヲ執シテ佛法ヲ闢クハ誠ニ可レ笑事也、今心身ノ樂ヲ求メテ竊ニ佛法ヲ好ム共、聖人ノ道ヲ信ジテ家國天下ニ心ヲ用ヒバ何カ苦シカルベキ、聖人ノ世ニモ佛老ノ如キ人ナキニシモ非ズ、殊ニ婦女愚民ノ輩ニハ政道ノ務モ無レバ、暫勸善懲惡ノ勸ノ助ケトモ成テ其身相應ノ敎ナルベシ、又武士ノ輩生死ノ境ニ臨デ、禪法ノ益ヲ得ル類モ多キ也、儒者帝王ノ大道ヲ傳ヘナガラ、相手ニモ足ヌ桑門頭陀ノ道ヲ闢ク事、諺ニ云ヘル職敵トカヤ、淺增シキ次第也、又神道ト云コトハト部兼倶ガ作レル事ニテ、上代ニ其沙汰ナキ事也、日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、三代實錄、律、令、延喜式ノ類ノ正シキ書ニハ、聖人ノ道ヲ學ベト云事ハアレドモ、神道ト云事曾テ見ヘ侍ラズ、物忌、祝祓ノ類ハ皆巫祝ノ業也、神代ノ卷ニ載タル天神七代、地神五代ノ事ハ、異國モ外國モ洪荒ノ世ノ事ハ皆如レ是ノ類多シ、眞言宗ノ表相、或ハ性理ノ陰陽五行ヲ假テ種々微妙ノ道理ヲ說クハ、後世ノ附會疑ナシ、殊ニ第一トスル三種ノ神器、

後世傳說ノ誤ヨリ出デテ、上代ニナキ事明白也、文字ハ應神天皇ノ時、王仁論語、千字文ヲ將來シテ始テ我國ニ傳ハル、神代ヨリ應神ノ頃マデ千年ノ久キヲ經タルニ、文字ナクテ微妙ノ說ヲバイカニシテ傳ヘタルヤ、文物ノ國スラ唐虞三代ノ世ニハ、後世儒者ノ說ケル如キ精微ノ論ハナキ事ナルヲ、增シテ吾國淳朴ノ風俗ニテ斯ル道有ベシ共思ハレズ、朝廷ノ禮樂制度ハ、皆唐朝ノ法也、今ノ世ノ堂上有職ノ家ニ傳ヘタルハ、皆冷泉、圓融、華山、一條ノ御代ヨリ以後朝廷衰ヘタル時ノ制度也、吾國上代ノ書籍ヲ見タランニハ、吾國ノ道ト云モノハ何モナキト云事辨ゼズシテ明カナルベシ、唯吾國ノ神道ト云ベキ事ハ、祖考ヲ祭テ天ニ配シ、天ト祖考ヲ一ツニシテ、何事ヲモ鬼神ノ命ヲ以テ執行フ事、文字傳ラザル以前ノ事ナレ共、是又唐虞三代ノ古道也、後世ノ理學見識、畢竟鬼神ハナキ物ト云ニ落着スル故、當世ノ儒者聖人ノ妙道ヲ知ル人ナシ、其弊放逸邪見ニ成テ、天ヲモ恐レズ、鬼神ヲモ恐レズ、邪智益盛ニ成テ、終ニハ聖人ヲモ輕ンズルニ至ル、是皆目ニモ見エヌ冥々ノ中ノ事ヲ道理ヲ以テ說明サントスルガ故也、神道ハナキ事ナレ共、鬼神ハ崇ムベシ、增テ吾國ニ生レテ吾國ノ神ヲ敬フ事、聖人ノ道ノ意也、努々疎ニスマジキ事也、又武士道ト云ハ、大方ハ戰國ノ風俗也、馬上ニテ天下ヲ得共、馬上ニテ治ム不レ可ト古人モ云ル也、周ノ天下ハ后稷ノ子孫ナレバ、天子ノ尊キモ籍田ノ禮ヲ廢セザルハ、元ヲワスレザル道也、去バ弓馬ヲ以テ起シタル人ノ武ヲ忘レザランハ、殊勝ノ事也、一治一亂ハ世ノ定レル道理ナルユヘ、古ヘハ農ニスラ兵ヲ藏メ、太平ニ亂ヲ忘レヌナレバ、增テ弓馬ノ家

ニ生レタラン者ニ武ヲ忘レヨト云ニハ非ズ、抑古ノ武士ハ、皆郷民也、兵革有ル時ハ、公卿牧守ノ催促ニ從フテ、斬馘ノ功ヲ以莊園ノ賞ニ預レ共、常ハ郷民ナレバ何ノ職掌モナキモノ也、公上ノ務ハ武事バカリ成ルユヘ、吾ハ弓馬ノ家也、武士也ト覺ヘ傳ヘタル也、然ルニ世移リ時替リテ、世官ノ弊ヨリ公卿ニ愚庸多、武士ニ豪傑生レ出テ、天下遂ニ武家ノ世ト成ル、種姓ハ武士ナリ共、天下國家ヲ保チテハ人君也、奉行諸役人トナリタランハ、卿大夫也、王侯卿大夫ノ職ニ供リテ、吾身ノ君子ナル事ヲバ知ラズ、賤キ昔ノ武士ノ名ニ拘リ、學問ヲ以テ才智ヲ廣メ、文ヲ以テ國家ヲ治ル事ヲバ知ズ、眼ヲイラヽゲ臂ヲ張リ、刑罰ノ威ヲ以テ人ヲ恐シ、世界ヲタヽキ付テ、是ニテ國ヲ治ルト思ルハ愚ナル事ノ頂上也、去共吾國ハ小國ニテ、シカモ不文ナル國ナレバ、異國ニ比スレバ殊ノ外ニ治メ安キ國也、殊ニ一治一亂ハ天運ノ循環也、コノ天運ニ乘ズル故治リカヽリタル世ハ、イカヤウニシテモ治ルモノナレ共、上ナル人ニ學問ナク、聖人ノ道ヲ知ラザレバ、世界早ク老衰シテ、末々ニ至リテハ權勢下ニ移リ、大海ヲ手ニテ防グ如クニ成テ、上ノ威力次第ニ薄ク成行亂ヲ釀ス事速也、ソノ兆シ今已ニ見エ侍ル、然ルヲ國初ヨリ今迄治リ來リタル筋ヲノミ覺ヘテ、聖人ノ道ノ外ニ別ニ國土相應ノ武士道有ト云ル、畢竟是モ下ノ過ニテ、今ノ習俗ニ馴染リタル心ヨリ了簡スル故。田舍人ノ都ノ事ヲ會得セヌ類成ベシ、カヽル向上ナル筋ハ差置テ、兵家者流ノ卑シキ方ニテ云ンニモ、米穀ヲ蓄ルコトヲバ知ズシテ金銀ヲ積貯ヘ、武士ヲ一城ノ内ニコメ置テ皆柔弱ノ公家トナシ、高祿ノ士モ肝心ノ場ニ至リテ

ハ、皆中小性同前ニナリナン事ヲ不レ知、只合戰ノ物語、キリ合ヒノ仕組ヲ覺ヘ、或ハ匹夫ノ先途トスル武藝ヲノミ武士ノ道ト心得、ソレサヘ其藝術ノ師皆治世ノ人ニテ、治世ニテ拵ヘタル事ナルトハ知ラヌヤウナル、是皆文字ナクテ、今ノ習俗ノ內ヨリ目ヲ見出タル過也、荀子ニ學問ヲ飛耳長目ノ道ト云ヘル、耳ヲ飛シ目ヲ長クスルト讀デ、生ナガラ數千里ノ外ヲモ聞キ、數千歲ノ昔ヲモ見ルハ、學文ノ德也、無學ノ人ハ其年五十ナレバ、僅ニ三四十年ノ事ナラデハ知ヌ也、父祖故老ノ云傳ヘヲ聞覺ヘテモ、漸百年ニハ滿タズ、足ヲバカリニ駈アリキテモ、六十餘州ノ事ハ知難シ、聞見狹キ故ニ其智惠習俗ノ內ヲハナレズ、古ヘヲモ今ノヤウニ思ヒナシテ、賴朝卿ノ時ノ梶原、畠山ヲモ、今時ノ大名ノヤウナル事ト思ヒ、室町家ノ守護職モ、今ノ國主ト同キヤウニ覺エ、甚キハ鎌倉九代モ、今ノ將軍家ト同ジ程ナリト了簡スル類多キ也、是習俗ノセシメル事ニテ、不學ノ人ノ心ニハ餘儀モナキ事也、殊ニ儒者ノ輩聖人ノ道ハ、天下國家ヲ治ル道也ト云事ヲハ第二ニシテ、天理、人欲、理氣、陰陽五行ナドスル高妙ノ說ヲ先トシ、持敬、主靜、格物、致知、誠意、正心ナド云ル坊主ラシキ事ヲ誠ノ事ト思ヒ、務テ人ノ及ビ難キ事ヲ敎ヘテ聖人ニ成ン事ヲ求メ、變化モナラヌ氣質ヲ變化セント云、聖人ノ敎ハ皆其自得スルヲ待事ナルニ、一定シタル道理ヲ拵ヘ聒(カマビスシ)クトキ立テ、是非ノ辨キビシク人ヲ咎ルコト甚シ、是ニヨリテ學問ヲスレバ、人ガラ惡ク成ト云テ嫌フ人モアリ、理屈バカリニテワザナキ敎也ト思テ輕ンズルモアリ、儒學ハ偏局ニカタキ敎也ト思フ人モ有テ、人心ノ趣ムカザルハ其儒者ノ過モ過半ハ有事也、

就レ中今ノ世ノ陋習ニ講釋ト云モノ有テ、學問ヲスルト云ハ貴賤共ニ必講釋ヲ聽事ニスル也、其講釋ノ仕樣ニ一定ノ法有テ、四書、近思錄抔ヲ次第シテ讀事也、其四書、近思錄ナド次第シテ見ルト云ハ、宋儒ノ學問ノ流ニテ聖人ニナル修行也、聖人ニナルト云事本ナキ事ニテ、宋儒聖經ヲ見誤リタルモノ也、天下國家ヲ治ル道ヲバサシ置テ、先ヅ聖賢ニナラネバ治メラレヌ物ナラバ、迂遠ナル事ノ甚シサ是ニ過タル事ハ有マジキ也、扨ソノ修行ノ仕形ヲ見レバ、木ニテ人形抔ヲ作ル如ク、次第、階級詳カニ道理ハ聞ヘタルヤウナレ共、畢竟人ヲ死物ニナシテ見タル物ニテ、人ノ材德ヲ養フハ草木ニコヤシヲシテ長養セシムル如ク、聖人ノ道ヲ學ベバ、自然ニ知見開キテ材德ワレト發達スルモノ也ト云事ヲ知ズ、白人醫者ノ小刀細工ニ療治ヲスルガ如シ、然共世上ノ習シニテ、朱子ノ註解ヲ正說ト定メ、學問ヲスルニハ必講釋ヲ聽ト云事、又一定ノ法ノヤウニ成來テ、是ヲ離レテ別ニ學問ノ仕形ヲシラズ、ソノ心人ヲ信ゼズシテ書ヲ尊ブユヘニ、書籍ノ義理ヲ明カニ說セ聽テ、吾心ニテ是ヲ用ニ立ントス、習俗ノ見ニ溺シタル心ニテ、書籍ノ道理ヲ了簡スレバ、皆己ガ物數寄ニ成ユク也、甚キハ儒者ヲ敷居ノ外ニツクバセテ講釋ヲ聽族モアリ、聖經ヲ尊ブ心ニテ上座ニ請ジテ聽人アレ共、貴賤ノ禮嚴ニシテ講釋ノ外ニ別ニ一言ヲ出ダス事ヲ得ズ、誰々ハ上手也、誰々ハ下手也トテ儒者ヲ評判スルユヘ、講釋スル人詳カニサワヤカニ說テ、一座ノ上ニテ聽人ノ會得スルヤウニト心掛タル也、總ジテ聖人ノ敎ハワザヲ以テ敎ヘテ道理ヲ說カズ、偶ニ道理ヲ說ク共カタハシヲ云テ其人ノ自得スルヲ待事也、其故ハ人ニ敎ヘク

レタルハ皆ツケヤキバニテ用ニ立ヌモノ也、一切ノ事我身ニナサズシテ其理ヲ知ル事ハ決シテナキ事也、善ク教ル人ハ一定ノ法ニ拘ハラズ、其人ノ會得スベキ筋ヲ考ヘテ、一所ヲ開ケバ跡ハ自ラ通ズルモノ也、然ルトキハ皆自心ニ發得シテ知ル故ニ、知リタル事皆吾物ニ成テ用ニ立也、聽人ノヨクキヽ分ルヤウニト思テ云ハヽ、公事人ノ奉行ニ向テ己ガ無理ナラヌ事ヲ訴ルガ如シ、主賓ノ位違フユヘニ、人ヲ利益スル事ハアタワヌ事也、世ノ王公大人ノ佛法ヲ信ジテ名僧知識ニ法ヲ聽クハ、皆其人ヲ信ジテ教ヲ受ルニ、聖人ノ道ヲ學ブノミカヽル誤リアル事、是皆習俗ノ誤リ也、古ハ天子ニ師氏保氏ノ官アリ、諸侯ニ師儒ノ官アリ、春秋戰國ノ時ニモ諸侯ニ師友ト云事アリ、後世ニ至テモ師保ノ官アリ、太子ニ賓客アリ、諸王ニ友アリ、其故ハ古ノ聖人齒、德、爵ノ三達尊ト云事ヲ立テ玉ヒテ、朝廷ノ禮ハ爵位ヲ立テ貴賤ノ分ヲ嚴ニ、學校ノ禮ハ天子ノ太子迄モ國人ト齒ヲ以テ座ヲクミ給ヒ、天子ト云共就テ問フト云禮アリテ、物ヲ問ヒ玉フ時ハ召テ問ズシテ、其家ニ行幸シテ問玉フヲ禮ト定メ、學問ノ上ニ貴賤ノ爵位ヲ立ルヲバ非禮ト定メ玉フ、愚ナル人ハ是ヲ禮法儀式トノミ思ヘドモ、其實ハ如レ此ナラネバ師ニ師ノ權ナキ故ニ、教テ益ナキニヨリテ聖人ノカクハ立玉フ也、是等ノ筋ヲ聞テハソレハ昔ノ事、今ノ世ニハナキ事ト儒者モ思ヒ、聽人モ出家ノ上ニハアリ、其遺法アル事ヲ不レ知、眞言天台ハ姑クサシオク、禪僧ハ和尚長老ニ至ルマデ、皆無官無位ノ平僧也、紫衣ヲ賜ハルモ官位ニハ非ズ、今ノ世ノ奏ノ御紋ノ時服ヲ賜リ、紅裏ノ小袖ヲ賜ル類也、然ルヲ世俗ノ文盲ナルハ官位ト覺エ、何トナク習ハシニ

成テ、僧ヲバ平僧也トモ尊ブモノ也ト云テ、モト儒家ニ德ヲ尊ブ遺法ト云コトヲ知ズ、却テ儒者ヲバ俗人也トテ、貴賤ノ位階ヲ以テアシラフ故ニ、茂卿ナドハ王公大人ニ向テ道ヲ說ト云事ハ、今ノ世ニハ曾テスマジキ事也ト思ヒ究メ侍ル也、彼ヨリ求ル心ナキニ此方ヨリ說ントスルハ、說ニハアラデ賣ル也、賣ントスル一念アリテハ、皆己ガ爲ヲ思フニテ彼ヲ益スルコトハナラヌ事也、故ニ茂卿ガ高ブルニハ非ズ、先ノ爲ニ成ラヌ事ヲ思ヒ侍レバ也、平生ノ御學問ナケレバ、定テトクト御會得ハ有マジケレ共、下問ノ切ナルニヒカレテ治道ノ事アラマシ申ス也

一　大抵國家ノ治メハ醫者ノ療治ノ如シ、聖人ノ道ハ最上至極ノ事ニテ、神醫ノ療治ノ如シ、第二等ヲイハヾ老子ノ道也、是ハ療治ヲセヌ事也、聖人ノ道ヲ行フ事ナラズンバ、只急難ヲ救フテ小々ノ事ハ手ヲツケズシテオクニシクハナシ、藥ヲ服セザルハ中醫ニ當ルト云ヘル古語アリ、是老子ノ道ニ叶フ也、其子細ハ後世ノ儒者ノ經濟ヲ論ズルハ、皆サシ當ルコトノ上ニテ、其事ノ上ヲ樣々ト工夫了簡ヲツケテ遠大ノ見識ナシ、其論聞ヘタルヤウナレ共、下手醫者ノ療治也、下手醫者ノ療治ハ、痰アレバ痰ノ加減ヲシ、熱アレバ熱ヲサマシ、不食スレバ脾胃ヲ補ヒ、瀉アレバ瀉ヲ止メ、咳アレバ咳ノ加減ヲシ、一色モ殘サジト加減配劑、理屈ハ聞エタルヤウナレ共病ハ癒ヌ也、暫ク効アルニ似タレ共又跡ヨリ再發シ、或ハ外ノ變出來シテ病重リ、終ニハ死ニ至ル也、上手ノ醫者ハ洞カニ病源ヲ見テ樣々ノ症アレバ、病ノ根本或ハ疝氣也ト見テ疝氣ヲ治シ、或ハ虛也ト見テ補ヘバ、諸症一々ニ治スルニ及ハ

ズシテオノヅカラ癒ル也、又幼少ヨリ宿疾アリテ齡ト共ニ長ジタルハ、病根痼氣ト見テモ、ソレヲ治セントスレバ痼氣ハ癒ズシテ命ヲ喪フ、故ニ上手ノ醫者ハ只時々ニアヒシラヒテ、畢竟療治ヲバセヌ時ハ息災ニハナラネ共、命ヲ喪フ程ノ事ハナキ也、或ハ病ニテモナキヲ病ト見テ、療治ヲシテ却テ病ヲ引出スモノアリ、或ハ醫者ヲヒタモノ取カヘテ療治ノテダテヲ變ズル故、快氣ヲバ得ズシテ藥ヲ替ル度每ニ、損ユキテ遂ニ命ヲ失フモアリ、或ハ病生ズベキヲ油斷シテ不養生ヲシ、病生ジテ死スルモアリ、吾國ハ記錄ナケレバ詳カナル事ヲ知ガタシ、先聖人ノ道ヲヨク吞込デ、歷代開國ノ時ノ制度ノ不同ヲ其ノ人々ノ稟賦ノ不同ト定メ、其一代一代ヲ漢ナラバ漢二百年、唐ナラバ唐三百年ヲ一人ノ壽命トシ、其内ヲ幼年、壯年、老年ト分ケ、宰相ノカハリメヲ醫者ノカハリトシ、政道ノカハリヲ療治ノカハリトシテ、病ヲ生ズル次第、變症ノ生ズル次第、變症ノ生ズル仔細ヲ考ルニ、古モ今モ盛衰ノ勢、治亂ノ道ハ符節ヲ合セタル如シ、何レノ世トテモ風俗壞レ奢侈長ズレバ、上下共ニ困窮シ財用盡ル故、天姦究繁ク盜賊起リ、亂世ニナル事萬古一轍也、總ジテ治亂ノ道治極リテ亂レ、亂レ極リテ又治ル、天運ノ循環ナレドモ、全ク人事ニ因ル也、上ナル人愚庸ニナリテ、下ニ豪傑アレバ世必亂ル、亂究テ人ノ心亂ニ厭クハ、是治マラントスル勢也、此時ニ當リテ仁賢ノ能アル人ニ人望歸シテ天下ヲ一統ス、開國ノ禮樂制度ニヨリテ、其代ノアリサマ病ノ生ズル處ハ、數百年ノ前ヨリ前知セラルヽ事也、所謂聖人ト云ハ、開國ノ君ノヨク未來ヲ鑑ガミ、禮樂制度ノ弊少ナキ樣ニ工夫シテ立玉フヲ稱スル也、是

ヲ聰明容智ノ能ト云也、去共禮樂制度一タビ定マルハ、數百年ノ後ニハ聖人制作ニテモ必弊生ジテ、コノ弊ヨリ世ハ亂ルヽ事也、夏ハ六百年、殷ハ七百年、周ハ八百年、皆世ヲ保ツ事長久ナルハ聖人ノ驗ナリ、漢唐ヨリ以後禮樂ナシ、何レノ代ニテモ二百年ヲ過ザレバ、制度善カラザル故世界早ク老衰シテ早ク亂ル也、何ノ世ニテモ國初ニハ質素ニテ大量ノ人多シ、大量ノ人ヲ賢才トハ稱スル也、太平久キホド風俗奢侈ニ成テ、人ノ心細ニナリ物ヲ揃ヘル事ヲ好ム、國初ヨリモ利發ニ成テ、吟味ツマリタルヤウニ凡人ハ思ヘドモ、是器量ノ次第ニ小サクナル也、是ヲ小人ト云、如レ此久ク治レハ文華ニナル事自然ノ勢ニテ、抑ル事ナリガタキ事ヲ聖人ハ能知テ、禮樂制度ヲ立テヽ初ヨリ文ニスル也、コノ禮樂制度ハ開國大祖ノ御定メナルニヨリ、固ク守テ少モ變ズル事ハ成ヌヤウニ立置也、是ニヨリテ世文ニ成テモ制度不都合ニナキ故ニ、却テ奢侈ヲ抑ル道ニナル也、漢唐以後ノ開國ノ君ハ此思慮足ラズ、禮樂ヲ作ラズ制度疎末ナルユヘ、世ノ人ノ心マヽニナリユキ、風俗段々奢侈ニナリ、新規新法月ヲ追テ起ル、是未來ノ考ナキ故、開國ノ法年ヲ追テサシツカヘル事ドモ出來シ、イヤトモニ變ゼネバ成ヌヤウニ成ユキ、世ユタカニ仕替ルニヨリテ、次第ニ奢侈ニナリユク事必然ノ理也、奢侈ニナルニ隨テ、貴賤ノ分モ國初ヨリハ段々ニ嚴ニ成ユク、是開國ノ聖人ノ立タル禮ニ非ズ、世ノ風俗ニツレテ段々ニ小量ニナリタル人ノシナシタル事ナルユヘ、上ト下トノ間コレニヨリテ段々ニハナレ遠クナリユク也、夏殷周三代ノ世モ末ニナルホド皆如レ是ナリユケドモ、開國ノ祖皆聖人ナルユヘカクナリユカ

ント云コトヲ鑑ミ知テ、先タチテ是ヲ防ノ禮法制度ヲ立置キ玉フ故、時々ニ賢者出テ禮法制度ノヤブレタルヲ取與セバ、夫ニツレテ風俗ハ回ル也、漢唐以後ノ開國ノ祖ハコノ防ヲ作置給ハヌニヨリテ、年移ルホド國初ノ時ノ事ハ聞見及バネバ知ル人ナシ、時ニ當テノ賢才トテモ、已ガ生出デ、以來經タル年月ノ風俗ノ內ニオヒソダチテ、其習ハシノ內ヨリ目ヲ見出シテ居ルユヘ、ソノ人才智ヲ振ヒテ時ヲ救フ政ヲスレ共、皆習俗ヲハナレズ、スル程ノ事皆眼前ノ小知小才ニテ愈風俗ノ壞ナリ、世界ヲ老衰サスル媒トナリ、上マス〳〵高ブリテ下ト上トノ間隔絕ス、是天地否ノ卦ノ世界也、眞ノ賢才ト云ハ大量ノ人也、時ノ風俗ヲ離レ昔ノ風俗ヲ用ヒタル人ユヘ、時ト合ハズ、故ニ世ニ用ラレズ、是ヲ小人上ニアリ君子下ニアル世ト云事也、何レノ世トテモ太平久シケレバカク成行ク、世終ニ亂ルヽユヘ、治極リテ又亂ルヽトハ云也、先キニ天運ナレ共人事ヲハナレヌト云ルハ是也、カク成行世ニ當リテ風俗ノ上ニ眼ヲツケザレバ、ヨキ事ヲスルモ惡キ事ヲスルモ、何ノ用ニ立ヌ事ニ成テ、スレバスルホドノ事皆世ノ衰トナリ行也、朱子抔ノ理學又大ナル害也、聖人ノ道ハ理ヲ說カズ、皆ソザニ理ヲモタセ置タルモノゾ、其ワザヲステヽ理バカリヲ取用ルユヘ、理ニ定準ナク、皆ワガ染リタル習俗ノ如クニ見ナスナリ、故ニ賢ト云モ賢ニ非ズ、才ト云モ才ニ非ズ、智ト云モ智ニ非ズ、儉約ト云モ儉約ニ非ズ、忠ト云モ忠ニ非ズ、皆己ガ物ズキ次第ニ名ヲ付タル事ニテ、畢竟學問ハ己ガ愚不肖ヲカザリ人ニ勝ン道具ナル其上ニ、是非辨論ヲ好ム學流ノ習ハシ學ブ人ニ移リテ、瑣細ニ人ヲ糺ス病ツクユヘ、

後世ハ儒者却テ世ノ害トナル、歷史ニ熟セザルモノ、知ラヌコト也、去バ聖人ノ道ヲ以テ今ノ世ヲ治ンニハ、制度禮樂ヲ建立タルニシクハナシ、近來ノアリサマヲ見ルニ、儉約ノ御觸度々ニテ奢侈ヲ禁ジ玉ヘドモ、奢侈ヤム事ナク、盜賊ヲ誅スレ共盜賊ヤマズ、賊罪ノ刑嚴ナレ共賊罪斷ヘズ、武藝ヲ勵セドモ武士ハ日々ニ柔弱ニナリ、諸士ノ行儀下民ノ風俗日ヲ追テアシク成、第一ハ物價騰踊シテ上下共ニ困窮シテ、是ヲ制スベキ術ナク成行事ハ、唯號令法度ヲ以テ下知シテ是ヲ制セントスルユヘ也、タトヘバ山中ノ民ニ泳ヲ習ヘト下知シ、海邊ノ民ニ炭ヲ燒ケト云ガ如シ、皆風俗ノセシムル事ナラヌ事ヲ强ルニヨリテ、畢竟無理成仕置(シオキ)ト云モノ也、タトヘバ流ノ源ヲ塞ガズシテ末デ堤ヲツクガ如シ、水マス〳〵高ク成テ堤ヲ破ル事必定也、其病根ヲヨク知テ源ヨリ療治ヲ施シテ、風俗ヲ移ス時ハ令セザレ共行ハル、是ヲ無爲ノ治メト云ナリ、無爲ト云ヲ世ノ儒者ハアシク心得テ、己ガ能アレバ手ヲ袖ニシテ默然トシテ居テモ、自然ト感通スル事トバカリ覺ユルハ、眞言僧ノ觀法以テ妙用ヲナスト云ニアマリ違ハヌ事ニテ、モト聖人ノ道味キ故ニ如レ此ノ陋說アル事也、去共禮樂制度ヲ立ル事ハ聖人ノ大道ニテ、其器量ナクテ妄リニ取用ベキ事ニ非ズ、愚ナル人ハ古今ノ差別アリテ、古ノ聖人ノ道ハ今ニ合ズト云ハ、古今ノ人情理物カハル事ナク、治亂盛衰ノ理萬古一轍ナル事ヲ知ズ、聖人ヲ信ゼヌ故也、又聰明ナル人ニ最ナル事トカルハヅミニ同心シテ容易ニ行ントスルアリ、是又聖人ノ道ヲ學バヌ故、其智淺薄輕浮ニテ楚忽ノ至リ也、就レ中今ノ世ニ三公ノ官ナキ故本ヲシムル人ナシ、人君モ執政モ一

代ギリノ凌ギ也、其下ノ役人ハ月番ギリノシノギ也、前人ノ仕懸タル事ヲ後ノ人ハツキ崩シ、人々ニ己ガ才智ヲ振ヒ、思ヒ〳〵利口ヲ先キニ出シ、或ハ手前〳〵ノ耻ヲ拂ヒ、跡ニモ先ニモ構ハヌハ、大寺ノマカナヒヲ寄合モチニスルガ如シ、國初ヨリ以來皆如レ此ニテ、畢竟世ハ何ト成行ト云事ヲ考ヘテ本ヲシムル人ナキ故、風俗モカクハナリクダリタル事也、醫者ヲヒタモノカユレバ、病人ノヨハリト成如ク、ヨキ事モ半バニシカケテ止ル時ハ、何ノ益ナキノミナラズ、却テ變亂騷動ノ害アル也、且苟非ニ其人一道不ニ虛行一」ト云事アリ、異國後世ノ儒者ノ經濟ヲ論ズルハ、仕樣ノ手段バカリヲ樣々工夫シテ其人ヲ論ゼズ、タトヘバ妙方ヲ僉議シテ醫者ヲエラマザルガ如シ、妙方ヲバ覺エズ共醫者上手ナレバ、大抵ニハ病ヲ愈スモノ也、故ニ書經皐陶ノ言ニ「在レ安レ民在レ知レ人」ト云リ、先此二句ヲヨク受用シテソノ後ニ制作ヲ談ズル事也、且病人ヲ治スルニハ、先其年輩ヲ見ル事也、タトヘバ年五十ニ成タル人ヲバ扁鵲岐伯ガ來リテモ、二十歲バカリノ人ニ返ス事ハ成ヌ也、唯今ノ五十バカリノ人ノ血氣ニテ、コノ上ヲ病モ出デズ早ク衰ヘヌヤウニシテ、天年ヲ終シムルヨリ外ノ手段ナシ、聖人ノ道ヲ以テ制度ヲ立カユルコトヲ人ノ上ニテイハバ、同シホドノ生レノ人ヲ、一人ヲバ最初ヨリ田舍ニオキ、一人ヲバ最初ヨリ都ニ置キタランニ、都ニ置タル人ハ衣食豐ニテ、身ヲウマシ心ヲ使フユヘ病者ニナル、田舍ニ置タル人ハ衣食薄クテ、身ヲ働キ心ヲ使ハヌ故息災也、幼少ヨリ田舍ニ置タランハ、聖人ノ制度ヲ立タル世ノ如シ、中年マデ都ニ居テ病身ニナリ、樣々療治ヲシテ癒ガタキヲ、中年ヨリ田舍ヘ移シ

タランハ、夫ニヨリテ息災ニナル人モアルベシ、又弱ク仕ナシタル人ヲ急ニ田舍ヘ移セバ、却テ病ツノリテ死スル人モアルベシ、開國ノ時ニ至ラヌ制度ヲ中頃ニ至リテ立替ンニハ、此二ツノ慮リアルベシ、茂卿ガ愚存ニハ嚴廟ノ末憲廟ノ初ヲヨキ時節ノ至極トス、ソレヨリモハヤ三四十年過テ、世界ノ困窮ヨホド强ク、高位ノ人ニ愚者多ケレバ、最早成リガタク思ヒ侍ル、然レ共世界ノ困窮ヲ救フ道外ニナリ侍ル故、古ノ「在レ安レ民、在レ知レ人」ト云ヘル二句ヲ、ヨク受用シテ、下ナラシヲシテ見タランニハ、今二十年バカリノ間ハナルベキ事也、且近年瞑眩ノ大藥ヲ用ラル、是ハ或儒者ノ工夫ヨリ出デテ、物價貴キユヘ上下困窮ス、物多ケレバ貴ク、少ケレバ賤シク、金多キ故ニ金賤シク成テ、物貴キヲ見テ金ヲ半ニスル術ヲ建白シタルト承ハル、一手段アリテ面白キ術ノヤウ也、去共聖人ノ大道ヲ知ラザル故、物價ノ貴ク成タル根元ヲ知ラズ、ソノ根源ヲバ治セズシテ、中途ヨリ無體ニ金ヲ半ニシタルユヘ、先後ノ序ヲ失ヒ、瞑眩ノホドハカリガタシ、藥アタリノホドヲ篤ト見スヘズシテ療治ヲ施シガタシ、只今ナドナラバマヅ新古並行ヒテ、ヒキカエヲ停止シ根本ヨリ治スベシ、今四五年モ過タランニハ、世界カタヅリニ成テ騎虎ノ勢ニナルユヘ、仕遂ズシテハカナハヌ也、扨其上ニ藥アタリノ程ヲ了簡シテ療治ヲ施スベキコト思ヒ侍ル也、トカク制度ヲ立替ト云ハ至極ノ大儀ナルユヘ、深遠ニ思慮ヲ廻ラシテ卒爾ニハ行ハヌ也、又是ヲ行フニ至リテハソロ〳〵多年心ヲ用ヒテ、二三十年ノ間ニハ是非共行ヒ遂ゲナバ却テ叶ハヌ事也

一　在レ安レ民在レ知レ人」ト云二句ハ聖門ノ萬病圓也、制度ヲ立替ルヤウナル大儀モ此二句ニ非レバ行ハレズ、何レノ世何ノ國ニテモ又雑覇ノ小道ヲ行フ人モ、此二句ニ非レバ功ヲ成事能ハヌ也、安民ハ仁也、知人ハ智也、後世ノ儒者仁ト云ハ、至誠惻怛ナドト釋スレ共、タトヒ至誠惻怛ノ心アリトモ、民ヲ安ンズル事能ハズンバ仁ニ非ズ、何ホド慈悲アリ共、皆徒仁也、婦人ノ仁ナリ、母ノ子ヲカワユガル類成ベシ、或ハ孟子ニ泥ミテ不レ忍レ人心ナドト云フ、是又婦人尼御前ナドノ心也、又不レ嗜レ殺ヲ仁トスルモアリ、寔ニ殺ス事ヲスカンハ仁者ノセザル事ナレドモ、サイフトテ人ヲ固ク殺サヾルハ仁ニハ非ズ、是皆理學者ノ輩多クハ心法ニカヽリテ仁ヲトクユヘ、古ノ道ニ非ル也、安民ト云ハ世俗ノ所謂慈悲ト云ヤウナル事ニハ非ズ、民ヲ安穏ナラシムル事也、安穏ナラシムルト云ハ、飢寒盗賊ノ患モナク、鄰里ノ間モ頼モシク、其國其世界ニハ住ヨク覺エテ、其家業ヲ樂ミテ民ヲ一生樂ヲスルヤウニナス事也、天命ヲ受テ天子トナリ、諸侯トナルハ、民ヲ安ンズルハ天子諸侯ノ職分也、カク云ヘバ事ラシク高キ事ノヤウナレ共、タトヘバ輕キ者ノ己ガ妻子ヲ苦ニスル心也、妻子ハ我ニ生レツキタル眷屬ナレバ、見放シテハ叶ハヌモノ也、去バ何ク迄モ我役介ニセデ成ヌト思ハザル事ハ、誰人モ如レ是、去共是ハ仁ニ非ズ、其心ノ量我妻子眷屬ニ止ル故也、天子ノ天下ヲ我役介ニシ、諸侯ノ一國ヲ我役介ニスルハ、是心ニ替ル事ナシ、是ヲ民ノ父母トハ云也、政道ヲ執行フ事ハ此心ヲ忘レザルベシ、是仁者ノ心ニテ王道ノ大本也、古ノ聖人ノ道ト云モノヲ立玉ヒ、我死テ後マデヲ苦役介ニシテ、永ク世界

ノ民ノ安ラカナルヤウニト、深遠ノ思慮ヲ回ラシテ立玉ヘル事也、去バ聖人ノ道ヲ學ブニハ、此心ヲ離レテハ會得成難キ事ナルユヘ、論語ニハ依ル二於仁一ト云、孟子ニハ居レ仁ニト云リ、皆此ノ安民ニ心ヲ住シテ、是ヲ離レズシテ聖人ノ道ヲ學ブ事也、タトヘバ刑罰ヲ行フモ其人ノ惡ヲニクムニ非ズ、罪ヲ犯スモノハ畢竟至愚ナルユヘ罪ヲ犯スナレバ、最不便ノ事也、去共衆民ノ害ト成故ニ刑罰ニ行フ也、風俗カ化ヲ亂ル族ハ害ノ及ブ處大キ成故其罪大キ也、去バ安民ノ心ニ住シテ行フ刑罰ハ仁ノ道也、人ヲ殺サヾルヲ仁トスルニハ非ズ、又身ヲ脩ル事ヲ先トスルモ、人ノ上ニ居ル者ノ身ノ行儀正シカラネバ、下ヨリ敬信セズ、敬信セザレバ命令行ハレズ、安民ノ功ヲナシ難キユヘニ、身ヲ脩ムル事也、身ヲ脩ムルヲ推及ボシテ、其餘ヲ以テ民ヲ治ムルト云ニハ非ズ、禮樂文物モ美觀ヲコノミカザリノ事ニ設ルニ非ズ、民ヲ安ンズル道具也、五倫ト云モ士農工商ノ分レタルモ、天然ノ道ニハ非ズ、民ヲ安ンズル爲ニ聖人ノ立置キ玉フ道也、如レ是聖人ノ道王道ノ全體、コレヲハナレテ外ノ事ハ一事モナキ也、去バ人君タル人ハタトヒ道理ニハハヅレ人ニ笑ハルベキ事也共、民ヲ安ンズベキ事ナラバ、イカヤウノ事ニテモ行ント思フ程ニ、心ノハマルヲ眞實ノ民ノ父母トハ云ナリ、輕キ者ノ妻子ヲスゴストテハ耻ヲモカヘリミザル心ノ如ク也、後世ノ人君下ニ向テ己ガ才智ニ誇リ威勢ヲ振フハ、民ヲ安ズル心ニ任セズ若輩ナル心ヲハナレヌ故、却テ下ノ爲ニ輕ンゼラル、是皆小童ノ致ス處也、父母ノ子ニ向テ才智ヲ爭ンハ、ヲトナゲナキワザナラズヤ、殊ニ近來ノ風儀ハ上ヲバ恐ロシキモノヽヤウニ下ニ思ハス

ルヲヒトツノ術ト覺ユル人多シ、是ニヨリテ臣ハ君ヲ恐レ、民ハ奉行ヲサゲスミテヒタモノニヌリ隱スユヘ、下情壅塞シテ上ニ達セズ、上下隔絶ノ否ノ卦ノ勢ニナリユク、皆安民ノ心ニ任セヌ故也、又「在レ知レ人」ト云ハ智ノ德也、聖人ノ智ト云ルハ世俗ノ了簡トハ各別也、或ハ物ヲ知リタルヲ智ト思ヒ、或ハ才智利發ノヌケ通リテ、二相ヲサトルヤウナルヲ智ト思ヒ、或ハ方略ニ長ジ難ヲ救ヒ用ヲ辨ズルヲ智ト思ヘドモ、ソレラハ皆智ノ一端ニテ小智也、人君ノ大智ニ非ズ、人君ハ人ヲ知リテ以テ智トス、是智ノ德也ト云ヘドモ、全ク仁ノ道也、何ホド民ヲ安ズル心ニ任ジテソレコレニ其工夫ヲナス共、天下國家ハワレ一人ニテ治メラレヌモノ也、人ノ才智ニ限リアリ、精力ニ限リアリ、思慮ノ及バヌ處也、故ニ人君ノ智ハ我智ヲ智トセズ、ヨキ人ヲ知テ委任スルヲ人君ノ大智ト云、治道ニ心ヲ盡ス人君後世ハ多ク自身ニ細ナル事ヲ聞キ、何事ヲモ一事ニ殘サジト手サバキニスル人多シ、大ナル僻言也、小事ニ心ヲヨスレバ、大ナル處スタルモノ也、故ニ古ハ三公スラ職掌ナシ、元首叢脞ノ戒、二典三謨ノ終リニアルハ、是聖人ノ大禁戒也ト知ルベシ、去レバ人君ノ職分只人ヲ知ルヒトツニ歸シテ、是ヲ人君ノ智ノ德ト定メ、外ノ智惠ハ入ラヌ事也、此大智アレバ安民ノ功ハ心ノマヽニ成事也、故ニ古ヨリ聖賢ノ君ノ能ヲ稱歎スルニハ、外ノ美事ヲバ稱セズ、賢臣ヲ得タル事ヲカゾヘテ稱スル事、是假初ニ云ルニモ非ズ、古ノ人ハ道ヲヨク會得シタルユヘ、ホメ處ヲ知テホメタル也、堯ハ舜ヲ得、舜ハ禹ヲ得、禹ハ皐陶ヲ得、皐陶ハ伊尹ヲ得、高宗ハ傅說ヲ得、文王ハ太公望散宜生ヲ得、桓公ハ管仲ヲ得、

穆公ハ百里奚ヲ得、高祖ハ三傑ヲ得、太宗ハ魏徴ヲ得タル類也、故ニ人ヲ知ルヲ以テ人君ノ大德トスル也、愚ナル人ハ人ヲ知ルト云ヘバ、アマネク臣ノ賢愚ヲ悉クニ知ラントス、是道ヲ知ラザル過也、タトヒ聖人ノ知ナリトモ普ク知リ盡ス事ハ成ヌ事也、賢人ヲ知テ擧用ヒ委任スレバ、其賢人ガ段々ニ又賢者ヲ薦達スルユヘ、殘ル賢者ハナキ事也、去共第一ノ難儀ハ一人也共賢者ヲ知ル事カタキ物也、習俗ノ內ニ陷リテ其眼ヨリ見テハ、我眼ユガムニヨリテ賢者ハ見ヌモノ也、見エガタキ者ヲヨク知ルユヘ、是ヲ大德トスル事也、又愚ナル者ノ料簡ニハ、人ヲ知ルト云ハ人ノ長短得失ヲ知、盡ク其人ヲ用ントスル時ハ、人ヲ用ル事ハ成ヌモノ也、人ヲ用ル道ハ、其長處ヲ取テ短處ヲ構ハス事也、長處ニ短處ハツキテハナレヌ者ユヘ、長處サヘ知レバ短處ハ知ルニ及ズ、長處短處ヲツブサニ知ントスレバ、短處ヲ氣遣フ心ツキ故、長處ヲ用ルコトナラヌ物也、堯ノ鯀ヲ見ソコナヒ、周公ノ管叔蔡叔ヲ見アヤマリ給フニテ、聖賢ノ人ヲ用ルヤウヲ知ベシ、必過ナカラントスルハ、聖人ニ勝ラントスル也、去共其長ズル處ヲ知ルコト難シ、是又愚ナル人ノ誤リ也、唯其人ヲナガメ居テ其長處ヲ知ントスル故、一生ナガメテモ見エヌ也、人ハ活物也、過シ昔ヲミテ其人ヲ知リ極ムル事有ベカラズ、用テミレバ長處アラハルヽ物也、委任スレバ人ハ活物ナルユヘ、人君ノ用ヒヤウニテ人才ヲ養ヒ成シ器量ノ人出來ル也、我ト我身ニテモ我才ノ長處ヲ知ラヌハ、用ヒテ見ヌ故也、增テ人ノ才能ヲ用ヒズシテ知ントスルハ、神通ヲ得ント願フニ似タリ、愚ナルノ甚キニ非ズヤ、故ニ書經ニ采采トアリテ、人ヲ知ルニハト

カク用ヒテ見ル事聖人ノ道也、古ニ書ト云ルハ書經也、書經ノ語ハ如レ是平易ニシテシカモ實用有ル事ナルヲ、後世ノ儒者聖人ヲ信ズル事淺キ故、書經ヲ讀事アタハズ、孔子ノ後世ノ爲ニ傳ヘ玉ヘル御心ヲ空クスルハ、淺猿キ事也、去共後世ノ人君人ヲ用ル事能ハズ、賢才ヲ知事能ハズ、安民ノ心ニ任セザルユヘ、己ガ物ズキニ合テ人ヲ使ントス、人ノ氣質區々ナルヲ皆我モノズキニ合セントスレ共、イカデ同ジヤウナル人有ベキ、去ドモ人君ノ威福ニヨリテ此心ヲ以テ人ヲ用ユレバ、下又人君ノ心ニ合セントス、是阿諛逢迎ノ生ズル本ニテ、人才愈デキヌ也、人ノ氣質盛ナルユヘ、長處又思ノ外ナル物也、氣質ノ我ト殊ナル人ヲ用ル時ハ、彼ガ長處吾短處ヲ補フテ、人ヲ用ユル益ヲ得ル事ナルヲ、臣ヲバ唯ツカヒモノト覺ユ、我心ニ合セテ使ントシ、備ハルコトヲ一人ニ求メテ過ヲ咎ル事強キユヘ、今時ノ官人ハシオチナキヤウニトバカリ立廻ルコト世ノ風俗トナリテ、何事モ例ヲヒキ云合セテ專トス、是ニ依テ愚庸ノ人モ大役ヲ勤ムル事ナリ安ク、ソノハテハ人ノ才智自ラ生ズ、ヨク用ヒバ才能生ズベキニ、人モ皆愚庸ニ成行也、ソノ愚庸ナルヲ見テハ、今ノ世ニハ賢才ナシト云ハ、孟子ニ云ル歲ヲ罪スル類ナルベシ、天地ノ德ニテ何レノ世ニテモ、其世ニ用ルホドノ才能ナキト云事ハナキ事ナルヲ、吾智ノタラヌヲバ知ズシテ世々賢才ナシト云ルハ淺猿キ事也、古ノ世國ニ賢才ナシト云ルハ、上ニ賢才ナキ事ヲ云也、盛世ニハ賢才上ニアリ、衰世ニハ賢才下ニアリ、是又古今一轍ニテ萬古不易ノ常理也、今ノ諸侯ヲ見ルニ、先祖正統ノ血脈ハ大形斷テ、旁支ヨリ家ヲ繼ギタル類十ニ七八ナリ、

是ヲ以テ占フニ、先祖ノ澤漸ク盡ルニ似タリ、去バ上ニ愚庸ノ人多キモ最早其時節ト見ヘタレバ、賢者ヲ下ニ求ル時節ナリト知ルベキ也、此二句ヲヨク受用シテ國家ヲ治メバ、タトヒ制度ヲ立替ズトモ中醫ノ療治ニハ當ルベキ也、慦(ナマシヒ)ノ事ヲセンヨリハ、老子之道ヲ行ヒ文帝ノ治メ聖人ノ次也ト知ベシ

一 制度ヲ立替ル事ハタヤスク口外仕ラザル事ナレドモ、下問ノ切ナルニ引レテ荒増ヲ述テ努々他言シ玉フベカラズ、御口ヲ堅メ奉ル事恐多キ事ナレ共、他人ニ漏レナバ何ノ用ニモ立ヌ事ノ廣マリテ、輕薄ノ輩是ヲ聞カバ朝政ヲ輕ンズル人ヤ出來ン、去バ太平ノ國恩ニフケル身ノ國家ノ御用ニハタヽデ、我口ヨリカヽル人ノ出來ンハ、勿體ナキ事ノ甚キ也、又輕卒ナル人君聞玉ハヾ、カルハヅミニ最ト思召シ、聞取法度トヤラン、篤ト合點行ヌ事ヲ行ハントシ玉ハンハ、却テ騷動出來シテ國脈ノチヾマリトナラン、何レニモ冥加ノホド恐ロシク存ジ奉ルユヘ、御口ヲ堅メ奉ル也

一 制度ヲ立替ルト云ハ風俗ヲナホサン爲也、風俗ハ世界一様ナルユヘ、大海ヲ手ニテ防グ如ク、力業ニテ直シ難シ、是ヲ直スニ術アリ、是ヲ聖人ノ大道術ト云フ、後世理學ノ輩ハ道理ヲ人々ニトキヽカセテ、人々ニ合點サセテ其人々ノ心ヨリ直サントス、米ヲ臼ヘ入テツカズシテ一粒ヅツシラゲントスルニ同ジ、正眞ノ小刀細工也、又小人ノ術ハ長久ニ用ラレズ、シカモ術ノ迹見ユル故ニヨリテ下ノ奸知ヲ引起シ、上ヲ疑ヒ上ヲサゲスム心ヲ釀成シテ益風俗ヲ惡クナス、近年某侯ノシカタノ如ク風俗ハ

習ハシ也、學問ノ道モ習ハシ也、善ニナルヽヲ善人トシ、惡ニナルヽヲ惡人トス、學問ノ道ハ習熟シテクセニナス事也、故ニ孔子ハ「性相近也習相遠也」トノ玉フ、論語ニハ時習ト云語ヲ卷頭ニ置タリ、「習與レ性成、習慣若ニ天性ニ」ト云ル古語モアリ、中庸ニハ「誠者天道也、誠レ之者人道也」ト云ヘルモ、習ハシニ染ミテ生レツキ同前ニナルモノ成事ヲ云リ、故ニ聖人ノ道ハ習ヲ第一トシ、聖人ノ治メハ風俗ヲ第一トス、去バ只今迄ノ風俗ヲ移ス事ハ、世界ノ人ヲ新ニウミ直スガ如クナル故、是ニ過タル大儀ハナキ也、故ニ大道術ナラデハ是ヲナラス事ハ成ヌ也、ソノ大道術ト云ハ觀念ニモ非ズ、咒ヒニモ非ズ、神通ニモ非ズ、奇特ニモ非ルワザ也、業ノ仕カケニヨリテ自然ト移リユクコト也、今時ノ治メハ鼻ノ先ヲ世話ヲヤクヲ政ニ心ヲ盡スト云フ、天地ノ造化ハ移リユクモノ也、人ハ活物也、故ニ人事ノ變日ヲ逐テ生ズ、是生々不息ノ妙用也、カク生々不息ナル物ヲ手ニトラヘテ作リ直サントスルハ、ツヨク抑ユルホド先ニテハネカヘル事ヲ知ラズ、聖人ノ道ハ長養ノ道也、造化ニ隨テ養ヒソダテ物ノナリユキヲ能知ヲ、カクスレバ先キニテカク成ト云所ヲ合點シテ、ワザノ仕形ヲ以テ直ス時ハ目前ニハ迂遠ナルヤウナレ共、先キヘユキテ自然ト心儘ニナル也、童牛ノ牿、豶豕ノ牙、易經ノ文、深ク味フベシ、大聖ノ人飛耳長目ノ道ヲ以テ、古ノ聖人ノ制度ト、漢唐宋明ノ制度ト、吾國上古ノ制度ト、今日ノ制度トツキ合セ見ル時ハ、昔ナクテ今アルコト、昔アッテ今ナキ事明カニシルヽユヘ、當世ノナリ形チ見ユル也、當世ノナリ形チ見ユル時ハ、病ノ有トコロ明白也、今ノ風俗ノ内ヨリ見ル人ノ目ニハ見ヘ

ヌ也、タトヘバ脉ト云モノヲ終ニトラヌ醫者ニ、始テ病人ノ脉ヲトラスレバ、數ナル脉ヲモ數トシラズ、虚ナル脉ヲモ虚ト知ヌガ如シ、人ノ平脉ト云モノヲ能知ネバ、病脉ヲシラズ、聖人ノ制度ヲ知ラネバ、定規ナクテ歪ヲ知ルベキヤウナシ、故ニ聖人ノ道ヲ規矩準繩トシテ見ル事也、抑神祖海内ヲ一統シ給ヒ、諸侯ヲ悉ク御城下ニ聚置キ、民ニモ心次第、何者成共來ル者ヲバ拒ガズ、民ノ心マヽニ仕懸、仕ヨク有ヨキ樣ニシ、天下ノ財貨悉御城下ニ聚ルヤウニシ、見物所、傾城町マデ拵ヘ置キ、海内士民ノ心ヲ引キ、遊樂ニ耽リテ太平ヲ樂ミ、亂世ヲ厭フ心ノ日ヲ逐テ强ク成ヤウニ仕掛玉ヒ、桀驁ノ氣ヲ柔ラゲ、姦雄ノ心ヲ變ジ、都テノ重リヲ强クシ、重キヲ以テ輕キヲ御スル勢ヲナシ給フ、古今拔群ノ上策也、元來神醫ノ療治ナレバ、藥ノキヽ甚ク、今ノ世ニ至リテ海内ノ諸侯皆御城下ヲ鄕里ト思ヒ、己ガ國ヲイヤガル輩多アリト聞ユ、人ノ心モカシコクナリ、昔ノヤウナル無分別ナル思案ヲスル人ナキヤウニ成タリ、是悉神祖ノ大道術也、去共御代々ノ執政無學ナル故、此大道術ニヒカヘツナギ付ル事ヲ知ラズ、强キ風ニ帆ヲ十分ニ揚テ船ヲ走ラシテ錨ヲ引ザルガ如シ、今ハ止リハナク覺エ侍ル也、御代々ノ御仕置色々ニ替レ共、皆大道術ノ上ニ眼ヲツケザルユヘ、能キコトモ五歩十歩、惡キ事モ五歩十歩、益モナク損モナシ、益モナク損モナキ內ニ、世界次第ニ年ヨルニ依テ、畢竟ハ皆損ニナル也、今ノ世ノ有樣ヲ考ルニ、百千萬般ノ患ハ皆御城下ニ人ノ聚リスギタル處ニ歸スル也、諸大名諸旗本皆御城下ニ聚リ居レバ、皆旅宿ノ境界也、旅宿ノ境界ハ物ヲ買調ヘネバ朝夕ヲモ暮ス事成ヌ物故、

旅ニテハ兎角金ナリ、開闢以來ノ世々ニ只此百年ノ間バカリ、金ナクテハ叶ハヌ世界也、御城下ノ民ハ諸大名諸旗本ノカゲニテスグルユヘ、皆商人也、戸口戸籍ノ法ナク、民ノ心マヽニ御城下ニ來住スル事ヲ許シ玉フニ依テ、天下ノ商人皆爰ニ聚リ家ヲ興シ富ヲナスヲ見テ、農人モ皆化シテ商人トナル、商人ハ通ヲ司ルモノナルユヘ、商人盛ナレバ六十餘州通ジテ一マイニ成テ、今ハ上ノ御威勢ニテモ物價ノアガリサガリハ御自在ニハ成ヌ様ニ成タルハ、通ヲ司ルモノナル故也、農民モ出替リノ奉公人ニ來リテ、直ニ留リテ日雇ヲ取ホテイヲフリ、直ニ御城下ノ民トナル者、日ヲ追ヒ年ヲ追テ夥シク、今已ニ廣サ五里ニ餘リ、屋家ノ稠密イフバカリナシ、此輩昔ハ農民ニテ雜穀カテノミヲ食タル者ガ、今ハ王侯ト共ニ玉食美服ス、ワラカヤヲ炊タル者ガマキヲタキ炭ヲ用ルユヘ、米穀、味噌、薪、油ノ價日ヲ追テ貴クナル、用ル者ノ多キ故也、運上ハ古ヨリ有事ナレ共、物ニテ取べキ事也、年々ニ其價ヲセリ上ル故物價貴ク成也、六關ヲ廢スルヲ滅文仲ハ不仁トス、今ハ關所ト云モノナキ故商人田舍ニ入込ム、出替リ奉公ヨリ故鄕ヘ歸ル農民モ、玉食ノクセツキテ農民ヲ厭ヒ、皆田舍〳〵ノ小商人ト成故、諸式器物田舍ノ末々迄行渡ル、諸式ノ價日ヲ追テ貴ク成タルモ用ルノ多キ故モアリ、古ハ出家ニ成コトナラズ、南都ノ招提寺、下野ノ藥師寺、筑紫ニ一寺、觀音寺カ慥ニ覺エ侍ラズ 是ヲ三戒壇トテ爰ニテ受戒得度ス、毎年人數ノ定リ有テ心マヽニハ成ヌ事也、北條家ノ時分迄此法殘ルト見ヘテ、其時分ノ度牒ノ案紙ヲ茂卿モ所持仕ル也、弘法傳敎年タケテ出家セルモ、得度不自由ナル故、兒ニテ學問ヲシテ居タル故

也、是寺ニ兒アル起リ也、然ルニ今世ハ此制禁ナキユヘ、出家日ヲ追テ夥シ、此輩又美服玉食スルモ、用ル者多キ一端也、此外山伏願人ノ類、僧ノ名ヲ借テ僧ニ非ズ、風化ヲ敗ル事ヲ家業トシテ子ヲ生ミフヤス、如レ此都下ノ人數多テ、其人ハ皆王侯君子トトモニ美服玉食ヲスレバ、物價ノ貴ク成事尤ノ事也、古ハ天子ニ買上ナド云コトナシ、百工ニハ皆扶持ヲ賜リ、上ヨリ材料ヲ與ヘテサスル事ナリ、材料ハ皆諸國ノ御調物也、今ハ何事モ皆御買上ナルユヘ、公儀ニ御勝手成ズシテ御金ナキナド云ル事有ハ、有間鋪事ノ頂上也、古ハ儉約ヲスレバ民ノ惠ニナリ、奢レバ民ノ苦ミト成、今ノ儉約ハ民ノ痛ミニ成、制度殊ナルガ故也、果ハ年貢ヲ取立ルト其儘賣拂テ、金ニセネバ成ヌ樣ニ成テ、國ニ三年ノ蓄ナキヲ國非二其國一ト云ヘルヲモ、金ヲ蓄ル事ノ樣ニ思フハ制度殊ナル故、古ヘヲ知ラヌナリ、諸侯モ治世ノ御奉公ヲ勤ムニハ、今ノ世ニテハ金ナンドモ、不虞ノ備ヘニハ何ノ用ニモ立ヌ也、是ニ依テ百工モ渡世ノ爲ノ細工ヲスル故、衣食ニ逐レテ細工粗末ニナリ、家居モ器物モ壞ヤスク久シキニ耐ヘズ、此費モ又夥キ也、大飢饉アリテ民ヲ救ントシテモ、倉ヲ開ク事ノナラヌ世界ナルハ、法ノ差ヘバナリ、追放ハ戰國ノ遺風也、割據ノ世ニハ我國サヘ惡人ナケレバスム事也、一統ノ世ニ有ベキ事共思ハレズ、此刑有ニ依テ御城下逋逃ノ者ノ藪澤トナル、御城下ノ民旅宿ノ境界ニテ店替所替ワガ心マヽ成ユヘ、第一ハシマリナク法令キカズ、鄰里鄕黨ナキ故風俗タヽズ、惡ヲスル事ヲ不レ知、惡人四方ニクヾリアリキテ御城下ヲ隱レ家トス、御旗本ヨリ民迄モ、統屬ナク頭ト云モナク、一段モ二段モ上ヨリ及

ビゴシニ支配スル故、頭有テモ頭ノ詮ナシ、代官モ及ビゴシノ支配ナル故、下情ヲ知ヌコト最也、代官ハ古ノ縣令ナリ、然ルヲ租税ヲトリ立ル役トバカリ思フテ、勘定頭ノ支配ニスル事戰國ノ風俗也、下職ニ定テ立身モナク、然モ租税ヲ取立ル事ヲ役ト計思ヒ、其身御城下ニ住ノ下情ニウトク、手代任セニスル故職ニ叶ハヌ事最也、總テ人ハ下輩ニアヒシラヘバ下輩ニナル、シカケ次第ノ物也、總ジテ奉行皆及ビ越ニナルユヘ下情ニウトク、知レタル事モ知ラヌユヘ何事モ僉議强クスルニ依テ、下ハ何事モ上ヘ訴ルヲ大造ナル事ニ思ヒ、暇ヲツブシテ渡世邪魔ニ成ヲ厭フテ、惡人有テモ官ニ申サヌヤウニ成行タリ、總體御城下ニ住人鄕里ノ好ミナク、浮雲ノ如ク成境界ニ武家モ町人モ暮ス事哀レナルコト也、制度ヲ立替ルト云ハ聖人井田ノ法也、愚妄ノ儒者ハ井田ト云ハ、田地ヲ碁盤格子ノヤウニワル事ト計思フ也、井田ノ法ハ萬民ヲ土着セシメ、鄕黨ノ法ヲ以テ民ノ恩義ヲ厚クシ風俗ヲ直ス術也、萬民土着セザレバ政教共ニ行ハレヌ故ニ、是ヲ王道ノ本トス、先ヅ御城下ノ町人ヲ擇テ、田舍ヨリ十年已前ニ來リシ人計ヲ留オキテ、永ク御城下ノ民トスベキ事也、十年已來ノ人ヲバ、其故鄕〳〵ノ領主ニ申付テ人返シヲスベシ、其領分ノ人所ニ住カネテ他所ニ出ルコト、元來其領主ノ罪也、イカヤウトモ其鄕黨ヲ離レヌヤウニスベキ事、惡人ヲ追放シテ他所ヘ遣ハスハ手前ノハヂ拂也、追放ノ代ニ徒罪ヲ行ヒ、或ハ武家或ハ鄕民ノツカヒ者トシ、或ハ人足トシテ苦役スベキ事也、御城下ニ殘リ留マル町人ニ濫ニ店替所替ヲスル事ヲ禁ジ、公事訴訟一切ノ治メモ、皆町ノ名主ノ職分トスベシ、是古ノ三老ノ

職也、惡人モ其所ニテハ能知ル、モノ也、去共町奉行ノ支配ニテ申出スハ僉議六ケ鋪ナルユヘ、隣ニイカヤウナル事有テモ、ミス〳〵ノ事ヲ申出ヌハ御城下ノ風俗也、下知命令ヲ以テ申出ヨト云タル分ニテハ、曾テ申出ヌコト下ノ情也、今時ノ奉行役人ハ身ノ自慢強ク、下ヲバ虫ノ如ク思フ事是貴人ノ常態也、何ホドノ聰明ニテモ及ビゴシニハ成ヌモノ也、名主サバキニテハ依怙ヒイキモ有ベケレ共、奉行捌ニテモエコヒイキハ有ル也、治道ハ總體ノ爲ヨキヲ以テ大體ヲ得ルトハ云ナリ、近年出石ト豐國トニ人殺ノ公事アリテ、殺シ主知ヌニ依テ江戸ニ訴ヘタルヲ、其公事三四年引ズリテ、遂ニ其殺シ主知レザリキ、是公儀ノ奉行我官位ニ自慢シテ、身貴レバ智慧モ家中ノ士ヨリハヨキト思ヘル也、其所ノ守護ノ吟味ニテ知レヌ事ノ、百四五十里外ヨリ何トシテ知ラルベキヤウナシ、畢竟下手人ヲ出シテ事スム事也、其領主ノ吟味ニテ知レズンバ、貧乏鬮ニ成共シテ、下手人ヲ出スベキ事ヲ僉議仕候トテ年月ヲヒキズリ、果ハ埒明ズシテ終ル事、愚ノ甚キナラズヤ、殺シ主ハ其所ニテ皆知ルコト也、然ルヲ徒黨シテ隱シタル事明白也、去バ其罪ハ殺シタル人同然ナレバ、何者ニテモ其中ケ間ニテ殺サン事、非法ノ刑ニハ非ル也、田舍ハ名主ノ治メニテ村々ハ皆治ル也、茂卿幼時田舍ニ十年餘リ住タルニ、盜賊ナドハ田舍ニハ曾テナキモノ也、百姓ハ夜モ戶ヲ立ズシテ寢ル也、是旅人ナキ故也、惡人ヲ容ル所ナキニ仍ル也、去共他村トノ地論、山論又博奕打ノトホリ者ナド云者アリ、是強盜夜討ヲスベキ者也、又川除、堤ノ普請ナド是皆其處ニスマデ眞ノ治メヲナシガタシ、三五千石取人ヲ代官ニシ、郡代

ト成共何ト成共外ノ名ヲ付ケカヘテ、役儀ヲ結構ニシ一切ノ事ヲ制シムベキ事也、公事沙汰モ其處サバキタルベシ、扨御旗本ヲモ家中ヲモ、武士ヲバ皆己ガ知行處ニ居住サスベシ、御城下ハ旅宿ナル故勝手ノ成ヌ事最也、田舍ニテハ衣食住ノ三ツヲ買調ル事ナキ也、筋骨モ丈夫ニナリ、弓馬モ學バズシテヲノヅカラ用ニ立ベシ、第一武士ヲ城下ニ聚オク故、日本總軍兵ノ數古ヨリハ減少ス、秩父ナドハ僅ノ地ナリ、畠山イツモ賴朝卿ノ先手ヲシタルハ、土著スルトセザルトノ違ナリ、其上出替リノ者ヲ使フユヘ、小身者眞ノ家來ヲモタズ、肝心ノ時ニ至テハ千石取ノ徒モ同前ナラン事、慮ルベキノ甚キ也、出替リ者ヲ使フ時ハ、主從共ニ主從ノ道ヲ知ラズ、主人モ從者ヲ苦ニスルコトヲ知ラズ、下人モ十方檀那ノ心也、平生此心持成故、上ニ仕ルモ覺ヘズ此クセ出ベキ也、第一武士共御城下ニテ成長スルユヘ、筋骨日々ニ弱ク、奢侈日々ニ長ズ、家ニ常々出入スル輕キ者、或ハ久キ召仕ノ引込テ家持タルハ皆町人也、幼少ヨリカヤウノ人ヲ心易ク思ヒ習ルヽニヨリテ、武士ノ心町人ラシク成行モ斷也、田舍ニ住マバカヤウノ人皆百姓ナラン、百姓ニナレタランニハ無骨成ベケレドモ、町人ニハ遙ニ勝レリ、妻子モ繁華ヲ見習テ縫織ニ怠ル、其人ノ生タラン子ナド尫弱ナルマジキヤウアラン、御役人ハ各別ノ事也、御番衆抔ハ肝心ノ御奉公ト云ハ、鎗ヲ握リテ勤ル事也、今時ノ公家ヤウナル武士何ノ用カ立ベキ、御城下五里四方ヲ出ル事成ネバ、關八州ノ地理ヲモ兼テ知置ズ、覺束ナキ事也、且武士關八州ニ充滿スル時ハ、タトヒ大飢饉ニ及トモ强盜夜討ノ類有マジキ也、鷹師、餌指、鳥見ナドノ民ヲ惱ス事モ

自ラ成マジキ也、百年以來農民計田舍ニ住テ、上ニ尊キ人ヲ戴カズ、此クセヲ付置事是又慮ルベキ事也、但シ近年ハ知行所三所ニモ四所ニモ有テ便利ナラズ、總ジテ村里ヲ細ニワル事宜シカラヌ事也、一人ノ知行所ハ一所然ルベシ、如此武士ヲ在々ニ置ンニハ、其頭及ビゴシニテハ不レ可レ然、所々ニ旗頭ヲ立ベキ事也、右ノ如クノ制度ニテ御城下ノ人數出ナクナリテハ、物價自ラ賤クナリ、商人ノ勢大キニ衰フベキ也、諸大名ノ交替ハ人數減少ナルベキ事也、總ジテ關八州ノ人ハ關八州ノ米ヲ食スル程ニ有ベキ事也、萬一ノ事アラン時、諸人饑死ノ慮平日ヨリ有ベキ事也、其時ニ至テ食ヲ求テ國々ニ逃散ラバ、遠國ノ聞ヘ以ノ外ノ事成ベシ、去ドモ愚ナル人ハ御膝元ヲ手バナシ置事ヲ氣遣也、是小量ノ心也、總ジテ人ハ人ノ働ナラデハセヌモノ也、倒ニアリク人モナシ、空ヲ飛人モナシ、人ノスル事ハ皆覺ヘノ有事ナルニ、何ノ氣遣カ有ベキ、今時ノ風俗ヲ見ルニ、唯子供ナドヲモリヲスル如クシテ仕損ヒヲセヌヤウニ法度ヲ出シ、世話ヲヤク事今ノ役人ノ常態也、何ノ役ニモ立ヌ事也、小過ハユルスベシ、アシキ事ヲ爲タランニハ、腹切ラセンヨリ外ノ事ハナキナリ、御城下ニクヽリツメテ置タレバトテ、惡事ヲセザル者モナシ、又當世ノ風俗ニ我眼前ヲ立廻ル者ヲバ奉公ヲスルト思ヒテ、目ニ見ヌ者ヲバ奉公ヲセヌト思フ事、庸君ノ常態也、ネルモ奉公ト云諺ヲカシキ語ナレ共、眞實ノ道理ヲ盡セリ、手足ヲ强クシ身上ヲ直シ、肝心ノ御用ニ立ツ心掛ヲシタランハ、ナド奉公ニ非ルベキ、主人目前ヲカケマワリタガル者ハ皆追從者也、追從ヲ奉公ト思フハ習俗ノ誤リ也、其上色々ノ志アリ、志ニ大

小有テ、志小キナルモノハ小キ御奉公ヲ心ガケ、志大キ成者ハ大成御奉公ヲ心ガクベキヲ、一概ヲ以テ見ル事ヲカシキ事也、人才ノ生ゼザルハ皆如レ此、習俗ノスル所也、當然ノ御用ニ立ズ共、一藝一能ヲ成就シテ、何ンノ代ニハ何某ト云者名人也ト後代ヨリイハレンハ、其御代ノ人君、其家ノ大將ノ名望ニハ非ズヤ、如レ此ハ隙ナル上ニテナラデハ成ヌモノ也、ヨシ〳〵大祿ヲ取テ一生夢デ居ル人有共、奉公ナシト云ベカラズ、晏子ハ吾祿ヲ分テ親戚故舊ヲ賑ハシ、晏子ガ蔭ニテ身ノ立ヤウニナシタルヲ、君ノ賜ヲ空クセザルト云リ、去バ大祿ハ世ノ潤ニナル成レバ寢テ居ルモ奉公也、近來ノ風俗只人ヲ一樣ニナシタル事、上タル人ノ通弊也、是ヨリ諸事云合セニ成、人ノ眞似ヲシテ恭スヤウニ成行テ、身ニハマリ實ノ奉公ヲスル者ナシ、子供ヲ育ルニハ、幼少ヨリ利口ニシナスニ依テ、合口ニ鐸ヲ打タルヤウニ人々成ユキテ、大量ノ人出來ズ、安藤帶刀ナドハ、三十バカリ迄ハタワケト言レタル人也ト承ル、此五六十年以前迄ハ、大形ハ廿歳計ニテ元服シテ、夫迄ハ子供ノ內也、今ハ十四五ヨリ元服シテ、公儀ヲ勤ルヤウニ成タル也、世ノ風如レ此成行ニヨリテ、子供皆ヲトナラシクナレ共、上ヲタシナミ外ヲヌリ隱ス事ヲ第一トスルニヨリテ、心ノ內ニハ子共ラシキ心後マデモ拔ヌナリ、茂卿ハ幼ヨリ僧ニ多ク付合侍ル、僧ハ俗人ト替リテ常ニ淫心絕ヌモノ也、是外ヲ嗜ムニ依テ也、今時ノ人年重クル迄オトナシキ心ノナキハ、早クオトナシキ眞似スル故也、武士ヲ田舍ニテソダタセテ、幼少ノ內ハ心ノマヽニハネアリカセ、智慧ノ遲ク開クルヲ構ハズ置タランニハ、大量ノ人多ク出來ルベシ、國ノ

水土一樣ナラネバ、自然トサマ〴〵ノ物出來リテ、鑿モアリ、サイ槌モ有、鋸モ有、斧モアラバイカヤウノ家モ出來セン、石膏モ有、附子モ有、人參モ有、莪朮モアラバ愈ス病モ有マジ、武士在々ニ散在セバ、自然ニ都下一種ノ惡風俗ハナクナルベキ也、又今ノ世ニヲホチヤクヲシテ引込居ル者有、大形ハ上下ノ分辨嚴ニシテ上ヘノ親ミ薄クナリ、上ヨリヤカマシク過失ヲ糺スニヨリテ也、是上タル人ノ過也、又身上成ズシテ引込居ルモノ有、餘儀モナキ事也、是制度ノ失也、又御城下ヲスカスヲ不用心ト云人モ有ベシ、妻子足弱ヲ多ク聚メ置タルハ、却テ不用心ノ至極也、大軍ノ統紀ナキ時ハ友崩必然也、火事ノ時ノ混亂ニテ、不虞ノ時ノ事想像ルベシ、去バ右ノ如ク制度ヲ立替ン事、珍シキ事ニ非ズ、異國ノミニ非ズ、吾國モ昔ハ皆如レ是也、然ルニ爰ニ心ヅク人ナキハ不學ノ過也、聖人ニ法リ古ヲ稽ヘテ制度ヲ立替タランニハ、世界新シク成テ政道安ラカニ行ルベキ、去共此事急々ニ成ヌ事也、命令バカリニテ立替ントセバ、世界騷動ニ成ベシ、人ハ今迄ノ習ハシクセト成、新シキ事ニ驚ク事常ノ情ナル故也、故ニ是ヲ立替ルニ又術アリ、術トハ人ヲ以テ行フ也、去バ「在レ安レ民、在レ知レ人」ト云二句猶更肝要也、民情舊キニ滯リテ、物價コレニテモ賤ク成難クンバ、平準ノ法ト云事有、猶々安民知人ノ二句ニ非レバ行ハレヌ事也、右ノ如ク制度ヲ立替ルハ五道ノ地ヲ作ル也、コノ上ニ禮樂ヲ以テ治ル心、王道ノ至極也、禮樂ニ非レバ風俗モ直ラズ、儉約モ成ヌモノ也、是聖人ノ妙術也

一 人才ヲ生ズルハ學問ニ越ル事ナシ、學問文字ヲ知ルヲ入路トシ、歷史ヲ學ヲ作用トスベシ、民間

ノ輩ニハ孝悌忠信ヲ知シムルヨリ外ノコト不レ入也、孝經、列女傳、三綱行實ノ類ヲ出スベカラズ、其外ノ學問ハ人ノ邪智ヲ增シ散々ノ事也、民ニ邪智盛ン成バ治リ難キ物也、是ヲ敎ルニ術有ベシ、士君子ノ輩ハ文字ヲ知ルヲ要トス、近年理學ハヤリテ惡キコトヲ云散シ、其習シ儒者ノ常語ト成テ、文字ヲ知ズトモ道理ヲ知レバヨキト云ハ大ナル僻事也、文字ヲ知ネバ道理モ暗キモノ也、小者中間ノイロハヲ知リタルトハモノヽ、心得各別ナル物也、是ニテ推知スベキ事也、增テ心法修行ナド云ヘルヤウナル坊主ラシキ事ハ、大形ハハヤラヌガ能事也、只歷代ノ事迹ヲ知レバ、必國ノ道モ、軍旅ノ事モ、平生ノ行、忠臣義士ノ迹モ皆其內ニアリ、道理ヲ聞ヨリモ其事迹ヲ見ンハ感發ノホド各別ナルモノ也、文字ヲ知ラスルニ術アリ、法令ヲ費ヤサズシテ自然ト學問ヲセネバ成ヌヤウニ成ベキ也、何事モ〳〵聖人ノ道ヨリ見レバ明ラカニ見ユ、聖人ノ道ヲ行フ時ハ心ノマヽニ成事也、茂卿ハ存候ナリ

太平策終

度量衡考

荻生徂徠
同　北溪合著

度量衡考 敍

自昔者淳古葦籥至虞書、而律度量衡大備、三代稽古法度彌章、秦氏滅學其道漸微、及王莽之際考論音律、劉歆條奏、班固因志之、此秬黍之所本自也、自魏晉而下、器法湮滅、度尺訛替、於是以累黍求尺、則有所會古故、魏元延明公孫崇劉芳元匡、奉詔議黍、或度其長、或度其廣、或度其二縫、益精益繁、要爭毫釐於彷彿耳、按漢志、度其法用銅及竹云、量其法用嘉量云、權其法用玉衡云、此歆意亦不可專具秬黍也、蓋秬黍所謂粟蔚蠶絲馬尾類、不足以存作者之精微矣、其所以生權衡度量、亦憑譬喩而言之、假容以黃鐘、槩以井水、此其僞辭可以眩人、宋帝患音樂甚高、詔儒臣議定、則和峴胡瑗阮逸李照范鎭等、專以改作音律、求之漢志之文、謂以律生尺、得古之制、王朴始用尺定律、而聲與器失之、從此而後、考鐘律家、不憚擅作權衡度量、卒極明朱載堉所造尺量無法、茂卿嘗撰度考量考、原隋志晉前尺爲古周尺、謂魏徵避唐玉尺爲古尺、不敢斥言、乃以十五尺比晉前尺、曲從次序以示歸趣、此其婉而成章也、蓋其意取諸荀勗校定古器七品、精覈可據、今依其文之所序、則周漢至唐、無一出乎私意、而可得之、唐至于今、存諸史籍之事證、其量由尺亦可得而推、唯權無關尺、乃闕諸考、適會進呈遂

命ニ局官一鑄ト金、據ニ隋志一驗ニ古稱一若ニ符契一、臣愚昧敢作ニ衡考一、以附ニ前書一、尊俾下ニ臣觀及平義質一、校ニ正前書一、以ニ諸所レ引原本一、其明三種尺、以ニ嘉靖段匹、今江南官斗步弓裁縫尺一、我田畝里程、以ニ文武令ニ而修ト之、而後俯賜ニ省覽一、乃刊ニ布之一、彼夫歷世差變、士束ニ時論一、蓋魏徵輩將下俟ニ今日一不ト耐ニ不窮一、伏惟國家於下古聖人同ニ律度量衡一之道上、殆亦千載一時、此其所ニ以示ニ諸天下後世一也

享保十有八年歲在癸丑孟陬之日、

東都講官　物　觀謹識

題度量考後

陪臣道濟家有ニ茂卿所レ遺度量考二卷一、使下ニ物觀一來求上レ之、乃進ニ物觀一、觀進ニ其書一、其書率據ニ隋志一而爲レ說、按周景王鑄レ鐘、問ニ律於泠州鳩一、對曰、夫律者所ニ以立レ鈞出ト度、鈞有ニ五則一、權衡規矩準繩咸備、太史公律書云、王者制レ事立レ物、法度軌則一稟ニ於六律一、爲ニ萬事之本一、此其班志所謂黃鐘所ニ本自一也、秦氏以前未レ聞ニ其詳一、今量ニ其所ニ容受一不レ合、蓋爲ニ劉僞辭一、淮南子云、律數十二、蔚而當ニ一粟一、說苑云、度量權衡以レ粟生、易緯云、十馬尾爲レ分、孫子算術云、蠶所ニ生吐一爲レ忽、所謂秬黍所ニ本自一也、

此皆起レ數之源、蓋以二大小無一レ準、累至二丈引斗斛鈞石一則益舛、要班志所レ載、器法湮滅、不レ可二得知一矣、後世累レ黍求レ尺、由三公孫劉元輩惑二諸僞辭一始也、唐因驗二乎玉尺一、欲レ繼二北朝一也、魏氏嘗辟二時論一託二諸隋志一以著二其意一、謂晉荀勗量二古器一制レ尺、精覈可レ據也、以二此尺一爲レ本、以校二諸代尺一云、吾邦今尺唐大尺、茂卿以二今尺一而校レ之、得二諸代度量一而著レ之、逮二建隆皇祐元豐之間諸儒、蓋亦三致一意焉、或稱三晉前尺爲二古周尺一、而溺二於黄鐘一、依然未レ悟者、以下六朝而來淪二于人心一、尚爲中時論上也、故茂卿特規二劉誤一、猥對下魏侯二後世一之義上、方下今需然下二德音一、求二讜論一之際上、鄙臣愚不レ勝二惓惓一、敢進二鄙人固陋之言一、如三相如妻於二所忠一、因拜手以識二於後一

享保己酉正陽之日

郡山書記　物　道濟　謹書

度考

東都　物　茂卿　著
平安　平　璋　閱

周漢尺

隋書律歷志曰、今略二諸代尺度一十五等、並異同之說一如レ左

一、周尺、漢志王莽時銅斛尺、後漢建武銅尺、晉泰始十年荀勗律尺、爲晉前尺、祖冲之所傳銅尺、徐廣徐爰王隱等晉書云、武帝泰始九年、中書監荀勗、校大樂八音不和、始知爲後漢至魏尺長於古四分有餘、勗乃部著作郎劉恭、依周禮制尺、所謂古尺也、依古尺更鑄律呂、以調聲韻、以尺量古器、與本銘尺寸無差、又汲郡盜發魏襄王冢、得古周時玉律及鐘磬、與新律聲韻闇同、于時郡國或得漢時故鐘、吹新律命之皆應、梁武鐘律緯云、祖冲之所傳銅尺、其銘曰、晉泰始十年、中書考古器、揆校今尺、長四分半、所校古法有七品、一曰姑洗玉律、二曰小呂玉律、三曰西京銅望臬、四曰金錯望臬、五曰銅斛、六曰古錢、七曰建武銅尺、姑洗微强、西京望臬微弱、其餘與此尺同、銘八十二字、此尺者勗新尺也、今尺者杜夔尺也、雷次宗何胤之二人作鐘律圖、所載荀勗校量古尺文、與此銘同、而蕭吉樂譜謂爲梁朝所考七品謬也、今以此尺爲本、以校諸代尺云

按唐承周隋後、以玉尺爲古周尺、以調律呂作冠冕、又以此作量衡、湯藥用之、太宗御製晉書載荀勗尺、略而不詳、其臣房玄齡等亦是之、其注管子、亦以玉尺解之、唯魏徵心知其非、而國是所在、口不能言、故其撰隋書、獨詳具始末、又以晉前尺爲本、以校諸尺、所謂周尺王莽時銅斛尺、建武銅尺、荀勗晉前尺、祖冲之銅尺、一也、並稱徐廣徐爰王隱等晉書者明諸家無異說也、載所校古法七品者、明荀勗所校定精覈可據也、是其微意所在、可知已、於後世古尺可考者、乃魏徵之力也、魏徵、人唯稱其善諫、以此觀之、其不能隱沒是非者、亦

性爲レ然、然此事非二治國理民之所一レ關、故當時不三必爭二其是非一者、其識亦出二後世諸儒之上一一等

玉海曰、景祐三年七月己亥、命二翰學丁度、知制誥胥偃、司諫高若訥、韓琦一、同詳二定黍尺鐘律一、十月丁卯、度等言、奉レ詔校二四等尺一、古之制レ尺、非二特累一レ黍、必求二古雅之器一以參二校之一、晉泰始十年、荀公曾以二古物七品一校二尺度一、隋志載二前代尺度十有五等一、然皆以二晉之前尺一爲レ本、以下其與二周尺、劉歆銅斛尺、建武銅尺一相合上也、臣以爲古物有二分寸一明著二史籍一、唯有二錢法一、今司天監景表尺、和峴所謂西京銅望臬者、洛都舊物也、五代不レ聞レ測レ景、此即唐尺、今以二貨布錯刀貨泉大泉等一校レ之、則景表尺長六分有奇、略合二宋氏周隋之尺一、是銅斛與二貨布等一、尺寸灼然可レ用矣、今必求二尺度之中一、當レ依二漢錢分寸一、若以下爲太祖詔二和峴等一用二景表尺一修二金石一、稽二合唐制一、以示中貽謀上、則可下且依二景表舊尺一、俟中妙二達鐘律一者攷正上、其王朴律準尺、比二漢錢尺一長二分有奇、比二景表尺一短四分、既前代未二嘗施用一、復經二太祖朝更改一、逸瑗保信並照所レ用大府寺等尺、其制彌長、去レ古彌遠、又逸進二周禮度量法一、議欲三先鑄二嘉量一、其說疎舛、謹再定景表尺一、及以二漢錢一校定尺二

又曰、實錄、高若訥傳、皇祐中、詔累レ黍定レ尺、以制二鐘律一、爭論連年不レ決、若訥以二漢貨泉一度二一寸一、依二隋書一定二尺十五種一上レ之

按此宋時論レ尺、皆以二隋書所レ載晉前尺一爲二周尺一、但太祖嫌二王朴律太高一、命二和峴一用二景表尺一制レ律、仁宗又命二阮逸胡瑗鄧保信李照一制レ律、諸臣阿二順帝旨一、欲二律重濁一、故周尺不レ見レ用、諸尺皆見

レ下

玉海又曰、近蔵司馬備刻周尺、漢劉歆尺晉前尺、蓋文正公光舊物也

　此司馬君實亦以二晉前尺一爲二周尺一也、但此文似レ刻二三種尺一、然觀二下潘時擧語一、則所レ刻一尺耳、周

　尺即劉歆尺而晉前尺、故云レ爾

朱文公家禮神主式注曰、蓋周尺當二今省尺七寸五分弱一、而程氏文集與二溫公書儀一、多誤注爲二五寸五分弱一、而所謂省尺者、亦莫レ知三其爲二何尺一、時擧舊時質二之晦翁先生一、答云省尺乃是今尺、溫公有二圖子一、所謂三司布帛尺者是也、繼從會稽司馬侍郞家一、求二得此圖一、其間有二古尺數等一、周尺居二其右一、三司布帛尺居二其左一、以二周尺一較二之布帛尺一、正是七寸五分弱、於レ是造レ主之制始定、今不二敢自隱一、因圖二主式及二尺長短一、而著二伊川之說於其旁一、庶幾用二其制一者可二以曉然無一レ惑也、嘉定癸酉季秋乙卯臨海潘時擧仲善父式

尺式　古尺當二今省尺五寸五分弱一

　周尺當二三司布帛尺七寸五分弱一、當二浙尺八寸四分一

　三司布帛尺卽是省尺、又名二京尺一、當二周尺一尺三寸四分一、當二浙尺一尺一寸三分一

右司馬公家石刻本

按、此圖、古尺當今一行十一字、乃時擧所謂誤注者、後人不レ知二皂白一者、以二數本一校讐、見二一本有二

此十一字ハ、妄以附入、遂致二混淆不一レ明耳

蔡元定律呂新書論二晉前尺一曰、按此尺、出二於汲冢之律與二劉歆之斛一、最爲レ近レ古、蓋漢去レ古未レ遠、古之律度量權衡猶在也、故班志所レ志、無二諸家異同之論一、王莽之制作、雖レ不レ足レ據、然律度量衡、當レ不三敢變二於古一也、自二董卓之亂一而樂律散亡、故杜夔之律、圍徑差小、而尺因以長、荀勗雖レ定二此尺一、然其樂聲高急、不レ知下當時律之圍徑又果何如上也、今司馬公所レ傳此尺者、出二於王莽之法錢一、蓋丁度所レ奏高若訥所レ定者也、雖二其年代久遠、輪廓不一レ無二銷毀一、然其大約當二尚近一レ之

按右所レ引玉海以下至レ此、司馬君實朱元晦蔡元定諸大儒、皆以二晉前尺一爲二周尺一者、無二異論一也、但元定專主二張圍徑之說一、故謂二杜夔圍徑小而尺遂長一、殊不レ知年久尺訛長故也、宋儒義論、牽二率於意見一如レ此

丘濬家禮儀節圖云、周尺比二今鈔尺一六寸四分弱、鈔尺者、其長準二大明通行寶鈔一也、今裁縫尺近レ之、按家禮神主制度本二伊川說一而無二尺式一、後人以二潘時舉所一レ得司馬家二尺式一圖二於卷首一、其一三司布帛尺、一卽周尺也、近時書肆刻二附註等書一、以二板本短狹之故一、而所レ畫之尺亦隨レ之而短、雖三其旁書曰二レ當二今三司布帛尺七寸五分弱一、今世之人、豈識三三司尺爲二何等尺一哉、惟鄭霖所レ刻家禮、今本在二南監一者、橫二畫尺式一、最爲レ得レ眞、但亦無レ所レ準、則今以二武林應氏圖一、及以二貨泉錢一較二定周尺一、而準以二今之鈔尺一、使下二作レ主者一有上レ所二據依一云

按鈔尺陸寸肆分、三司布帛尺漆寸伍分、共當今漆寸貳分、爲晉前尺、卽周尺也、求之之法、三司布帛尺當今玖寸漆分、以玖漆乘漆伍、得漆寸貳分、爲周尺、却以陸肆除漆貳、得壹尺壹寸貳分伍釐、爲鈔尺、此尺合嘉靖段匹闊窩濶貳尺及海船所齎來今鈔尺、若據朱載堉所云、鈔尺陸寸肆分今陸寸捌分有奇、三司布帛尺漆寸伍分今漆寸肆分有奇、不合、按其尺圖、營造長陸分、故云營造尺之捌寸裁衣尺之漆寸伍分、失于短小

按周尺當今漆寸壹分玖釐陸毫參絲有奇、求之之法、貨泉大泉、世或有之、年代久遠、眞僞不可知、且周漢古錢、世多寶之、故多贋物、不可爲憑、只開元錢、世多有之、人亦不寶之、唐書明言徑八分、以吾邦尺校之亦八分、故知吾邦尺亦稟唐制也、玉尺當周尺壹尺壹寸伍分捌釐、以唐大尺校之、當六之五、以此求周尺、則今漆寸壹分玖釐陸毫參絲、其玖釐陸毫參絲、以算法言之、其實非日力所能及、止作漆寸貳寸貳分弱可耳、因求諸樂律、量法、證諸人事、書傳所記皆允、故今以此爲定、樂律別有考、量法及事證見下、或疑開元錢之存於今乃有大小厚薄不齊、以今尺校之、有過於八分者、有不及者、不無毫忽之差、擇小槩十、則七寸八九分、以大者槩、則至於八寸三四分、是錢之爲物、本非爲尺度而設、當時新鑄、既當不齊、況降至五代、世世而鑄、歷年久遠、輪郭頗銷、何足以爲準哉、是誠然也、大擇小槩之、欲其知者也、擇大槩之、欲其長者也、今以平心求之、雖有大小厚薄之不齊、要之皆不遠

於八分一、唐曰二八分一、今校レ之亦八分、則今尺卽唐大尺者、亦何疑乎、況吾京二唐制一、國史可レ證乎、以レ此求二周尺一、亦不レ無二毫忽之差一、然求二諸樂律量法一證二諸人事一、書傳所レ記皆允、其亦可耳、夫必得二古周尺一而毫釐之不レ差、吾未レ知其果何用也、亦好レ奇之累耳、或曰、黃帝命二伶倫一制レ律、以レ此作レ樂、神人皆和、今求二周尺一而有二毫忽之差一、則非二黃帝之律一矣、是不レ知レ樂者之言也、先王作二禮樂一、以致二天地之和一、是別有レ在焉、豈在二毫忽之不一レ差哉、舜典曰、詩言レ志歌永レ言、聲依レ永、律和レ聲、是樂律之本、由二人聲一生焉、人之長短大小不レ齊、故其聲之高下淸濁亦不レ齊、是亦理之常也、聖人作レ樂、定二中聲一爲二之極一、高者俯就、下者企及、庶足三以被二天下之民一、是制レ律之本也、其所謂中聲者、以二周尺九寸一作二黃鍾之管一是也、然人聲之不レ齊、故中聲之設、本取レ可三以被二天下之民一耳、豈論二毫忽之差一哉、此言雖レ似レ粗、然此乃禮樂精微之理、聖人之所三以爲二聖人一全在レ此、而非三知レ道者一則不レ能二洞然無一レ疑矣、故黃鍾之管、毫忽之差、本非レ所レ論也、黃鍾既定之後、以レ此生二十二律一、宮商角徵羽之相和、苟毫忽之或差、則不レ能レ和、是樂工之所レ守也、然樂工聽レ之以レ耳、非三尺度之所二能及一、故古者樂與レ數殊レ藝、有二聽レ律之言一、而無二算レ律之文一、爲レ是故也、後世大樂失レ傳、而後祖冲之朱載堉輩、專以二算術一求レ律、是於二樂工之藝一猶未レ達、何況聖人制作之本乎、故以二周尺九寸一作二黃鍾之管一、其毫忽之差、本非レ所レ拘、是爲二定說一、若夫荀勗之改二脩律一、乃論二毫忽之差一、則此時漢古樂器尙有レ存、而其所謂大樂不レ和者、乃樂器之不二相和一也、此亦樂工之事也、今去二周

漢數千年、古樂器之不一存、故毫忽之差、非今所論、亦非今所能識

梁法尺

隋書律曆志曰、二、晉田父玉尺、梁法尺、實比晉前尺一尺七釐、世說稱有田父於野地中得周時玉尺、便是天下正尺、荀勗試以校尺、所造金石絲竹、皆短校一米

按、此尺、晉時田父據地所得、故名田父玉尺、梁武帝以此制通、故名梁法尺、此尺未嘗行世、梁武亦未嘗制樂器、世說卽術解篇載之、以爲周時玉尺、只是相傳言之、以爲天下正尺、亦劉羲恭語、別無可憑、魏徵亦疑而不決、以其比晉前尺少證佐、故列第二、晉前尺壹尺零零漆釐、當今尺漆寸貳分肆釐陸毫陸絲有奇、肆釐以下非目力所及、止當漆寸貳分強、其與晉前尺只爭強弱耳

玉海曰、鐘律緯辨宗第一、主衣云、從上相承有周時銅尺一枚、古玉律八枚、尺不復存、夾鐘玉琯有昔題刻、廼制爲尺、以相參驗、長祖冲之尺半分、今爲鐘者、莫能取齊、律管之妙、罕有能知、京房準法、傳而莫曉、今以新尺說分毫、制爲四器、名之曰通

隋書律曆志亦載之、但文錯誤不可讀、故今載玉海文、鐘律緯梁武所撰、辨宗蓋篇名、按此文、尺亡而玉琯七枚無題刻、唯夾鐘有題刻、故梁武據夾鐘玉琯以作尺、祖冲之尺卽晉前尺

梁表尺

隋書律歴志曰、三、梁表尺、實比二晉前尺一尺二分二釐一毫有奇一、蕭吉云、出二於司馬法一、梁朝刻二其度於影表一以測レ影、案此即奉朝請祖暅所二算造一銅圭影表者也、經二陳滅一入レ朝、大業中議以レ合レ古、乃用レ之調レ律、以制二鐘磬等八音樂器一

按晉前尺壹尺貳分貳釐壹毫、當二今漆寸參分伍釐伍毫參絲有奇一、梁用レ此作二影表一、隋大業中、以制二律呂樂器一耳、它不二施用一

玉海曰、王朴律準尺、比二晉前尺一長二分一釐、比二梁表尺一短一釐

此五代周王朴律準尺、與二此尺一近同

漢官尺

隋書律歴志曰、四、漢官尺、實比二晉前尺一尺三分七毫一、晉時始平掘レ地得二古銅尺一、蕭吉樂譜云、漢章帝時、零陵文學史奚景、於二泠道縣舜廟下一得二玉律一、度爲二此尺一、傅暢晉諸公讃云、荀勗造二鐘律一時、人並稱二其精密一、唯陳留阮咸譏二其聲高一、後始平掘レ地得二古銅尺一、歲久欲レ腐、以校二荀勗今尺一短校二四分一、時人以レ咸爲レ解、此兩尺長短近同

晉書律歴志曰、荀勗造二新鐘律一、與二古器一諧レ韻、時人稱二其精密一、唯散騎侍郎陳留阮咸譏二其聲高一、聲高則悲、非二興國之音一、亡國之音哀以思、其人困、今聲不レ合レ雅、懼非二雅正至和之音一、必古今尺有二長短一所レ致也、會二咸病卒一、武帝以下勗律與二周漢器一合上、故施二用之一、後始平掘レ地、得二古銅尺一、歲久欲

レ腐、不レ知二所レ出何代一、果長二勗尺一四分、時人服二咸之妙一而莫二能厝一レ意焉、史臣按、勗於二千載之外一推二百代之法一、度數既寘、聲韻又契、可レ謂切密信而有レ徵也、而時人寡レ識、據二無レ聞之一尺一、忽二周漢之兩器一、雷二同臧否一、何其謬哉

又曰、又漢章帝時、零陵文學史奚景、於二泠道縣舜祠下一得二玉律一、度以爲レ尺、相傳謂二之漢官尺一、以校二荀勗尺一、勗尺短四分、漢官始平兩尺、長短度同

此尺當二今漆寸肆分壹釐漆毫貳絲有奇一

按阮咸素好二音律一、世傳下樂器號二阮咸一者上謂二咸所一レ造、其器非二雅樂所一レ用、未レ知咸於二音律一如何、世又傳下咸譏二荀勗一之言上、然未レ知下咸以二何尺一爲上レ是、咸死後、始平得二古銅尺一、於レ是世爭稱二咸之妙一、然非下咸以二此尺一爲上レ善、畢竟世人臆度之言、無レ憑甚矣、但世賤二荀勗之爲一レ人、而晉尋喪亂、咸爲二竹林之一一時論附レ之、故此說遂傳耳、羿爲二篡逆一、而射稱二萬世一、古不二以レ人廢一レ言、況藝乎、且樂之不レ關二興亡一久矣、聖人作二禮樂一致二治平一、談何容易、是皆俗人之論不レ足レ道也、章帝時事、在二晉以後一言レ之、年代甚遠、最爲二附會一、故魏徵獨取二漢官之名一、列二諸第四一、其意蓋謂、此亦漢尺訛長者、未レ至二杜夔時長一、可レ謂レ有二識見一已

魏尺

隋書律歷志曰、五、魏尺、杜夔所二用調一レ律、比二晉前尺一一尺四分七釐、魏陳留王景元四年、劉徽注二九章一

云、王莽時劉歆斛尺、弱二於今尺一四寸五釐、比二魏尺一、其斛深九寸五分五釐、卽晉荀勗所云杜夔尺長二於今尺一四分半是也（四寸當レ作二四分一）

按、此尺、後漢末、至二西晉世一用レ之、杜夔又以二此尺一作レ量、見二通典一、一尺四分七釐以二晉前尺一言レ之、四分五釐以二魏尺一言レ之、其實正同、當二今尺漆寸伍分參釐肆毫伍絲有奇一

晉書裴頠傳曰、勗之脩二律度一也、檢二得古尺一、短二世所一レ用、四分有餘、頠上言宜レ改二度量、大醫權衡一、不レ見レ省

摯虞傳曰、陳勰掘レ地得二古尺一、尚書奏今尺長二於古尺一、宜三以レ古爲レ正、岳以爲レ不レ宜レ改、虞駁曰、今尺長二於古尺一、幾二於半寸一、樂府用レ之、律呂不レ合、史官用レ之、曆象失レ古、醫局用レ之、孔穴乖錯、宜下如二所一レ奏

按レ此、荀勗雖レ改二脩律一、而世尚沿二魏尺一之證也、其所謂今尺卽魏尺也、陳勰掘レ地得二古尺一、卽前載田父玉尺也

晉後尺

隋書律曆志曰、六、晉後尺、實比二晉前尺一一尺六分二釐一、蕭吉云、晉氏江東所レ用

晉書律曆志曰、元帝後江東所レ用尺、比二荀勗尺一一尺六分二釐一、荀勗新尺惟以調二音律一、至二於人間一未二甚流布一、故江左及劉曜儀表、並與二魏尺一略相依準

按、此東晉尺、當今尺漆寸陸分肆釐貳毫肆絲有奇

又按魏徵列歷代尺、晉前尺居第一、晉田父玉尺居第二、梁表尺第三、漢官尺第四、魏尺第五、晉後尺第六者、蓋以見晉前尺爲周漢古尺、而次第訛長以至晉後尺也、拓跋前尺以下、乃唐尺所本自、故先北尺而後南尺耳

宋氏尺

隋書律歷志曰、十二、宋氏尺、實比晉前尺一尺六分四釐、錢樂之渾天儀尺、後周鐵尺、開皇初調鐘律尺、及平陳後調鐘律水尺、此宋代人間所用尺、傳入齊梁陳、以制樂律、與晉後尺及梁時俗尺劉曜渾天儀尺略相依近、當由人間恒用增損訛替之所致也

按此宋齊及宇文周初所用尺也、宇文周謂之鐵尺、及隋開皇初平陳後、亦皆用此調律、本文水尺上脫一尺字、平陳後調律尺與水尺別、詳見下、此尺當今漆寸陸分伍釐陸毫捌絲有奇

又曰、周建德六年、平齊後、即以此同律度量、頒于天下、其後宣帝時、達奚震及牛弘等議曰、竊惟權衡度量、經邦懋軌、誠須詳求故實、考校得衷、謹尋今之鐵尺、是太祖遣尚書故蘇綽所造、當時檢勘、用爲前周之尺、驗其長短、與宋尺符同、即以調鐘律、并用均田度地、今以上黨羊頭山黍依漢書律歷志度之、若以大者稠累、依數滿尺、實於黃鍾之律、須撼乃容、若以中者累尺、雖復小稀、實於黃鍾之律不動而滿、計此二事之殊、良由消息未善、其於鐵尺、終有

一會一、且上黨之黍、有レ異二它鄉一、其色至烏、其形圓重、用レ之爲レ量、定不二徒然一、正以下時有二水旱之差一、地有中肥瘠之異上、取二黍大小一、未二必得一レ中、案二許愼解一、秬黍體大、本異二於常一、疑今之大者正是其中、累レ百滿レ尺、即是會レ古、實レ龠之外、纔剩二十餘一、此恐圍徑或差、造レ律未レ妙、就如撼動取レ滿、論レ理亦通、今勘二周漢古錢一、大小有レ合、宋氏渾儀、尺度無レ舛、又依二淮南一、累レ粟十二成レ寸、明先王制レ法、索レ隱鉤レ深、以レ律計レ分、義無二差異一、漢書食貨志云、黃金方寸、其重一斤、今鑄レ金校驗、鐵尺爲レ近、依レ文據レ理、符會處レ多、且平レ齊之始、已用宣布、因而爲レ定、彌合二時宜一、至二於玉尺累一レ黍、以レ廣爲レ長、累既有レ剩、實復不レ滿、尋二訪古今一、恐不レ可レ用、其晉梁尺量、過爲二短小一、以レ黍實レ管、彌復不レ容、據レ律調レ聲、必致二高急一、且八音克諧、明王盛範、同二律度量一、哲后通規、臣等詳校二前經一、斟二量時事一、謂レ用二鐵尺一、於レ理爲レ便、未レ及二詳定一、高祖受レ終、牛弘、辛彥之、鄭譯、何妥、久議不レ決、既平レ陳、上以二江東樂一爲レ善曰、此華夏舊聲、雖二隨レ俗改變一、大體猶是古法、祖孝孫云、平レ陳後、廢二周玉尺律一、便用二此鐵尺律一、以二一尺二寸一即爲二市尺一

此謂宇文周平レ齊之後、用二此鐵尺一作二律度量一、其後改用二玉尺一、宣帝時、群臣議欲三復用二鐵尺一未レ果、至二隋受一レ禪、尙用二玉尺一、平レ陳之後、卒復用二鐵尺一也、太祖即宇文周太祖、高祖即隋高祖、前周指二嫗周一、明先王明字衍、市尺即拓跋魏後尺、詳見レ下

玉海曰、司天監景表尺、比二晉前尺一長六分三釐與二晉後尺一同、與二宋氏鐵尺樂尺渾儀尺後周鐵尺一並同

按此趙宋時司天監景表尺與レ此同也、樂尺字誤、當ニ是錢樂之渾儀尺一

律呂新書曰、阮逸胡瑗尺、横黍一百黍、比ニ大府布帛尺七寸八分六釐一、與ニ景表尺一同、見ニ胡瑗樂議一

按此趙宋時、阮逸胡瑗奉レ詔改ニ脩律一時事也、此尺卒不ニ施用一

梁俗尺自レ此已上皆南朝尺

隋書律歴志曰、十五、梁俗間尺長ニ於梁法尺一六分三釐、於ニ劉曜渾儀尺一二分、實比ニ晉前尺一一尺七分一釐一

按宋尺長ニ於晉後尺一、梁尺長ニ於宋尺一、是皆年久展轉訛替所レ致也、此尺當ニ今尺漆寸漆分零漆毫貳絲有奇一

劉曜渾天儀土圭尺

隋書律歴志曰、十四、雜尺、趙劉曜渾天儀土圭尺、長ニ於梁法尺一四分三釐、實比ニ晉前尺一一尺五分一

又曰、梁武鍾律緯云、宋武平ニ中原一、送ニ渾天儀土圭一云、是張衡所レ作、驗ニ渾儀銘題一、是光初四年鑄、土圭是光初八年作、並是劉曜所レ制非ニ張衡一也、制以爲レ尺、長ニ今新尺一四分三釐、短ニ俗間尺一二分、新尺謂ニ梁法尺一也

按此尺當ニ今漆寸伍分伍釐陸毫壹絲有奇一、劉曜値ニ東晉之初一、故其尺長ニ於魏尺一、短ニ於晉後尺一、亦訛替所レ致也

拓跋魏前尺

隋書律歴志曰、七後魏前尺、實比ニ晉前尺一尺二寸七釐一

按此尺當ニ今捌寸陸分捌釐伍毫玖絲有奇一

又按、此尺、乃後世大尺祖也、蓋夷狄無レ尺、只傳ニ漢粟斛一、以レ此量レ米以爲ニ米斛一、後簒ニ中原一、驟聞ニ嘉量之制一、輙以ニ其斛一爲ニ嘉量一、以ニ漢粟法一算レ之、陸斗肆升、方壹尺貳寸、深壹尺貳寸、以ニ陸肆一歸レ之、則積貳千漆百寸、故以ニ漢壹尺貳寸一爲ニ其壹尺一、此云ニ壹尺貳寸漆釐一者、訛長漆釐也、求レ之之法、以ニ壹尺貳寸一自乘爲ニ百肆拾肆寸一、又以ニ壹尺貳寸一乘レ之爲ニ千漆百貳拾捌寸一、以ニ陸斗肆升一歸レ之、則爲ニ貳千漆百寸一、自レ此之後、隋以ニ鐵尺壹尺貳寸一爲ニ市尺一、唐以ニ玉尺壹尺貳寸一爲ニ大尺一、皆自レ此出、大抵後世儒者不レ知レ數、算士不レ讀レ書、故此等事、千歳無ニ知者一、可レ嘆哉

拓跋魏中尺

隋書律歴志曰、八、中尺、實比ニ晉前尺一尺二寸一分一釐一

按此尺當ニ今捌寸漆分壹釐肆毫漆絲有奇一、盖亦前尺訛長者也、拓跋魏凡有ニ三尺一、故以ニ前中後一分レ之

拓跋魏後尺

隋書律歴志曰、九、後尺、實比ニ晉前尺一尺二寸八分一釐一、即開皇官尺及後周市尺、後周市尺比ニ玉尺一一尺九分三釐一、開皇官尺即鐵尺一尺二寸、此後魏初、及東西分國後、周末レ用ニ玉尺一之前、雜ニ用此等尺一、甄鸞算術云、周朝市尺、得ニ玉尺九分二釐一、或傳梁時有ニ誌公道人一、作ニ此尺一寄ニ入周朝一云、與ニ多鬚老翁一、

周太祖及隋高祖、各自以爲謂レ己、周朝人間行用、及二開皇初一、著レ令以爲二官尺一、百司用レ之、終二于仁壽一、大業中、人間或私用レ之

此亦用二拓跋氏壹尺貳寸舊法一、其所三以長二於前中尺一者、以二宋尺壹尺貳寸一爲二壹尺一故也、開皇官尺、後周市尺、皆與レ此同、但本文尺分字誤、其開皇官尺卽鐵尺壹尺貳寸者、比校明白可二以爲一レ正、則此尺當二晉前尺壹尺貳寸柒分陸釐捌毫一、是本文所謂比二晉前尺壹尺貳寸捌分壹釐一者字誤也、又以二玉尺壹尺玖分參釐一求レ之、則比二晉前尺壹尺貳寸陸分伍釐陸毫玖絲有奇一不レ合也、因思此時尺法不レ正聲訛本多、故文有レ不レ合已、今且以二鐵尺壹尺貳寸一爲レ正、以レ此推レ之、當二今尺玖寸壹分捌釐捌毫貳絲有奇一、初拓跋氏尺因二漢粟斛一而生、則尺由レ量而大、至レ隋又用二此尺貳千漆百寸一爲レ斛、則量又由レ尺而大、是乃後世大量之祖也、誌公道人郎寶誌和尚、其言頗靈、世人信レ之、故周太祖隋高祖亦遵二用其言一

東後魏尺

隋書律歷志曰、十、東後魏尺、實比二晉前尺一尺五寸八毫一、此是魏中尉元延明累レ黍用二半周之廣一爲レ尺、齊朝因而用レ之

按此東魏北齊之尺也、當二今尺壹尺零捌分零零貳絲有奇一、此尺特累レ黍作レ之、故不下與二上諸尺一同上、然黍本無レ準、各從二其所一レ欲、東魏亦習二用大量大尺一、故遂作二此大尺一耳

後周玉尺

隋書律歷志曰、十一、蔡邕銅龠尺、後周玉尺、實比晉前尺一尺一寸五分八釐、從上相承有銅龠一、以銀錯題其銘曰、龠、黃鐘之宮、長九寸、空圍九分、容秬黍一千二百粒、稱重十二銖、兩之爲一合、三分損益、轉生十二律、祖孝孫云、相承傳是蔡邕銅龠、後周武帝保定中、詔遣大宗伯盧景宣、上黨公長孫紹遠、岐國公斛斯徵等、累黍造尺、縱橫不定、後因修倉掘地、得古玉斗、以爲正器、據斗造律度量衡、因用此尺、大赦改元天和、百司行用、終於大象之末

按此卽後周玉尺、至于隋末平陳之前用之、唐又以此爲法尺、唯制律冠冕、及醫藥用之、其它則用大尺也、此尺當今捌寸參分參釐參毫參絲有奇、蓋北朝至周崇尚文雅、模倣古周、欲改度量、然惡遵南朝之制、因作此尺、故尺太短於拓跋氏諸尺、與南尺相近耳、所謂蔡邕銅龠者、亦無它憑、乃以劉曜爲張衡比也、唐承周隋、以北朝爲帝統、亦文中子遺意、故以此尺爲眞周尺、以作法物、房玄齡注管子、以此尺爲古尺、吾邦泉涌寺所傳周尺、亦此尺、是可以見其時論也

隋水尺（隋書所載尺十五等止此）

隋書律歷志曰、十三、開皇十年萬寶常所造律呂水尺、實比晉前尺一尺一寸八分六釐、今大樂庫及內出銅律一部、是萬寶常所造、名水尺律、說稱其黃鐘律當鐵尺南呂倍聲、南呂黃鐘羽也、故謂之水尺

律上

按此萬寳常作二此尺一以制二律呂一、而它無レ所レ用、當二今尺捌寸伍分參釐肆毫捌絲有奇一

唐大尺

通典論二玉尺一曰、以二今常用度量一校レ之、尺當二六之五一

按此唐常用尺也、今尺同レ此、蓋此尺唐朝所レ造也、隋以二宋尺一制レ律、而以二宋尺壹尺貳寸一爲二常用尺一、以レ此作レ量、唐以二玉尺一制レ律、故亦以二玉尺壹尺貳寸一爲二常用尺一、以レ此作レ量、倣二隋制一也、大氐拓跋以前、無レ有二大尺一矣、明朱載堉不レ讀レ史、不レ識レ古、乃以二唐大尺一爲二殷尺一、其妄甚哉

唐書食貨志曰、武德四年、鑄二開元通寳一徑八分

按今以二唐大尺一爲二今尺一者、以二開元錢一知レ之

宋三司布帛尺

玉海曰、三司布帛尺比二周尺一一尺三寸五分一

朱子家禮潘時擧尺圖曰、三司布帛尺、卽是省尺、又名二京尺一、當二周尺一尺三寸四分一、當二浙尺一尺一寸三分一

玉海又曰、大府寺鐵尺比二律準尺一長三寸二分强

律呂新書曰、阮逸胡瑗尺、横累一百黍、比二大府布帛尺一七寸八分六釐、與二景表尺一同、見二胡瑗樂議一

按三司布帛尺、又名大府寺鐵尺、乃宋時官尺也、其長諸說不同、據玉海以周尺求之、則當今玖寸漆分壹釐伍毫零有奇、以律準尺求之、則當今玖寸陸分玖釐捌毫陸絲有奇、據潘時舉以周尺求之、則當今玖寸陸分肆釐參毫零有奇、以浙尺求之、則當今玖寸陸分捌釐零漆絲有奇、又據律呂新書則當今玖寸漆分參釐貳毫肆絲有奇、是皆諸說以目巧言之、而不以算數推之、故其言參差不齊、要之當今玖寸漆分微弱爲準、潘時舉圖式乃字誤耳、朱載堉以今捌寸爲捌拾壹分、更加拾玖分是爲宋尺、則宋尺當今玖寸浙分漆釐陸毫伍絲有奇、然其說多杜撰、未足爲據

浙尺

潘時舉曰、周尺當浙尺八寸四分

按此蓋宋時浙東西地民間所用尺也、自周尺求之、當今捌寸伍分陸釐漆毫零有奇、自大府尺求之、當今捌寸伍分參釐參毫陸絲有奇、是亦字誤不可知也、因攷唐孫思邈曰、夏家古尺、即江淮吳越所用八寸小尺是也、此謂六朝遺尺存于唐者、其稱六朝爲夏家、猶如隋高祖稱六朝樂爲華夏舊聲也、宋元以前、世殊無三代異尺之說、故非謂夏禹矣、江淮吳越乃六朝故地、唯六朝尺最長者爲梁尺、當唐漆寸漆分、想必至唐時更訛長至於捌寸左右、故思邈云爾、其所謂捌寸者、亦大槩言之、未必整捌寸、此浙尺亦必其遺尺、至於宋時又更訛長至捌寸伍分耳

鄧保信律尺

玉海曰、以二王朴律準一爲レ率、則保信尺長一寸九分强、律呂新書曰、鄧保信尺、縱累百黍、短二於大府尺一九分、長二於胡瑗尺一九分五氂、見二鄧保信奏議一

按鄧保信亦宋時奉レ詔脩レ律者、其尺不二施用一、其長以二大府尺一求レ之、當二今捌寸捌分左右一、自二律準尺一求レ之、當二今捌寸漆分肆氂參毫肆絲有奇一、自二胡瑗尺一求レ之、當二今捌寸參分漆氂陸毫肆絲有奇一、是或有二字誤一耳

大晟樂尺

律呂新書曰、大晟樂尺、徽宗皇帝指三節爲二三寸一、長二於王朴尺一二寸一分、和峴尺一寸八分弱、阮逸胡瑗尺一寸七分、短二鄧保信一三分、大府布帛尺四分、見二大晟樂書一（文獻通考四分作二四寸一誤）

玉海曰、比二官小尺一短五分有奇

按此徽宗時、方士魏漢津、倡二妄說一改二脩律呂一、作二大晟樂一、頒二行天下一、後至二明代一祭祀時、神樂觀道士學レ樂、自レ此始也、官小尺蓋大府尺耳、以レ此觀レ之、宋亦沿二用唐大尺一可レ知矣、大晟尺自二王朴尺一求レ之、當二今捌寸捌分玖氂零參絲有奇一、自二阮逸胡瑗尺一求レ之、當二今捌寸玖分伍氂零壹絲有奇一、短於貳字、當レ在二大府上一、自二鄧保信尺一求レ之、當二今玖寸左右一、自二大府尺一求レ之、當二今玖寸參分壹氂貳毫一、參差如レ此、字誤不レ可レ知

明鈔尺

鄭王世子朱載堉曰、今制三種尺、鈔尺即裁衣尺、三尺即夏四尺、用二四因三歸一

此尺即大明寶鈔長也、夏尺即朱載堉僞造夏尺

明量地尺

又曰、銅尺即量地尺、比二裁衣尺一短四分

又曰、今工部收藏寶源局所レ鑄量地銅尺、五尺爲レ步、今之五尺乃夏尺之六尺四寸、周之八尺也

按周尺即朱載堉僞造周尺

明營造尺

又曰、營造尺之八寸裁衣尺之七寸五分

又曰、此尺即商湯尺、又名二唐大尺一

按二事證一、唐大尺明營造尺吾邦今尺全同、惟律學新說圖、此尺長六分、因レ此裁衣量地係二于短小一、蓋爲二僞二造三代尺一、故長二此尺一、將レ通二其說一、今不レ取二圖說一

又按、明三種尺、見二朱載堉書一、以爲太祖所レ定、然會典不レ載、且裁衣、量地、營造、在レ古未レ聞二其異上尺、而太祖立二此三種尺一、極可レ疑矣、然載堉明人、言二其當世之事一、亦當レ不レ謬、因思レ之、太祖建國初、造レ鈔量レ田之際、親審二其度一、時値二草昧一、萬事苟且、吏之所レ稟、尺有レ不レ齊、太祖一時

隨レ稟隨定、不二復用一レ意、其尺各官守レ之、後世遂謂レ有二三種尺一矣、其實明尺惟營造曲尺一已、如二吾邦西京大津大坂高槻等處升法各別一、皆當時隨レ下所二稟爲一レ定、使二更不一レ爲二姦僞一、各處乃由二一經二上定一、遂奉爲二制升一、亦猶レ如レ此

正謬

朱載堉曰、以二夏尺八寸一均作二十寸一、即周尺也、周尺最小、以二夏尺一尺二寸五分一均作二十寸一、即商尺也、商尺最大、即今木匠所謂曲尺也、蓋自二魯般家一傳以至二於唐一、唐人謂二之大尺一、由レ唐至レ今用レ之名曰二今尺一、又名二營造尺一、蓋此尺即殷湯尺也、去二二寸一即夏禹之尺、夏禹之尺去二二寸一、即周武王之尺、是今一曲尺包二括三代之制一、不レ待レ累レ黍而自明矣

頖宮禮樂疏曰、黃帝之度、取二黃鐘之律一、均而九レ之、九九八十一分、九分爲レ寸、九寸爲レ尺、舜同二律度量衡一、更而十レ之、十分爲レ寸、十寸爲レ尺、而夏后氏因焉、傳曰、夏禹十寸爲レ尺、即此尺也、八十一分之尺、縱黍爲レ之者也、百分之尺橫黍爲レ之者也、而其爲二黃鐘之度一、則未二之有一レ改也、商尺四二其黃鐘之度一而益二其一一、當二夏禹尺之一十二寸五分一、周尺五二其黃鐘之度一而損二其一一、當二夏禹尺之八寸一、至如九二其黃鐘之度一外益レ一者漢尺也、八二其黃鐘之度一外益レ二者唐尺也、八二十一其黃鐘之度一而益レ之以二二十九一者宋尺也、唐尺即商尺也、宋尺之分、即黃帝之尺之分也、而寸則異焉、漢尺之寸即黃帝之尺之寸也、而分則異矣

此今用朱載堉之說、而載堉文繁、故今載此、載堉又謂、漢尺乃斜黍九十之長也

按上自黃帝、下至周漢、未嘗異尺、故經傳史籍、皆不言改尺、唯禮記王制、始有周尺之文、是猶如後世云官尺爾、辨見下、至晉泰始中、荀勗知時尺訛長、始稽周禮而復古尺、自是以後、稍稍有周尺之言、然荀勗改尺時、以周漢古器校之、可見周漢不異尺、故其周尺云者、以別當時之尺耳、非言周以別夏殷者矣、自此以來、歷唐宋元明、三代異尺之說、世所未嘗有之、唐孫思邈乃有夏家古尺之言、亦指六朝之尺爾、此時未有三代異尺之說、則思邈之言本不容疑也、至宋劉恕通鑑外紀、始有禹湯武之尺、其書固多弔詭不經之談、然此言非謂三代異尺也、辨見下、自是至於元明、亦未有三代異尺之說、其有之則自朱載堉始、中間雖司馬君實朱考亭蔡元定諸儒、凡言周尺者、必以荀勗所校定為據、而未嘗有異說、其有之則亦自朱載堉始、蓋載堉長於算數而昧史籍、凡算士貴奇巧夸妙解、是其通病、載堉乃苦於漢志黃鐘之龠為半合之說不與周禮合、而百計千術求以通之、偶思縱黍八十一、橫黍百、斜黍九十、其長適同、而自誇其神解、遂妄意以為獲千歲之祕、因傳會外紀之文、孫思邈之言、以設黃帝夏殷周漢尺也、又史記律書、或以一為黃鐘、或以八十一為黃鐘、或以九寸為黃鐘、三者不合、載堉乃以一為橫黍、以九十為斜黍、以八十一為縱黍、而牽合之為證、殊不知謂九十者是寸、謂一者是算法、謂八十一者是琴絃、亦算法、各有所指而非尺之殊也、別有

レ考、此不ニ復贅一、蓋律者樂工之事也。度量者帝王之制、載ニ諸史籍一、儒者所レ當レ知也、皆非ニ算數所ニ
能及一焉、觀ニ於載堉之算一レ律、循環無レ端、左右逢レ原、誠可レ謂下妙ニ於數一者上已、然毫忽之微、目力
不レ及、故樂工截レ律、以レ耳聽レ之、則載堉所レ算、卒爲ニ無用一矣、累黍之說、出ニ于漢儒一、本無ニ定準一、究ニ
其本原一、所謂度量衡皆生ニ于黄鍾一者、是其根由、量可ニ以レ度求一、而衡則不レ可レ得、故以ニ一龠黍之重一
生レ衡已、陰陽五行、理氣象數之自然、漢儒所レ溺、宋儒又溺レ之、而儒者千歲之惑卒不レ可レ解也、一
龠爲ニ六斗四升一、左傳有ニ明文一、載堉之量、以レ龠爲ニ八斗一、又以ニ其所レ造夏尺一算ニ周嘉量一、是其言自
相矛盾之不レ恤、而一求ニ量之生ニ於律一、觀ニ其矛盾一、可ニ以識ニ其惑一已、累レ黍作レ尺、亦漢儒妄說、觀ニ
於拓跋魏時、劉芳元匡公孫崇紛競不レ決、宇文周時、盧景宣長孫紹遠孫斯徵爭論不レ定、宋時、李照范鎭
阮逸胡瑗鄧保信制レ律各殊、可ニ以知一焉、夫黍有ニ肥瘠一、大小不レ定、欲ニ律高而度短一者、取ニ其小一、欲ニ律
濁而度長一者、取ニ其大一、皆託ニ言於黍一、以求ニ己意所レ欲レ爲者一、故司馬君實不レ取ニ累黍之說一、而欲下一以ニ
古尺一爲上レ斷、荀勗據ニ史籍一、古今之弊、曉然可レ悟、而以ニ縱横斜黍一爲ニ妙解一者、亦不學之過也、至下於
以ニ唐大尺一爲ニ魯般所下傳者上、蓋木匠鄙人所レ道、本不レ足レ信矣、且魯般魯人、何以故傳ニ般尺一、亦不
レ過下因ニ外紀之文一以ニ此緣飾上已、求ニ諸古今事理、人身之長、人食之量一、皆悉乖舛、別見ニ事證一、夫
三代異レ度、周漢殊レ尺、千古所レ不レ道、史籍所レ不レ載、而載堉生ニ於千歲之下、萬曆之末一、忽然知
レ之、非レ聖則妄、非レ夢則狂、豈足レ信哉、而載堉狂氣所レ使、作ニ聖壽萬年曆、及備考、律曆通融、

操縵古樂譜、六代小舞譜、小舞鄉樂譜、二佾綴兆譜、靈星小舞譜、旋宮合樂譜、鄉飲詩樂譜、律呂精義內外篇、樂學新說、樂經古文、算學新說、律學新說、亡慮數十卷、余嘗奉敎閱其書、以律文曆、乃劉歆故智、其樂書亦膚淺不足稱、度量乃如上所論、然其書浩博、故時人眩之、以爲至論、如李之藻頖宮禮樂疏、張介賓醫書類經皆采之、故此方學者、亦信之者頗多焉、大抵宋儒貴理而疎於事、歐陽脩作五代史無志、司馬君實朱考亭作通鑑、范淳夫作唐鑑、皆逞議論而遺制度、流風所扇、淪人肺腑、二十一史、人孰不讀、乃至于志、漫不留意、皆中宋儒之毒故也、是以載堉之妄、世人不之省、可嘆哉、又攷諸明史、載堉亦賢者、以藩王長子讓不嗣爵、守其父墓以終身、以宗室之貴、留意于藝、亦可嘉焉、祇以不讀史之故、陷於不知妄作、可惜也、予平日苦口勸學士、精覈事實、不爾、縱讀萬卷書、徒長浮夸、無有所解、是其一端、豈惡載堉乎

禮記王制曰、古者以周尺八尺爲步、今以周尺六尺四寸爲步、古者百畝、當今東田百四十六畝三十步、古者百里、當今百二十一里六十步四尺二寸二分、鄭玄注曰、周尺之數、未詳聞也、按禮制、周猶以十寸爲尺、蓋六國時多變亂法度、或言周尺八寸、則步更爲八八六十四寸、以此計之、古者百畝、當今百五十六畝二十五步、古者百里、當今百二十五里、孔穎達疏云、經文錯亂、不可用也

朱載堉引此文、改周尺六尺四寸爲夏尺六尺四寸、其意謂、周以夏尺八寸爲一尺、故周尺八尺卽夏尺六尺四寸、果其言之是、則田畝里程、豈有古今之差乎、可謂不讀全文任意解之者也、且此經文既錯亂、算數不合、如鄭玄所云、錯亂之文、豈足以爲證乎

按周尺始見于此、然此周字、非代名、蓋指京師言之、如春秋時適周朝周皆是也、它邦之尺或失制、故以京尺爲正、猶如後世謂官尺耳、鄭玄意謂、六國時多變亂法度、故或當有以周尺八寸爲一尺者、此文自其國言之、故曰古者指周之盛也、曰今者指六國也、史記曰、秦以六尺爲一步、則六尺四寸爲步者、六國時有之亦審矣、豈若載堉所云乎

通鑑外紀曰、夏禹以十寸爲尺、殷湯以十二寸爲尺、周武王以八寸爲尺

說文曰、八寸曰咫

朱載堉引此等之文、以周尺爲夏尺之八寸、殊不知殷有十二寸之度、周有八寸之度、所謂咫是也、是殷以十二寸爲十二寸、未嘗以此爲一尺、周以八寸爲八寸、未嘗以此爲一尺、故家語曰、肅愼氏之矢尺有咫、尺有咫者、一尺八寸之謂也、若以八寸爲一尺、則豈云尺有咫乎、且外紀曰、湯以十二寸爲尺、載堉則以十二寸五分爲殷尺、亦不足以爲證矣、至於以斜黍尺爲漢尺、當今八寸八分八釐八毫、則無往籍一言半句之可以牽合也、其妄可知

近得海舶所齎來今江南官斗步弓裁衣尺、弓當吾邦今伍尺肆寸、以驗官斗、與明鐵斛相符、又

武州幡羅女沼村有ニ古祠一、其帷開下具深青閃大紅鸂鶒連雲嵌ニ八寶一紵絲、壹疋長肆丈濶貳尺、重伍拾兩、價銀漆兩貳錢、經該提調官布政使司左布政使姜恩、右布政使楊應奇、辯驗官布政司分守道右參議吳天壽、按察司帶管分巡道僉事徐先啓、督造管解官邵武府通判錢一溝、機戸袁宗太、巡按福建監察御史胡志夔上、按嘉靖古物也、計濶貳尺當ニ吾邦今貳尺貳寸伍分一、以驗ニ今裁衣尺一相符、乃知明裁衣尺吾邦今壹尺壹寸貳分伍釐、明量地尺吾邦今壹尺零捌分

（鼇頭　算法統宗曰、古弓五尺、今以ニ鈔尺一校レ之、只有ニ四尺八寸一
此書萬曆中、新安程大位所ニ編集一、朱載堉云、鈔尺即裁衣尺、量地尺短四分、亦與ニ統宗一符合）

一 事證

黃鐘長九寸、史記以下諸書所レ言皆同
據ニ荀勗所一レ定、則當ニ今陸寸肆分漆釐有奇一、吾邦所レ傳黃鐘聲（シキジヤウ）者、當ニ其半律一少短、凡截レ律法、半律稍濁、更少短レ之則合、所謂黃鐘聲者、伶人相承以爲ニ林鐘一、然其命レ名可レ證、伶人以レ此爲ニ林鐘一者別有レ故、且攝州天王寺鐘、其音中ニ黃鐘聲一、以爲ニ樂準一、見ニ卜兪好記一、以レ此爲ニ樂準一、則其爲ニ黃鐘一益審矣、它樂調樂曲器樂譜可レ證者極多、別有レ考、茲不ニ復贅一
素問靈樞、八尺之士、又曰、衆人之度七尺五寸

考工記、以二人長一爲二八尺一

列子、七尺之骸

淮南子精神訓曰、吾生也有二七尺之形一、吾死也有二一棺之土一

按人長漆尺伍寸爲二中人之度一、據二荀勗一當二今伍尺肆寸弱一、其謂二漆尺捌尺一者、大槩之辭也、漆尺當二今伍尺參分有奇一、中人微短者也、捌尺當二今伍尺漆寸伍分有奇一、中人稍長者也、周漢諸書所レ言皆爾、可レ見周漢尺同、至二于唐以後一、乃以二伍尺之軀一言レ之、可レ見尺大異也、據二朱載堉周尺陸寸肆分一、則漆尺伍寸當二今肆尺捌寸一、漆尺當二今肆尺肆寸捌分一、捌尺當二今伍尺壹寸貳分、又據二其夏尺捌寸一、則漆尺伍寸當二今陸尺一、漆尺當二今伍尺陸寸一、捌尺當二今陸尺肆寸一、又據二其漢尺捌寸捌分捌釐捌毫一、則漆尺當二陸尺貳寸貳分有奇一、其說之謬、可二以見一已

儀禮距隨長武、鄭玄注曰、武跡也、尺二寸、賈公彥疏曰、中人之跡尺二寸

據二荀勗尺一、則尺貳寸當二今捌寸陸分參釐有奇一、爲レ允、朱載堉則周尺當二今漆寸陸分捌釐一、漢尺當二今壹尺零陸分陸釐有奇一、皆不レ允

孔叢子曰、堯身修(タケ)十尺

據二荀勗尺一、則當二今漆尺壹寸玖分陸釐一、異相也

又曰、舜身修八尺有奇

據二荀勗尺一、捌尺當二今伍尺漆寸伍分一、而曰二有奇一、則當二是今陸尺許一

帝王世紀曰、禹身長九尺二寸、宛委餘編作二九尺九寸一

據二史記家語孔子腰以下不レ及レ禹三寸一、則玖尺玖寸似レ勝、據二荀勗一當二今漆尺壹寸貳分肆釐一

孟子曰。文王十尺、湯九尺

據二荀勗尺一、則玖尺當二今陸尺肆寸漆分陸釐一、據二朱載堉殷尺一、則今玖尺、似レ非二人類一

又曰、曹交長九尺四寸以長

據二朱載堉周尺一、則陸尺壹分陸釐、且曹交不レ容二引レ湯自比一

史記世家曰、孔子長九尺有六寸、人皆謂二之長人一而異レ之

據二荀勗尺一、則當二今陸尺玖寸壹分弱一、皆聖人異相也

河圖提劉曰、高祖身長七尺八寸

據二荀勗尺一則當二今伍尺陸寸壹分一、言二其長不レ過二中人一也、蓋以二項籍一相映

東觀漢紀曰、光武身長七尺三寸

據二荀勗尺一、則當二今伍尺貳寸伍分一、意亦同レ上、以二巨毋霸一相映

史記曰、項籍長八尺餘、漢書曰、八尺二寸

據二荀勗尺一、捌尺貳寸當二今伍尺玖寸一、謂二其魁梧一也

又曰、優孟長八尺
又曰、酈食其長八尺
亦皆謂二頎魁梧一也
漢書曰、東方朔長九尺三寸
據二荀勗尺一、則當二今陸尺陸寸玖分一、偉人也
又曰、巨毋霸長十尺
見レ上
又曰、張蒼父、長不レ滿二五尺一、蒼長八尺餘、蒼子復長八尺、及二孫類一、長六尺餘
此謂二父子祖孫長極不一レ侔也
曹子建相論曰、宋臣有二公孫呂者一、長七尺、面長三尺、廣三寸、名震二天下一
按此謂二怪相一也
史記曰、淳于髡長不レ滿二七尺一
據二荀勗尺一、則猶二今云一レ不レ滿二伍尺一也
又曰、晏子長不レ滿二六尺一
又曰、高柴長不レ盈二五尺一

家語曰、高柴長不ㇾ過二六尺一

按此則甚短僻耳、然高柴則家語似ㇾ勝、若據二朱載堉周尺一、則高柴不ㇾ過二伍尺一、似ㇾ非二人類一

漢書曰、韓王信長八尺五寸

據二荀勗尺一、當二今陸尺壹寸壹分一

又曰、金日磾長八尺二寸、容貌甚嚴

又曰、昭帝始冠、長八尺二寸

皆謂二魁梧一、當二今伍尺玖寸一

又曰、霍光長財七尺三寸、白皙、疏二眉目一美二須髯一

觀二財字一、即謂二其長不ㇾ過二中人一者、可三以見二已、據二載堉漢尺一、則當二今陸尺伍寸弱一、豈容ㇾ云ㇾ財乎

唐書曰、張孝忠魁偉、長六尺、李晟六尺、楊愼矜兄弟皆六尺餘、馬燧六尺二寸、楊收六尺二寸、宗楚客六尺八寸、陸景融、吉頊、郭知運、李嗣業、侯希逸、張興、張巡、程千里、皆長七尺、楊守亮、黑齒常之、皆長七尺餘、郭子儀、長七尺二寸、婁師德、長八尺

按唐尺即今尺、故陸尺既爲二魁偉一、在二周漢一則陸尺爲二短人一

漢書曰、王莽七尺五寸

三國志曰、照烈七尺五寸

宋書曰、宋武帝七尺六寸

陳書曰、陳武帝七尺五寸

王莽漢人、其長漆尺伍寸謂レ不レ過二中人之度一也、昭烈後漢末、尺漸長、故漆尺伍寸當二今伍尺陸寸伍分一、宋時又長、則宋武漆尺陸寸當二今伍尺捌寸貳分弱一、陳時又長、則陳武漆尺伍寸當二今伍尺漆寸捌分一、此三帝、謂二其魁梧一也

晉書、劉淵八尺四寸、劉曜九尺四寸、曜子胤、十歲長七尺五寸、後至二八尺四寸一、慕容皝七尺八寸、姚襄八尺五寸、冉閔、什翼犍八尺、慕容垂七尺四寸、慕容德八尺二寸

此皆當下以二魏晉尺一求上レ之、劉淵則陸尺參寸貳分捌釐、劉曜則漆尺零捌分、劉胤拾歲則伍尺陸寸伍分、慕容皝則伍尺捌寸漆分陸釐、姚襄則陸尺肆寸、冉閔什翼犍則陸尺零貳分、慕容德則陸尺壹寸漆分捌釐、皆謂二其魁梧一也、獨慕容垂伍尺伍寸漆分伍釐、不二甚長一耳

宛委餘編曰、苻堅時有二申香、夏默、護磨那一、俱長一丈九尺、爲二拂蓋郎一、一云、一丈六尺、一云、一丈三尺、則長之極者、然是外國人也、又大秦人長一丈五尺、好騎二駱駝一

以二魏晉尺一言レ之、壹丈玖尺則今壹丈肆尺參寸壹分、其壹丈陸尺則今壹丈貳尺零伍分、其壹丈參尺則今玖尺漆寸玖分、大秦國濱二西洋一、今西洋固有下若二此者一、不レ足レ怪

又曰、女子長者、明德馬皇后、和熙鄧皇后、俱七尺三寸、劉曜劉皇后七尺八寸、俱以レ美著レ稱、若レ今

則不㆓以爲㆘雅矣、惟劉曜長九尺四寸、庶幾相稱
按明德和熙、是漢人、漆尺參寸當㆓今伍尺貳寸伍分㆒、在㆓女子㆒則爲㆑長、然亦未㆑至㆑傷㆑雅、弇老未㆔嘗精㆓覈尺度㆒、故其言若㆑此、弇老又曰、唐以後人主、長者故少、是亦後人不㆑考㆓覈尺度㆒、讀㆓前史㆒妄謂人主非㆓漆尺以上㆒不㆑足㆑道、故不㆓紀載㆒耳
又曰、中國人短者、蔡謨外親王蒙、長三尺、潁川張仲師長二尺二寸
以㆓魏晉尺㆒求㆑之、參尺當㆓今貳尺貳寸陸分㆒、貳尺貳寸當㆓今壹尺陸寸伍分㆒、乃侏儒之極品也
考工記曰、車有㆓六等之數㆒、車軫四尺、謂㆓之一等㆒、戈柲六尺有六寸、既建而迤崇㆓於軫㆒四尺、謂㆓之二等㆒、人長八尺、崇㆓於戈㆒四尺、謂㆓之三等㆒、殳長尋有四尺、崇㆓於人㆒四尺、謂㆓之四等㆒、車戟常、崇㆓於殳㆒四尺、謂㆓之五等㆒、酋矛常有四尺、崇㆓於戟㆒四尺、謂㆓之六等㆒、鄭玄注曰、此所謂兵車也、軫輿後橫木、八尺曰㆑尋倍㆑尋曰㆑常
據㆓荀勗尺㆒、則肆尺當㆓今貳尺捌寸漆分捌釐㆒、陸尺有陸寸當㆓今肆尺漆寸肆分玖釐㆒、捌尺當㆓今伍尺漆寸伍分漆釐㆒、尋有肆尺者壹丈貳尺、當㆓今捌尺陸寸參分伍釐㆒、常者壹丈陸尺、當㆓今壹丈壹尺伍寸壹分肆釐㆒、常有肆尺者貳丈、當㆓今壹丈肆尺參寸玖分貳釐㆒、以㆓肆尺㆒爲㆓一等㆒而六等、合貳丈肆尺、當㆓今壹丈漆尺貳寸漆分壹釐㆒、其以㆓人長㆒爲㆓捌尺㆒者、以㆓兵車武人所㆘乘也
又曰、六尺有六寸之輪、軹崇三尺有三寸也、知㆓軫輿㆘轐焉四尺也、人長八尺、登下以爲㆑節

此又以二八尺一爲レ度也

鄕大夫職曰、國中自二七尺一以及二六十一、野自二六尺一以及二六十有五一皆征レ之、賈公彥正義曰、七尺謂二年二十一、六尺謂二十五一

此以二七尺一爲二中人度一也、以レ此推レ之、則上所謂八尺爲二中人之魁梧者一審矣、據二朱載堉尺一、則安有二年二十而肆尺肆寸捌分者一乎

論語曰、六尺之孤

淮南子曰、五尺童子

據二荀勗一、則陸尺當二今肆尺參寸貳分弱一、伍尺當二今三尺陸寸弱一

西京雜記曰、江都王勁捷、能超二七尺屛風一

按七尺屛風取二其足一レ隱レ人也

考工記廬人曰、酋矛三尋、凡兵無レ過レ三二其身一、過レ三二其身一、弗レ能レ用也、而無レ已又以害レ人

據二荀勗一、則酋矛貳丈肆寸、當二壹丈柒尺貳寸柒分一、是人長八尺、一步亦八尺、一尋亦八尺、伸二兩手一左右指レ之、自二左指尖一至二右指尖一、是爲二一尋一、廣張二兩足一、極二其所一レ至、是爲二一步一、皆與二人長一等、故矛以二三尋一爲レ限也

桃氏爲レ劍、臘（モロハ）廣二寸有半寸、兩從（チトリ）半レ之、以二其臘廣一爲二之莖（コミ）圍一、長倍レ之、中（ツカシタ）二其莖一、設（フトクス）二其後一、三二分

其臘廣去一以爲首廣而圍之、身長五其莖長、重九鋝、謂之上制、上士服之、身長四其莖長、重七鋝、謂之中制、中士服之、身長三其莖長、重五鋝、謂之下制、下士服之此劍制也、臘廣貳寸伍分當今壹寸捌分微弱、莖長伍寸當今參寸陸分弱、莖首廣壹寸陸分陸釐當今壹寸貳分弱、身長、上制貳尺伍寸當今壹尺捌寸弱、併其莖爲參尺、高祖所謂吾提三尺劍取天下是也、中制貳尺、當今壹尺肆寸肆分弱、併其莖爲貳尺伍寸、下制壹尺伍寸、當今壹尺零捌分弱、併其莖爲貳尺、是匕首也、古以擊劍爲小人大之術、見史記司馬相如傳注、其用壹尺捌寸、與吾邦戸田流劍術適同

藝文類聚引山海經注曰、汲郡冢中得銅劍一枚、長三尺五寸、今所名干將劍

按當今貳尺伍寸貳分弱

又引典論曰、建安二十四年二月壬午、魏太子丕造百辟寶劍、長四尺二寸

以魏晉尺求之、當今參尺壹寸陸分

又引風俗文曰、予丈八者謂之矟、靈鬼志曰、河間王顒既敗於關中、有給使陳安者、常乘一赤馬、俊快非常、雙持二刀、皆長七尺、馳馬運刀、所向披靡、關西爲之歌曰、隴上健兒字陳安、頭細面狹腸中寬、丈八大槊左右盤、晉傅玄詩曰、弄我丈八矟

丈捌當今壹丈參尺伍寸陸分

考工記弓人曰、弓長六尺有六寸、謂㆓之上制㆒、上士服㆑之、弓長六尺有三寸、謂㆓之中制㆒、中士服㆑之、弓長六尺、謂㆓之下制㆒、下士服㆑之

據㆓荀勗尺㆒、上制陸尺陸寸當㆓今肆尺漆寸肆分玖釐伍毫㆒、中制陸尺參寸當㆓今肆尺伍寸參分參釐陸毫㆒、下制陸尺當㆓今肆尺參寸壹分漆釐漆毫㆒

夏官廋人職曰、馬八尺以上爲㆑龍、七尺以上爲㆑騋、六尺以上爲㆑馬

按陸尺今肆尺參寸壹分漆釐漆毫、今俗以㆓肆尺㆒爲㆓馬尺㆒者本㆑此

雜記曰、納幣一束、束五兩、兩五尋、鄭玄曰、五兩十端也、每㆑端二丈

按兩即匹也、壹端貳丈、當㆓今壹丈肆尺肆寸弱㆒、壹匹肆丈當㆓今貳丈捌尺捌寸弱㆒

周禮春官司服職曰、其齊服有㆓玄端素端㆒、鄭司農云、端者取㆓其正㆒也、士之衣袂皆二尺二寸而屬㆑幅、是廣袤等也、其袪尺二寸、大夫以上侈㆑之、侈㆑之者蓋半而益㆑一焉、半而益㆑一、則其袂三尺三寸、袪尺八寸、賈公彥曰、衣袂二尺二寸、喪服記文、故彼云、衣二尺有二寸、注云此謂㆓袂中㆒也、言㆑衣者、明㆓與㆑身參齊㆒、是玄端之身長二尺二寸、今兩邊袂亦各屬㆓一幅㆒、幅長二尺二寸、上下亦廣二尺二寸、故云屬㆑幅廣袤等

禮記王制孔穎達疏曰、布廣二尺二寸、帛則未㆑聞、鄭注周禮引㆓逸巡守禮㆒、幅廣四咫、八寸爲㆑咫、鄭注、四當㆑作㆑三、則帛廣二尺四寸

周禮天官內宰職曰、出其度量淳制、鄭注曰、故書淳爲敦、杜子春讀敦爲純、純謂幅廣也、制謂匹長、玄謂、純制、天子巡守禮所云、制幣丈八尺、純四䋣、賈公彥曰、四咫三尺二寸又太廣、四當爲三、三八二十四、二尺四寸幅廣也、古三四積畫、是以三誤爲四也

按此諸文、則布幅貳尺貳寸、當今壹尺伍寸捌分、帛匹長丈捌尺、當今壹丈貳尺玖寸伍分、幅廣參尺貳寸、當今貳尺參寸、據賈公彥爲三咫、則當今壹尺漆寸貳分

孔鮒小爾雅曰、五尺謂之墨、倍墨謂之丈、倍丈謂之端、倍端謂之兩、倍兩謂之匹、匹有謂之束

按此又一說、有字下脫文

漢書食貨志曰、布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹

按語古制而不言漢制、可見漢亦同也

通典曰、後魏令、每調一夫一婦帛一匹粟二石、舊制、人間所織絹布、皆幅廣二尺二寸、長四十尺爲一匹、六十尺爲一端

通典曰、開元八年二月、制曰、頃者以庸調無憑、好惡須准、故遣作樣以頒諸州、令其好不得過精、惡不得至濫、任土作貢、防源斯在、諸州送物、作巧生端、苟欲副於斤兩、遂則加其丈尺、有至五丈爲匹者、理甚不然、濶尺八寸長四丈、同文共軌、其事久行、立樣之時、已

載二此數一、若求レ兩而加レ尺、甚暮四而朝三、宜レ令下所司簡閲上、有下踰二於比年常例一尺丈過多者上奏聞、

二十五年定令、諸課戸一丁租調、准二武德二年之制一、其調絹絁布、並隨二鄉土所一レ出、絹絁各二丈、布則二丈五尺、輸二絹絁一者、綿三兩、輸レ布者麻三斤、註曰、准レ令、布帛皆濶尺八寸、長四丈爲レ匹、布五丈爲レ端、綿六兩爲レ屯、絲五兩爲レ絢、麻三斤爲レ綟

按此皆今尺同、但濶尺捌寸比二玉尺貳尺貳寸一短肆分、唐以二玉尺一爲二古尺一故耳、朱載堉以二肆丈爲一レ匹伍丈爲一レ端、爲二世俗算法一、亦坐レ不レ讀二通典一耳

宋史食貨志曰、自二周顯德中一、受二公私織造一、並須二幅廣二尺五分一

按宋制也、據二三司布帛尺一、則貳尺伍分當二今貳尺微弱一

田畝考附

周

周禮地官小司徒職曰、乃經二土地一而井二牧其田野一、九夫爲レ井、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、四丘爲レ甸、四

甸爲縣、四縣爲都、鄭注曰、此謂造都鄙也、采地制井田、異於鄉遂、重立國、鄭司農云、井
牧者、春秋傳所謂井衍沃牧隰皐者也、玄謂、隰皐之地、九夫爲牧、二牧而當一井、今造都鄙
授民田、有不易、有一易、有再易、通率二而當一、是謂之井牧、九夫爲井者、方一里九夫所
治之田也、四井爲邑、方二里、四邑爲丘、方四里、四丘爲甸、方八里、旁加一里、則方十里、
爲一成、積百井九百夫、四甸爲縣、方二十里、四縣爲都、方四十里、四都方八十里、旁加十里、乃
得方百里爲一同也、積萬井九萬夫、井田之法、備於一同、今止於都者、采地食者、皆四之一、
其制三等、百里之國凡四都、一都之田、稅入於王、五十里之國、凡四縣、一縣之田、稅入於王、二
十五里之國、凡四甸、一甸之田、稅入於王

孟子曰、請野九一而助、國中什一使自賦、卿以下必有圭田、圭田五十畝、餘夫二十五畝、方里而井、
井九百畝、其中爲公田、八家皆私百畝

王制曰、古者以周尺八尺爲步

大戴禮曰、三百步而里

合此諸文觀之、周尺八尺爲一步、當今伍尺漆寸伍分有奇、百步爲一畝、百畝爲一夫、一萬步
也、九夫爲一井、九百畝也、即一井方三百步爲一里、路程自此而生也

一步　當今伍尺漆寸伍分有奇

一畝方十步　當ニ今參畝壹步有奇一

按此方伍丈漆尺伍寸也、今法以ニ方陸尺一爲ニ壹步一、參拾步爲ニ壹畝一、參百步爲ニ壹段一（古代陸尺爲レ步、參百陸拾步爲レ段、文祿定凡天下之田以陸尺參寸爲レ步、以參百步爲レ段、）今按レ之、古壹畝爲ニ方壹寸者參拾參萬零陸百貳拾伍一、今壹步爲ニ方壹寸者參千陸百一、壹畝爲ニ壹拾萬零捌千一、則參畝而尙有ニ陸千陸百貳拾伍一、其參千陸百爲ニ壹步一尙有レ奇

五畝之宅　當ニ今肆百伍拾玖步有奇一、乃壹段伍畝玖步有奇

以ニ今法一按レ之、拾畝爲ニ壹段一、肆百伍拾步爲ニ壹段伍畝一、而尙有ニ參萬參千壹百貳拾伍一、是爲ニ玖步一尙有レ奇

餘夫二十五畝　當ニ今漆段陸畝拾陸步有奇一

以ニ今法一按レ之、貳千貳百玖拾陸步、而尙有ニ貳拾伍一、其貳千壹百步爲ニ漆段一、壹百捌拾步爲ニ陸畝一、餘拾陸步尙有レ奇

圭田五十畝　當ニ今壹町伍段參畝貳步有奇一

以ニ今法一按レ之、倍ニ上積一爲ニ肆千伍百玖拾貳步伍拾一、其參千步爲ニ壹町一、壹千伍百玖拾步爲ニ伍段參畝一、所レ餘貳步尙有レ奇

一夫百畝　當ニ今參町陸畝肆步有奇一

又倍レ上

一井九百畝　當今貳拾漆町伍段伍畝陸步有奇

一成九萬畝　當今貳千漆百伍拾伍町貳段貳拾伍步

一同九百萬畝　當今貳拾漆萬伍千伍百貳拾町捌段參畝拾步

按井田以方言之者、以見八私共一公之制耳、其實不然、何則有餘夫二十五畝、圭田五十畝、及井牧之法、及殷人七十畝等、其非正方、可以知已

考工記曰、匠人爲溝洫、耜廣五寸、二耜爲耦、一耦之伐、廣尺深尺、謂之甽、田首倍之、廣二尺、深二尺、謂之遂、九夫爲井、井間廣四尺深四尺、謂之溝、方十里爲成、成間廣八尺深八尺謂之洫、方百里爲同、同間廣二尋深二仞謂之澮、專達於川

按此皆粗法也、夫間之遂、廣當今壹尺伍寸許、井間之溝、廣當今參尺許、成間之洫、廣當今壹步許、同間之澮、廣當今貳步許、今俗謂壹步爲壹間、本出匠家語、屋舍兩柱之間爲壹間、如參間茅屋是也

一里　當今肆町肆拾漆步有奇

按參百步當今壹千漆百貳拾伍尺、今路程法以陸尺爲壹步、陸拾步爲壹町、則壹千漆百貳拾伍尺爲肆町肆拾漆步參尺

十里　當今壹里拾壹町伍拾五步

百里　當ニ今拾參里拾壹町拾步一

千里　當ニ今壹百參拾參里參町肆拾步一

萬里　當ニ今壹千參百參拾壹里肆拾步一

按此又粗法也

諸公之地、方五百里　當ニ今陸拾陸里有奇一

諸侯之地、方四百里　當ニ今伍拾參里有奇一

諸伯之地、方三百里　當ニ今參拾玖里有奇一

諸子之地、方二百里　當ニ今貳拾陸里有奇一

諸男之地、方百里　當ニ今壹拾參里有奇一

按此大司徒職之文、鄭注以ニ三等之制一爲ニ殷制一、此爲ニ周變ニ殷制一、然觀下諸公食レ半、侯伯食ニ三之一、子男食中四之一上、則亦三等、其謂ニ公侯百里伯七十里子男五十里一者、乃謂レ田耳

春官典命職曰、上公九命爲レ伯、其國家宮室車旗衣服禮儀皆以レ九爲レ節、侯伯七命、其國家宮室車旗衣服禮儀皆以レ七爲レ節、子男五命、其國家宮室車旗衣服禮儀皆以レ五爲レ節、鄭玄曰、公之城蓋方九里、宮方九百步、侯伯之城蓋方七里、宮方七百步、子男之城蓋方五里、宮方五百步

按玖里當ニ今壹里漆町漆步參尺一、玖百步當ニ今伍千壹百漆拾伍尺一、乃爲ニ拾肆町貳拾貳步餘一、漆里當ニ今

參拾參町參拾貳步餘一、漆百步當二今肆千零貳拾伍尺一、乃爲二拾壹町拾步餘一、伍里當二今貳拾參町伍拾漆步餘一、伍百步當二今貳千捌百漆拾伍尺一、乃爲二漆町伍拾玖步餘一、是亦當二大槩言一レ之

地官遺人職曰、凡賓客會同師役、掌二其道路之委積一、凡國野之道、十里有レ廬、廬有二飲食一、三十里有レ宿、宿有二路室一、路室有レ委、五十里有レ市、市有二候館一、候館有レ積、鄭玄曰、廬若二今野候徙有一レ序也、宿可二止宿一、若二今亭有一レ室矣、候館樓可二以觀望一者也、少曰レ委、多曰レ積

按十里當二今壹里拾壹町許一、參拾里當二今參里參拾伍町許一、伍拾里當二今陸里貳拾參町許一

漢書曰、吉行日五十里、師行日三十里

後世兵家猶守二此法一、此雖二文帝語一、當二是三代遺文一、故載二于此

莊子曰、適二百里一者宿舂レ糧、適二千里一者三月聚レ糧

按一日行百里、是爲二常人所一レ能

考工記曰、匠人營レ國方九里、旁三門、國中九經九緯經涂九軌、鄭玄曰、經緯謂レ涂也、經緯之涂、皆容方二九軌一、軌謂二轍廣一、乘車六尺六寸、旁加二七寸一凡八尺、是謂二轍廣一、九軌積七十二尺

按道廣漆拾貳尺、當二今伍丈壹尺捌寸壹分一、卽捌步參尺捌寸壹分也、玖經玖緯後世玖條本レ此

周人明堂、度二九尺之筵一、東西九筵、南北七筵、堂崇一筵、五室、凡室二筵

按玖尺當二今陸尺肆寸捌分一、去二柱廣一則得二陸尺一爲二壹間一、今宮室之制率如レ之、民間屋舍、以二伍尺

漆寸一爲二壹間一、却加二杜廣一則得二陸尺一、伍尺漆寸亦合下周以二捌尺一爲中壹步上、可レ見古今之制一矣

王宮門阿之制、五雉、宮隅之制七雉、城隅之制九雉、鄭玄曰、阿棟也、宮隅城隅、謂二角浮思一也、雉長三丈、高一丈、孔穎達曰、浮思者小樓也

按漆雉者、長貳拾壹丈、當二今壹拾伍丈壹尺壹寸貳分貳釐一、高漆丈、當二今伍丈零參寸漆分肆釐一、伍雉者、長壹拾伍丈、當二今壹拾丈零捌尺弱一、高伍丈當二今參丈伍尺玖寸捌分壹釐一、玖雉者、長貳拾漆丈、當二今壹拾玖丈肆尺參寸一、高玖丈當二今陸丈肆尺漆寸陸分陸釐一

經涂九軌、環涂七軌、野涂五軌、鄭玄曰、環涂謂二環レ城之道一

經涂玖軌見レ上、漆軌者伍丈陸尺、當二今肆丈零貳寸玖分一、伍軌者肆丈、當二今貳丈捌尺漆寸捌分一

大射禮曰、大侯九十、糝侯七十、豻侯五十

按此謂二虎侯玖拾弓、熊侯漆拾弓、豹侯伍拾弓一、所謂侯道也、弓長陸尺、故玖拾弓爲二伍拾肆丈一、當二今參拾捌丈捌尺陸寸一、卽陸拾肆步肆尺陸寸也、漆拾弓爲二肆拾貳丈一、當二今參拾丈零貳尺貳寸一、卽伍拾步貳尺貳寸也、伍拾弓爲二參拾丈一、當二今貳拾壹丈伍尺捌寸一、卽參拾伍步伍尺捌寸也

秦漢

史記始皇本紀曰、二十六年六尺爲レ步

司馬法曰、六尺爲レ步、步百爲レ畮、畮百爲レ夫、夫三爲レ屋、屋三爲レ井

王制曰、今以周尺六尺四寸為步

按周以八尺為一步、秦始以六尺為一步、漢因之、然六國之時、既有廢井田開阡陌者、則或以六尺四寸為一步、或以六尺為一步、或依舊以八尺為一步、各國不同制、至于秦並天下、乃一槩以六尺為一步耳、司馬法雖出穰苴、而其書成于威王時、則所謂六尺為步者、非周制審矣、鄭玄忘王制之文而引司馬法解周禮者非矣

史記蘇秦傳曰、使我有洛陽負郭田二頃、吾豈能佩六國相印乎

漢食貨志曰、李悝以為地方百里、提封九萬頃

按井田法無頃名、觀此文、則井田之毀亦已久矣

食貨志又曰、率十二夫、為田一井一屋、故畮五頃

按九夫為一井、三夫為一屋、故十二夫為一井一屋也、鄧展曰、於古為十二頃、古百步為畮、漢時二百四十步為畮、古千二百畮則得今五頃、此六國時百步為畝、百畝為頃、蘇秦李悝所言是也、漢時二百四十步為畝、百畝為頃、則古十二頃為漢五頃也、然此解不論步法者、蓋狃所聞見、誤謂周時亦以六尺為步也

一步　當今肆尺參寸壹分柒釐柒毫捌絲

六國時一畝　當今壹畝貳拾壹步有奇

按百步爲二壹畝一、則方肆丈參尺壹寸漆分、爲二方寸者壹拾捌萬陸千參百陸拾肆一、今壹步爲二方寸者參千陸百一、而壹畝爲二方寸者壹拾萬零捌千一、則壹畝而餘漆萬捌千參百陸拾肆、其漆萬伍千六百爲二貳拾壹步一尙有レ奇

一頃　當二今壹町漆段貳畝壹拾陸步有奇一

十頃　當二今壹拾漆町貳段伍畝壹拾漆步有奇一

百頃　當二今壹百漆拾貳町伍段伍畝貳拾漆步有奇一

千頃　當二今壹千漆百貳拾伍町伍段玖畝漆步有奇一

萬頃　當二今壹萬漆千貳百伍拾伍町玖段貳畝壹拾漆步有奇一

十萬頃　當二今壹拾漆萬貳千伍百伍拾玖町貳段伍畝貳拾漆步有奇一

漢一畝　當二今肆畝肆步有奇一

按漢時方壹步、以レ今校レ之、爲二方寸者壹千捌百陸拾參一、而貳百肆拾步爲二壹畝一、則爲二方寸者肆拾肆萬漆千壹百貳拾一、今壹畝爲二方寸者壹拾萬零捌千一、則肆畝而餘壹萬伍千壹百貳拾、今壹步爲二方寸者參千陸百一、則其壹萬肆千肆百爲二肆步一尙有レ奇

一頃　當二今肆町壹段肆畝一

十頃　當二今肆拾壹町肆段一

百頃　當ニ今肆百壹拾肆町一

千頃　當ニ今肆千壹百肆拾町一

萬頃　當ニ今肆萬壹千肆百町一

十萬頃　當ニ今肆拾壹萬肆千町一

百萬頃　當ニ今肆百壹拾肆萬町一

一里　當ニ今參町參拾伍步伍尺參寸有奇一

按秦漢壹步當ニ今肆尺參寸壹分漆釐漆毫捌絲一、則參百步爲ニ壹百貳拾玖丈伍尺參寸參分肆釐一、今陸尺爲ニ壹步一、則當ニ貳百壹拾伍步伍尺參寸有奇一

十里　當ニ今參拾伍町伍拾捌步伍尺有奇一

百里　當ニ今玖里參拾伍町肆拾捌步伍尺有奇一

千里　當ニ今玖拾玖里參拾肆町玖步一

萬里　當ニ今玖百玖拾玖里壹拾漆町參拾步一

通典曰、孝平元始二年定、墾田八百二十七萬五百三十頃、蓋紀ニ漢盛時之數一

按當ニ今參千肆百貳拾參萬玖千玖百玖拾肆町貳段一

漢食貨志曰、百畝之收、不レ過ニ百石一

按百畝當ニ今肆町壹段肆畝ニ、百石當ニ今玖石參斗壹升貳合ー

史記曰、先作ニ前殿阿房ニ、東西五百步、南北五十丈、上可ニ以坐ニ萬人ニ、下可ニ以建ニ五丈旗ー

按伍百步當ニ今貳百壹拾伍丈捌尺玖寸弱ニ、卽參百伍拾玖步有奇也、伍拾丈當ニ今參拾伍丈玖尺捌寸ニ、卽伍拾玖步有奇也、五丈當ニ今參丈伍尺玖寸ー

西京雜記曰、未央宮周廻二十二里九十五步五尺街道周廻七十里、昆明池周廻四十里

按貳拾貳里有奇當ニ今貳里捌町拾捌步ー也、漆拾里當ニ今陸里參拾伍町伍拾貳步ー也、肆拾里當ニ今參里參拾伍町伍拾伍步ー

又曰、蹲鴟三十七畝、應レ收ニ六百七十三石ー

按參拾漆畝當ニ今壹町伍段參畝伍步ニ、陸百漆拾參石當ニ今陸拾貳石陸斗漆升陸合ー

漢書曰、賈山曰、秦爲ニ馳道於天下ニ、東窮ニ燕齊ニ、南極ニ吳楚ニ、道廣五十步

按伍拾步當ニ今參拾伍步伍尺捌寸有奇ー

三輔黄圖曰、鳳闕高七丈五尺

按當ニ今伍丈參尺玖寸漆分ー

廣雅曰、渭橋廣六丈、南北二百八十步

按陸丈當ニ今肆丈參尺壹寸漆分ニ、貳百捌拾步當ニ今壹百貳拾丈零捌尺玖寸捌分弱ー

漢書曰、且兵、輕行五十里、重行三十里

按伍拾里當ニ今肆里參拾伍町伍拾肆步一、參拾里當ニ今貳里參拾伍町伍拾陸步一

後漢書虞詡傳曰、兵法、日行不レ過ニ三十里一、而今且二百里

按貳百里當ニ今拾玖里參拾伍町一

又曰、李固曰、軍行日三十里

後魏書曰、既得ニ降人一、言可汗被レ病、以レ車自載入ニ南山一、民畜群聚方六十里、無ニ人統領一相去百八十里、追兵不レ至、乃徐西遁、若復前行二日、則盡滅レ之矣

按百捌拾里當ニ今拾漆里參拾伍町一

又曰、今吳營去レ此六十里、輕騎趁レ之、一日可レ到、破レ之必矣

按陸拾里當ニ今伍里參拾伍町一

北齊書曰、竇泰以ニ精騎一馳レ之、一日一夜行三百里

按參百里當ニ今貳拾玖里參拾伍町一

唐

按魏晉承レ漢而無ニ異制一、其尺雖ニ長四五分一、田畝里程皆粗法、所レ增能幾、故今不ニ別出一唐承ニ北朝一、尺制大變、而後世田畝皆因レ之、但里程制異已

六典曰、凡天下之田、五尺爲ㇾ步、二百有四十步爲ㇾ畝、百畝爲ㇾ頃

一步五尺　按唐玉尺爲ニ古周尺一、其六尺當ニ大尺五尺一、蓋五尺爲ㇾ步者、以下合ニ古步一而田畝里程之不上ㇾ差

一畝　當ニ今伍畝拾陸步有奇一

按壹步方伍尺爲ニ方壹寸者貳千伍百一、今之壹步方陸尺、爲ニ方寸者參千陸百一也、壹畝貳百肆拾步、則方寸者陸拾萬、以ニ今步法一求ㇾ之、爲ニ壹百陸拾陸一、所ㇾ餘貳千肆百

一頃　當ニ今伍町伍段伍畝拾陸步一

十頃　當ニ今伍拾伍町伍段伍畝拾陸步一

百頃　當ニ今伍百伍拾伍町伍段伍畝拾陸步一

千頃　當ニ今伍千伍百伍拾伍町伍段伍畝拾陸步一

萬頃　當ニ今伍萬伍千伍百伍拾伍町伍段伍畝拾陸步一

拾萬頃　當ニ今伍拾伍萬伍千伍百伍拾伍町伍段伍畝拾陸步一

百萬頃　當ニ今伍百伍拾伍萬伍千伍百伍拾伍町伍段伍畝拾陸步一

一里　當ニ今肆町拾步一

按六典舊唐書並以ニ三百步一爲ㇾ里

十里　當ニ今壹里伍町肆拾步一

百里　當ニ今壹拾壹里貳拾町肆拾步一

千里　當ニ今壹百壹拾伍里貳拾陸町肆拾步一

萬里　當ニ今壹千壹百伍拾漆里壹拾肆町肆拾步一

宋三百六十步爲レ里、元明皆因レ之、宋史以下諸書所レ載審矣

一里　當ニ今伍町一

十里　當ニ今壹里壹拾肆町一

百里　當ニ今壹拾參里參拾貳町一

千里　當ニ今壹百參拾捌里參拾貳町一

萬里　當ニ今壹千參百捌拾捌里參拾貳町一

事證

通典曰、大業中、天下墾田五千五百八十五萬四千四十頃、按ニ其時一有ニ戶八百九十萬七千五百三十六、則每レ戶合レ得ニ墾田五頃餘一、恐本史之非レ實

按當ニ今參萬壹千零參拾萬零零貳百貳拾貳町貳段貳畝一

又曰、天寶中應受田一千四百三十萬三千八百六十二頃十三畝

按當ニ今漆千玖百肆拾陸萬伍千玖百町漆段貳畝一

宋史食貨志曰、天下墾田、無慮三千餘萬頃

按參千萬頃當ニ今壹萬陸千陸百陸拾陸萬陸千陸百陸拾陸町陸段陸畝一

大明會典曰、洪武二十六年、十二布政司并直隷府州田土、總計八百五十萬七千六百二十三頃六十八畝

零（爲ニ量地尺一）

當ニ今伍千伍百壹拾貳萬玖千肆百零壹町肆段肆畝一

又曰、萬曆六年、十三布政司并直隷府州實在田土、總七百一萬三千九百七十六頃二十八畝（爲ニ量地尺一）

當ニ今肆千伍百肆拾伍萬零伍百陸拾陸町貳段玖畝一

隋書地理志曰、京兆郡、開皇三年置ニ雍州城一、東西十八里一百一十五步、南北十五里一百七十五步

六典曰、今京城隋開皇二年所レ置、東西十八里一百一十五步、南北十五里一百七十五步、舊唐書同、又曰皇城在ニ京城之中一、東西五里一百一十五步、南北三里一百四十步

又曰、東都城東面十五里二百一十步、南面十五里七十步、舊唐書同

按レ此、隋書從前相承、六尺爲レ步、三百步爲レ里、古制也、至ニ唐始用ニ大尺一、而田里之步、與レ古懸絕、蓋以ニ大尺之五尺當ニ玉尺之六尺一、故唐制五尺爲レ步、三百步爲レ里、則六典舊唐書與ニ隋書一全同、淡海公作レ令、明云ニ五尺爲レ步三百步爲ニ里、此其承ニ唐制一者也、後人不ニ考ニ覈尺度一、妄謂六尺爲レ步、則三百步爲レ里、五尺爲レ步、則三百六十步爲レ里、此蓋起ニ其俗說一者也、至レ宋傳爲ニ天下之通

法一、而後世皆因レ之、歐陽脩唐書曰、京城長六千六百六十五步、是三二六因東西十八里一、得二六千四百八十步一、加二一百一十五步一、爲二六千五百九十五步一、差七十步、恐字誤、又曰、廣五千五百七十五步、是三二六因南北十五里一、得二五千四百步一、加二一百七十五步一、爲二五千五百七十五步一、又曰、皇城長千九百一十五步、廣千二百步、共是三二六因其里數一云レ爾、但廣差二十步、又曰、東都城東西五千六百一十步、南北五千四百七十步、共是三二六因其里數一云レ爾、意是亦脩未二嘗精二覈尺度一、乃取二俗說一、收二載志中一耳

（鼇頭）杜氏通典立軍、司馬穰苴曰、五人爲レ伍、十伍爲レ隊、一軍凡二百五十隊、餘奇爲二握奇一、故一軍以二三千七百五十人一爲二奇兵一、隊七十有五以爲二中壘一、守地六千尺積尺得二四里一、以二中壘四面一乘レ之、一面得レ地三百步

今按杜佑據二穰苴隊伍說一、當世立軍之法、自二一軍凡二百五十隊一以下、杜氏言可レ見、六千尺得二四里一者、一步當二五尺一、里當二三百步一乎

又守拒法云、一步五尺之城計レ役、二百三十五人、一百步計レ功二萬三千五百人、三百步計レ功七萬五百人、率一里則十里可レ知、是亦以二三百步一率一里

舊唐書天文志開元十二年、太史監南宮說、擇二河南平地一、以レ水準繩、樹二八尺之表一、而以レ引度レ之、始レ自二滑州白馬縣一、北至之晷、尺有五十七分、自二滑州臺表一南行一百九十八里百七十九步、得二汴

州浚儀岳臺表一、夏至影長一尺五寸三分、又自二浚儀一而南百六十七里二百八十一步、得二許州扶溝縣表一、夏至影長一尺四寸四分、又自レ溝而南一百六十里百一十步、至二豫州上蔡武津表一、夏至影長一尺三寸六分半、大率五百二十六里二百七十步、影差二寸有餘

按自二滑州一至二豫州一凡五百二十五里五百七十步者、乃謂二五百二十六里二百七十步一、則唐制三百步爲二一里一明矣、

又云、大率五百二十六里二百七十步、而北極差一度半、三百五十一里八十步、而差一度

按五百二十六里二百七十步、而北極差一度半者、是三之二爲二一度一、以二里法三百步一約レ之、則一度得二三百五十一里八十步一、

上引二通典六軍及守拒法、舊唐書天文志之文一、皆是唐制三百步爲二一里一者、以證二六典舊唐書京城皇城東都城之里數亦三百步爲二一里一也、如二宋歐陽脩唐書三百六十步爲二一里一、乃後世俗說已、其文曰二京城長六千六百六十五步一者、六千五百九十五步之誤、此推二六典云東西十八里一百一十五步一、以二一里三百六十步一、故謂二六千五百九十五步一、則侈二乎唐制一千八十步、又曰二廣五千五百七十五步一、此推二六典云南北十五里一百七十五步一、以二一里三百六十步一、故謂二五千五百七十五步一、則侈二乎唐制一九百步、又曰二皇城長千九白一十五步一、此推二六典云東西五里一百一十五步一、以二一里三百六十步一、故謂二千九百一十五步一、則侈二乎唐制一三百步、又曰二廣千二百步一者、千二

百二十步之誤、此推二六典云南北三里一百四十步一、以二一里三百六十步一、故謂二千二百二十步一、則侈二乎唐制一百八十步、又曰二東都城東西五千六百一十步一、此推二六典云東面十五里二百一十步一、以二一里三百六十步一、故謂二五千六百一十步一、則侈二乎唐制一九百步、又曰二南北五千四百七十步一、此推二六典云南面十五里七十步一以二一里三百六十步一、故謂二五千四百七十步一、則侈二乎唐制一九百步、今據二通典舊唐書一規二脩非一、雖二頗儒多聞一未三精二覈尺度一之所レ致也）

度量衡考卷上終

量考

周量

周禮㮚氏曰、量レ之以爲レ鬴、深尺、內方尺而圜二其外一、其實一鬴、其臀一寸、其實一豆、其耳三寸、其實一升、重一鈞、其聲中二黃鍾之宮一、鄭玄注曰、四升曰レ豆、四豆曰レ區、四區四鬴、鬴六斗四升也、鬴十則鍾、方尺積千寸、於二今粟米法一、少二二升八十一分升之二十二一、其數必容レ鬴、此言二內方一耳、圜二其外一者謂二之脣一

此一鬴六斗四升、方一尺、深一尺、其積千寸、約以二絲法一、爲二壹千萬萬萬一、陸二拾肆歸之一、壹升之積、爲二壹拾伍萬陸千貳百伍拾萬萬一、周漢壹尺、今漆寸壹分玖釐陸毫參絲、約以二絲法一、漆萬壹千玖百陸拾參、自乘爲二伍拾壹萬漆千捌百陸拾漆萬參千參百陸拾玖一、以レ深乘レ之、得二參百漆拾貳萬陸千漆百貳拾捌萬漆千壹百陸拾伍萬參千參百肆拾漆一、是爲二壹釜一、陸二拾肆歸之一得二伍萬捌千貳百參拾萬零壹千參百陸拾壹萬玖千伍百捌拾參不盡一、是一升之積也、於二今粟米法一以下十七字、乃鄭玄校以二漢量法一、詳見二下文一、若其所謂其臀一寸、鄭玄曰其底深一寸、則取三其容二一豆一耳、其耳三寸、鄭玄曰耳在レ旁可レ擧、則取下其受二手指一可レ擧、而容中一升上耳、以二其圜一故止曰二一寸三寸一、是古文辭所二以簡

與也

漢書律歷志所載、與此正同、但變方爲圓、變鬴爲斛、左右耳所容不同、而以龠合升斗斛爲名、是自漢法非周制也、詳見下文

朱載堉周尺、本屬杜撰、見度法考、若以作此量、所容殊少、不與周禮㮚人職合矣、見下文、黃鍾之管所容爲一龠、兩龠爲一合、本於班志、其說出劉歆、是據周禮㮚氏其聲中黃鍾之宮與書舜典同律度量衡而杜撰者、蓋律度量衡、其用各殊、律揆聲、度揆長短、量揆多少、衡揆輕重、古聖人作此、各取其適用耳、孔子曰、布指知寸、布手知尺、舒肘知尋、故何休亦曰、側手爲膚、案指爲寸、則度由人體生焉、舜典曰、歌永言、聲依永、律和聲、則律亦由人聲生焉、聖人以人聲定律、既定之後、假度以傳其聲、度豈生於律哉、豆籩豆之豆、篆文可徵、以人一次食立制、鬴卽釜、一釜所受、以人家一次炊立制、鍾鐘同、一鍾所受、其它庾秉亦必爾、但不可考耳、則量亦取適人用焉、權衡亦當爾、何關黃鍾、至於黃鍾一龠之重以生衡、最屬妄誕、黍有肥瘠大小、豈有一定之重乎、且古以十積、唯度爲爾、量衡不以十積、班志乃度量皆以十積、本諸黃鍾以爲萬事之本、觀於其以十積、則非古制瞭然矣、大抵陰陽五行、漢儒庬談、劉歆因造三統歷、文之以律、而度量衡一本諸黃鍾、以耀其學、與王莽之徒哉、孟堅眩其文辭、收載志中、遂爲萬古定說耳、今試算黃鍾之龠、圍玖分爲玖千絲、據徑壹圍參之率、則

積陸百漆拾伍萬絲、以長玖寸乘之、爲陸千零漆拾五萬萬絲、而壹釜之積壹千萬萬絲、陸拾肆分而壹升、爲壹拾伍萬陸千貳百伍拾萬萬絲、又拾分而壹合、爲壹萬伍千陸百貳拾伍萬萬絲、又貳分而壹龠之積、爲漆千捌百拾貳萬伍千萬絲、不合也、據劉徽率、則壹百伍拾漆分伍拾而得壹、壹百伍拾漆分伍拾而壹、爲參壹捌肆漆壹參參漆伍漆玖陸壹不盡、以玖乘之爲徑貳分捌釐陸毫陸絲貳肆貳零參捌貳壹陸、半周爲肆千伍百、半徑爲壹千肆百參拾參壹貳壹零壹玖壹零捌不盡、相乘爲積陸百肆拾肆萬玖千零肆拾肆伍捌伍玖捌陸、以長玖寸乘之、得壹龠實伍千捌百零肆萬壹千肆百零壹萬貳千漆百參拾捌漆肆、不合也、據祖沖之約率、則貳拾貳分漆而壹、爲參壹捌壹捌壹捌壹捌壹捌壹不盡、玖乘之爲徑貳分捌釐陸毫參絲陸參陸參陸參陸參、半周爲肆千伍百、半徑爲壹千肆百參拾壹捌壹捌壹捌壹捌壹、相乘爲積陸百肆拾肆萬參千 壹百捌拾壹捌壹捌壹肆伍、又以玖乘之、爲壹龠實伍千漆百玖拾捌萬捌千陸百參拾陸萬參千陸百參拾參零伍、不合也、據李冶率、則肆拾歸周玖分爲貳貳伍、玖因爲貳零貳伍、自乘倍之爲捌貳零壹貳伍、開方而得徑貳分捌釐陸毫參絲漆捌貳肆不盡、半周肆千伍百、半徑壹千肆百參拾壹捌玖壹貳、相乘爲平積陸百肆拾肆萬參千伍百壹拾零肆、以玖乘之、得壹龠實伍千漆百玖拾玖萬壹千伍百玖拾參萬陸千有奇、不合也、據莽量法旁過玖釐伍毫、猶且不合也、夫律度量衡、一本聲氣之元、自然之數、是其所自誇、果爾豈容毫釐之弗合邪、支離乖牾、其妄作亦昭乎哉、且舜同律度量衡者、乃同萬國律度量衡、防其姦僞已、豈同

四者歸一之謂乎、㮚氏之量中黃鍾之宮者、觀下銘辭、寶重之至、併識其聲、以傳後世已、量之厚薄、臀耳尺寸、皆既不具載、將何據得以其聲求之制邪、故其中黃鍾之宮者、亦偶爾耳、豈關聲氣之元哉、故今不取黃鍾之龠、以㮚氏量爲新

又李冶解周禮之文爲算法之辭、其說謂、㮚氏之量、其形實圓、算圓之法、必置方其中、由此起算、周徑自得、大氐萬物之狀、方可算而圓不可算、故以方起算是古法也、後世失其傳、徒以周徑起算、遂致諸家紛紜、唯古人以明算法、故㮚氏之文、以算法言之、語內方之度、周徑自晰、此誠算法妙解、其法出于周髀算經、劉徽祖冲之、意當知之、乃世所傳、劉新率祖密率、皆爲約率、其謂之密率者、對徑壹圍參粗法云爾、何則據李法、容方壹尺之弦、爲壹尺肆寸壹分肆釐貳毫壹絲參忽伍微陸纖貳參漆參零玖伍零肆捌捌零壹陸捌玖、周爲肆尺肆寸肆分肆釐肆毫肆絲不盡、是徑壹尺、得周參尺壹寸肆分貳釐陸毫玖絲陸捌零伍貳肆、據新率、則徑壹尺得周參尺壹寸肆分無零數、據約率、則徑漆尺而周貳拾貳尺無零數、此以容方伍尺爲率、而劉截去貳釐陸毫以下、祖截去周肆分肆釐以下徑壹分肆釐以下、痕跡尚存、其爲約率者審矣、劉祖之意、蓋爲欲簡易適用故也、大氐算圓之法、大則田畝、最爲粗法、尺寸之差、非其所論、次則斗斛、以計米粟、是亦粗物、一勺以外、亦非所論、小則以金銀珠玉作圓器、是誠貴重之物、理當精算、然釐毫以下、目力不及、亦屬無用、故劉祖截去尾數者、取適用耳、如徑一圍三正五斜七、亦爲急率之際臆計大槩

之辟、而世憒憒者、或奉劉祖孝、以爲金科玉條、笑一三五七之粗、可謂不解事之甚矣、或語諸李法舊習所錮、遷聞駭其新奇、殊不知漢量變圓爲方、變釜爲斛、米粟之法、自古有之、則周髀所傳、古法本然、故周禮言方尺而不言圜幾、算法所在、豈不然乎、祇味周禮之文、內方尺而圜其外、自當具方圜、一量具方圓、而方米圓粟、庣爲之限、庣雖出漢志、其字它無所用、必是古來相傳之說、非劉歆所裁、鄭注脣字、恐郎庣字誤、不爾、圜其外者、卒爲無謂、又據李治說、則方爲虛形、借方以明圓之爲幾、果爾、當曰圜而容方尺、周禮之文、亦爲不穩、故今定謂槖氏量具方圓、以爲米粟法也、米粟法、乃量法大關係、漢斛去庣、直以周粟法爲其米法、於是不得不別設粟斛、斛遂有二種、後世量法變者、自此始、則學人深智、爲不可及爾、詳見漢量篇、今且試據李治說算之、方尺爲漆壹玖陸參、肆拾因而玖歸、得參壹玖捌參伍不盡爲圓周、漆壹玖陸參自乘、爲伍壹漆捌陸漆參參陸玖、倍之爲壹零參伍漆參肆陸漆參捌、開方得徑壹尺零壹分漆釐漆毫壹絲零伍零伍不盡、半周壹伍玖玖壹漆不盡、半徑伍零捌捌伍伍貳伍貳伍不盡、相乘爲圓積捌拾壹萬參千漆百肆拾陸萬零伍百肆拾壹肆不盡、以深漆壹玖陸參乘之、得壹釜之積伍百捌拾伍萬伍千玖百陸拾萬零漆千貳百玖拾肆萬零漆百陸拾捌、以陸拾肆歸之、得壹升積玖萬壹千肆百玖拾萬參千捌百陸拾參萬玖千陸百玖拾玖伍不盡、是其所受大侈、而於梓人一豆中人之食、靡人不能二釜移民就穀之文、有不通焉、至于朱載堉、則以一龠爲八斗、黃鍾之長爲一尺、別

斛圜率、以求合劉歆二龠爲一合之說、而其所謂一尺者、妄作黃帝夏殷周漢尺、以其夏尺計周量、夫一斛爲八斗、既屬無稽、夏尺計周量、自相矛盾、故今皆不取、其黃鍾之長及圜率、別自有考

黃帝夏殷周漢尺之爲妄作、既辨諸度法考、故今此不贅

日本升法、方肆寸玖分、深貳寸漆分、約以絲法、肆萬玖千、自乘爲貳拾肆萬零壹百萬、以深貳萬漆千乘之得陸拾肆萬捌千貳百漆拾萬萬、今以此推周量、一以米法爲正、具列于左

一升　今捌勺玖撮捌貳參捌玖肆陸陸漆不盡、據小爾雅升卽掬

一豆、卽四升爲一豆　今參合伍勺玖撮貳玖伍伍漆捌陸陸捌

考工記梓人、食一豆肉、飲一豆酒、中人之食也、卽此、鄭玄注、豆當作斗、誤矣、按後漢書本傳、鄭玄酒量甚大、故以爲一斗歟、梓人又曰、爵一升、觚三升、獻以爵而酬以觚、一獻而三酬則一豆矣、鄭玄注觚當作觶、豆當作斗、按豆依舊爲允、但三酬當是一酬誤、蓋以一升一獻、而以三升一酬、則一豆矣、一獻一酬、不可及斗、又論語邢昺疏載韓詩說、一升曰爵、二升曰觚、三升曰觶、四升曰角、五升曰散、觥亦五升、角觸也、不能自適、觸罪過也、散訕也、飲不自節、爲人謗訕也、按此則古今人酒量、不甚相遠、肆升今參合伍勺玖撮、伍升今肆合肆勺玖撮、以此推之、鄭玄改豆爲斗、爲誤無疑、又以李治法推之、壹豆爲伍合陸勺肆撮、豈可以爲中人之量邪

一斗　今捌合玖勺捌撮貳參捌玖肆陸陸漆不盡、史記廉將軍雖レ老、尙一飯斗米、又按、斗本酒器、用以酌レ酒、八名爲レ允、史記張良獻二項王玉斗一、又按、斗古不二以爲二量名一、但見二注家言一、乃移二秦漢制一釋二古量一耳

一區、四豆曰レ區、則一斗六升　今壹升肆合參勺漆撮壹捌貳管子作レ鏂、又齊田氏、五豆爲レ區、二斗、今壹升漆合零玖撮陸肆漆

一釜或作レ鬴六斗四升　今伍升漆合肆勺捌撮漆貳玖貳齊田氏、五區爲レ釜、則十年、今捌升玖合捌勺貳撮參捌玖、論語子曰、與レ釜、周禮廩人職、凡萬民之食、食者、人四鬴上也、人三鬴中也、人二鬴下也、若食不レ能二人二鬴一、則令レ邦移レ民就レ穀、詔レ王殺二邦用一、鄭玄注、此皆謂二一月食米一也、鬴此上中下謂二歲豐歉一也、肆鬴今貳斗貳升玖合玖勺肆撮有奇、參二拾歸之一、得二壹日食漆合陸勺陸撮有奇一、參鬴今壹斗漆升貳合肆勺陸撮有奇、參二拾歸之一、得二壹日食伍合漆勺肆撮有奇一、貳鬴今壹斗壹升肆合玖勺漆撮有奇、參二拾歸之一、得二壹日食參合捌勺參撮有奇一、是既非レ糅二藜藿一不レ充レ腹、則其不レ足二貳鬴一者、移レ民就レ穀爲レ宜、若據二朱載堉尺法一、則陸寸肆分爲二壹尺一、約二絲法一爲二陸萬肆千絲一、自乘爲二肆拾萬零玖千陸一萬、以レ深乘レ之、得二貳百陸拾貳萬壹千肆百肆拾一萬、是爲二壹釜一積、即今肆升零肆勺參撮漆肆漆、參釜則壹斗貳升壹合參勺壹撮貳、參二拾歸之一、爲二壹日食肆合零肆撮參一、既非レ糅二藜藿一、不レ能レ充レ飢、尙何俟レ不レ能二貳釜一而後始移レ民就レ穀耶、

載堉尺法、至レ此而窮矣、又據二李治量法一、則壹釜之容、今玖升柒參勺參撮貳、其貳釜爲二今壹斗捌升柒陸勺陸撮一、參二拾歸之一、得二日食陸合有奇一、其不レ及二貳釜一者、豈容二輒移一民邪、故李治量法、亦至レ此而窮矣、又按周禮、甗盆、甑、皆實二一鬴

一斛　今捌升玖合捌勺貳撮參捌玖

十斗爲二一斛一、出二聘禮記一、然古不三以レ斛爲二量名一、但見二注家言一、蓋以二秦漢制一釋二古量一耳、古量名有レ斛、與レ此殊矣

一碩即一石、漢食貨志、李悝爲二魏文侯一作下盡二地力一之敎上曰、食人月一石半、杜氏通典石作レ碩、管子、中歲之穀碩十錢、大男食四碩、月有三四十之糒一、大女食三碩、月有二三十之糒一、吾子食二一碩一、月有二二十之糒一、按壹石半今壹斗三升肆合漆勺參撮、參二拾歸之一、得二日食肆合肆勺玖撮一、以二周禮一校レ之、在二中下之間一也、如二管子肆碩一、今參斗伍升玖合貳勺玖撮・參二拾歸之一、得二日食壹升壹合玖勺漆撮一、參碩今貳斗陸升玖合肆勺漆撮、參二拾歸之一、得二日食捌合玖勺捌撮一、貳碩今壹斗漆升玖合陸勺肆撮、參二拾歸之一、得二日食伍合玖勺捌撮一、是蓋非三止算二其口糧一、乃併算二其費用一耳、又考二李悝下文一有レ云、五口治二田百畝一、歲收百五十碩、除二十一之稅十五碩一、餘百三十五碩、五人終歲九十碩、餘有二四十五碩一、碩三十、爲レ錢千三百五十、除三社閭嘗新春秋之祠用二錢三百一、餘千五十、衣レ人率用二錢三百一、五人終歲用二千五百一、不レ足四百五十、以レ此推レ之、一人歲拾捌碩、即今壹石陸斗壹升陸合捌勺參撮、月壹碩伍斗、

卽今壹斗參升肆合漆勺參撮、與前壹石半相同也

一觳　今壹升零漆勺漆撮捌

周禮旊人曰、豆實三而成觳、崇尺、陶人曰、鬲實五觳、按今伍升參合捌勺玖撮、旊人又曰、簋實一觳

一庾　今壹斗肆升參合漆勺壹撮捌貳

又法今貳升壹合伍勺伍撮漆

聘禮記曰、十六斗曰藪、鄭注、今江淮之間量名有爲藪者、今文藪爲逾、左傳昭公二十六年、申豐云、粟五千庾、杜注云、庾十六斗、論語與庾、小爾雅曰、釜二有半謂之藪

右皆前法

周禮陶人曰、庾實二觳、厚半寸、脣寸、

右後法

一鍾　今伍斗漆升肆合捌勺漆撮有奇

齊田氏量則拾斛、今捌斗玖升捌合貳勺參撮有奇、鄭玄曰釜十則鍾、按古稱大祿有千鍾萬鍾之名、千鍾今伍百漆拾肆石捌斗漆升貳合玖勺貳撮、萬鍾今伍千漆百肆拾捌石漆斗貳升玖合貳勺伍撮、凡言量名者、皆爲月俸通壹歲、則千鍾今陸千捌百玖拾捌石肆斗漆升伍合有奇、萬鍾今陸萬捌千玖百

捌拾肆石漆斗伍升壹合有奇

一秉　今壹石肆斗參升漆合壹勺捌撮有奇

聘禮記、拾籔曰秉、論語、與粟五秉、按五秉今漆石壹斗捌升伍合玖勺有奇

一溢　今玖勺參撮伍陸陸

喪大記、朝一溢米、莫一溢米、鄭玄曰、二十兩曰溢、於粟米之法、一溢爲米一升二十四分升之一、按疏、此注與律歷志不同、律歷志則二十兩爲二升、說左傳者云、百二十斤爲石、則壹斗拾貳斤、爲兩則壹百玖拾貳兩、則壹升爲拾玖兩有奇、是有奇即貳錢也、壹升爲拾玖兩貳錢則所餘尙捌錢、故云貳拾肆分升之壹、又按小爾雅曰、一手之盛謂之溢、兩手謂之掬、掬四謂之豆、是溢即五合、當今肆勺肆撮、鄭玄則溢作鎰解

廩祿之數、王制曰、上農夫食九人、其次食八人、其次食七人、其次食六人、下農夫食五人、庶人在官者、其祿以是爲差

九人食參拾陸釜、今貳石零陸升玖合伍勺肆撮有奇、通壹歲爲貳拾肆石捌斗參升肆合伍勺壹撮

八人食參拾貳釜、今壹石捌斗參升玖合伍勺玖撮、通壹歲爲貳拾貳石零漆升伍合壹勺貳撮

七人食貳拾捌釜、今壹石陸斗零玖合陸勺肆撮有奇、通壹歲爲壹拾玖石參斗壹升伍合漆勺參撮

六人食貳拾肆釜、今壹石參斗漆升玖合陸勺玖撮有奇、通壹歲爲壹拾陸石伍斗伍升陸合參勺肆撮

五人食貳拾釜、今壹石壹斗肆升玖合漆勺肆撮有奇、通壹歳爲壹拾參石漆斗玖升陸合玖勺伍撮、右皆據周禮廩人職、以一人四釜爲準、亦只以口糧言耳、其實一夫百畝之入、據李悝之言、歳收百伍拾石、卽今壹拾參石肆斗漆升參合伍勺捌撮有奇、李悝又有上熟中熟下熟之差、上熟肆倍、收陸百石、卽今伍拾參石捌斗玖升肆合參勺參撮有奇、中熟參倍、收肆百伍拾石、卽今肆拾石零肆斗貳升零漆勺伍撮有奇、下熟倍、收參百石、卽今貳拾陸石玖斗肆升漆合壹勺陸撮有奇

下士食玖人、與上農夫同、蓋壹井公田百畝之入也

中士食拾捌人、蓋貳井公田貳百畝之入、歳收壹千貳百石、今壹百零漆石漆斗捌升捌合、按論語、原思爲之宰、與粟九百、孔安國注以爲九百斗、卽玖拾石、是月俸耳、通壹歳爲壹千零捌拾石、今玖拾漆石零零玖合、正値中士之祿

上士食參拾陸人、蓋肆井公田肆百畝之入、歳收貳千肆百石、今貳百壹拾伍石伍斗漆升漆合

下大夫食漆拾貳人、蓋捌井公田捌百畝之入、歳收肆千捌百石、今肆百參拾壹石壹斗伍升肆合也、然是亦止言口糧耳、上士以上受采、則當不止于是也、按史記、孔子大司寇之祿陸萬斗、即陸千石、當是月俸、則通壹歳漆萬貳千石、今陸千肆百陸拾漆石參斗貳升

小國卿食壹百肆拾肆人、蓋拾陸井公田千陸百畝之入、歳收玖千陸百石、今捌百陸拾貳石參斗零玖合也、是亦口糧耳

次國卿食二貳百壹拾陸人一、蓋貳拾肆井公田之入、歲收壹萬肆千肆百石、今壹千貳百玖拾參石肆斗陸升肆合、是亦口糧也

大國卿食二貳百捌拾捌人一、蓋參拾貳井公田之入、歲收壹萬玖千貳百石、今壹千漆百貳拾肆石陸斗壹升捌合、亦口糧耳、然如下稱二卿大夫一爲中百乘之家上、則春秋時齊高國魯季孟之儔、非二古制一也、故孔子譏二季氏之富過二於周公一、何則百乘之賦、一同所レ出、一同百里、諸侯之國也、一同萬井、公田之入、歲收陸百萬石、今伍拾參萬捌千玖百肆拾參石故也

小國君食二壹千肆百肆拾人一、蓋百陸拾井公田之入、歲收玖萬陸千石、今捌千陸百貳拾參石零玖升參合、亦言二宮中所レ食口糧一也、其實小國方五十里、爲二貳千伍百井一、公田之入、歲收百伍拾萬石、今壹拾參萬肆千漆百參拾伍石

次國君食二貳千壹百陸拾人一、蓋貳百肆拾井公田之入、歲收拾肆萬肆千石、今壹萬貳千玖百參拾肆石陸斗肆升、亦口糧也、其實次國方七十里、爲二肆千玖百井一、公田之入、歲收貳百玖拾肆萬石、今貳拾陸萬肆千零捌拾貳石也

大國君食二貳千捌百捌拾人一、蓋參百貳拾井公田之入、歲收拾玖萬貳千石、今壹萬漆千貳百肆拾陸石壹斗捌升漆合、亦宮中所レ食、其實萬井之地、出二兵車百乘一者、見レ上、然春秋時稱二千乘之國一、乃拾萬井之地、其公田歲收陸千萬石、今伍百參拾捌萬玖千肆百參拾參石、亦皆言二大槩一耳、故當下有二大小參差一

未中必同上也

又按孟子謂下辭二十萬一而受上萬、說者謂、十萬者十萬鍾、萬者萬鍾也、則拾萬今陸拾捌萬玖千捌百肆拾漆石伍斗、萬今陸萬捌千玖百捌拾肆石漆斗伍升、孟子之時、齊雖二大國一、必不レ然矣、以二原憲玖百斗孔子陸萬斗一例レ之、則當二是拾萬斗萬斗一、然則拾萬斗爲二萬石一、今捌百玖拾捌石貳斗參升捌合有奇、通二壹歲一爲二壹萬零漆百漆拾捌石捌斗一、萬斗爲二千石一、今捌拾玖石捌斗貳升參合有奇、通二壹歲一爲二壹千零漆拾漆石捌斗捌升一、則客卿與レ授二室國中一、其祿於二事理一當レ然耳

右祿秩言レ量者、皆爲二月俸一、故周禮廩人職、及漢祿秩、皆以レ月算、是古法也、後世及日本、乃有二歲祿一、學者狃以弗二之察一是以言レ之爾

漢量

漢書律歷志曰、量者龠合升斗斛也、其法用レ銅、方尺而圜二其外一、旁有レ庣焉、其上爲レ斛、其下爲レ斗、左耳爲レ升、右耳爲二合龠一、上三下二參天兩地、圜而函方、左一右二、陰陽之象也、注鄭氏曰、庣過也、算二方一尺一所レ受一斛過二九釐五毫一然後成レ斛、今尙方有二王莽時銅斛一、制盡與レ此同、師古曰、庣不レ滿之處

此斑固述二劉歆說一、乃王莽制、而其斛積與二漢制一全同、故斑固述レ之、比二周禮㮚氏量一大同小異、周以二升豆區鬴庾鍾秉一爲二量名一、漢書廢不レ用、以二合升斗斛一爲二量名一劉歆又加レ龠以爲二五量一、故其制變

レ方爲レ圓、以容二一斛一變レ豆爲レ斗、周禮兩耳皆實二一升一、劉歆則左耳一、爲レ升、右耳二、爲レ龠爲レ合、其所謂上三者、斛升龠也、下二者、斗合也、其形詭異、是王莽劉歆所レ剏、而漢斛無臀耳一、何以言レ之、常用者必無二此詭異之制一、只取レ便二於用一、且晉志載二大司農斛一、止言二徑深一、而不レ言二臀耳一、是其證也、詳見レ下、旁有レ庣、解頗難レ明、蓋言算レ圓之法、必內容レ方、從レ方起レ算、故算二方壹尺一而圓二其外一、則圓之所レ受爲二壹斛一、然其方壹尺者、必旁各加二玖釐伍毫一、而後其圓者成二壹斛一、是漢斛積所二以侈一於周量積一也、周量壹釜之積、壹千萬萬絲、拾斗之積、壹千伍百陸拾貳萬伍千萬萬絲、漢斛之積、壹千陸百貳拾萬萬萬絲、其法、圓內容二方尺一、旁各加二玖釐伍毫一、則爲二圓徑壹尺肆寸參分參釐貳毫壹絲參伍陸一、以二陸續周率壹百肆拾貳一乘レ之、以二徑率肆拾伍一除レ之、得二圓周肆尺伍寸貳分貳釐伍毫有奇一、半徑漆壹陸陸有奇、半周二貳貳陸壹有奇、相乘得二圓積壹陸貳一、截二去尾數一以二深壹尺一乘レ之、得二壹斛積一、以レ漢歸レ周、則知二周拾斗爲二漢玖斗陸升肆合伍勺有奇一、以レ周歸レ漢、則漢壹斛爲二周拾斗零參升陸合捌勺一、是周漢之異也、然漢所二以旁加二玖釐伍毫一之故未レ詳、竊以粟米之法、自レ古有レ之、量法具二粟米一、圓者爲レ斛、方者爲レ釜、壹斛之粟得二壹釜之米一、故周禮料二人之食一、必以レ釜言者、米故也、斛之名、古未二之聞一、管子李悝有レ鍾、鍾石同、卽斛也、斛釜之際、以二銅板一隔レ之、其形如二方箱一無レ底、闊徑玖釐伍毫、謂二之庣一、量レ米則庣內方壹尺、容二陸斗肆升一、量レ粟則庣內外皆滿、雖庣不二容受一、故師古曰、不レ滿之處、鄭氏曰過二玖釐伍毫一、此之謂也、庣圍二釜之外一、故庣積長壹尺零零陸漆壹、厚陸釐漆

壹、廣壹尺者肆、合爲二貳拾漆萬零貳百零零玖千陸百肆拾萬一、却就二斛積一除レ之、則斛積壹千伍百玖拾貳萬玖千漆百玖拾玖萬零參百陸拾萬、以レ此歸二釜積壹千萬萬萬一、則得二陸貳漆有奇一、爲二陸斗貳升漆合有奇一、是壹斛粟所レ得米數也、以二米法拾斗積壹千伍百陸拾貳萬伍千萬萬一歸二粟斛積一、則得二壹零壹玖伍零漆一、爲二拾斗零壹升玖合伍勺一、是米拾斗粟壹斛、其數有二不同一也、大氏伍滅レ貳爲二米法一、參加レ貳爲二粟法一、古制爲レ斛、庣、字書無二明解一、以二事理一求レ之、非レ此不レ通、且周禮内方尺而庣二其外一、漢志圜而函レ方、亦非レ此不レ通、李淳但謂爲二算法一、算法誠祖レ此、而文義卒不レ穩矣、周禮不レ言レ庣者、專以二米法一言レ之、且失二脫字句一、亦不レ可レ知、予門人神鼎校二五經于野參議之墟一、宋板注疏、不下與二今本一同上、則安保二其宋以前必無二亡失一乎、王莽斛既廢二釜豆一、則庣無レ所レ用、只存二古制一耳、漢量以二粟斛一爲二米斛一、故抽二去庣一不レ用、直以二壹千陸百貳拾萬萬絲一爲二壹斛積一、又以二陸歸一爲二粟法一、皆見レ下

晉書律歷志曰、九章商功法程、粟一斛積二千七百寸、米一斛積一千六百二十七寸、菽荅麻麥一斛積二千四百三十寸、此據二精粗一爲レ率、使二價齊一而不レ等二其器之積寸一也、以二米斛一爲レ正、則同二于漢志一

此漢以二周粟斛一直爲二米斛一、別設二粟斛一、自レ此之後、自有二三種斛一也、二十七寸、當レ作二二十寸一、七字衍耳、漢以レ陸爲二米法一、故壹千陸百貳拾寸、以レ陸歸レ之、得二貳漆一、以二貳千漆百一爲二粟斛法一、蓋民納二租稅一皆以レ粟、粟耐二久藏一故也、是以米斛在レ官、粟斛在レ民、歲久世亂、民不三復識二米斛一、故魏晋

以後斛法之變、皆由尺度之訛長與米粟法之展轉、是故量法者所當知也

鄭玄解周禮㮚氏量制曰、方尺積千寸、於今粟米法、少二升八十一分升之二十二

按玄引漢粟米法、以明周量方者爲米、圓者爲粟、而漢以陸爲粟米法、玄據其法算之、算法、置千寸爲實、以漢升積拾陸寸貳分除之、得陸斗壹升、不滿拾壹寸捌分、法實各伍因、得捌拾壹分升之伍拾玖、以此減陸斗肆升、餘得貳升捌拾壹分升之貳拾貳、其減之、先置陸斗肆升於上位、內減陸斗壹升、餘參升、又退壹升、而加分母捌拾壹於下位、減分子伍拾玖、則上位得貳升、下位得貳拾貳、命爲捌拾壹分升之貳拾貳也

晉志又載魏劉徽注九章商功曰、王莽銅斛、於今尺、爲深九寸五分五釐、徑一尺三寸六分八釐七毫、以徽術計之於今斛爲容九斗七升四合有奇、魏斛大而尺長、王莽斛小而尺短也

按今尺謂魏尺也、王莽銅斛深壹尺、爲魏尺玖寸伍分伍釐、徑壹尺參寸陸分捌釐漆毫、以玖寸伍分伍釐歸之得壹尺肆寸參分參釐壹毫玖絲、是容方壹尺旁各加玖釐伍毫之絃、則得容玖斗漆升肆合有奇也

晉志又載劉徽注九章商功曰、當今大司農斛、圓徑一尺三寸五分五釐、深一尺、積一千四百四十一寸十分寸之三

按蓋漢斛之存于魏者、以魏尺言之、徑壹尺參寸伍分伍釐、以劉徽周法參壹肆乘之、得圓

周肆貳伍肆柒、半周貳壹貳柒參伍、半徑陸柒柒伍、相乘得圓積壹肆肆壹貳柒玖陸貳伍、則其拾分寸之參、大槩言之耳、以魏求周尺立方壹壹肆柒柒參零捌貳參乘之、得壹陸伍肆貳零壹零伍零壹柒肆參捌壹參柒伍、其於漢斛積有少不合、乃截去尾數太峻所致也、今以壹壹肆柒柒參零捌貳參歸漢斛積、則得壹肆壹壹肆有奇、可以知之

按荀勗校定周尺時引西京建武望臬為證、故知周漢尺同也、今以今尺求之、以柒壹玖陸參立方積參柒貳陸柒貳捌柒壹陸伍參參肆柒乘漢斛積、得陸零參柒參零零伍貳零柒捌肆貳貳壹肆、却以今升法陸肆捌貳柒歸之、得玖參壹貳玖肆壹參玖玖、尚有尾數、今截去不用合升斗斛之數、具列于左

一合　今玖撮參壹
一升　今玖勺參撮壹貳
一斗　今玖合參勺壹撮貳玖
一斛　今玖升參合壹勺貳撮玖肆
十斛　今玖斗參升壹合貳勺玖撮肆壹
百斛　今玖斛參斗壹升貳合玖勺肆撮壹參
千斛　今玖拾參斛壹斗貳升玖合肆勺壹撮參玖

萬斛　今玖百參拾壹斛貳斗玖升肆合壹勺參撮玖玖

十萬斛　今玖千參百壹拾貳斛玖斗肆升壹合參勺玖撮玖

百萬斛　今玖萬參千壹百貳拾玖斛肆斗壹升參合玖勺玖撮

事證

趙充國曰、凡萬二百八十一人、用レ穀月二萬七千三百六十三斛

按以レ人除レ穀、得二月食壹人貳斛陸斗陸升壹合伍勺有奇一、以二參拾日一歸レ之、得二日食捌升捌合柒勺壹撮柒一、即今捌合貳勺陸撮有奇、是過二於周禮肆釜一、軍中食當レ爾爾

充國又曰、以二一馬一自駝二負三十日食一、爲二米二斛四斗、麥八斛一

按貳斛肆斗、爲二今貳斗貳升參合伍勺壹撮有奇一、捌斛、爲二柒斗肆升伍合各參撮有奇一、是人日食捌升、今柒合肆勺伍撮、馬日食貳斗陸升陸合陸勺陸撮有奇、今貳升肆合捌勺參撮有奇

匈奴傳曰、一人三百日食、用二糒十八斛

按拾捌斛、爲二今壹斛陸斗柒升陸合參勺有奇一、是日食陸升、爲二今伍合伍勺捌撮有奇一

孝宣五鳳中、耿壽昌奏言、故事歲漕二關東穀四百萬斛一以給二京師一

按肆百萬斛今參拾柒萬貳千伍百壹拾柒斛餘

晉書宣帝紀、亮使至、帝問曰、諸葛公起居何如、食可二幾米一、對曰、三四升、次問二政事一、曰二十罰己上

皆自省覽、帝既而告人曰、諸葛孔明其能久乎、竟如其言

抜參升今貳合漆勺玖撮有奇、肆升今參合漆勺貳撮有奇、仲達料其死宜哉

醫書靈樞雜經、載人腸胃所容受、世以靈樞爲黄帝書、然文章卑實、爲漢世作審矣、故今載諸漢篇要之周漢量數不太遠也

齒以後至會厭、深三寸半、大容五合

參寸半今貳寸伍分　伍合今肆勺陸撮有奇

胃大容三斗五升、又曰、穀常留二斗、水一斗五升而滿、故平人日再後、後二升半、一日中五升、七日三斗五升而留水穀盡

貳斗今壹升捌合陸勺貳撮有奇　壹斗伍升今壹升參合玖勺漆撮弱　貳升半今貳合參勺貳撮有奇　伍升今肆合陸勺伍撮有奇

小腸受穀二斗四升、水六升三合合之大半

貳斗肆升今貳升貳合參勺伍撮強　陸升參合合之大半今伍合玖勺貳撮強

迴腸受穀一斗、水七升半

壹斗今玖合參勺壹撮強　漆升半今陸合玖勺捌撮有奇

廣腸受穀九升三合八分合之一

今捌合陸勺漆撮有奇
膀胱盛レ溺九升九合
今玖合貳勺貳撮弱
心盛二精汁一三合、膽盛二精汁一三合
今貳勺捌撮弱
腸胃之長、凡五丈八尺四寸、受二水穀一九斗二升一合合之大半
伍丈捌尺肆寸今肆丈貳尺零貳分陸釐　玖斗貳升壹合合之大半今捌升伍合捌勺參撮有奇

百官祿秩

宰相

宛委餘編曰、相國丞相皆秦官、秉レ政者、相國自二呂不韋蕭曹一後、罷不レ設、漢丞相必封レ侯、功臣表
曰、大侯不レ過二萬家一、小者五六百戸

中二千石月俸百八十斛
今壹拾陸斛漆斗陸升參合貳勺玖撮肆伍、通二壹歲一爲二貳百零壹斛壹斗伍升玖合伍勺參撮有奇一

比二千石月俸百斛
今玖斛參斗壹升貳合玖勺肆撮壹參、通二壹歲一爲二壹百壹拾壹斛漆斗伍升伍合貳勺玖撮有奇一

千石月俸八十斛

今漆斛肆斗伍升零參勺伍撮參壹、通二壹歲一爲二捌拾玖斛肆斗零肆合貳勺參撮有奇一

六百石月俸七十斛

今陸斛伍斗壹升玖合零伍撮捌玖、通二壹歲一爲二漆拾捌斛貳斗貳升捌合漆勺一

比六百石月俸六十斛

今伍斛伍斗捌升漆合漆勺陸撮肆捌、通二壹歲一爲二陸拾漆斛零伍升參合壹勺漆撮有奇

四百石月俸五十斛

今肆斛陸斗伍升陸合肆勺漆撮零陸、通二壹歲一爲二伍拾伍斛捌斗漆升漆合陸勺肆撮有奇一

比四百石月俸四十五斛

今肆斛壹斗玖升零捌勺貳撮參陸、通二壹歲一爲二伍拾斛零貳斗捌升玖合捌勺捌撮有一奇

三百石月俸四十斛

今參斛漆斗貳升伍合壹勺漆撮陸伍、通二壹歲一爲二肆拾肆斛漆斗零貳合壹勺壹撮有奇一

比三百石月俸三十七斛

今參斛肆斗肆升伍合漆勺捌撮捌參、通二壹歲一爲二肆拾壹斛參斗肆升玖合肆勺伍撮有奇一

二百石月俸三十斛

今貳斛漆斗玖升參合捌勺捌撮貳肆、通二壹歳一爲二參拾參斛伍斗貳升陸合伍勺捌撮有奇一

比二百石月俸二十七斛

今貳斛伍斗壹升肆合肆勺玖撮肆壹、通二壹歳一爲二參拾斛零壹斗漆升參合玖勺參撮有奇一

百石月俸十六斛

今壹斛肆斗玖升零零漆撮零陸、通二壹歳一爲二壹拾漆斛捌斗捌升零捌勺肆撮有奇一

斗食月俸十斛

今玖斗參升壹合貳勺玖撮肆壹、通二壹歳一爲二壹拾壹斛壹斗漆升伍合伍勺貳撮有奇一

或曰日食一斗三升

今壹升貳合壹勺零陸捌、通二壹月一爲二參斗陸升參合貳勺零肆一通二壹歳一爲二肆斛參斗伍升捌合肆勺伍撮有奇一

佐史月俸八斛

今漆斗肆升伍合零參撮伍參、通二壹歳一爲二捌斛玖斗肆升零肆勺貳撮有奇一

按貢禹傳、諫議大夫、秩八百石、俸錢月九千二百、光祿大夫、秩二千石、俸錢一萬二千、此漢初有二捌百石伍百石一、後省以二捌百石一從二陸百石一、伍百石從二肆百石一、故云レ爾、且據二此文一月米外更有二俸錢一、但史文不レ具、不レ可レ得レ知

後漢百官祿秩

大將軍三公月俸三百五十斛

今參拾貳斛伍斗玖升伍合貳勺玖撮肆捌、通壹歲爲參百玖拾壹斛壹斗肆升參合伍勺參撮有奇

延平中定半取米錢

中二千石月俸錢九千、米七十二斛

今陸斛柒斗零伍合參勺壹撮柒捌通壹歲爲捌拾斛零肆斗陸升參合捌勺壹撮有奇

眞二千石月俸錢六千五百、米三十六斛

今參斛參斗伍升貳合陸勺伍撮捌玖、通壹歲爲肆拾斛零貳斗參升壹合玖勺有奇

比二千石月俸錢五千、米三十四斛

今參斛壹斗陸升陸合肆勺、通壹歲爲參拾柒斛玖斗玖升陸合捌勺

千石月俸錢四千、米三十斛

今貳斛柒斗玖升參合捌勺捌撮貳肆、通壹歲爲參拾參斛伍斗貳升陸合伍勺捌撮有奇

六百石月俸錢三千五百、米二十一斛

今壹斛玖斗伍升伍合柒勺壹撮柒陸、通壹歲爲貳拾參斛肆斗陸升捌合陸勺壹撮有奇

四百石月俸錢二千五百、米十五斛

今壹斛參斗玖升陸合玖勺肆撮壹貳、通二壹歲一爲二壹拾陸斛漆斗陸升參合貳勺玖撮有奇一

三百石月俸錢二千、米十二斛

今壹斛壹斗壹升漆合伍勺伍撮貳玖、通二壹歲一爲二壹拾參斛肆斗壹升零陸勺參撮有奇一

二百石月俸錢一千、米九斛

今捌斗參升捌合壹勺陸撮肆漆、通二壹歲一爲二壹拾斛零零伍升漆合玖勺漆撮有奇一

百石月俸錢八百、米四斛八斗

今肆斗肆升漆合零貳撮壹壹、通二壹歲一爲二伍斛參斗陸升肆合貳勺伍撮有奇一

按秦廢二封建一、立二郡縣之制一、自レ是之後、可レ謂二士君子之厄一已、東漢比二西京一更寒儉、光武不レ及二高祖一、可二以想一焉、此方之士覽レ之、足二少醒一レ貪哉、延平定半二取米錢一、然亦非二折半之數一、且其時米價太賤錢貴甚、因稽李悝一石錢三十、漢宣時歲數豐穰、石至二五錢一、農人少レ利、大司農中丞耿壽昌立二常平倉一、人便レ之、夫石今斗許、而李悝三十、既不レ可レ解、宣帝五錢、益爲二天壤一、此自時價貴賤、不レ可二一槩言一、且中華濱海地少、陸運費多、故萬貨滯而不レ動、豈若二此方海國漕飛迅速一乎

魏晉宋齊梁陳量

通典曰、魏初、杜夔造レ斛、即周禮所謂嘉量也、深尺、方尺、實一鬴、臀一寸、實一豆、耳三寸、實一升

晉書裴頠傳曰、荀勗之改二脩律一也、頠上言宜レ改二度量一、不レ見レ省

按此文、晉雖改脩律、而度量乃沿魏制也、魏尺卽周漢壹尺零肆分漆釐、當今漆寸伍分參釐肆毫伍絲、約以絲法、爲漆萬伍千參百肆拾伍、自乘爲伍拾陸萬漆千陸百捌拾陸萬玖千零貳拾伍、又以漆萬伍千參百肆拾伍乘之、得壹萬貫肆百貳拾漆萬漆千貳百參拾陸萬玖千陸百陸拾捌萬捌千陸百貳拾伍、以陸拾肆歸之、得壹升積陸萬陸千捌百參拾壹萬捌千貳百漆拾陸萬零漆百伍拾玖有奇、百倍之得壹斛積陸百陸拾捌萬參千壹百捌拾貳萬漆千陸百零漆萬伍千玖百漆拾陸有奇、以今升法陸肆捌貳漆歸之、得壹斗零參合零玖撮貳伍

通典叙東晉之事曰、歷宋齊梁陳、皆因而不改、其度量、三升當今一升、秤則三兩當今一兩、尺則一尺二寸當今一尺

按此宋齊梁陳量制、沿魏晉之舊者可見矣、但尺漸訛長、量亦當隨大、其積列下、本文所謂今者、隋也、非唐也、何者、唐大尺當玉尺壹尺貳寸、量秤皆三倍玉尺之制、不與此文合也、通典又曰、隋制、前代三升當今一升、隋書曰、隋平陳後、廢玉尺用宋尺、以一尺二寸爲市尺、則本文今尺指隋市尺者審矣、隋量見下

宋尺卽今漆寸陸分伍釐陸毫捌絲、自乘爲伍捌陸貳陸伍捌陸貳肆、又以漆陸伍陸捌乘之、得肆肆捌捌玖貳零肆伍伍貳貳肆參貳、以陸肆歸之、得漆零壹參玖參捌貳壹壹貳捌捌、以今升法陸肆捌貳漆歸之、得壹斗零捌合壹勺玖撮肆漆

齊尺無レ聞、蓋與レ宋同
梁尺當ニ今漆寸漆分零漆毫貳絲一、自乘爲ニ伍玖肆零零玖參壹捌肆一、又以ニ漆漆零漆貳一乘レ之、得ニ肆伍漆捌壹肆捌陸壹捌漆漆貳肆捌一、以ニ陸肆一歸レ之、得ニ漆壹伍參參伍漆貳壹陸捌參貳一以ニ今升法陸肆捌貳漆一歸レ之、得ニ壹斗壹升零參勺肆撮伍參一
陳尺無レ聞蓋與レ梁同

一合　魏晉今壹勺零參
　　　宋齊今壹勺零捌
　　　梁陳今壹勺壹撮

一升　魏晉今壹合零參撮
　　　宋齊今壹合零捌撮
　　　梁陳今壹合壹勺

一斗　魏晉今壹升零參勺
　　　宋齊今壹升零捌勺壹撮
　　　梁陳今壹升壹合零參撮

一斛　魏晉今壹斗零參合零玖撮

宋齊今壹斗零捌合壹勺玖撮

梁陳今壹斗壹升零參勺肆撮

十斛　魏晉今壹斛零參升零玖勺貳撮

宋齊今壹斛零捌升壹合玖勺肆撮

梁陳今壹斛壹斗零參合肆勺伍撮

百斛　魏晉今拾斛零參斗零玖合貳勺伍撮

宋齊今拾斛零捌斗壹升玖合肆勺漆撮

梁陳今拾壹斛零參升肆合伍勺參撮

百官祿秩（俸錢見上）

中二千石月俸米七十二斛

魏晉今漆石肆斗貳升貳合陸勺陸撮、通㆓壹歲㆒爲㆓捌拾玖石零漆升壹合玖勺貳撮㆒

宋齊今漆石漆斗玖升零零壹撮捌肆、通㆓壹歲㆒爲㆓玖拾參石肆斗捌升零貳勺貳撮

梁陳今漆石玖斗肆升肆合捌勺陸撮壹陸、通㆓壹歲㆒爲㆓玖拾伍石參斗參升捌合參勺參撮㆒

眞二千石月俸米三十六斛

魏晉今參石漆斗壹升壹合參勺參撮、通㆓壹歲㆒爲㆓肆拾肆石伍斗參升伍合玖勺陸撮㆒

宋齊今參石捌斗玖升伍合零零玖貳、通㆓壹歲㆒爲㆓肆拾陸石柒斗肆升零壹勺壹撮㆒

梁陳今參石玖斗柒升貳合肆勺參撮零捌、通㆓壹歲㆒爲㆓肆拾柒石陸斗陸升玖合壹勺陸撮㆒

比二千石月俸米三十四斛

魏晉今參石伍斗零伍合壹勺肆撮伍、通㆓壹歲㆒爲㆓肆拾貳石零陸升壹合柒勺肆撮㆒

宋齊今參石陸斗柒升捌合陸勺壹撮玖捌、通㆓壹歲㆒爲㆓肆拾肆石壹斗肆升參合肆勺參撮㆒

梁陳今參石柒斗伍升壹合柒勺肆撮零貳、通㆓壹歲㆒爲㆓肆拾伍石零貳升零捌勺捌撮㆒

千石月俸米三十斛

魏晉今參石零玖升貳合柒勺柒撮伍、通㆓壹歲㆒爲㆓參拾柒石壹斗壹升參合參勺㆒

宋齊今參石貳斗肆升伍合捌勺肆撮壹、通㆓壹歲㆒爲㆓參拾捌石玖斗伍升零零玖撮㆒

漆陳今參石參斗壹升零參勺伍撮玖、通㆓壹歲㆒爲㆓參拾玖石漆斗貳升肆合參勺㆒

六百石月俸米二十一斛

魏晉今貳石壹斗陸升肆合玖勺肆撮貳伍、通㆓壹歲㆒爲㆓貳拾伍石玖斗柒升玖合參勺壹撮㆒

宋齊今貳石貳斗柒升貳合零捌撮捌柒、通㆓壹歲㆒爲㆓貳拾柒石貳斗陸升伍合零陸撮㆒

梁陳今貳石參斗壹升柒合貳勺伍撮壹參、通㆓壹歲㆒爲㆓貳拾柒石捌斗零柒合零壹撮㆒

四百石月俸米十五斛

魏晉令壹石伍斗肆升陸合參勺捌撮漆伍、通二壹歳一爲二壹拾捌石伍斗伍升陸合陸勺伍撮一
宋齊令壹石陸斗貳升貳合玖勺貳撮零伍、通二壹歳一爲二壹拾玖石肆斗漆升伍合零肆撮一
梁陳令壹石陸斗伍升伍合壹勺漆撮玖伍、通二壹歳一爲二壹拾玖石捌斗陸升貳合壹勺伍撮一

三百石月俸米十二斛

魏晉令壹石貳斗參升漆合壹勺壹撮、通二壹歳一爲二壹拾肆石捌斗肆升伍合參勺貳撮一
宋齊令壹石貳斗玖升捌合參勺參撮陸肆、通二壹歳一爲二壹拾伍石伍斗捌升零零參撮一
梁陳令壹石參斗貳升肆合壹勺肆撮參陸、通二壹歳一爲二壹拾伍石捌斗捌升玖合漆勺貳撮一

二百石月俸米九斛

魏晉令玖斗貳升漆合捌勺參撮貳伍、通二壹歳一爲二壹拾壹石壹斗參升參合玖勺玖撮一
宋齊令玖斗漆升參合漆勺伍撮貳參、通二壹歳一爲二壹拾壹石陸斗捌升伍合零貳撮一
梁陳令玖斗玖升參合壹勺零漆漆、通二壹歳一爲二壹拾壹石玖斗壹升漆合貳勺玖撮一

百石月俸米四斛八斗

魏晉令肆斗玖升肆合捌勺肆撮肆、通二壹歳一爲二伍石玖斗參升捌合壹勺貳撮一
宋齊令伍斗壹升玖合參勺參撮肆伍陸、通二壹歳一爲二陸石貳斗參升貳合零壹撮一
梁陳令伍斗貳升玖合陸勺伍撮漆肆肆、通二壹歳一爲二陸石參斗伍升伍合捌勺捌撮一

事證

陶淵明恥下爲二五斗米一折上腰

按次縣令肆百石、日俸米拾五斛、則日食伍斗、故云レ爾、伍斗當二今伍升壹合伍勺餘一、僅足二以食一陸漆口一、縱使不二剛介一、何必戀戀

南齊劉玄明曰、作レ縣、止日食二一升飯一而莫レ飲レ酒

此謂二安レ貧清苦一耳、壹升今壹合餘、朝夕伍勺今曹洞僧尙且不レ能レ守二其制一、故知亦假設之言

苻堅拂蓋郎夏默等三人、毎レ食飯一石、肉三十斤

以二魏晉量一按レ之壹石當二今壹斗零參合一

蕭穎冑噉二白肉鱠一至二二斗一

以二宋齊量一按レ之、貳斗當二今貳升壹合陸勺一

山巨源飲量至二八斗一

以二魏晉量一按レ之、捌斗當二今捌升貳合肆勺一

劉伯倫祝詞云、一飲一石、五斗解レ醒

壹石當二今壹斗零參合餘一、伍斗當二今伍升壹合伍勺一

周伯仁渡レ江雖二日醉一、而恒云無レ對、後有二舊對一訪レ之欣然命レ酒各盡二一石一大醉、滿寵、盧植、馬融、

傳玄、劉京、魏舒、劉藻、柳謇、馮跋之飲、皆可至石餘

推時代、皆當以魏晉按

郗嘉賓欽崇釋道安德問、餉米千斛

嘉賓晉人、千斛當今百零參石餘、江左士大夫、富皆如此、歷唐宋明、愈下愈貧、蓋至明乃極、是讀史者所當知也

三國志曰、六七年間、可積三千萬斛於淮上、此則十萬之衆五年食也

按此壹人壹年之食陸拾斛、當今陸石壹斗捌升伍合餘、爲過甚、然軍中算計大槩當若此

拓跋魏周隋量

通典曰、隋制、前代三升當今一升

按此文、初疑唐量自隋代既有之、因攷隋書曰、隋平陳後、廢後周玉尺律、便用此鐵尺律、以一尺二寸即爲市尺、又曰、拓跋即魏後尺。即開皇官尺、即鐵尺一尺二寸、後魏初、及東西分國後、周末用玉尺之前、雜用此等尺、乃知隋量即魏拓跋魏舊量、後周用玉尺、始改量法、至隋因之、平陳後、復廢玉尺而用此量也、何者、唐大尺即玉尺壹尺貳寸、其量參倍玉尺量、此尺亦宋尺壹尺貳寸、其量亦參倍前代、前代指南朝言之、其法蓋用漢粟斛積貳千漆百爲法、宋尺壹尺貳寸當今玖寸壹分捌釐捌毫貳絲、自乘爲捌肆肆貳參零壹玖貳肆、又以玖壹捌捌貳乘之、爲

漆漆伍陸玖伍伍捌伍參捌零玖陸捌、是爲今尺求開皇官尺立方積、以貳千漆百乘之、爲壹斛積貳零玖肆參漆捌零捌零伍貳捌陸壹參陸、是於參倍積、有少不及也、然參倍法淵源所自如此、今且據文以參倍算之、壹斛積貳壹零肆壹捌壹肆陸參參捌陸肆、以今升法陸肆捌貳漆歸之、得參斗貳升肆合伍勺捌撮肆壹壹捌

隋書論玉尺曰、後周武帝保定中、詔遣太宗伯盧景宣、上黨公長孫紹遠、岐國公斛斯徵等、累黍造尺、縱橫不定、後因修倉、掘地、得古玉斗、以爲正器、據斗造律度量衡、因用此尺、大赦改元天和、百司行用、終於太象之末

按宇文氏建國、以周爲號、設官立爵、皆模倣古周、其獲玉斗、亦以爲古周物、遂以同律度量衡、唐亦以爲法物貴重之、則其制亦依嘉量者審矣、故今以嘉量法算之、玉尺卽今捌寸參分參釐參毫參絲、自乘爲陸拾玖萬肆千肆百參拾捌萬捌千捌百捌拾玖、又以捌參參參乘之、得伍百漆拾捌萬陸千玖百陸拾漆萬伍千玖百貳拾捌萬漆千零參拾漆、以陸肆歸之、得壹斛積玖百零肆萬貳千壹百參拾陸萬捌千陸百參拾捌萬伍千玖百玖拾伍、以今升法陸肆捌貳漆約之、得壹斗參升玖合肆勺捌撮壹零參貳

玉尺量

一合　今壹勺參撮玖肆

一升　今壹合參勺玖撮肆捌
一斗　今壹升參合玖勺肆撮捌壹
一斛　今壹斗參升玖合肆勺捌撮壹
十斛　今壹石參斗玖升肆合捌勺壹撮
百斛　今拾參石玖斗肆升捌合壹勺
千斛　今百參拾玖石肆斗捌升壹合零參撮
萬斛　今千參百玖拾肆石捌斗壹升零參勺貳撮

開皇官尺量

一合　今參勺貳撮肆
一升　今參合貳勺肆撮伍
一斗　今參升貳合肆勺伍撮捌
一斛　今參斗貳升肆合伍勺捌撮肆
十斛　今參石貳斗肆升伍合捌勺肆撮壹
百斛　今參拾貳石肆斗伍升捌合肆勺壹撮壹
千斛　今參百貳拾肆石伍斗捌升肆合壹勺壹撮捌

萬斛　今參千貳百肆拾伍石捌斗肆升壹合壹勺捌撮

宇文周百官祿秩

下士一百二十五石　今壹拾柒石肆斗參升伍合壹勺貳撮

中士二百五十石　今參拾肆石捌斗柒升零貳勺伍撮

上士五百石　今陸拾玖石柒斗肆升零伍勺壹撮

下大夫千石　今百參拾玖石肆斗捌升壹合零參撮

上大夫四千石　今伍百伍拾柒石玖斗貳升肆合壹勺貳撮

卿六千石　今捌百參拾陸石捌斗捌升陸合壹勺玖撮

孤八千石　今壹千壹百壹拾伍石捌斗肆升捌合貳勺伍撮

公萬石　今壹千參百玖拾肆石捌斗壹升零參勺貳撮

九秩百二十石　今壹拾陸石柒斗參升柒合柒勺貳撮

八秩七秩百石　今壹拾參石玖斗肆升捌合壹勺

六秩五秩八十四石　今壹拾壹石柒斗壹升陸合肆勺

四秩三秩七十石　今玖石柒斗陸升參合陸勺柒撮

二秩一秩四十石　今伍石伍斗柒升玖合貳勺肆撮

按此摸二倣周制一、下士食二九人一、亦準二九秩一、一人該二一石八斗有餘一、與二今時吾邦制一相合

隋百官祿秩

正一品祿九百石　今貳百玖拾貳石壹斗貳升伍合漆勺

從一品八百石　今貳百伍拾玖石陸斗陸升漆合貳勺玖撮

正二品七百石　今貳百貳拾漆石貳斗零捌合捌勺捌撮

從二品六百石　今百玖拾肆石漆斗伍升零肆勺漆撮

正三品五百石　今百陸拾貳石貳斗玖升貳合零伍撮

從三品四百石　今百貳拾玖石捌斗參升參合陸勺肆撮

正四品三百石　今玖拾漆石參斗漆升伍合貳勺參撮

從四品二百五十石　今捌拾壹石壹斗肆升陸合零貳撮

正五品二百石　今陸拾肆石玖斗壹升陸合捌勺貳撮

從五品百五十石　今肆拾捌石陸斗捌升漆合陸勺壹撮

正六品百石　今參拾貳石肆斗伍升捌合肆勺壹撮

從六品九十石　今貳拾玖石貳斗壹升貳合伍勺漆撮

正七品八十石　今貳拾伍石玖斗陸升陸合漆勺貳撮

從七品七十石　今貳拾貳石漆斗貳升零捌勺捌撮

正八品六十石　今壹拾玖石肆斗漆升伍合零肆撮

從八品五十石　今壹拾陸石貳斗貳升玖合貳勺右給以二春秋二季一、此外又給二職分田一

房玄齡注二管子一曰、古之石准二今之三斗三升三合一、此誤以二玉尺量一爲二古量一也

唐量

通典曰、大唐貞觀中、張文收鑄二銅斛一、秤尺升合、咸得二其數一、詔以二其副一、藏二於樂署一、至二武延秀爲一大常卿一、以爲二奇玩一、以二律與一古玉斗升合一獻焉、開元十七年、將レ考二宗廟樂一、有司請レ出レ之、勅惟以二銅律一付二大常一而亡二其九管一、今正聲有二銅律三百五十六、銅斛二、銅秤二、銅瓶十四一、斛左右耳與レ臀、皆正方、積レ十而登、以至二於斛一、銘云、大唐貞觀十年、歲次二玄枵一、月旅二應鐘一、依二新令累黍尺一、定レ律校レ龠、成二玆嘉量一、與二古玉斗一相符、同二律度量衡一、協律郎張文收奉レ勅修定、秤盤銘云、大唐貞觀秤、同二律度量衡一、匣上有二朱漆題秤尺二字一、尺亡其跡尚存、以二今常用度量一校レ之、尺當二六之五一、量衡皆當二三之一一、一斛一秤、是文收總章所レ造、斛正圓而小、與レ秤相符也

按銅律三百六十五、亡二其九一、故有二三百五十六一、銅斛二、銅秤二、其内一斛一秤、貞觀所レ造、一斛一秤、總章所レ造、貞觀斛方而總章斛圓也、朱載堉謂下張文收斛雖二方正一、不中與レ圓一其外一合上、蓋不レ讀二通典一已

律呂新書論㆓玉尺㆒曰、唐之度量權衡、與㆓玉斗㆒相符、即此尺爾

程氏演繁露曰、開元十年、勅、度以㆓十寸㆒爲㆑尺、尺二寸爲㆓大尺㆒、量以㆓十升㆒爲㆑斗、三升爲㆓大斗㆒、此謂㆓十寸而尺十升而斗者、皆秬黍爲㆘定也、鍾律冠冕湯藥、皆用㆑之、此外官私悉用㆓大者㆒

按斗三升乃三十升之誤

又按㆓右諸書㆒、唐有㆓大尺小尺、大斗小斗㆒、小斗即玉尺量、惟鍾律冠冕湯藥用㆑之、其積見㆑上、度量有㆓大小二種㆒者、蓋自㆑隋始、隋以㆓宋尺㆒制㆑律、以㆓市尺㆒常用、唐亦以㆓玉尺㆒制㆑律、以㆓大尺㆒常用、夫漢至㆓六朝㆒、士君子之論、尙謂三代禮樂、可㆑施㆓諸今日㆒焉、王通出而後慠然廢㆑古以貴㆑今、此論一立、世之所㆑見、亦隨以變、若㆘唐小度小量、以存㆓古制㆒、大度大量、以適㆗時用㆖、亦此意耳、學者於㆑是可㆓以觀㆘世哉

又按、唐以㆓玉尺量㆒爲㆓古制㆒者、以㆘其受㆓隋禪㆒、隋又受㆗周禪㆖、故以㆓北朝㆒爲㆓正統㆒、南朝爲㆓島夷㆒、觀㆘於其封㆓周隋後㆒爲㆓二賓㆒、而陳不㆖爾、可㆓以見㆒也、其實苟易所㆑定晉前尺、爲㆓周漢古尺㆒、而玉尺乃宇文周僞物、然當時國是所㆑在、是以魏徵輩、心識㆓其非㆒、口不㆑能㆑言、乃於㆓隋書㆒、具載㆓原由㆒已

按唐大尺、即今尺、其量參㆓倍玉尺量㆒、則其積貳漆壹貳陸肆壹零伍玖壹伍漆玖捌伍、以㆓今升法陸肆捌貳漆㆒約㆑之、得㆓肆壹捌肆肆參零玖陸㆒

一合　今肆勺壹撮捌肆

一升　今肆合壹勺捌撮肆肆

一斗　今肆升壹合捌勺肆撮肆參

一石　今肆斗壹升捌合肆勺肆撮參

十石　今肆石壹斗捌升肆合肆勺參撮零玖

百石　今肆拾壹石捌斗肆升肆合參勺零玖

千石　今肆百壹拾捌石肆斗肆升參合零玖撮陸

萬石　今肆千壹百捌拾肆石肆斗參升零玖勺陸撮

按唐六典明言二拾斗爲二壹斛一、世謂下唐以來以二伍斗一爲上斛者誤矣

百官祿秩

正一品錢八千八百、米七百石　今貳百玖拾貳石玖斗壹升零壹勺陸撮

從一品錢同レ上、米六百石　今貳百伍拾壹石零陸升伍合捌勺伍撮

正二品錢八千、米五百石　今貳百零玖石貳斗貳升壹合伍勺肆撮

從二品同レ上、米四百六十石　今百玖拾貳石肆斗捌升參合捌勺貳撮

正三品錢六千、米四百石　今百陸拾漆石參斗漆升漆合貳勺參撮

從三品錢同レ上、米三百六十石　今百伍拾石零陸斗參升玖合伍勺壹撮

正四品錢四千二百、米三百石　今百貳拾伍石伍斗參升貳合玖勺貳撮

從四品錢同レ上、米二百六十石　今百零捌石漆斗玖升伍合貳勺

正五品錢三千六百、米二百石　今捌拾參石陸斗捌升捌合陸勺壹撮

從五品錢同レ上、米一百六十石　今陸拾陸石玖斗伍升零捌勺玖撮

正六品錢二千四百、米一百石　今肆拾壹石捌斗肆升肆合參勺

從六品錢同レ上、米九十石　今參拾漆石陸斗伍升玖合捌勺漆撮

正七品錢二千一百、米八十石　今參拾參石肆斗漆升伍合肆勺肆撮

從七品錢同レ上米七十石　今貳拾玖石貳斗玖升壹合零壹撮

正八品錢一千六百、米六十七石　今貳拾捌石零參升伍合陸勺捌撮

從八品錢同レ上、米六十二石　今貳拾伍石玖斗肆升參合肆勺漆撮

正九品錢一千三百、米五十七石　今貳拾參石捌斗伍升壹合貳勺伍撮

從九品錢同レ上、米五十二石　今貳拾壹石漆斗伍升玖合零肆撮

外官遞二降一等一、外吏有二職田一

事證

李筌太白陰經曰、一軍萬二千五百人、人日支米二升、一月三斗、一年七石二斗、一軍日支二百五十石、一月七千五百石、一年九萬石

人日支、今捌合參勺陸撮有奇、壹月今貳斗伍升壹合零陸撮有奇、壹年今參石零壹升貳合漆勺玖撮壹

軍日支、今百零肆石陸斗壹升零漆勺漆撮有奇、壹月今參千壹百參拾捌石參斗貳升參合貳勺貳撮、壹

年今參萬漆千陸百伍拾玖石捌斗漆升捌合陸勺肆撮

此數與二趙充國一合

以二六分一支レ粟、一人支二粟三升三合三勺三抄三圭三粒一、一月一石、一年十二石、一軍一年十四萬七千

五百

按十四萬七千五百乃十五萬石之誤

壹人日支今壹升參合玖勺肆撮有奇、壹月今肆斗壹升捌合肆勺肆撮有奇、壹年今伍石零貳升壹合參勺

壹撮有奇、壹軍壹年今陸萬貳千漆百陸拾陸石肆斗陸升肆合肆勺

鹽、人一日支二半合一、一月一升五合、一年一斗八升、一軍一日六石二斗五升、一月一百八十七石五斗、

一年二千二百五十石

壹日今貳勺有奇、壹月今陸合貳勺漆撮有奇、壹年今漆升伍合參勺壹撮有奇、壹軍壹日今貳石陸斗壹

升伍合貳勺陸撮有奇、壹月今漆拾捌石肆斗伍升捌合零捌撮有奇、壹年今玖百肆拾壹石肆斗玖升陸合

玖勺陸撮

宴犒酒、一人二升

今捌合參勺陸撮

李白一斗詩百篇、焦遂五斗方卓然

壹斗今肆升壹合、伍斗今貳斗零玖合、其然豈其然

天寶以來、海內富實、天下歲入之物、租錢二百餘萬緡、粟千九百八十餘萬斛

千玖百捌拾萬斛、今捌百貳拾捌萬伍千壹百柒拾參石

通典曰、應レ貯レ米處、折ニ粟一斛一、輸ニ米六斗一

按此自レ漢以後、通以ニ陸斗一爲ニ米法一

宋量

宋史律歷志曰、太祖受レ禪、詔ニ有司一精考ニ古式一、作ニ爲嘉量一、以頒ニ天下一

玉海曰、太祖受命之初、受藏吏歲輸ニ金幣一、權衡失レ準、建隆元年八月丙戌、有司請下造ニ新量衡一以頒中天下上、詔精考ニ古制一、按ニ前代舊式一作レ之、禁ニ私造者一

按二書所レ言如レ此、皆不三詳言ニ其制一、因考

宛委餘編曰、沈存中筆談、考ニ樂律一、改ニ鑄渾儀一、求ニ秦漢以前量度升斗一、計六斗當ニ今一斗七升九合一、王琳又考漢二斗七升當ニ今五升四合一、似レ當下以ニ存中一爲上レ據

王弇州所レ考如レ此、沈王皆宋人、其於ニ宋量一、當レ無レ忒、第其考ニ漢量一、二人不レ同、故其說乃殊、而

存中它考覈皆精當、故弇州取之、今據沈說、更求之律呂、宋太祖命和峴以景表尺制律、景表尺卽劉宋尺、而隋代亦以此制律作量、因以隋量校漢量、其法、隋斛積、以今尺求之、則貳千壹百吝肆寸、故以貳壹吝肆歸漢斛陸吝參漆參、則得貳捌陸玖肆、是漢壹斗爲隋貳升捌合陸勺玖撮有奇、以陸因之、得壹漆壹陸肆、是漢陸斗爲隋壹斗漆升貳合壹勺陸撮有奇、則沈存中玖合、乃貳合誤、以此推之、宋量卽隋量審矣、故欲知宋量者、當以隋量求之、既見上、故今不復贅、其百官祿秩、宋史、文獻通考、皆不列載、曰見祿令、宋令不傳、莫得而考云

宋食貨志曰、募佃江東西閑田、三等定租、上田畝輸米一斗五升、中田一斗、下田七升

按壹斗伍升、當今肆升捌合陸勺捌撮、壹斗當今參升貳合肆勺伍撮、漆升當今貳升貳合漆勺貳撮

元量

元史食貨志曰、宋一石當今七斗

據此推之、以漆歸宋斛積、則得參吝吝伍玖漆參伍、却以今升法陸肆捌貳漆歸之、得肆陸參陸玖壹伍玖

一合　今肆勺陸撮

一升　今肆合陸勺參撮

一斗　今肆升陸合參勺陸撮

一斛　今貳斗參升壹合捌勺肆撮
一石　今肆斗陸升參合陸勺玖撮
十斛　今貳石參斗壹升捌合肆勺伍撮
十石　今肆石陸斗參升陸合玖勺壹撮
百斛　今貳拾參石壹斗捌升肆合伍勺漆撮
百石　今肆拾陸石參斗陸升玖合壹勺伍撮
千斛　今貳百參拾壹石捌斗肆升伍合漆勺玖撮
千石　今肆百陸拾參石陸斗玖升壹合伍勺玖撮
萬斛　今貳千參百壹拾捌石肆斗伍升漆合玖勺伍撮
萬石　今肆千陸百參拾陸石玖斗壹升伍合玖勺

百官祿秩

大師、大傅、大保、中書省右丞相、俸一百四十貫、米一十五石
　今陸石玖斗伍升伍合參勺漆撮
樞密院知院、俸一百二十九貫三錢三分三釐、米一十三石五斗
　今陸石貳斗伍升玖合捌勺參撮

中書省左丞相、同平章政事、俸一百二十八貫六錢六分六釐、米一十二石、中書省右丞、御史大夫、太禧宗禋院院使、宣政院院使、翰林國史院承旨、大宗正府也可札魯忽赤內壹員、大司農、俸一百一十八貫六錢六分六釐、米一十二石

今伍石伍斗陸升肆合貳勺玖撮

樞密院同知、御史中丞、宣政院同知、翰林國史院學士、俸一百六貫、米一十一石、大司農卿、俸一百三貫、米一十一石

今伍石壹斗零零陸勺

奎章閣學士院大學士、中政院院使、大醫院院使、典瑞院院使、將作院院使、大史院院使、儲政院院使、俸一百一貫三錢三分三釐、米一十石五斗

今肆石捌斗陸升捌合漆勺陸撮

大禧宗禋院同知、俸一百貫、米十石

今肆石陸斗參升陸合玖勺壹撮

侍御史、俸九十六貫三錢五分、米九石五斗

中書省參知政事、樞密院副樞、奎章閣學士院侍書學士、太禧宗禋院副使、宣政院副使、翰林國史院侍講學士、侍讀學士、大司農少卿、俸九十五貫三錢三分三釐、米九石五斗、樞密院僉院、治書侍御史、

宣政院僉院、大司農丞、俸九十貫一錢八分、米九石五斗

今肆石肆斗零伍合壹漆撮

太禧宗禋院僉院、俸九十貫一錢八分、米九石

今肆石壹斗漆升參合貳勺貳撮

中書省斷事官內十八員、中政院同知、大醫院同知、典瑞院同知、將作院同知、大史院同知、儲政院同知、太常禮儀院院使、通政院通使、俸八十二貫六錢六分六釐、米八石五斗

今參石玖斗肆升壹合參勺漆撮

太宗正府也可札魯忽赤內二十七員、俸八十一貫六錢六分六釐、米八石

六部尚書、奎章閣學士院承制學士、俸七十八貫、米八石

今參石漆斗零玖合伍勺參撮

太常禮儀院同知、俸七十二貫、米七石五斗

諸衛都指揮使、中政院僉院、大醫院僉院、典瑞院僉院、將作院僉院、大史院僉院、儲政院僉院、通政院同知、大僕寺卿、侍儀司侍儀使、拱衛司都指揮使、內宰司內宰、內正司司卿、大府監卿、經正監卿、俸七十貫、米七石五斗

今參石肆斗漆升漆合陸勺捌撮

太宗正府也可札魯忽赤內五員、俸六十七貫三錢三分三釐、米六石五斗
今參石零壹升參合玖勺玖撮
中書斷事內十四員、樞密院同僉、諸衛副都指揮使、奎章閣學士院供奉學士、太禧宗禋院同僉、斷事官、宣政院同僉、翰林國士院直學士、中政院同僉、大醫院同僉、典瑞院同僉、將作院同僉、大史院同僉、儲政院同僉、通政院副使、拱衛司副都指揮使、大府監大監、國子監祭酒、司天監提點、俸五十九貫三錢三分三釐、米六石、中書省參議、俸五十九貫、米六石、都水監都水卿、俸五拾三貫、米六石
今貳石漆斗捌升貳合壹勺肆撮
中書省斷事官內壹員、俸五十四貫六錢六分六釐、米五石五斗
今貳石伍斗伍升零參勺
六部侍部、司天監卿、俸五十三貫三錢三分三釐、米五石
今貳石參斗壹升捌合肆勺伍撮
殿中御史、諸衛僉事、大常禮儀院僉院、通政院僉院、侍儀司引進使、拱衛司僉事、俸四十八貫六錢六分六釐、米四石五斗
內正司少卿、俸四十七貫、米四石五斗
三公府諸議參軍、內宰司司丞、俸四十五貫、米四石五斗

通政院同僉、俸四十四貫、米四石五斗、中政院院判、大醫院院判、典瑞院院判、將作院院判、大史院院判、儲政院院判、俸四十三貫、米四石五斗、中書省郎中、樞密院院判、太禧宗禋院院判、宣政院院判、大常禮儀院同僉、大僕寺少卿、大府監少監、經正監少監、回回司天監少監、俸四十二貫、米四石五斗、奎章閣監書博士、俸四十一貫、米四石五斗

今貳石零捌升陸合陸勺壹撮

尙舍寺大監、闌遺監大監、俸四十八貫六錢六分、米四石、中書省斷事內一員、俸四十貫六錢六分六釐、米四石、大常院院判、俸三十七貫三錢三分三釐、米四石

今壹石捌斗伍升肆合漆勺陸撮

中書省客省使、樞密院參議、大禧宗禋院參議、宣政院參議、翰林院待制、通政院院判、大僕寺丞、尙舍寺少監、內正司司丞、大府監監丞、國子監司業、都水監少監、俸三十九貫三錢三分三釐、米三石五斗、大宗正府郎中、俸三十六貫、米三石五斗、宣政院經歷、俸三十四貫六錢六分、米三石五斗、中書省檢校官、俸二十八貫、米三石五斗

今壹石陸斗貳升貳合玖勺貳撮

闌遺監少監、俸三十九貫三錢三分三釐、米三石

三公府長史、中書省員外郎、六部郎中、樞密院經歷、御史臺經歷、宗禋院經歷、翰林院經歷、中政院

司議、通政院經歷、大司農經歷、經正監監丞、俸三十四貫六錢六分六釐、米三石
奎章閣參書、俸三十四貫三錢三分三釐、米三石、大宗正府員外郎、司天監監丞、俸三十一貫三錢三分三釐、米三石、國子監監丞、俸三十貫三錢三分、米三石、都水監監丞、俸三十貫、米三石
中書省都事、客省使副使、六部員外郎、戶部司計、奎章閣典籤、授經郎、宗禋院都事、宣政院都事、翰林院都事、翰林修撰、中政院長史、大常院經歷、大司農都事、監察御史、俸二十八貫、米三石、經正監經歷、俸二十五貫三錢三分三釐、米三石

今壹石參斗玖升壹合零漆撮

六部主事、國子博士、通政院都事、承奉班都知、俸二十六貫六錢六分六釐、米二石五斗
中書省經歷、俸二十三貫六錢六分六釐、米二石五斗、工部司程、俸十八貫、米二石五斗
樞密院都事、俸二十八貫、米二石

今壹石壹斗伍升玖合貳勺貳撮

中書省承發管勾、照磨、樞密院諸衛大僕寺拱衛司大府寺都水監經歷、行軍官千戶、翰林應奉、侍儀司典簿、內宰司典簿、俸二十五貫三錢三分三釐、米二石、大府監知事、俸二十四貫、米二石、中書省知事、樞密院照磨、管勾、客省副使、宗禋院客省副使、翰林編脩、尙舍寺經正監闌遺監都水監知事、宗禋院宣政院中政院大醫院典瑞院將作院大史院儲政院大常院通政院大司農照磨、國子助敎、俸二十二貫、

米二石、國子監典簿、俸十五貫三錢三分三釐、米二石

今玖斗貳升柒合參勺捌撮

樞密院知事、諸衞知事、鎭撫、行軍官副千戶、宗禮院拱衞司司天監知事、翰林典籍、大常院大祝、奉禮、協律、大僕寺照磨、內宰司內正司照磨、俸二十貫六錢六分六釐、米一石五斗

諸衞照磨、俸十八貫六錢六分六釐、米一石五斗

百戶、侍儀舍人、俸十七貫三錢三分三釐、米一石五斗

御史臺知班、俸十四貫、米一石五斗

今陸斗玖升伍合伍勺參撮

弩軍官千戶、俸二十貫六錢六分六釐、米一石

刑部司籍、提領、行軍官彈壓、弩軍官百戶、俸十二貫六錢六分六釐、米一石、行軍官知事、俸十一貫三錢三分三釐、米一石、刑部獄丞、俸十一貫、米一石、司天監教授、俸一十貫六錢六分六釐、米一石

今肆斗陸升參合陸勺玖撮

刑部同提領、弩軍官彈壓、國子監學錄、俸十一貫三錢三分三釐、米五斗

弩軍官都目、俸一十貫、米五斗

司天監司長、俸八貫六錢六分、米五斗

今貳斗參升壹合捌勺肆撮

天下歳入糧數、總計一千二百十一萬四千七百八石、

今伍百陸拾壹萬漆千肆百捌拾捌石貳斗壹升肆合玖勺

明量

朱載堉律學新說曰、明鐵斛算法、（量地鈔尺）斛口内方九寸、底内方一尺五寸、深一尺、置二口九寸一、自乘得二八十一寸一、置二底一尺五寸一、自乘得二二百二十五寸一、又以二口底一相乘、得二一百三十五寸一、三宗相併、得二四百四十一寸一、三歸得二百四十七寸一、以二深一尺一乘レ之、得二一千四百七十寸一、是爲二鐵斛五斗實積一、倍レ之得二二千九百四十寸一、是兩鐵斛、即十斗

按二今江南官斗步弓一、弓尺當二吾邦今壹尺零捌分一、以驗二官斗一、與二鐵斛一相符、以二壹零捌一自乘、得二壹壹陸陸肆一、又以二壹零捌一乘レ之、得二壹貳伍玖漆壹貳一、是爲下以二今尺一求二量地尺一立方積上、以レ此乘二貳千玖百肆拾寸一、得二參漆零參伍伍參貳捌一、是明量之積也、卻以二今升法陸肆捌貳漆一歸レ之、得二伍漆壹貳玖漆玖伍玖壹捌一

壹合　今伍勺漆撮

壹升　今伍合漆勺壹撮

壹斗　今伍升漆合壹勺貳撮

壹斛　今貳斗捌升伍合陸勺肆撮
壹石　今伍斗漆升壹合貳勺玖撮
拾斛　今貳石捌斗伍升陸合肆勺捌撮
拾石　今伍石漆斗壹升貳合玖勺漆撮
百斛　今貳拾捌石伍斗陸升肆合捌勺玖撮
百石　今伍拾漆石壹斗貳升玖合漆勺玖撮
千斛　今貳百捌拾伍石陸斗肆升捌合玖勺漆撮
千石　今伍百漆拾壹石貳斗玖升漆合玖勺伍撮
萬斛　今貳千捌百伍拾陸石肆斗捌升玖合漆勺玖撮
萬石　今伍千漆百壹拾貳石玖斗漆升玖合伍勺玖撮

宗藩祿米、皆歲祿也

親王一萬石、後米鈔兼支、有中半者、有本多於折者、下同
　今伍千漆百壹拾貳石玖斗漆升玖合伍勺玖撮

郡王二千石、公主及駙馬同
　今壹千壹百肆拾貳石伍斗玖升伍合玖勺壹撮

鎮國將軍一千石
今伍百漆拾壹石貳斗玖升漆合玖勺伍撮
輔國將軍八百石、郡主及儀賓同
今肆百伍拾漆石零參升捌合參勺陸撮
奉國將軍六百石、縣主及儀賓同
今參百肆拾貳石漆斗漆升捌合漆勺漆撮
鎮國中尉四百石、郡君及儀賓同
今貳百貳拾捌石伍斗壹升玖合壹勺捌撮
輔國中尉三百石、縣君及儀賓同
今壹百漆拾壹石參斗捌升玖合參勺捌撮
奉國中尉二百石、鄉君及儀賓同
今壹百壹拾肆石貳斗伍升玖合伍勺玖撮
公、侯、伯、祿米或本折折半、或本多〻於折〻、或折多〻於本〻、詳見〻會典〻、皆歲祿也
魏國公五千石
今貳千捌百伍拾陸石肆斗捌升玖合漆勺玖撮

成國公四千二百石
今貳千參百玖拾玖石肆斗伍升壹合肆勺貳撮
英國公三千二百石
今壹千捌百貳拾捌石壹斗伍升參合肆勺陸撮
黔國公三千石
今壹千漆百壹拾參石捌斗玖升參合捌勺漆撮
定國公二千五百石
今壹千肆百貳拾捌石貳斗肆斗肆合捌勺玖撮
恭順侯、定西侯一千五百石
今捌百伍拾陸石玖斗肆升陸合玖勺參撮
撫寧侯一千二百石
今陸百捌拾伍石伍斗伍升漆合伍勺伍撮
西寧侯一千一百石、惠安伯同
今陸百貳拾捌石肆斗貳升漆合漆勺伍撮
武定侯、鎭遠侯、武安侯、泰寧侯、永康侯、隆平侯、寧陽侯、安遠侯、懷寧侯、臨淮侯、懷遠侯、定

遠侯、靈璧侯、駙馬都尉、成安伯、興安伯、襄城伯、新寧伯、應城伯、平江伯、成山伯、安鄉伯、遂安伯、忻城伯、崇信伯、彭城伯、靖遠伯、南寧伯、宣城伯、彰武伯、武平伯、豐潤伯、懷柔伯、伏羌伯、武靖伯、新建伯、一千石

一千石見レ上

陽武侯、保定侯、武進伯、淸平伯、南和伯、東寧伯、寧晉伯、寧遠伯、八百石

八百石見レ上

誠意伯、廣寧伯、七百石

今參百玖拾玖石玖斗零捌合伍勺漆撮

百官俸給、不レ拘二貴賤一、皆月米一石、其餘皆折

正一品歲俸一千四十四石

今伍百玖拾陸石肆斗參升伍合零陸撮

從一品歲俸八百八十八石

今伍百零漆石參斗壹升貳合伍勺捌撮

正二品歲俸七百三十二石

今肆百壹拾捌石壹斗玖升零壹勺

從二品歳俸五百七十六石

今參百貳拾玖石零陸升漆合陸勺貳撮

正三品歳俸四百二十石

今貳百參拾玖石玖斗肆升伍合壹勺肆撮

從三品歳俸三百一十二石

今壹百漆拾捌石貳斗肆升肆合玖勺陸撮

正四品歳俸二百八十八石

今壹百陸拾肆石伍斗參升參合捌勺壹撮

從四品歳俸二百五十二石

今壹百肆拾參石玖斗陸升漆合零捌撮

正五品歳俸一百九十二石

今壹百零玖石陸斗捌升玖合貳勺

從五品歳俸一百六十八石

今玖拾伍石玖斗漆升捌合零伍撮

正六品歳俸一百二十石

今陸拾捌石伍斗伍升伍合漆勺伍撮

從六品歲俸九十六石

今伍拾肆石捌斗肆升肆合陸勺零

正七品歲俸九十石

今伍拾壹石肆斗壹升陸合捌勺壹撮

從七品歲俸八十四石

今肆拾漆石玖斗捌升玖合零貳撮

正八品歲俸七十八石

今肆拾肆石伍斗陸升壹合貳勺肆撮

從八品歲俸七十二石

今肆拾壹石壹斗參升參合肆勺伍撮

正九品歲俸六十六石

今參拾漆石漆斗零伍合陸勺陸撮

從九品歲俸六十石

今參拾肆石貳斗升漆升漆合捌勺漆撮

生員廩膳、月五斗

今貳斗捌升伍合陸勺肆撮

監生有ニ家小一者、月四斗、無者三斗

肆斗今貳斗貳升捌合伍勺壹撮、參斗今壹斗柒升壹合參勺捌撮

歴事監生有ニ家小一者、月八斗、無者六斗

捌斗今肆斗伍升柒合杏參撮、陸斗今參斗肆升貳合柒勺柒撮

醫士有ニ家小一者、月七斗、無者五斗

柒斗今參斗玖升玖合玖勺、伍斗見レ上

醫生有ニ家小一者、月四斗、無者三斗

見レ上

天文生月六斗

見レ上

在京衙門吏有ニ家小一者、月七斗、無者四斗五升

柒斗見レ上、肆斗伍升今貳斗伍升柒合杏捌撮

公差使客食三升、從人二升、宿頓、正官五升、從人三升

參升今壹升漆合壹勺參撮、貳升今壹升壹合肆勺貳撮、伍升今貳升捌合伍勺陸撮

軍行糧、月五斗、馬料豆一石二斗

伍斗見レ上、壹石貳斗今陸斗捌升伍合伍勺伍撮

秋糧、總計二千二百三萬三千一百七十石六斗九升二合一勺

今壹千貳百伍拾捌萬漆千伍百零伍石肆斗伍升零

歲運四百萬石以實二京師一

今貳百貳拾捌萬伍千壹百玖拾壹石餘

按吾邦今升法、不レ知三其所二從來一也、僧家相傳、鉢所二容受一、用二唐量一、弘安時、以二當時升法一計レ之、唐壹升當二陸合伍勺一也、古朝廷制度、皆稟二唐代一、若二文武令所レ載度量權衡一、與二六典一全同、弘安時、猶當二是古制一、而其言如レ此、因疑其時升法、當二是粟法一、以二陸伍一歸二唐升一、則弘安壹升、又當二今陸合肆勺有奇一、以レ此觀レ之、米粟法展轉相仍、量遂致二轉大一者審矣

衡考

東都　講官　物觀謹著

隋志曰、衡者平也、權者重也、衡所以任權而鈞物平輕重也、其道如底、以見準之正繩之直、左旋見規、右折見矩、其在天也、佐助旋璣、斟酌建指、以齊七政、故曰玉衡、權者銖兩斤鈞石也、以秤物平施知輕重也、古有黍絫錘錙鐶鉤鋝鎰之目、歷代差變、其詳未聞、前志曰、權本起於黄鐘之重、一龠容千二百黍、重十二銖、兩之爲兩、二十四銖爲兩、十六兩爲斤、三十斤爲鈞、四鈞爲石、五權謹矣、其制以義立之、以物鈞之、其餘大小之差、以輕重爲宜、圜而環之、令之肉好者、周旋亡端、終而復始、亡窮已也、權與物鈞而生衡、衡運生規、規圓生矩、矩方生繩、繩直生準、準正則衡平而鈞權矣、是爲五則、備於鈞物、以爲大範、案趙書石勒十八年七月、造建德殿、得圓石如水碓、其銘曰、律權石重四鈞、同律度量衡、有辛氏造、續咸議、是王莽時物、後魏景明中、幷州人王顯達、獻古銅權一枚、上銘八十一字、其銘云、律權石重四鈞、又云、黄帝初祖、德帀于虞、虞帝始祖、德帀于辛、歲在大梁、龍集戊辰、直定天命、有人據土德、受正號即眞、改正建丑、長壽隆崇、同律度量衡、稽當前人、龍在己巳、歲次實沈、初班天下、萬國永遵、子子孫孫、享傳億年、此亦王莽所制也、其時大樂令公孫崇、依漢志先修稱尺、及

レ見二此權一、以二新稱一稱レ之、重一百二十斤、新稱與レ權合若二符契一、於レ是付レ崇調レ樂

按レ此漢依二古稱一、但銖兩斤鈞石之目異二乎古一矣、引二漢志之文一者、以爲二五權之次一、黃鍾之重、實不レ可レ考、故以二漢權石一爲レ據

又曰、梁陳依二古稱一、齊以二古稱一斤八兩一爲二一斤一、周玉稱四兩當二古稱四兩半一、開皇以二古稱三斤一爲二一斤一、大業中依二復古稱一

按レ此南朝依二古稱一、隋平レ陳後亦廢二玉尺一而不レ用レ之、故梁陳齊隋皆以二古稱一言レ之、玉稱北朝也

通典曰、隋制前代三兩當二今一兩一〇大唐貞觀中、張文收鑄二銅斛秤尺升合一、咸得二其數一、詔以二其副一藏二於樂署一、至三武延秀爲二太常卿一、以爲二奇玩一、以三律與二古玉斗升合一獻焉、開元十七年將レ考二宗廟樂一、有司請レ出レ之、勅惟以二銅律一付二太常一、而亡二其九管一、今正聲有二銅律三百五十六、銅斛二、銅秤二、銅甌十四一、斛左右耳臀皆正方、積レ十而登以至二於斛一、銘云、大唐貞觀十年、歲次二玄枵一、月旅二應鍾一、依二新令累黍尺一定レ律校レ龠、成二茲嘉量一、與二古玉斗一相符、同二律度量衡一、協律郎張文收奉レ勅脩定、秤盤銘云、大唐貞觀秤同二律度量衡一、匣上有三朱漆題二秤尺二字一、尺亡其跡猶存、以二今常用度量一校レ之、尺當二六之五一、量衡皆三之一、一斛一稱、是文收總章年所レ造、斛正圓而小、與レ秤相符也

按隋制前代三兩當二今一兩一者、唐受二隋禪一、隋受二周禪一、前代指レ周、玉稱昉二於周保定中一、三兩當二唐一兩一、古稱二十七兩、齊十八兩、開皇九兩皆當二唐八兩一

唐志曰、武德四年鑄開元通寶、徑八分、重二銖四絫、積十錢重一兩

玉海曰、志、景德中以御書眞草行三體淳化錢、較定實重二銖四絫爲一錢者、凡一錢爲十萬忽、以二千四百得十有五斤爲一秤之則、詹令與開通元寶錢輕重等付有司

大學衍義補曰、唐高宗武德四年、廢五銖錢鑄開元通寶錢、每十錢重一兩、計一千重六斤四兩、得輕重大小之中、臣按太公圜法九泉輕重以銖、今之一兩即古之二十四銖、計一錢則重二銖半以下、古秤比今秤三之一、則今一錢爲古之七銖以上、凡造一錢用銅一錢、此開元通寶所以最得輕重大小之中也、此後之錢如宋元太平淳化之類、皆依此製至今行之、後有作者皆當準此以爲常法

按此宋依開元通寶造錢定秤、元明亦放此製以爲造錢之則、所謂積十錢重一兩同於今秤、明今秤一錢之目昉於開元錢、其輕重無差可知、按古秤肆兩半當玉秤肆兩、玉秤參兩當唐壹兩、乃知玉秤壹兩爲今參錢參分參釐參毫參絲不盡、壹斤爲今伍拾參錢參分參釐參毫參絲不盡、古秤壹兩爲今貳錢玖分陸釐貳毫玖絲陸忽不盡、壹斤爲今肆拾漆錢肆分零漆毫肆絲零漆肆不盡、考諸事證、漢志曰、太公九府圜法黃金方寸而重一斤、此周制也、可以驗古秤、隋志曰、達奚震牛弘等議曰、鑄金校驗鐵尺爲近、王弇州四部稿引沈存中等談曰、考樂律改鑄渾儀、求秦漢以前量度升斗、計壹斤當今肆兩參錢參分、始悟所謂黃金方寸爲一斤、皆謂大範

享保十四年十一月該部使局官鑄金、今尺方寸得重時秤拾參兩、約以絲法爲壹萬萬絲、每

絲重壹參、驗以晉前尺、壹寸當今漆分壹釐玖毫陸絲參、以漆千壹百玖拾陸絲參自乘爲積伍千壹百漆拾捌萬陸千漆百參拾參絲陸玖、又乘漆千壹百玖拾陸絲參爲方寸之積參千漆百貳拾陸萬漆千貳百捌拾漆萬壹千陸百五拾參絲參肆漆、乘壹參得重肆拾捌錢肆分肆釐漆毫肆絲漆參參壹肆玖參伍壹壹、與志僅差壹錢零肆釐耳、蓋鑄金未妙也、按考工記金有六齊、與今不同、或今尺毫釐訛長亦不可知、今須斟酌增損而後與志相符、又試以後周鐵尺算之、壹寸當今漆分陸釐伍毫陸絲捌、以漆千陸百伍拾陸絲捌自乘爲積伍千捌百陸拾貳萬陸千伍百捌拾陸絲貳肆、又乘漆千陸百伍拾陸絲捌爲方寸之積肆千肆百捌拾捌萬玖千貳百零肆萬伍千伍百貳拾貳絲肆參貳、乘壹參得重伍拾捌錢參分伍釐伍毫玖絲陸伍玖壹漆玖壹陸壹陸、不合、此當同周祖所製鐵尺、存中云肆拾參錢參分、不合、蓋所考樂律不可爲準、弇州以論錢價賞賜大率相等耳、又按通典獨載玉稱、而不別載古稱、蓋唐以玉尺爲古周尺、故以玉稱直爲古稱、後世多謂古三兩當今一兩本于此、玉稱非南朝之物、故隋志以勗尺爲古尺、以梁稱爲古稱、皆取徵於漢古器、今鑄金校之尺稱可以相發、黃鍾固不相關、詳于量考、後魏以後專求諸累黍、建隆以後專求諸音律、皆爲妄矣、訓詁家多引劉歆黃鐘沈括考音律之說、亦不深考也

古秤

古秤古周秤也、秦漢魏晉梁陳隋大業共依古秤、肆兩半當玉秤肆兩、貳拾漆兩當唐捌田

壹兩　今貳錢玖分陸釐貳毫玖絲陸忽不盡

壹斤　今肆拾柒錢肆分零柒毫肆絲零柒肆不盡

齊

壹斤當二古秤壹斤捌兩一、當二唐肆兩一

隋開皇

壹斤當二古秤參斤一、玖兩當二唐捌兩一

玉秤

玉秤宇文周秤也、參兩當二唐壹兩一

壹兩　今參錢參分參釐參毫參絲不盡

壹斤　今伍拾參錢參分參釐參毫參絲不盡

唐

唐以二玉秤參兩一爲二壹兩一、宋元明共依二唐秤一、同二於今秤一

事證

考工記冶氏戈重三鋝、戟重三鋝、鄭注三鋝爲二一斤四兩一

按古稱一斤四兩當二今五十九錢二分一、與二吾邦今槍一不レ異

魏志典韋形貌魁梧、旅力過レ人、好持二雙戟與二長刀等一、軍中爲レ之語曰、帳下壯士有二典君一、提二一雙戟八十斤一

按古稱八十斤當二今三千七百九十二錢一、爲二有力人一

考工記桃氏爲レ劍、身長五二其莖長一、重九鋝、謂二之上制一、上士服レ之、身長四二其莖長一、重七鋝、謂二之中制一、中士服レ之、身長三二其莖長一、重五鋝、謂二之下制一、下士服レ之、鄭注上制長三尺重三斤十二兩、中制長二尺五寸重二斤十四兩三分兩之二、下制長二尺重二斤一兩三分兩之一

按古三尺三斤十二兩當二今二尺一寸五分百七十七錢七分一、古二尺五寸二斤十四兩三分兩之二當二今一尺七寸九分百三十八錢二分一、古二尺二斤一兩三分兩之一當二今一尺四寸三分九十八錢七分一、與二吾邦今刀一不レ異

左傳曰、顏高之弓六鈞、皆取而傳觀レ之、杜預注、三十斤爲レ預、六鈞百八十斤、古稱重故以爲二異强一、孔穎達疏、計二今人用レ弓、此亦未レ爲レ彊矣、而魯人傳而觀レ之、故杜以爲古稱重、故以爲二異强一、杜言レ古者謂二此顏高之時一爲二古耳、非レ言二自古稱皆重一也

按古稱百八十斤當二今五十三斤五十錢一、今射書百斤爲二勁弓一、三四十斤爲二軟弓一、注疏六鈞未レ爲レ强、同二今射書一

呂氏春秋曰、齊宣王所レ用弓不レ過二三石一、而左右皆曰、此不レ下二九石一、宣王終日自以爲能用二九石一、故

亂國之主患存乎用三石爲九石也

按古稱三石當今百六斤餘、稱二人之力、九石當今三百二十斤、稱三人之力

宛委餘編曰、南梁羊侃伏而作虎狀、以指抉壁入三寸、弓力至二十石

按古稱二十石當今七百十一斤餘、稱七人之力

五代史張弘靖曰、天下無事、爾輩挽兩石弓、不如識一丁字

五代時兩石即今二百四十斤、稱二人之力、言天下無事、有力人無所用之

孟子曰、今曰擧百鈞則爲有力人矣、然則擧烏獲之任、是亦爲烏獲而已矣、夫人豈以不勝爲患哉

按古稱百鈞當今十四萬二千二百二十二錢、非人之所能擧

秦始皇本紀曰、二十六年收天下兵聚之咸陽、銷以爲鍾鐻金人十二、重各十石、正義曰、魏明帝欲將詣洛、載到霸城重不可致

按古稱千石當今五百六十八萬八千八百八十八錢、非車之所能載

廉頗傳曰、廉頗飯斗米肉十斤、被甲上馬以示可用

按古稱十斤當今四百七十四錢、古斗米當今八合九勺、以今人計之爲壯

宛委餘編曰、人之肥重、安祿山稱三百五十斤、司馬保八百斤、至孟業千斤極矣

祿山唐人也、三百五十斤與今稱同、計今人之重以百斤爲準、祿山三人半之重、司馬保孟業晉

人也、古稱八百斤當二今二百三十七斤一、千斤當二今二百九十六斤一、二人却在二祿山下一

度量衡考卷下大尾

享保十九年甲寅正月穀旦梓畢

東都書林

松會三四郎
出雲寺和泉
萬屋清兵衛
小川彥九郎
須原屋新兵衛
翠簾屋又右衛門
西村源六
中村新七

宮崎幸麿
小西武治
校

大正三年八月十二日印刷
大正三年八月十五日發行

日本經濟叢書 卷三

非賣品

不許複製

編者 瀧本誠一

發行者 佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者 中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 日本經濟叢書刊行會
東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
電話本局三一八五・振替口座東京二六八一〇

理事 高木範之丞
鹽谷濤作
佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the third volume

BIBLIOTHECA JAPONICA ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. III

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1914.

BIBLIOTHECA JAPONICA ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. III

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO KANKŌKWAI
1914.